

鳥取県広域住民避難計画

(島根原子力発電所事故対応)

令和2年3月
鳥取県防災会議

策定の経過

平成25年3月18日	鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）策定
平成26年3月26日	一部修正
平成27年8月24日	一部修正
平成30年3月23日	一部修正
平成31年3月11日	一部修正
令和 2年3月24日	一部修正

目 次

第1章 総則

1	この計画の目的	1
2	この計画の位置づけ	1
3	この計画の範囲	2
4	この計画の対象	2
5	根拠法令等	2
6	この計画の改正	3

第2章 実施要領

1	状況	
(1)	地域の特性	4
(2)	島根原子力発電所の状況	5
(3)	複合災害時の対策	8
(4)	鳥取県の対応	8
(5)	予備的避難先	14
(6)	情報の伝達と収集	14
2	避難実施の考え方	
(1)	方針	17
(2)	計画の段階区分	17
(3)	防護措置等	18
(4)	防護措置等の実施要領	19
(5)	避難実施	22
(6)	避難の優先	23
(7)	避難誘導	23
(8)	自家用車による避難	24
(9)	公共輸送による避難	25
(10)	自衛隊による避難	27
(11)	避難行動要支援者等の避難	27
(12)	児童生徒等の避難	30
(13)	観光客等一時滞在者の避難	30
(14)	自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難	31
(15)	大規模計画外避難に対する緊急対応	31
(16)	実動組織現地合同調整所の設置	32
(17)	安定ヨウ素剤の配布	32
3	各機関の役割	
(1)	関係機関	33
(2)	県庁の各部局	35
4	避難の支援方法	
(1)	物資等の供給	39

(2) 輸送	40
(3) 原子力災害医療等の提供及び保健衛生	43
(4) 避難退域時検査	44
(5) 避難経路の確保	46
(6) 避難所	46
(7) 仮設住宅等	48
(8) 応援、受援	48
(9) 応急教育	50
(10) 安否確認	50
(11) 警備	50
(12) 広報・情報伝達	50
(13) 問い合わせ窓口の開設	51
(14) 損害賠償	52
(15) 会計等	52
(16) 安全管理	52
5 避難実施体制	
(1) 危機管理体制	54
(2) 通信システム	55
6 避難先一覧表	
(1) 境港市	61
(2) 米子市	64

付録

- 付録1 用語の解説
- 付録2 資料
- 付録3 連絡先一覧

別紙計画

- 別紙1 避難実施計画
- 別紙2 情報計画
- 別紙3 島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画
- 別紙4 原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園の避難計画マニュアル
- 別紙5 食糧、生活関連物資等供給計画
- 別紙6 住民避難輸送計画
- 別紙7 原子力災害医療計画
- 別紙8 広域避難所運営計画
- 別紙9 動員計画
- 別紙10 広報・情報伝達計画

第1章 総則

- ・この章では、この計画の位置づけ等について記載している。
- ・この計画は、災害対策基本法第40条第2項第2号に基づき作成された鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の避難に関する計画である。
- ・避難が必要となる市町村においては、状況の変化に応じてこの避難計画を修正・変更しなければならない。

1 この計画の目的

この計画は、島根原子力発電所において事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ確に実施し、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 この計画の位置づけ

(1) 計画の使い方

この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急防護措置を準備する区域：原子力発電所から概ね30km圏内）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。

このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。

- ・万が一の事故の際は、県民の安全を最優先に判断・対応しなければならない。
- ・万が一の事故の際には、曖昧なこと、矛盾したこと、予測できないことが次々と起こる。このため、この計画は対処方法の一例であることから計画に固執することなく、状況の変化に応じて臨機応変に対応を行い、計画を修正・変更しなければならない。この計画の作成に当たって前提となる仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を新たな前提となる現実の状況に応じて柔軟に組み立て直し、さらに状況に合わせて最も適したものに適応させて使用する。
- ・避難指示後においては、状況が流動的であり先が読めないことから、「観察」「状況判断」「決定」「行動」の4活動（ループ）を継続的に素早く繰り返し、対応を迅速に修正していくことが必要である。
- ・実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、事態の進展等に応じてUPZ外も含め、その時に必要とされる地域全体を対象とする。
- ・平素から行うこの計画に基づく諸準備と相まって、事故発生時の即応性と実効性を確保する。

(2) 計画の準拠

この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、防災基本計画、地域防災計画に基づき作成するものであり、この計画に定めのない事項は、これら法令等に準拠する。

この計画は、計画全般に関する基本的事項を定めた計画と、これに基づく特定の時期・範囲又は特定の事項を対象とした細部計画（別紙計画）に区分する。

(3) 計画の構成

ア 地域防災計画との関係

この計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき計画された各種防護計画について、広域避難計画として住民避難（広義の避難）に焦点を絞り、その実施要領についてまとめたものである（いわゆるコンセプト計画）。

イ 別紙計画との関係

別紙計画は、この計画に基づき、各防護措置（狭義の避難）について個別に計画したものである（いわゆるオペレーション計画）。

(4) 運用性の確保

この計画は、地域防災計画及びこの計画に基づき各部局等が作成する計画類（別紙計画、マニュアル等）と相まって、計画の運用性と実効性を確保する。

3 この計画の範囲

(1) 時間的範囲

初期対応段階から復旧段階までの緊急事態とし、島根原子力発電所での事故発生による警戒事態から全面緊急事態と原子力緊急事態解除宣言後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでを範囲とする。ただし、事後対策以降については、当時の状況によるところが大きいいため、本計画では考え方（大綱）の記載にとどめ、状況の進展及び不確定要因の確定に伴い逐次これを補足具体化していく。

(2) 地理的範囲

- ア 鳥取県内全域及び県外の避難先地域を地理的範囲とする。
- イ UPZは、米子市及び境港市の地域防災計画（原子力災害対策編）で定める地域とする。
- ウ UPZ外においても防護措置が必要になった場合、本計画を準用する地域とする。

(3) 計画における避難対象者

- ア UPZ内に居住する住民
- イ UPZ内の一時滞在者
 - (ア) 就労者
 - (イ) 就学者
 - (ウ) 病院の入院患者、福祉施設の入所者
 - (エ) 観光客
- ウ UPZ内の通過者
- エ 避難指示が発出された地域の住民等

(4) 留意事項

計画の範囲は、あくまでも計画作成にあたっての仮定条件であり、運用時にあたっては、実際に避難が必要となった範囲を対象とする。

4 この計画の対象

この計画は、鳥取県、県内の市町村、県内の関係する機関、団体、事故発生時に県内で活動する機関等を対象とする。

5 根拠法令等

(1) 根拠法令等（再掲）※〈〉内は略語

- ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）〈災対法〉
- イ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）〈原災法〉
- ウ 防災基本計画
- エ 関係する防災業務計画
- オ 災害救助法（昭和22年法律第118号）〈災救法〉
(原子力規制委員会等作成)
- カ 原子力災害対策指針〈原災指針〉
- キ 緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）
- ク 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって

- ケ 原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル
- コ オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書
- サ 原子力災害医療派遣チーム活動要領
- シ 原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針
- ス U P Z 外の防護対策について

(2) 参考とする計画等

- ア 鳥取県地域防災計画
- イ 鳥取県国民保護計画
- ウ 鳥取県庁業務継続計画

6 この計画の改正

この計画は、根拠法令等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、見直しを行う。

あらかじめ計画を作成し、整備を行い、それを維持するとともに訓練により得られた教訓及び新知見を反映し計画を深化させ、効果的なものとする。

第2章 実施要領

- ・ この章では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。
- ・ この計画の実際の運用にあたっては、この章に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入手し、その状況の変化及び推移に伴ってこの計画の所要の補完修正（自然災害、大規模事故、国民保護事案等が複合的に発生した場合の対策は、これらの災害等に係る計画による対策も含めて現計画を臨機応変修正して行う。）を行い、実際の状況に適応させて運用する。

1 状況

(1) 地域特性

ア 島根地域の避難

- ・ 2県6市（鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市）が対象でUPZの避難対象者数は約47万人。
- ・ 島根県の避難者約10万人が鳥取県内を通過して避難。
- ・ 鳥取県の避難者とあわせれば、約11万人が弓ヶ浜半島を通過。
- ・ UPZ外の弓ヶ浜半島の付け根部分の米子市街地を約17万2千人が通過。
- ・ 弓ヶ浜半島において、島根県避難と鳥取県避難が2度交錯する。
- ・ 島根県の主要避難先は県外（広島県、岡山県、鳥取県に予備避難先）である。
- ・ 鳥取県の避難先は県内に確保している（避難元地区と避難先自治体の避難施設との組み合わせができている。）。
- ・ 島根原子力発電所に近い地域からの避難を原則とし、PAZ避難完了後のUPZ避難については島根原子力発電所に近い自治体から順次避難を開始し、避難の確実を期す。

イ 地域見積

(ア) 地形

- ・ 南北方向については、中国山地により規制されており、移動は主要道路（鳥取道、米子道、国道313号、国道181号）に限られる。
- ・ 東西方向については、中国山地からの稜線が発達し、地域が東部、中部、西部の3つに区分され、移動は主要道路（国道9号、山陰道）に限られる。
- ・ 弓ヶ浜半島は全体的に標高が低くなだらかで海側は津波等の影響を受ける恐れがある。

(イ) 気象

- ・ 冬季においては、積雪の影響により移動に制限を受けることがある。

(ウ) その他

- ・ 限定された避難経路を島根県と鳥取県が混交して使用する。
- ・ 避難経路は主要道路に限られることから、避難の一般方向が限定される。
- ・ 弓ヶ浜半島については、各種の避難手段（交通機関）が存在する。

ウ 避難見積

- ・ 避難経路は主要道路に限られることから、道路交通の確保と円滑な交通が必須である。
- ・ 県外避難のため、交通規制が通常の管轄を超えることから、広域の交通規制・管轄が必要である。
- ・ 島根県避難については、鳥取県のUPZである弓ヶ浜半島及びUPZに近接する米子市街地を通過しなければならない。
- ・ UPZに近接して米子市街地が存在し、島根県と鳥取県の避難が交錯集中する隘路となることから避難経路についてはUPZと一体的に整備、統制することが必要。

エ 避難上の課題

- ・ 弓ヶ浜半島では、避難の一般方向が限定され、かつ使用できる道路が大きく2本（国道431

- 号、県道47号米子境港線)に限られる。また、並行する2本の道路をつなぐ道路(肋骨道路)がないため、一方の道路が寸断・渋滞すれば、迂回が困難で避難に支障を来すことから、避難車両を必ず円滑に通過させる対策が必要である。
- 弓ヶ浜半島では、避難経路は、大きくは、平行する2本の道路に限られ、有機的な輸送網の構成ができない。
- 米子鬼太郎空港付近で、2本の主要避難道路が近接する。
- 海側道路(国道431号)は、地震時に津波の影響を受けるおそれがある。

(2) 島根原子力発電所の状況

ア 要避難地域の考え方

この計画では、特定の不測事態(地震・津波等との複合災害等)により特定のプラント事故が発生したのではなく、何らかのプラント事故により、防護措置としてのUPZ内の住民避難が必要になったと想定とする。

※どのような事項に対応しなければならないかという点に焦点を当てた計画

イ 複合災害への対応

この計画においては、大規模の自然災害、特に津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路の使用について制限を受ける条件を設定する(鳥取県津波対策検討委員会検討結果による)。

ウ 島根原子力発電所事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、実際の状況の進展とは必ずしも一致しない。

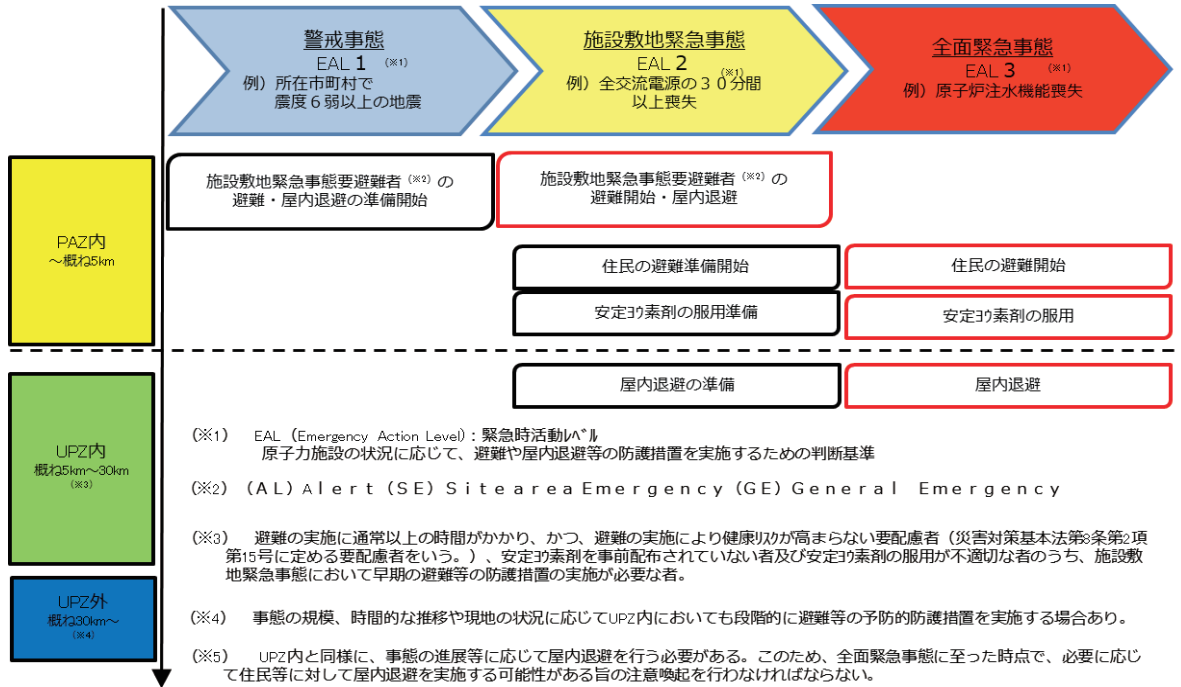
事態区分	対応
警戒事態 EAL(AL) (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で、「警戒事態」が発生し、県は中国電力から「警戒事態」発生連絡を受けた。 県は、災害警戒本部を設置した。 県は、モニタリング本部を設置した。 県は、国から連絡体制の確立等の要請を受けた。 県は、注意喚起、観光客等の一時滞在者への帰宅呼びかけを実施した。
施設敷地緊急事態 EAL(SE) (EAL2)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で、警戒事態が「施設敷地緊急事態」に進展し、県は中国電力から「施設敷地緊急事態」発生連絡を受けた。 県は、災害対策本部を設置した。 県は、緊急時モニタリングを開始した。 県は、国から屋内退避の準備の要請を受けた。 県は、屋内退避の準備を指示した。
全面緊急事態 EAL(GE) (EAL3)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で、施設敷地緊急事態が「全面緊急事態」に進展し、県は中国電力から「全面緊急事態」発生通報を受けた。 県は、国から屋内退避の実施の指示を受けた。 内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置した。 県は、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)、避難準備等を指示した。 事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、予防的防護措置として避難等の指示がなされた。

※ 上記に関わらず、島根原子力発電所から放射性物質が放出され、緊急時モニタリングの結果が運用上の介入レベル(OIL)の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難等の指示がなされる。

エ 防護措置

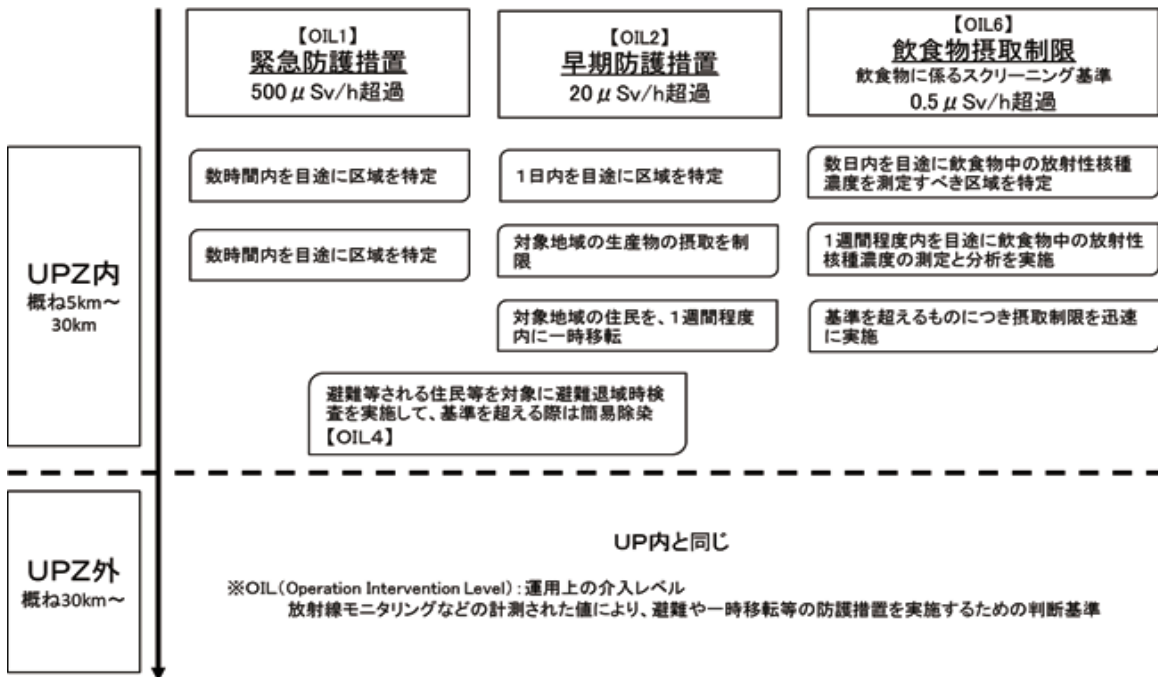
(7) 緊急事態における対応

施設敷地緊急事態（EAL 2）となった段階で、時間とともに変化する風向に備えて島根原子力発電所から同心円状のUPZ内に対して国から屋内退避準備の指示が出され、全面緊急事態（EAL 3）となった段階で、屋内退避の指示が出される。UPZ内の住民等は当該指示に基づき、屋内退避を実施する。



(イ) 放射性物質の放出後

高い空間放射線量率が計測された地域において、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講ずる。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講ずる。



オ 避難等

(基本方針)

原子力災害時におけるUPZ内の避難等について、緊急時モニタリング結果を踏まえ、OILに基づき対象区域を特定し、避難又は一時移転等の指示が出される。

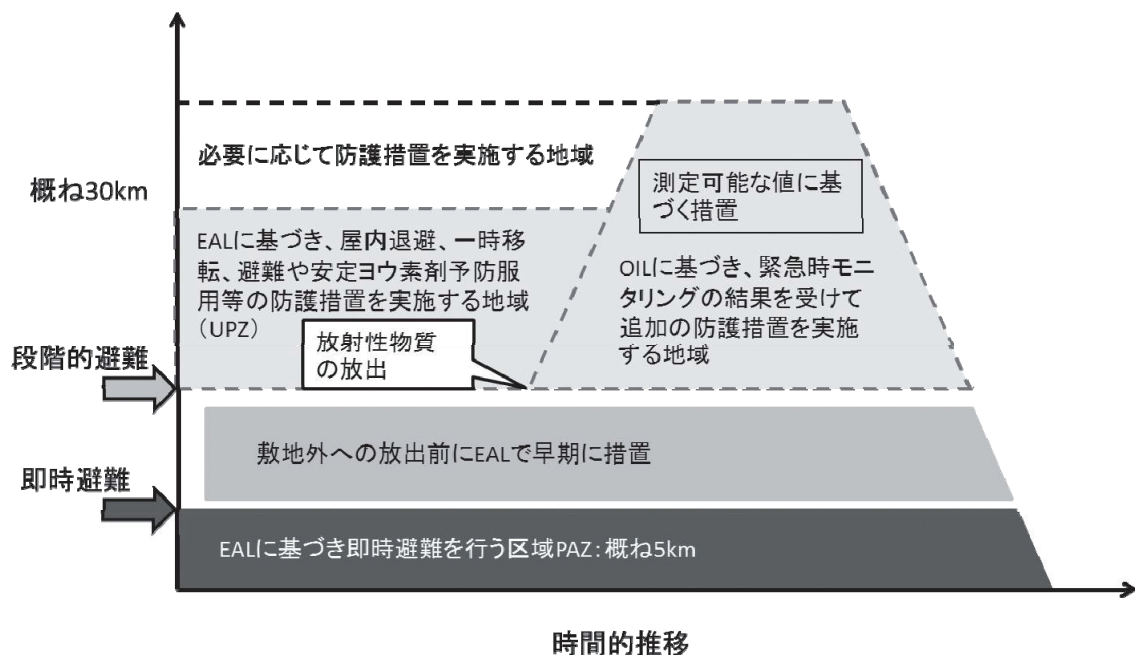
また、原子力災害対策重点区域全体に避難が必要となった場合は、交通渋滞を低減し、円滑な避難を図るため、原則として島根原子力発電所からの距離に応じた同心円で段階的避難を行うものとする。

本章では最も厳しい状況であるUPZ全域に避難指示が出された場合を主に想定して対応方針等を記載する。

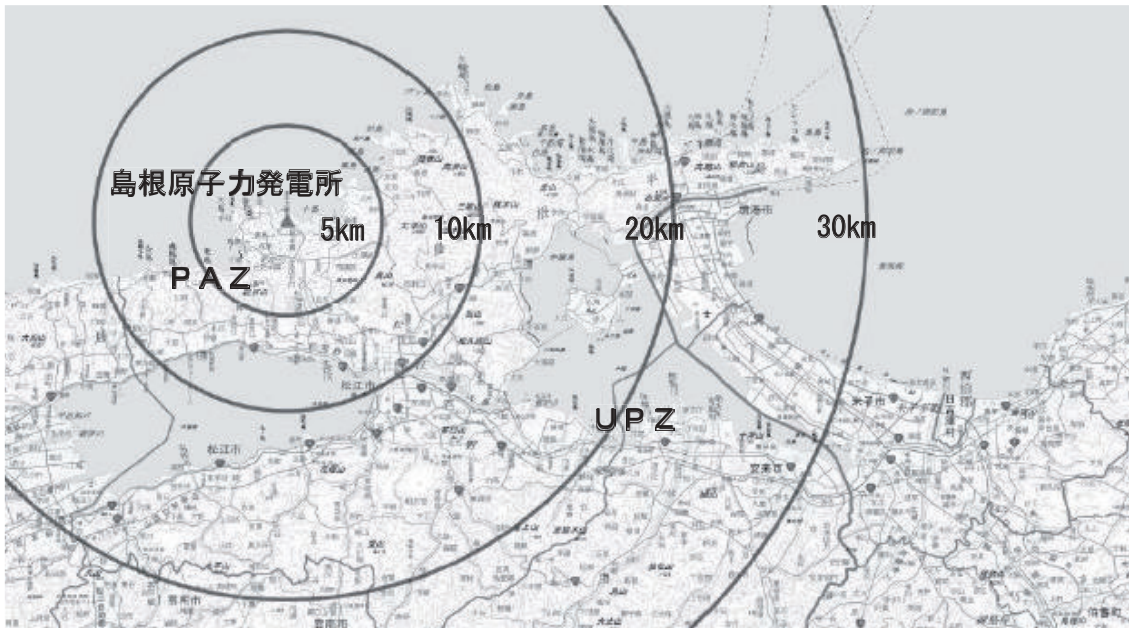
(避難の推移)

- 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）に基づきPAZ内の避難が実施される。UPZについてはEALに基づく屋内退避の後、OILに基づきUPZ全域に避難指示が出され、段階的避難が実施される。
※放射性物質の放出前においてもEALに基づき事態の規模、時間的な推移等に応じて避難指示が発出される場合がある。
- 即時避難としてPAZ避難が完了した後、UPZ避難が実施される。
- UPZ避難においても、島根原子力発電所から近い区域から距離に応じて段階的に避難するものとする。これにより、円滑な避難を確保するとともに住民等の被ばくリスクの低減を図る。
- 避難対象者及び避難行動要支援者に必要な輸送手段（バス、福祉車両等）を確保し、速やかに避難を行う。

避難の時間的推移のイメージ



原子力災害対策重点区域（島根原子力発電所）



(3) 複合災害時の対策

県は、地震、津波、暴風雪等の自然災害と原子力災害の複合災害の発生可能性を認識し、避難をはじめとした防護措置の迅速かつ確かな実施を行わなければならない。この際、人命の安全確保を最優先とする観点から、これら複合的な事態に対して迅速かつ同時並行的に対処する。

ア 避難経路、避難手段、避難先の多重化

- ・避難経路の情報収集による避難経路の変更または迂回の早期判断
- ・避難車両通行のための道路啓開、応急復旧等
- ・自家用車の使用が困難な場合の避難バスの確保
- ・車両による避難が困難な場合における実動組織による住民避難
- ・避難所の再調整、県内の予備避難先の利用、県外避難先の確保

イ 災害対応の要員、資機材の確保

- ・災害対応の限られたリソースを災害ごとの適切な配分と外部に支援を早期に要請する。

ウ 複合災害時の避難・屋内退避

- ・人命の安全確保を最優先に、自然災害（地震、津波、暴風雪等）に対する避難等を優先して、自宅や指定緊急避難場所等において屋内退避を行う。

エ 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制

- ・屋内退避が適切に行えるように、住民への備蓄の普及啓発、物質等の備蓄、物資融通体制の整備を行う。

オ 複合災害対応の強化

- ・情報収集、意思決定、指示・調整を一元化し、複合災害対応を一元化する。
- ・避難開始後は、状況の変化に応じて避難計画を修正・変更するためのループ型の意志決定を行う。

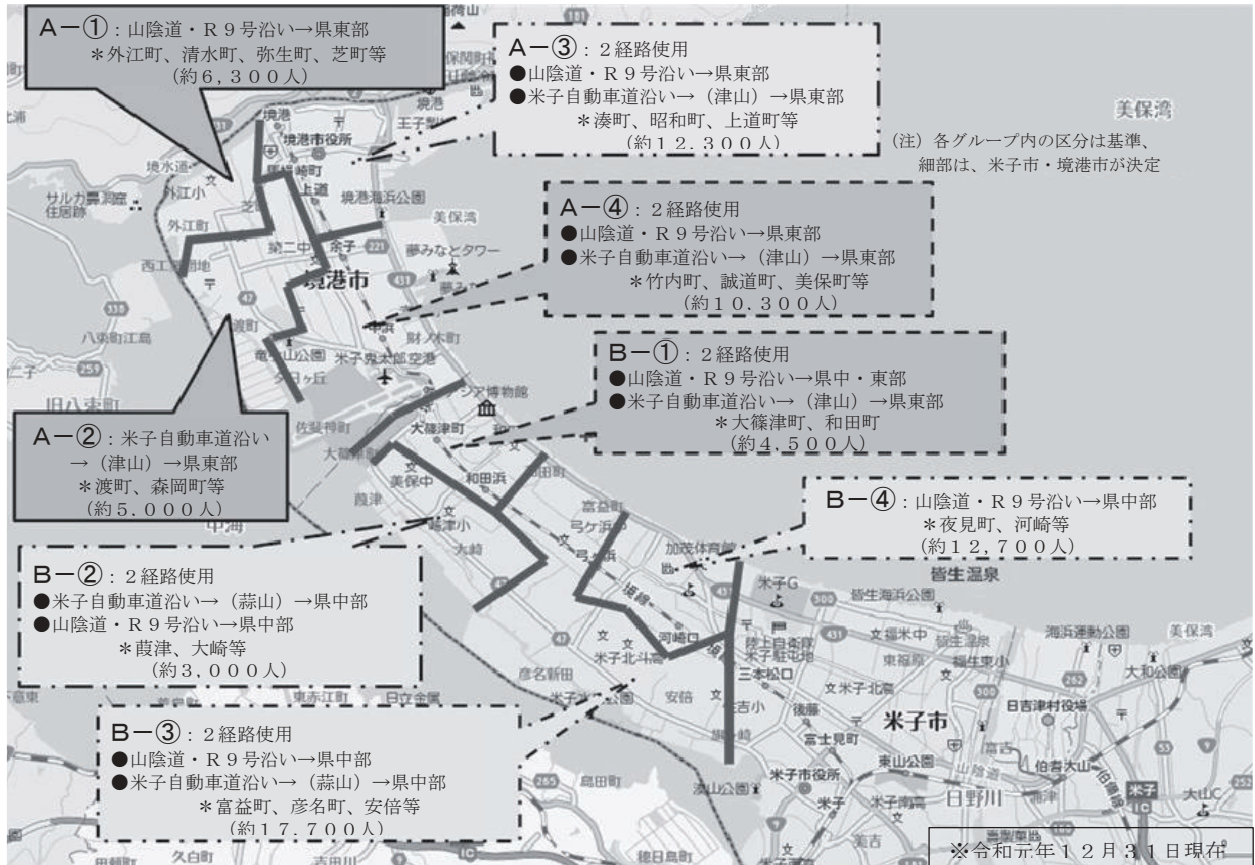
(4) 鳥取県の対応

ア UPZ避難

EAL又はOIL等に基づき、国又は県・市からUPZ全域の避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。

段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。

なお、当該区分は、米子市及び境港市において避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる地区的単位であり、避難指示の基礎単位である。



段階的避難における区分

区分	避難区域	市	町名等
鳥取①	A-①	境港市	外江町、清水町、弥生町、芝町、西工業団地
	A-②		渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町
鳥取②	A-③		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町
鳥取③	A-④		竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目
	B-①	米子市	大篠津町、和田町
鳥取④	B-②		葭津、大崎、大篠津町(一部)、彦名町(一部)
	B-③		富益町、彦名町、安倍、上後藤(一部)、旗ヶ崎(一部)
	B-④		夜見町、河崎、両三柳(一部)

イ 避難シナリオ

(ア) 避難のパターン

島根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、EALに基づくPAZ避難に続き、EAL又はOIL等に基づき国又は県・市からの避難指示によりUPZ全域の避難が開始されたものとする※。

島根県民の避難者の受け入れが必要な場合、島根県知事からの要請に基づき受け入れを行う。

※「原災指針」では、UPZにおける避難及び一時移転について、「事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずる必要がある。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超え

る区域を特定し一時移転を実施しなければならない。」と規定されている。

(イ) 避難シナリオ

避難指示に基づき、計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了(30km圏からの100%避難が完了)する。

UPZ(10~20km)の避難指示が発出された時点を「H時」とする。

※原災指針では、放射性物質の放出後、モニタリング結果に基づき区域等を指定して避難等を実施することとされているが、ここではEALに基づき予防的防護措置として避難指示がなされるものとする。

本計画においては、警戒事態(EAL1)から鳥取県への避難指示までを、24時間と仮定し、この間に避難準備を行うものとする。ただし、事態の進展及び状況に応じて避難準備を行うものとし、全面緊急事態(EAL3)から避難準備を行う場合がある。

時間的推移	避難等の状況
警戒事態(EAL1) H-24h	注意喚起、観光客等の一時滞在者への帰宅呼びかけ ※原子力規制委員会が原子力災害対策指針のEALに掲げる警戒事態を判断した後とし、自然災害のみを起因とした警戒事態は除く
施設敷地緊急事態 (EAL2)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (EAL3)	原子力緊急事態宣言。国の原子力災害対策本部の設置。 (事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国が避難を指示) 予防的防護措置(屋内退避の実施、避難に必要な移動手段の確保等の避難準備や安定ヨウ素剤の配付準備)の指示
H	UPZ(10~20km)の避難指示 鳥取①の避難開始 →H+5h避難完了
H+5h	鳥取②の避難開始 →H+10h避難完了
H+10h	鳥取③の避難開始 →H+15h避難完了
H+15h	鳥取④の避難開始 →H+20h避難完了
H+20h	鳥取県内UPZ避難完了

※ 避難シナリオは、逐次見直す。

ウ 避難対象地域

対象とする避難対象地域(UPZ、概ね30km圏内)及び避難先地域は次の表のとおりとする。

要避難地域			避難先地域
20km圏内	境港市	境港市地域防災計画で定めるUPZ	鳥取市(気高町、鹿野町を除く)、岩美町、八頭町
20km~25km	境港市	境港市地域防災計画で定めるUPZ	
	米子市	米子市地域防災計画で定めるUPZ	鳥取市(気高町、青谷町、鹿野町)、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町
25km~30km	米子市	米子市地域防災計画で定めるUPZ	

エ 避難誘導

(ア) 市避難誘導計画

米子市及び境港市は、県が手配し配車したバス等の車両を円滑に受け入れるため、一時集結所の特性、誘導方法等をまとめた「市避難誘導計画」をあらかじめ作成する。

(イ) 市避難誘導計画による住民等の誘導

米子市及び境港市は、一時集結所に避難誘導員を配置するなど、避難誘導準備を行う。

また、県から配車を受けたバスを市避難誘導計画に基づき一時集結所に配車するとともに、避難を行う住民等を誘導し、バスに乗車させる。

オ 避難手段

(ア) 選定の考え方

避難手段は、天候等の条件に制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、各種輸送手段により輸送力を補完する。

この際、避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に則した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。

また、補完的手段である鉄路、海路、空路に関しては、避難手段の特性に留意する。

(イ) 陸路

a 自家用車

自家用車及びバス等準備車両による避難を基本とし、避難住民の90%が自家用車を使用すると見積もる。避難住民の10%がバスを使用し、バス1台当たりの乗車人員は35人程度と見積もる。

b バス等準備車両（公共輸送）

自家用車が使えない住民等の避難に使用

c 福祉車両（公共輸送）

避難行動要支援者等の避難に使用

d 自衛隊車両

緊急を要する場合に計画（災害派遣、原子力災害派遣）

(ウ) 鉄路（公共輸送）

列車の運行が可能である場合、定時運行性を最大限活用し、観光客等の一時滞在者の早期避難や通勤者、通学者が自宅に帰宅するまでの移動手段として使用する。また、避難の際の補完的手段として使用する。このため、列車運行時間の利用者への周知に努める。

※駅等において列車の運行情報を利用者に周知する。特に通学者に対しては学校等を通じて確実に周知を行う。

※外国人の避難が容易になるように、外国語等による情報提供を行う。

J R（境線、山陰本線〔米子駅～鳥取駅〕）

(エ) 海路（公共輸送）

船舶（境港～鳥取港）の確保が可能であり、波高が1.5m以下と見込まれる場合に、自家用車が使えない近隣の住民等の輸送に使用する。

対象とする住民の決定と周知及び船舶までの輸送方法の確保が必要である。

(オ) 空路

航空機及びヘリコプターの確保が可能な場合に、遠距離かつ緊急に搬送が必要な避難行動要支援者（重篤な入院患者等）等の輸送に使用する。

※ただし、飛行できない場合に備え、予備手段を準備しなければならない。

(カ) 複合災害時における避難手段

自家用車の利用が困難な場合はバスを手配する。車両による避難が困難な場合は補完的手段を準備する。なお、確保が困難な場合はオフサイトセンターにて実動組織に避難を支援要請する。

(キ) 捜索と救出

避難に遅れたあるいは出来ずに救出要請のあった住民又は避難指示のあった地域において住民の捜索が必要になった場合において自治体の能力を超える場合は実動組織に支援要請する。

(鉄路、海路、空路の特性)

輸送手段	特性	
	メリット	デメリット
鉄路 (J R 境線)	<ul style="list-style-type: none"> 大量輸送が可能 渋滞の影響を受けない (定時運行が可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 単線であり、運行本数と車両連結数に限りがある。(最大4両編成) 地震との複合災害時には、線路や信号機の点検に時間を要する。(運行できない場合もある。)

		<ul style="list-style-type: none"> ・境線の駅には駅舎が少なく、列車の待ち時間に屋内退避することが困難。 ・境線から山陰本線に乗り入れが可能であるが、山陰本線のダイヤが過密であり、その影響で、運行本数を増やせない。 ・駅での被ばく管理・事故等に対する安全確保のため十分な要員の確保が必要。
海路 (船舶)	<ul style="list-style-type: none"> ・大量輸送が可能 ・渋滞の影響を受けない ・一度乗船すれば目的地に到着するまで乗換えがない ・タグボードを使用すれば大型船も鳥取港に入港可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・海象の影響を受け出港できない場合がある。また、波高が高い場合、乗船者の身体的負担(船酔い)が大きい。 ・船舶の大きさ、種類によって接岸するための専用の装備が必要となる。(海上自衛隊護衛艦が接岸するには、専用の防舷材が必要) ・地震との複合災害時には、港湾の使用可否の確認が必要。 ・津波が発生した場合は、漂着物により接岸できない可能性。
空路 (航空機、ヘリコプター)	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離移動の際の搭乗者の負担が少ない ・ヘリは、避難退域時検査会場の近隣に離着陸が可能 <p>(大型ヘリの特性) 大型ヘリの場合は50名以上の搭乗が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天候(雷雨等)の影響を受ける(特にヘリコプターは影響を受けやすい) ・自衛隊機等は、国において運用統制が図られる。 ・確保が限定的である。 ・ヘリの機種によっては、搭乗可能数が少なく(5名程度)、大量輸送を行うことができない。 ・大型ヘリの場合は、離着陸可能な場所が限定される。

カ 避難経路

(7) 避難経路の設定

避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路を避難経路に設定する。

また、県は避難元から各避難先までの避難経路を記した資料を整備するとともに住民に周知する。

経路1	山陰道・国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路
経路2	米子自動車道・国道181号沿い	米子自動車道から蒜山ICを経由した県中部地域への避難経路
経路3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山ICを経由した県東部地域への避難経路

(イ) 複合災害時における避難経路の変更等

大規模な通行止めの際は、経路の変更を行い、通常は通行止め箇所について警察官等により迂回を行うことを基本とする。

a 国道431号

早期に使用の可否を判断し、使用できる場合は避難経路として使用する。

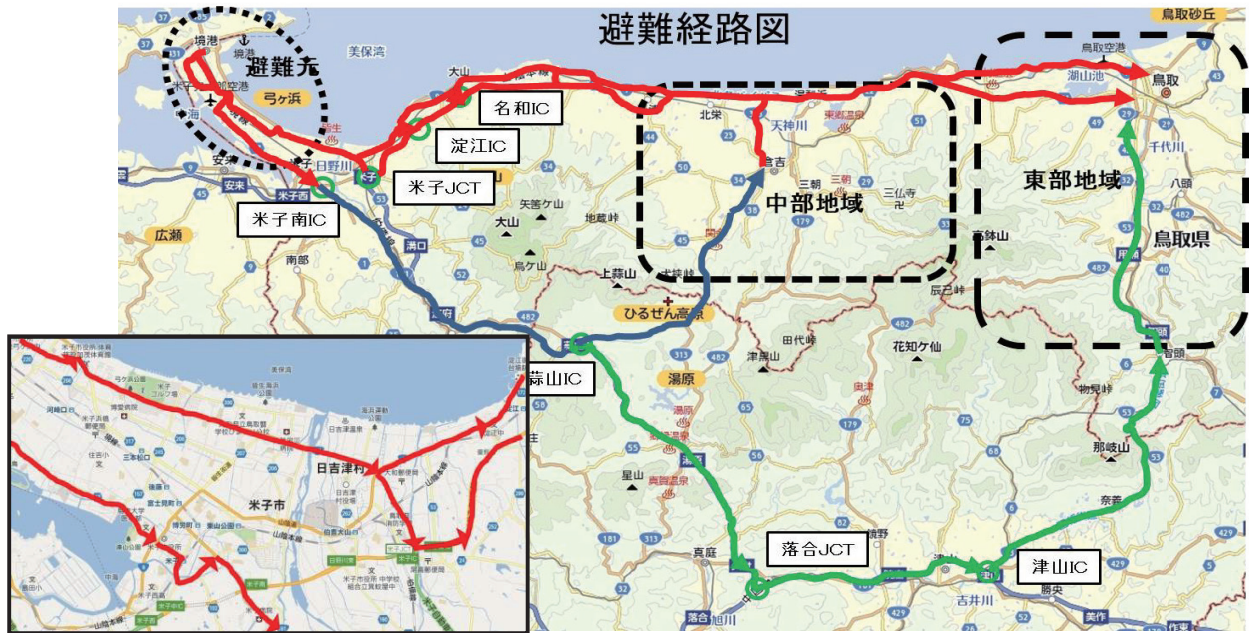
b UPZ内

避難車両を道路状況に応じて、県道米子境港線(県道47号)、県道米子空港境港停車場線(県道285号)、国道431号に誘導する。

c UPZ外

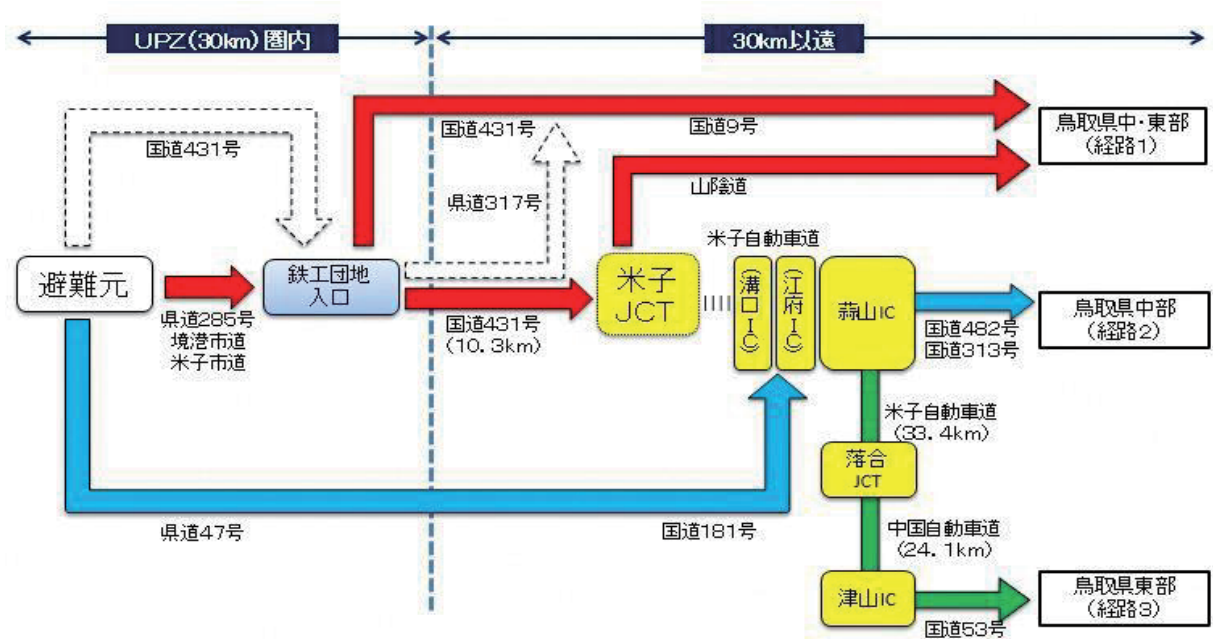
避難車両を道路状況に応じて、米子自動車道と国道181号に振り分ける。

(ウ) 避難経路図 (概要)



(参考：避難経路)

経路 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道米子空港境港停車場線 (県道 285 号) → 境港市道 → 米子市道 → 鉄工団地入口 → 国道 431 号 → (米子 JCT) → 山陰道東進 ・ 県道米子空港境港停車場線 (県道 285 号) → 境港市道 → 米子市道 → 鉄工団地入口 → 国道 431 号 → 国道 9 号東進
経路 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道米子境港線 (県道 47 号) → 国道 181 号 → (溝口 IC、江府 IC) → (蒜山 IC) → 国道 482 号 → 国道 313 号
経路 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道米子境港線 (県道 47 号) → 国道 181 号 → (溝口 IC、江府 IC) → (落合 JCT) → 中国自動車道 → (津山 IC) → 国道 53 号



キ UPZ外の防護措置

UPZ外においては、国からの指示又は緊急時モニタリング結果等を踏まえて、島根原子力発電所から同心円を基礎として必要な防護措置を実施する範囲を設定する。

ク 避難に影響を及ぼすと想定する事項

(ア) 道路の使用

- a 鳥取県内の国道 431 号は、津波の影響により当初使用の可否が確認出来ないものとする
(使用の可否を優先的に把握するものとする)
- b 冬期の大雪による影響(除雪)
- c 地震による影響は検討しない(地震による道路等のインフラ被害については、被害状況を早期に把握し、対応することから、本計画においては想定しない)

(イ) 渋滞の発生

- a 境港市街
幸神町交差点
- b 米子市街
大篠津交差点、河崎交差点、皆生交差点、二本木交差点
西福原一丁目交差点、米子食品団地入口交差点、米子駅前交差点
国道 9 号に国道 431 号及び各種道路が合流する箇所、米子自動車道入口交差点

(ウ) 計画外の避難(自主的な避難)

計画外の避難が大規模に発生した場合、PAZ住民の避難遅れ及びUPZ住民等の避難時間(避難の走行時間)の増加が予想され、避難住民等の被ばくリスクが高まる。

- a 島根原子力発電所で事故が起きた直後の避難及びその後の事故進展に伴う住民等の自主判断による避難
- b PAZ避難が指示された場合のPAZ以外の区域における先行的な避難
- c UPZ内の避難指示区域における計画的な段階的避難の前の避難
- d 一部の自主避難(避難指示区域以外からの避難)

(5) 予備的避難地域

鳥取県内の計画上の避難先(県東部及び中部)が使用できない場合及び島根県において、災害の状況により島根県の計画どおりに避難ができなくなり、要請があった場合に、次の鳥取県内の予備的避難地域において避難者を受け入れる。

この地域における避難者の受け入れについては県が調整を行う。

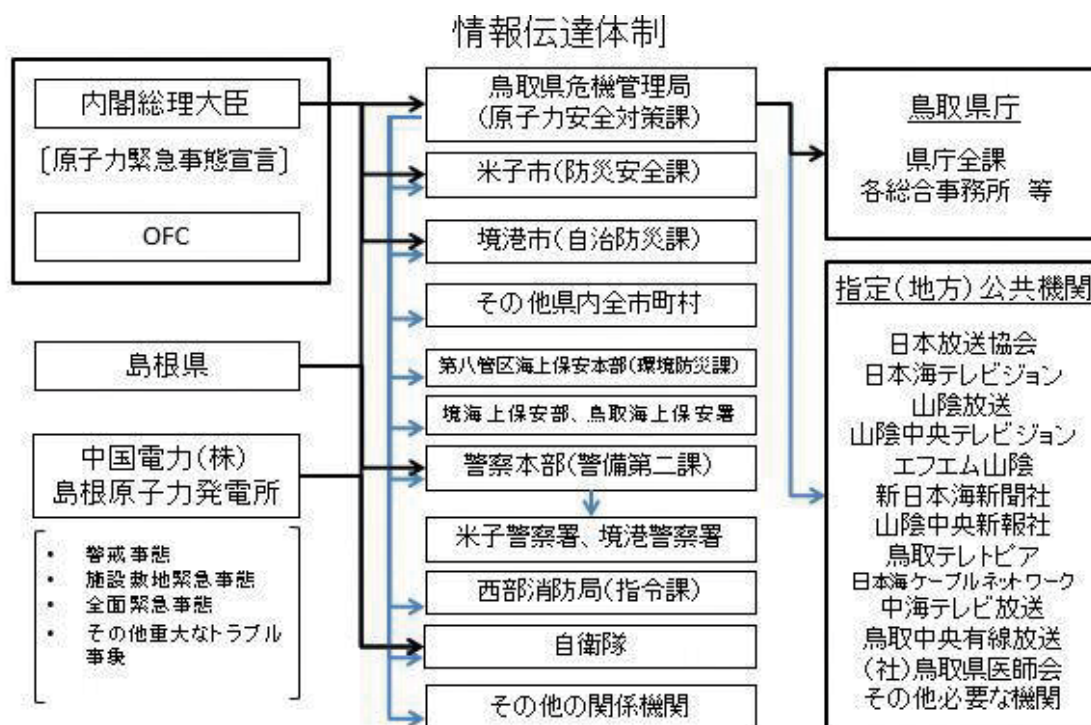
避難受入数	避難受入地域
約 1 万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町
約 5 千人	若桜町、智頭町

(6) 情報の伝達と収集

ア 情報の伝達

県は、島根原子力発電所等から異常や事故に関する情報、通報、連絡等を受けた場合、関係機関へ連絡するとともに、情報収集を行う。

イ 情報伝達体制



※県が、警戒本部又は対策本部を設置以降は、当該本部において危機管理局が行っていた情報伝達業務を引き継ぐ。

ウ 情報の収集

避難は、時間的余裕がなく、状況の変化が急激で、しかも不確実であるから、変化の兆候を迅速に捉え、変化を予測し、変化に対して機敏に適応しなければならない。

このため、情報の収集により、使用する避難経路の確定のための道路等の被害情報の早期把握と、避難開始後の円滑な避難のための道路渋滞状況等の把握を行わなければならない。

情報収集にあたっては、関係機関と連携し、ヘリコプター、車両、道路監視カメラ等を使用して迅速で的確な収集を図るとともに、立ち入りが困難な区域等については関係機関と連携し、小型無人飛行機（ドローン）等の使用についても検討する。

収集した情報については、道路被害や交通状況などの「生情報」をわかりやすく整理した「情報資料」とし、これを分析・評価して信頼性・重要性・適時性を評価した「知識」情報とする。さらに、これに予測・判断を行い「理解」情報とし、計画と実際のギャップがあれば、計画を修正・変更して対応する。

エ 緊急時モニタリング

県は、国が設置するEMCに参画し、緊急時モニタリング実施計画によりモニタリングを実施するとともに、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化する。

緊急時モニタリング結果については、モニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する（詳細は「緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領」による）。

オ 位置情報

関係者間で位置情報を共有するため、次のとおりとする。

(ア) 使用する地図

- a 鳥取県原子力防災対策地図（1/25,000、平成27年3月）
- b その他 UTMグリッド地図
- c 国土地理院発行地形図(1/25,000)
- d GPS (Global Positioning System)

(イ) 位置の標示

位置情報を共有化するためUTMグリッドを使用する。

例：鳥取県庁の場合（UTMポイント 53SMV309291）

53：座標帯番号（東経 132～138 度は 53）

S：北緯方向（南北方向）を 8 度ごとに区切り、アルファベット 1 文字を割り当てたもの（北緯 32～40 度は S）

100km 平方地域名：100km 四方のエリアを一定の表記法によりアルファベット 2 文字で表示したもの

UTM座標値：309291

309：経度方向（東西方向）のUTM座標値（430920(m)を、309 と表記）

291：緯度方向（南北方向）のUTM座標値（3929140(m)を、291 と表記）

（読み方：サン・マル・キュウ、ニ・キュウ・ヒト）

(ウ) 災害情報の共有

被害状況などの表示に使用する記号については、共通化されたものを使用する。

2 避難実施の考え方

(1) 方針

県は、住民等の被ばくを出来る限り低減するため、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、一時移転）を可能な限り迅速に実施する。この際、避難行動要支援者等に配慮する。

県は、現地の状況を直接把握し、人命の安全確保を最優先とし、必要な場合は国と緊密に連携した上で国の指示を待たずに独自の判断として屋内退避等の必要な指示を行う。

UPZ内全域で避難が必要となった場合は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民等の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民等の被ばくの危険性を防止する。

また、原子力防災アプリ等あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民等への安心提供と安全確保を行う。

なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、避難住民等への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民等の被ばくを出来るだけ避けるようにする。

(2) 計画の段階区分

ア 段階区分の設定

緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ確かな住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階毎に対応を計画する。

イ 段階区分と防護措置の段階

(ア) 段階区分

段階区分	方針	対応
準備	原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともにこれを訓練等で運用し、緊急時の検討等を行う。	1. 計画等の作成・修正 2. 広報 3. 普及啓発 4. 訓練 5. 人材育成
初期対応	情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影響を回避するとともに確率的影響のリスクを可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。 (緊急事態区分) ・警戒事態（EAL1） ・施設敷地緊急事態（EAL2） ・全面緊急事態（EAL3）	1. 異常事態の発生 2. 事業者が通報連絡 ・ 通報（原災法） ・ 関係自治体へ通報（原災法、協定等） 3. 災害警戒本部、災害対策本部の設置 4. 緊急時モニタリングの実施 5. 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言 6. 国が原子力災害対策本部を設置 7. 原子力合同対策協議会の設置
中期対応	放射性物質又は放射線の影響管理が求められ、環境放射線モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。	1. 放射線状況の把握 2. 防護措置の変更、解除 3. 長期防護措置の検討 4. 長期的な復旧策を開始するための特定の計画の作成 5. 被災者生活支援 6. 社会的・経済的活動への復帰支援
復旧	復旧段階への移行期に策定された被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。	1. 放射線の影響管理 2. 環境の除染

(イ) 避難の段階

計画の段階	想定する期間
避難準備 (EAL 1～3)	警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に進展し、避難指示等が出されるまでの期間
避難	避難及び一時移転の指示等が出されてから、避難所に到着するまでの期間 (一次避難〔UPZからの避難〕)
避難生活	避難所へ到着してから、原子力緊急事態解除宣言され、避難指示等が解除されるまでの期間
復帰	避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間
生活再建	避難先地域から復帰が完了した段階からの期間

(3) 防護措置等

ア 防護措置

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急時モニタリングの結果に基づき各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。

防護措置	実施内容
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> 建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。 避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。 ただし、屋内退避指示が出されている中で、地震など自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から避難指示を行う場合がある。 一方で、大雪や台風など避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむをえないときは、屋内退避の安全確保措置及び屋内退避の継続を指示する場合がある。
コンクリート 屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> 病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。 放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設等への転院等を判断するものとする。 地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない近隣のコンクリート屋内退避施設において屋内退避を行う。
避難	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。
避難 (OIL1)	<ul style="list-style-type: none"> 空間放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
一時移転 (OIL2)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（1週間程度内）のうちに当該地域から離れるもの。
除染 (OIL4)	<ul style="list-style-type: none"> 避難退域時検査において、基準を超えた避難者等に対して簡易除染を行うもの。
安定ヨウ素剤の 服用	<ul style="list-style-type: none"> 大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなり、これを体内に取り込むおそれのある場合は、安定ヨウ素剤を服用し、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを抑制する。 放射性物質の放出状況を踏まえ、国の判断に基づき、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の措置とともに実施する。

<p>飲食物摂取制限 (O I L 2) (O I L 6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの結果、地域生産物の摂取を制限する。 ・飲食物に含まれる放射性物質の濃度が基準を超えるときには、内部被ばく線量を低減するために飲食物の摂取を制限する。 ・農林水産物の採取及び出荷制限。 ・飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合の住民等への供給体制確認。
<p>立入制限措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による無用の被ばくを避けるため、また、住民等の避難、屋内退避等の防護措置、防災業務関係者の活動、応急対策用資機材の輸送等が円滑に行えるよう、立入制限区域を設け、車両、人の出入りを制限する。 ・防護措置地域の外側に立入制限区域を設定する。

イ 原子力災害事後対策

(ア) 県及び市町村等は、原子力緊急事態解除宣言以降に原子力災害事後対策を行う。

(イ) 関係市長の避難指示及び警戒区域の設定を継続する。

(ウ) 原子力災害事後対策

- ・緊急事態応急対策実施区域等の放射性物質の濃度や放射線量の調査
- ・被災者の生活支援、環境の除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理等
- ・居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他の医療措置
- ・放射性物質による汚染の有無又は風評被害による商品の販売等の不振を防止するための広報
- ・その他、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害からの復旧を図るための措置

(4) 防護措置等の実施要領

ア 避難準備段階

(ア) 方針

県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に進展し、避難指示等が出されるまでの間には、避難指示等が出された際に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、所要の準備を開始する。

また、島根県が行うP A Z避難を支援する場合には、県内の輸送力を調整する。

(イ) 実施要領

a 指揮命令活動

流動する状況の変化に即応するため「偵察（状況の把握）」「状況判断（状況の理解、行動方針の案出、行動方針の分析）」「決定」「行動」の活動を継続的に何回も繰り返し、対応を決定していく。この際、スピードと柔軟性を重視する。

なお、国が屋内退避指示を出している中で自然災害を原因とする緊急避難が必要になった場合は、避難指示等を行う。

- ・県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始
- ・国への輸送力確保の要請
- ・情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整
- ・要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、O F C）
- ・事業者への要員の派遣要請（説明要員、モニタリング、避難退域時検査等）
- ・現地事故対策連絡会議（O F C）等への参加
- ・島根県及び関係機関等と避難に関する調整
- ・住民広報
- ・防護措置の実行を監督
- ・専門家の国又は日本原子力研究開発機構への派遣要請（技術的助言）
- ・専門的知識を有する職員の国への派遣要請（連絡調整）

b 住民避難及び一時移転

- ・屋内退避準備の指示
- ・P A Z避難が予想される場合は、「避難段階」を前倒しして、P A Z避難の支援に必要な支援態勢の確保及び輸送力の調整

- ・ U P Z 避難の準備（避難住民等の見積、輸送力、資機材、避難所）
- ・ 住民避難計画の修正
- ・ 輸送力の確保
- ・ 避難経路の確保
- ・ 避難住民受入協議の代行（同一県内市町村、県外市町村）
- ・ 関係機関との調整
- ・ 避難所の開設準備、広域調整
- ・ 避難支援ポイントの設置準備

※優先避難の検討（妊産婦、乳幼児とその家族、その他避難行動要支援者等）

c モニタリング

- ・ モニタリング本部は、EMCの一員として緊急時モニタリングを実施
- ・ 初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング）
- ・ モニタリング支援の要請
- ・ モニタリングデータの公表

d 原子力災害医療

- ・ 避難退域時検査、除染準備
- ・ 安定ヨウ素剤の配布準備
- ・ 妊産婦、乳幼児等要配慮者等への服用・配布指示があった場合の安定ヨウ素剤の周知等
- ・ 医療救護班の配置調整

イ 避難段階

(ア) 方針

県は、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民等の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。

U P Z 全域に避難指示が出された場合の避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。

なお、島根県の住民が県内を通過する場合にあっては、事後の避難を円滑にするため、島根県からの住民避難について交通誘導、支援等を実施する。

(イ) 実施要領

a 指揮命令活動

- ・ 原子力災害合同対策協議会（O F C）への参加
- ・ 鳥取県原子力安全顧問の招集（技術的助言）
- ・ 避難等の指示
- ・ 住民広報
- ・ 防護措置の実行を監督
- ・ 復帰計画の準備
- ・ 復興計画の準備

b 住民避難

- ・ 避難指示（屋内退避）の伝達
- ・ 警戒区域の設定
- ・ 飲食物等摂取制限（O I L 6）
- ・ 輸送力の配分
- ・ 避難を開始
避難誘導、輸送
避難を行うまでの間は、屋内退避を実施
避難途中の住民等に対する情報提供の実施
- ・ 避難所を設置
- ・ 避難支援ポイントの設置による住民等への避難支援実施
- ・ 食糧、生活関連物資等の供給
- ・ 仮設住宅の設置
- ・ 恒久避難住宅の準備
- ・ 緊急対応

- ・大規模な計画外の避難が発生した場合に、円滑な交通の流れを確保するため緊急対応を行う
 - c モニタリング
 - ・初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング）
 - ・モニタリングデータの公表
 - d 原子力災害医療
 - ・避難退域時検査、除染の実施
 - ・安定ヨウ素剤の配布
 - ・医療救護班の配置
 - ・被ばく傷病者等を指定された原子力災害拠点病院へ搬送
- ウ 避難生活段階
- (ア) 方針
- 県は、国（原子力被災者生活支援チーム）と連携し、避難所等を準備し、避難住民等の生活を確保する。あわせて、必要な防護措置を実施する。
- (イ) 実施要領
- a 指揮命令活動
 - ・原子力災害事後対策の実施
 - ・被災者生活支援
 - ・情報活動、関係機関との調整
 - ・住民広報
 - ・防護措置の実行を監督
 - ・復帰計画の作成
 - ・復興計画の作成
 - b 避難
 - ・恒久避難住宅の設置
 - ・食糧、生活関連物資等の供給
 - c モニタリング
 - ・中期対応段階モニタリング（中期モニタリング）の実施
 - ・モニタリングデータの公表
 - d 原子力災害医療活動
 - ・原子力災害医療及び健康評価の実施
 - ・移動式ホールボディカウンタ車等による内部被ばく線量の測定
- エ 復帰段階（中期対応段階）
- (ア) 方針
- 県は、国（原子力被災者生活支援チーム）と連携し、避難した市等が行う復帰に係る業務を支援し、避難した住民の復帰、恒久避難住宅への移動等を円滑に行い、避難生活の解消を図る。
- あわせて、適切な役割分担の下、環境の除染等の必要な事後対策を実施する。
- 復帰段階は、その時の状況によるところが大きいいため、この計画では、大綱にとどめる。
- (イ) 実施要領
- a 指揮命令活動
 - ・原子力災害事後対策の実施
 - ・被災者生活支援
 - ・情報活動、関係機関との調整
 - ・住民広報
 - ・防護措置の実行を監督
 - ・復興計画の作成
 - b 避難
 - ・避難住民の復帰
 - ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動
 - ・損害賠償
 - c モニタリング

- ・復旧期対応段階のモニタリング（復旧期モニタリング）の実施
- ・モニタリングデータの公表

d 原子力災害医療活動

- ・原子力災害医療及び健康評価の実施

オ 復旧段階、生活再建段階

(ア) 方針

県は、避難住民の日常生活の安定を図るための必要な措置を実施する。

復旧段階及び生活再建段階は、その時の状況によるところが大きいいため、この計画では、大綱にとどめる。

(イ) 実施要領

a 指揮命令活動

- ・原子力災害復興本部の設置
- ・県災害対策本部の廃止
- ・原子力災害事後対策の実施
- ・情報活動、関係機関との調整
- ・住民広報
- ・原子力災害事後対策の実行を監督

b 避難

- ・避難住民の生活再建
- ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動
- ・損害賠償

c モニタリング

- ・復旧期モニタリング（平常時モニタリングへの移行）
- ・モニタリングデータの公表

d 原子力災害医療活動

- ・健康影響調査

(5) 避難実施

ア 避難指示の手順

県は、国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した避難に関する具体的な内容を示した避難実施計画を修正して、各種防護措置とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。

要避難市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民等に避難を伝達する。

なお、知事又は市長は現地の状況を把握し国の指示を待たずに迅速に避難等の指示を行う場合がある。

イ 避難先

国の原子力災害対策本部からの避難指示に基づき、要避難市はU P Z内の住民等を県東部・中部地域に避難（U P Z内全域で避難指示が出された場合は、段階的避難を実施）させる。

避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所で行う（「6 避難先一覧表」参照。）。

段階的避難を行うにあたり、避難の順番を待つまでは、屋内退避を実施する。

避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災対法に基づき、県の調整と統制に基づき県外避難を実施する。

＜県外避難実施の要件＞

- ・避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき
- ・入院患者等の避難行動要支援者等を受け入れる施設が県内で不足するとき
- ・その他必要と認められるとき

ウ 避難手段

- (ア) 自家用車
- (イ) バス等
- (ウ) 福祉車両
- (エ) 自衛隊車両
- (オ) 鉄道
- (カ) その他手段（船舶、航空機）

エ 避難方法

- ・あらかじめ決められた方法あるいは、指示された方法により避難を行う。
- ・自家用車による避難をするときは、各家庭で避難する。
- ・公共輸送等による避難をするときは、自治会単位であらかじめ指定された一時集結所に集結した後に避難する。
- ・避難等のため屋外に出る際には、被ばくの影響をできる限り低減するため、身体等に放射性物質が付着しないようレインコート等を着用するほか、放射性物質を吸い込まないようにマスクを着用したり、タオルやハンカチで口や鼻を覆うことなどを住民等に周知する。
- ・県は、避難車両の米子自動車道及び中国自動車道の無料通行措置について NEXCO 西日本に要請する。

オ 避難所

自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難する。
避難所等については、必要に応じて事前にモニタリングを行い安全性を確認する。

カ UPZ外の防護措置

UPZ外においては、UPZ内と同様に事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。
また、避難等の防護措置が必要となった場合には、UPZと同様のフレームワークにより対応を行う。

キ 別紙1「避難実施計画」、別紙2「情報計画」

(6) 避難の優先

ア 地域

UPZ内全域で避難が必要となった場合、島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。

避難は、EAL又はOIL等に基づく、国又は県・市からの避難指示に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。

また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。

イ 対象者

(ア) 妊産婦及び乳幼児とその家族

市による避難情報等の確実な伝達及び優先的な避難を検討する。

また、避難所の優先入所、ホテル等を利用した避難についても検討するとともに安定ヨウ素剤の服用指示があった場合の服用の周知を徹底する。

(イ) その他避難行動要支援者（障がい者、入院患者、社会福祉施設入所者、在宅等）等 一般住民等との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。

(7) 避難誘導

ア 避難情報の伝達（広報）

(ア) 県

・県は、避難指示等が出た場合、放送事業者に対して放送要請を行い、当該地域の住民に対して、避難指示等の情報を伝達する。

・県は、避難途中の住民等に対して必要な情報（空間放射線、避難所情報等）をホームページや原子力防災アプリ等を通じて提供する。また、道路情報表示板や商業施設等の屋外大型ビジョン等を活用した情報提供もあわせて行う。

・緊急事態の内容、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等

(イ) 米子市及び境港市

・市は、サイレン、防災行政無線、広報車、消防団等を通じて防護措置区域（UPZ内）の住民等に広報する。

・緊急事態の内容、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民等のとるべき措置、注意事項等

イ 一時集結所への誘導

市は、避難誘導要領に基づき、一時集結所に避難誘導員を派遣し、一時集結所への避難誘導及びバス等への乗車のための避難誘導を行う。この際、市は妊産婦や乳幼児等の避難バス等への優先乗車等に努めるとともに県と協力し、避難所の所在、災害の概要、避難時の注意事項、その他の避難に資する情報を提供する。

(8) 自家用車による避難

ア 方針

避難対象地域内から自家用車避難を行う地区の順序を、島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線への経路等を考慮してあらかじめ定め、避難を実施する。自家用車による避難については、交通渋滞の解消を目的として避難者に乗り合わせを要請する。

イ 対象者

自家用車を利用できる者。

ウ 避難順序の統制

県及び市等は自家用車避難を行う避難住民等に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。

エ 避難所への誘導及び受入れ

県及び受入れ市町村は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。

(ア) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難

学校施設のグラウンド等、臨時的に避難住民の自家用車を駐車できるスペースがある避難所には、直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。

(イ) 駐車場等がない避難所等への避難

駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。

オ 避難退域時検査等

放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により、避難等の指示が出された場合には、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設け、避難住民等の避難退域時検査を行い、避難退域時検査の結果、OIL4以下でないことが確認された場合、簡易除染を行う。

車両の除染を行う際に用いる洗浄水については、周囲に飛散しないように飛散防止措置と確実な回収及び保管を行う。

なお、避難先までの間に避難退域時検査を受けることができなかった避難住民等については、避難先地域等に設置する避難退域時検査会場で行う。

また、検査の実施に際して、避難退域時検査会場にて避難退域時検査を行うことにより健康リスクが高まると判断される者については避難先での検査等を考慮する。

カ 避難途中の住民等に対する支援

県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民等へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。

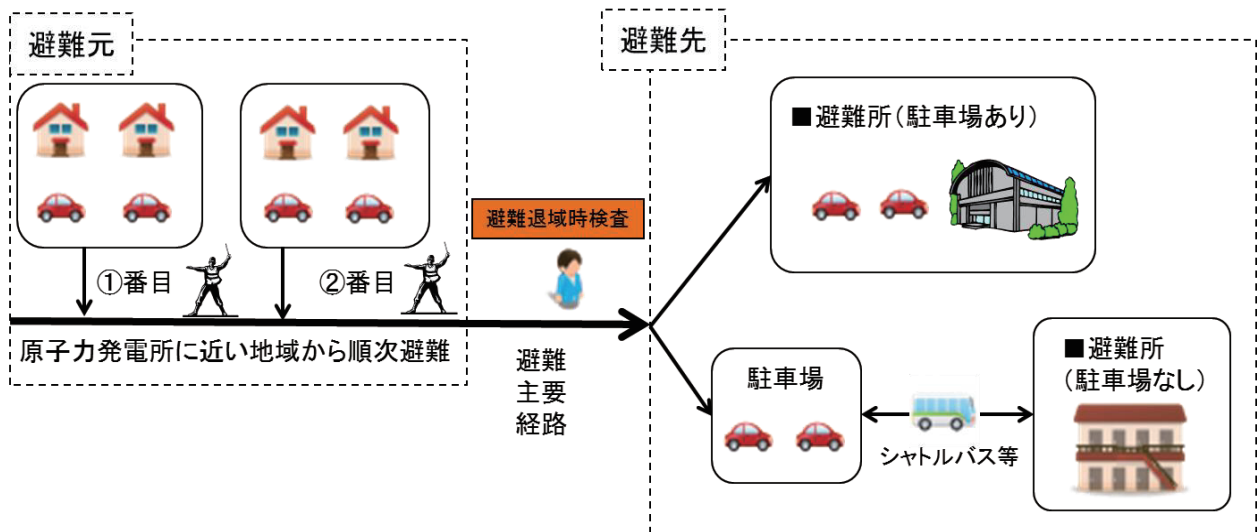
避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民等に対し、支援（避難に必要な情報（道路情報、避難所情報等）、飲料水、食料等の提供）を行う。

また、必要に応じてトイレ設備等を設置する。

なお、積雪期間中についてはチェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。

避難で移動中の住民に対しては、原子力防災アプリや道路標示版等を使用して情報提供する。
キ 自家用車避難のイメージ

自家用車による避難のイメージ



ク 安定ヨウ素剤の配布

安定ヨウ素剤については、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができるようあらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で配布する。この場合、一時集結所付近の交通渋滞の発生を防止するため、基本的に徒歩で一時集結所に立ち寄ること等を要請する。

また、一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取ることができなかった者は、避難退域時検査会場において受領する。なお、服用については服用の指示が出ている場合に限る。

(9) 公共輸送による避難

ア バス等による避難

(ア) 方針

避難住民等は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバス等により、指定された避難経路を使用し、避難退域時検査を行った後に避難所へ移動する。

なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。

また、一時集結所でバス等を待つ際の被ばくの防止についても留意する。

(イ) 対象者

自家用車の利用ができない避難住民等で、要避難地域内に市が設定する一時集結所からの避難住民等

(ウ) 一時集結所から避難所までの輸送

a 輸送の実施者

県は、市町村及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民等の輸送を実施する。

b バス等の確保

県は、県バス協会及び県バス協会会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。

また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国4県のバス協会及び関西広域連合各府県のバス協会に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。

なお、中国4県のバス協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複することがないように、事前に調整を行った上で行うものとする。

おって、上記によっても避難住民等の輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）の支援を要請するものとし、国（現地事故対策連絡会議又は原子力災害対策合同協議会）への確保要請や自衛隊法に基づき自衛隊に避難の支援について災害

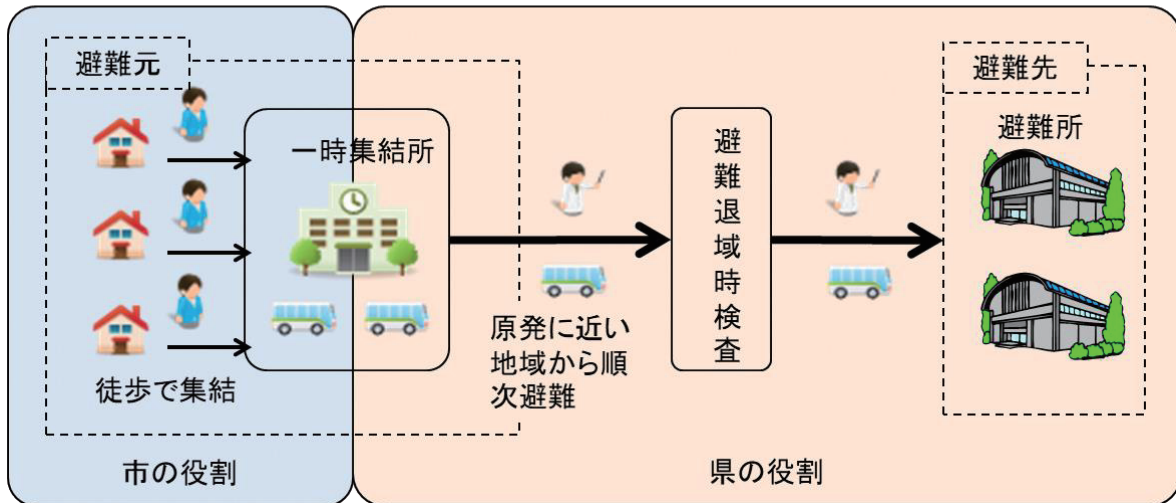
派遣を要請する。

c バス等への運行指示書の作成

県は、原子力防災避難オペレーション支援システムにより、対象エリア内の人口や避難行動要支援者数（在宅、高齢者施設、障がい者施設等）、必要な車両数等を速やかに算出し、運行指示書を作成し、円滑かつ計画的な輸送を実施する。

(e) バス等による避難のイメージ

バス等による避難のイメージ



イ 鉄道による避難

西日本旅客鉄道（株）は、観光客などの一時滞在者及び通勤・通学者などの住民等の移動手段として、可能な限り定期運行を維持するとともに、バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合に、臨時列車の運行及び運行時間の延長により、補完的手段として鉄道による避難を実施する。

その際、列車の行き違いができる駅に限られるなど、単線であるJR境線の特性を考慮する必要がある。

また、県は、輸送の混乱を回避するためJRと協議のうえ、列車の回送時間を考慮した運行終了時刻を設定し、それをJRと連携し利用者や住民等に周知しなければならない。特に通学者に対しては学校等を通じて確実に周知を行う。

地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。

一時集結所に集結した住民等を必要に応じて各駅に誘導し、順次乗車させ、後藤駅や米子駅等まで輸送する。なお、各駅で列車を待つ際の被ばくの防止についても留意する。

目的駅に到着した後は、バス等により避難退域時検査会場まで輸送する（状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車に乗り換えるなどして、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。その際は、到着駅付近からバス等により、避難所まで輸送する。）。

ウ その他手段による避難（船舶、航空機）

(7) 方針

バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合等において、船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、補完的手段として船舶及び航空機による避難を実施する。

(1) 船舶による避難

第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部等に可能な限り協力を求め、県が所有する船舶と併せ海上輸送を行う。

一時集結所に集結した住民等を必要に応じて港湾施設に誘導し、順次乗船させ、鳥取港等に輸送する。

船舶による避難にあたっては、悪天候等による乗船者の身体的負担（船酔い）や津波災害の

場合の港湾施設等への影響を考慮する必要がある。また、大型船舶の場合には調達に時間がかかることや接岸できる港湾施設が限られるなどの制約があり、船舶の大きさ、種類によって接岸するための防舷材等の装備が必要であることを考慮する必要がある。この際、第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部等の専門的助言を得なければならない。

なお、漁船による避難については住民等の安全確保の観点から実施しない。

(ウ) 航空機による避難

ヘリコプターを含む航空機が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い避難行動要支援者等の緊急を要する避難に使用する。

航空機による避難にあたっては、悪天候等による影響や搬送先の空港及びヘリポートにおける受入れ体制の整備や輸送手段の確保等を考慮するものとする。

なお、入院患者等を搬送させる場合は、患者の容態の急変等にも対応できるよう医師等の医療従事者を同乗させることを基本とする。

また、大型ヘリコプターをはじめとする住民等を大量に輸送できる航空機が利用でき、かつそれ以外の輸送手段がない場合等には、必要に応じ住民等の緊急避難に使用する。

(エ) 留意事項（共通）

a 乗務員の安全確保

公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。

b 避難退域時検査の実施

放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により、避難等の指示が出された場合には、空港、港湾等の到着地で住民等の避難退域時検査を実施する。検査終了後、バス等によりあらかじめ定められた避難所に移動する。

エ 安定ヨウ素剤の配布

安定ヨウ素剤については、あらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で配布する。

(10) 自衛隊による避難

県は、輸送力が不足する場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の緊急輸送を行う。

輸送にあたっては、避難行動要支援者等の緊急を要する避難に優先的に配当するものとする。

(11) 避難行動要支援者等の避難

ア 方針

施設敷地緊急事態発生時のP A Z避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえU P Zの避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始する。

50kmを超える避難が、避難行動要支援者等の過重な負担となり健康状態を悪化させないように配慮する。このため、ストレッチャーを必要とする要支援者については、放射線防護対策施設への避難や、状況によっては30～50 km圏内の施設利用を検討する（一時避難所）。

イ 避難行動要支援者等の避難計画

(ア) 避難行動要支援者の把握等

県・市は、あらかじめ避難行動要支援者を把握し、避難に必要な車両を見積もっておく。

(イ) 避難行動要支援者等の避難計画の作成

県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。

(ウ) 福祉車両の確保

県は、避難計画に基づき避難行動要支援者等の支援に必要な福祉車両（車いす、ストレッチャー等）について関係機関等と調整を行い、確保する。

このため社会福祉施設や県ハイヤータクシー協会に確認し、県内で確保可能な福祉車両等を把握するとともに、緊急時に県内車両で不足する場合は、中国4県のタクシー協会へ協力を要請する。

なお、中国4県のタクシー協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複することがないように、事前に調整を行った上で行うものとする。

上記によっても必要な福祉車両等の確保が困難な場合は、国に要請するものとし、平素から要請の手順等を確立しておく。

(エ) 前項に記載したもののほか、県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。

(カ) 在宅の避難行動要支援者の避難等

市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに支援者等に対して、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、原子力防災アプリ等を用いて屋内退避・避難等を情報伝達する。支援者からの支援を受けることにより地域住民と同様に避難が可能である避難行動要支援者は、まずは広域避難所に避難を行う。そして、要支援者の状況に応じて広域福祉避難所へ移送する。

(キ) 福祉車両等（車いす、ストレッチャー等）の特別な避難手段の確保に時間を要する場合は、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の避難行動要支援者等についても同様の対応を検討する。

(ク) 社会福祉施設等の入所者及び医療機関等の入院患者等は、社会福祉施設、病院等の施設が避難先となるが、県内の施設数が限られているため、県外への避難も想定する必要があることから、事前に関係県と調整するよう努める。

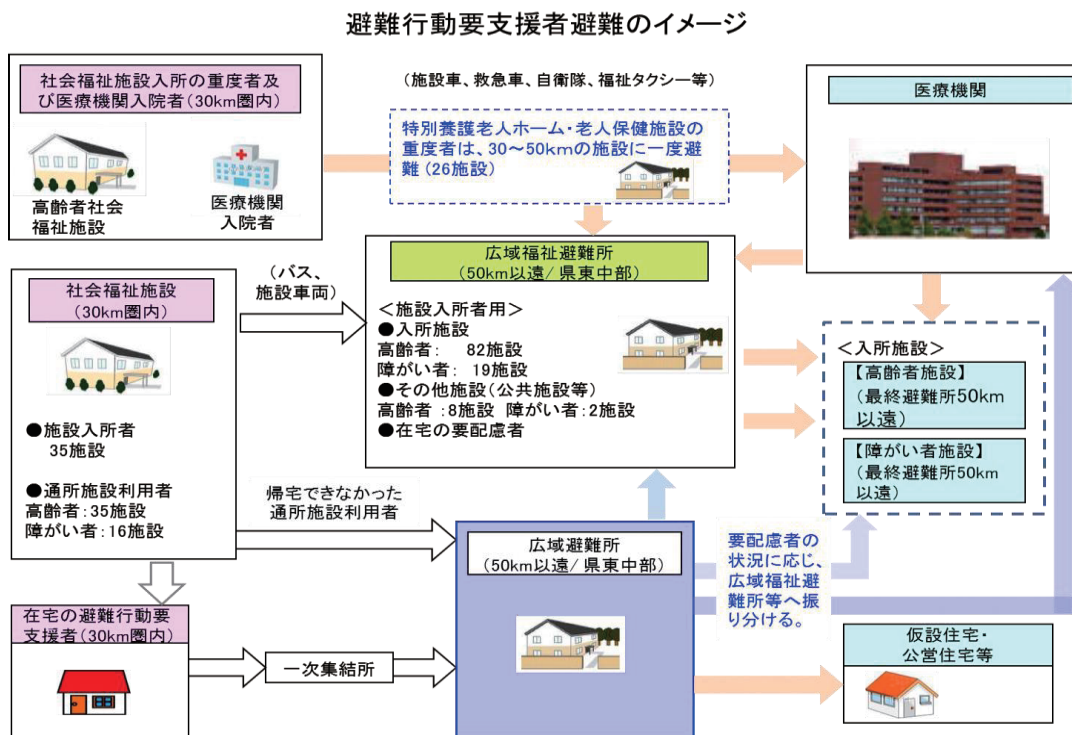
(ケ) 移動中及び避難所におけるケアに配慮する。

(コ) 県は避難を支援する者（以下「支援者」という。）の防護措置に留意し、関係周辺市等と連携し、必要に応じて支援者への防護服等の資機材の配布や、支援者の被ばくりスクが高まる場合は自衛隊等の実動組織に応援を要請する等して、支援者に代わって避難行動要支援者の避難に係る支援を行うこと等の対応を実施する。

ウ 情報の提供

聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者等への情報伝達については、それぞれの障がいの特性に応じて伝達方法に配慮する。

エ 避難行動要支援者避難のイメージ



オ 社会福祉施設等入所者の避難

(ア) 方針

社会福祉施設の入所者は、県があらかじめ示した避難先施設に避難を行うものとする。

この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受入れや避難及び在宅の避難行動要支援者の受入れ又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。

(イ) 避難方法

施設入所の避難行動要支援者等については、施設が所有する車両に加え、県が手配する福祉車両等で避難する。

(ウ) 留意事項

- a 避難先として上記の例以外に、自宅がUPZ外であれば自宅へ避難させる場合もある。
- b 上記の例以外に、直接、避難先社会福祉施設等（超過枠を含む）に搬送する場合がある。
- c 重度及び長時間の移送困難者は、一旦 30～50km 範囲の特別養護老人ホーム・老人保健施設へ避難させ、症状に応じた医療機関へ体調に合わせ順次移送する。

カ 病院の入院患者の避難

緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるかUPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。

この際、放射線防護対策を実施した医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受け入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。

なお、避難完了までに猶予時間がない事態が発生した場合は、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に移送することも考慮する。また、早期退院が可能な者については、可能であれば帰宅し、一時的な避難を行う。

キ 在宅の避難行動要支援者の避難

米子市及び境港市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、平時から在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員の協力を得る等して避難に関する支援体制を構築し、それらを前提として速やかな避難を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として放射線防護対策施設や条件の整った広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で福祉車両等により避難先の施設等へ避難する。

なお、在宅の避難行動要支援者情報の管理及び使用条件等については、県と市町村とで事前に調整しておく必要がある。

ク 外国人の避難

外国人については、住民避難と同様に一時集結所に集結後、広域避難所へ避難するが、多言語表記等（事前対策も含む）の対応が必要である。

- ・多言語表記による一時集結所の周知（防災教育がほとんど行われていない国もあることから、防災に関する知識の普及啓発も併せて実施することが必要）
- ・避難指示の伝達方法の検討
- ・被害情報や避難の指示等重要な情報は多言語表記された原子力防災アプリ等多様な手段による適切な情報提供
- ・駅、観光施設、公共施設等の外国人が立ち寄るところは、多言語で情報を提供

県は、外国人に対して災害情報を提供するとともに、問い合わせへの対応等を実施するため、外国人支援インフォメーションセンターを設置する。

なお、外国人の居住状況から、外国人が集中して避難することが予測される広域避難所等においては、多言語スタッフ、通訳スタッフの確保等を行い、外国人に対して必要な情報を提供する等の対応が必要である。

また、ホームページへの情報掲載にあたっては、ホームページの多言語自動翻訳機能の活用を考慮し、やさしい日本語での掲載を心がける。

ケ 別紙3 島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画

(12) 児童生徒等の避難

ア 方針

保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設においては、警戒事態が施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合又は施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに休園・休校とし、屋内退避等により児童、生徒の安全を確保するとともに保護者との連絡調整に努める。

保護者の引き渡し前に避難指示が出た場合、引き渡しが終わっていない児童生徒等全員を学校等ごとに決められた避難所に職員等と一緒に避難し、避難先で保護者に引き渡すものとする。

イ 避難計画の作成

UPZ内の保育所等（地域型保育事務所、届出保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校等は、避難計画を作成する。

ウ 応急教育

要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。

この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

エ 別紙4「原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園の避難計画マニュアル」

(13) 観光客等一時滞在者の避難

ア 方針

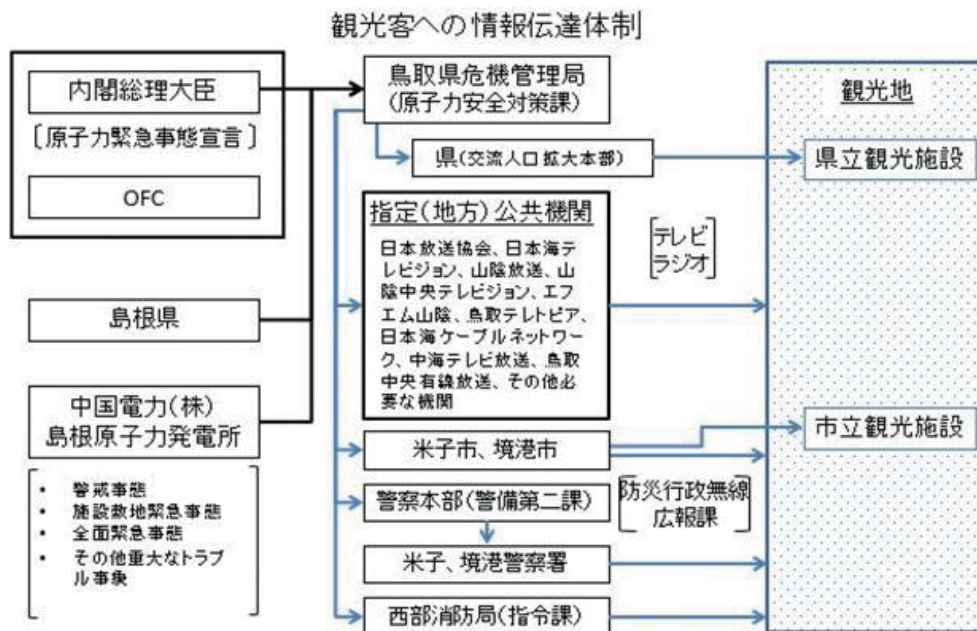
島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や警戒事態等が発生した場合、観光施設への周知のほか防災行政無線や道路情報表示板、商業施設等の屋外大型ビジョンにより速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、早期の帰宅を呼びかける。帰宅が間に合わなかった場合は、宿泊施設等に移動し、避難等の指示があった場合には最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。

イ 情報伝達連絡

各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。

観光施設においては、館内放送及び掲示等により情報を伝達する。

外国人観光客への情報伝達に当たっては、多言語による案内を行う。



※ 県が、災害対策本部を設置した場合は、危機管理局が行っていた情報伝達業務を災害対策本部が引き継ぐ。

ウ 避難の実施

観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いてすみやかに帰宅する。

また、公共交通機関を利用し来訪した観光客については、運行時間等の情報を提供し、可能な限り公共交通機関で速やかに帰宅するよう呼びかける。

その他、移動手段がない観光客や、路線バス・列車等が利用出来ない場合には、地域住民とともに避難を行う。

(14) 自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難

ア 地震との複合災害の場合

地震により家屋の倒壊、相次ぐ余震の発生等により家屋による屋内退避が困難な場合には、コンクリート屋内退避施設、関係周辺市町の近隣の指定緊急避難場所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。

その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難しているコンクリート屋内退避施設への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要であることから、市町村にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う。

なお、屋内退避及び避難の実施にあたっては、避難経路の閉塞、地震火災の発生に留意する必要がある。避難を実施する際は、県及び国は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

イ 津波との複合災害の場合

津波警報等の発表により避難指示が発表されている場合には、津波による人命へのリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難するものとする。

その後、当該津波避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。

ウ 暴風雪等との複合災害の場合

OIL基準により避難等が必要な場合であっても、台風、大雪等の暴風雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命の危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは屋内への避難を優先する。その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難等を行う。

なお、台風等に伴う大雨により市町村から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、当該地域の避難住民は指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施する。

(15) 大規模計画外避難に対する緊急対応

ア 方針

大規模な計画外の避難が発生した場合に、現地の状況に応じて住民避難経路の統制（規制）等の随時臨機応変の措置を行い、円滑な交通の流れを確保し、避難中の渋滞に伴う住民等の被ばくを避けるようにする。また、避難中の住民に対して適時適切な情報提供を行い、住民の安全と安心の確保に努める。

イ 実施要領

(ア) 現地情報の入手

県は、各種手段により、状況判断に資するための現地の道路状況をリアルタイムで確実に掌握する。

この際、あらかじめ渋滞の発生が予測される場所を把握し、その場所を重点的に現地の状況を把握する。状況把握にあたっては、関係機関と連携し、ヘリコプター、車両、小型無人飛行機（ドローン）、道路監視カメラ等を用いることにより迅速に情報収集を行う。

(イ) 住民避難路の統制（規制）

県及び市町村、警察、道路管理者等は、現地の道路情報に基づき、交通秩序の維持（回復）、交通の整理、迂回路への誘導等の必要な措置を行う。

この際、各機関は連携するとともに必要な協力を行う。

なお、島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民等が本県を通過し避難を行うとともに、本県住民等が岡山県内の道路を使用して避難を行うことから、県境を越えた広域的な交通管制が必要であり、中国地方全体での交通規制の実施について各県警察本部等と協議を行う。

(ウ) 住民等への情報伝達

県及び市は、住民等に対してあらゆる手段により情報を伝達する。

既に避難を開始した住民等に対しては、原子力防災アプリ等を用いて直接避難中における被ばく防止等の注意事項、渋滞状況、交通規則の遵守、渋滞解消の見通し、空間放射線量、避難所情報、現状等を伝える。また、屋内退避している住民等に対しては、屋内退避中の注意事項、避難の見通し、現状等を伝えて、冷静な屋内退避につながるようにする。

(エ) 住民等の理解

段階的避難が住民の被ばくを出来るだけ避ける方法であることについての理解を得るため、平素から、その必要性と意義について住民等に普及啓発を行う。また、島根原子力発電所の事故発生後については、住民等が現状を正しく理解できる情報の提供を行う。

ウ 留意事項

各機関は、交通規制等の緊急対応に従事する防災業務従事者に対して、防護服の着用や個人線量計などにより適切な被ばく管理を行う。

(16) 実動組織現地合同調整所の設置

県及び県警察は、琴浦大山警察署に実動組織現地合同調整所を設置し、広域的な交通規制・統制等を行うとともに、各実動組織は円滑な活動調整及び情報共有等を図る。

そのため、平素から共通の基準及び活動要領を確立し、実動組織共同調整システム、通信機器等を整備する。

(17) 安定ヨウ素剤の配布

市は、県と連携して、一時集結所で安定ヨウ素剤を配布するものとする。ただし、一時集結所で受け取ることができなかった場合、避難退域時検査会場において受領するよう広報するものとする。

3 各機関の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、主としての避難に関するものを記載している。その他災害時共通のものは、鳥取県地域防災計画に記載されているものとする。

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県内における原子力災害に関する総合調整 2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） 3. 一時集結所から避難所までの住民等の輸送 4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） 5. 一時集結所から避難所までのルート決定 6. 広域避難所運営の総括 7. 広域避難所（県営）の指定 8. 広域避難所（県営）の開設、運営 9. 住民等の避難（広域輸送） 10. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定） 11. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 12. 避難住民等の避難退域時検査、簡易除染及び原子力災害医療 13. 広報、情報伝達 14. 境港市役所の移転の受入れと業務継続に対する支援 15. 放射線防護対策施設への物資補給 16. その他必要な措置
米子市、境港市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難指示の伝達 2. 一時集結所の選定、運営 3. 一時集結所での住民の誘導 4. 住民への事前周知、伝達、広報（放射線防護に係る広報を含む。） 5. 避難行動要支援者名簿の作成 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 避難住民名簿の作成、安否確認、避難の問合せ対応 8. 避難先地域が行う広域避難所の運営支援 9. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 10. 避難住民の避難退域時検査、簡易除染の支援 11. 避難住民への行政サービスの提供 12. 避難行動要支援者等の避難体制の整備 13. 避難行動要支援者等の避難支援 14. その他必要な措置
米子市及び境港市以外の市町村（避難住民受入市町村）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 米子市及び境港市への支援 2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 3. 境港市役所の移転への支援 4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力 5. 避難誘導等に対する職員の動員 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 8. 避難住民の避難退域時検査、簡易除染の支援 9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供

		10. 事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施
指定 地方 行政 機関	第八管区海上保安本部 境海上保安部	1. 海難救助、海上における安全確保及び治安の確保、船舶交通の規制 2. 海上モニタリングの支援 3. 海上における緊急輸送 4. 航空機による緊急輸送
	美保航空基地	1. 気象状況等の把握及び解析 2. 緊急時モニタリングの支援
	鳥取地方气象台	1. 輸送路の確保と維持
	国土交通省 (河川国道事務所)	
消 防 機 関	鳥取県東部広域行政管理組合 消防局	1. 負傷者の搬送 2. 情報の収集分析
	鳥取中部ふるさと広域連合消 防局	3. 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保 4. 関係機関との連絡
	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局	5. 資機材の輸送支援
自 衛 隊	陸上自衛隊第8普通科連隊	1. 緊急時モニタリングの支援(空中、海上)
	陸上自衛隊中部方面ヘリ コプター隊第3飛行隊	2. 緊急輸送の支援
	海上自衛隊舞鶴地方総監部	3. 避難行動要支援者等の車両への搬送支援
	航空自衛隊第3輸送航空隊	4. 避難退域時検査等、除染の支援
	自衛隊鳥取地方協力本部	5. 給水・給食等の支援
指 定 公 共 機 関	中国電力(株)	1. 原子力災害等に係る通報及び情報提供 2. 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 3. 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 4. 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 5. 県、米子市及び境港市が実施する原子力防災に対する積極的な全面協力 6. 避難退域時検査、簡易除染等への協力 7. 避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等の処理 8. 緊急時モニタリングの支援 9. 異常時における県、米子市及び境港市への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備
	(国研)日本原子力研究開 発機構	1. 異常時における県への専門家及び連絡員の派遣
	日本放送協会	1. 住民等に対する避難情報の放送
	西日本高速道路(株)	1. 高速自動車国道における輸送路の確保 2. 緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	日本通運(株)	1. 貨物自動車による緊急物資の輸送
	福山通運(株)	
	佐川急便(株)	
	ヤマト運輸(株)	
	西濃運輸(株)	
	西日本旅客鉄道(株)	1. 避難住民の輸送及び緊急物資の輸送
	西日本電信電話(株)	1. 通信の確保及び防護対策の実施に必要な通信の優先的取扱い
	KDDI(株)	

指定 地 方 公 共 機 関	(株)NTTドコモ	2. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置
	ソフトバンク(株)	3. 避難情報の配信
	(一社)鳥取県バス協会	1. 避難用バスの確保 2. 避難住民の輸送
	(一社)鳥取県トラック協会	1. 緊急物資の輸送
	(公社)鳥取県医師会	1. 医療救護の実施
	(公社)鳥取県看護協会	
	(一社)鳥取県薬剤師会	
	日本海テレビジョン放送(株)	1. 住民等に対する避難情報の広報活動
	(株)山陰放送	
	山陰中央テレビジョン放送(株)	
	(株)エフエム山陰	
	(株)新日本海新聞社	
	(株)山陰中央新報社	
	(株)鳥取テレトピア	
日本海ケーブルネットワーク(株)		
(株)中海テレビ放送		
鳥取中央有線放送(株)		
そ の 他 的 団 体	(一社)鳥取県歯科医師会	1. 医療救護の実施
	鳥取県社会福祉協議会	1. ボランティアの受入れ及び派遣
	(一社)鳥取県診療放射線技師会	1. 避難退域時検査の実施
	(公社)鳥取県宅地建物取引業協会	1. 被災者の入居が可能な民間賃貸住宅情報の提供 2. 被災者の民間賃貸住宅入居に係る契約の媒介
	(公社)全日本不動産協会 鳥取県本部	3. 県が借り上げる民間賃貸住宅の契約の媒介

(2) 県庁の各部局等

部局名	事務又は業務
令和新時代創造本部	1. 報道機関との連絡調整
交流人口拡大本部	1. 東京本部、関西本部、名古屋代表部との連絡調整、情報収集 2. 観光客に対する情報伝達、避難、救援 3. 要配慮者(うち外国人)に対する情報伝達、避難、救援 4. 観光施設等との連絡調整
危機管理局	1. 避難等の指示 2. 市町村の災害応急対策業務等の継続支援の総括 3. 被害情報の収集及び通信連絡の総括 4. 災害対策本部の運営 5. 災害対策本部事務局の業務 6. 災害対策本部における通信施設の保全 7. 自衛隊、海上保安庁との連絡調整 8. 消防防災ヘリコプターの運用 9. モニタリング本部(原子力環境センター、西部総合事務所)の設置・管理・運営 10. EMCへの参画 11. モニタリング 12. その他、避難に関する総合調整

総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広域避難所運営の総括 2. 広域避難所（県営）の開設、運営 3. 損害賠償 4. 職員の被ばく線量の管理 5. 境港市役所の移転の受け入れ 6. 災害時緊急支援チームの派遣 7. 職員災害応援隊の派遣 8. 公有財産の管理 9. 庁舎の管理、運用、調査 10. 職員の服務、給与 11. 職員の動員、派遣要請、受入 12. 職員の安否、補償 13. 人権擁護の確保 14. 県議会 15. 鳥取情報ハイウェイに関すること 16. 東部庁舎の管理、運用、調査
地域づくり推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民等の輸送手段（県・市町村等の保有する車両含む）の確保 2. 住民等の輸送業務 3. 安否情報（外国人を含む）の収集・問い合わせ 4. 市町村の通常業務等の継続支援の総括 5. 避難所運営に係るボランティアの受入れ調整 6. 市町村の行財政運営に関すること 7. 広域避難所（市町村営）の運営状況把握・連絡
福祉保健部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の整備 2. 避難住民の避難退域時検査、簡易除染 3. 避難行動要支援者（社会福祉施設入所者）の避難支援 4. 広域福祉避難所（入所施設を除く）の確保及び運営 5. 保健医療福祉対策本部の設置、管理、運営 6. 医療（原子力災害医療を含む。）、医薬品の調達 7. 保健衛生、健康相談 8. 医療機関の把握（患者情報を含む） 9. 災害ボランティア等の支援に関する総合調整 10. 災救法 11. 避難行動要支援者避難支援センターの設置、管理、運営
子育て・人財局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の整備（所管施設に係るものに限り、福祉保健部と共管） 2. 避難行動要支援者（所管施設に係るものに限り、児童福祉施設等入所者）の避難支援 3. 私立学校及び高等教育機関への情報伝達
生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境の除染等 2. モニタリング本部（原子力環境センター・西部総合事務所）の設置・管理・運営 3. EMCへの参画 4. モニタリング 5. 飲食物の摂取制限（農林水産物を除く） 6. 入浴施設、トイレの確保 7. 応急給水 8. 応急仮設住宅の提供 9. 公営住宅の調査

	<ul style="list-style-type: none"> 10. 恒久避難住宅の提供 11. 旅館・ホテル等の避難所としての借り上げ 12. 生活関連物資の調達・供給 13. 家庭動物（ペット）の扱い 14. 食品衛生、食中毒防止対策
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> 1. トラックその他物資輸送手段の確保、手配
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 食糧の確保（流通）及びあっせん 2. 家畜の取扱い 3. 農林水産業団体との連絡調整 4. 県有船舶の運用・調整
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 道路状況の把握 2. 道路啓開、通行確保 3. 空港、港湾、漁港施設等の把握、確保 4. 公共土木施設用地の供与、土地等の使用 5. 建設用資機材の調達
会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> 1. 住民避難に要する費用の出納及び物品の購入契約 2. 県有車両の運用、調整
企業局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 県営発電施設の把握及び運転確保 2. 県営工業用水施設の把握及び保全
病院局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 県立病院での原子力災害医療 2. 県立病院救護班派遣可能状況の確認 3. 県立病院への患者受入可能状況の確認
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難児童及び生徒の救護 2. 避難所の確保、開設、運営に関する協力 3. 学校の避難計画作成、避難支援 4. 公立学校等への情報の伝達
西部総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 現地災害対策本部の設置、運営 2. 原子力発電所の現地確認 3. O F Cへの要員派遣 4. 島根県庁への連絡員派遣 5. 西部管内における道路状況の把握 6. 西部管内における避難に関する総合調整 7. 西部管内におけるモニタリングに関する現地対応 8. 西部管内における避難退域時検査に関する現地対応 9. 西部管内における安定ヨウ素剤に関する現地対応 10. 避難支援ポイントの運営 11. 市町村、関係機関との連絡調整
中部総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町との連絡調整 3. 職員応援体制の整備 4. 中部管内における避難退域時検査に関する現地対応
東部地域振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町との連絡調整 3. 職員応援体制の整備
共通	<ul style="list-style-type: none"> 1. その他知事（対策本部長）の命ずる事項 2. 他部局の応援

警察本部	<ol style="list-style-type: none">1. 避難広報2. 交通規制3. 避難誘導4. 被災地の警戒、犯罪の予防・取締まり5. 各種相談等被災者支援活動6. 避難に際しての実動組織間の調整と必要に応じて合同調整所の設置等
------	---

(注) 業務分担については、部局本来の業務以外のものについて、割り振ることがある。

4 避難の支援方法

(1) 物資等の供給

ア 方針

広域避難所の食糧及び生活関連物資等は、県で統制し、一括取得して供給する。

避難開始後は、状況不明により、食糧や生活関連物資の必要数が判明せずに、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。

このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給し（プッシュ型の物資等の供給）、供給の遅れを防止する。なお、避難者数や避難者の状況が把握できるようになった段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。

この際、県は、下流の輸送拠点から広域避難所（県営）又は物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者へ委託する。

なお、複合災害においては、人命の安全確保を最優先として、自然災害に対する避難等を優先して、屋内退避が行われることがある。このため、屋内退避が適切に行われるように物資の融通、供給を行う。また、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを投入し、後発災害に不足が生じることがないように留意するとともに、外部からの支援を早期に要請する。

イ 物資等の供給

(ア) 必要量の決定

県は、必要な物資等の数量について、各市町村からとりまとめて決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定する。

(イ) 取得

県は、広域避難所において必要な物資等を一括購入、あるいは、国、他都道府県等に支援を要請する。

(ロ) 配布

県は、取得した物資等補給品を各広域避難所に配布する。

屋内退避を行っている場所に対しては、必要に応じて自衛隊等の支援により配布する。

市町村が運営する広域避難所における生活関連物資等については、各市町村が設定した物資集積所に配送し、市町村が避難住民等に配布する。

(ハ) 留意事項

a 物資等の配布の対象者は、避難指示等に基づく避難所あるいは退避場所にいる避難住民等とするが、避難地域以外の自主避難住民の存在にも留意する。

b 屋内退避地域における物資等の配布に当たっては、配布の方法に留意する。

ウ 物資等の供給支援組織の構成

(ア) 広域避難所運営チームの設置

県は、広域避難所の運営総括と広域避難所（県営分）の開設、運営を行うために、災害対策本部実施部のプロジェクトチームとして、広域避難所運営チームを災害対策本部内に設置する。

(イ) 物資集積拠点

県は、大量の物資等の集積が必要な場合は、物資集積拠点を県内に設定し、空路・海路・陸路からの緊急物資を集積する。

a 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港、民間物流拠点等）

b 下流の拠点・・・市町村配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設、民間物流拠点等）

(ロ) 物資集積所

市町村は物資集積所を設置し、市町村内の各避難所に対する物資供給基地として運用する。

エ 補給幹線

物資集積拠点と物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定する。

オ 物資及び資材

食料	<p>温食の配給を基本とする（態勢完了は3日間を基準とする）。 当初、備蓄食糧を配布し、補給支援体制が整うに従い、弁当等の加工食品を配布する。 調達は、県で一括して行い、避難住民等への配布は各避難所の運営者が行う。 ※3日分の家庭、職場での食糧備蓄を基本とする。</p>
水	<p>避難住民等、医療機関、福祉施設に対して給水する。 県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水の調整を行う。 ※ 避難所における飲料水（ボトルウォーター等）の供給は、1日1人当たり3リットルを基本とする。</p>
生活必需品	<p>毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジポンペ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレトーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ、ゴミ袋、生理用品、紙おむつ、おしりふき、哺乳瓶、マスク等。</p>
燃料	<p>防護措置の実施に必要な燃料を優先的に確保する。 ガソリン、軽油、灯油、発電機用重油、プロパンガス等。</p>
復旧資材等	<p>収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なもの。</p>
日用品・嗜好品	<p>一定の率をもって常続的に供給する。</p>
衛生資機材	<p>医薬品、医療機器、その他衛生用品。</p>

カ 別紙5「食糧、生活関連物資等供給計画」

(2) 輸送

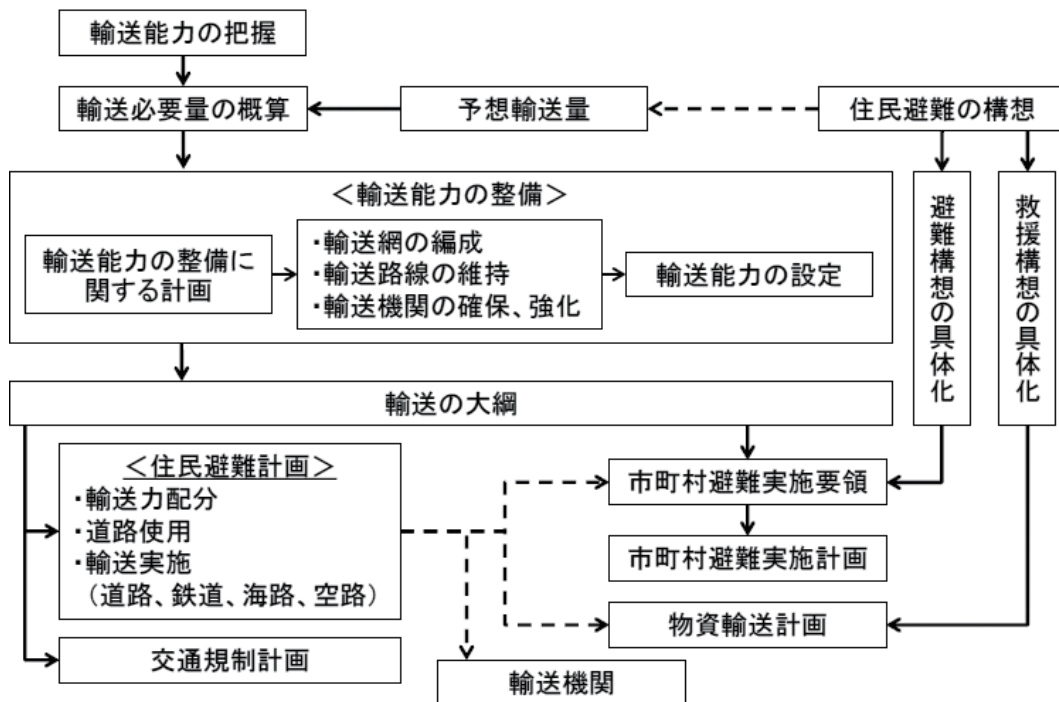
ア 方針

県は、避難住民及び緊急物資の輸送について、一元的に要請と運用を行う。

イ 輸送の一般的要領

輸送に関する一般的要領は次のとおりであるが、県は、あらかじめ作成された輸送計画等に基づき、当時の状況により修正し、輸送を実行する。

輸送の一般的要領



ウ 輸送経路の決定

輸送は、事前に計画した輸送経路を使用する。

県は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず輸送経路の情報を把握し、輸送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物、危険箇所等の除去、工事中止と応急仮復旧、道路の啓開など）する。また、放射性物質の拡散状況（風向）や道路渋滞状況等により、必要な場合は速やかに輸送経路を変更する。

エ 輸送手段

輸送手段は、道路・鉄道・海路・空路とし、その特性に応じて選定する。

オ 輸送能力の概算

県が一元的に運用する輸送手段の輸送能力を、季節・時間別、場所別、輸送手段別に明らかにし、この数量に基づき、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

カ 輸送必要量の概算

避難指示等に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の輸送量を、季節・時間別、場所別、輸送対象別に明らかにし、この数量に基づき、輸送路線の維持、通信施設、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

キ 輸送に関する計画

(ア) 輸送計画

a 輸送力の配分

一定期間の輸送の根拠となるもの。

b 輸送経路

交通規制の実施の基礎となるもの。

c 輸送の実施

輸送力の配分、輸送経路に基づいて作成する、陸路を中心とした、避難住民と物資の輸送に関する細部の実施要領を定める。

輸送方法は、直通輸送・中継輸送・折返し輸送とし、地形、事態の状況により適切な輸送実施方法を計画する。

(イ) 交通規制計画

避難住民の輸送等のルートを確保するため、県の輸送計画に基づき、広域的交通管理体制の整備に努める。

(ロ) 避難実施要領

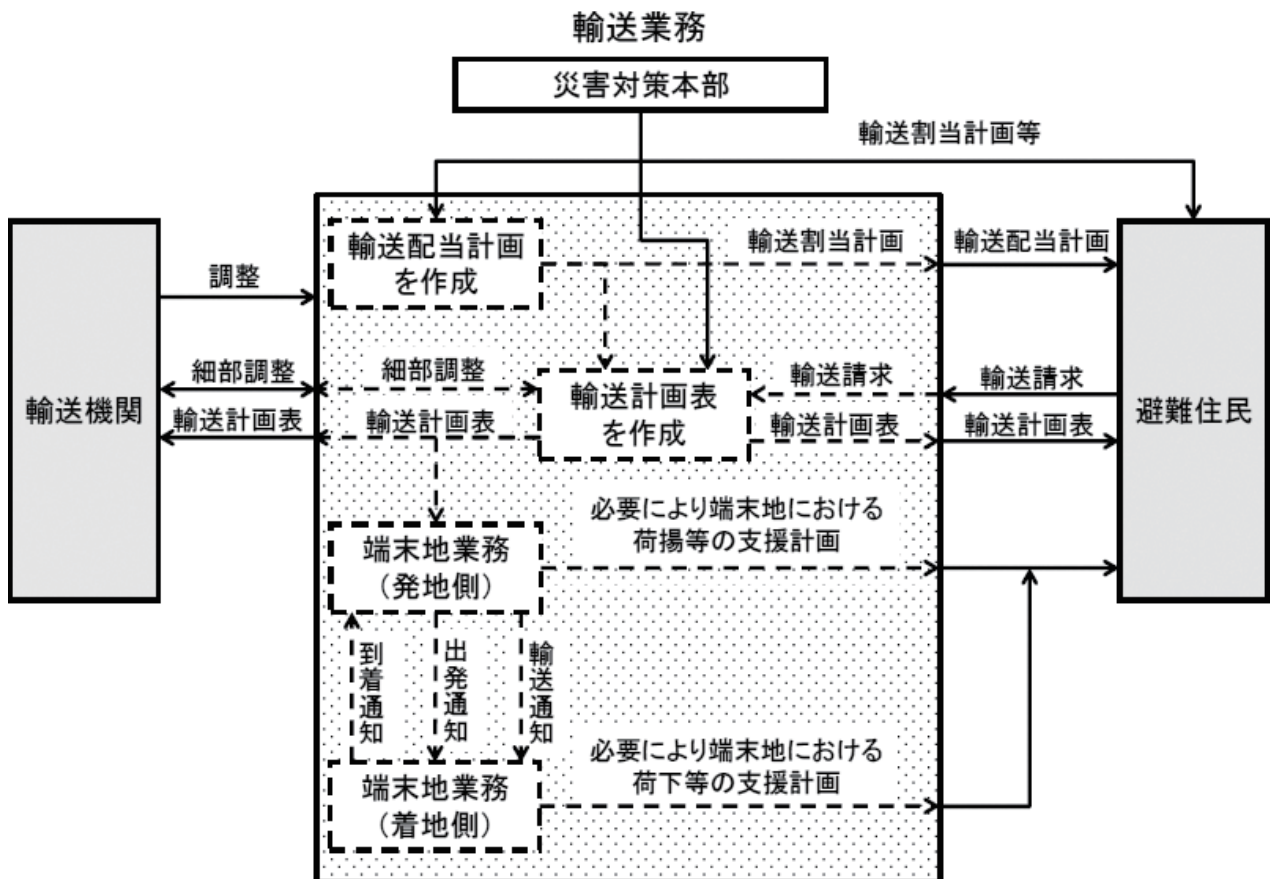
米子市及び境港市は、県、警察等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領を作成する。作成に当たっては、避難行動要支援者等への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮する。避難指示が発出された場合は、直ちに、県及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領を修正し、使用する。

ク 輸送の実施

(ア) 輸送業務

県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。

県は、原子力防災避難オペレーション支援システムを用いて、輸送計画表を作成するとともにバス等の運行指示書を作成し、運送事業者に提供する。



(イ) 広域交通管理体制の確保

a 交通規制の実施

警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導対策、交通広報対策、交通規制対策等を行う。

警察は、道路管理者と連携して国道431号の使用の可否を早期に把握し、避難経路として使用できる場合には、車両を誘導し、交通を分散することで渋滞を緩和する。

警察は、必要に応じて信号機の遠隔制御等を実施し、避難の円滑化を図る。

警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。

海上については海上保安庁が通行船舶に対し航行制限及び航泊禁止等の措置を行う。

なお、島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民が本県を通過し避難を行うとともに、本県住民が岡山県内の道路を使用して避難を行うことから、県境を越えた広域的な交通規制が必要であり、中国地方全体で交通規制を実施する。

b 避難退域時検査への誘導

避難者の確実な避難退域時検査実施のため、主要交差点において車両の交通誘導を実施する。この際避難車両の動態管理情報に基づき、あらかじめ計画された避難退域時検査会場へ誘導を行う。また、避難退域時検査会場の混雑状況等により他の避難退域時検査会場への誘導等を臨機応変に行う。

c 交通路の確保

県は、主要な橋梁、トンネル等のあらかじめ確認すべき箇所を定め、それら箇所の異常の有無をヘリコプター、車両、小型無人飛行機（ドローン）、道路カメラ等を活用し早期に把握するとともに、必要に応じて警察、自衛隊等と応急復旧及び啓開作業を実施し交通路の確保を行う。

警察は、避難中に交通事故が発生した場合は、道路管理者と連携し、その処理を円滑に実施し、交通路の渋滞防止に配慮する。

各道路管理者は、工事箇所の仮復旧を行い、交通を早期に開放する。また、容易に復旧が見込まれない道路障害が発生した場合には自衛隊等関係機関に支援を要請し、連携して

復旧を図る。

d 給水、救護施設等の場等の確保

県は、避難経路に、給水・給油・救護・トイレを確保する。

(ウ) 避難車両の動態管理

県は避難状況を把握し円滑な避難に資するため、関係機関と連携し避難車両の動態管理を行い共有する。

ケ 避難行動要支援者等の輸送

(ア) 輸送の実施

県は、あらかじめ定める避難行動要支援者等の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の輸送方法を必要とする者の輸送を一元的に行う。

(イ) 輸送の手続

県は、市の状況に基づき、避難行動要支援者等の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。

市は、輸送対象者を避難行動要支援者等の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、避難行動要支援者等の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。

(ウ) 輸送の方法

輸送は、①車両、列車等による地上輸送、②船舶による海上輸送、③航空機による航空輸送により実施する。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、輸送網の状態、輸送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な輸送を行う。

コ 避難が遅れた者への対応

県は、住民避難が完了した後に、避難が遅れた住民等の情報提供や救出依頼があった場合は、警察、消防等に対して捜索及び発見後の緊急輸送を要請する。

サ 別紙6「住民避難輸送計画」

(3) 原子力災害医療等の提供及び保健衛生

ア 原子力災害医療体制

県（福祉保健部）は、災害対策本部の下部組織として医療救護対策本部を設置する。

医療救護対策本部は、オフサイトセンター（医療班）と調整し、原子力災害医療機関と連携して、原子力災害医療、必要な防護対策（安定ヨウ素剤の投与等）を行う。

イ 治療、搬送

(ア) 原子力災害医療活動

a 避難所等における対応

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、必要に応じて救護所を指定し、避難住民等を対象とした軽度の外傷等に対する応急処置を行う。

b 原子力災害医療協力機関における対応

被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療、被災者の放射性物質による汚染の測定や救護所への医療チームの派遣など原子力災害医療や県が行う原子力災害対策等の支援を行う。

c 原子力災害拠点病院における対応

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

拠点病院は、原子力災害医療派遣チームを有し、原子力災害が発生した道府県等において救急医療等を行う。

d 高度被ばく医療センターへの搬送

県は、原子力災害拠点病院で対応できない高度専門的な診療及び治療が必要な患者について、高度被ばく医療支援センターと受入を調整する。

県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。

e 原子力災害医療・総合支援センターへの要請

県は、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整を行い、原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

(イ) 医療機関への搬送

被ばく傷病者等の搬送に際しては、必要な防護措置を実施するとともに、搬送者の基本情報及び汚染の程度等の情報を医療機関に情報提供する。

ウ 医療の確保

(ア) 県は、保健医療福祉対策本部を設置し、緊急時の医療活動を統一かつ効果的に実施する。

(イ) 国の原子力災害医療派遣チーム、県内医療機関等からの派遣及び県外の医療救護班の応援を受ける。

エ 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、速やかな配布・服用の実施態勢を確保するため県は、国、市等と連携し、一時集結所等において、別に定める「鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行う。

なお、県は安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

ただし、避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により事前配付を受けた者に対しては、事前に受け取った安定ヨウ素剤の服用の有無を確認し、必要な対応を行う。

オ 避難退域時検査

県は(4)に定めるところにより、避難住民に対して避難退域時検査を実施する。

カ 避難所の衛生管理

(ア) 県（福祉保健部・各福祉保健局）は、市町村と連携し避難所における避難住民の巡回指導体制を確立し、感染症の予防や蔓延防止、その他疾病の予防に努める。

(イ) 県（生活環境部・各生活環境局）は、食品衛生監視員による食品衛生に関する指導を行い、食中毒などの事故発生を予防する。また、必要に応じて社団法人鳥取県食品衛生協会と連携して指導・相談業務にあたる。

キ 健康管理

避難住民の健康を良好に維持するため、体調管理、メンタルヘルスケア等を継続的に実施する。

ク 別紙7「鳥取県原子力災害医療計画」

(4) 避難退域時検査

ア 避難退域時検査の実施

避難退域時検査は、住民等の身体等への放射性物質の付着の有無を確認することを目的に行うものであり、避難者に対し県内で行うことを基本とし、要請がある場合は、島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。

県は、放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合、UPZ外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に受け入れるまでの間に、避難住民の避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。また、主要経路沿い等で避難退域時検査を実施しなかった避難住民については、避難先地域等に設置する避難所併設の避難退域時検査会場又は保健所併設の避難退域時検査会場で検査を行う。

避難退域時検査を終了した者に対しては、終了した旨の証明書（検査済証）を発行する。

イ 避難退域時検査会場

避難退域時検査は、あらかじめ定めた会場で行うが、空間放射線量率の上昇等により会場が使用できない場合を考慮し、次のとおり代替の避難退域時検査会場を選定する際の基準に基づき、候補地を選定しておくものとする。県は、代替会場の確保が円滑に行われるよう、施設管理者等の協力を得るとともに訓練等を通して理解を得る。

(避難退域時検査会場に具備すべき要件)

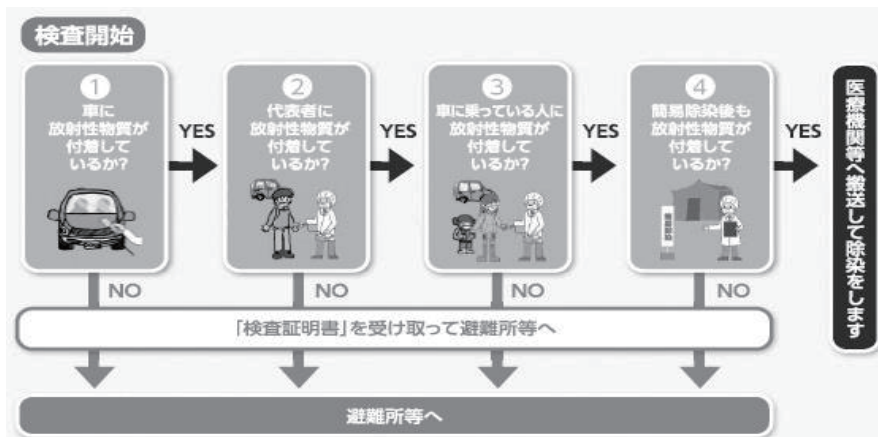
① 広い駐車場を有している。

- ② 住民検査を行うための検査スペースが確保できる。（荒天時における避難者の負担を軽減するため体育館等の屋内又は半屋内の駐車場等であることが望ましい。）
- ③ 構内及び施設への出入口が複数ある。（車両や住民が一方通行することが可能であり、汚染の拡大防止を図ることができる。）

ウ 検査手順

避難退域時検査は国が作成する「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づき、概ね次の手順により実施する。

- ① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。
- ② 車両がO I L 4以下でない場合、乗員の代表者に対して検査を行い、車両は簡易除染を行う。
- ③ 乗員の代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。
- ④ 検査の結果、O I L 4以下でない乗員については簡易除染を実施し、それでもO I L 4以下にならない場合は消防、自衛隊、医療機関等防災関係機関が保有する救急車、ヘリ等の移動手段により医療機関等へ搬送して除染を行う。



エ 避難行動要支援者の避難退域時検査

福祉車両（車いす、ストレッチャー車両等）等で避難を行う避難行動要支援者の避難退域時検査にあたっては、車両内で避難退域時検査を行う等健康リスクに配慮する。

外国人や高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難退域時検査にあたっては、多言語標記やイラスト、平易な文章を用いる等検査対象にわかりやすい検査方法の説明及び検査の実施に努める。

オ 利用施設や周辺環境等への放射性物質の拡散等の防止

避難退域時検査の実施にあたり、利用施設や周辺環境等に放射性物質の拡散を防止するため、県は次のとおり対策を行う。この際、検査前後に検査対象の動線が交差しないようにする。

(ア) 避難退域時検査会場等での避難住民の検査

床面や壁面を養生シートやポリエチレンシートで覆うことにより放射性物質の付着を防ぐとともにO I L 4以下でない避難住民については会場内の動線を確認し、床面の拭き取り、着席した椅子の被覆ビニールの交換等の措置を行う。

(イ) 屋外での車両除染

車両を除染する際に用いる洗浄水が周囲に飛散しないように飛散防止措置を講ずる。また、使用した洗浄水・汚染付着物については回収し、ポリ容器等に封入し、一時的に貯留したのち、原子力事業者が処理する。

カ 避難退域時検査用資機材の標準化と一括管理等

避難退域時検査を迅速かつ適切に実施するために、平時から資機材の標準化と一括管理を行う。また、関係機関、民間事業者等と連携した資機材の迅速な輸送及び展開体制を整備するとともに訓練等を行い、対応能力の向上を図る。

キ 避難退域時検査会場の表示及び整備

県は、避難退域時検査会場として指定した施設に、避難退域時検査会場であることを表示する。また、避難退域時検査の実施にあたっての必要な小規模改良（施設のユニバーサルデザイン化等）、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備等を行う。

ク 避難退域時検査会場予定場所

県は、原則として国又は県・市が避難指示を行うまでに避難退域時検査会場を開設する。

名 称	住 所
東伯総合公園体育館	東伯郡琴浦町田越 560
中山農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町下甲 1022-5
名和農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町名和 1247-1
伯耆町B&G海洋センター	西伯郡伯耆町大原 1006-3
江府町立総合体育館	日野郡江府町大字洲河崎 62
倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿 1560-18
旧那岐小学校	八頭郡智頭町大背 205
大山パーキングエリア	西伯郡伯耆町久古1379

※大山パーキングエリアは島根県と共同で開設・運営するものとする

ケ 避難所等に併設する避難退域時検査会場予定場所

名 称	住 所
布勢総合運動公園県民体育館	鳥取市布勢 146-1
鳥取砂丘コナン空港	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5
倉吉体育文化会館体育館	倉吉市山根 529-2

コ 保健所に併設する避難退域時検査会場予定場所
避難後の検査希望に対応するため保健所に開設

名 称	住 所
鳥取市保健所	鳥取市富安二丁目138-4
倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2
米子保健所	米子市東福原 1 丁目 1-45

(5) 避難経路の確保

ア 自然災害等により避難経路が通行不能な場合

県は、避難経路として定められている道路の通行の可否を把握し、通行止め等交通規制を確認した場合は応急仮復旧等を行い早期に規制を解除する。道路の損傷を確認した場合は代替経路を指定するとともに自衛隊、建設事業者等の協力を得て、早急に応急復旧等を行う。この際、被災状況確認のため、ヘリコプター、車両、小型無人飛行機（ドローン）等有効な機器を活用し、適切な条件のもとで情報収集にあたるものとする。

県は、作業に使用する資機材の備蓄やがれき等の仮置き場の確保についてあらかじめ調整を行う。また、県が管理する道路以外の道路の損傷を確認した場合は、各道路管理者に復旧を要請する。

避難者は、避難時に使用している道路の損傷や撤去が必要な車両等を見つけた際は、道路管理者、市及び県にその旨を連絡する。

イ 降雪時における避難経路の確保

県は、除雪計画に基づき、凍結防止剤の散布や除雪車による除雪作業を実施するとともに、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に除雪を要請し、避難経路を確保する。

(6) 避難所

ア 避難施設の指定

(ア) 避難所

県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。

指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。

県は、避難先として指定した避難者の施設状況や周辺生活情報の地誌資料を整備するとともに、避難先地域の住民に対して、避難者の受入等に関する周知に努めるものとする。

なお、自然災害により避難先施設が使用できなくなった場合には、県は避難先市町村と避難元の市町村と調整の上、避難先を決定する。避難先が確保できない場合には、関西広域連合、国、全国知事会等と調整を行う。

(イ) コンクリート屋内退避施設

米子市及び境港市は、コンクリート屋内退避施設の整備（指定）を行う。

県は、早期の避難が困難な住民等が一時的に退避できる施設の整備を支援する。

(ウ) 放射線防護対策施設

放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設への転院等を判断するものとする。

放射線防護対策施設の管理者は、原子力災害を考慮し、7日間の食糧、燃料等の備蓄及び補給方法を検討しておく。また、県は、必要とされる食糧、燃料等の備蓄に対する支援を行う。

なお、屋内退避を継続するにあたり備蓄食糧・燃料等の不足が見込まれる場合、県が物資の補給を行う。

名 称	住 所
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町 44
社会福祉法人しらゆり会 光洋の里	境港市渡町 2480
医療法人・社会福祉法人真誠会 弓浜ホスピタウン	米子市大崎 1511-1
医療法人真誠会 ゆうとぴあ	米子市河崎 581-3

イ 避難施設の開設運営

(ア) 開設

避難先地域の市町村は、あらかじめ定めた計画、又は災対法に基づく要避難地域市町村あるいは、知事との協議により、避難所を開設運営する。

避難先地域の避難施設のうち、県有施設の避難所については、県が開設運営する。

(イ) 運営

要避難地域の市町村職員は、避難先地域の市町村および県が開設運営する避難所の運営に協力する。

避難所の運営は、当初、避難先地域の職員等で行い、その後、速やかに自治会等の支援団体の運営及び避難住民の自主運営に移行する。

避難所の食事は、当初、弁当等の加工食品を主体とするが、その後、県の計画に基づき温食に移行する。

また、妊産婦や乳幼児、外国人等の要配慮者等避難者に対応するため、多言語対応や食事制限等の配慮に努める。

(ウ) 衛生管理

避難所の開設者は、避難所の衛生管理を行う。県は、避難者の衛生管理の指導、支援等を行う。

(エ) 健康管理

避難所の開設者は、必要に応じて、避難所に救護所を開設するとともに低線量被ばくによる健康への影響不安（特に乳幼児の保護者や妊産婦等の被ばくに対する健康不安）についての相談を行う。

また、県は必要に応じて、避難所等に移動式ホールボディカウンタ車を派遣し、避難者の内部被ばく線量の把握を行う。

(オ) 家庭動物（ペット）の避難

避難所の開設者は、避難所に家庭動物（ペット）収容のためのスペースを確保する。

家庭動物（ペット）の収容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うことを基本とする。
県は、家庭動物（ペット）の健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。

(カ) 別紙8「広域避難所運営計画」

ウ 福祉避難所の設置

避難先市町村は、避難行動要支援者等の避難のため、福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。

(7) 仮設住宅等

ア 方針

県及び要避難地域市町村は、避難所の早期解消を図るため、避難住民の仮設住宅等への入居開始は、避難開始後1か月をめどとし、完了は概ね6か月以内を目標とする。

イ 仮設住宅

要避難地域市町村は、県および避難先地域市町村と連携し、速やかに建設用地を確保し、早期に仮設住宅の建設を着工する。

ウ 恒久避難住宅

避難所と仮設住宅の早期解消を図ることを目的とする。

県及び市町村は、賃貸住宅、公営住宅等を確保し、必要に応じて住宅取得制度を整備する。

エ 旅館・ホテル

県及び市は、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所としての借り上げ、要配慮者等の避難者に提供する。

(8) 応援、受援

ア 職員の派遣とあっせん

(ア) 職員の動員

県は、動員計画に基づき、必要な災害対策要員を動員する。この際、業務の継続性のため、ローテーションに考慮する。

(イ) 職員の派遣（地方自治法 252 条の 17）

a 市町村への職員の派遣（地方自治法 252 条の 17）

市町村等からの派遣要請により、必要な職員を派遣

b 指定行政機関等への職員の派遣要請（地方自治法 252 条の 17）

専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請

c 派遣者の宿舍等を確保

(ウ) 関係機関との相互派遣協定等の整備

(エ) 職員の安全の確保（被ばく管理）

(オ) 職員の安否確認

(カ) 職員の健康管理

イ 応援要請等

(ア) 方針

被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁、他の都道府県及び消防機関等へ応援を要請する。

(イ) 専門家の派遣要請等

a 鳥取県原子力安全顧問を招集する。

b 技術的助言を得るため、専門家の派遣を国に要請する（原災法第 10 条に基づく）。

c 事態を把握するため、専門的職員を国に要請する（原災法第 10 条に基づく）。

(ウ) 自衛隊（災害派遣等）

a 派遣の要請

知事は、防護措置を円滑に実施する必要があると認めるとき、もしくは市町村長からの派遣の要請の求めがあった場合は、自衛隊の部隊等の長に対し、災害派遣を要請する。

b 活動内容

緊急時モニタリング支援、被害状況の把握（被害収集活動）、避難の支援、行方不明者

等の捜索救助、消防活動（消防機関に協力）、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去、その他

(エ) 第八管区海上保安本部（境海上保安部）

住民の避難にあたり必要な場合には、次の活動について第八管区海上保安本部に要請する。

- a 海上における緊急時モニタリングの支援
- b 緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動
- c 救助及び救急活動

(オ) 他の都道府県への応援要求

a 他の都道府県知事への応援要求

知事は、必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対して応援を求める。防護措置は、県単独での対応は困難で、広域的な連携が必要と予想されるため、知事は、他の都道府県と応援協定等を結び、平時から連携する。

知事は、独自では十分な応急措置が実施できない場合は、近隣県に応援を求めるものとし、さらにそれだけでは十分な応急措置が実施できない場合は、他ブロック都道府県に応援を求める。

b 他の都道府県との連絡調整

知事は、避難・救援に要する車両、物資、資機材等について、他都道府県知事に対する要請準備と事前連絡を行う。

また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行う。

(カ) 指定（地方）公共機関への要請

a 措置要請

県は、防護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）公共機関に対し必要な要請を行う。

b 応援

知事は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る防護措置を実施するため、①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、応援する。

c 応援の求め

知事は、防護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、その業務に係る国の防護措置の実施に関し、必要な人的、物的な要請を行う。

(キ) 中国電力

中国電力は、県の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力事業者防災業務計画に基づき、県の災害対策本部等への連絡要員の派遣、環境放射線モニタリング・汚染検査・汚染除去、周辺住民に対する避難・誘導等に対する防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置を講ずる。

ウ 市町村への応援

(ア) 市町村への応援

知事は、市町村長等から人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行う。

(イ) 境港市役所の機能移転

また、知事は、境港市長から市役所機能の移転について要請があった場合には、鳥取県庁講堂で受け入れを行うとともに市役所の行政機能等の継続に必要な支援を行う。なお、避難が長期にわたる場合は、恒久的な仮設移転先の確保を支援する。

エ 応援協定の整備

知事は、防護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、応援協定を結び、平素から、関係機関との連携を確保する。

オ 支援の受入れ

県は、鳥取県社会福祉協議会、日本赤十字社等ボランティア受入機関と連携しながら、ボランティア、NPO等の支援を受け入れる。この際、ボランティアの被ばく管理に留意する。

カ 別紙9「動員計画」

(9) 応急教育

要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。

この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

(10) 安否確認

避難等の措置を実施する市町村長は、避難先市町村及び県の協力を得て、避難住民の安否確認と安否情報の提供を行う。

(11) 警備

警察は、関係機関と連携し、被災地域のパトロール、犯罪の抑止、検挙、防犯指導、広報等の活動を推進する。

住民等の屋内退避、避難誘導等の防護活動及び避難実施状況の把握、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺避難所をはじめ被災地域のパトロール、犯罪発生時における初動捜査、緊急交通路の確保等を行う。

(12) 広報・情報伝達

ア 方針

県は、広報に関する国等との役割分担に基づき、避難指示、緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じた情報伝達、地元報道機関、インターネット等の多様なメディア等を駆使して、正確かつ、わかりやすい内容で迅速に広報する。

この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。また、避難中の住民に対して、必要な情報（空間放射線量、避難所情報等）などの各種情報を提供する。

なお、広報活動の際は、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や外国語への自動翻訳を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達にも配慮する。

また、チラシや掲示物等を作成する際は、イラストの使用や、大きな文字かつ平易な文章を心がけるなど、高齢者等の避難行動要支援者にも情報が伝わるよう留意するものとする。

イ 情報伝達・広報の役割分担

O F C	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の多様な報道手段を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。 緊急時モニタリング情報の公開
県	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の多様な広報手段を通じて県民に広報する。 O F C所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態、災害の概要、モニタリング結果、今後の予測、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。 O F C所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。

ウ 住民への情報提供

県は、オフサイトセンターで情報の集約や整理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供する。

広報・報道担当者を明確にし、対外的に情報の一元的窓口を設置する。関係機関と役割分担を行い、重層的かつ漏れのない広報を実施する。

事態の進展状況やその他の住民の安全と安心に必要な情報を原子力アプリ等を使用して定

期的に発信する。この際屋内退避や避難の指示など重要なものについては確実に伝達するようになる。

エ 広報体制の整備

(ア) 情報の収集

県は、国、島根県、市町村及び防災関係機関等と連携し、災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する情報を収集・整理し、県各部局と情報共有する。

(イ) 情報の発信

災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理する。

県は、原子力災害の影響は五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、避難時における住民等の心理的動揺や混乱を防ぎ、円滑な避難行動に繋げるため、住民等に対して災害、避難、対応状況及び対応方針等に関する広報を行う。

(ウ) 広報手段

ホームページ（携帯電話でも利用可能）、緊急速報メール、あんしんトリピーメール、ツイッター、原子力防災アプリ等により行うとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。

避難中の住民に対しても、道路情報表示板、ラジオ、原子力防災アプリ、避難支援ポイント等で情報提供を行うとともに速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞を活用した広報を行う。

また、広域避難所の管理者は、避難所にいる避難住民への広報（情報提供）を行う。

(エ) 複合災害における強靱な情報伝達体制の確保

- ・ 広報対象に応じた広報手段の採用
- ・ 情報伝達手段の複層化
- ・ 平素の情報伝達手段の活用

オ 別紙10「広報・情報伝達計画」

(13) 問い合わせ窓口の開設

ア 方針

県は、災害対策本部にワンストップの問い合わせに対する相談窓口を早期に開設し、住民の不安解消と早期の生活再建を図る。

イ 実施要領

- ・ 専用ホームページを開設し、予想される相談内容に対する情報の提供と、相談内容に応じた相談窓口の情報提供により、早期の相談の解決と、相談窓口の混雑の解消を図る。また、相談窓口は機動的に拡充していく。
- ・ あらかじめ相談内容に対するQ&A集を準備するとともに、日々の相談内容を分析し、Q&A集を充実させる。
- ・ 技術的事項の解説等は、専門家で対応できるよう、転送先の確保とその機能を整備する。
- ・ 臨時電話の増設と専用ダイヤルを開設する。

ウ 相談窓口の種類

(ア) 総合相談

(イ) 事故等に関する情報

- a 事故の発生日時及び概要
- b 事故の状況と今後の予測
- c 原子力発電所における対応状況
- d 行政機関の対応状況
- e 住民等がとるべき行動
- f 避難対象区域及び屋内退避区域

(ウ) 住宅全般

(エ) 放射線

(オ) 原子力損害賠償等

- (カ) 生活資金
- (キ) 農林水産業
- (ク) 経営・労働（被災企業への援助・助成措置、就労支援 等）
- (ケ) 学校、教育
- (コ) 医療
- (サ) 健康（心身の健康）
- (シ) 育児・母乳
- (ス) ボランティア
- (セ) 行方不明者
- (ソ) 安否情報の問い合わせ

(14) 損害賠償

県は、関係機関と連携し、損害賠償の迅速な実施に対する要望、原子力損害賠償等に関する相談窓口を設置等、被災者が行う損害賠償を間接的に支援する。

(15) 会計等

ア 会計

(ア) 防護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行う。

(イ) 緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討する。

イ 公的徴収金の減免措置

(ア) 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免の措置

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(イ) その他必要な措置

a 鳥取県行政財産使用料条例第 3 条及び鳥取県公有財産事務取扱規則第 12 条関係

b 鳥取県公有財産事務取扱規則第 14 条及び普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準第 8 条関係

(ウ) 県の所有に属する財産の使用許可・貸付等

ウ 義援金、義援物資の受入れ

エ 物価の監視

(16) 安全管理

ア 防災業務関係者の安全管理

県は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに県職員の被ばく管理を適切に行う。

原子力災害時の活動は、線量限度以下となるように計画する。原子力災害対応時には必ず個人線量計を装着し、活動中の被ばく線量を記録する。

※参考 人事院規則 10-5（職員の放射線障害の防止）

区分等	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合		放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事する場合
実効線量	① 5年間	100mSv	100mSv
	② 1年間	50mSv	
	③ 3か月（女性）	5mSv	
	④ 妊娠中の女性（内部被ばく）	1mSv	—

等価線量	眼の水晶体	1年間	150mSv	300mSv
	皮膚	1年間	500mSv	1Sv
	腹部表面	妊娠中の女性	2mSv	—

イ 運送事業者等の運転手等の被ばく管理

県は、運送事業者に対して避難住民の輸送を求める場合、運転手等の安全確保に配慮するものとする。そのため、緊急時モニタリングの結果に基づき、輸送業務の実施による追加的な被ばく線量の予測を行い、それが1mSvを下回ることをあらかじめ確認する。また、運送事業者は、運転手等の被ばく線量が年間1mSv（実効線量）を超えないよう管理するものとする。

県は、運転手等の防護措置に必要な資機材（防護服、手袋、靴カバー、防塵マスク、個人線量計、安定ヨウ素剤（服用））を整備するとともに、避難退域時検査会場近傍に中継ポイント（資機材の配布場所）を設ける等、運送事業者への配布体制を整備し、運送事業者に周知する。

また、県は、平時よりこれら資機材の使用方法等に関する研修会等を開催する。

5 避難実施体制

(1) 危機管理体制

ア 災害警戒本部の設置等

電力事業者等より、警戒事態発生の通報があった場合等、災害警戒本部及びモニタリング本部（原子力環境センター・西部総合事務所）を設置する。

イ 災害対策本部の設置等

(ア) 県は、施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、知事を本部長とする災害対策本部を県庁災害対策本部室（第二庁舎3階）に設置する。

(イ) 災害対策本部の下部組織等の設置

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力班を設置する。

原子力班は緊急事態対処センター（県庁第二庁舎2階）に設置するものとする。また災害対策本部に連絡員を設置し、連携してオペレーションを実施する。

県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。

保健医療福祉対策本部及び避難行動要支援者避難支援センターを災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。

モニタリング本部を災害対策本部の下部組織として、生活環境部（原子力環境センター）に設置する。

(ウ) 現地災害対策本部

災害対策本部を設置した場合、あわせて西部総合事務所に、副知事を長とする現地災害対策本部を設置する。

西部総合事務所長は、現地災害対策本部事務局長（スタッフ）として、現地災害対策本部長の業務を補佐する。

(エ) 原子力災害合同対策協議会

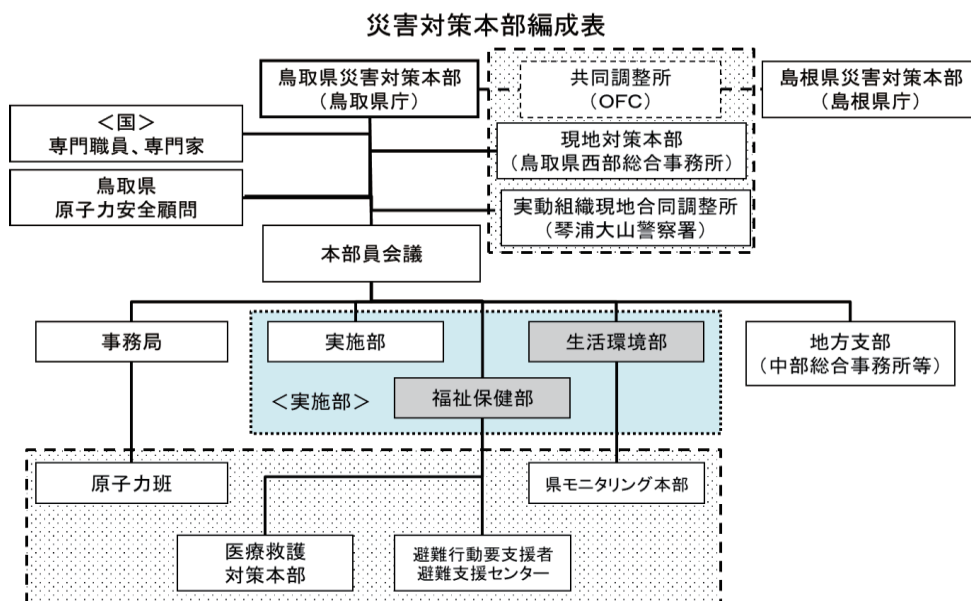
OFCに国の原子力災害現地対策本部が設置された場合、統轄監は、原子力災害合同対策協議会に出席し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

(オ) 災害対策本部地方支部

災害対策本部が設置された場合、中部総合事務所に地方支部を設置する。

地方支部は、自然災害における支部体制及び業務を基本とし、当該管轄における避難域域時検査会場の運営支援等防護措置と避難住民の支援を行う。

(カ) 災害対策本部の構成



ウ 国の原子力災害対策本部等との連携

県は、事故の応急対策の情報の共有、防災対策についての意思決定等を行うため、OFCに設置された国の原子力災害現地対策本部及び島根県等の関係機関と原子力合同対策協議会を通じて連携し、迅速かつ的確な緊急事態応急対策を実施する。

エ 島根原子力発電所への立入検査（現地確認）等

警戒事態発生 of 通報等があった場合、必要に応じて状況等の報告を求めるとともに島根県と連携し、島根原子力発電所にすみやかに立入検査（現地確認）のための職員を派遣する。

まず、鳥取県西部総合事務所より職員を先遣し、同時に本庁（原子力安全対策課）から要員を派遣する。

オ OFCへの要員派遣

(ア) 方針

施設敷地緊急事態が発生した場合、県はOFCに統轄監を含めた要員を派遣する。

また、OFC内の鳥取県ブースに連絡員を派遣し、県災害対策本部とOFCとの連絡調整等を行う。

(イ) 統轄監

統轄監は、原子力災害合同対策協議会、現地事故対策連絡会議へ参加し、県の代表として、OFC参集機関との防災対策の協議および総合調整を行う。

このため、統轄監には、これら活動に必要な権限を委任するとともに、統轄監は、県連絡員の指揮、県派遣OFC要員を監督する。

統轄監が、OFCに到着するまでの間は、立ち上げ要員として西部総合事務所から連絡要員を派遣する。

(ウ) OFC運営要員

本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC運営要綱にあらかじめ定められた機能グループに運営要員を派遣する。

(エ) 県OFC連絡要員

本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC連絡要員を派遣する。OFC連絡要員は統轄監の業務を補佐するとともに県災害対策本部と連携して鳥取県ブースの管理運営を行う。OFC連絡要員は、県災害対策本部に情報を連絡するとともに、OFC内の関係機関との調整を行う。

カ 島根県庁へ連絡員の派遣

警戒事態発生 of 通報等があり、島根原子力発電所に立入調査（現地確認）のための職員を派遣する場合、島根県と調整し、島根県庁に連絡員を派遣する。

キ 実動組織現地合同調整所の活動

実動組織は現地活動の調査及び共有のために必要なリエゾンを実動組織現地合同調整所へ派遣する。実動組織現地合同調整所は緊急事態対処センター配信ネットワークにより災害対策本部と情報を共有する。

(2) 通信システム

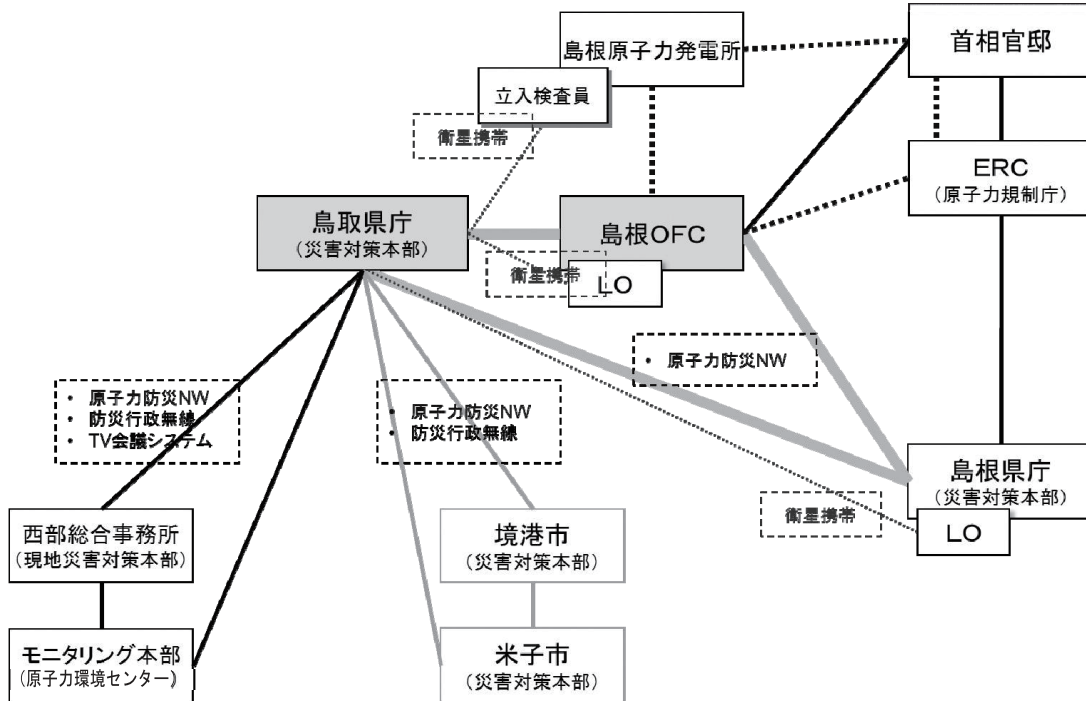
ア 方針

確実な連絡体制及び避難指示等の緊急情報の住民への速報性を確保するため、各種手段により、関係機関等との情報通信ネットワークを構築する。

イ 通信連絡系統図

(7) 島根原子力発電所通信連絡網図

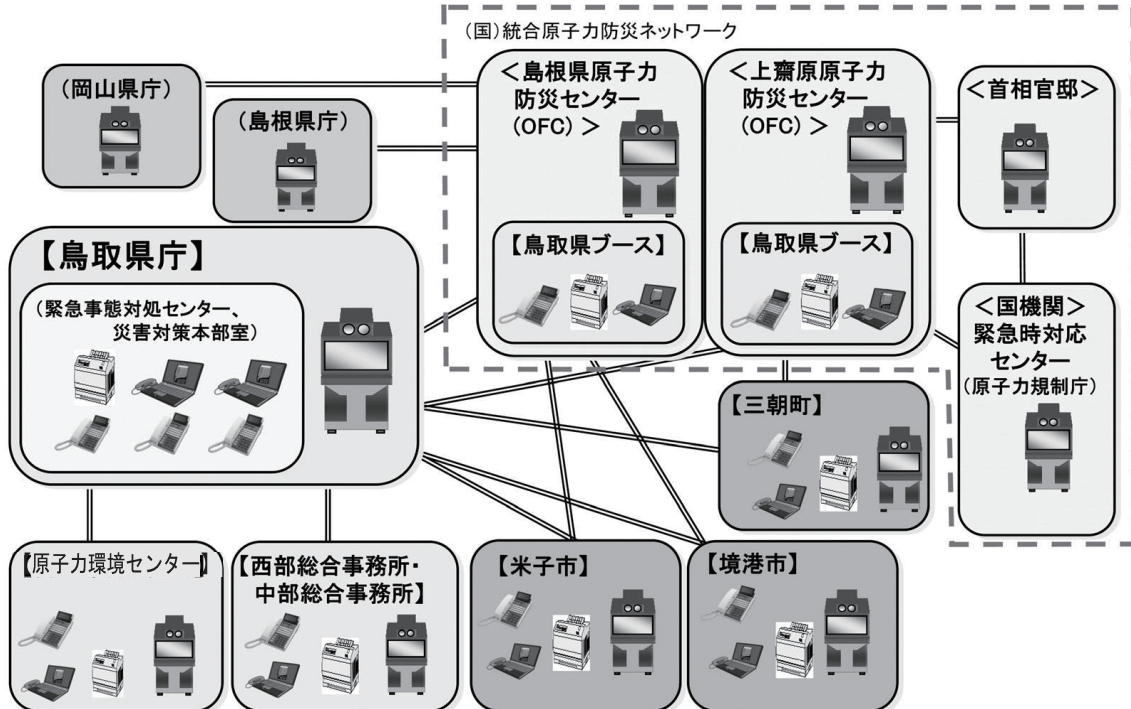
島根原子力発電所通信連絡網図



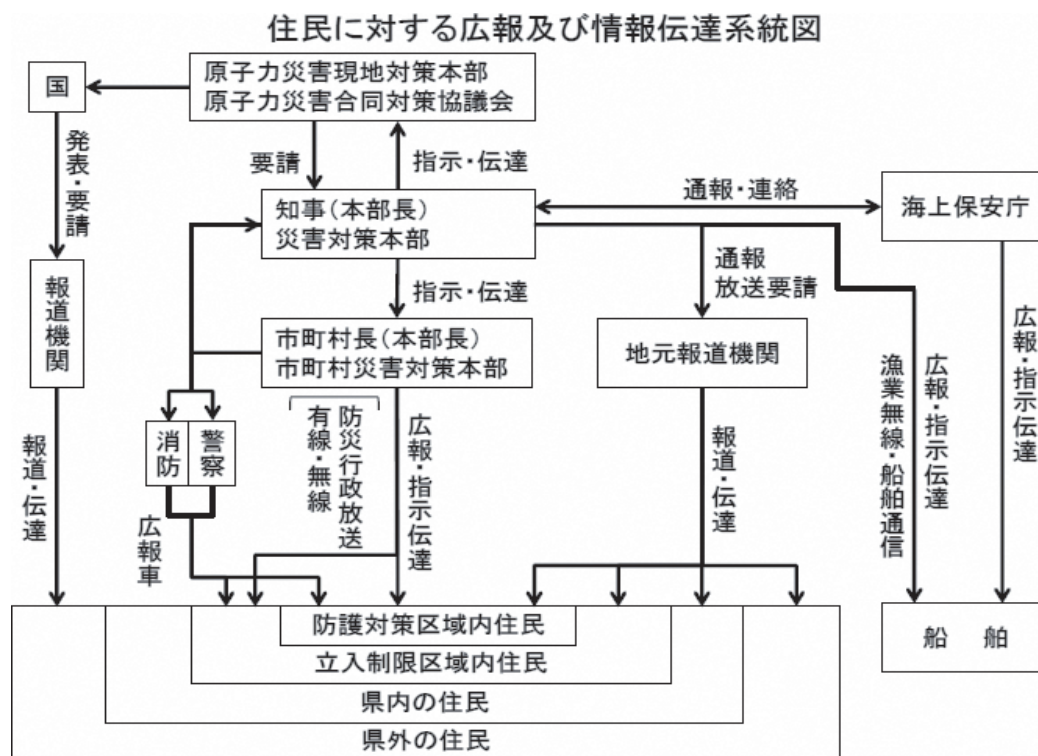
(4) 原子力防災ネットワーク図 (抜粋)

原子力防災ネットワーク図

- テレビ会議システムによる対策協議
- 電話、ファクシミリ通信 (連絡員からモバイルPC、衛星電話等での連絡調整)
- 情報共有用PC等によるOFCや各災害対策本部の活動状況などを情報共有等



(ウ) 住民に対する情報伝達系統図



ウ 通信運用

対策本部の通信の運用管理は、危機管理局長が統括する。

原子力緊急事態宣言が発出されたときは、直ちに通信連絡態勢を確保し、本計画に沿って情報を伝達する。

県とOFCとの間においては、原子力防災ネットワークシステム、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行う。

県は、必要に応じて原子力防災ネットワークシステムと県テレビ会議システムを連携させて運用するものとする。他の各部局及び各総合事務所に対しても、県庁内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行う。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行う。

エ 通信組織の構成、維持、運営

一般回線が使用できない場合は、以下の通信手段を利用する。

通信手段	構成	維持、運営
通信組織		
原子力防災ネットワーク	原子力災害が発生したときに、国、県、市町村等の防災関係機関が連携して迅速かつ的確に応急対策を行えるようにするため、高速・大容量の通信回線を利用	国
内閣府 原子力規制庁		

固定型衛星通信システム 内閣府 原子力規制庁	オフサイトセンター等と県庁間を結ぶ地上回線が故障した際の代替通信手段 専用の衛星通信回線を利用し、電話・FAX並びにTV会議による通信	原子力防災ネットワークのバックアップ回線
防災行政無線 鳥取県	県庁、総合事務所、中継所をループ化された多重無線回線で結ぶ幹線を軸に、中継所と市町村、消防、県地方機関及び各防災関係機関が有線で接続された固定有線回線並びに中継所と移動端末局を結ぶ移動系回線により構成され、通信範囲は県内	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括
消防防災無線 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営
中央防災無線 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星回線を使用	内閣府が維持、運営
水防道路無線 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営
地域衛星通信ネットワーク 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った(一財)自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(一財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信	(一財)自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成 各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(一財)自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っている
非常通信協議会 各加盟機関	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営

オ 非常通信

(ア) 方針

県は、通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用する。

- (イ) 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用
- (ウ) その他の通信設備の利用
 - a 緊急を要する場合
警察事務設備、消防事務設備、水防事務設備、航空保安事務設備、海上保安部事務設備、気象業務設備、鉄道事業設備、軌道事業設備、電気事業設備、鉱業設備、放送要請（その他、自衛隊に協力を要請する。）
 - b 放送要請
住民へ情報を速達させるため、放送協定に基づき、放送事業者に対して放送要請を行う。
- (エ) 移動通信機器等の借受
 - a 県は、必要に応じ「移動通信機器」及び「移動電源車」の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受ける。
 - b 機器の種類
 - ・ 移動無線機（簡易無線機等）

6 避難先一覧表

市名	地区名1 (小学校区)		地区名2 (大字・町(自治会・集落等))		区分	避難 区域	モニタリ ングポスト	世帯数	人口	一時集結所	所在地	避難経路	避難温帯時 検査会場※	市町名	施設名	所在地	受入可能人数
	世帯数	人口	世帯数	人口													
堺港市	外江〔とのえ〕 地区	外江町(外江4区)	外江町(外江4区)	外江町(外江4区)	鳥取①	外江 公民館	外江小学校	2,689	3,941	外江小学校	外江町2105	経路1	②	鳥取市	日進小学校	日進地区公民館	240
			外江町(外江5区)	外江町(外江5区)											鳥取市文化センター	鳥取市文化センター	275
			外江町(外江6区)	外江町(外江6区)											人権交流プラザ(中央人権福祉センター)	人権交流プラザ(中央人権福祉センター)	165
			外江町(外江7区)	外江町(外江7区)											明徳小学校	明徳地区公民館	294
			外江町(外江8区)	外江町(外江8区)											行徳小学校	行徳地区公民館	40
			外江町(外江9区)	外江町(外江9区)											行徳2丁目210-2	行徳2丁目210-2	60
			外江町(外江10区)	外江町(外江10区)											西島小学校	西島地区公民館	265
			外江町(外江11区)	外江町(外江11区)											西島小学校	西島地区公民館	180
			外江町(外江12区)	外江町(外江12区)											西島小学校	西島地区公民館	180
			外江町(外江13区)	外江町(外江13区)											丸山町310	丸山町310	216
			外江町(外江14区)	外江町(外江14区)											丸山町4丁目324	丸山町4丁目324	175
			外江町(外江15区)	外江町(外江15区)											丸山町4丁目324	丸山町4丁目324	273
			外江町(外江16区)	外江町(外江16区)											丸山町4丁目324	丸山町4丁目324	483
			外江町(外江17区)	外江町(外江17区)											丸山町4丁目324	丸山町4丁目324	265
			堺港市	清水町											芝町	芝町	芝町
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	273											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	220											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	65											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	360											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	190											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	877											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	72											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	65											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	313											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	300											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	325											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	350											
芝町	芝町	美保小学校			美保地区公民館	273											
堺港市	渡〔わたたり〕 地区	渡町(渡1区)			渡町(渡1区)	渡町(渡1区)	鳥取①	渡 駐在所	渡小学校	2,059	3,717	渡小学校	渡町901	経路3		④	鳥取市
			渡町(渡2区)	渡町(渡2区)	久松地区公民館	久松地区公民館									60		
			渡町(渡3区)	渡町(渡3区)	久松地区公民館	久松地区公民館									40		
			渡町(渡4区)	渡町(渡4区)	久松地区公民館	久松地区公民館									385		
			渡町(渡5区)	渡町(渡5区)	久松地区公民館	久松地区公民館									385		
			渡町(渡6区)	渡町(渡6区)	久松地区公民館	久松地区公民館									410		
			渡町(渡7区)	渡町(渡7区)	久松地区公民館	久松地区公民館									60		
			渡町(渡8区)	渡町(渡8区)	久松地区公民館	久松地区公民館									40		
			渡町(渡9区)	渡町(渡9区)	久松地区公民館	久松地区公民館									385		
			渡町(渡10区)	渡町(渡10区)	久松地区公民館	久松地区公民館									385		
			渡町(渡11区)	渡町(渡11区)	久松地区公民館	久松地区公民館									1,861		
			渡町(渡12区)	渡町(渡12区)	久松地区公民館	久松地区公民館									1,106		
			渡町(渡13区)	渡町(渡13区)	久松地区公民館	久松地区公民館									270		
			渡町(渡14区)	渡町(渡14区)	久松地区公民館	久松地区公民館									640		
			渡町(渡15区)	渡町(渡15区)	久松地区公民館	久松地区公民館									275		
渡町(渡16区)	渡町(渡16区)	久松地区公民館	久松地区公民館	405													
渡町(渡17区)	渡町(渡17区)	久松地区公民館	久松地区公民館	270													
渡町(渡18区)	渡町(渡18区)	久松地区公民館	久松地区公民館	350													
渡町(渡19区)	渡町(渡19区)	久松地区公民館	久松地区公民館	35													
渡町(渡20区)	渡町(渡20区)	久松地区公民館	久松地区公民館	90													

市名	地区名1 (小学校区)		地区名2 (大字・町(自治会・集落等))		区分	避難 区域	モニタリ ングポ スト	世帯数	人口	一時集結所		所在地	避難経路	避難地域時 検査会場※	市町名	施設名	所在地	受入可能人数
	世帯数	人口	一時集結所	所在地														
埼玉県	埼玉県	境(きかい)地区	弥生町	A-①	A-①	境 市民体育館	境 市民体育館	447	447	中野町1900	経路1	③	鳥取市	面影小学校	雲山42	240		
														桜ヶ丘中学校	桜ヶ丘27	270		
														面影地区公民館	桜ヶ丘162-6	190		
		境(きかい)地区	米川町	A-①	A-①	境 境高等学校	境 境高等学校	境 境高等学校	573	620	上道町3030	経路1	②	鳥取市	倉田体育館	八坂49-1	205	
															倉田小学校	八坂54-1	318	
															江山中学校	倭文85	273	
															美和小学校	竹生84	45	
		境(きかい)地区	馬場崎町	A-①	A-①	境 境高等学校	境 境高等学校	境 境高等学校	196	2,962	湊町27	経路1	③	鳥取市	豊美体育館	野坂927	145	
															豊美地区公民館	野坂950	60	
															布勢総合運動公園	布勢146-1	1340	
															美穂地区公民館	朝月22	230	
															大正小学校	古瀬291-3	183	
															布勢総合運動公園	布勢146-1	1340	
															大正体育館	古瀬708-1	180	
															大和田地区公民館	倭文76-1	45	
															大和田体育館	倭文121-2	130	
															布勢総合運動公園	布勢146-1	1340	
		境(きかい)地区	湊町	A-②	A-②	境 境公民館	境 境公民館	境 境公民館	431	2,962	湊町1	経路3	⑤	鳥取市	東郷体育館	北村32-1	180	
															東郷地区公民館	西今在家207	65	
															東郷小学校	磯坂6-1	183	
															大反田公民館	大反田1-5	205	
															大反田公民館	大反田1-5	205	
															金沢公民館	金沢16-2	330	
															湖前公園			
湖前地区公民館(湖前体育館)																		
湖前公民館																		
松浜体育館																		
里仁560-1		145																
境(きかい)地区	湊町	A-②	A-②	境 境公民館	境 境公民館	境 境公民館	143	2,962	湊町1	経路3	③	鳥取市	布勢総合運動公園	布勢146-1	1340			
													(旧)湖南中学校	吉岡温泉町789-1	340			
													下砂見751		45			
													神戸小学校	中砂貝936	183			
境(きかい)地区	上道町	A-③	A-③	境 第一中学校	境 第一中学校	境 第一中学校	308	2,803	上道町1840	経路3	⑤	鳥取市	高草中学校	徳尾108-1	398			
													世紀小学校	徳尾407	315			
													明治小学校	松上159	183			
													明治地区公民館	松上162-1	50			
境(きかい)地区	上道町(あがりみち)地区	A-③	A-③	境 境高等学校	境 境高等学校	境 境高等学校	3,450	1,589	上道町3026	経路1	①	鳥取市	湖山西体育館	湖山西1丁目512	180			
													鳥取商業高等学校	湖山西北2丁目401	811			
													真露小学校	真露町778	273			
													真露町南5丁目1718-3		120			
													真露町南5丁目1718-3		170			
													海津の聖体育館		170			
													湖山西南1丁目656		187			
													湖山西南3丁目202-1		65			
													湖山西北3丁目250		705			
													鳥取湖陵高等学校		421			
													鳥取緑風高等学校	湖山西北6丁目848	421			
													湖東中学校	湖山西北6丁目323	340			
													湖山西北6丁目330-25		150			
													赤松地区公民館	赤松1986-32	55			
													赤松小学校	伏野2256-61	238			
													千代水体育館	商栄町422	180			
浜坂小学校	浜坂1丁目14-1	162																
境(きかい)地区	上道町	A-④	A-④	境 境高等学校	境 境高等学校	境 境高等学校	2,259	2,803	上道町3030 中野町1900	経路3	④	鳥取市	鳥取工業高等学校	生山111	584			
													千代水地区公民館	商栄町423-2	33			
													浜坂体育館	浜坂2丁目9-10	180			
													浜坂地区公民館	浜坂4丁目11-21	55			
													米里体育館	古郡家81-4	180			
													津ノ井小学校	榎木238-1	260			
													津ノ井体育館	榎木307-11	180			
													中ノ郷中学校	浜坂真1丁目22-17	275			
													米里小学校	古郡家75-1	162			
													若葉台小学校	若葉台南2丁目17-1	315			
境(きかい)地区	福定町	A-⑤	A-⑤	境 境公民館	境 境公民館	境 境公民館	861	2,803	竹内町925	経路3	⑤	鳥取市	米里地区公民館	榎木79-4	75			
													米里地区公民館	榎木307-11	55			
													若葉台地区公民館	若葉台南2丁目16-1	75			
													若葉台体育館	若葉台南2丁目16-1	180			
大草体育館	大草101	130																
成器体育館	国府町中河原69	130																
国府町小学校	国府町各3	249																

市名	地区名1 (小学校区)		地区名2 (大字・町(自治会・集落等))		区分	避難 区域	モニタ リング ポスト	世帯数	人口	一時集結所		所在地	避難経路	避難区域時 様相等場※	市町名	施設名	所在地	要入可能人数	
	世帯数	人口	一時集結所	所在地															
米子市	大津津 〔おもしろい〕 公民館区 (大津津町)	865	2,009	御崎	171	398	大津津公民館	大津津町1619-1	経路1	②	鳥取市 (気高町)	宝木小学校	気高町宝木989	277					
				立原	49	113						瑞穂小学校	気高町下坂本48	274					
				清和	82	99						大津津小学校	気高町山宮3659番地2	273					
				美原ヶ丘	43	194						美保中学校	大津津町3657-1	120					
				旭ヶ丘1区	111	257													
				旭ヶ丘2区	52	120													
				山口	50	116													
				瀬口	99	229													
				瀬浜	118	275													
				和田1区	113	253						大津津公民館	和和田1829-1	経路1	①	鳥取市 (鹿野町)	鹿野学園流沙川学舎	気高町八幡村233番地2	649
				和田2区	84	187											鹿野町鹿野2888	鹿野町鹿野2888	277
				和田3区	98	218											鹿野町鹿野342	鹿野町鹿野342	314
				和田4区	126	281													
				和田5区	70	156													
和田6区	91	203																	
和田7区	114	253																	
和田8区	192	428																	
和田9区	153	340																	
和田10区	74	165																	
和田11区	147	332																	
和田12区	91	207																	
和田13区	153	347																	
和田14区	50	112																	
和田15区	140	317																	
和田16区	192	434																	
和田17区	337	764																	
和田18区	53	120																	
和田19区(旧)	57	130																	
和田20区	37	85																	
重葦 〔とみます〕 公民館区 (重葦町)	2,050	5,040	川上	582	1,432	重葦公民館	重葦町788	経路1	③	湯梨浜町	ハワイアロハホール	ほわい長瀬584	613						
			南口	111	272						俵健福祉センターつわぶき荘	泊1085-1	304						
			上郡	422	1,037						羽合西コミュニティ施設	ほわい長瀬1350	270						
			上中	370	911						羽合体育館	ほわい長瀬836	310						
			中村	79	193						旧北野中学校	田後745	491						
			下中	90	221						羽合小学校	ほわい長瀬535	547						
			西中	101	249														
			北口	112	276														
			上新田	51	126														
			下新田	34	83														
			彦名1区	256	600														
			彦名2区	185	434														
			彦名3区	147	345														
			彦名4区	216	507														
彦名5区	64	150																	
彦名6区	196	458																	
彦名7区	138	324																	
彦名8区	73	170																	
彦名9区	50	117																	
彦名10区	95	223																	
彦名11区	88	207																	
彦名12区	68	158																	
彦名13区	201	470																	
彦名14区	128	300																	

市名	地区名1 (小学校区)	世帯数	人口	地区名2 (大字・町(自治会・集落帯))	区分	避難区域	モニタリング ポスト	世帯数	人口	一時集結所	所在地	避難経路	避難退避時 検査会場※	市町名	施設名	所在地	受入可能人数						
米子市	住吉〔すみよし〕 公民館区 (安倍の全庫、旗ヶ 崎、上後藤の一部)	3,759	8,012	安倍	旗ヶ崎3区北	B-③	彦名 公民館 旗ヶ崎 交番	694	1,480	住吉公民館	旗ヶ崎7丁目17-30	経路1	①	倉吉市	高吉高等学校	下田町801	828						
								263	560	住吉小学校	旗ヶ崎5丁目17-1				成徳公民館	中ノ町733	243						
								376	802	後藤ヶ丘中学校	上後藤1丁目1-1				成徳公民館	上灘町9	288						
	上後藤2区					旗ヶ崎3区南	B-③		830	1,769	明倫小学校 小鷗小学校 社小學校 農村環境改善センター 倉吉養護学校体育館 はばたき人権文化センター 倉吉福祉センター まろかかステーション	余戸町3059 中河原775番地1 国分幸88 生田692-4 長坂新町1231 福吉町2丁目1514-7 福吉町1400 大正町1067-29	経路2	④	倉吉市	倉吉市体育文化会館・体育館 上井児童センター	山隈529-2 大平町360-1	726 121					
																			139	296	社公民館	国分寺74-1	268
									695	1,480									成美公民館	福本226-1	149		
									762	1,625									安田公民館	佐崎12-1	369		
	上後藤3区					上後藤2区	鳥取④				赤崎運動者体育センター	宮木207	206										
											赤崎公民館	大一理43-1	133										
	夜見〔よみ〕 公民館区 (夜見町)	夜見1区	2,019	4,692	夜見1区		B-④	夜見公民館	251	584	夜見公民館	夜見町1679-11	経路1	②	北栄町	北栄小学校体育館	国取680	346					
									630	1,464	弓ヶ浜小学校	北栄中学校体育館				北栄中学校体育館	国取680	346					
		夜見2区						夜見公民館	740	1,719	浦安小学校体育館	赤崎264番地2	経路1	②	琴浦町	浦安小学校体育館	下伊勢504	267					
										船上山小学校体育館	佐崎16番地	266											
										旧以西小学校体育館	宮木239	274											
										北条中学校体育館	赤崎1922	266											
										北条中学校体育館	赤崎文化センター	赤崎1922				497							
										北条中学校体育館	古裏217	214											
										北条中学校体育館	徳万236	235											
										北条中学校体育館	上下100-1	440											
河崎〔かわさき〕 公民館区 (河崎)	河崎1区	2,038	4,638	河崎1区		河崎小学校	71	165	鳥取中央育英高等学校	由良宿291-1	経路1 経路2 経路1 経路2 経路1 経路2 経路1 経路2	① ④ ① ④ ① ④ ① ④	北栄町	河崎公民館	河崎2620	1,236							
								河崎小学校	河崎2677	479													
								河崎公民館	北栄町大塚中学校体育館	北栄町340				479									
								河崎小学校	船山中学校	船山町303				379									
								河崎公民館	大塚小学校体育館	田長宿213				379									
								河崎小学校	旧山守小学校	関金町322 163				381									
								河崎公民館	大塚公民館	田長宿797				400									
								河崎小学校	大塚公民館	下種868				230									
								河崎公民館	大塚公民館	上北条小学校				新田405番地1	330								
								河崎小学校	西細小学校	下余戸114				330									
		河崎公民館	河崎グリーンハイム	小田458	1,343																		

市名	地区名1 (小学校区)	地区名2 (大字・町(自治会・集落等))		避難 区域	区分	モニタリ ン グ ポ ス ト	一時集結所		避難経路	避難退域時 検査会場※	市町名	施設名	所在地	受入可能人数
		世帯数	人口				世帯数	人口						
米子市	加茂〔小ま〕 公民館区 (向三柳の一部)	加茂区西	425	215	鳥取④	夜鳥 公民館 河崎 小学校	加茂公民館	向三柳3305 向三柳4610 向三柳3883	経路1	②	琴浦町	聖郷小学校	和529	354
		加茂区中	100	100								東伯勤労者体育センター	和579-2	284
		加茂住宅	94	94								旧西小学校寄信舎	本系423	79
		三柳団地3区	103	203								高勢公民館(体育館)	小河内978-2	117
	三柳団地4区	239	473		上北家公民館	新田422-1	245							
	三柳北	298	589		西郷公民館	下糸戸118-1	150							
	浜河崎	479	946		県立農業大学校	関釜町大島居1238	440							
小計		16,671	37,500					経路1	①	北栄町	北冬体育館 北冬農村環境改善センター 大誠体育館	土下112 田井7-1 瀬戸37-1	310 160 170	
合計		31,978	71,441				47		②	琴浦町	農業者トレーニングセンター	赤碓1938-1	743	
														81,482

時点

境港市人口 令和元年12月31日現在
 米子市人口 令和元年12月31日現在
 受入可能人数 平成29年5月31日現在

区分ごとの人口・世帯数

区分	人口	世帯
鳥取①	11,328	
鳥取②	12,305	31,978
鳥取③	14,801	
鳥取④	33,007	
計	71,441	31,978

(凡例)避難退域時検査会場

設置箇所	名称	住所
総合避難支援施設併設(主要経路沿い)	①東伯総合公園体育館	琴浦町田越560
	②中山農業者トレーニングセンター	大山町下甲1022-5
	③名和農業者トレーニングセンター	大山町名和1247-1
	④江府町立総合体育館	江府町大字洲河崎62
	⑤伯耆町日&G海洋センター	伯耆町大原1006-3
	⑥倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿1560-18
	⑦旧那岐小学校	智頭町大背205

付録 1 用語の解説

あ行

アルファ線（ α 線）

放射線の一種で、陽子 2 個と中性子 2 個からなるヘリウムの原子核と同じ構造の粒子。物質を通り抜ける力は弱く、紙一枚程度で止めることができる。

アルファ線は人体外部で受けた場合、皮膚の表面で止まってしまうため、人体への影響はほとんどない。しかし体内にアルファ線を放出する放射性物質を摂取した場合、その物質が沈着した組織の細胞がアルファ線の全エネルギーを集中的に受けるため、内部被ばくで最も人体が受ける影響が大きい。

安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。

一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

屋内退避

窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果、専門家の助言に基づいて、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示するが、緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県又は市長村長の判断で指示が出されることもある。

（参考：ガンマ線による被ばくの低減係数）

場所	低減係数	
	浮遊放射性物質	沈着した放射性物質
屋外	1.0	1.00
自動車内	1.0	-
木造家屋	0.9	0.40
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0.2 以下	0.20

※ Planning For Off-site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities (IAEA-TECDOC-225)

オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設、原子力防災センター）

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村、実動組織などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。対象となる原子力事業所の種類に応じ、原子力事業所から5km以上30km未満又は、原子力事業所から20km未満の区域に所在し、全国に23箇所ある。（2020年3月現在）

か行

外部被ばく

放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線等）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から離ればそれ以上の被ばくはなくなる。

確定的影響

しきい線量（これ以上の線量を被ばくすれば、人体に症状を起こす線量）が存在し、しきい線量を超えて被ばくした場合に現れる影響。影響の例としては、急性放射線症、不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがある。

確率的影響

人が受けた放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響のこと。

可搬型モニタリングポスト

固定的モニタリングポストの配置の不足を補い、モニタリング地点に臨時に配置する移動可能なガンマ線空間放射線量率測定器で、災害発生時に最大空間放射線量率を予測する地点などに置かれる。

ガンマ線（ γ 線）

原子核が崩壊するときに放出される電磁波。ガンマ線は物質を透過する力がアルファ線やベータ線に比べて強く、遮へいするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

緊急時モニタリング

放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。

グレイ（Gy）

放射線のある物質に当たった場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量の単位に用いられる。

警戒事態（EAL1）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

EAL（AL）：Emergency Action Level（Alert）

原子力災害医療

原子力災害時における医療対応。通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の考え方を踏まえ、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮し、被災者等に施す医療のコントロールが行われる。

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」、原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」、拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」等で構成される。

原子力災害合同対策協議会

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。

原子力防災専門官

原子力災害対策特別措置法第 30 条で定められている、オフサイトセンターに駐在し、内閣総理大臣指定の原子力事業所に係る業務を担当する専門官。

平常時は、原子力事業者の防災業務計画や地方自治体の原子力防災計画に対する指導・助言、オフサイトセンターにおける防災資機材の整備、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。

緊急事態発生時は、初動においては現地事故対策連絡会議の議長を務め、当該施設の状況把握、オフサイトセンターの立ち上げ、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約、地方自治体などへの説明と助言などを行う。

広域避難所

市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難が行われた場合に、住民が一時的に滞在する施設。災害対策基本法に規定する広域的一時滞在が行われる施設。

個人線量計

個人の外部被ばく線量を測定する計器。

コンクリート屋内退避

原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建屋内に退避してもらうこと。コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため、屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定されたコンクリート建屋への退避が行われる。

さ行

サーバイメータ

放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。

しきい線量

放射線が生体にひき起こす確定的影響に関し、その効果をひき起こすに必要な放射線の最少吸収線量。しきい線量以下の被ばくではその影響は現れない。

施設敷地緊急事態（EAL2）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

EAL（SE）：Emergency Action Level（Site area Emergency）

実効線量

組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量。ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。

実効線量（Sv）＝ Σ （等価線量（Sv）×組織荷重係数）

除染

衣服などが放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。

除染剤

除染を効果的に行うために使用されるもの。除染対象物の種類及び汚染核種の種類及びその化学的性状等を考慮して選択することになるが、一般に、水、酸、中性洗剤、石けんなどが用いられる。

シーベルト (Sv)

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。

上席放射線防災専門官

平常時においては、各担当エリア内における原子力施設周辺等の環境放射線モニタリングの実施に関する専門的事項についての関係自治体との連絡・調整や、情報共有システムの点検・管理等の業務を担当する。

また、原子力施設で緊急事態が発生した場合には、国が設置する緊急時モニタリングセンターにおいて、関係道府県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整等を行う。

積算線量計

事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を3ヶ月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定する、あるいは放射線作業従事者が一定の作業期間に受けた放射線量率を積算して測定する線量計。

全面緊急事態 (EAL3)

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

EAL (GE) : Emergency Action Level (General Emergency)

た行

等価線量

人の組織や臓器に対する放射線影響は放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したもの。吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。

等価線量 (Sv) = 吸収線量 (Gy) × 放射線荷重係数

中性子線

原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核 (陽子) の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。

な行

内部被ばく

経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。

は行

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

避難時間シミュレーション (ETE)

避難勧告が発出された地域の住民が、避難指示範囲からUPZ の外へ避難する場合の、避難にかかる所要時間を予測すること。

避難退域時検査

避難住民等に放射性物質が付着していないことを検査し、重点区域外の移動に問題がないことを確認するために実施するもの。

ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。

ベータ線 (β 線)

原子核が崩壊するときに原子核から飛び出す電子のこと。ベータ線の物質を透過する力はアルファ線より大きい、ガンマ線より小さく、厚さ数mmのアルミニウムやプラスチックで止めることができる。

放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。

放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ(ワット数)」が放射能にあたる。

放射性プルーム (プルーム)

排気筒から大気中に放出された放射性物質が煙のように流れること。原子力災害ではプルーム通過時は屋外に出る避難より、プルームが通過するまで屋内退避するほうが被ばくを少なくする上で有効である。

放射線

電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、中性子線、ガンマ線、特殊エックス線などのこと。

ま行

モニタリング

原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う平常時モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時モニタリングがある。

モニタリングカー

原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。

モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平常時の環境モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。

や行

要配慮者

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

ら行

リスクコミュニケーション

リスクを伴う社会経済活動を計画ないし実施する際に、情報の主たる送り手となる「行政、企業あるいは専門家などに代表されるリスク専門家」と、主たる受け手となる周辺地域一般の人々などからなる利害関係者との間で、リスクに関する情報や関心・意見などのメッセージの双方向的交換を行うことで、当該活動に関する施策をより円滑に進めることに資する活動。

英字

EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態 (EAL1)、施設敷地緊急事態 (EAL2) 及び全面緊急事態 (EAL3) の3つに区分し、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否か判断するため、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の状態等に基づいて設定された基準

EMC (Emergency Radiological Monitoring Center : 緊急時モニタリングセンター)

緊急時のモニタリング計画、立案を行うとともに、緊急時モニタリング作業の指揮及び総括を行う。

ERC (Emergency Response Center : 緊急時対応センター)

ERSS (Emergency Response Support System : 緊急時対策支援システム)

電力事業者から送られてくる情報に基づき、当該原子力発電所の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて現在の施設の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより計算して予測するシステム。

ETE (Evacuation Time Estimate : 避難時間推計)

JAEA (Japan Atomic Energy Agency : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)
指定公共機関

IAEA (International Atomic Energy Agency : 国際原子力機関)

OFC (Off-site Center : オフサイトセンター)

原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に係る国、地方公共団体などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、原子力災害対策を講じていくための拠点となる施設。

OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)

防護措置の実施を判断するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。緊急時モニタリングの結果を OIL の値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる。

PAZ (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZ の具体的な範囲については、IAEA の国際基準において、PAZ の最大半径を原子力施設から 3~5km の間で設定すること (5km を推奨) とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5km」を目安とする。

RAMISES (Radiation Monitoring Information Sharing for Emergency Support : モニタリング情報共有システム)

国、自治体等が実施する空間放射線量率の測定、環境試料等の放射能分析の測定結果を迅速に収集し、関係者間で情報共有を行うことで緊急時モニタリングの円滑な実施に資するシステム。

SPDS (Safety Parameter Display System: 緊急時原子力発電所情報伝送システム)

UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OIL に基づき、緊急時防護措置を準備する区域。

UPZ の具体的な範囲については、IAEA の国際基準において、UPZ の最大半径は原子力施設から 5~ 30km の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。

(参考)

旧原子力安全・保安院 「原子力関係用語集」

(公財) 原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」

(一財) 高度情報科学技術研究機構 「原子力百科事典 A T O M I C A」

(公財) 原子力安全研究会

(公財) 原子力安全技術センター 「原子力防災研修講座テキスト」

原子力規制委員会 「原子力災害対策指針」 他

付録 2 資料

1	住民・施設等の状況	
(1)	防災対策を重点的に実施すべき地域の人口構成及びその分布	2
(2)	学校施設の状況	6
(3)	社会福祉施設の状況	7
(4)	病院、診療所	9
(5)	宿泊施設の状況	10
(6)	観光客数の推移	11
(7)	国籍別外国人登録者数	11
2	住民広報体制の状況	
(1)	防災行政無線施設の状況	12
(2)	消防団員数	13
(3)	漁業無線設置等の状況	14
(4)	弓ヶ浜半島周辺の道路情報表示板	15
3	住民避難・屋内退避に関する資料	
(1)	モニタリング地点	16
(2)	一時集結所一覧表	17
(3)	福祉車両等の状況	19
(4)	放射線防護対策施設	22
(5)	避難退域時検査会場	22
(6)	避難施設一覧表	23
(7)	O I Lと防護措置	33
4	車両・鉄道・船舶・航空機に関する資料	
(1)	車両の状況	34
(2)	鉄道の状況	35
(3)	船舶及び航空機の状況	36
5	社会基盤の状況	
(1)	主要道路の状況	37
(2)	港湾及び漁港の船舶保留能力	39
(3)	漁港別の漁船数	42
(4)	空港及び飛行場外離着陸場	43
(5)	水道の状況	45
6	医療機関の状況	
(1)	病院一覧表	47
(2)	消防機関の救急車両及び救急隊員数	48
7	気象の状況	
(1)	発電所の気象状況	49
(2)	米子・境の気象状況	56
(3)	主要地点の風速・風向	57
(4)	県内各地点の風向出現頻度及び風向出現頻度分布図	59
8	参考資料	
(1)	島根県広域避難計画において鳥取県内を通過する避難地域	86
(2)	弓浜半島避難動態図	89

(資料中特に記載のない場合は、令和元年12月末現在の資料)

1. 住民・施設等の状況

(1) 防災対策を重点的に実施すべき地域の人口構成及びその分布

1) 米子市（自治会別人口世帯数集計表）

資料：米子市防災安全課

令和元年12月31日現在

自治会エリア			推定世帯数	推定人口	発電所からの	
					方位	距離
大篠津公民館区	御崎	みさき	171	398	東南東	23km ～ 27km
	上口	かみぐち	49	113		
	立原	たてはら	90	208		
	清和	せいわ	42	99		
	山口	やまぐち	50	116		
	灘口	なだぐち	99	229		
	灘浜	なだはま	118	275		
	美保ヶ丘	みほがおか	83	194		
	旭ヶ丘1区	あさひがおか	111	257		
	旭ヶ丘2区		52	120		
	大篠津公民館区 計			865		
崎津公民館区	崎津1区	さきつ	147	332		
	崎津2区		91	207		
	崎津3区		153	347		
	崎津4区		50	112		
	崎津5区		140	317		
	崎津6区		192	434		
	崎津7区		337	764		
	崎津8区		53	120		
	崎津9区(旧)		57	130		
	崎津10区		37	85		
	崎津公民館区 計			1,257	2,847	
和田公民館区	和田1区	わだ	113	253		
	和田2区		84	187		
	和田3区		98	218		
	和田4区		126	281		
	和田5区		70	156		
	和田6区		91	203		
	和田7区		114	253		
	和田8区		192	428		
	和田9区		153	340		
	和田11区		74	165		
	和田公民館区 計			1,115	2,484	
富益公民館区	川上	かわかみ	582	1,432		
	上部	かみぶ	422	1,037		
	上中	かみなか	370	911		
	中村	なかむら	79	193		
	下中	しもなか	90	221		
	南口	みなみぐち	111	272		
	西中	にしなか	101	249		
	北口	きたぐち	112	276		
	上新田	かみしんでん	51	126		
	下新田	しもしんでん	34	83		
	西新田	にししんでん	98	240		
富益公民館区 計			2,050	5,041		

彦名公民館区	彦名1区		256	600	東南東	25km ～ 30km
	彦名2区		185	434		
	彦名3区		147	345		
	彦名4区		216	507		
	彦名5区		64	150		
	彦名6区		196	458		
	彦名7区		138	324		
	彦名8区	ひこな	73	170		
	彦名9区		50	117		
	彦名9区の1		74	174		
	彦名10区		95	223		
	彦名11区		88	207		
	彦名12区		67	158		
	彦名13区		201	470		
	彦名14区		128	300		
彦名公民館区 計			1,979	4,638		
夜見公民館区	夜見1区		251	584		
	夜見2区		630	1,464		
	夜見3区	よみ	740	1,719		
	夜見4区		71	165		
	夜見5区		90	210		
	夜見6区		237	550		
夜見公民館区 計			2,019	4,692		
河崎公民館区	浜橋	はまばし	104	236		
	御建	おたて	349	794		
	四軒屋	しけんや	143	325		
	伯母山	おばやま	201	458		
	芝谷	しばたに	164	373		
	河崎団地東(旧)	かわさきだんちひがし	152	346		
	河崎団地西	かわさきだんちにし	192	438		
	河崎南	かわさきみなみ	254	578		
	河崎新田	かわさきしんでん	201	458		
	河崎グリーンソイツ	かわさき	278	633		
	河崎公民館区 計			2,039	4,640	
住吉公民館区	旗ヶ崎3区南	はたがさき	695	1,480		
	旗ヶ崎3区北		830	1,769		
	上後藤2区	かみごとう	762	1,625		
	上後藤4区		139	296		
	安倍	あべ	694	1,480		
	中ノ海1区		263	560		
	中ノ海2区	なかのうみ	376	802		
	住吉公民館区 計			3,759	8,012	
加茂公民館区	加茂5区西	かも	201	425		
	加茂5区中		150	317		
	加茂住宅	かもじゅうたく	88	186		
	三柳団地3区	みつやなぎだんち	96	203		
	三柳団地4区		224	473		
	三柳北	みつやなぎきた	279	589		
	浜河崎	はまかわさき	448	946		
	加茂公民館区 計			1,486	3,139	
合計			16,569	37,499		

2) 境港市（地区別人口世帯数集計表）

資料：境港市自治防災課

令和元年12月31日現在

地区名			世帯数	人口	発電所からの	
					方位	距離
外江地区	外江3区	とのえ	1,803	3,939	東	17km ～ 20km
	外江4区					
	外江5区					
	外江6区					
	外江7区					
	外江8区					
	外江9区					
	外江10区					
	外江11区					
	外江12区					
	西工業団地	にしこうぎょうだんち	2	2		
	芝町	しばちょう	370	846		
	清水町	しみずちょう	494	1,070		
	外江地区 計			2,669		5,857
渡地区	渡1区	わたり	1,599	3,717	東	17km ～ 22km
	渡2区					
	渡3区					
	渡4区					
	渡5区					
	渡6区					
	渡7区					
	渡8区					
	渡11区					
	渡14区					
	渡15区					
	渡16区					
	渡18区					
	渡19区					
	森岡町（東森岡）	もりおかちょう	216	504		
	森岡町（西森岡）					
	中海干拓地	なかうみかんたくち	0	0		
夕日ヶ丘2丁目	ゆうひがおか	244	803			
渡地区 計			2,059	5,024		
境地区	弥生町	やよいちょう	192	447	東	20km ～ 25km
	米川町	よねがわちょう	291	620		
	馬場崎町	ばばさきちょう	264	573		
	大正町	たいしょうまち	96	196		
	明治町	めいじまち	223	476		
	京町	きょうまち	110	220		
	栄町	えいまち	89	156		
	湊町	みなとまち	218	502		
	日ノ出町	ひのでちょう	81	144		
	本町	ほんまち	26	41		
	相生町	あいおいちょう	89	159		
	末広町	すえひろちょう	63	126		
	元町	もとまち	199	431		
	浜ノ町	はまのちょう	61	152		
	蓮池町	はすいけちょう	128	279		

	松ヶ枝町	まつがえちょう	55	100		
	中町	なかまち	66	143		
	東本町	ひがしほんまち	132	256		
	朝日町	あさひまち	74	154		
	入船町	にゆうせんちょう	35	69		
	東雲町	しのめちょう	138	308		
	花町	はなまち	186	398		
	岬町	みさきちょう	104	190		
	昭和町	しょうわまち	42	42		
	境地区 計		2,962	6,182		
上道地区	上道1区	あがりみち	1,589	3,450		
	上道2区					
	上道3区					
	上道4区					
	上道5区					
	上道6区					
	上道7区					
	上道8区					
	上道地区 計		1,589	3,450		
余子地区	中野町	なかのちょう	969	2,259		
	福定町	ふくさだちょう	375	861		
	竹内町	たけのうちちょう	974	2,126		
	美保町	みほちょう	145	304		
	竹内団地	たけのうちだんち	13	13		
	高松町	たかまつちょう	327	737		
		余子地区 計		2,803	6,300	
誠道地区	誠道1区	せいどう	658	1,272		
	誠道2区					
	誠道3区					
	誠道5区					
	誠道6区					
	誠道7区					
	誠道19区					
	藪田					
	夕顔	ゆうがお				
	誠道地区 計		658	1,272		
中浜地区	三軒屋町	さんげんやちょう	213	504		
	夕日ヶ丘1丁目	ゆうひがおか	405	1,167		
	麦垣町	むぎかきちょう	154	372		
	新屋町	にいやちょう	356	860		
	小篠津町	こしのづちょう	803	1,340		
	財ノ木町	さいのきちょう	316	811		
	佐斐神町	さいのかみちょう	3	10		
	幸神町	こうじんちょう	317	792		
		中浜地区 計		2,567	5,856	
	合 計		15,307	33,941		

東

20km
～
25km

(2) 学校施設等の状況

資料：鳥取県教育総務課他

学校等の名称	所在地	電話番号	児童生徒数	発電所からの	
				方位	距離
県立境高等学校	境港市上道町3030	0859-44-0441	565	東	21.2
県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	0859-45-0411	451	東	21.6
◆ 学校法人翔英学園米子北斗高等学校	米子市夜見町50	0859-29-6000	137	東南東	28.3
高校 3校			1,153		
※ 境港市立第三中学校	境港市外江町1372	0859-42-6663	272	東	19.7
※ 境港市立第二中学校	境港市竹内町2438	0859-45-0911	311	東	21.0
※ 境港市立第一中学校	境港市上道町1840	0859-42-3711	244	東	21.6
※ 米子市立美保中学校	米子市大篠津町3657-1	0859-28-6122	165	東南東	23.5
※ 米子市立弓ヶ浜中学校	米子市富益町2070	0859-28-9314	348	東南東	26.7
◆ 学校法人翔英学園米子北斗中学校	米子市夜見町50	0859-29-6000	115	東南東	28.3
中学校 6校			1,455		
※ 境港市立外江小学校	境港市外江町2105	0859-42-3235	246	東	19.0
※ 境港市立渡小学校	境港市渡町901	0859-45-0354	307	東	20.0
※ 境港市立境小学校	境港市湊町27	0859-42-3701	271	東	21.0
※ 境港市立上道小学校	境港市上道町3026	0859-42-2574	245	東	21.4
※ 境港市立誠道小学校	境港市誠道町2062	0859-45-6361	43	東	21.5
※ 境港市立余子小学校	境港市竹内町3117	0859-45-0804	206	東	21.8
※ 境港市立中浜小学校	境港市麦垣町432	0859-45-0711	337	東	22.9
※ 米子市立大篠津小学校	米子市大篠津町190	0859-28-6123	86	東南東	24.3
※ 米子市立崎津小学校	米子市大崎3244	0859-28-6162	138	東南東	24.5
※ 米子市立和田小学校	米子市和田町3271	0859-28-8090	81	東南東	25.3
※ 米子市立弓ヶ浜小学校	米子市富益町1194	0859-29-2451	478	東南東	27.6
※ 米子市立彦名小学校	米子市彦名町4500-2	0859-29-2452	218	東南東	28.0
※ 米子市立河崎小学校	米子市河崎2677	0859-29-8951	194	東南東	29.1
小学校 13校			2,850		
◆ 美哉幼稚園	境港市明治町175	0859-42-2839	136	東	20.8
認定こども園 1園			136		
◆ 聖心幼稚園	境港市中町106	0859-42-2040	119	東	21.2
◆ かもめ幼稚園	米子市夜見町2568	0859-29-1058	178	東南東	28.5
◆ にしき幼稚園	米子市河崎町1660	0859-29-5675	118	東南東	29.1
◆ 良善幼稚園	米子市安倍65	0859-24-0815	136	東南東	29.7
幼稚園 4園			551		
◆ 外江保育園	境港市外江町1770-1	0859-42-3230	93	東	19.4
※ わたり保育園	境港市渡町1342-1	0859-45-0656	112	東	19.5
◆ 育成保育園	境港市芝町494-1	0859-44-1958	63	東	19.9
◆ みなと保育園	境港市中野町2055	0859-44-2277	42	東	20.6
◆ 夕日ヶ丘保育園	境港市夕日ヶ丘1-66	0859-45-4433	79	東	20.9
◆ 梅檀保育園	境港市東本町83	0859-44-6541	108	東	21.3
※ あがりみち保育園	境港市中野町168	0859-42-3553	104	東	21.8
◆ あまりこ保育園	境港市福定町216	0859-44-1393	133	東	22.0
◆ つばさ保育園	境港市幸神町1695	0859-45-0854	86	東	22.1
※ なかはま保育園	境港市小篠津町820	0859-45-0208	90	東	22.5
※ 小鳩保育園	米子市大篠津町758-1	0859-28-8210	61	東南東	24.1
※ 崎津保育園	米子市大崎1444	0859-28-8381	58	東南東	24.4
◆ のぞみ保育園	米子市和田町2002-1	0859-25-1910	14	東南東	24.6
◆ 和田保育園	米子市和田町3271-6	0859-28-8319	74	東南東	25.3
※ 富益保育園	米子市富益町628	0859-28-8228	81	東南東	26.8
※ 彦名保育園	米子市彦名町4500-36	0859-29-0835	79	東南東	28.0
◆ 夜見保育園	米子市夜見町1679-8	0859-29-0927	77	東南東	28.1
◆ 河崎保育園	米子市河崎394-3	0859-29-4633	141	東南東	29.4
保育所 18所			1,495		
◆ 夕日ヶ丘ひまわり保育園	境港市夕日ヶ丘2-27	0859-36-8707	21	東	20.3
◆ サンライズキッズ保育園	境港市中野町5561	050-5807-2240	11	東	20.8
◆ ベビーハウス向井	米子市安部717-1	0859-29-8781	19	東南東	29.4
◆ 小規模認可保育園 はじめの一歩	米子市富益町650	0859-57-4067	13	東南東	26.6
◆ ベビーエルルR431加茂	米子市両三柳4349	0859-21-1771	15	東南東	29.7
地域型保育事業 5所			79		
◆ 済生会境港総合病院院内託児所 なでしこルーム	境港市米川町44	0859-42-3161	5	東	20.2
◆ 境ひまわり保育園	境港市上道町2171-1	0859-30-4823	26	東	22.0
◆ 養和病院院内保育所 キッズハウス	米子市上後藤3-5-1	0859-29-5351	3	東南東	30.5
◆ 米子西センター にこにこ園	米子市両三柳1517-1	0859-29-8980	4	東南東	30.2
◆ 住吉クローバー保育園	米子市旗ヶ崎2322	0859-57-6005	50	東南東	29.9
届出保育施設等(認可外保育施設) 5所			88		
国立米子工業高等専門学校	米子市彦名町4448	0859-24-5000	1,057	東南東	28.0
合計 56施設			8,776		

注1. ※は市立の学校等、◆は私立の学校等を示す。

注2. 児童生徒数は、令和元年5月1日の数値。

(保育所・地域型保育事業・届出保育施設等は平成31年4月1日、幼稚園の園児数は令和元年5月1日の数値。)

(3) 社会福祉施設の状況(30km圏内)

1) 老人福祉施設等

長寿社会課
令和元年12月31日現在

区分	市名	施設名称	法人名	住所	施設数	定員数	発電所からの距離(km)
入所	境港市	グループホーム夕日ヶ丘二番館	(社福) 境港福祉会	夕日ヶ丘2-92	1	18	21.36
		グループホーム夕日ヶ丘	(社福) 境港福祉会	夕日ヶ丘2-100	1	18	20.30
		グループホームひので	(社福) こうほうえん	日ノ出町78-2	1	18	21.00
		はまかぜ(老健、短期入所)	(社福) 恩賜財団済生会	蓮池町78-1	1	50	20.34
		サテライトはまかぜ(老健、短期入所)	(社福) 恩賜財団済生会	蓮池町78-1	1	29	20.17
		花の里(老健、短期入所)	(医) 元町病院	上道町1959-1	1	71	21.49
		新さかい幸朋苑(特養、短期入所)	(社福) こうほうえん	上道町2053-1	1	80	21.79
		みなと幸朋苑(特養、短期入所)	(社福) こうほうえん	上道町2053-6	1	39	21.78
		グループホームあがりみち	(社福) こうほうえん	上道町2087-2	1	18	21.84
		さかい幸朋苑(ケアハウス)	(社福) こうほうえん	誠道町2082	1	50	21.88
		さかい幸朋苑(特養、短期入所)	(社福) こうほうえん	誠道町2083	1	96	21.85
		さかい幸朋苑(老健、短期入所)	(社福) こうほうえん	誠道町2083	1	50	21.85
		グループホームみなと	(社福) こうほうえん	上道町2053-6	1	9	21.78
		中浜ケアアパートナーズ短期入所生活介護事業所	(社福) ケアパートナーズ	財ノ木町字川尻562	1	20	23.02
	けあビジョンホーム境港	株式会社 けあビジョン	外江町2225-1	1	18	19.33	
	米子市	グループホーム椿庵・桜庵	(社福・医) 真誠会	和田町1722	1	18	25.05
		弓浜ゆうとびあ(老健施設、短期療養)	(社福・医) 真誠会	大崎1511-1	1	70	24.11
		ピースボート(特養)	(社福・医) 真誠会	大崎1511-1	1	90	24.11
		リバーサイド(ケアハウス)	(社福・医) 真誠会	大崎1511-1	1	50	24.11
		グループホーム青松庵	(社福・医) 真誠会	富益町235-8	1	9	26.01
		グループホーム井上さん家	(社福) 地域でくらす会	富益町4564-5	1	9	26.07
		あわしま(老健)	(医) 厚生会	彦名町1250	1	95	28.63
		白鳥の里(グループホーム)	(医) 厚生会	彦名町1250	1	18	28.63
		グループホーム高砂	(株) ハビネライフケア	彦名町2078	1	18	28.09
		グループホーム仁風荘二番館	(社福) 養和会	上後藤8-5-15	1	18	30.34
		グループホーム仁風荘一番館	(社福) 養和会	上後藤8-9-23	1	9	30.28
		ゆうとびあ(老健施設、短期入所)	(社福・医) 真誠会	河崎581-3	1	89	29.64
グループホームかみごとう		(社福) こうほうえん	両三柳1374	1	27	30.55	
グループホームかわさき	(社福) こうほうえん	両三柳5332	1	9	29.75		
入所 計					29	1,113	
通所	境港市	デイサービスセンターとのえの家	(社福) こうほうえん	外江町1814-1	1	10	18.85
		デイハウスわたり	(社福) こうほうえん	渡町1422	1	15	19.97
		デイサービスセンター夕日ヶ丘	(社福) 境港福祉会	夕日ヶ丘2-92	1	12	20.36
		鳥取県済生会老人保健施設はまかぜ	(社福) 恩賜財団済生会	蓮池町78-1	1	60	20.34
		花の里	(医) 元町病院	上道町1959-1	1	20	21.49
		デイサービスセンター新さかい幸朋苑	(社福) こうほうえん	上道町2053-1	1	32	21.79
		デイハウスあがりみち	(社福) こうほうえん	上道町2087-2	1	15	21.84
		時の里	(有) マイシン測量	福定町49-1	1	10	20.05
		通所リハビリテーション事業所さかい幸朋苑	(社福) こうほうえん	誠道町2083	1	50	21.85
		デイサービスセンターさかい幸朋苑	(社福) こうほうえん	誠道町2083	1	44	21.85
		認知症対応型デイサービスセンターさかい幸朋苑	(社福) こうほうえん	誠道町2083	1	12	21.85
		デイサービスセンターさんげんや	(社福) こうほうえん	三軒屋町2488-2	1	10	21.48
		中浜ケアアパートナーズ通所介護事業所	(社福) ケアパートナーズ	財ノ木町字川尻562	1	40	23.02
		デイサービスセンターリハビリす	Arcoo-Iris 合同会社	外江町3036	1	18	19.05
	米子市	デイサービスセンターおおしのづ	(有) けあホーム	大篠津町506-1	1	30	24.17
		小規模多機能センター真誠会ふる里	(社福・医) 真誠会	和田町1722	1	15	25.53
		通所リハビリテーション(デイケア) 弓浜ゆうとびあ	(社福・医) 真誠会	大崎1511-1	1	25	24.11
		通所介護弓浜ゆうとびあ	(社福・医) 真誠会	大崎1511-1	1	40	24.11
		弓浜脳活性クラブ真誠会	(有) ケアサービス米子	大崎1511-1	1	10	24.11
		デイサービスセンター清願の郷	(有) ケアサービス米子	富益町15-33	1	12	27.56
		富益しあわせデイサービス	(社福・医) 真誠会	富益町235-8	1	30	26.01
		富益しあわせ認知症対応型デイサービス“ダンスダンス”	(社福・医) 真誠会	富益町235-8	1	10	26.01
		デイサービス弓ヶ浜	米子医療生活協同組合	富益町1128	1	15	27.53
		デイサービス笑和	(株) 笑和	富益町1621	1	30	27.26
		ヒミマス外科プライマリークアクリニック通所リハビリテーション(デイケア)	(医) 社団FOL	富益町米川東八3533-2	1	40	27.2
		ボラリスデイサービスセンター彦名	(株) クリエイティブサポート	彦名町29-7	1	12	29.46
		デイサービスセンター仁風荘ひこな	(社福) 養和会	彦名町964-1	1	20	28.93
		デイサービスセンターひこな	(社福) 養和会	彦名町1210-1	1	50	28.63
		あわしまデイ・ケアセンター	(医) 厚生会	彦名町1250	1	100	28.63
		デイサービス笑家	(株) 笑和	彦名町4500-73	1	15	27.85
		脳活性クラブ米子真誠会	(社福・医) 真誠会	河崎555-2	1	10	29.68
		介護予防センター真誠会	(社福・医) 真誠会	河崎555-2	1	40	29.68
		通所リハビリテーション真誠会	(社福・医) 真誠会	河崎580	1	20	29.66
通所リハビリテーションゆうとびあ	(社福・医) 真誠会	河崎581-3	1	30	29.64		
茶話本舗わこうデイサービス河崎	(株) わこう介護サービス	河崎1740-10	1	10	28.85		
デイサービスセンターかわさき	(社福) こうほうえん	両三柳4543-30	1	24	29.73		
通所 計					36	936	
有料老人ホーム	境港市	境港市すずかけの樹	(株) 米子テクノサービス	清水町761-1	1	45	19.75
		ピスターレわたり	(社福) こうほうえん	渡町1422	1	10	19.97
		いきいきケアホーム境港	(有) ラポール・ケア米子	馬場崎町323	1	40	20.77
	米子市	ナーシングホームかもめ	(有) ライブアシスト	上道町字中山2052-2	1	29	21.78
		いきいきケアホーム住吉	(有) ラポール・ケア米子	彦名町8-1	1	88	29.63
		住宅型有料老人ホームうちはま	(医) 厚生会	彦名町1250	1	21	28.63
有料老人ホーム高砂苑	(株) ハビネライフケア	彦名町2078	1	48	28.09		
在宅 計					7	281	
老人福祉施設等 合計					72	2,330	

2)障がい者福祉サービス事業所等

資料:障がい福祉課、子ども発達支援課
平成30年12月31日現在

区分	市名	施設名称	法人名	住所	定員数	発電所からの距離(km)	
入所	境港市	光洋の里	(福)しらゆり会	渡町2480	70	18.7	
		みなとホーム		外江町2431-9	7	19.0	
		なぎさホーム	(福)鳥取県厚生事業団	外江町2431-9	4	19.0	
		たけのうちホーム		竹内町341	4	22.2	
	米子市	もみの木園	(福)もみの木福祉会	富益町4660	60	25.9	
		ひなぎく		夜見町2423-42	4	28.2	
		かわさき		河崎1734-4	2	29.0	
		やまさきさんち		河崎1734-2	2	29.0	
		たんぼぼ		旗ヶ崎4-6-39 C棟	3	30.5	
		あすか		富益町4633-2	4	27.2	
		さくら		富益町4635-3	8	27.2	
		グループホーム和桜	(福)もみの木福祉会	富益町4684	6	26.3	
		よみ		夜見町2423-4	4	28.2	
		すずらん		夜見町2423-45	3	28.2	
		かえで		夜見町2423-45	3	28.2	
		あさがお		夜見町2814-5	4	28.0	
		つどい		和田町31-1	4	25.8	
		いこい		和田町31-1	4	25.8	
		富益われもこうの家		富益町117-3	4	26.8	
		夜見われもこうの家		夜見町彦名界三330-4	5	28.0	
		第2夜見われもこうの家		夜見町彦名界三330-5	5	28.0	
		第3夜見われもこうの家	(福)遊歩	夜見町彦名界三330-5	5	28.0	
		錦われもこうの家		錦町3-55-1-703	4	31.9	
		第2錦われもこうの家		錦町3-55-1-304	4	31.9	
	淀江われもこうの家		淀江町佐陀300-29	6	37.9		
	入所 計			5事業所		229	
	通所	境港市	お菓子屋くれぱす	(特非)お菓子屋くれぱす	清水町631-3	20	19.8
まつぼっくり事業所			(福)まつぼっくり	岬町45-3	30	22.3	
F&Y境港			(福)養和会	中野町1929-1	31	20.8	
さざなみ			(福)しらゆり会	渡町2480	20	18.7	
つゆくさ(境港工場)			(福)白老会	昭和町105-1	20	22.7	
NPO法人陽なた			(特非)陽なた	夕日ヶ丘2-80	10	20.3	
MAO			(株)MAO	上道町2231-2	10	22.0	
After school fam 渡			(株)FAM	渡町2963-1	10	19.6	
米子市		ワークショップ・アクティブ	(特非)ワークショップ・アクティブ	安倍129-7	20	29.7	
		ワークセンターほほえみ	(特非)共生会	彦名町2028	20	28.0	
		つゆくさ(大篠津工場)	(福)白老会	大篠津町3374-3	30	24.0	
		吾亦紅		彦名町2850-1	39	27.9	
		かわさき吾亦紅、児童すこやかわれもこう	(福)遊歩	河崎1414	44	29.2	
		サンライズ作業所	(特非)精神障害者家族会すけっと	富益町4548-2	20	27.2	
		もみの木作業所	(福)もみの木福祉会	富益町4722	60	25.9	
		支援センター のぞみ		夜見町3001-1	15	28.4	
		レゴリス幸伸	(特非)幸伸	旗ヶ崎7-11-27	30	29.9	
		しんしあよなご	(株)しんしあ	夜見町2946	20	28.8	
		あかしや	米子市	夜見町330-3	30	28.1	
		多機能型事業所「びのきお」	(特非)びのきお	両三柳3606-1	20	29.8	
		After school fam	(株)FAM	葭津1657-1	10	24.3	
林-RIN-	(特非)海	米子市和田町1202-3	19	25.2			
さかい孫の手	ティーアンドディー(有)	境港市夕日ヶ丘2-88	20	20.5			
通所 計			21事業所		548		
サービス事業所等 合計			26事業所		777		

(4) 病院、診療所 (30km圏内)

資料：鳥取県医療政策課
令和2年3月18日現在

施設種類	施設名称	所在地	病床数	患者用車両	その他車両
病院	鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	197	1台 (ストレッチャー1人)	・公用車(職員用) 軽自動車 1台、軽トラック 1台
病院	医療法人元町病院	境港市上道町1895-1	76	-	・その他(老健施設用) リフト車両(ストレッチャー) 1台 普通乗用車(5人乗) 1台、軽自動車 1台
診療所	医療法人市場医院	境港市市場崎町177	0	-	・公用車(往診、職員用) 普通乗用車(5人乗) 2台
診療所(有床)	医療法人社団小森眼科クリニック	境港市元町1803の7	3	1台 (車イス1台用)	・公用車(往診、職員用) 普通乗用車(5人乗) 1台
診療所	医療法人社団はまはし眼科医院	境港市渡町2768-1	0	-	
診療所	医療法人社団松野医院	境港市京町35番地	0	-	・公用車(往診、職員用) 普通乗用車(5人乗) 1台
診療所	医療法人社団矢島医院	境港市新屋町1329-1	0	-	・公用車(往診、職員用) 軽自動車 1台
診療所(有床)	医療法人真誠会 真誠会セントラルクリニック	米子市河崎580	19	3台 (透析送迎用(車イス2台用1台、車イス1台用1台、軽自動車1台))	・公用車(職員用) 軽自動車 1台 ・その他車両(老健、通所施設用) 車イス1台用 4台、車イス2台用 6台(車イス2台積載ない場合はストレッチャー1人分可能) 普通車 2台、軽自動車 4台
診療所(有床)	米子西クリニック	米子市彦名町1480番地3	19	3台 (透析送迎用(車イス1台用))	-
診療所(有床)	彦名レディースライフクリニック	米子市彦名町2856-3	12	-	-
診療所	医療法人厚生会 米子中海クリニック	米子市彦名町1250番地	0	-	・公用車(職員用) 普通乗用車(7人乗) 1台、普通乗用車(5人乗) 1台 ・その他(介護施設用) 車イス2台用 6台、車イス1台用 3台 軽自動車 1台
診療所	うえます内科・小児科クリニック	米子市安倍38番地2	0	-	・公用車(往診、職員用) 普通乗用車(5人乗) 1台
計			326	8	40

(5) 宿泊施設の状況

資料：鳥取県くらしの安心推進課
令和元年12月31日現在

	所在地	施設名	電話番号	施設区分	施設数	宿泊可能人数	位置		備考
							方位	距離	
二〇一〇	境港市渡町349-7	ホテル イタリアンパセリ	0859-47-3366	ホテル	1	22	東南東	19~20	
	境港市大正町80	みなと家旅館	0859-42-2441	旅館	1	23	東	20~21	
一〇〇〇〇	境港市大正町84	みずほ旅館	0859-42-3591	旅館	1	17	東	20~21	
	境港市大正町216	御宿野乃境港	0859-44-5489	ホテル	1	410	東	20~21	
	境港市大正町222	境港港湾労働者福祉センター	0859-44-1833	福祉施設	1	41	東	20~21	福祉施設については、利用者とは別の宿泊可能人数
	境港市大正町7	かぐら旅館	0859-42-6131	旅館	1	23	東	20~21	
	境港市大正町59-1	「旅の宿家」鳥取境港 “縁”	090-4089-4207	簡易宿所	1	12	東	20~21	
	境港市福定町1802-6	ビジネスホテル川尻	0859-42-6311	旅館	1	22	東	20~21	
	境港市松ヶ枝町49	旅館美佐	0859-42-3817	簡易宿所	1	23	東	20~21	
	境港市栄町68-2	Destiny Inn Sakaiminato	0859-57-4205	簡易宿所	1	16	東	20~21	
	境港市京町105、106	Shanti House Sakaiminato	080-5614-5293	簡易宿所	1	8	東	20~21	
	境港市京町112	宿屋 MINATO	090-2598-6894	簡易宿所	1	10	東	20~21	
	境港市米川町114-1	Just a normal style family house	080-2935-0515	住宅宿泊事業	1	2	東	20~21	宿泊可能人数は、 3.3/人で積算
	境港市清水町588	The Fern	080-3056-6092	住宅宿泊事業	1	5	東	20~21	宿泊可能人数は、 3.3/人で積算
	境港市夕日ヶ丘1-68	むくげ	0859-45-6178	住宅宿泊事業	1	11	東	20~21	宿泊可能人数は、 3.3/人で積算
	境港市上道町2174-1	ファミリーロッジ旅籠 屋・境港店	0859-47-0858	ホテル	1	56	東	22~23	
	境港市新屋町3458	境港公共マリーナ	0859-45-4151	簡易宿所	1	30	東南東	22~23	
	境港市新屋町3268	ホテルエリアワン境港 マリーナ	0859-45-3111	ホテル	1	150	東南東	22~23	
	米子市大篠津506-1	デイサービスセンター おおしのづ	0859-28-6920	デイサービス 施設	1	6	東南東	23~24	デイサービス施設に ついては、利用者とは別の宿泊可能人数
	境港市財ノ木町813	民泊 古道さいのき	0859-45-1354	住宅宿泊事業	1	10	東	22~23	宿泊可能人数は、 3.3/人で積算
	境港市財ノ木町65-1	ゲストハウス 木暖	080-3883-5055	住宅宿泊事業	1	8	東	23~24	宿泊可能人数は、 3.3/人で積算
	米子市葭津1778-1	Homestay Yonago Garden House	090-4897-2107	簡易宿所	1	8	東南東	24~25	
二〇一〇	米子市富益町198-2	お菓子な？ホテル	0859-28-7909	ホテル	1	24	東南東	26~27	
合計					23	937			

(6) 観光客数の推移

単位：千人
資料：米子市防災安全課、境港市自治防災課

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
米子市	1,582	1,639	1,786	1,536	1,394	1,298	1,230	1,095	988
境港市	5,672	4,949	4,402	4,673	3,995	3,687	3,754	3,572	4,267

(7) 国籍別外国人登録者数

単位：人
資料：米子市防災安全課 令和元年12月31日現在
資料：境港市自治防災課 令和元年12月31日現在

市名	総数	韓国	朝鮮	中国	フィリピン	タイ	インドネシア	米国	ベトナム	英国	ロシア	ブラジル	ネパール	バンダラシュ	フランス	オーストラリア	その他
米子市	1,402	412		148	209	49	39	25	316	13	5	10	47	1	2	2	124
境港市	521	79	19	39	47	2	58	6	223	0	10	15	0	0	1	3	19
合計	1,923	510		187	256	51	97	31	539	13	15	25	47	1	3	5	143

2. 住民広報体制の状況

(1) 防災行政無線施設の状況

資料：米子市防災安全課、境港市自治防災課

名称	所在地	連絡先	放送時間	放送区域
米子市防災行政無線	米子市加茂町1-1	0859-23-5337	随時	米子市内全域
境港市防災行政無線	境港市上道町3000	0859-47-1071	随時	境港市内全域

電話による防災無線の内容確認

米子市：0120-310-475

境港市：0120-445-040

(2) 消防団員数

1) 米子市消防団員数 (抜粋)

資料:米子市防災安全課
令和元年12月31日現在

団本部	消防団長	1人	副団長	4人		計	5人	
団名	分団名	分団員数	人員内訳					装備
			分団長	副分団長	部長	班長	団員	
中部ブロック 総員 187名	明道分団	15	1	1	2	1	10	
	啓成分団	13	1	1	2	2	7	
	就将分団	10	1	1	2	2	4	
	義方分団	14	1	1	2	2	8	
	車尾分団	22	1	1	2	4	14	小型動力ポンプ付積載車1台
	福生東分団	19	1	1	2	4	11	小型動力ポンプ付積載車1台
	福生西分団	11	1	1	2	4	3	小型動力ポンプ付積載車1台
	福米東分団	21	1	1	2	4	13	小型動力ポンプ付積載車1台
	福米西分団	16	1	1	2	3	9	小型動力ポンプ付積載車1台
	加茂分団	14	1	1	2	4	6	小型動力ポンプ付積載車1台
	河崎分団	12	1	1	2	4	4	小型動力ポンプ付積載車1台
住吉分団	20	1	1	2	5	11	小型動力ポンプ付積載車1台	
南部・箕蚊屋 ブロック 総員 155名	尚徳分団	28	1	1	2	5	19	ポンプ車1台
	五千石分団	25	1	1	2	5	16	ポンプ車1台
	成実分団	19	1	1	2	5	10	ポンプ車1台
	巖分団	18	1	1	2	5	9	ポンプ車1台
	春日分団	17	1	1	2	5	8	ポンプ車1台
	大高分団	25	1	1	2	5	16	ポンプ車1台
	県分団	23	1	1	2	5	14	ポンプ車1台
弓浜ブロック 総員 115名	彦名分団	20	1	1	2	5	11	ポンプ車1台
	崎津分団	18	1	1	2	5	9	ポンプ車1台
	大篠津分団	19	1	1	2	5	10	ポンプ車1台
	和田分団	20	1	1	2	5	11	ポンプ車1台
	富益分団	20	1	1	2	5	11	ポンプ車1台
	夜見分団	18	1	1	2	5	9	ポンプ車1台
淀江町ブロック 総員 51名	淀江町第1分団	26	1	1	2	5	17	ポンプ車1台
	淀江町第2分団	25	1	1	2	6	15	ポンプ車1台 小型動力ポンプ付積載車1台
女性分団	総員19名	19	1	1	2	1	14	
合計		532	28	28	56	116	299	

2) 境港市消防団員数

資料:境港市自治防災課
令和元年12月31日現在

団本部	消防団長	1人	副分団長	2人	本部部長	2人	団員	5人	計	10人
団名	分団名	分団員数	人員内訳					装備		
			分団長	副分団長	部長	班長	団員			
境港市消防団 総員 108人 (団本部含む)	第1分団	21	1	1	2	3	14	ポンプ車1台		
	第2分団	16	1	1	1	2	11	ポンプ車1台		
	第3分団	16	1	1	1	2	11	ポンプ車1台		
	第4分団	12	1	1	1	2	7	ポンプ車1台		
	第5分団	13	1	1	1	2	8	ポンプ車1台		
	第6分団	9	1	1	1	2	4	ポンプ車1台		
合計		87	6	6	7	13	55			

(3) 漁業無線設置等の状況

所 属	所在地、電話番号、責任者	通信系	種別	呼出符号又は呼出名称	電力 (W)	電波形式	周波数	予備電源有無
鳥取県無線漁業協同組合	【境港通信所】 執務時間:24時間 鳥取県境港市竹内団地107番地 0859-45-1991 鳥取県漁業用海岸局長	漁船の船舶局/指導監督用船舶局(取締船、試験船、練習船)	漁業指導監督用/漁業用	さかいぎょぎょう	50	J3E/ J2C	1768.5 kHz 2157 kHz 2215 kHz	有
					50	J3E	1782 kHz 2182 kHz ※2394.5 kHz 2430 kHz	有
					200	J3E	4405 kHz 4357 kHz 8731 kHz 8737 kHz 13092 kHz 13152 kHz 17326 kHz 17341 kHz	有
					25 6	J3E H3E	27366.5 kHz 27524 kHz	有
					1	A3E/ A2D	27MHz帯 (54波)	有
					5	A3E/ A2D	39.048 MHz 39.144 MHz	有
					鳥取県無線漁業協同組合	【鉢伏山中継所】 無人 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字式ノ畑谷302-6 鳥取県漁業用海岸局長	漁船の船舶局/指導監督用船舶局(取締船、試験船、練習船)	漁業指導監督用/漁業用
25 6	J3E H3E	27366.5 kHz 27524 kHz	有					

※この周波数は、鳥取県が漁業の指導監督に関する通信を行う場合に限る。

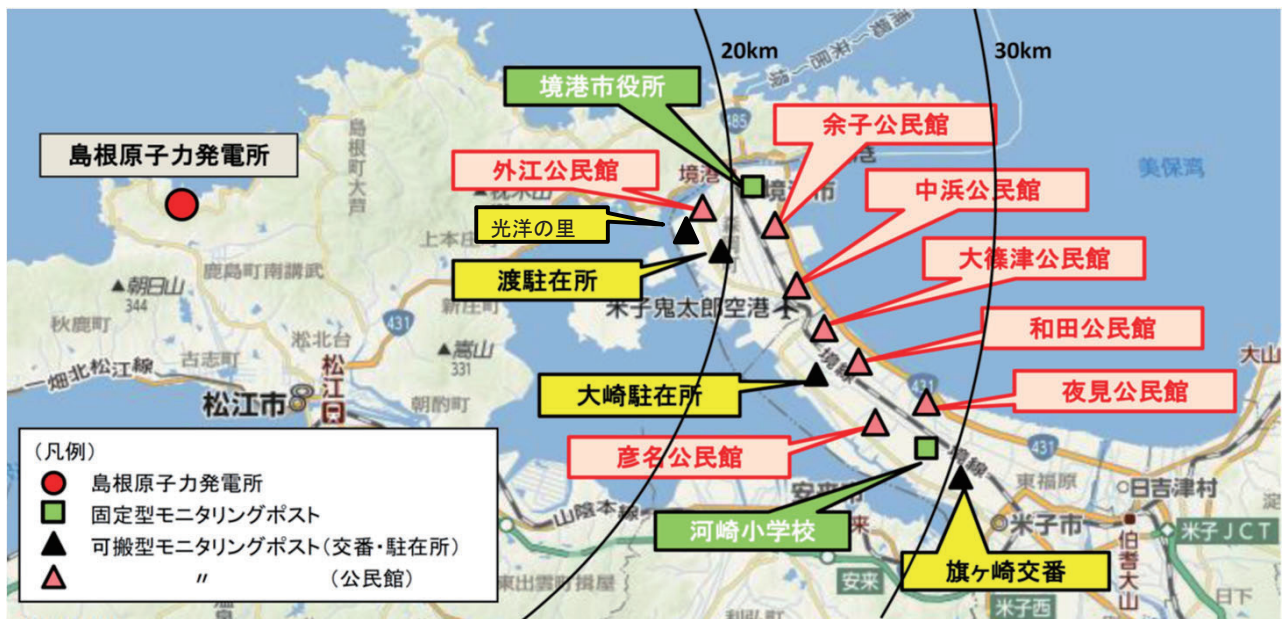
電波形式について

E:電話 C:ファクシミリ D:データ伝送

3. 住民避難・屋内退避に関する資料

(1) モニタリング地点（UPZ内）

	局数	稼働状況等	区分
固定局	2	常時モニタリングを実施	平常時体制
可搬型	22	4 常時モニタリングを実施（交番・駐在所に配備）	
		7 常時モニタリングを実施（公民館に配備） 電光表示器にて線量を表示し、住民啓発用として活用	
	11 緊急時モニタリング用（西部総合事務所〔米子市〕に配備）	緊急時対応	



※光洋の里の測定器については、放射線防護対策を行った当該施設の避難実施の判断等に活用する

	測定地点		
	市名	名称	住所
固定局	境港市	境港市役所	境港市上道町3000
可搬型		渡駐在所	境港市渡町1910番地4
可搬型		外江公民館	境港市外江町2062番地1
可搬型		余子公民館	境港市竹内町393番地2
可搬型		中浜公民館	境港市財ノ木町668番地
可搬型		光洋の里	境港市渡町2480
固定局		米子市	河崎小学校
可搬型	大篠津公民館		米子市大篠津町1619番地1
可搬型	大崎駐在所		米子市大崎1408番地6
可搬型	和田公民館		米子市和田町1829番地1
可搬型	彦名公民館		米子市彦名町2850番地2
可搬型	夜見公民館		米子市夜見町1679番地11
可搬型	旗ヶ崎交番		米子市旗ヶ崎5丁目3番11号

(2) 一時集結所一覧表

1) 米子市一時集結所

資料：米子市防災安全課

一時集結所	住 所	電話番号	バス昇降場所
1 大篠津小学校	米子市大篠津町190	0859-28-6123	同左
2 大篠津公民館	米子市大篠津町1619-1	0859-28-8001	中型バス可、大型の場合は、施設から50m北東の三角形の広いスペース
3 美保中学校	米子市大篠津町3657-1	0859-28-6122	正門前
4 崎津公民館	米子市大崎1466-4	0859-28-8242	同左
5 崎津小学校	米子市大崎3244	0859-28-6162	正門前
6 和田小学校	米子市和田町3271	0859-28-6854	グラウンド北側 (R431から進入)
7 和田公民館	米子市和田町1829-1	0859-28-8396	同左
8 富益公民館	米子市富益町788	0859-28-8081	同左
9 弓ヶ浜中学校	米子市富益町2070	0859-28-8394	同左
10 彦名公民館	米子市彦名町2850-2	0859-29-0536	同左
11 彦名小学校	米子市彦名町4500-2	0859-29-2452	施設北側「稲田屋本店」前
12 弓ヶ浜小学校	米子市富益町1194	0859-29-2451	正門前
13 夜見公民館	米子市夜見町1679-11	0859-29-0738	中型バス可、大型の場合は入口前
14 河崎小学校	米子市河崎2677	0859-29-8951	同左 (2台まで)
15 河崎公民館	米子市河崎2620	0859-29-9866	中型バス可、大型の場合は入口前
16 加茂中学校	米子市両三柳3883	0859-29-4333	同左
17 加茂小学校	米子市両三柳4610	0859-29-2453	同左 (R431からのみ進入可)
18 加茂公民館	米子市両三柳3305	0859-29-5313	入口前
19 住吉公民館	米子市旗ヶ崎7丁目17-30	0859-29-5310	中型バス可、大型の場合は施設から北東50m先
20 住吉小学校	米子市旗ヶ崎5丁目17-1	0859-29-3124	同左 (誘導要)
21 後藤ヶ丘中学校	米子市上後藤1丁目1番1号	0859-34-3247	マイクロバス可、大型の場合義方小学校南側

2) 境港市一時集結所

資料：境港市自治防災課

	一時集結所	住 所	電話番号	バス昇降場所
1	外江小学校	境港市外江町2105	0859-42-3235	山陰合同銀行境西出張所前
2	外江公民館	境港市外江町2062-1	0859-42-3204	
3	渡小学校	境港市渡町901	0859-45-0354	J A境港支所前
4	渡公民館	境港市渡町1356-1	0859-45-0903	
5	第三中学校	境港市外江町1372	0859-42-6663	同左
6	境小学校	境港市湊町27	0859-42-3701	境小学校前
7	境公民館	境港市湊町1	0859-44-0440	
8	第一中学校	境港市上道町1840	0859-42-3711	エディオン境港店前
9	上道小学校	境港市上道町3026	0859-42-2574	上道小学校体育館前
10	境高等学校	境港市上道町3030	0859-44-0441	
11	上道公民館	境港市上道町3186	0859-44-2183	同左
12	市民体育館	境港市中野町1900	0859-42-6770	市民体育館前
13	第二市民体育館	境港市中野町2035		
14	余子小学校	境港市竹内町3117	0859-45-0804	J A余子支所前
15	余子公民館	境港市竹内町393-2	0859-45-0728	
16	境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	0859-45-0441	
17	第二中学校	境港市竹内町2438	0859-45-0911	同左
18	旧誠道小学校	境港市誠道町2062	0859-45-6361	同左
19	誠道公民館	境港市誠道町220-3	0859-45-5392	誠道公民館横
20	中浜小学校	境港市麦垣町432	0859-45-0711	中浜小学校入口
21	中浜公民館	境港市財ノ木町668	0859-45-0207	中浜農協前バス停
22	幸神体育館	境港市小篠津町19		同左
23	三軒屋町会館	境港市三軒屋町4474-6	0859-45-2310	同左
24	夕日ヶ丘一丁目集会所	境港市夕日ヶ丘1丁目78-4		同左
25	夕日ヶ丘二丁目集会所	境港市夕日ヶ丘2丁目57		同左

(3)福祉車両等の状況(30km圏内)

1)老人福祉施設等

資料:長寿社会課
令和元年12月31日現在

区分	市名	施設名称	法人名	住所	保有車両数						
					福祉車両	人用	台数	その他	台数		
入所	境港市	グループホーム夕日ヶ丘二番館	(社福)境港福祉会	夕日ヶ丘2-92	車イス	9	1	—	—		
		グループホーム夕日ヶ丘		夕日ヶ丘2-100	—	—	—	普通車(5人)	1		
		グループホームひので	(社福)こうほうえん	日ノ出町78-2	—	—	—	軽自動車(4人)	1		
		はまかぜ(老健、短期入所)	(社福)恩賜財団済生会	蓮池町78-1	車イス	2	2	軽自動車(4人)	21		
					3	2					
					4	1					
		車イス・寝台併用	3・1	1	—	—					
		サテライトはまかぜ(老健、短期入所)		蓮池町78-1	—	—	—	—	—		
		花の里(老健、短期入所)	(医)元町病院	上道町1959-1	車イス	1	1	普通車(5人)	1		
								軽トラック(2人)	1		
	米子市	(社福)こうほうえん	上道町2053-1	車イス	1	1	軽自動車(4人)	1			
				2	1	—	—				
				車イス	1	1	—	—			
				上道町2053-6	車イス	1	1	—	—		
				上道町2087-2	—	—	—	軽自動車(4人)	1		
				誠道町2082	—	—	—	—	—		
				誠道町2083	車イス	1	1	軽自動車(4人)	2		
				上道町2053-6	—	—	—	—	—		
				中浜ケアパートナーズ短期入所生活介護事業所	(社福)ケアパートナーズ	財ノ木町字川尻562	—	—	—	—	
				けあビジョンホーム境港	㈱ビジョアルビジョン	外江町2225-1	車イス	8	1	軽自動車(4人)	1
境港市	(社福・医)真誠会	和道町1722	—	—	—	軽自動車(4人)	1				
			大崎1511-1	—	—	—	—				
			大崎1511-1	—	—	—	—				
			大崎1511-1	—	—	—	ワゴン車(7人)	1			
			富益町235-8	—	—	—	—				
			富益町4564-5	車イス	1	1	—	—			
			彦名町1250	—	—	—	—				
			彦名町1250	—	—	—	—				
			彦名町2078	—	—	—	—				
			上後藤8-5-15	車イス	1	1	軽自動車(4人)	2			
米子市	(株)ハビネライフケア	上道町1250	—	—	—	—	—				
			彦名町1250	—	—	—	—				
			彦名町2078	—	—	—	—				
			上道町1250	—	—	—	—				
			彦名町1250	—	—	—	—				
			彦名町2078	—	—	—	—				
			上後藤8-5-15	車イス	1	1	軽自動車(4人)	2			
			上道町1250	—	—	—	軽自動車(4人)	1			
			彦名町1250	—	—	—	軽自動車(4人)	7			
			彦名町2078	—	—	—	軽自動車(4人)	2			
通所	境港市	(社福)こうほうえん	外江町2680	—	—	—	軽(4)ワゴン(8)	2			
				渡町1422	車イス	1	1	軽自動車(4人)	2		
				鳥取県済生会老人保健施設はまかぜ	(社福)恩賜財団済生会	蓮池町78-1	—	—	—	—	
							上道町1959-1	—	—	—	—
				デイサービスセンター新さかい幸朋苑	(社福)こうほうえん	上道町2053-1	車イス	1	1	—	—
							2	2	—	—	
				デイハウスあがりみち		上道町2087-2	車イス	1	1	軽自動車(4人)	1
				時の里	(有)マインシ測量	福定町49-1	車イス	1	1	普通車(7人)	1
										軽自動車(4人)	2
				米子市	(社福)こうほうえん	誠道町2083	車イス	1	6	—	—
	2	2	—				—				
	車イス	1	2				—	—			
	2	2	—				—				
	4	1	—				—				
	誠道町2083	車イス	1				2	—	—		
	三軒屋町2488-2	—	—				—	軽自動車(4人)	2		
	中浜ケアパートナーズ通所介護事業所	(社福)ケアパートナーズ	財ノ木町字川尻562				車イス	1	1	軽トラック	1
							2	3	軽自動車(4人)	2	
	境港市	(有)けあホーム	大篠津町506-1				車イス	1	2	—	—
				2	1	軽自動車(4人)	1				
小規模多機能センター真誠会ふる里				(社福・医)真誠会	和道町1722	車イス(軽)	1	1	軽自動車(4人)	3	
						車イス	1	2	—	—	
通所リハビリテーション(デイケア)弓浜ゆうとびあ				(社福・医)真誠会	大崎1511-1	車イス	2	1	軽自動車(4人)	1	
						車イス・寝台併用	2・1	1	—	—	
通所介護弓浜ゆうとびあ				(社福・医)真誠会	大崎1511-1	車イス	1	2	ワゴン車(8人)	1	
						車イス・寝台併用	2・1	2	軽自動車(1人)	1	
弓浜脳活性クラブ真誠会		大崎1511-1	—	—	—	軽自動車(4人)	1				
デイサービスセンター清願の郷	(有)ケアサービス米子	富益町15-33	—	—	—	普通車(7人)	2				
			—	—	—	軽自動車(4人)	1				

区分	市名	施設名称	法人名	住所	保有車両数					
					福祉車両	人用	台数	その他	台数	
通所	米子市	富益しあわせデイサービス	(社福・医)真誠会	富益町235-8	車イス	1	1	—	—	
					車イス・寝台併用	2・1	1	ワゴン車(8人)	2	
					車イス・寝台併用	4・1	1	軽自動車(4人)	2	
		富益しあわせ認知症対応型デイサービス“ダンスダンス”			富益町235-8	—	—	—	—	—
		デイサービス弓ヶ浜	米子医療生活協同組合		富益町1128	車イス	1	1	普通車(7人)	2
									軽自動車(4人)	2
		デイサービス笑和	(株)笑和		富益町1621	車イス	3	3	ワゴン車(8人)	4
									軽自動車(4人)	2
		とみす外科プライマリーケアクリニック 通所リハビリテーション(デイケア)	(医)社団FOL		富益町米川東八3533-2	車イス	1	4	普通車(5人)	1
									軽自動車(4人)	1
		リハビリデイアシスト	(株)クリエイティブサポート		彦名町29-7	—	—	—	普通車(5人)	1
									軽自動車(4人)	4
		デイサービスセンター仁風荘ひこな	(社福)養和会		彦名町964-1	車イス	1	2	軽自動車(4人)	2
							2	1		
		デイサービスセンターひこな	(医)厚生会		彦名町1210-1	車イス	1	1	軽自動車(4人)	1
							2	2		
		あわしまデイ・ケアセンター			彦名町1250	車イス	8	1	ワゴン車	1
							9	3	軽ワゴン車	1
		デイサービス笑家	(株)笑和		彦名町4500-73	車イス	1	1	ワゴン車(8人)	2
							普通車(5人)	1		
脳活性クラブ米子真誠会	(社福・医)真誠会		河崎555-2	車イス	1	1	軽自動車(4人)	1		
介護予防センター真誠会			河崎555-2	—	—	—	普通自動車(5人)	1		
								軽自動車(4人)	1	
通所リハビリテーション真誠会			河崎580	車イス	1	1	ワゴン車(8人)	1		
					車イス・寝台併用	2・1			4	
通所リハビリテーションゆうとぴあ		河崎581-3	車イス	1	2	—	—			
				車イス・寝台併用	2・1	2				
茶話本舗わこうデイサービス河崎	(株)わこう介護サービス		河崎1740-10	—	—	—	普通車(5人)	1		
							軽自動車(4人)	2		
デイサービスセンターかわさき	(社福)こうほうえん		両三柳4543-30	車イス・寝台併用	2	1	ワゴン車(7人)	1		
							軽自動車(4人)	2		
有料老人ホーム	境港市	境港市すずかけの樹	(株)米子テクノサービス	清水町761-1	—	—	—	軽自動車(4人)	2	
		ビスターレわたり	(社福)こうほうえん	渡町1422	—	—	—	—	—	
		いきいきケアホーム境港	(有)ラポール・ケア米子	馬場崎町323	車イス	1	1	軽自動車(4人)	2	
	米子市	ナーシングホームかもめ	(有)ライブアシスト	上道町字中山2052-2	—	—	—	—	—	
		いきいきケアホーム住吉	(有)ラポール・ケア米子	彦名町8-1	車イス	1	2	—	—	
		住宅型有料老人ホームうちほま	(医)厚生会	彦名町1250	—	—	—	—	—	
		有料老人ホーム高砂苑	(株)ハビネライフケア	彦名町2078	車イス	11	1	—	—	
				車イス	4	1				

2)障がい者福祉サービス事業所等

資料：障がい福祉課、子ども発達支援課
平成30年12月31日現在

区分	市名	施設名称	法人名	住所	保有車両数				
					福祉車両	人用	台数	その他	台数
入所	境港市	光洋の里	(福) しらゆり会	渡町2480	車イス	1	4	軽自動車	1
		さかいみなとホーム	(福) 厚生事業団	外江町3413-3	車イス	2	1		
		たけのうちホーム		竹内町341	寝台併用	1	2		
		みなとホーム		外江町2431-9	なし	-	-		
	なぎさホーム	外江町2127-1							
	米子市	もみの木園	(福) もみの木福祉会	宮益町4660	車イス	1	3	普通車(8人)	10
		ひなぎく		安倍1151	なし	-	-	なし	-
		かわさき		河崎1734-4					
		たんぼぼ		旗ヶ崎4-6-39 C棟					
		あすか		富益町4633-2					
		やまさきさんち		河崎1934-2					
		さくら		富益町4635-3					
		よみ		夜見町2423-4					
		すずらん		夜見町2423-45					
		かえで		夜見町2423-45					
		あさがお		夜見町字古屋敷2814-5					
		つどい		和田町31-1					
		いこい		和田町31-1					
		グループホーム和桜		富益町4660					
		富益われもこうの家		富益町117-3					
夜見われもこうの家		夜見町彦名界三330-4							
第2夜見われもこうの家	夜見町彦名界三330-5								
第3夜見われもこうの家	夜見町彦名界三330-5								
第2錦われもこうの家	錦町3-55-1-304								
淀江われもこうの家	淀江町佐陀300-29								
通所	境港市	お菓子屋くればす	(特非) お菓子屋くればす	清水町631-3	なし	-	-	普通車(8人)	2
								軽自動車	2
		まつぱっくり事業所	(福) まつぱっくり	岬町45-3	車イス	1	2	普通車	1
								普通車(10人)	1
								軽自動車	2
		F&Y境港	(福) 養和会	中野町1929-1	車イス	1	1	普通車(10人)	1
								軽自動車	1
								軽トラック	2
								トラック(1t)	1
		さざなみ	(福) しらゆり会	渡町2480	車イス	1	1	なし	-
	ワークショップ・アクティブ	(特非) ワークショップ・アクティブ	安倍129-7	なし	-	-	なし	-	
	さかい孫の手	ティアーアンドディー (有)	境港市夕日ヶ丘2-88	車イス	2	2	軽自動車	2	
				車イス	1	1			
	NPO法人陽なた	(特非) 陽なた	境港市夕日ヶ丘2-80	なし	-	-	軽自動車	2	
	after school fam 渡	株式会社FAM	境港市渡町2963-1	なし	-	-	ワゴン車	1	
	MAO	(株) MAO	境港市夕日ヶ丘2-88	なし	-	-	普通車	1	
							軽自動車	3	
	米子市	ワークセンターほほえみ	(特非) 共生会	彦名町2028	なし	-	-	なし	-
		つゆくさ	(福) 白老会	大篠津町3374-3	なし	-	-	普通車(8人)	1
		吾亦紅	(福) 遊歩	彦名町2850-1	車イス	1	2	普通車	1
普通車(6人)								1	
普通車(10人)								1	
軽自動車								7	
							トラック(1t)	1	
かわさき吾亦紅			河崎1414	車イス	1	1	普通車(8人)	1	
							普通車(10人)	1	
							軽自動車	1	
サンライズ作業所	(特非) 精神障害者家族会	富益町4548-2	なし	-	-	普通車	1		
もみの木作業所	(福) もみの木福祉会	富益町4722	なし	-	-	普通車	1		
						普通車(8人)	4		
						軽自動車	2		
						軽トラック	3		
支援センター のぞみ		夜見町3001-1	車イス	5	2	普通車	1		
						普通車(8人)	1		
						軽自動車	3		
レゴリス幸伸	(特非) 幸伸	旗ヶ崎7-11-27	なし	-	-	普通車	1		
						普通車(8人)	2		
						軽自動車	2		
むさしの	(株) M・Aサービス	夜見町2946	なし	-	-	普通車	2		
						軽自動車	6		
しんしあよなご	(株) しんしあ	夜見町2946	なし	-	-	なし	-		
多機能型事業所「びのきお」	(特非) びのきお	両三柳3606-1	車イス	1	1	-	-		
			寝台併用	1	2				
林-RIN-	(特非) 海	米子市和田町1202-3	なし	-	-	普通車(7人)	6		
あかしや	米子市	米子市夜見町330-3	なし	-	-	通園バス(40人)	1		
						軽自動車	1		
After school fam	株式会社FAM	米子市霞津1657-1	なし	-	-	軽自動車	3		
						普通車	7		

(4)放射線防護対策施設

整備主体	施設名称	所在地	電話番号	防護対象	施設面積	施設定員数	主要工事内容	整備年度
					(㎡)	(人)		
					うち放射線防護区域内面積 (㎡)	うち放射線防護区域内の定員数 (人)		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部	鳥取県済生会境港総合病院	〒684-8555 境港市米川町44	0859-42-3161	西病棟北側病室2・3階病室24室(64床)	1,710	197	・非常時外気取入ユニットの設置 ・給排水関係機器等の放射線防護対策 ・病室の冷暖房 ・空気循環浄化装置の設置 ・既存扉の気密ゴム取付交換による防護区画の形成	H25 (H24繰越事業)
					1,292	64		
社会福祉法人しらゆり会	光洋の里(障害者支援施設)	〒684-0072 境港市渡町2480	0859-45-5400	デイサービス・機能回復訓練室等	3,044.91	70	・陽圧化と放射性物質除去済外気を取込むための外気取入ユニットの設置 ・気密化を図るためのシャッター設置、既存建具の調整、パッキン取替え等 ・空調設備の増強 ・非常用電源の設置	H26 (H25繰越事業)
					514	120		
医療法人・社会福祉法人真誠会	弓浜ホスピタウン	〒683-0104 鳥取県米子市大崎1511-1	0859-48-2334	建物3階の老人保健施設全体	6,549.57	150	・陽圧(加圧)にするための換気設備(フィルター内蔵型)設置 ・ダクトにダンパ設置 ・換気設備、空調系統の自動制御装置設置 ・発電機設置 ・非常用コンセント設備設置 ・退避区域内密閉性向上のための窓・扉等の改修	H26 (H25繰越事業)
					2,185.32	200		
医療法人・社会福祉法人真誠会	介護老人保健施設ゆうとびあ	〒683-0852 鳥取県米子市河崎581-3	0859-30-3939	建物2階、3階部分	3,792.1	89	・陽圧(加圧)にするための換気設備(フィルター内蔵型)設置 ・ダクトにダンパ設置 ・換気設備、空調系統の自動制御装置設置 ・発電機設置	R1 (H29繰越事業)
					2,754.00	200		
国立大学法人鳥取大学	医学部附属病院	〒683-8504 鳥取県米子市西町36-1	0859-38-7021	鉄骨造2階を増築	538	-	・杭基礎 ・外壁に押出成形型セメント板設置 ・屋根にシート防水設置 ※被ばく患者及び被ばくのおそれのある患者の治療にあたる施設として整備	H26 (H25繰越事業)
					65.43	-		

(5)避難退域時検査会場

区分	検査会場		備考
	名称	住所	
避難支援ポイント併設(主要経路沿い)	①東伯総合公園体育館	〒689-2356 東伯郡琴浦町田越560	避難者(避難経路①)
	②中山農業者トレーニングセンター	〒689-3112 西伯郡大山町下甲1022-5	
	③名和農業者トレーニングセンター	〒689-3212 西伯郡大山町名和1247-1	
	④江府町立総合体育館	〒689-4413 日野郡江府町大字洲河崎62	避難者(避難経路②または③)
	⑤伯耆町B&G海洋センター	〒689-4102 西伯郡伯耆町大原1006-3	
	⑥倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	〒682-0411 倉吉市関金町関金宿1560-18	
	⑦旧那岐小学校	〒689-1451 八頭郡智頭町大背205	
避難所併設(東部・中部)	①布勢総合運動公園県民体育館	〒680-0944 鳥取市布勢146-1	全避難者のうち検査を受けられなかった方
	②鳥取砂丘コナ空港	〒689-0947 鳥取市湖山町西4丁目110-5	
	③倉吉体育文化会館体育館	〒682-0023 倉吉市山根529-2	
保健所併設 ※米子は速やかに、鳥取・倉吉は避難指示後20時間以降に設置。	①鳥取市保健所	〒680-0845 鳥取市富安2-138-4	検査希望者
	②倉吉保健所	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	
	③米子保健所	〒683-0802 米子市東福原1丁目1-45	
鳥根県と共同運営	①大山パーキングエリア	〒689-4105 西伯郡伯耆町久古1379	

(6) 避難施設一覽表

	避難元 地区名	施設 種別	施設名	所在地		連絡先		UTM座標
				市町名	町丁目名・番()	電話	FAX	
1	境港市 外江地区	学校	日進小学校	鳥取市	吉方温泉1丁目131	0857-23-3371	0857-23-3372	53SMV304283
2		公共施設	日進地区公民館	鳥取市	吉方温泉1丁目131	0857-23-3960	0857-23-3963	53SMV304283
3		公共施設	鳥取市文化センター	鳥取市	吉方温泉3丁目701	0857-27-5181	0857-27-5154	53SMV305279
4		公共施設	人權交流プラザ(中央人權福祉センター)	鳥取市	幸町151	0857-24-8241	0857-24-8067	53SMV290283
5		学校	明德小学校	鳥取市	行徳1丁目201-3	0857-23-5661	0857-23-5662	53SMV293284
6		公民館	明德地区公民館	鳥取市	行徳1丁目210-2	0857-23-0988	0857-23-0993	53SMV293284
7		公民館	富桑地区公民館	鳥取市	行徳3丁目705	0857-27-4585	0857-27-4589	53SMV293289
8		学校	富桑小学校	鳥取市	西品治134	0857-22-4239	0857-21-5841	53SMV292292
9		体育館	富桑体育館	鳥取市	西品治283-1	0857-27-4585		53SMV290294
10		体育館	城北体育館	鳥取市	丸山町310-1	0857-20-3373		53SMV298309
11		学校	城北小学校	鳥取市	田園町4丁目324	0857-23-0381	0857-23-0382	53SMV294304
12		体育館	中ノ郷体育館	鳥取市	覚寺110	0857-21-5393		53SMV306308
13		学校	中ノ郷小学校	鳥取市	円護寺268	0857-26-3536	0857-26-3537	53SMV307308
14		学校	南中学校	鳥取市	興南町91	0857-22-3617	0857-24-3925	53SMV301272
15		学校	美保小学校	鳥取市	吉成1丁目10-25	0857-22-4939	0857-22-4954	53SMV296269
16		公民館	中ノ郷地区公民館	鳥取市	覚寺118	0857-21-5393	0857-21-5409	53SMV306308
17		学校	稲葉山小学校	鳥取市	卯垣2丁目657	0857-22-8511	0857-22-8512	53SMV320277
18		公民館	稲葉山地区公民館・稲葉山体育館	鳥取市	卯垣5丁目57	0857-24-2542	0857-24-2546	53SMV326278
19		公民館	美保地区公民館	鳥取市	吉成2丁目5-22	0857-26-3981		53SMV296271
20		学校	東中学校	鳥取市	立川町6丁目164	0857-22-3017	0857-23-3342	53SMV320272
21		体育館	岩倉体育館	鳥取市	立川町6丁目164	0857-22-5621		53SMV320271
22		体育館	鳥取産業体育館	鳥取市	天神町50-2	0857-24-2815	0857-24-2815	53SMV293278
23		公民館	城北地区公民館	鳥取市	田園町4丁目223-1	0857-26-3997	0857-26-4018	53SMV293303
24		公民館	岩倉地区公民館	鳥取市	立川町6丁目174	0857-22-5621	0857-22-5673	53SMV320271
25		学校	岩倉小学校	鳥取市	立川町7丁目110	0857-27-8101	0857-27-4799	53SMV324269

	避難元 地区名	施設 種別	施設名	所在地		連絡先		UTM座標
				市町名	町丁目名・番()	電話	FAX	
26	境港市 外江地区	学校	美保南小学校	鳥取市	宮長200-1	0857-53-4454	0857-53-1911	53SMV294263
27		公民館	美保南地区公民館	鳥取市	叶286	0857-53-4798	0857-53-4809	53SMV293258
28		体育館	美保南体育館	鳥取市	叶286-12	0857-53-4798		53SMV293258
29	境港市 渡地区	公共施設	鳥取市武道館	鳥取市	東町1丁目326	0857-26-8038	0857-26-8038	53SMV309292
30		学校	久松小学校	鳥取市	東町2丁目201	0857-23-3401	0857-23-3402	53SMV307293
31		公共施設	鳥取市教育センター	鳥取市	寺町150	0857-36-6060	0857-26-3878	53SMV306285
32		公共施設	久松公民館	鳥取市	東町3丁目371-2	0857-23-4148		53SMV306297
33		公民館	醇風地区公民館	鳥取市	西町5丁目353-1	0857-26-2568	0857-26-2572	53SMV303294
34		公民館	修立地区公民館	鳥取市	吉方町1丁目201	0857-26-5914	0857-26-5918	53SMV309282
35		公共施設	県民文化会館(とりぎん文化会館)	鳥取市	尚徳町101-5	0857-21-8700	0857-21-8705	53SMV308289
36		学校	鳥取東高校	鳥取市	立川町5丁目210	0857-22-8495	0857-22-8497	53SMV315275
37		学校	西中学校	鳥取市	寿町907	0857-23-3341	0857-23-3342	53SMV297294
38		学校	遷喬小学校	鳥取市	本町1丁目108-1	0857-22-4539	0857-24-3890	53SMV304289
39	公民館	遷喬地区公民館	鳥取市	本町1丁目108-2	0857-27-8562		53SMV304288	
40	学校	醇風小学校	鳥取市	西町5丁目353-1	0857-22-7271	0857-22-7272	53SMV302294	
41	学校	北中学校	鳥取市	東町3丁目371-1	0857-22-3417	0857-22-7917	53SMV306297	
42	体育館	青谷町体育館	鳥取市	青谷町善田29	0857-85-2359	0857-85-2359	53SMV089301	
43	公共施設	青谷町農林漁業トレーニングセンター	鳥取市	青谷町露谷50	0857-85-2359	0857-85-2359	53SMV089301	
44	公民館	青谷町中央公民館(多目的ホール)	鳥取市	青谷町露谷667	0857-85-1141	0857-85-1819	53SMV094311	
45	公民館	青谷地区公民館	鳥取市	青谷町青谷4080-1	0857-37-7420	0857-85-0155	53SMV090309	
46	学校	面影小学校	鳥取市	雲山42	0857-22-4502	0857-27-1261	53SMV310267	
47	学校	桜ヶ丘中学校	鳥取市	桜谷227	0857-22-8301	0857-22-8302	53SMV317254	
48	公民館	面影地区公民館	鳥取市	桜谷162-6	0857-24-9033	0857-24-9066	53SMV316255	
49	体育館	倉田体育館	鳥取市	八坂49-1	0857-53-2259		53SMV288233	
50	学校	倉田小学校	鳥取市	八坂54-1	0857-53-1042	0857-53-5884	53SMV288232	
51	学校	江山中学校	鳥取市	倭文65	0857-53-0600	0857-53-5579	53SMV275229	
52	学校	美和小学校	鳥取市	竹生64	0857-53-2355	0857-53-3408	53SMV277236	
53	公民館	大正地区公民館	鳥取市	古海556	—	—	—	53SMV281281

	避難元 地区名	施設 種別	施設名	所在地		連絡先		UTM座標
				市町名	町丁目名・番()	電話	FAX	
54	境港市 境地区	体育館	豊実体育館	鳥取市	野坂927	0857-24-0604	0857-24-0622	53SMV252270
55		公民館	豊実地区公民館	鳥取市	野坂950	0857-24-0604	0857-24-0622	53SMV252270
56		公共施設	布勢総合運動公園	鳥取市	布勢146-1	0857-28-7220	0857-31-6912	53SMV256287
57		公民館	美穂地区公民館	鳥取市	朝月22	0857-26-3981	0857-53-0246	53SMV276247
58		学校	大正小学校	鳥取市	古海291-3	0857-22-2739	0857-21-5843	53SMV281281
59		体育館	大正体育館	鳥取市	古海708-1	0857-26-3982		53SMV282289
60		公民館	大和地区公民館	鳥取市	倭文76-1	0857-53-0404	0857-53-0417	53SMV275228
61		体育館	大和体育館	鳥取市	倭文121-2	0857-53-0404		53SMV276228
62		体育館	東郷体育館	鳥取市	北村32-1	0561-38-6111		53SMV268264
63		公民館	東郷地区公民館	鳥取市	西今在家207	0857-53-0456	0857-53-0906	53SMV255252
64		学校	東郷小学校	鳥取市	篠坂6-1	0857-53-2542	0857-53-5583	53SMV260254
65		学校	湖南学園	鳥取市	六反田1-5	0857-57-0014	0857-54-0429	53SMV211275
66		公民館	大郷会館(湖南地区公民館分館、湖南体育館)	鳥取市	金沢16-2	0857-54-0226		53SMV213286
67		体育館	松保体育館	鳥取市	里仁560-1	0857-28-1192	0857-28-1267	53SMV261288
68	学校	(旧)湖南中学校	鳥取市	吉岡温泉町789-1	—	—	53SMV209271	
69	公民館	神戸地区公民館	鳥取市	下砂見751	0857-55-0001	0857-55-0008	53SMV244195	
70	学校	神戸小学校	鳥取市	中砂見936	0857-55-0007	0857-55-0242	53SMV243195	
71	学校	高草中学校	鳥取市	徳尾108-1	0857-22-4455	0857-23-7240	53SMV279290	
72	学校	世紀小学校	鳥取市	徳尾407	0857-23-0197	0857-21-5845	53SMV272290	
73	学校	明治小学校	鳥取市	松上159	0857-56-0001	0857-56-0482	53SMV214224	
74	公民館	明治地区公民館	鳥取市	松上167-1	0857-56-0005		53SMV214223	

	避難元 地区名	施設 種別	施設名	所在地		連絡先		UTM座標
				市町名	町丁目名・番()	電話	FAX	
75	境港市 上道地区	体育館	湖山西体育館	鳥取市	湖山西西1丁目512	0857-31-3581	0857-31-3582	53SMV246312
76		学校	鳥取商業高校	鳥取市	湖山西北2丁目401	0857-28-0156	0857-28-0157	53SMV252310
77		学校	賀露小学校	鳥取市	賀露町778	0857-28-1005	0857-31-3993	53SMV271321
78		公民館	賀露地区公民館	鳥取市	賀露町南5丁目1718-3	0857-28-1034	0857-28-1037	53SMV266324
79		体育館	海洋の家体育館	鳥取市	賀露町南5丁目1718-3	0857-28-1034		53SMV267324
80		学校	湖山小学校	鳥取市	湖山西南1丁目656	0857-28-1020	0857-28-0030	53SMV254305
81		公民館	湖山地区公民館	鳥取市	湖山西北1丁目202-1	0857-28-1017	0857-28-1119	53SMV255306
82		学校	鳥取湖陵高校	鳥取市	湖山西北3丁目250	0857-28-0250	0857-28-0105	53SMV253312
83		学校	鳥取緑風高校	鳥取市	湖山西南3丁目848	0857-37-3100	0857-28-0071	53SMV254298
84		学校	湖東中学校	鳥取市	湖山西北6丁目323	0857-28-1064	0857-28-0041	53SMV258310
85	体育館	湖山体育館	鳥取市	湖山西北6丁目330-25	0857-28-1017		53SMV259310	
86	公民館	末恒地区公民館	鳥取市	伏野1986-32	0857-59-1147	0857-59-1150	53SMV213316	
87	学校	末恒小学校	鳥取市	伏野2256-61	0857-59-0321	0857-59-2075	53SMV216317	
88	体育館	千代水体育館	鳥取市	商栄町422	0857-27-4813		53SMV282307	
89	学校	浜坂小学校	鳥取市	浜坂1丁目14-1	0857-27-0833	0857-21-5844	53SMV290319	
90	学校	鳥取工業高校	鳥取市	生山111	0857-51-8011	0857-51-8499	53SMV323242	
91	公民館	千代水地区公民館	鳥取市	商栄町423-2	0857-27-4813	0857-27-4818	53SMV282306	
92	体育館	浜坂体育館	鳥取市	浜坂2丁目9-10	0857-27-0711		53SMV285319	
93	公民館	浜坂地区公民館	鳥取市	浜坂4丁目11-21	0857-27-0711	0857-27-0713	53SMV284322	
94	体育館	米里体育館	鳥取市	古郡家81-4	0857-51-8128	0857-51-8131	53SMV308242	
95	学校	津ノ井小学校	鳥取市	桂木238-1	0857-51-8136	0857-53-0185	53SMV320242	
96	体育館	津ノ井体育館	鳥取市	桂木307-11	0857-51-8253	0857-51-8270	53SMV318238	
97	学校	中ノ郷中学校	鳥取市	浜坂東1丁目22-17	0857-24-2531	0857-24-2532	53SMV299319	
98	学校	米里小学校	鳥取市	古郡家75-1	0857-51-8038	0857-53-0114	53SMV308242	
99	学校	若葉台小学校	鳥取市	若葉台南2丁目17-1	0857-52-7200	0857-52-7210	53SMV329228	
100	公民館	米里地区公民館	鳥取市	古郡家79-4	0857-51-8128		53SMV309242	
101	公民館	津ノ井地区公民館	鳥取市	桂木307-11	0857-51-8253	0857-51-8270	53SMV318238	
102	公民館	若葉台地区公民館	鳥取市	若葉台南2丁目16-1	0857-52-2616	0857-52-4119	53SMV331229	

	避難元 地区名	施設 種別	施設名	所在地		連絡先		UTM座標
				市町名	町丁目名・番()	電話	FAX	
103		体育館	若葉台体育館	鳥取市	若葉台南2丁目16-1	0857-52-2616		53SMV332230
104		体育館	大茅体育館	鳥取市	国府町栃本471-3	0857-39-0563		53SMV421252
105		体育館	成器体育館	鳥取市	国府町中河原69	0857-39-0563	0857-58-0808	53SMV394223
106		学校	国府東小学校	鳥取市	国府町谷3	0857-22-4872	0857-22-4883	53SMV361244
107		公民館	谷地区公民館	鳥取市	国府町糸谷13	0857-24-1636	0857-24-1646	53SMV360247
108		公民館	国府町コミュニティセンター	鳥取市	国府町庁380	0857-24-1642	0857-24-0892	53SMV341256
109		学校	福部未来学園中学校	鳥取市	福部町高江485-3	0857-75-2334		53SMV349336
110		学校	宮ノ下小学校	鳥取市	国府町宮下26	0857-22-6827		53SMV339263
111		学校	福部未来学園小学校	鳥取市	福部町高江188	0857-75-2004		53SMV349335
112		学校	河原第一小学校	鳥取市	河原町渡一木179-1	0858-85-0550	0858-85-0301	53SMV274177
113	境港市 余子地区	公共施設	国府地区保健センター	鳥取市	国府町糸谷15-1	0857-39-0556		53SMV361247
114		公民館	福部町コミュニティセンター/福部地区公民館	鳥取市	福部町細川1338	0857-75-2030		53SMV350337
115		体育館	福部町体育館	鳥取市	福部町細川1341		0857-75-2564	53SMV350337
116		学校	国府中学校	鳥取市	国府町町屋720	0857-27-5261	0857-27-5262	53SMV342258
117		公民館	あおば地区公民館(国府町土地区画整理記念館)	鳥取市	国府町新町2-246-4	0857-24-0417	0857-24-0418	53SMV326265
118		公民館	河原町コミュニティセンター	鳥取市	河原町渡一木277-1	0858-76-3123	0858-76-3006	53SMV275180
119		公民館	河原地区公民館	鳥取市	河原町長瀬45-1	0858-85-2959	0858-85-2970	53SMV273186
120		公民館	国英地区公民館	鳥取市	河原町山手459-1	0858-85-0448	0858-85-0449	53SMV285175
121		体育館	河原町総合体育館	鳥取市	河原町曳田20-1	0858-85-0666	0858-85-0672	53SMV273171
122		公民館	八上地区公民館	鳥取市	河原町曳田186-21	0858-85-2951	0858-85-2952	53SMV268166
123		学校	河原中学校	鳥取市	河原町曳田298	0858-85-0604	0858-85-1909	53SMV272171
124		体育館	岩美北小学校体育館	岩美町	浦富2188	0857-72-0266	0857-72-0267	53SMV394384
125		体育館	岩美中学校体育館	岩美町	浦富707	0857-72-0121	0857-73-1633	53SMV392369
126	境港市 誠道地区	公民館	中央公民館	岩美町	浦富1038-6	0857-72-0510		53SMV396370
127		体育館	岩美高等学校(体育館)	岩美町	浦富708-2	0857-72-0474	0857-72-3445	53SMV393368
128		体育館	岩美西小学校体育館	岩美町	大谷2343	0857-72-8200	0857-72-8216	53SMV364374
129	境港市 中浜地区	公民館	網代コミュニティセンター	岩美町	網代224	0857-72-3564	0857-72-3564	53SMV361382
130		公共施設	大岩交流センター	岩美町	大谷2410	0857-72-0096		53SMV366373

	避難元 地区名	施設 種別	施設名	所在地		連絡先		UTM座標
				市町名	町丁目名・番()	電話	FAX	
131		公共施設	一寸法師の館	岩美町	蒲生1115-2	0857-76-0636		53SMV450318
132		体育館	岩美町民体育館	岩美町	蒲富1038-6	0857-72-0510		53SMV396371
133		公民館	東コミュニティセンター	岩美町	陸上33	0857-72-8063		53SMV421397
134		公民館	田後コミュニティセンター	岩美町	田後159	0857-72-0127	0857-72-0127	53SMV376387
135		学校	岩美南小学校	岩美町	新井419-2	0857-37-5222	0857-37-5223	53SMV398356
136		公共施設	岩美町文化センター	岩美町	新井13-1	0857-72-1931		53SMV398358
137		体育館	郡家西小学校体育館	八頭町	郡家541	0858-73-0031	0858-73-0032	53SMV318183
138		公共施設	郡家保健センター	八頭町	宮谷254-1	0858-72-3566	0858-72-3565	53SMV323196
139		体育館	八頭中学校体育館	八頭町	郡家296	0858-72-0020	0858-72-1293	53SMV321188
140		公共施設	八東保健センター	八頭町	徳丸578	0858-84-2361		53SMV401137
141		公共施設	(旧)丹比小学校	八頭町	北山211	-	-	53SMV413134
142		学校	八東小学校(旧八東中学校)	八頭町	北山51	0858-84-2027	0858-84-2037	53SMV416133
143		公共施設	八東体育文化センター	八頭町	富枝10-1	0858-84-1176		53SMV417133
144		学校	八頭高等学校	八頭町	久能寺725	0858-72-0022	0858-72-0113	53SMV314182
145		公共施設	船岡保健センター	八頭町	船岡殿159	0858-73-0672		53SMV318156
146		学校	船岡小学校	八頭町	船岡536	0858-72-0151		53SMV318165
147		公共施設	船岡トレーニングセンター	八頭町	坂田409-1	0858-73-0621		53SMV311163
148		学校	宝木小学校	鳥取市	気高町宝木989	0857-82-0803	0857-82-3351	53SMV166302
149		学校	瑞穂小学校	鳥取市	気高町下坂本48	0857-82-0361	0857-82-3548	53SMV155280
150		学校	達坂小学校	鳥取市	気高町山宮369番地2	0857-84-2026		53SMV127267
151	米子市	公民館	気高町コミュニティセンター(浜村地区公民館)	鳥取市	気高町浜村11-1	0857-82-6830	0857-82-1942	53SMV143300
152	大浜津	公共施設	気高町農業者トレーニングセンター	鳥取市	気高町浜村233番地の2	0857-82-1411	0857-82-1942	53SMV144301
153	公民館区	学校	浜村小学校	鳥取市	気高町八幡382-3	0857-82-0720	0857-82-3327	53SMV133300
154		学校	鹿野学園流沙川学舎	鳥取市	鹿野町鹿野2888	0857-84-1100	0857-84-1101	53SMV143244
155		公共施設	鹿野町農業者トレーニングセンター	鳥取市	鹿野町鹿野342	0857-84-2131	0857-84-2191	53SMV155247
156	米子市	学校	青谷高等学校	鳥取市	青谷町青谷2912	0857-85-0511	0857-85-0512	53SMV093313
157	崎津	体育館	倉吉市営体育センター	倉吉市	葵町602-4	0858-22-5674		53SLV936211
158	公民館区	体育館	倉吉市営武道館	倉吉市	葵町601-1	0858-22-5674		53SLV936211

	避難元 地区名	施設 種別	施設名	所在地		連絡先		UTM座標
				市町名	町丁目名・番()	電話	FAX	
159	米子市 崎津 公民館区	学校	倉吉西中学校	倉吉市	西倉吉町170	0858-28-2841		53SLV912209
160		公民館	小鴨公民館	倉吉市	中河原772-6	0858-28-0964		53SLV913197
161		学校	倉吉西高等学校	倉吉市	秋喜20	0858-28-1811		53SLV911212
162		学校	上小鴨小学校	倉吉市	福山30	0858-28-0954		53SLV894172
163	米子市 和田 公民館区	公民館	明倫公民館	倉吉市	福吉町2丁目1674	0858-22-0642		53SLV921216
164		公民館	上小鴨公民館	倉吉市	上古川216-3	0858-28-0953		53SLV900179
165		公共施設	倉吉未来中心	倉吉市	駄経寺町212-5	0858-23-5390		53SLV943215
166		公共施設	倉吉交流プラザ	倉吉市	駄経寺町187-1	0858-47-1183		53SLV943216
167	米子市 和田 公民館区	公共施設	倉吉市文化活動センター	倉吉市	住吉町77-1	0858-23-6095		53SLV939215
168		学校	倉吉東中学校	倉吉市	宮川町2丁目76	0858-22-6295		53SLV938218
169		学校	上灘小学校	倉吉市	上灘町136	0858-22-4772		53SLV947212
170		公共施設	ハワイアロハホール	湯梨浜町	はわい長瀬584	0858-35-5678	0858-35-5051	53SLV971276
171	米子市 富益 公民館区	公共施設	保健福祉センターつわぶき荘	湯梨浜町	泊1085-1	0858-34-6002	0858-34-6013	53SMV041305
172		公共施設	羽合西コミュニティ施設	湯梨浜町	はわい長瀬1350	0858-35-5362	0858-35-5376	53SLV974284
173		体育館	羽合体育館	湯梨浜町	はわい長瀬836	0858-35-5368	0858-35-5376	53SLV962276
174		学校	旧北瀬中学校	湯梨浜町	田後745	0858-35-2731	0858-35-4519	53SLV961276
175	米子市 富益 公民館区	学校	羽合小学校	湯梨浜町	はわい長瀬535	0858-47-5801	0858-35-5611	53SLV972275
176		公共施設	はわいトレニングセンター	湯梨浜町	南谷536-1	0858-35-5368	0858-35-5376	53SLV990282
177		学校	泊小学校	湯梨浜町	泊280	0858-34-2692	0858-34-2693	53SMV043303
178		体育館	泊体育館	湯梨浜町	泊1258-1	0858-35-5368	0858-35-5376	53SMV043305
179	米子市 富益 公民館区	学校	東郷小学校	湯梨浜町	小鹿谷820	0858-48-6700	0858-32-2566	53SMV004248
180		学校	旧東郷中学校	湯梨浜町	久見110	0858-32-0456	0858-32-0618	53SMV010251
181		公共施設	東郷湖羽台臨海公園	湯梨浜町	藤津650	0858-32-2231	0858-32-2231	53SMV005265
182		公共施設	湯梨浜町文化会館	湯梨浜町	久見177	0858-32-0963	0858-32-0963	53SMV006251
183	米子市 彦名 公民館区	公共施設	湯梨浜町役場講堂	湯梨浜町	久留19-1	0858-35-3111	0858-35-3697	53SLV970279
184		公共施設	三朝町総合スポーツセンター	三朝町	山田214-1	0858-43-2266		53SLV989195
185		学校	倉吉農業高等学校	倉吉市	大谷166	0858-28-1341		53SLV895219
186		公共施設	高城公民館	倉吉市	上福田480	0858-28-0950		53SLV865211

	避難元 地区名	施設 種別	施設名	所在地		連絡先		UTM座標
				市町名	町丁目名・番()	電話	FAX	
187		公共施設	三朝町総合文化ホール	三朝町	大瀬999-2	0858-43-3512		53SLV966189
188		学校	高城小学校	倉吉市	上福田722-2	0858-28-0961		53SLV861214
189		学校	倉吉総合産業高等学校	倉吉市	倉吉市小田204-5	0858-26-2851		53SLV940247
190		公民館	上井公民館	倉吉市	倉吉市大平町360番1	0858-26-1736		53SLV955242
191		学校	久米中学校	倉吉市	倉吉市横田568-1	0858-28-1241		53SLV888206
192	米子市	学校	灘手小学校	倉吉市	倉吉市尾原500	0858-22-5404		53SLV888249
193	彦名	学校	河北中学校	倉吉市	倉吉市上井430	0858-26-1341		53SLV951235
194	公民館区	学校	河北小学校	倉吉市	倉吉市海田西町1丁目130	0858-26-1630		53SLV950249
195		学校	北谷小学校	倉吉市	倉吉市沢谷204	0858-28-0962		53SLV865189
196		公共施設	プランナーみさ	三朝町	三朝町三朝388-1	0858-43-2211		53SLV997191
197		体育館	竹田町民体育館	三朝町	三朝町穴嶋191-2	0858-44-2535		53SLV943099
198		公共施設	農林漁業者トレーニングセンター	三朝町	三朝町本泉425	0857-85-2359		53SLV966184
199		公共施設	三朝中学校寄宿舎	三朝町	三朝町本泉510	—	—	53SLV967184
200		学校	北条小学校体育館	北条町	北条町国坂680	0858-36-2063		53SLV934270
201		学校	北条中学校体育館	北条町	北条町土下100-1	0858-36-4800	0858-32-0618	53SLV933266
202		公共施設	生涯学習センター	琴浦町	琴浦町徳万266-5	0858-52-1111		53SLV815292
203		学校	八橋小学校体育館	琴浦町	琴浦町八橋705	0858-52-2950	0858-34-2693	53SLV799294
204		学校	浦安小学校体育館	琴浦町	琴浦町下伊勢504-1	0858-52-2404	085-843-1919	53SLV819282
205	米子市	学校	赤碕小学校体育館	琴浦町	琴浦町赤碕264	0858-55-0506		53SLV774307
206	夜見	学校	船上小学校体育館	琴浦町	琴浦町佐崎16	0858-55-0601		53SLV754290
207	公民館区	体育館	旧安田小学校体育館	琴浦町	琴浦町笹津437	—	—	53SLV744307
208		体育館	旧以西小学校体育館	琴浦町	琴浦町赤碕1922-1	—	—	53SLV757255
209		体育館	赤碕中学校体育館	琴浦町	琴浦町赤碕1922-1	0858-55-0002	0858-34-6013	53SLV758310
210		公共施設	東伯文化センター	琴浦町	琴浦町下伊勢355-5	0858-52-2773		53SLV818290
211		公共施設	旧古布庄小学校体育館	琴浦町	琴浦町古長217	—	—	53SLV789212
212		体育館	東伯中学校体育館	琴浦町	琴浦町徳万236	0858-52-2326		53SLV815288
213	米子市	公共施設	北条ふれあい会館	北条町	北条町土下100-3	0858-36-4331		53SLV934267
214	河崎 公民館区	学校	鳥取中央育英高等学校	北条町	北条町由良宿291-1	0858-37-3211		53SLV872279

	避難元 地区名	施設 種別	施設名	所在地		連絡先		UTM座標
				市町名	町丁目名・番()	電話	FAX	
215	米子市 河崎 公民館区	体育館	大栄中学校体育館	北栄町	北栄町由良宿340	0858-37-2024		53SLV870278
216		学校	鴨川中学校	倉吉市	関金町大鳥居25-1	0858-45-2555		53SLV869149
217		体育館	大栄小学校体育館	北栄町	北栄町由良宿213	0858-37-2041		53SLV868276
218		学校	旧山守小学校	倉吉市	関金町堀2163	0858-22-8165		53SLV815139
219		学校	関金小学校	倉吉市	関金町関金宿666	0858-45-2556		53SLV864142
220		体育館	大栄体育館	北栄町	北栄町由良宿800	0858-37-2137		53SLV869282
221		公共施設	大栄ふれあい会館	北栄町	北栄町下種868	0858-36-4331		53SLV856241
222		学校	上北条小学校	倉吉市	倉吉市新田405-1	0858-26-6355		53SLV943251
223		学校	西郷小学校	倉吉市	倉吉市下余戸114	0858-26-3020		53SLV958219
224		公共施設	伯耆しあわせの郷	倉吉市	倉吉市小田458	0858-26-5581		53SLV945242
225		公民館	成美地区公民館	琴浦町	琴浦町佐崎12-1	0766-26-8943		53SLV754291
226		公民館	安田地区公民館	琴浦町	琴浦町笹津437	0858-55-1848		53SLV744307
227		公民館	以西地区公民館	琴浦町	琴浦町宮木207	0858-55-7550	0858-43-1040	53SLV757255
228		体育館	赤碕勤労者体育センター	琴浦町	琴浦町徳万579-2			53SLV752293
229		公共施設	赤碕文化センター	琴浦町	琴浦町出上230-1	0858-55-0741	0858-35-4519	53SLV755296
230		学校	明倫小学校	倉吉市	倉吉市余戸谷町3059	0858-22-6175		53SLV922210
231		学校	小鴨小学校	倉吉市	倉吉市中河原775-1	0858-28-0965		53SLV912196
232		学校	杜小学校	倉吉市	倉吉市国分寺88	0858-28-0951		53SLV904215
233		公共施設	農村環境改善センター	倉吉市	倉吉市生田692-4	0858-28-2090		53SLV914205
234		学校	倉吉養護学校体育館	倉吉市	倉吉市長坂新町1231	0858-28-3500		53SLV916191
235		公共施設	はばたき人権文化センター	倉吉市	倉吉市福吉町2丁目1514-1	0858-22-0232		53SLV923218
236		公共施設	倉吉福祉センター	倉吉市	福吉町1400	0858-22-5248		
237		公共施設	まちかどステーション	倉吉市	倉吉市大正町1067-29	0858-22-8129		53SLV930218
238		公共施設	活性化センターはまなす	湯梨浜町	湯梨浜町園2286-1	0858-35-5384	0858-35-5376	53SMV028300
239	公共施設	中央公民館泊分館	湯梨浜町	湯梨浜町泊1204-1	0858-34-3011	0858-34-3229	53SMV043305	
240	公共施設	青少年の家	湯梨浜町	湯梨浜町大字泊1117-1	0858-35-5368	0858-35-5376	53SMV041305	
241	公共施設	漁村センター	湯梨浜町	湯梨浜町泊1571-6	0858-34-3111	0858-34-3291	53SMV038306	
242	公共施設	羽衣会館	湯梨浜町	湯梨浜町長和田506	0858-35-5384	0858-35-5376	53SLV983252	

	避難元 地区名	施設 種別	施設名	所在地		連絡先		UTM座標
				市町名	町丁目名・番()	電話	FAX	
243		公共施設	桜コミュニティー施設	湯梨浜町	湯梨浜町松崎619	0858-35-5362	0858-35-5376	53SMV005264
244		公民館	中央公民館	湯梨浜町	湯梨浜町龍島505	0858-32-1116	0858-32-0200	53SLV999253
245		公共施設	花見コミュニティー施設	湯梨浜町	湯梨浜町門田5	0858-35-5362	0858-35-5376	53SLV982252
246		公民館	社公民館	倉吉市	倉吉市国分寺74-1	0858-28-2155		53SLV902214
247		公民館	北谷公民館	倉吉市	倉吉市福本226-1	0858-28-0969		53SLV874192
248	米子市	学校	倉吉東高等学校	倉吉市	倉吉市下田中町801	0858-22-5205		53SLV951218
249	住吉 公民館区	学校	成徳小学校	倉吉市	倉吉市仲ノ町733	0858-22-6173		53SLV932214
250		公民館	上灘公民館	倉吉市	倉吉市上灘町9	0858-22-0640		53SLV947215
251		公民館	成徳公民館	倉吉市	倉吉市住吉町77-1	0858-22-1301		53SLV939214
252		公民館	灘手公民館	倉吉市	倉吉市尾原500	0858-22-5401		53SLV889249
253		公民館	県立倉吉体育文化会館・体育館	倉吉市	倉吉市山根529-2	0858-26-4441		53SLV957234
254		公民館	上井児童センター	倉吉市	倉吉市大平町360番1	0858-26-9985		53SLV955242
255		学校	聖郷小学校体育館	琴浦町	琴浦町劬529	0858-52-3016		53SLV817260
256		体育館	東伯勤労者体育センター	琴浦町	琴浦町徳万579-2	0858-52-2797		53SLV814288
257		公共施設	西小学校寄宿舎	三朝町	三朝町本泉510			53SLV967184
258		公民館	高勢公民館(体育館)	三朝町	三朝町小河内978-2	0858-43-1040	0858-36-4977	53SLV983147
259	米子市	公民館	上北条公民館	倉吉市	倉吉市新田422-1	0858-26-1763		53SLV943252
260	加茂	公民館	西郷公民館	倉吉市	倉吉市下余戸118-	0858-26-2046		53SLV958219
261	公民館区	学校	県立農業大学校	倉吉市	倉吉市関金町大島居1238	0858-45-2411		53SLV870159
262		体育館	北条体育館	北栄町	東伯郡北栄町土下112	0858-36-4331		53SLV931267
263		公共施設	北条農村環境改善センター	北栄町	北栄町田井7-1		0858-32-2231	53SLV931269
264		体育館	大誠体育館	北栄町	北栄町瀬戸37-1			53SLV889271
265		公共施設	農業者トレーニングセンター	琴浦町	琴浦町赤崎1938-1	0858-55-2707		53SLV759311

(7) OILと防護措置 (抜粋)

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難区域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 m での線量率との差異を考慮して、半断基準の値を修正する必要がある。OIL 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が OIL 1 の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が OIL 2 の基準値を超えたときから起算して概ね1日を経過した時点の空間放射線量率(1時間値)が OIL 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外地で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

原子力規制委員会「原子力災害対策指針」より抜粋

4. 車両・鉄道・船舶・航空機に関する資料

(1) 車両の状況

1) 乗合自動車・貸切旅客自動車供給調達可能数

事業者名	保有台数	調達可能 台数 ^{※1}	所在地	連絡先		車種別台数 (貸切のみ)
				電話	職名	
日ノ丸自動車(株)	乗合 163 貸切 25	25	鳥取市古海620番地	0857-22-5155	営業課	大型 21台 中小型4台
日本交通(株)	乗合 140 貸切 66	66	鳥取市雲山219番地	0857-23-1122	バス営業課	大型43台 中小型23台
日ノ丸ハイヤー(株)	乗合 6 貸切 5	5	鳥取市古海601-8	0857-22-8463	鳥取営業所長	中小型5台
(有)ジャパン観光	貸切 13	13	鳥取市青葉町3丁目205	0857-26-5669	社長	大型 5台 中小型8台
(株)メモワールイナバ	貸切 5	5	鳥取市服部15-3	0857-38-4400	代表取締役	中小型5台
(有)三徳運送	貸切 3	3	東伯郡北栄町北尾81-1	0858-36-2141	代表取締役	中小型3台
流通(株)	貸切 19	19	倉吉市巖城997-3	0858-22-1211	取締役統括	大型 7台 中小型12台
(株)チロル	貸切 22	22	江府町大字小江尾11番地1	0859-75-3300	営業課	大型 9台 中小型13台
河原交通	貸切 11	11	鳥取市長谷209-1	0857-53-1912		大型2台 中小型9台
大森タクシー(株)	貸切 8	8	鳥取市南安長1丁目2番18号	0857-22-8575	営業	大型 3台 中小型5台
(株)メルヘン	貸切 7	7	湯梨浜町上浅津559-3	0858-35-3118	社長	大型 4台 中小型3台
(有)醍醐交通	貸切 6	6	北栄町田井22番地5	0858-36-2322	野嶋	中小型6台
(有)青山車輛 (大栄観光)	貸切 6	6	北栄町由良宿483番地4	0858-37-3121	専務取締役	中小型6台
(有)スバル代行 (スバル観光)	貸切 5	5	米子市米原9-11-13	0859-21-1348	代表取締役	大型 2台 中小型3台
日本海観光(株)	貸切 7	7	西伯郡南部町阿賀376番地1	0859-66-5670		大型 1台 中小型6台
合計	乗合 309 貸切 208	208				

(注)事業者名は、県バス協会所属事業者を対象としている(令和元年12月31日現在)。

※1 調達可能台数は、保有台数のうち貸切車両のみを計上。

(2) 鉄道の状況

1) JR西日本米子支社の輸送能力

資料:JR西日本米子支社

区分	区間		
	境港駅～米子駅	米子駅～鳥取駅	米子駅～生山駅
JR西日本米子支社	200～1,200人	300～1,200人	270～950人

※ 単位：1時間あたりの輸送可能人数

2) JR西日本路線図（境線・山陰本線）

資料:JR西日本米子支社



3) JR境線駅一覧

資料:JR西日本米子支社

	駅名	所在地	備考
1	境港	境港市大正町1-28	UPZ内
2	馬場崎町	境港市馬場崎町303番地	
3	上道	境港市中野町字下駒ヶ坪1643番地	
4	余子	境港市竹内町字旭田1503番地	
5	高松町	境港市高松町字五輪松574番地	
6	中浜	境港市小篠津町字本角978番地	
7	米子空港	境港市佐斐神町744番地	
8	大篠津町	米子市大篠津町2211番地	
9	和田浜	米子市和田町字山際1189番地	
10	弓ヶ浜	米子市夜見町字樋口三1351番地	
11	河崎口	米子市河崎字中通矢倉分2673番地	
12	三本松口	米子市両三柳1275番地	UPZ外
13	後藤	米子市米原字三軒家道西空地1460番地	
14	富士見町	米子市富士見町170番地	
15	博労町	米子市博労町1丁目58番地	
16	米子	米子市弥生町2番地	

(3) 船舶及び航空機の状況

1) 鳥取県所属の船舶

所属	船名	船種	トン数	速力(ノット) 最高/巡航	登載人員	定係港	備考
水産課	はやぶさ	漁業取締船	66	32.04/29.60	8	境港	レーダー、磁気及びジャイロコンパス、DGPS
水産試験場	第一鳥取丸	漁業試験船	199	14.61/13.00以上	17	境港	レーダー、磁気及びジャイロコンパス、ロラン、DGPS
栽培漁業センター	おしどり	漁業試験船	6.1	30.00以上	12	泊漁港	レーダー、サテライトコンパス
教育環境課	若鳥丸	実習船	516	15.303/12.5	68	境港	レーダー、磁気及びジャイロコンパス、DGPS

2) 第八管区海上保安本部所属の船舶

所属	船艇名	用途	トン数(t)	備考
境海上保安部	きそ	巡視船	1,800	
	おき	巡視船	1,500	
	やえざくら	巡視艇	26	
	みほぎく	巡視艇	26	

3) 鳥取県所属の航空機

所属	型式・愛称	全長	全高	全幅	最大離着陸重量	最大航続距離	最大巡航速度	最大滞空時間	最大座席数
鳥取県消防防災航空センター	アグスタ式AW139型・だいせん	m 16.62	m 4.98	m 3.5	kg 6,800	km 約740	km/h 305	h 3.0	15席

4) 鳥取県警察所属の航空機

所属	型式・愛称	全長	全高	全幅	最大離着陸重量	最大航続距離	最大巡航速度	最大滞空時間	最大座席数
鳥取県警察本部生活安全部地域課	アグスタ式AW109SP型・さきゅう	m 12.96	m 3.39	m 1.64	kg 3,175	km 450	km/h 311	h 2.0	8席

5) 第八管区海上保安本部所属の航空機

所属	型式・愛称	全長	全高	自重	速力	座席数
第八管区海上保安本部美保航空基地	ボンバルディア式DHC-8 315型・みほわし(2機)	m 25.68	m 7.49	kg 13,054	kt 243	32席
	アグスタ式AW139型・みほづる(2機)	m 16.65	m 4.98	kg 4,582	kt 167	15席

5. 社会基盤の状況

(1) 主要道路の状況

1) 主要道路の状況

資料: 鳥取県道路企画課

区分	路線名	延長 (km)	起終点	改良済区間		未改良区間	区間
				車幅 5.5m以上	率	最小車道幅員 (m)	
高速道路	中国自動車道	24.3	吹田市～ 下関市	24.3			津山IC～落合JCT
高速道路	米子自動車道	66.5	真庭市～ 米子市	66.5			落合JCT～米子IC
高速道路	鳥取自動車道	24.7	佐用町～ 鳥取市	24.7			智頭IC～鳥取IC
国道	9号(一般道)	91.8	京都市～ 下関市	91.8			県道米子境港線交差点～ 国道53号秋里交差点 ※1
国道	9号(自専道経由)	88	京都市～ 下関市	88			米子西IC～鳥取IC ※2
国道	53号	72.6	岡山市～ 鳥取市	72.6			津山IC～ 国道9号秋里交差点
国道	313号	28.8	福山市～ 北栄町	28.8			国道482号～国道9号 ※3
国道	482号	10.8	宮津市～ 米子市	10.8			国道313号～蒜山IC
主要地方道	米子境港線	21.811	米子市～ 境港市	21.811			全線
一般県道	淀江インター線	1.152	米子市～ 米子市	1.152			全線

※1 自専道(青谷羽合道路、東伯中山道路、中山名和道路、名和淀江道路、米子道路)を経由しない。

※2 自専道(鳥取西道路、青谷羽合道路、東伯中山道路、中山名和道路、名和淀江道路、米子道路)を経由する。

※3 倉吉道路(倉吉西IC～倉吉IC)を経由しない。



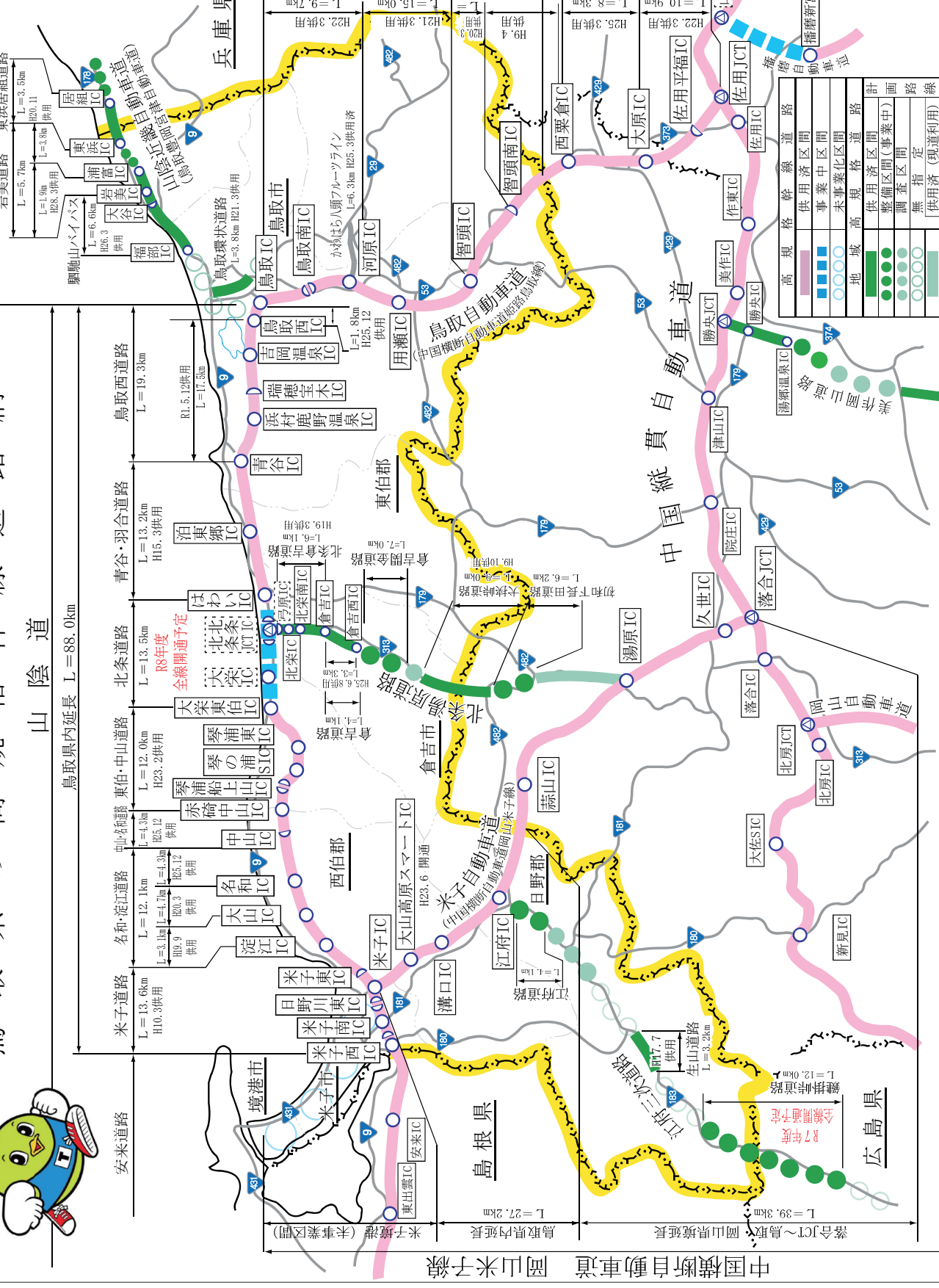
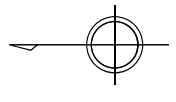
鳥取県の高規格幹線道路網

山陰道

鳥取県内延長 L = 88.0km

山陰近畿自動車道

鳥取県内延長 L = 約26km



高規格幹線道路	供用済区間	事業中区間	未事業化区間	地域高規格道路	供用済区間	整備区間(事業中)	計画区間	道路
(Pink line)	(Blue line)	(Light blue line)	(White line)	(Yellow line)	(Green circle)	(Light green circle)	(Dark green circle)	(Grey line)
					無指定	供用済(現道利用)		

R1.12.31現在

(2) 港湾及び漁港の船舶保留能力

1) 港湾

【境港】※鳥取県内のみ

資料: 境港管理組合

港湾名	所在地	保留可能 隻数(規模等)	港湾の状況			代表連絡先	電話番号
			施設名	岸壁の延長 (m)	水深 (m)		
境港	境港市 中野町	700 G/T 8隻	中野岸壁	550	-4.5	境港管理組合	(0859) 42-3706
	境港市 昭和町	15000 D/W 1隻	昭和南2号岸壁	185	-10.0		
	境港市 昭和町	40000 D/W 1隻	昭和南1号岸壁	270	-13.0		
	境港市 昭和町	700 D/W 2隻	昭和北1号岸壁	140	-4.5		
	境港市 昭和町	700 D/W 2隻	昭和北2号岸壁	220	-5.5		
	境港市 昭和町	10000 D/W 2隻	外港1号岸壁	370	-9.0		
	境港市 昭和町	5000 D/W 2隻	外港2号岸壁	260	-7.5		
	境港市 大正町	3000 D/W 2隻	内港1号岸壁	200	-7.0		
	境港市 大正町	1000 D/W 1隻	内港2号岸壁	91	-5.5		
	境港市 大正町	3000 D/W 1隻	内港3号岸壁	163	-6.4		
	境港市 清水町	700 D/W 5隻	外江1号岸壁	300	-4.5		
	境港市 外江町	700 D/W 5隻	外江2号岸壁	300	-4.5		
	境港市 竹内団地	2000 D/W 1隻	竹内1号岸壁	100	-5.5		
	境港市 浜ノ町	3000 D/W 1隻	内港4号岸壁	130	-6.5		
	境港市 昭和町	5000 D/W 1隻	昭和南3号岸壁	130	-7.5		
	境港市 竹内団地	2000 D/W 1隻	竹内2号岸壁	100	-5.5		
	境港市 竹内団地	2000 D/W 1隻	竹内3号岸壁	100	-5.5		
	境港市 竹内団地	5000 D/W 1隻	竹内4号岸壁	130	-7.5		
	境港市 昭和町	50000 D/W 1隻	昭和南4号岸壁	280	-14.0		
	境港市 昭和町	30000 D/W 1隻	中野1号岸壁	240	-12.0		
	境港市 中野町	20 G/T	中野1号物揚場(-2.5)	35	-2.5		
	境港市 中野町	—	中野1号物揚場(-3.0)	35	-3.0		
	境港市 中野町	—	中野2号物揚場(-2.5)	185	-2.5		
	境港市 中野町	—	中野2号物揚場(-3.0)	185	-3.0		
	境港市 中野町	20 G/T	中野3号物揚場(北)	70	-2.5		
	境港市 中野町	20 G/T	中野3号物揚場(南)	70	-2.5		
	境港市 中野町	20 G/T	中野4号物揚場(北)	100	-2.5		
	境港市 中野町	20 G/T	中野4号物揚場(南)	100	-2.5		
	境港市 中野町	5 G/T	中野5号物揚場	100	-2.5		
	境港市 中野町	5 G/T	中野6号物揚場(北)	200	-2.5		
	境港市 中野町	30 G/T	中野6号物揚場(南)	200	-3.0		
	境港市 福定町	30 G/T	竹内1号物揚場	235	-3.0		
	境港市 福定町	28 G/T	竹内2号物揚場	300	-3.0		
境港市 栄町	—	栄町物揚場	65	-4.0			
境港市 清水町	—	清水物揚場	104	-3.0			
境港市 外江町	1 G/T	外江物揚場	238	-1.5			

港湾名	所在地	保留可能 隻数(規模等)	港湾の状況			代表連絡先	電話番号
			施設名	岸壁の延長 (m)	水深 (m)		
境港	境港市外江町	—	外港物揚場	161	-2.0	境港管理組合	(0859) 42-3706
	境港市外江町	1 G/T	外江物揚場2号	44	-1.5		
	境港市中野町	10 G/T	中野7号物揚場	225	-2.5		
	境港市中野町	10 G/T	中野8号物揚場	140	-2.5		
	境港市外江町	1 G/T	外江物揚場3号	189	-1.5		
	境港市昭和町	—	昭和北物揚場	380	-4.0		
	境港市外江町	20 G/T	外江物揚場4号	30	-2.0		
	境港市外江町	—	外江東物揚場	56	-1.5		

【米子港】

資料:鳥取県空港港湾課

港湾名	所在地	保留可能 隻数(規模等)	港湾の状況			代表連絡先	電話番号
			施設名	岸壁の延長 (m)	水深 (m)		
米子港	米子市灘町	700 D/W 1隻	-4.5m岸壁	90.00	-4.50	西部総合事務所 県土整備局 維持管理課	(0859) 31-9710
	米子市旗ヶ崎	1000 D/W 2隻	-5.0m岸壁	140.00	-5.00		
	米子市灘町	700 D/W 3隻	-4.5m岸壁	220.00	-4.50		
	米子市旗ヶ崎	3000 D/W 2隻	-6.0m岸壁	240.00	-6.00		
	米子市灘町	700 D/W 1隻	-4.5m岸壁	82.00	-4.50		
	米子市旗ヶ崎	5000 D/W 1隻	-7.5m岸壁	135.00	-7.5		
	米子市灘町	700 D/W 1隻	-4.5m岸壁	60.00	-4.5		
	米子市灘町	3 G/T	-3.5m物揚場	136.50	-3.5		
	米子市灘町	40 G/T	-3.0m物揚場	80.00	-3		
	米子市灘町	40 G/T	-3.0m物揚場	28.00	-3		
	米子市灘町	3 G/T	-3.5m物揚場	65.00	-3.5		

※上記内容は、既存の港湾台帳等による。

総トン数(G/T)、載貨重量トン数(D/W)。

2) 漁港

資料: 米子市・境港市他

漁港名	所在地	保留可能 隻数(規模等)	漁港の状況		代表連絡先	電話番号
			係船岸の延長	水深		
境 (特定第3種)	境港市栄町 ～昭和町	(横付け) 3～5t 1隻 10～20t 3隻 20～50t 5隻 70～100t 13隻 180～260t 2隻 250～350t 2隻 350～450t 2隻 450～500t 3隻	514.5m 283.7m 165.5m 135.0m 264.5m 計 1,363.2m	-4.5m -5.5m -6.0m -6.5m -7.0m	境港水産 事務所	(0859) 42-3167
渡 (第1種)	境港市渡町	(縦付け) 0～1t 37隻	52.0m 26.0m 計 78.0m	-1.8m 船揚場	境港市 水産課	(0859) 47-1055
崎津 (第1種)	米子市葭津	(縦付け) 1～3t 88隻	356.0m 26.0m 計 382.0m	-1.5m 船揚場	米子市 水産振興室	(0859) 23-5225
皆生 (第1種)	米子市西福原 砂濱	(縦付け) 0～3t 119隻 3～5t 41隻	487.3m 167.2m 30.0m 計 684.5m	-2.5m -2.0m -1.5m 船揚場	米子市 水産振興室	(0859) 23-5225

※上記内容は、既存の漁港台帳等による。

(3) 漁港別の漁船数

市名	漁船の所属	漁港名	電話番号	漁船数										
				0～3t	3～5t	5～10t	10～20t	20～50t	50～100t	100～200t	200～500t	500t以上	無動力	計
境港市	鳥取県漁業協同組合 境港支所	境	(0859) 44-0225	99	59	29	30	0	7	11	9	1	1	235
	境港市水産課	渡	(0859) 47-1055	21	2	0	0	0	0	0	0	0	0	23
米子市	米子市漁業協同組合	崎津	(0859) 33-6735	52	1	0	0	0	0	0	0	0	0	53
		皆生		43	8	0	0	0	0	0	0	0	0	51

(4) 空港及び飛行場外離着陸場

1) 空港 (鳥取・米子)

資料：鳥取県空港港湾課

空港名	所在地	総面積	標点位置	着陸帯	滑走路	誘導路	エプロン
鳥取空港	鳥取市賀露町及び湖山町	107.3ha	N 35° 31' 48'' E134° 9' 54''	2,120m × 300m	L=2,000m W=45m	L=190m W=30m	定期用 18,480m ² 小型機用 6,146m ²
米子空港 (航空自衛隊美保基地)	境港市小篠津町	268.0ha	N 35° 29' 36'' E133° 14' 21''	2,620m × 300m	L=2,500m W=45m	L=277.5m W=23~34m 6本 (平行誘導路) L=2,500m W=23m	定期用 49,930m ²

2) 飛行場外離着陸場(米子・境港地区)

資料：鳥取県消防防災課
平成31年4月1日現在

市町村	名	所在地	発電所からの距離		離着面積 敷地寸法	離着可能 機種	標点位置	使用許可依頼先	電話番号	
			方位	距離						
米子市	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	E S E	31.9km	441㎡ 21×21m	中型	N 35° 25.44' E 133° 19.26'	鳥取大学医学部附属病院	(平日) 0859-38-6990 (CS) (休日)	
	日野川運動公園 Bグラウンド	米子市上福原	E S E	35.0km	10,450㎡ 110×95m	中型	N 35° 26.24' E 133° 21.99'	米子市総務部 防災安全課	(平日) 0859-23-5337 (休日) 0859-22-7111	
	湊山球場	米子市久米町63-1	E S E	32.0km	16,440㎡ 137×120m	大型	N 35° 25.61' E 133° 19.58'			
	東山陸上競技場	米子市東山町97-1	E S E	33.8km	22,000㎡ 200×110m	大型	N 35° 25.82' E 133° 20.94'			
	鳥取県消防学校	米子市流通町1350	E S E	37.9km	16,500㎡ 150×110m	大型	N 35° 25.75' E 133° 23.75'			
	米子埠頭 No.1	米子市灘町3丁目 米子港舗装野積場	E S E	31.0km	3,920㎡ 70×56m	中型	N 35° 25.91' E 133° 18.97'	鳥取県消防学校	(平日) 0859-27-0353 (休日)	
	米子埠頭 No.2		E S E	31.0km	5,696㎡ 89×64m	中型	N 35° 25.94' E 133° 18.93'			
	米子埠頭 No.3		E S E	31.0km	7,956㎡ 117×68m	中型	N 35° 25.98' E 133° 18.87'			
	境港第三中学校	境港第三中学校	米子市淀江町西原805	E S E	38.9km	15,400㎡ 140×110m	大型	N 35° 27.01' E 133° 24.95'	米子市総務部 防災安全課	(平日) 0859-23-5337 (休日) 0859-22-7111
	境港第二中学校	境港第二中学校	米子市淀江町西原244-2	E S E	39.5km	9,350㎡ 110×85m	中型	N 35° 27.09' E 133° 25.33'		
境港第一中学校	境港第一中学校	米子市淀江町中間1154-1	E S E	37.7km	4,950㎡ 90×55m	中型	N 35° 27.09' E 133° 24.13'			
境港第一小学校	境港第一小学校	境港市外江町1372	E	19.6km	9,000㎡ 120×75m	中型	N 35° 31.55' E 133° 12.93'			
境港市	境港第三中学校	境港市渡町901	E	20.0km	11,475㎡ 135×85m	中型	N 35° 30.98' E 133° 13.14'	境港市市民生活部 自治防災課	(平日) 0859-47-1071 (休日) 0859-44-2111	
	境港第二中学校	境港市竹内町2438	E	21.0km	15,525㎡ 135×115m	大型	N 35° 31.21' E 133° 13.88'			
	境港第一小学校	境港市誠道町2062	E	21.5km	8,800㎡ 110×80m	中型	N 35° 31.06' E 133° 14.17'			
日吉津村	日吉津小学校	日吉津村日吉津876-1	E S E	36.2km	9,600㎡ 120×80m	中型	N 35° 26.46' E 133° 22.84'	日吉津村総務課	(平日) 0859-27-0211 (休日)	

(注) 座標読み ○○度○○.○○分。

(5) 水道の状況

1) 水道普及状況及び水道事業

出典：鳥取県の水道の現況
(鳥取県くらしの安心局水環境保全課)
平成31年3月31日現在

水道普及状況

市名	総人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率		合計		普及率 (%)
		施設数	給水人口 (人)	施設数	給水人口 (人)	施設数	給水人口 (人)	施設数	給水人口 (人)	施設数	給水人口 (人)	施設数	給水人口 (人)	
米子市	147,503	1	146,861	0	0	7	32	8	146,893	2	13	10	146,906	99.6
境港市	33,919	0	33,104	0	0	0	0	0	33,104	0	0	0	33,104	97.6

※境港市、日吉津村については、米子市より給水。

※飲料水供給施設とは、給水人口が50人以上100人以下の水道施設。

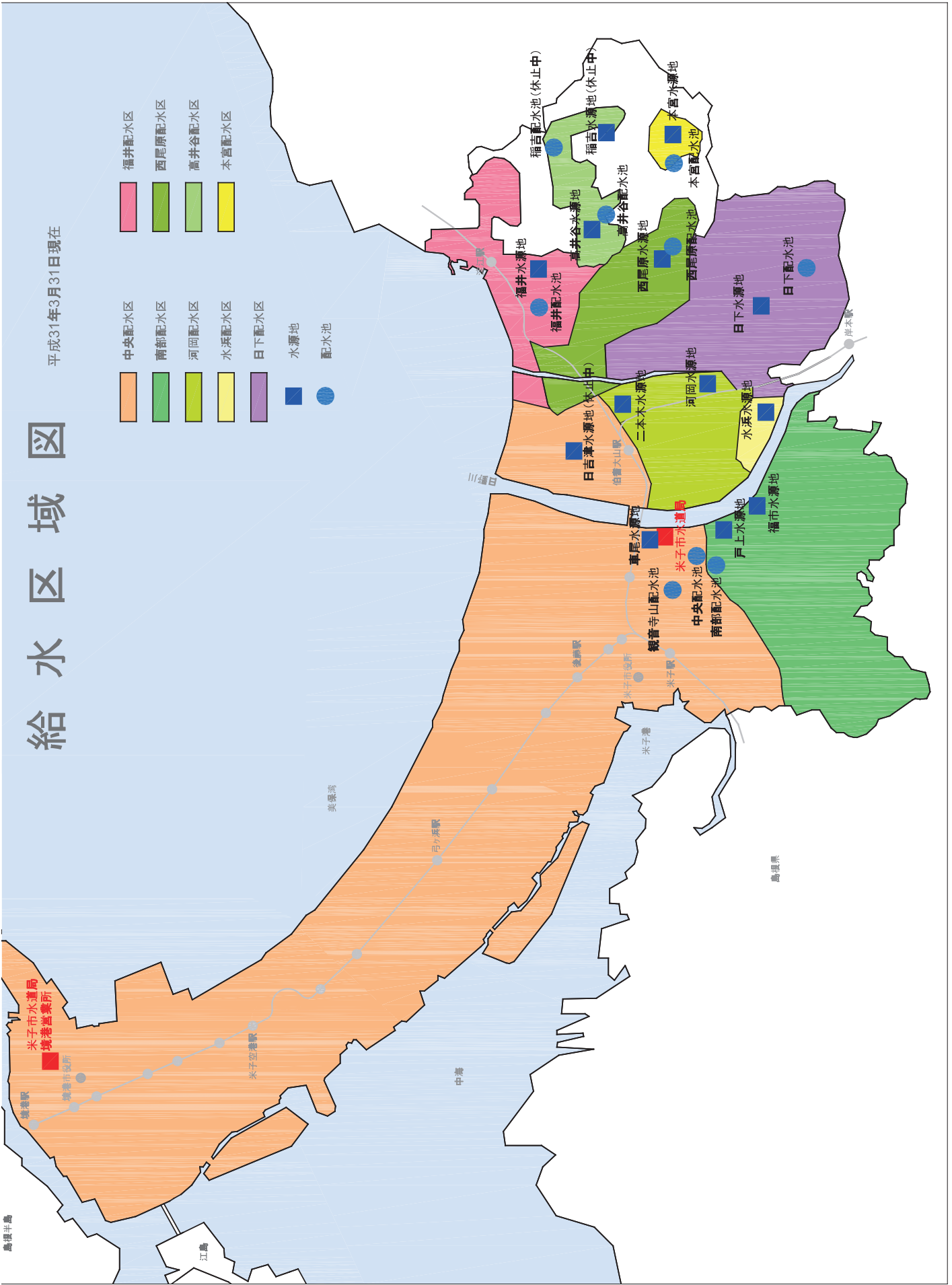
水道事業（上水道）

市名	事業者名	水道名	現在				主な水源の種類別 (箇所数)	主な浄水方法 (箇所数)	備考 1日平均 給水量 (m^3)
			現在 給水人口 (人)	年間 給水量 (km^3)	1日最大 給水量 ($m^3/日$)	施設 能力 ($m^3/日$)			
米子市	米子市	米子市 上水道	183,487	22,624	70,888	107,800	22,718	消毒(10) エアレーション、消石灰	61,984

計画給水 人口 (人)	給水区域 内人口 (人)	現在給水 人口 (人)	給水率 (%) [B/A]	取水の状況 (km^3)				給水の状況 (km^3)						
				表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	計	年間 給水量 [C]	年間 分水量 [D]	有効率 [D+E] / [C+D]	
186,400	184,959	183,487	99.2	0	3,022	10,918	8,764	0	14	22,718	22,624	0	21,406	94.6

給水区区域図

平成31年3月31日現在



6 医療機関の状況

(1) 病院一覧表(県内)

資料：鳥取県医療政策課
平成30年12月31日現在

圏域	施設名称	所在地	許可病床数					
			一般	療養	感染症	精神	結核	合計
東部	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	304			213		517
	鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	504		4		10	518
	鳥取市立病院	鳥取市の場1-1	340					340
	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	350					350
	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町252	260					260
	医療法人明和会渡辺病院	鳥取市東町3-307		50		258		308
	幡病院	鳥取市雲山57				120		120
	上田病院	鳥取市西町1-451				106		106
	鳥取産院	鳥取市吉方温泉1-653	20	58				78
	尾崎病院	鳥取市湖山町北2丁目555	60	120				180
	ウエルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺字下今井手181-1		240		120		360
	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町浦富1029-2	60	50				110
	鳥取医療生協鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市242		141				141
	国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町智頭1875	52	47				99
中部	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	300		4			304
	医療法人里仁会北岡病院	倉吉市明治町1031-5	72	30				102
	医療法人清和会垣田病院	倉吉市上井302-1	86					86
	医療法人専仁会信生病院	倉吉市清谷町1-286		92				92
	清水病院	倉吉市宮川町129	98					98
	医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	187	46				233
	医療法人清生会谷口病院	倉吉市上井町1-13-1	42					42
	医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43				278		278
	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	68	52				120
	社団法人鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田690	83	95				178
西部	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	649		2	40	6	697
	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾4丁目17-1	270					270
	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原7-13-3	69					69
	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	米子市皆生新田1-8-1	377					377
	博愛病院	米子市両三柳1880	161	38				199
	高島病院	米子市西町6	60	59				119
	養和病院	米子市上後藤3-5-1		60		230		290
	医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1				270		270
	皆生病院	米子市新開4-5-1				70		70
	友誼会皆生温泉病院	米子市皆生新田3-7-8		161				161
	新田外科胃腸科病院	米子市中島2-1-46		31				31
	錦海リハビリテーション病院	米子市錦海町3丁目4-5		48				48
	鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	165	30	2			197
	医療法人元町病院	境港市上道町1895-1	26	50				76
	南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	49	50		99		198
	米子東病院	米子市淀江町大字佐陀2169		95				95
	大山リハビリテーション病院	西伯郡伯耆町大原927-1		60		118		178
	日野病院	日野郡日野町野田332	99					99
	日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	59	40				99
	伯耆中央病院	西伯郡伯耆町長山152-1		60				60
計			4,870	1,803	12	1,922	16	8,623

(2) 消防機関の救急車両及び救急隊員数

資料：鳥取県消防防災課

令和2年3月1日現在

機 関 名	住 所	電話番号	救急車両数	救急隊員数
鳥取県東部広域行政管理組合 消防局	〒680-0864 鳥取市吉成 640-1	(0857) 23-0119	1 3	2 7 3
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局	〒682-0922 倉吉市福守町 415-2	(0858) 29-5122	6	1 0 8
鳥取県西部広域行政管理組合 消防局	〒683-0853 米子市両三柳 5452	(0859) 35-1951	1 4	2 6 0
合 計			3 3	6 4 1

7. 気象の状況

(1) 発電所の気象状況

1) 温度、湿度、降雨量及び大気安定度出現頻度

- ・地点名：島根原子力発電所
- ・統計期間：1996年1月～12月

項目	1996年												年間	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
温度 [°C]	最高	15.4	20.1	22.0	22.1	26.8	28.7	33.0	34.8	27.1	24.8	24.2	15.9	34.8
	最低	-0.8	-1.3	0.9	1.0	8.6	13.5	16.9	21.2	16.2	7.9	3.1	0.4	-1.3
	平均	6.0	4.8	7.8	11.2	17.2	21.2	24.9	26.2	22.1	17.7	12.9	8.6	15.1
湿度 [%]	平均	69.7	70.6	67.8	65.1	73.9	85.1	85.7	82.2	75.7	73.6	68.4	69.4	73.9
降雨量 [mm]	積算	73.0	53.5	170.5	32.0	94.0	411.0	99.5	138.0	117.0	82.0	131.5	112.5	1,514.5
大気安定度* 出現頻度 [%]	A	0.0	0.1	0.5	1.7	3.0	1.4	4.2	3.1	3.2	2.7	0.1	0.0	1.7
	B	3.5	8.5	10.7	14.3	21.4	20.2	23.2	25.4	23.3	14.5	8.1	7.5	15.0
	C	5.1	6.0	8.4	12.8	12.1	7.2	8.1	6.4	5.3	5.6	2.9	5.6	7.1
	D	68.2	60.0	55.9	38.0	33.7	54.4	40.3	32.2	34.4	39.3	66.8	62.1	48.8
	E	8.6	6.6	4.9	5.3	3.8	1.8	3.1	2.2	4.0	8.9	7.1	8.9	5.4
	F	14.5	18.7	19.7	28.0	25.9	15.2	21.2	30.6	29.7	28.9	15.0	15.9	21.9

※大気安定度…気流の乱れを表す指標。 A：強い不安定、B：中程度の不安定、C：弱い不安定、D：中立、E～F：安定
 (出典：(公財)原子力安全技術センター「原子力防災基礎用語集」)

2) 風向出現頻度及び風向別平均風速

①標高28.5m (地上高20m)

風向別平均風速は有風時 (風速0.5m/s以上) の平均を示す。

	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		年間			
	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%		
NNE	-	-	-	1.1	0.5	1.7	0.8	0.3	0.6	0.3	0.7	0.6	0.7	0.5	0.6	0.4	0.8	0.3	1.0	0.1	-	-	-	-	-	-	1.0	0.3
NE	-	-	-	-	-	0.9	0.1	0.8	0.3	0.8	1.7	0.8	0.6	0.8	1.0	0.4	1.0	0.1	1.0	0.4	-	-	-	-	0.8	0.1	0.8	0.3
ENE	-	-	0.9	0.7	1.2	0.9	0.6	0.7	1.2	0.8	1.0	1.0	0.8	1.1	0.8	1.5	0.9	0.4	1.0	0.7	0.7	0.4	0.8	0.1	0.8	0.1	0.9	0.7
E	-	-	0.9	1.0	1.1	1.2	0.9	1.0	0.8	1.2	0.8	2.1	0.9	1.6	1.0	3.7	0.9	1.2	1.1	1.7	1.0	0.7	1.5	0.3	1.0	1.0	1.3	
ESE	1.2	0.7	1.5	2.3	1.4	2.4	2.1	1.2	1.2	2.3	1.1	3.6	1.2	2.6	1.1	5.0	1.0	2.8	1.3	1.6	1.5	2.4	1.6	2.0	1.3	1.3	2.4	
SE	2.2	5.6	2.0	11.8	1.9	11.6	2.5	5.1	1.9	10.8	1.6	11.9	1.6	9.0	1.5	17.6	1.5	16.1	1.7	12.0	1.9	13.1	2.1	8.3	1.8	1.8	11.1	
SSE	2.6	21.1	2.5	21.3	2.3	17.0	2.3	18.6	2.0	20.7	1.5	12.8	1.9	18.3	1.6	17.9	1.8	26.5	2.5	32.7	2.4	25.7	2.8	29.8	2.2	2.2	21.9	
S	2.4	11.6	2.1	6.2	2.3	7.8	2.0	14.6	1.6	11.7	1.6	6.5	1.5	6.3	1.2	5.7	1.3	5.7	1.9	9.7	1.9	5.6	2.6	15.6	2.0	2.0	8.9	
SSW	1.8	4.6	2.5	4.9	2.1	2.6	1.8	7.1	2.8	4.8	2.3	7.1	2.0	4.7	1.2	2.5	1.1	1.7	1.5	2.2	1.9	3.1	1.9	4.6	2.0	2.0	4.1	
S W	1.8	1.6	2.0	3.9	2.9	1.5	1.7	1.9	1.7	3.9	1.6	2.2	1.8	2.7	1.8	0.8	1.5	0.7	1.3	0.7	1.9	1.4	1.6	1.5	1.8	1.8	1.9	
WSW	1.4	1.6	1.9	0.9	2.0	0.9	1.2	0.8	1.5	2.2	1.5	2.4	1.3	2.0	1.5	1.4	0.6	0.1	1.2	0.7	1.7	0.8	1.7	1.1	1.5	1.5	1.2	
W	3.1	4.2	2.3	3.2	2.2	4.3	2.2	3.8	2.7	4.2	2.1	5.1	2.5	4.4	2.7	2.5	1.4	0.6	1.6	1.3	2.8	2.8	2.6	6.5	2.5	2.5	3.6	
WNW	4.6	15.6	4.3	7.9	3.1	8.4	3.5	8.8	2.7	7.9	2.4	12.5	2.8	12.5	2.4	6.7	1.7	3.5	2.0	2.3	3.5	9.0	4.2	12.4	3.3	3.3	9.0	
N W	6.9	24.2	6.3	23.4	5.2	20.8	5.1	19.9	3.3	13.7	2.8	11.5	2.8	17.8	3.0	19.1	2.9	22.6	3.9	15.2	5.6	22.2	6.6	13.0	4.7	4.7	18.6	
NNW	5.3	8.7	6.0	10.8	5.7	17.5	4.4	12.4	2.3	11.0	1.7	7.6	1.9	9.0	2.0	9.5	2.8	12.9	4.1	16.5	4.6	10.7	6.8	4.6	4.0	4.0	10.9	
N	1.1	0.1	1.1	0.6	1.1	0.5	1.1	0.6	1.0	0.9	0.9	1.2	0.7	1.5	0.9	0.4	0.8	1.0	1.2	1.1	0.6	0.3	-	-	-	0.9	0.7	

風向 (出現頻度) 及び風速 (平均)

②標高65m (地上高50m)

風向別平均風速は有風時 (風速0.5m/s以上) の平均を示す。

	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		年間	
	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%
NNE	2.7	0.4	3.8	1.2	3.6	2.7	2.7	3.1	1.8	1.8	1.4	2.0	2.0	3.9	2.2	6.0	2.8	6.5	2.7	4.0	3.3	3.0	1.5	0.4	2.6	2.9
NE	1.5	0.6	2.5	1.6	2.1	1.3	1.5	1.1	1.7	1.9	1.7	3.0	1.9	3.3	2.2	5.1	2.4	4.1	2.5	3.1	2.1	1.7	1.5	0.8	2.1	2.3
ENE	2.2	1.5	2.5	2.2	2.6	3.1	2.0	1.5	1.6	1.2	1.8	2.5	3.3	3.3	2.3	5.3	2.0	5.2	2.4	4.9	2.2	2.0	2.2	1.0	2.2	2.8
E	2.1	0.9	2.5	4.2	2.1	3.6	1.5	0.7	2.0	1.9	1.9	2.3	2.1	1.4	2.1	5.6	1.7	4.2	2.0	2.8	1.9	2.2	2.3	2.2	2.1	2.7
ESE	2.8	4.2	2.8	4.5	2.5	4.5	3.1	1.4	2.2	2.8	2.2	3.8	2.3	2.9	1.8	4.5	1.8	5.4	2.1	4.1	1.9	5.3	2.8	5.3	2.3	4.1
SE	3.8	9.6	2.9	9.8	3.3	8.5	3.2	4.3	2.5	7.0	2.2	8.5	2.5	4.6	2.2	10.0	2.3	7.6	3.2	10.4	3.2	7.9	3.6	13.7	2.9	8.5
SSE	3.6	12.2	3.2	11.7	3.2	9.7	3.4	11.7	2.9	12.8	2.3	9.2	2.4	10.0	2.3	9.6	2.9	10.6	3.4	17.0	3.0	10.3	3.4	13.2	3.0	11.5
S	2.8	8.1	2.2	6.2	2.4	6.7	3.0	11.3	2.5	9.0	2.0	7.6	2.1	9.7	1.9	6.3	2.0	7.6	2.6	9.3	2.5	7.3	3.2	8.8	2.5	8.2
SSW	1.9	3.9	2.2	3.3	1.7	2.7	2.1	7.2	2.0	5.3	2.0	6.5	1.9	6.1	1.8	5.3	1.4	3.3	1.8	4.6	2.0	4.6	2.9	6.2	2.0	4.9
SW	1.7	2.9	2.4	4.6	2.3	3.0	2.2	6.3	2.2	6.7	2.3	8.5	2.2	6.6	1.9	4.6	1.6	3.4	1.6	4.1	2.0	3.4	2.3	5.6	2.1	5.0
WSW	3.1	5.4	4.4	6.2	3.4	4.6	2.7	6.4	3.2	11.5	3.5	12.3	3.1	11.9	2.4	4.8	1.8	3.1	2.4	3.4	3.8	5.7	3.6	5.5	3.2	6.8
W	5.4	14.2	4.8	8.9	4.4	11.5	3.5	10.3	3.2	11.9	2.5	10.6	2.8	9.4	3.0	4.0	2.0	3.7	2.1	4.3	4.8	10.1	4.2	7.3	3.8	8.9
WNW	6.8	18.9	7.7	14.5	5.2	13.1	4.3	10.0	3.0	8.6	2.7	9.2	2.7	6.2	3.0	6.4	2.4	6.2	4.3	5.0	6.0	13.8	5.7	7.7	5.0	10.0
NW	7.1	10.2	7.4	10.2	7.1	11.5	6.3	14.6	3.1	8.0	2.1	4.5	2.4	7.9	2.5	6.7	2.8	8.1	5.4	8.9	6.3	9.2	7.1	14.4	5.4	9.5
NNW	5.4	4.4	5.6	4.6	6.3	8.5	4.6	6.3	3.0	3.2	1.9	3.2	2.2	6.4	2.5	5.5	3.6	8.9	4.2	5.9	5.5	5.6	5.6	4.8	4.3	5.6
N	3.8	1.9	4.6	5.0	5.0	3.9	3.5	3.6	2.2	3.1	1.7	2.7	2.0	4.1	2.2	6.7	2.8	8.8	3.8	6.7	5.1	6.0	3.5	2.0	3.4	4.5

風向 (出現頻度) 及び風速 (平均)

③標高130m (地上高115m)

風向別平均風速は有風時 (風速0.5m/s以上) の平均を示す。

	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		年間		
	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	
NNE	3.7	1.5	7.4	4.3	3.6	2.6	3.2	2.9	2.2	3.6	2.8	3.1	3.1	4.2	4.3	7.3	7.3	4.1	9.7	5.3	7.3	6.4	5.2	2.0	0.3	4.4	4.3
NE	3.6	1.7	7.4	4.0	5.9	4.2	4.4	4.0	2.9	4.0	3.3	7.5	4.4	14.0	4.4	13.7	15.0	4.9	15.0	4.6	6.8	5.9	5.7	1.9	0.3	4.7	6.8
ENE	3.0	1.3	5.2	4.0	4.8	5.1	3.5	2.6	3.1	4.3	2.8	4.7	3.2	6.1	3.5	12.6	12.0	3.1	12.0	4.1	8.4	3.6	6.0	2.0	0.7	3.6	5.7
E	3.5	1.9	5.0	2.9	3.8	6.5	2.1	1.1	2.8	2.4	2.5	3.4	3.2	3.0	2.7	8.9	8.9	3.2	8.9	3.3	6.5	3.7	6.3	2.4	0.4	3.3	4.4
ESE	4.9	5.4	4.3	4.3	4.3	9.6	4.2	2.1	3.8	7.2	3.0	7.9	3.5	5.4	3.4	9.0	13.1	3.9	13.1	3.8	8.9	4.4	6.3	4.0	3.5	3.9	6.9
SE	4.4	7.1	4.0	9.6	4.5	7.4	4.8	5.6	3.8	8.2	3.0	10.6	3.7	5.8	3.5	8.2	7.6	3.5	7.6	4.4	10.7	4.3	5.7	4.4	10.6	4.0	8.1
SSE	4.7	7.1	3.5	7.3	5.5	4.0	3.5	4.6	3.8	5.9	3.0	4.7	3.1	4.8	2.8	5.6	3.8	2.8	3.8	4.1	10.2	4.1	9.8	4.1	12.9	3.8	6.7
S	4.1	8.3	3.6	8.6	4.5	5.9	4.3	8.3	3.2	7.7	2.9	4.4	2.8	6.5	2.9	4.1	2.5	3.0	2.5	3.6	6.7	4.4	6.7	4.1	15.4	3.7	7.1
SSW	3.6	6.5	3.9	7.3	4.4	3.2	4.0	9.6	3.0	6.5	3.8	5.4	2.5	6.0	2.7	2.7	2.1	2.7	2.1	3.5	4.3	3.6	4.4	3.5	8.8	3.5	5.6
SW	3.7	6.1	5.1	7.8	4.5	4.0	3.6	10.3	3.9	9.3	4.3	12.3	3.3	11.4	2.9	3.8	1.1	2.2	1.1	3.0	4.1	3.9	4.9	2.8	4.8	3.8	6.7
WSW	4.2	4.1	5.3	4.6	5.3	5.1	3.9	8.3	4.6	10.0	3.9	13.0	4.0	11.8	3.6	5.1	1.7	2.0	1.7	2.5	2.4	3.7	3.4	2.6	3.0	4.0	6.1
W	8.1	22.6	7.6	12.7	5.9	12.3	4.4	11.8	4.1	10.4	4.3	7.9	4.3	8.3	4.3	4.1	2.4	2.5	2.4	3.0	3.0	6.8	10.6	4.7	5.2	5.8	9.3
WNW	8.9	13.8	9.8	12.9	7.1	9.6	5.7	8.6	3.8	4.7	2.9	3.8	3.1	4.0	2.8	2.3	3.4	2.2	3.4	4.8	3.7	7.7	13.5	7.1	11.2	6.8	7.6
NW	7.8	6.2	7.9	4.7	8.4	8.4	6.8	11.1	3.0	6.1	1.7	4.0	2.6	2.2	2.3	3.3	3.8	2.7	3.8	5.4	7.3	7.0	4.4	7.1	15.8	6.0	6.4
NNW	5.3	3.3	8.0	3.0	5.2	5.7	4.8	4.9	2.1	3.6	1.5	1.6	1.8	2.1	1.7	2.9	5.1	3.5	5.1	4.6	3.4	6.1	2.4	5.8	4.9	4.4	3.6
N	4.7	2.8	5.1	1.6	6.4	5.1	3.8	3.1	2.1	2.2	1.5	1.8	2.3	1.8	2.2	3.4	5.2	3.1	5.2	4.3	4.6	6.9	3.7	2.1	1.3	4.1	3.0

風向 (出現頻度) 及び風速 (平均)

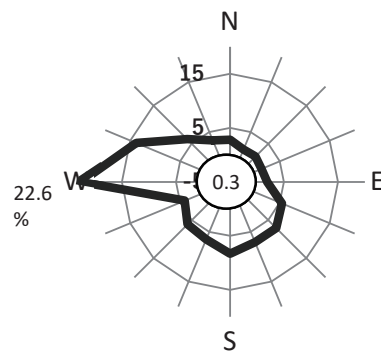
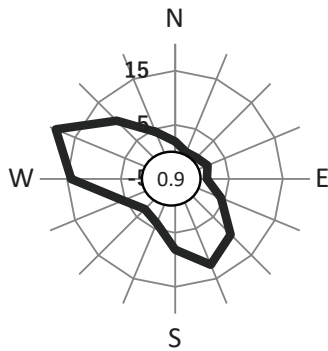
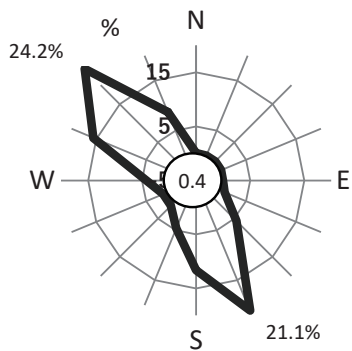
3) 風配図

標高28.5m (地上高20m)

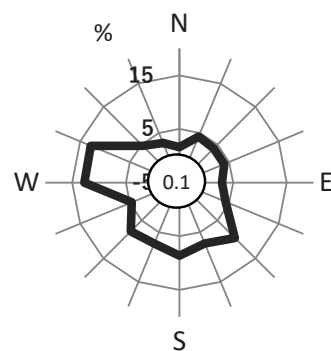
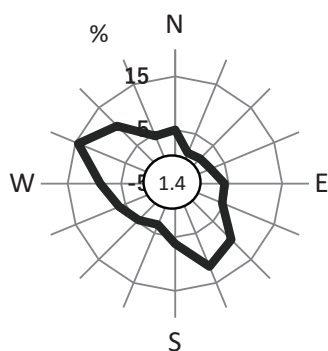
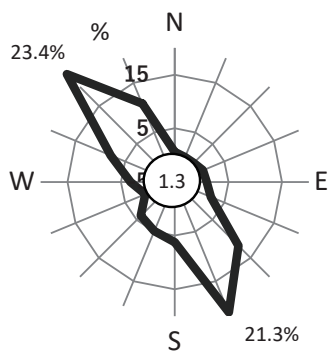
標高65m (地上高50m)

標高130m (地上高115m)

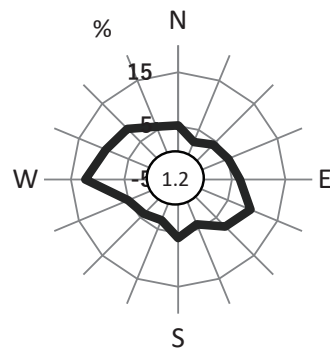
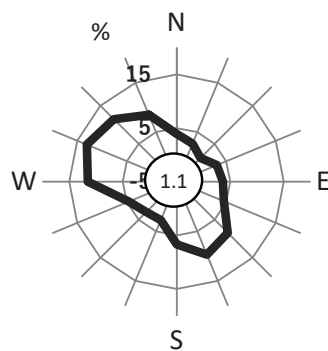
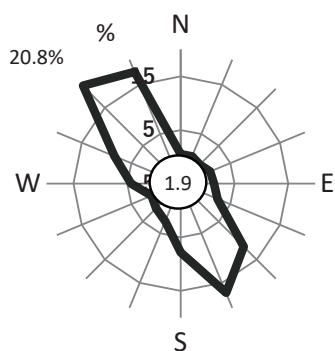
1996年1月



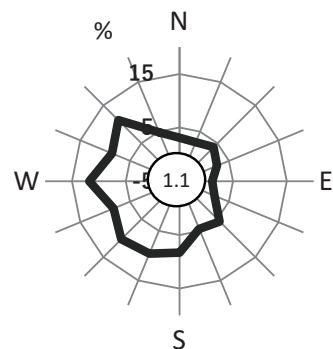
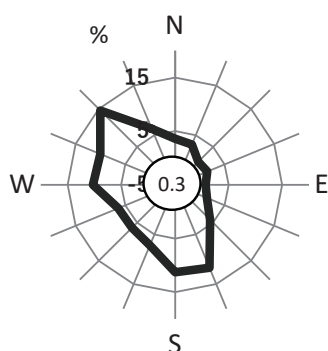
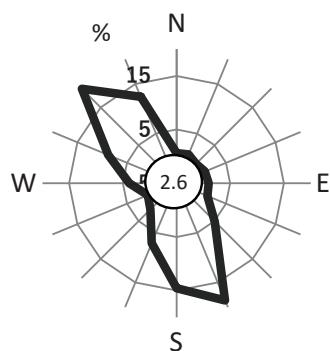
1996年2月



1996年3月



1996年4月



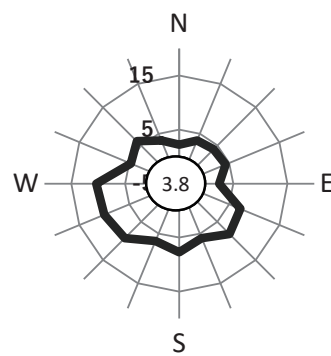
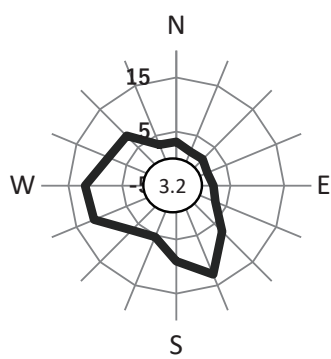
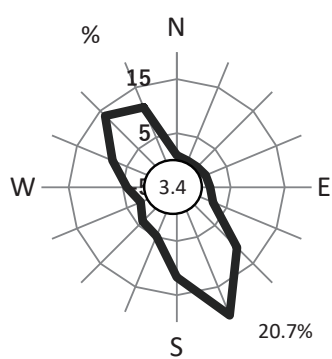
注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

標高28.5m (地上高20m)

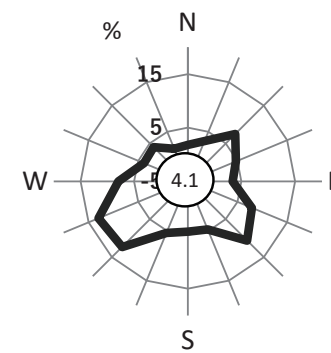
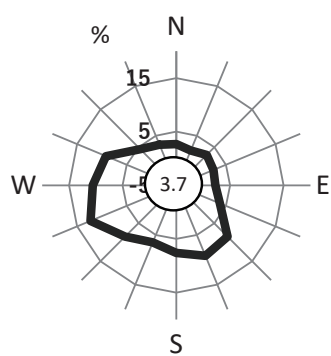
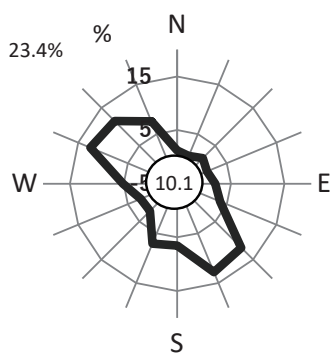
標高65m (地上高50m)

標高130m (地上高115m)

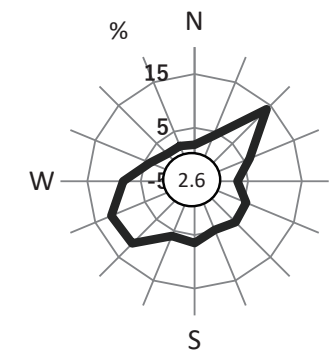
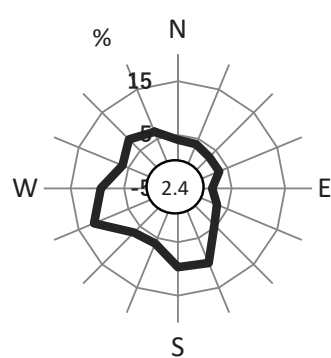
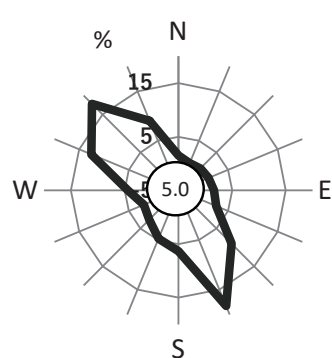
1996年5月



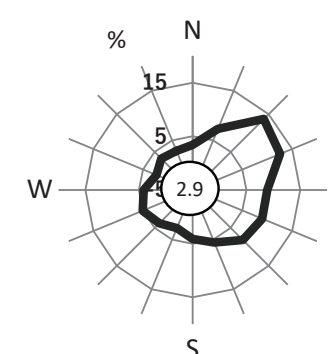
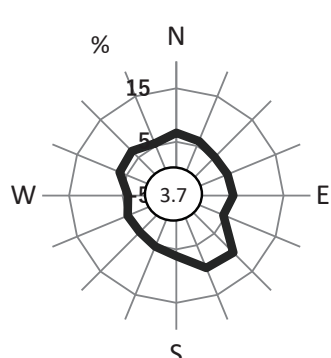
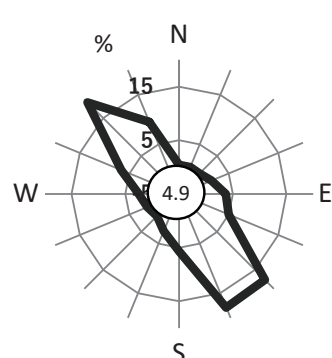
1996年6月



1996年7月



1996年8月



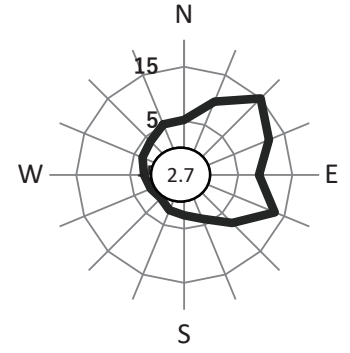
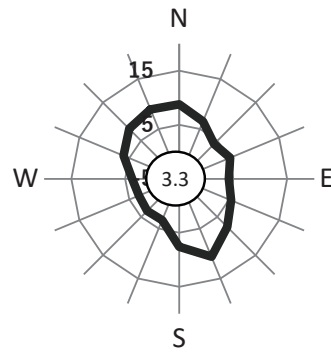
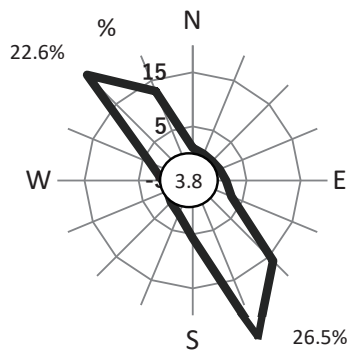
注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

標高28.5m (地上高20m)

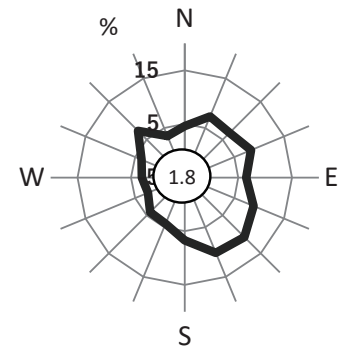
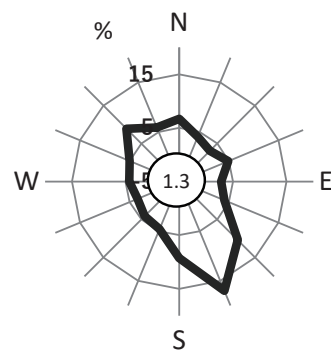
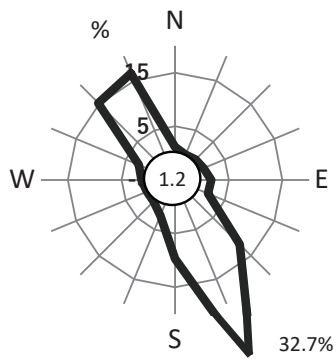
標高65m (地上高50m)

標高130m (地上高115m)

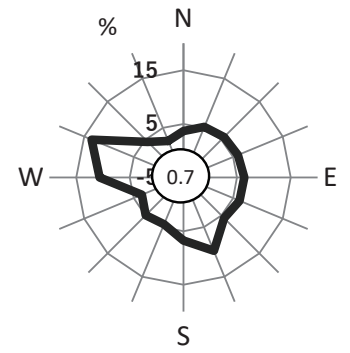
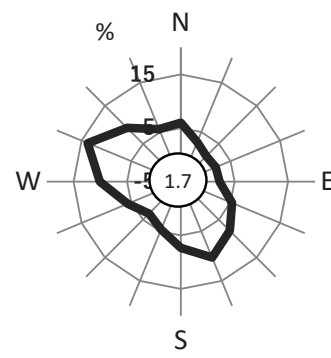
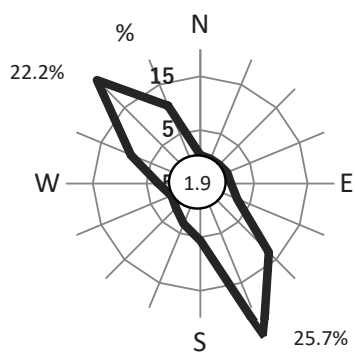
1996年9月



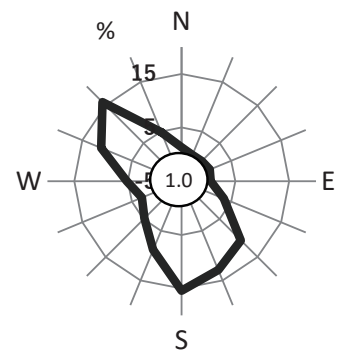
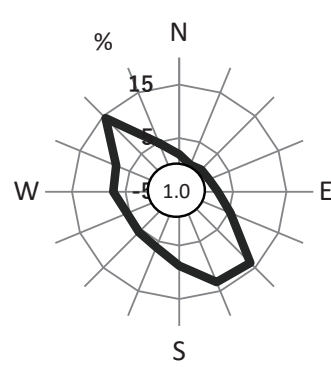
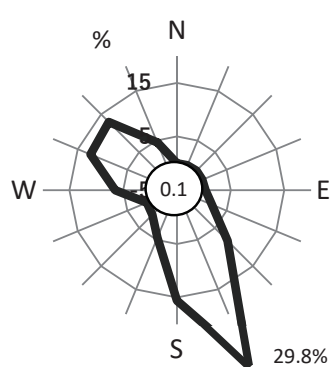
1996年10月



1996年11月



1996年12月



注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

(2) 米子・境の気象状況

資料：気象庁ホームページ

気温〔℃〕（1981年～2010年）

観測所	要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
米子	平均	4.4	4.8	7.7	13.0	17.7	21.5	25.6	26.9	22.6	17.0	11.8	7.1	15.0
	最高	8.0	8.7	12.2	18.1	22.6	25.6	29.7	31.3	26.7	21.7	16.4	11.2	19.4
	最低	1.1	1.1	3.2	7.8	12.9	17.8	22.4	23.3	18.9	12.5	7.5	3.4	11.0
境	平均	4.6	5.0	7.9	13.1	17.6	21.4	25.5	27.0	22.9	17.3	12.0	7.2	15.1
	最高	8.0	8.8	12.2	18.2	22.6	25.7	29.4	31.2	26.7	21.7	16.3	11.1	19.3
	最低	1.4	1.4	3.6	8.2	13.1	18.0	22.5	23.8	19.7	13.2	7.9	3.7	11.4

風向・風速〔m/s〕（平均風速：1981年～2010年、最多風向：1990年～2010年）

観測所	要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
米子	平均	3.0	2.9	3.0	2.9	2.8	2.6	2.6	2.7	2.6	2.6	2.6	2.9	2.8
	最多風向	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	北東	南南東	南南東	北東	南南東	南南東	南南東	南南東
	平均	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	1.9	2.0	2.0	2.0	1.8	1.9	2.1	2.1
境	最多風向	西	西	北東	西南西	西南西	東北東	西南西	北東	北東	北東	西	西	西南西

日照時間〔h〕（1981年～2010年）

観測所	要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
米子	観測所	74.2	84.9	134.8	180.6	206.2	164.4	171.9	208.9	146.5	159.7	114.5	89.2	1,732.3
	境	64.3	79.5	133.3	184.7	207.4	167.9	176.0	211.5	146.2	159.2	108.5	80.6	1,719.1

降水量〔mm〕（1981年～2010年）

観測所	要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
米子	観測所	145.3	126.3	130.0	104.9	122.9	181.2	240.1	125.2	209.2	129.8	128.6	128.5	1,772.0
	境	177.6	140.5	140.1	110.6	130.8	181.8	232.5	120.7	211.0	128.7	157.8	171.1	1,895.7

() は統計期間

(3) 主要地点の風速・風向

平均風速 [m/s] ・ 最多風向

観測所	要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
境	平均風速	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	1.9	2.0	2.0	2.0	1.8	1.9	2.1	2.1
	最多風向	西	西	北東	西南西	東北東	西南西	北東	北東	北東	北東	西	西	西南西
米子	平均風速	3.0	2.9	3.0	2.9	2.8	2.6	2.6	2.7	2.6	2.6	2.6	2.9	2.8
	最多風向	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	北東	南南東	南南東	北東	南南東	南南東	南南東	南南東
茶屋	平均風速	1.2	1.3	1.5	1.8	1.7	1.4	1.4	1.4	1.2	1.1	1.2	1.1	1.4
	最多風向	北北西	北北西	北北西	北	北	北	南南西	北	北	北	北	北北西	北
塩津	平均風速	4.3	4.0	3.5	3.0	2.7	2.2	2.3	2.3	2.5	2.8	3.4	4.2	3.1
	最多風向	南西	南西	南南東	南南東	南南東	東	南南東	南南東	南南東	南南東	南西	南西	南南東
倉吉	平均風速	4.1	4.0	3.8	3.5	3.1	2.9	2.7	2.7	2.8	3.3	3.7	4.0	3.4
	最多風向	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南
青谷	平均風速	2.3	2.3	2.0	1.8	1.6	1.4	1.3	1.4	1.4	1.5	1.8	2.2	1.7
	最多風向	西南西	北西	南	南	南	南	南南東	南南東	南南東	南	南	西南西	南
湖山	平均風速	5.8	5.9	5.6	5.1	4.6	3.6	3.8	4.0	4.5	4.8	5.0	5.8	4.9
	最多風向	南東	南東	南東	南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南東	南東	南東	南東	南東
鳥取	平均風速	3.3	3.3	3.3	3.4	3.2	2.8	2.7	2.8	2.6	2.8	3.0	3.2	3.1
	最多風向	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東
智頭	平均風速	1.0	1.1	1.4	1.5	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.1	1.0	0.9	1.2
	最多風向	南東	西北西	西北西	南東	南東	南東	南東	南東	西北西	西北西	南東	南東	南東
鹿島 (島根)	平均風速	2.8	2.6	2.3	2.3	2.1	1.8	1.9	1.7	1.6	1.7	2.1	2.7	2.1
	最多風向	西	西	東北東	東北東	東北東	東北東	南西	東北東	北東	東北東	東北東	西	東北東
松江 (島根)	平均風速	3.8	3.6	3.5	3.5	3.4	3.2	3.3	3.1	2.9	2.7	2.9	3.6	3.3
	最多風向	西	西	西	西	西	東	西	東	東	東	西	西	西

平均風速の統計期間：湖山 (2003年～2010年)、その他の観測所 (1981年～2010年)

最多風向の統計期間：境・米子・鳥取・松江 (1990年～2010年)、湖山 (2003年～2010年)、その他の観測所 (1981年～2010年)

鳥取県内の気象観測地点



資料：気象庁ホームページ

観測所名	所在地	緯度	経度	海面上の高さ(m)
境	境港市東本町(境特別地域気象観測所)	35° 32.6′	133° 14.1′	2
米子	米子市博労町(米子特別地域気象観測所)	35° 26.0′	133° 20.3′	7
塩津	西伯郡大山町塩津	35° 31.4′	133° 34.0′	15
茶屋	日野郡日南町茶屋大ジャフ田	35° 11.2′	133° 13.8′	490
倉吉	倉吉市大塚字隈ヶ坪	35° 28.4′	133° 50.3′	8
青谷	鳥取市青谷町青谷	35° 31.2′	133° 59.8′	13
鳥取	鳥取市吉方(鳥取地方気象台)	35° 29.2′	134° 14.3′	7
智頭	八頭郡智頭町智頭沖代	35° 15.8′	134° 14.4′	182
岩井	岩美郡岩美町宇治字前田	35° 33.5′	134° 21.6′	19

資料：鳥取地方気象台ホームページ

(4) 県内各地点の風向出現頻度及び風向出現頻度分布図
1) 境

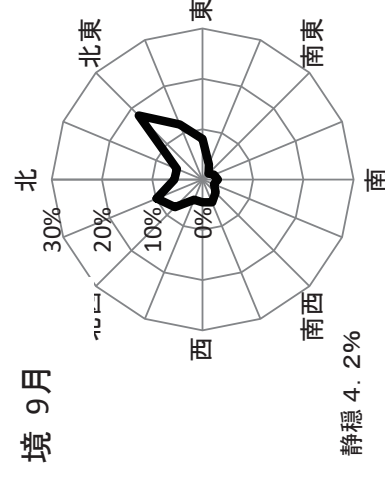
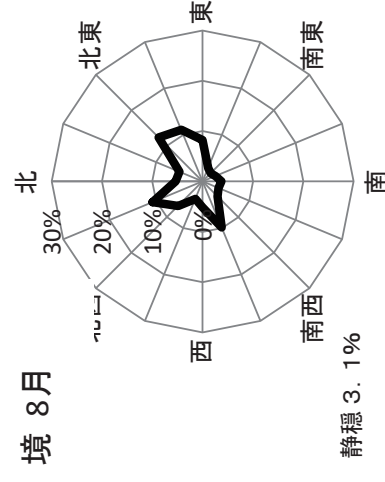
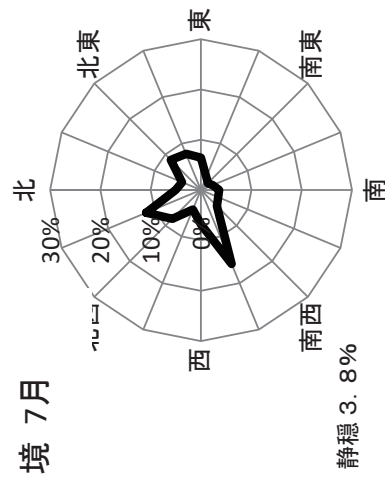
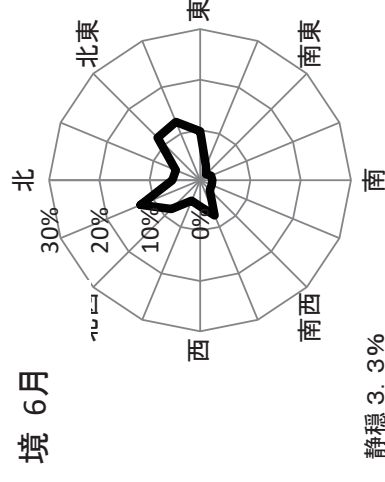
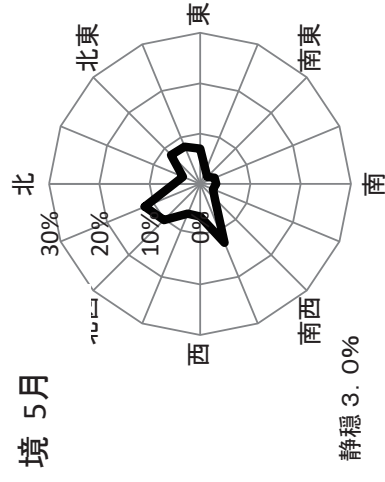
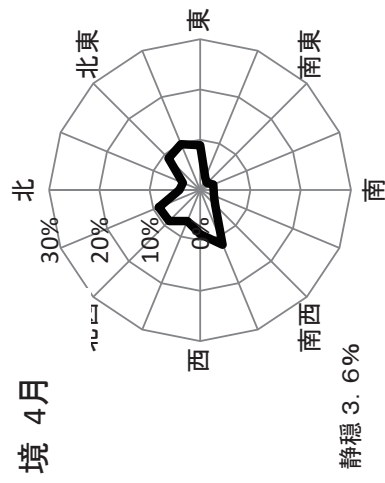
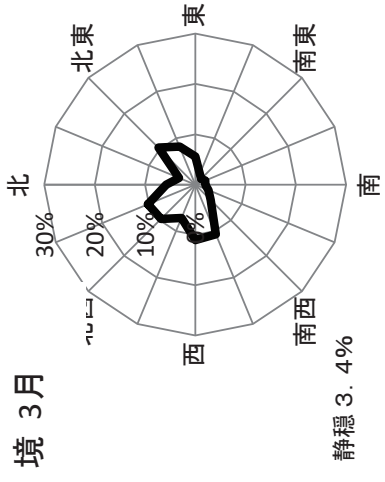
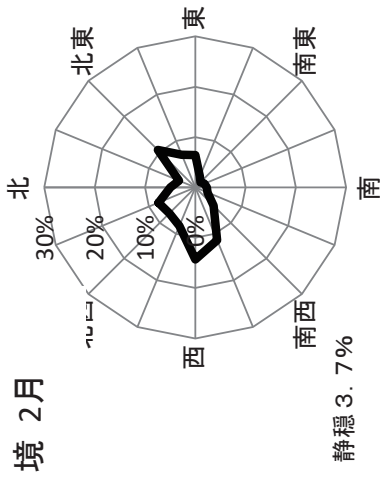
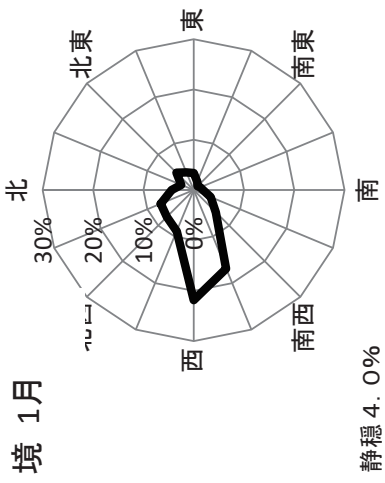
①風向出現頻度(境)

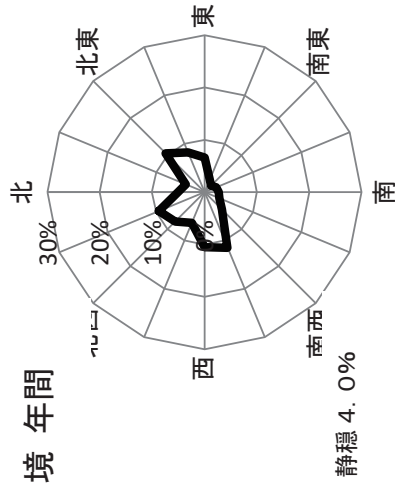
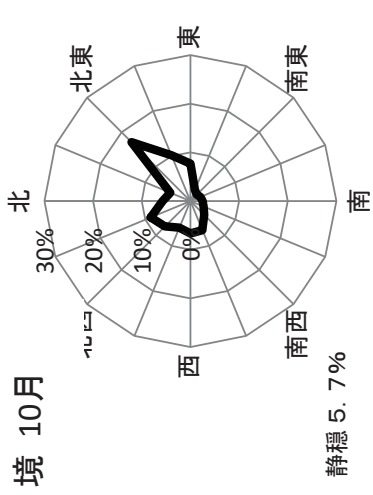
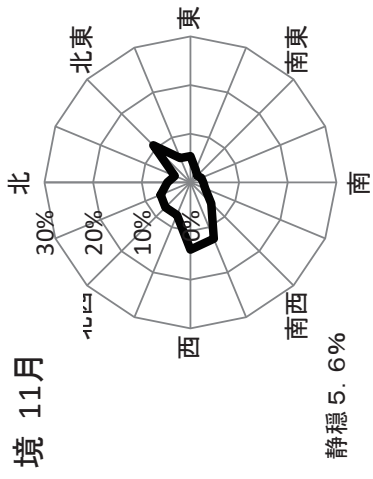
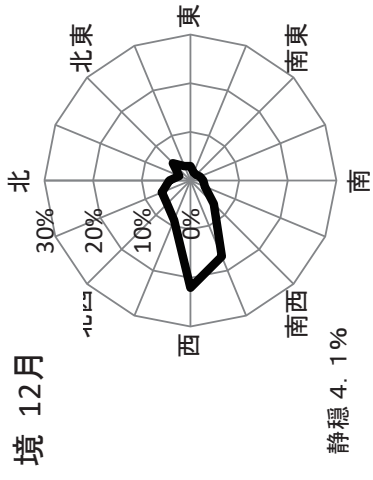
期間：2010.1.1～2019.12.31

境		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
風向(出現頻度)														
N	北	4.4%	4.9%	5.8%	4.1%	5.2%	5.5%	5.0%	5.4%	5.6%	5.7%	4.7%	4.3%	5.1%
NNE	北北東	2.7%	3.5%	3.5%	3.7%	3.7%	5.2%	4.1%	5.0%	5.5%	4.4%	3.4%	2.4%	3.9%
NE	北東	4.9%	10.5%	10.4%	8.9%	8.1%	12.0%	8.5%	12.4%	18.0%	17.1%	10.8%	5.1%	10.5%
ENE	東北東	3.9%	7.0%	8.2%	9.9%	8.0%	12.5%	7.8%	11.1%	11.8%	10.1%	5.4%	3.2%	8.2%
E	東	3.4%	6.4%	5.6%	8.9%	7.0%	9.7%	6.4%	8.3%	8.1%	7.7%	5.4%	3.0%	6.6%
ESE	東南東	1.8%	2.4%	2.3%	2.6%	2.9%	3.1%	2.8%	2.9%	3.2%	2.5%	2.8%	1.8%	2.6%
SE	南東	1.1%	1.5%	1.6%	2.0%	2.0%	1.7%	1.9%	2.3%	1.7%	1.9%	2.0%	1.7%	1.8%
SSE	南南東	1.4%	2.0%	2.1%	2.8%	3.1%	2.3%	2.5%	2.8%	2.4%	2.2%	2.4%	2.2%	2.4%
S	南	1.8%	2.3%	2.0%	2.7%	3.2%	2.5%	3.6%	3.8%	3.0%	2.5%	2.7%	2.7%	2.7%
SSW	南南西	3.7%	2.6%	2.9%	3.0%	2.8%	2.5%	3.7%	3.4%	2.4%	2.9%	3.3%	3.2%	3.0%
SW	南西	6.3%	5.1%	4.3%	4.2%	4.2%	2.7%	4.5%	4.2%	3.7%	4.0%	6.1%	6.8%	4.7%
WSW	西南西	16.9%	11.3%	10.7%	11.7%	12.7%	7.6%	15.9%	9.9%	4.9%	6.5%	12.5%	16.8%	11.5%
W	西	21.9%	14.3%	11.0%	8.8%	6.5%	5.2%	6.8%	5.1%	4.6%	6.6%	13.8%	22.0%	10.5%
WNW	西北西	8.8%	8.3%	7.2%	6.7%	6.4%	4.4%	4.2%	3.7%	4.3%	5.9%	7.2%	8.8%	6.3%
NW	北西	7.6%	7.3%	9.6%	8.7%	10.2%	8.1%	8.1%	6.8%	7.8%	7.4%	7.2%	6.8%	8.0%
NNW	北北西	7.1%	7.9%	10.1%	8.9%	11.9%	12.8%	11.8%	10.8%	9.9%	8.8%	6.6%	6.4%	9.4%
	静穏※	2.5%	2.7%	2.8%	2.5%	2.2%	2.4%	2.5%	2.3%	3.2%	3.7%	3.6%	2.8%	2.8%

出典：鳥取地方気象台のデータをもとに時間ごとの風向(16方位及び静穏)を統計処理
※静穏は風速0.3m/s未満

②風向出現頻度分布圖(境)





2) 米子

①風向出現頻度(米子)

期間：2010.1.1～2019.12.31

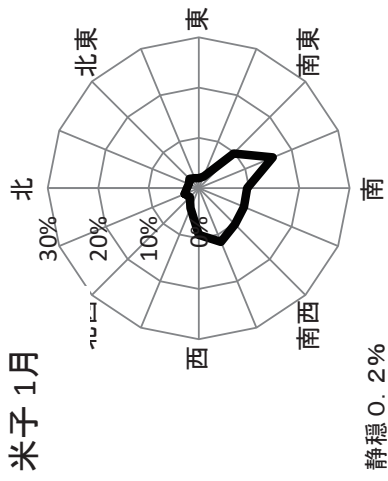
米子		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
風向(出現頻度)														
N	北	2.3%	3.3%	4.1%	3.3%	3.9%	3.9%	2.4%	2.2%	3.0%	3.6%	2.0%	2.2%	3.0%
NNE	北北東	2.1%	6.3%	8.2%	10.4%	12.1%	16.0%	10.1%	10.3%	11.5%	9.2%	4.6%	2.3%	8.6%
NE	北東	2.6%	9.1%	10.4%	11.8%	9.7%	12.7%	10.1%	12.6%	14.4%	12.0%	6.3%	2.1%	9.5%
ENE	東北東	2.1%	4.3%	4.7%	4.2%	2.5%	4.8%	3.2%	5.0%	6.6%	6.7%	3.7%	1.9%	4.1%
E	東	2.0%	3.0%	2.3%	2.0%	2.0%	3.0%	2.6%	3.4%	3.4%	3.7%	3.2%	1.6%	2.7%
ESE	東南東	2.5%	2.8%	2.5%	2.8%	3.1%	3.8%	3.7%	4.7%	4.8%	4.3%	3.7%	2.4%	3.4%
SE	南東	9.8%	8.6%	8.9%	8.3%	7.8%	8.0%	8.3%	11.5%	12.7%	12.8%	12.0%	9.9%	9.9%
SSE	南南東	16.0%	14.8%	15.5%	16.4%	18.7%	15.2%	17.0%	18.7%	16.0%	17.1%	19.4%	17.9%	16.9%
S	南	9.6%	8.2%	7.6%	9.6%	8.9%	7.5%	10.8%	8.9%	7.4%	6.8%	10.1%	11.2%	8.9%
SSW	南南西	9.7%	5.7%	4.3%	4.0%	3.9%	4.0%	4.7%	4.5%	3.6%	3.8%	7.1%	10.1%	5.4%
SW	南西	10.2%	5.9%	4.1%	3.3%	3.3%	3.3%	4.5%	3.5%	2.9%	3.5%	7.1%	10.6%	5.2%
WSW	西南西	11.5%	7.4%	5.0%	4.5%	4.9%	3.5%	5.5%	4.6%	3.1%	4.6%	6.7%	11.2%	6.1%
W	西	9.3%	7.9%	7.6%	7.1%	7.1%	5.3%	7.2%	4.9%	3.8%	4.0%	6.1%	9.0%	6.6%
WNW	西北西	4.3%	6.2%	6.9%	7.1%	6.9%	4.4%	6.5%	2.9%	2.6%	2.8%	4.1%	3.6%	4.9%
NW	北西	2.5%	2.9%	3.5%	2.3%	2.4%	1.7%	1.2%	1.0%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%	2.0%
NNW	北北西	3.0%	3.2%	3.8%	2.0%	2.1%	2.0%	1.6%	1.0%	2.2%	3.3%	1.8%	2.0%	2.3%
	静穏※	0.5%	0.5%	0.7%	1.0%	0.7%	0.8%	0.7%	0.4%	0.6%	0.3%	0.5%	0.3%	0.6%

出典：鳥取地方気象台のデータをもとに時間ごとの風向(16方位及び静穏)を統計処理

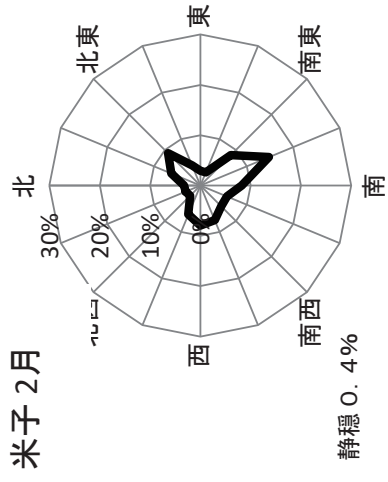
※静穏は風速0.3m/s未満

②風向出現頻度分布図(米子)

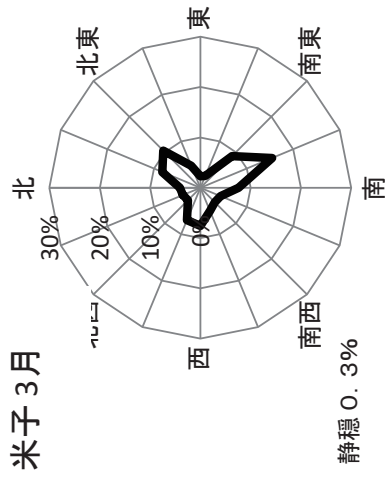
米子1月



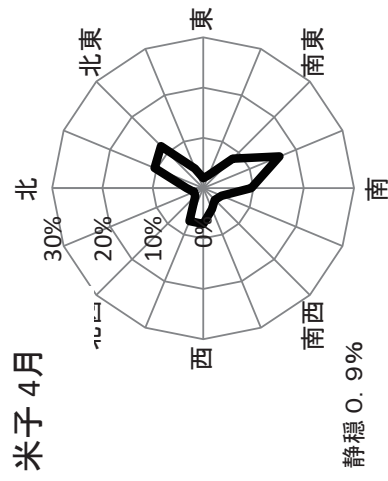
米子2月



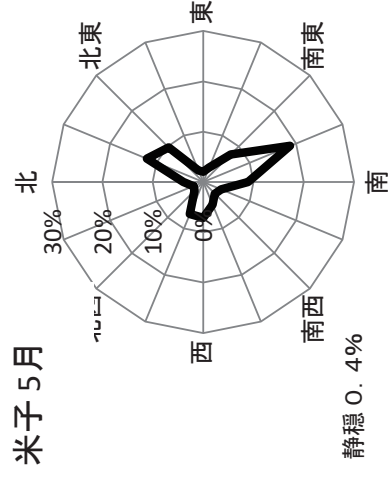
米子3月



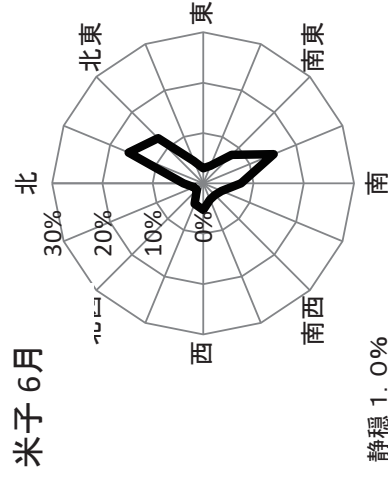
米子4月



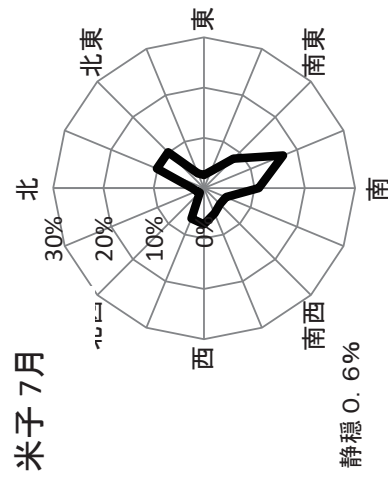
米子5月



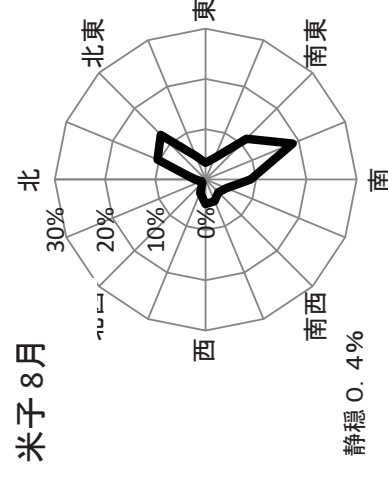
米子6月



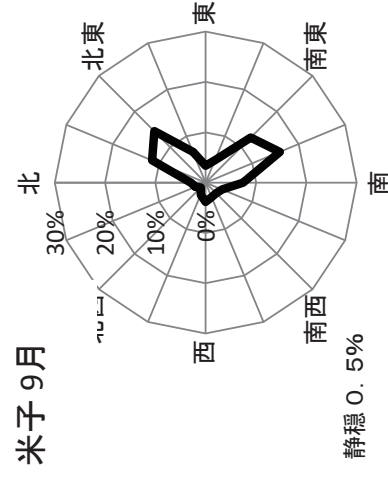
米子7月



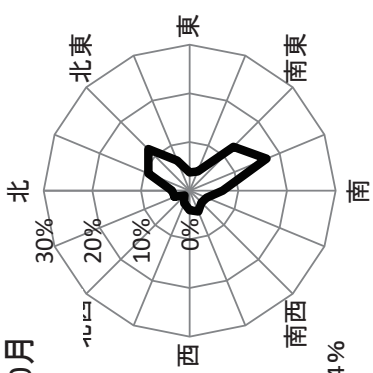
米子8月



米子9月

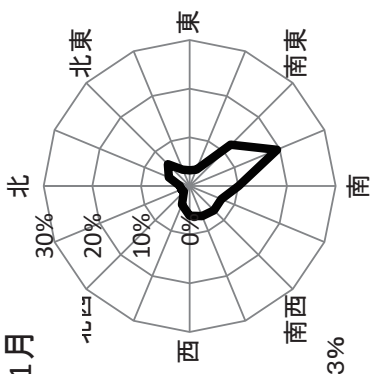


米子 10月



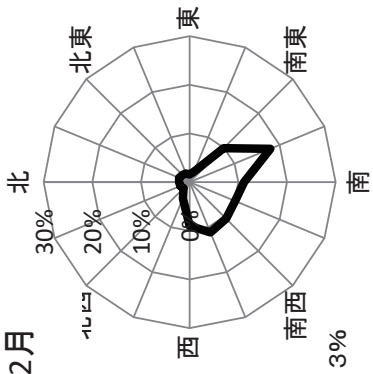
静穏 0.4%

米子 11月



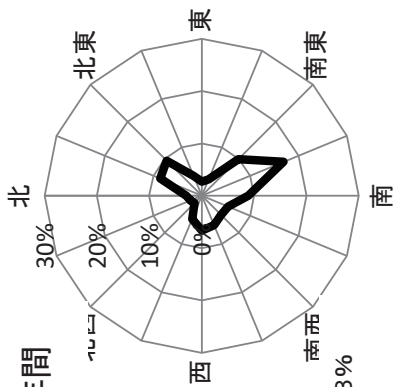
静穏 0.3%

米子 12月



静穏 0.3%

米子 年間



静穏 0.3%

3) 塩津

①風向出現頻度(塩津)

期間：2010.1.1～2019.12.31

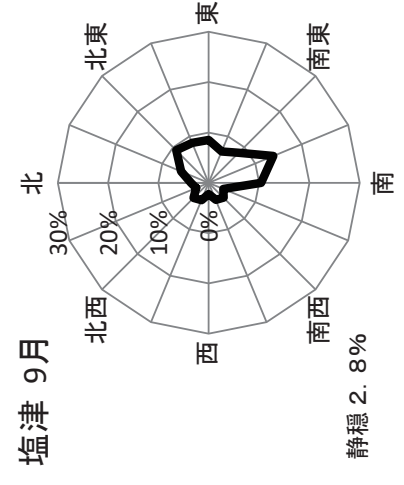
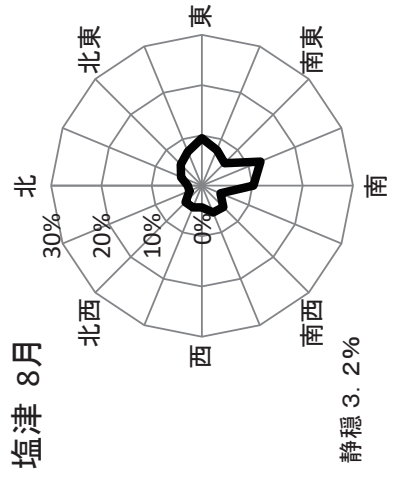
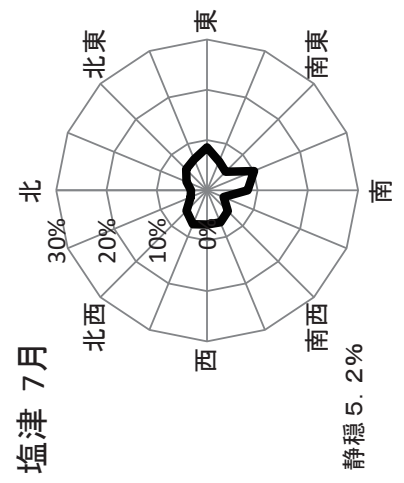
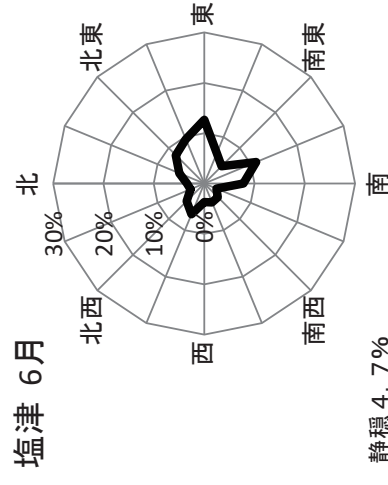
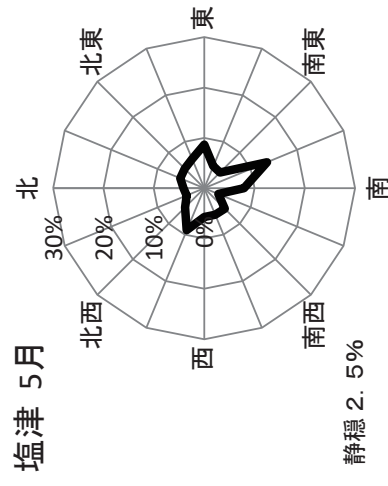
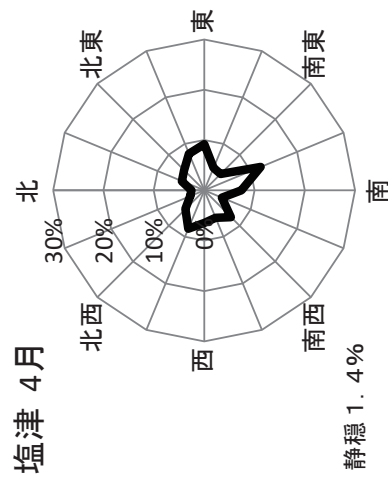
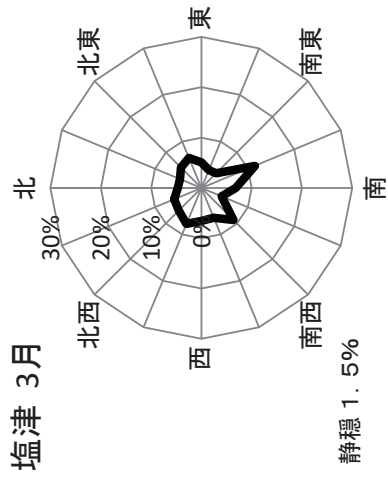
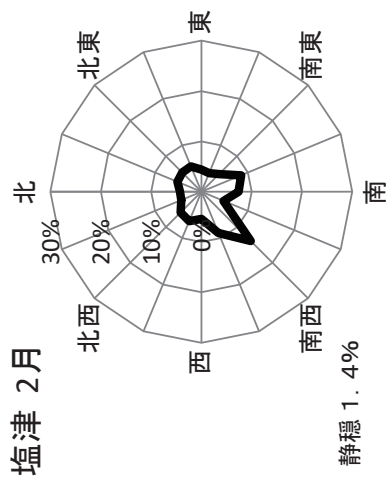
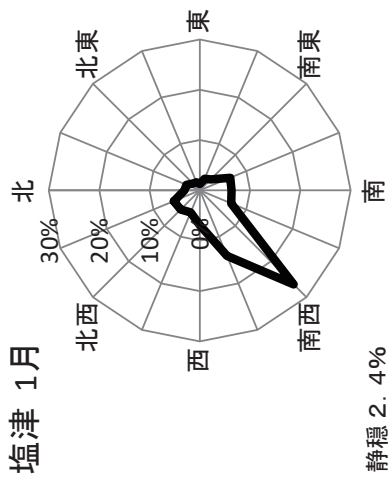
塩津		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
N	北	3.0%	4.3%	4.7%	2.5%	4.1%	3.4%	3.2%	2.8%	3.5%	3.8%	2.7%	2.9%	3.4%
NNE	北北東	2.9%	5.2%	4.6%	4.8%	5.1%	5.3%	4.5%	4.5%	5.9%	5.7%	4.5%	3.0%	4.6%
NE	北東	1.9%	5.4%	5.7%	5.6%	5.5%	7.9%	5.9%	6.0%	9.2%	7.4%	5.4%	2.2%	5.7%
ENE	東北東	1.7%	5.5%	6.5%	7.9%	6.3%	9.5%	6.7%	7.4%	8.6%	8.1%	4.4%	1.5%	6.1%
E	東	1.3%	4.4%	5.1%	9.2%	8.6%	12.6%	8.5%	9.5%	8.5%	7.1%	3.4%	2.0%	6.7%
ESE	東南東	2.5%	4.0%	3.8%	4.9%	4.7%	6.5%	6.2%	7.7%	6.7%	5.5%	3.5%	2.4%	4.9%
SE	南東	3.1%	4.9%	4.1%	4.6%	4.4%	4.9%	5.2%	6.3%	8.4%	7.2%	4.9%	3.6%	5.1%
SSE	南南東	6.5%	8.5%	11.5%	12.2%	13.5%	11.2%	10.1%	12.6%	13.9%	13.6%	11.8%	7.8%	11.1%
S	南	6.3%	7.4%	6.8%	7.4%	7.9%	7.8%	8.1%	10.2%	10.4%	10.8%	10.9%	7.4%	8.4%
SSW	南南西	6.8%	4.8%	4.3%	3.8%	3.0%	2.7%	3.5%	4.0%	3.1%	4.7%	7.1%	7.5%	4.6%
SW	南西	26.4%	13.9%	9.0%	7.5%	5.8%	3.8%	5.8%	6.0%	4.2%	6.5%	14.7%	24.9%	10.7%
WSW	西南西	14.1%	8.9%	6.4%	5.9%	5.7%	4.0%	6.9%	5.8%	3.7%	4.0%	8.5%	13.7%	7.3%
W	西	7.0%	5.4%	6.5%	6.5%	5.8%	3.6%	6.8%	4.3%	2.2%	3.0%	5.8%	7.3%	5.4%
WNW	西北西	4.7%	6.3%	7.7%	8.2%	9.0%	6.6%	7.3%	4.7%	3.8%	4.3%	5.0%	5.3%	6.1%
NW	北西	5.4%	5.9%	6.3%	5.2%	5.4%	4.9%	5.8%	4.6%	4.3%	3.3%	3.9%	4.1%	4.9%
NNW	北北西	5.6%	4.3%	5.8%	3.0%	3.8%	2.9%	3.5%	2.7%	2.7%	4.2%	2.9%	3.7%	3.8%
	静穏※	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.4%	2.1%	2.1%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	1.1%

風向(出現頻度)

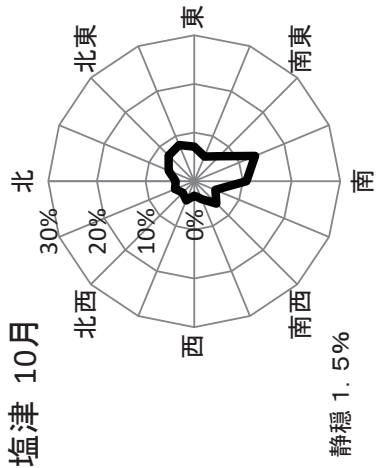
出典：鳥取地方気象台のデータをもとに時間ごとの風向(16方位及び静穏)を統計処理

※静穏は風速0.3m/s未満

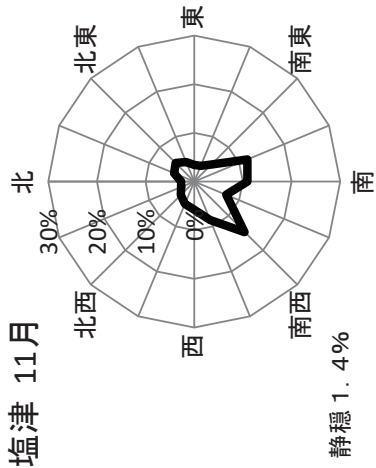
②風向出現頻度分布図(塩津)



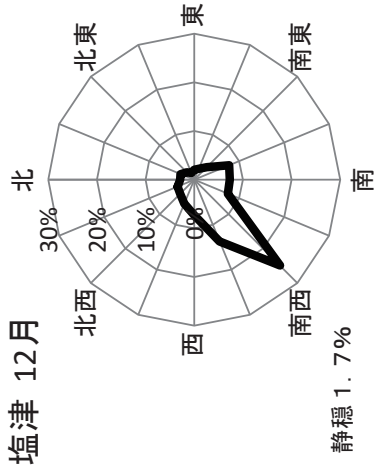
塩津 10月



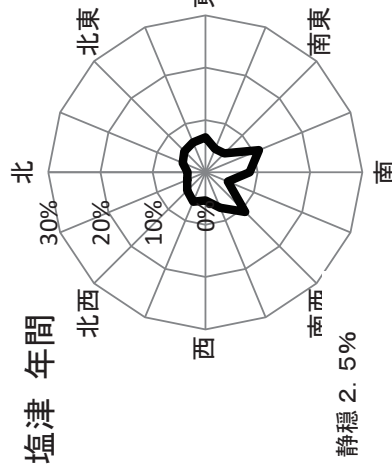
塩津 11月



塩津 12月



塩津 年間



4) 茶屋

① 風向出現頻度(茶屋)

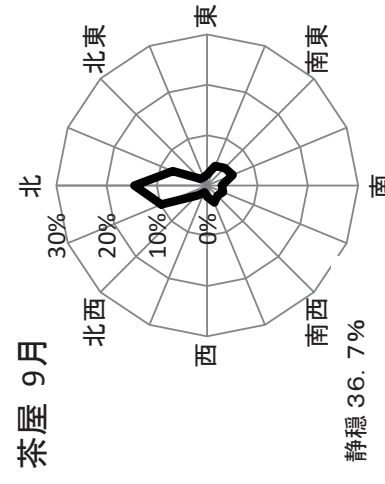
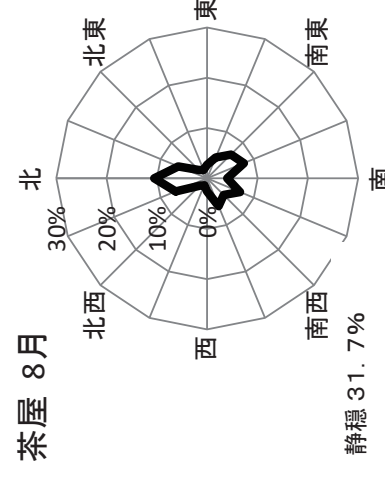
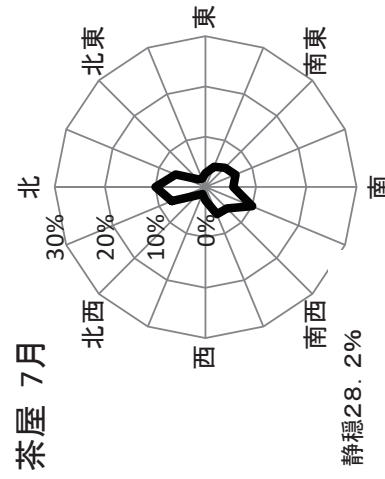
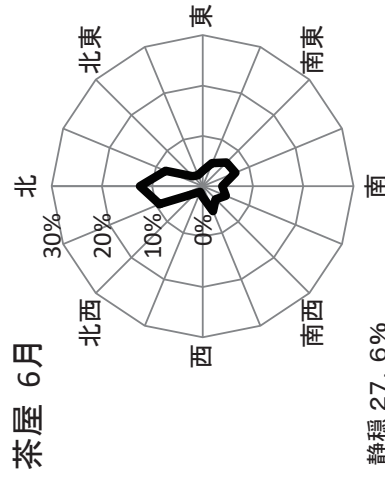
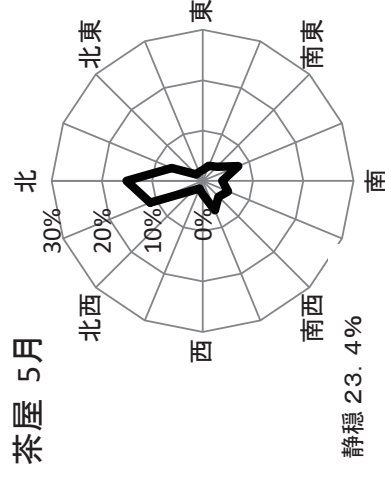
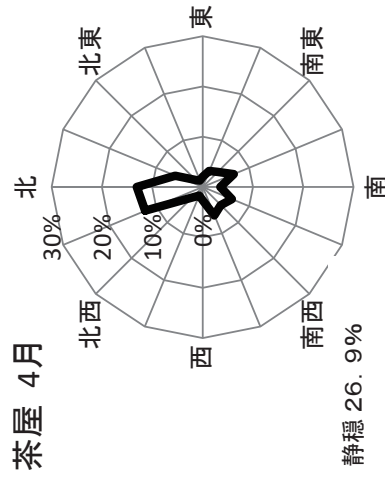
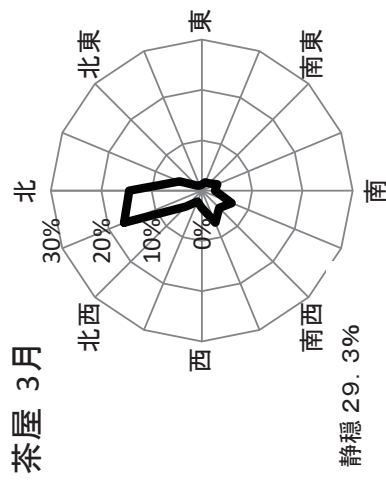
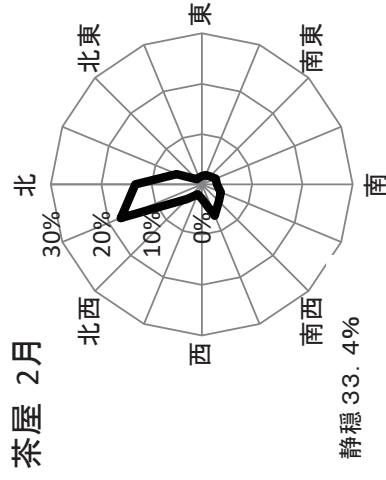
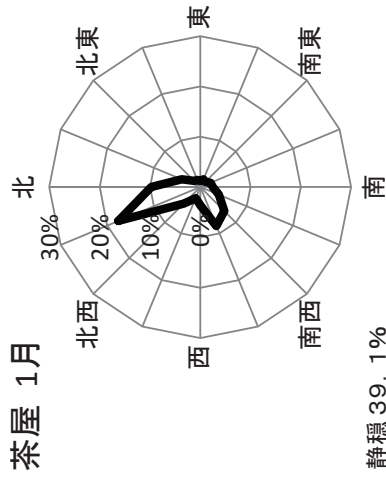
期間：2010.1.1～2019.12.31

茶屋		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
風向(出現頻度)														
N	北	9.7%	13.2%	14.4%	13.1%	15.1%	12.4%	9.9%	10.5%	14.4%	14.0%	10.6%	9.9%	12.3%
NNE	北北東	4.0%	5.4%	4.8%	5.9%	6.7%	8.0%	6.5%	6.2%	7.4%	7.6%	5.1%	3.9%	6.0%
NE	北東	1.7%	1.4%	1.4%	2.0%	1.8%	2.8%	2.2%	2.4%	1.8%	2.0%	1.5%	1.7%	1.9%
ENE	東北東	1.5%	1.4%	1.1%	1.4%	1.9%	2.4%	1.8%	1.8%	1.8%	1.6%	1.3%	1.4%	1.6%
E	東	1.2%	1.6%	1.2%	2.0%	2.1%	3.1%	2.7%	2.7%	2.1%	1.7%	1.9%	1.5%	2.0%
ESE	東南東	1.6%	2.0%	1.7%	3.5%	3.2%	5.0%	4.4%	4.5%	4.1%	3.2%	2.8%	2.1%	3.2%
SE	南東	1.4%	2.2%	2.0%	4.2%	4.0%	6.7%	5.4%	6.7%	4.9%	3.7%	3.0%	2.2%	3.9%
SSE	南南東	2.2%	3.0%	3.3%	6.7%	7.6%	7.0%	6.4%	7.9%	5.5%	4.2%	3.7%	2.7%	5.1%
S	南	2.5%	3.0%	2.6%	3.5%	3.9%	3.9%	5.5%	4.0%	2.9%	2.5%	3.3%	3.1%	3.4%
SSW	南南西	4.0%	4.1%	6.4%	6.3%	5.5%	5.0%	10.0%	7.0%	3.4%	3.7%	5.0%	4.8%	5.5%
SW	南西	6.8%	4.8%	4.9%	5.1%	4.5%	3.6%	6.0%	4.6%	2.9%	3.5%	5.0%	6.7%	4.8%
WSW	西南西	8.3%	6.7%	7.0%	6.1%	6.3%	5.4%	5.8%	6.0%	3.7%	4.9%	5.8%	8.0%	6.2%
W	西	3.6%	2.9%	3.5%	2.6%	2.7%	2.2%	2.6%	2.6%	2.2%	2.0%	2.5%	3.4%	2.7%
WNW	西北西	2.4%	2.2%	2.4%	1.8%	1.6%	1.2%	1.5%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	2.6%	1.8%
NW	北西	4.7%	4.2%	4.5%	2.9%	2.7%	2.0%	2.3%	2.0%	2.8%	3.0%	3.5%	4.5%	3.3%
NNW	北北西	17.6%	17.4%	16.7%	12.3%	11.2%	9.3%	7.3%	6.7%	9.9%	10.5%	11.6%	14.1%	12.0%
	静穏※	26.7%	24.4%	22.0%	20.3%	19.1%	20.1%	19.7%	22.7%	28.6%	30.3%	31.4%	27.4%	24.4%

※静穏は風速0.3m/s未満

出典：鳥取地方気象台のデータをもとに時間ごとの風向(16方位及び静穏)を統計処理

②風向出現頻度分布図(茶屋)



5) 倉吉

①風向出現頻度(倉吉)

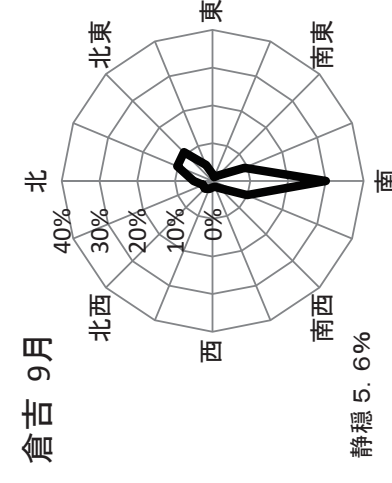
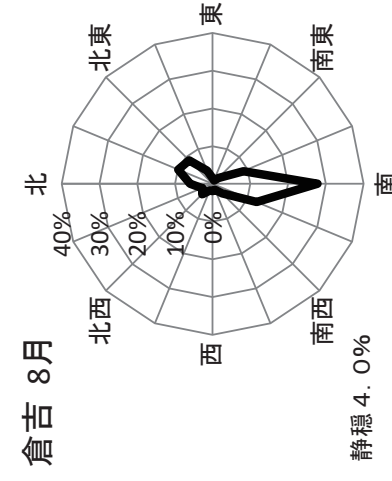
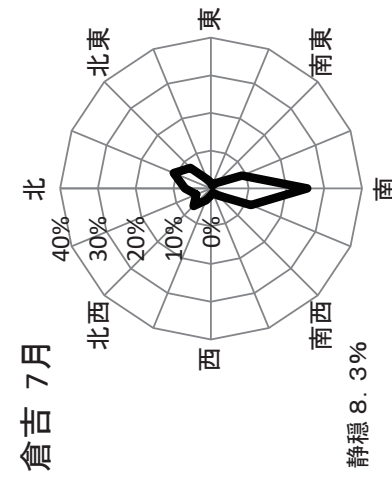
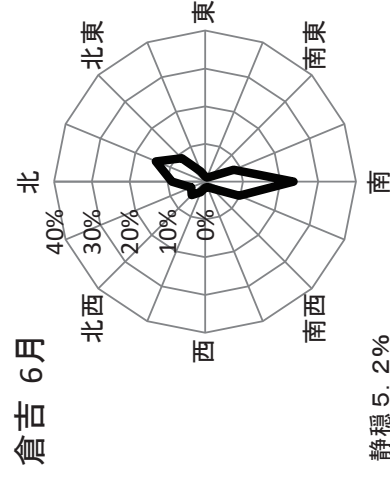
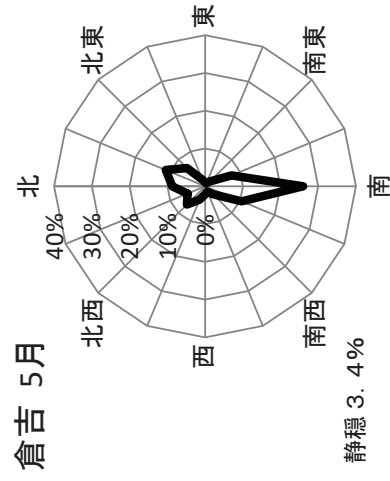
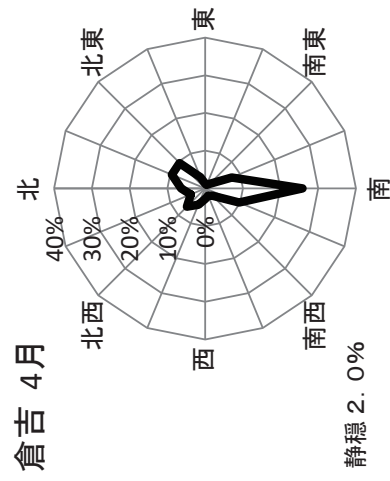
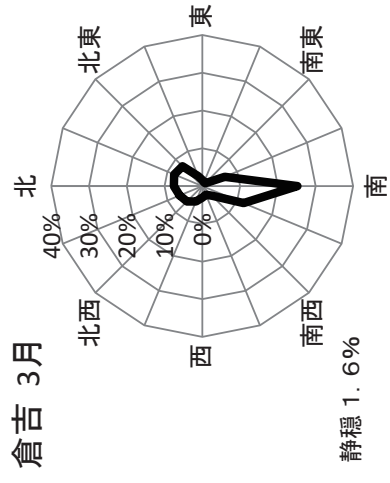
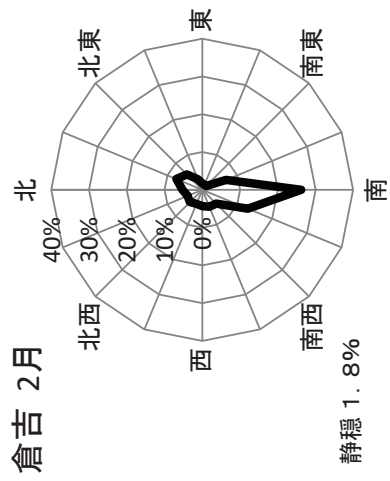
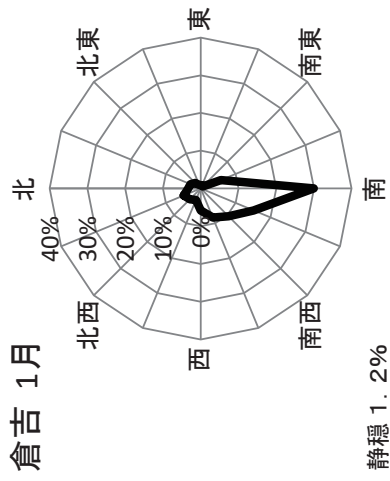
期間：2010.1.1～2019.12.31

倉吉		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
N	北	3.3%	5.2%	7.5%	6.3%	8.7%	8.8%	6.9%	6.0%	5.0%	5.1%	2.9%	2.8%	5.7%
NNE	北北東	2.9%	7.4%	8.0%	9.5%	11.2%	14.1%	10.7%	9.8%	10.1%	8.6%	5.2%	3.0%	8.4%
NE	北東	2.1%	5.8%	7.4%	9.6%	6.8%	8.7%	7.8%	8.9%	10.7%	9.5%	5.4%	1.3%	7.0%
ENE	東北東	1.0%	3.0%	2.8%	3.2%	1.8%	3.0%	2.5%	3.8%	4.6%	4.7%	2.6%	1.1%	2.8%
E	東	0.9%	1.7%	1.6%	1.3%	1.0%	1.4%	1.6%	1.5%	1.8%	2.2%	1.6%	1.0%	1.5%
ESE	東南東	0.9%	1.4%	1.1%	1.0%	0.8%	1.2%	0.8%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.7%	1.0%
SE	南東	0.8%	1.4%	1.1%	1.7%	1.8%	1.9%	2.0%	2.2%	2.0%	1.7%	1.3%	1.0%	1.6%
SSE	南南東	5.8%	6.8%	6.4%	7.6%	7.5%	8.2%	8.9%	8.8%	9.1%	8.3%	7.6%	5.5%	7.6%
S	南	30.0%	26.2%	25.2%	25.8%	26.0%	23.5%	25.5%	27.8%	29.9%	31.8%	33.2%	30.3%	28.0%
SSW	南南西	15.2%	13.1%	11.9%	9.8%	10.5%	9.7%	11.4%	12.6%	9.8%	10.4%	15.8%	17.3%	12.3%
SW	南西	10.5%	5.1%	3.6%	2.8%	3.0%	2.5%	2.6%	3.5%	2.8%	2.4%	6.1%	11.4%	4.7%
WSW	西南西	8.4%	4.9%	2.5%	2.1%	1.6%	1.6%	1.3%	1.7%	1.7%	2.1%	4.6%	9.6%	3.5%
W	西	5.8%	4.3%	3.1%	2.8%	2.1%	1.6%	1.8%	1.9%	1.7%	2.4%	3.6%	6.2%	3.1%
WNW	西北西	3.3%	4.0%	4.5%	4.7%	3.9%	3.0%	3.4%	1.9%	2.3%	2.3%	3.4%	2.7%	3.3%
NW	北西	4.0%	4.6%	5.8%	6.8%	6.8%	5.0%	6.5%	3.9%	2.9%	2.7%	3.2%	2.7%	4.6%
NNW	北北西	4.9%	4.2%	6.5%	4.1%	5.0%	4.0%	4.3%	3.0%	2.8%	3.6%	2.0%	2.9%	3.9%
静穏※		0.5%	0.7%	1.0%	0.9%	1.4%	2.1%	2.0%	1.7%	1.6%	1.0%	0.7%	0.4%	1.2%

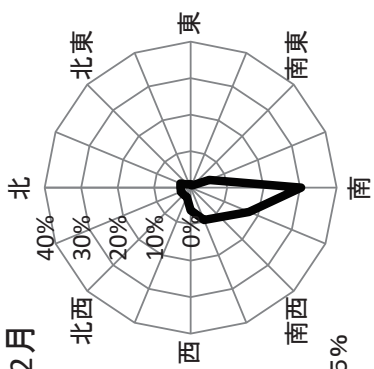
※静穏は風速0.3m/s未満

出典：鳥取地方気象台のデータをもとに時間ごとの風向（16方位及び静穏）を統計処理

②風向出現頻度分布図(倉吉)

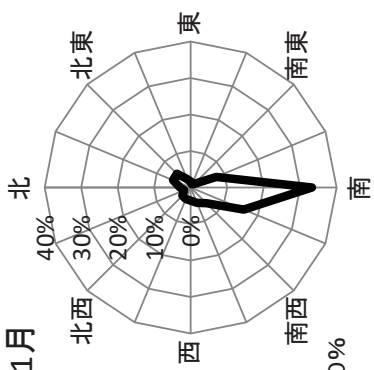


倉吉 12月



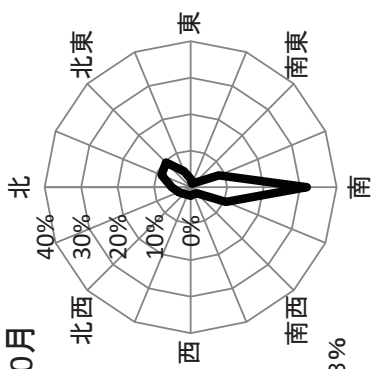
静穏 2.5%

倉吉 11月



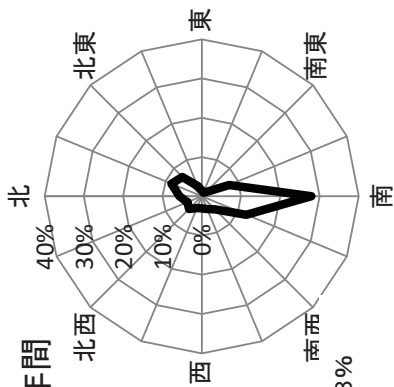
静穏 2.0%

倉吉 10月



静穏 2.3%

倉吉 年間



静穏 3.3%

6) 青谷

①風向出現頻度(青谷)

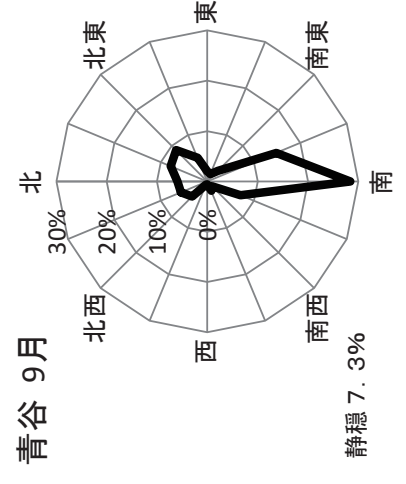
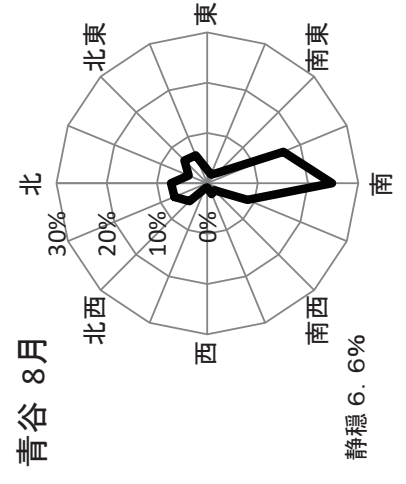
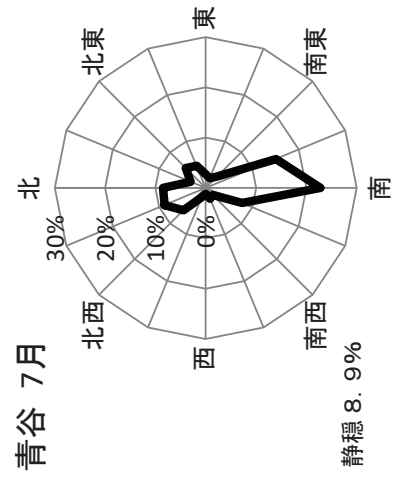
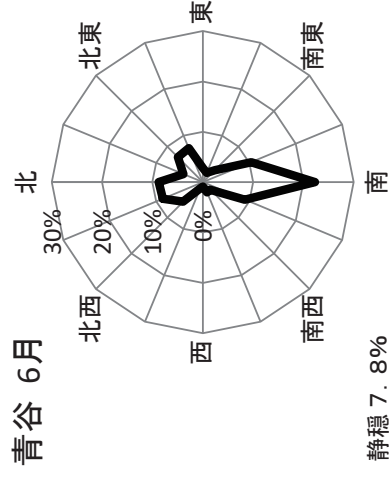
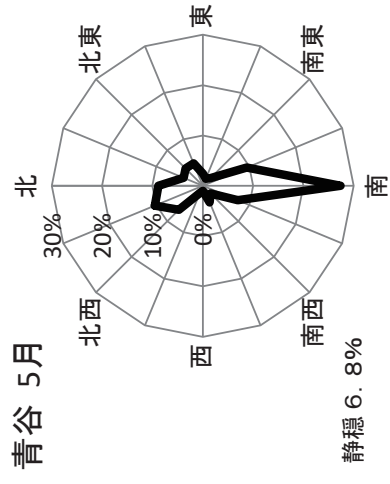
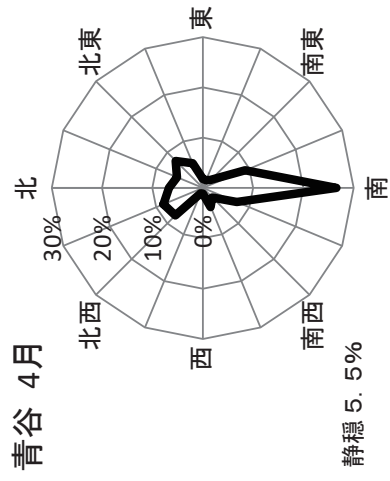
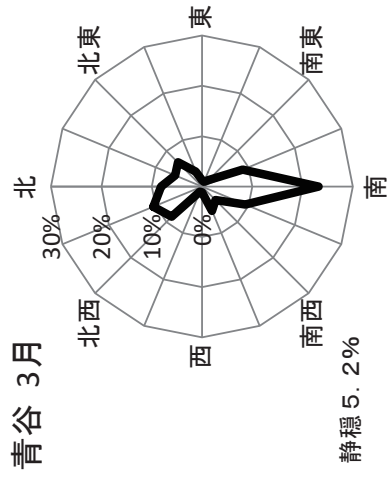
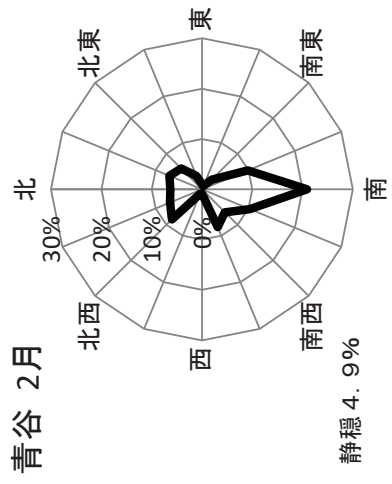
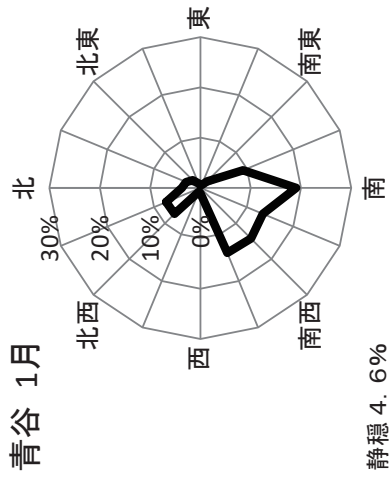
期間：2010.1.1～2019.12.31

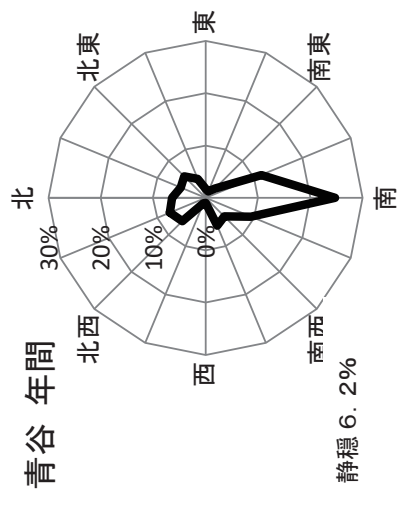
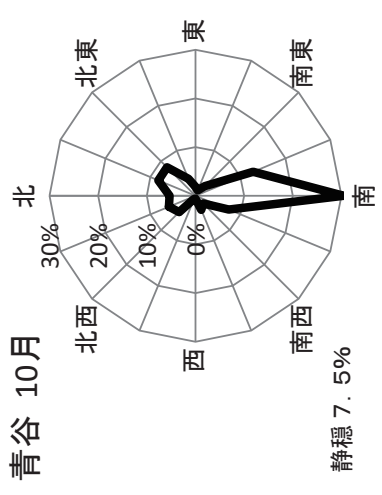
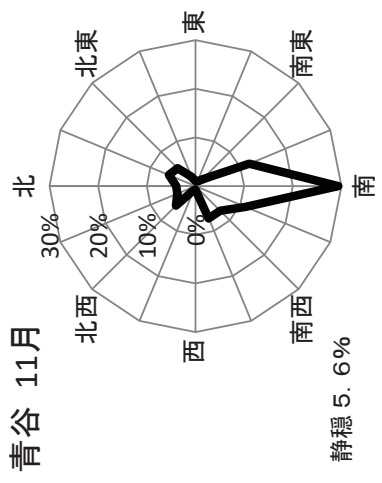
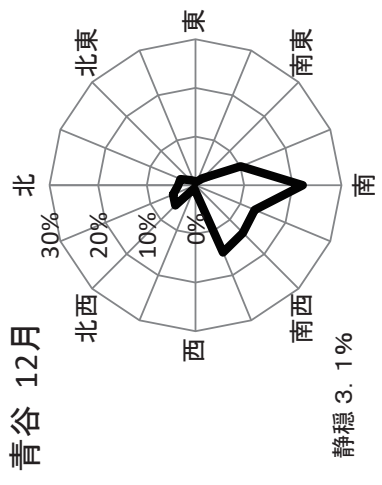
青谷		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
風向(出現頻度)	N	3.7%	6.3%	8.1%	6.7%	8.8%	8.7%	8.5%	7.2%	6.0%	5.3%	3.9%	3.5%	6.4%	
	NNE	3.1%	7.0%	5.7%	5.6%	4.1%	4.2%	3.2%	4.0%	7.9%	8.2%	5.9%	3.3%	5.2%	
	NE	2.2%	5.9%	6.8%	7.6%	4.9%	7.0%	5.6%	6.4%	8.8%	8.3%	5.2%	1.5%	5.8%	
	ENE	1.0%	2.9%	3.2%	5.3%	4.8%	7.3%	4.8%	6.0%	5.1%	3.7%	2.1%	1.0%	3.9%	
	E	0.5%	1.0%	1.2%	1.8%	2.4%	2.8%	2.7%	2.7%	2.0%	1.8%	1.1%	0.7%	1.7%	
	ESE	0.6%	0.7%	1.0%	1.7%	1.5%	2.0%	2.1%	1.9%	1.5%	1.2%	1.1%	0.8%	1.3%	
	SE	1.8%	2.7%	1.8%	2.2%	2.2%	3.4%	3.3%	3.0%	2.9%	2.8%	2.0%	2.0%	1.9%	2.5%
	SSE	9.2%	9.9%	8.8%	9.1%	9.5%	10.4%	15.1%	16.3%	14.8%	12.8%	12.0%	12.0%	10.1%	11.5%
	S	19.0%	20.9%	23.2%	26.6%	27.4%	22.3%	22.8%	24.8%	24.8%	30.5%	29.3%	29.3%	22.0%	24.8%
	SSW	13.5%	10.3%	9.3%	7.3%	7.5%	9.1%	7.8%	7.1%	8.6%	7.4%	11.2%	11.2%	13.2%	9.4%
	SW	14.2%	6.4%	3.8%	2.7%	2.2%	2.1%	1.9%	1.9%	1.9%	2.3%	7.2%	7.2%	13.8%	5.0%
	WSW	13.9%	8.1%	5.3%	4.1%	3.6%	2.2%	2.3%	2.3%	2.3%	3.2%	7.2%	7.2%	14.9%	5.8%
	W	1.1%	0.9%	1.2%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.8%	1.2%	1.0%
	WNW	0.8%	1.0%	1.1%	1.2%	1.6%	1.4%	2.0%	2.0%	1.0%	0.7%	0.7%	0.9%	0.7%	1.1%
	NW	7.3%	8.5%	8.5%	7.7%	6.7%	5.5%	6.3%	6.3%	5.0%	4.3%	4.7%	5.6%	5.9%	6.3%
	NNW	7.4%	6.9%	10.4%	8.4%	10.3%	8.6%	8.9%	7.0%	7.0%	5.7%	5.9%	4.1%	5.0%	7.4%
静穏※	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	1.5%	2.0%	1.4%	0.8%	0.8%	0.7%	0.5%	0.6%	0.3%	0.9%	

出典：鳥取地方気象台のデータをもとに時間ごとの風向(16方位及び静穏)を統計処理

※静穏は風速0.3m/s未満

②風向出現頻度分布図(青谷)





6) 湖山

①風向出現頻度(湖山)

期間：2010.1.1～2019.12.31

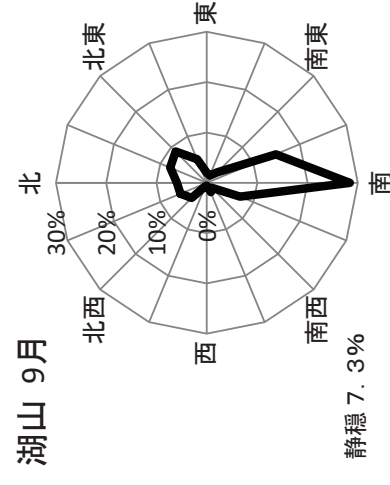
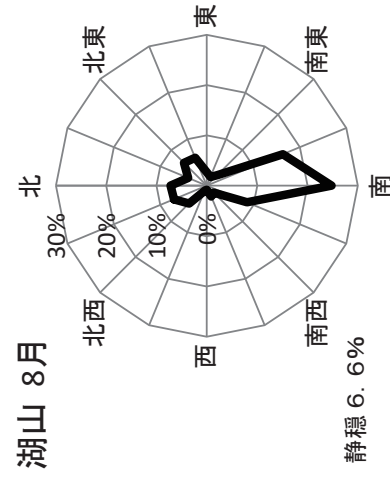
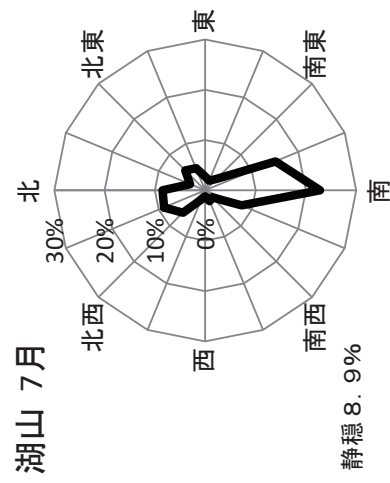
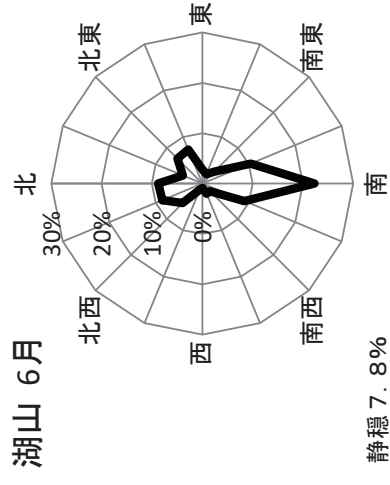
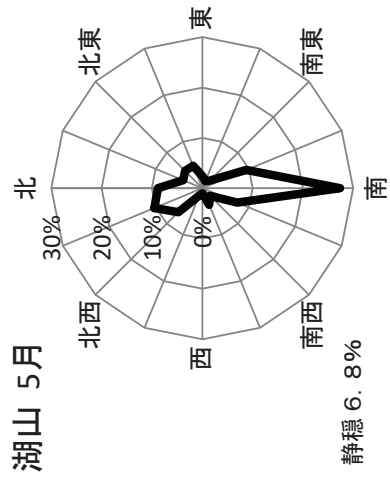
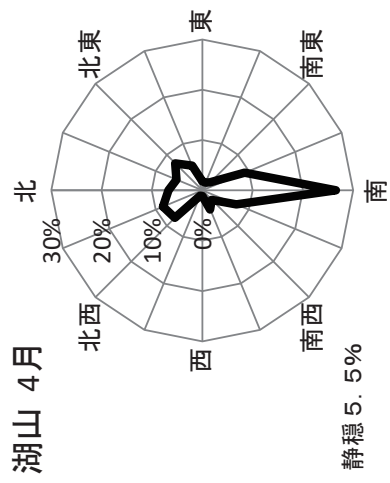
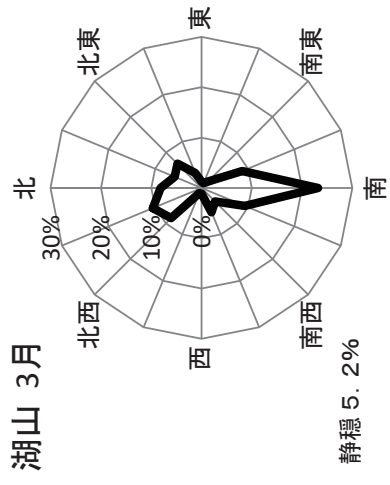
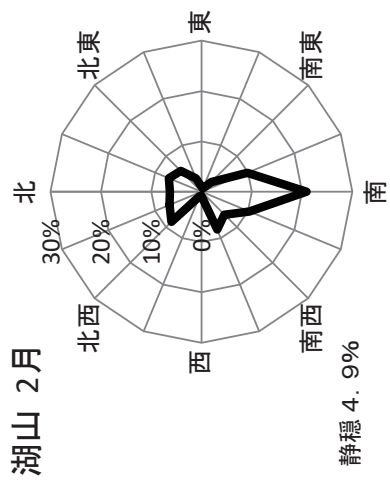
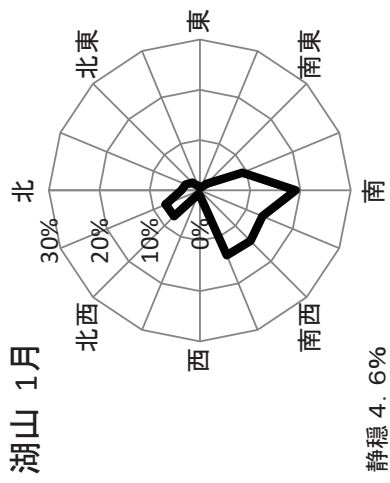
湖山		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
N	北	4.8%	7.9%	7.7%	5.5%	6.1%	6.9%	5.3%	5.1%	5.9%	5.6%	4.0%	4.1%	5.7%
NNE	北北東	3.3%	7.5%	7.0%	8.5%	3.7%	9.9%	8.3%	9.6%	10.8%	10.1%	6.6%	3.2%	7.7%
NE	北東	1.9%	5.9%	8.2%	9.4%	8.1%	11.2%	9.2%	9.5%	10.9%	9.6%	5.0%	1.5%	7.5%
ENE	東北東	0.7%	1.7%	1.6%	2.4%	8.0%	2.7%	2.4%	2.5%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	1.9%
E	東	0.9%	1.4%	1.6%	1.3%	7.0%	1.9%	1.4%	1.6%	1.5%	1.9%	1.4%	0.8%	1.4%
ESE	東南東	2.1%	2.3%	2.0%	1.9%	2.9%	2.9%	2.3%	3.0%	3.0%	2.7%	2.4%	2.4%	2.4%
SE	南東	19.6%	18.7%	19.4%	18.6%	2.0%	15.0%	17.2%	20.6%	23.3%	26.5%	25.8%	22.1%	20.5%
SSE	南南東	14.6%	14.9%	14.0%	18.0%	3.1%	16.7%	21.3%	20.5%	17.9%	15.2%	16.9%	14.9%	17.1%
S	南	5.7%	5.5%	5.7%	6.9%	3.2%	6.6%	6.9%	7.1%	6.3%	5.4%	7.3%	5.6%	6.3%
SSW	南南西	4.0%	2.8%	2.1%	2.0%	2.8%	2.3%	2.1%	2.2%	2.4%	2.1%	3.4%	4.2%	2.6%
SW	南西	9.7%	5.0%	2.4%	1.9%	4.2%	1.9%	1.4%	1.5%	1.0%	2.3%	5.7%	10.9%	3.8%
WSW	西南西	12.4%	6.3%	3.2%	2.3%	12.7%	1.8%	1.4%	1.6%	1.5%	2.4%	5.5%	14.1%	4.5%
W	西	4.0%	4.2%	4.8%	5.4%	6.5%	4.4%	4.8%	2.5%	2.4%	2.4%	3.1%	4.0%	4.0%
WNW	西北西	3.5%	4.4%	6.1%	6.7%	6.4%	6.0%	5.9%	3.4%	3.0%	3.1%	4.2%	3.4%	4.7%
NW	北西	5.6%	5.3%	5.9%	4.6%	10.2%	4.2%	4.6%	4.2%	3.0%	3.2%	3.6%	4.3%	4.4%
NNW	北北西	7.2%	6.2%	8.1%	4.4%	11.9%	5.2%	4.9%	4.7%	4.3%	5.5%	3.9%	3.9%	5.4%
	静穏※	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	2.2%	0.6%	0.6%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%

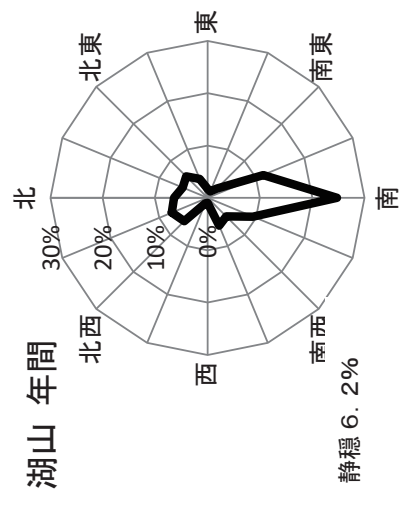
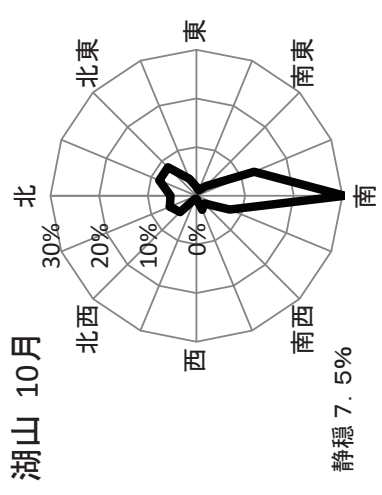
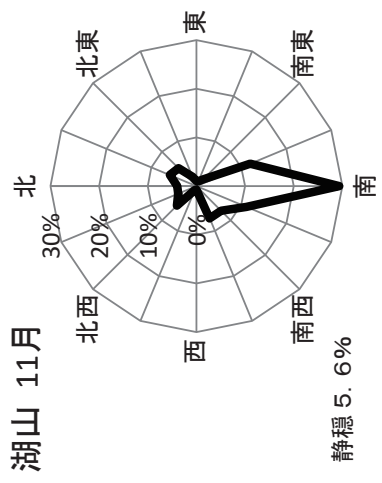
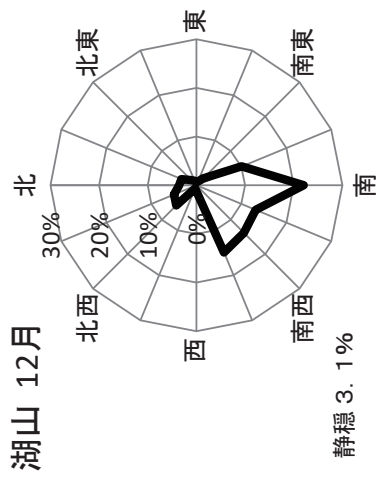
風向(出現頻度)

出典：鳥取地方気象台のデータをもとに時間ごとの風向(16方位及び静穏)を統計処理

※静穏は風速0.3m/s未満

②風向出現頻度分布図(青谷)





7) 鳥取

①風向出現頻度(鳥取)

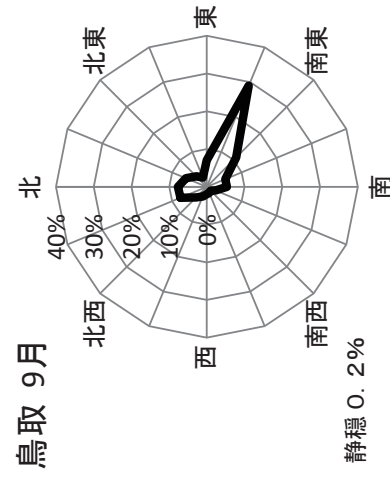
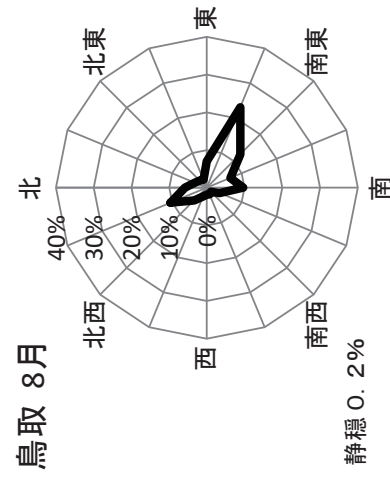
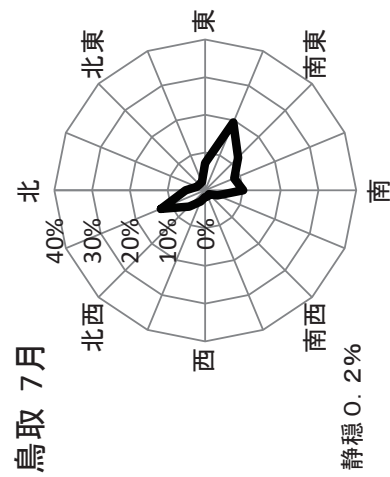
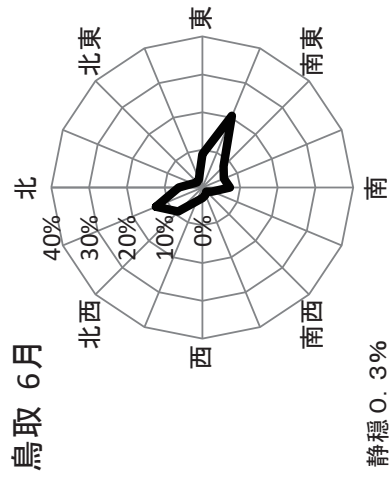
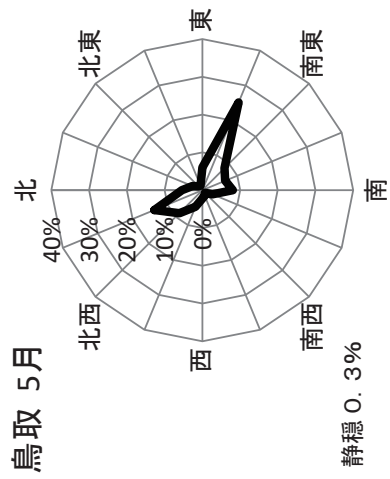
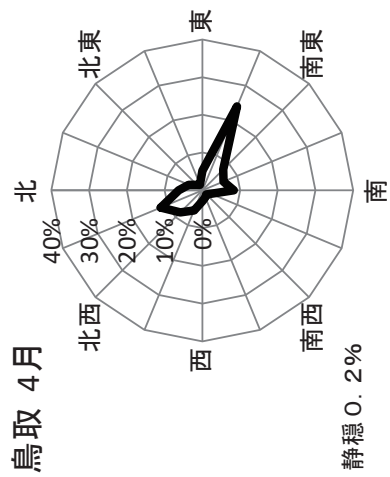
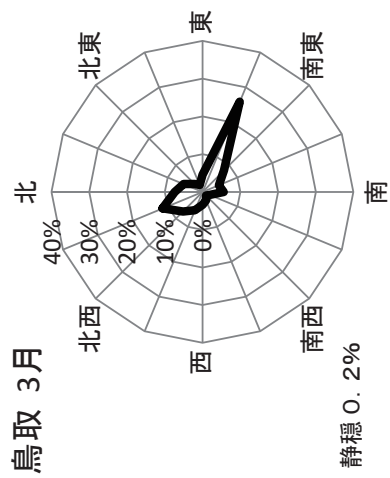
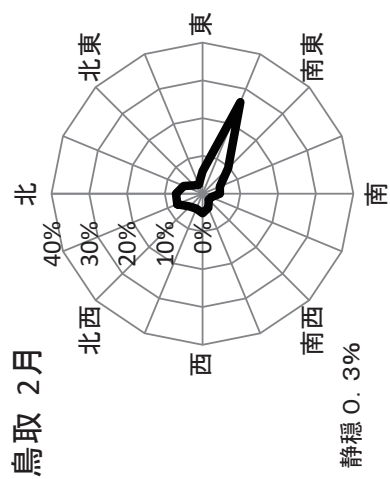
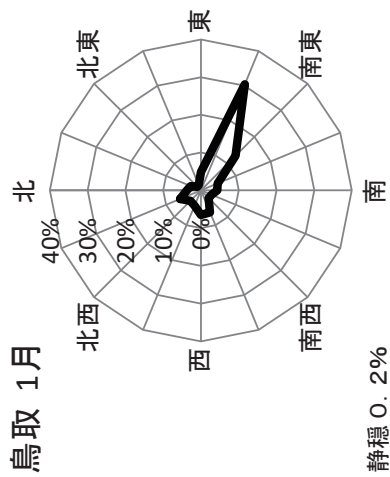
期間：2010.1.1～2019.12.31

鳥取		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
N	北	3.8%	7.0%	7.3%	6.2%	5.4%	6.3%	5.2%	5.8%	7.7%	7.4%	3.6%	3.2%	5.7%
NNE	北北東	2.9%	5.4%	5.4%	3.9%	2.8%	2.8%	2.4%	3.5%	6.0%	7.2%	4.7%	2.5%	4.1%
NE	北東	1.3%	3.2%	2.9%	2.0%	1.4%	1.9%	2.2%	2.7%	3.9%	4.2%	2.9%	1.4%	2.5%
ENE	東北東	1.5%	2.5%	2.0%	1.6%	1.3%	2.4%	2.4%	2.4%	2.7%	2.5%	2.2%	1.5%	2.1%
E	東	4.8%	6.0%	4.6%	5.2%	6.0%	8.9%	7.2%	7.0%	7.1%	7.0%	6.4%	5.4%	6.3%
ESE	東南東	30.4%	26.3%	25.9%	24.1%	25.2%	20.5%	19.5%	23.1%	28.9%	33.7%	34.1%	31.0%	26.9%
SE	南東	12.9%	9.7%	8.1%	7.8%	8.3%	8.0%	12.3%	12.5%	11.0%	9.5%	10.8%	11.5%	10.2%
SSE	南南東	4.8%	4.9%	4.7%	6.1%	6.5%	6.2%	8.3%	6.8%	5.3%	4.0%	5.0%	5.4%	5.7%
S	南	4.3%	4.6%	5.6%	8.3%	8.1%	7.3%	10.1%	9.6%	5.3%	3.6%	5.7%	5.3%	6.5%
SSW	南南西	3.0%	2.5%	2.1%	2.4%	2.8%	2.7%	3.5%	3.6%	2.5%	1.5%	3.3%	3.8%	2.8%
SW	南西	2.9%	2.3%	1.3%	1.5%	1.0%	1.5%	1.4%	1.5%	1.4%	1.3%	2.5%	3.2%	1.8%
WSW	西南西	6.3%	4.0%	2.4%	2.0%	1.6%	2.2%	1.7%	1.9%	1.7%	1.8%	3.7%	7.9%	3.1%
W	西	6.5%	5.1%	3.4%	2.9%	2.2%	2.8%	1.7%	1.8%	1.9%	2.6%	4.2%	8.1%	3.6%
WNW	西北西	4.4%	4.3%	5.3%	5.8%	4.8%	3.9%	3.2%	2.4%	2.8%	2.9%	3.5%	3.4%	3.9%
NW	北西	4.0%	4.8%	7.3%	8.2%	8.6%	9.0%	6.1%	4.7%	4.0%	3.4%	3.5%	3.1%	5.5%
NNW	北北西	5.9%	7.3%	11.4%	11.9%	13.7%	13.3%	12.7%	10.4%	7.6%	7.0%	3.6%	3.3%	9.0%
	静穏※	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.1%	0.2%

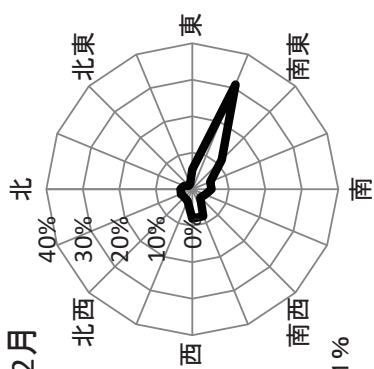
出典：鳥取地方気象台のデータをもとに時間ごとの風向（16方位及び静穏）を統計処理

※静穏は風速0.3m/s未満

②風向出現頻度分布図(鳥取)

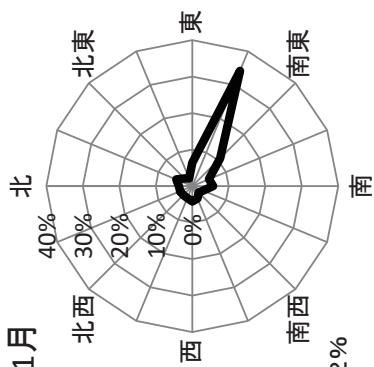


鳥取 12月



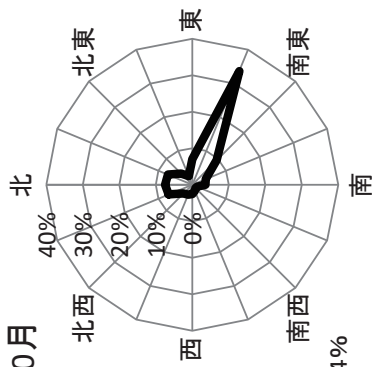
静穏 0.1%

鳥取 11月



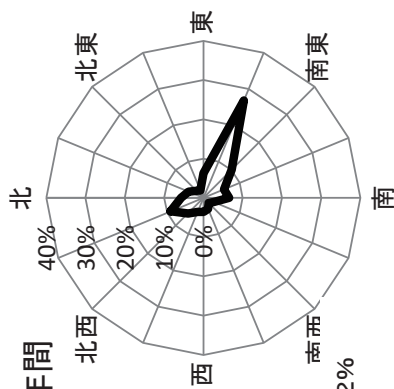
静穏 0.2%

鳥取 10月



静穏 0.4%

鳥取 年間



静穏 0.2%

8) 智頭

①風向出現頻度(智頭)

期間：2010.1.1～2019.12.31

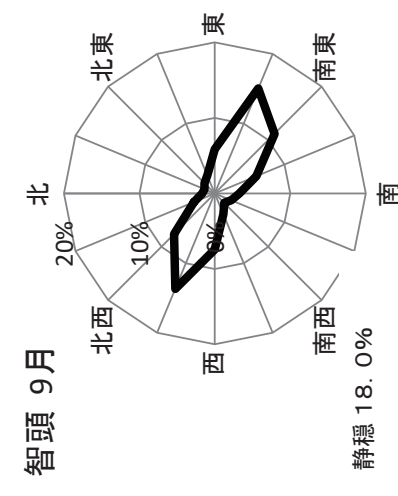
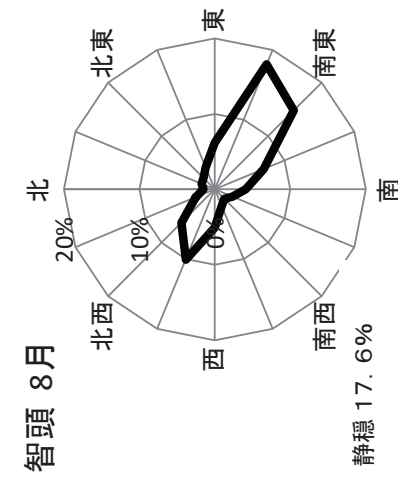
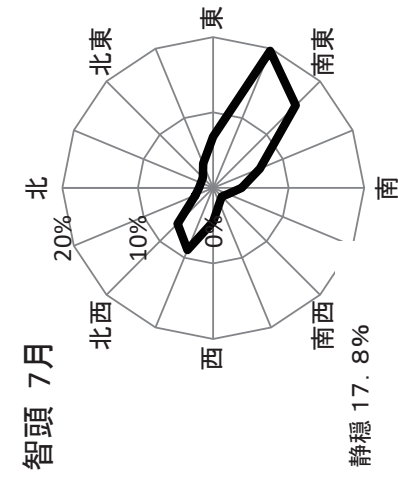
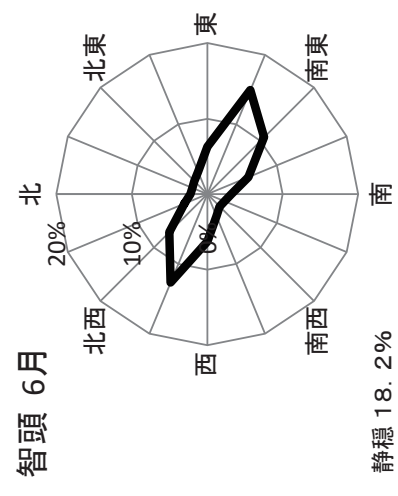
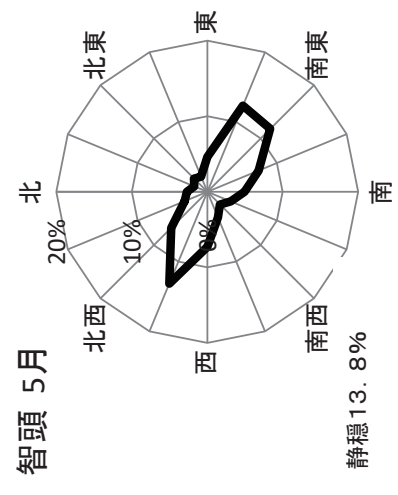
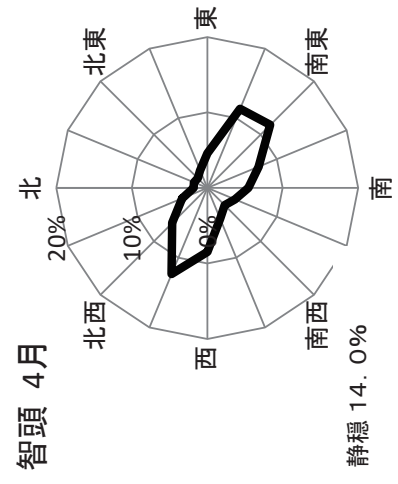
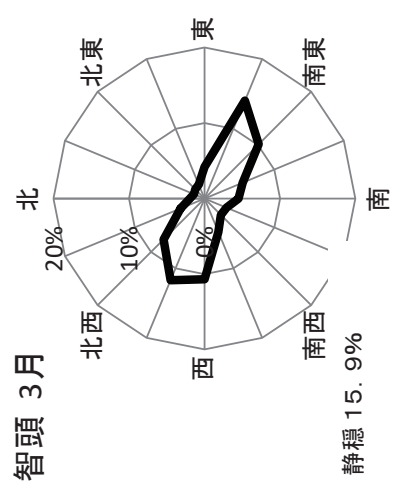
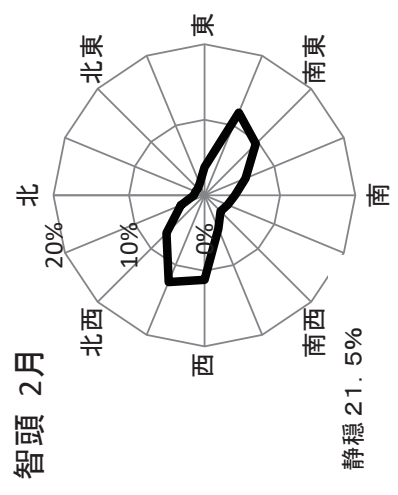
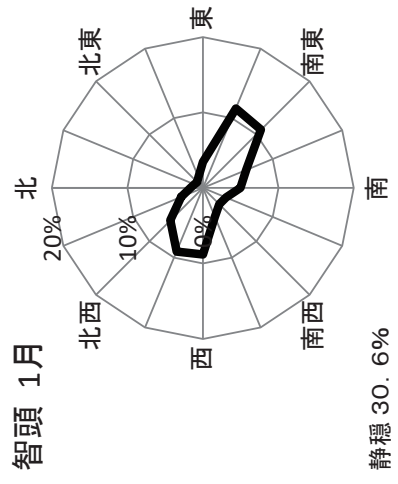
智頭	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
N	1.7%	1.4%	2.0%	1.8%	2.7%	2.3%	1.9%	1.5%	1.7%	1.8%	2.1%	2.1%	1.9%
NNE	1.2%	1.3%	1.5%	1.9%	1.9%	2.1%	1.7%	1.9%	1.5%	1.3%	1.4%	1.6%	1.6%
NE	1.1%	1.2%	1.7%	1.8%	2.5%	2.4%	1.9%	2.1%	1.9%	1.5%	1.3%	1.5%	1.8%
ENE	1.6%	1.7%	2.0%	2.5%	2.2%	3.2%	3.5%	3.2%	2.6%	2.4%	2.6%	2.2%	2.5%
E	3.4%	3.7%	4.2%	4.6%	4.6%	6.3%	6.8%	6.2%	5.8%	4.9%	4.5%	4.7%	5.0%
ESE	11.4%	11.8%	14.0%	11.4%	12.4%	14.9%	19.7%	17.9%	15.1%	12.6%	13.9%	13.2%	14.1%
SE	10.9%	9.6%	10.2%	11.8%	11.8%	10.7%	15.5%	14.8%	11.2%	10.8%	11.0%	10.8%	11.6%
SSE	6.2%	5.9%	5.5%	7.3%	7.4%	5.9%	6.7%	7.0%	5.9%	5.7%	7.0%	6.7%	6.4%
S	5.0%	4.0%	4.5%	5.5%	4.9%	3.2%	3.8%	4.1%	3.2%	3.9%	5.1%	4.6%	4.3%
SSW	3.3%	3.3%	3.2%	4.0%	3.3%	2.5%	2.1%	2.5%	2.4%	3.0%	3.5%	3.7%	3.1%
SW	3.0%	3.0%	3.1%	3.3%	2.4%	2.3%	1.6%	1.8%	1.8%	2.0%	2.6%	3.3%	2.5%
WSW	4.2%	4.8%	4.8%	4.4%	3.7%	3.2%	2.2%	2.4%	3.0%	3.9%	3.7%	4.3%	3.7%
W	8.8%	11.2%	10.7%	8.5%	7.3%	6.3%	4.5%	5.1%	7.4%	9.1%	7.5%	8.3%	7.8%
WNW	9.1%	12.4%	11.7%	12.3%	13.2%	12.7%	8.9%	10.1%	13.7%	13.2%	9.6%	7.4%	11.2%
NW	6.1%	7.1%	7.7%	6.5%	6.7%	7.1%	6.7%	6.3%	7.6%	6.7%	6.2%	5.9%	6.7%
NNW	3.1%	3.4%	3.4%	3.6%	3.2%	3.3%	2.6%	2.8%	3.0%	2.8%	3.0%	3.3%	3.1%
静穏※	19.8%	14.1%	9.9%	8.8%	9.9%	11.7%	10.0%	10.5%	12.2%	14.4%	15.0%	16.4%	12.7%

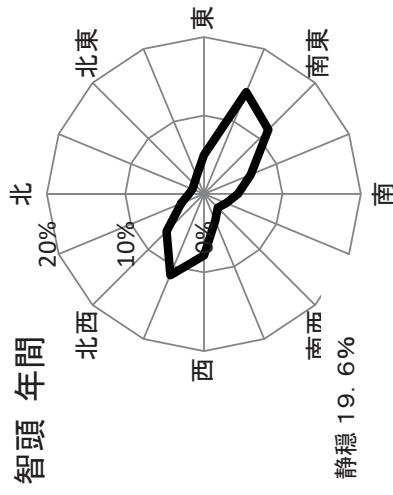
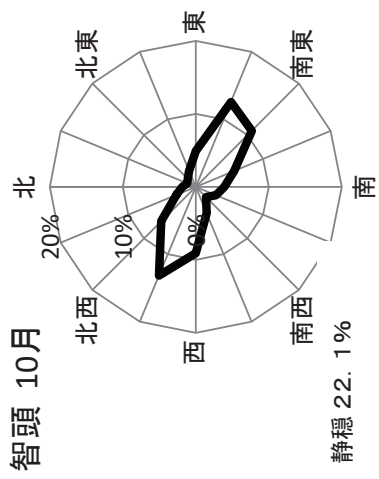
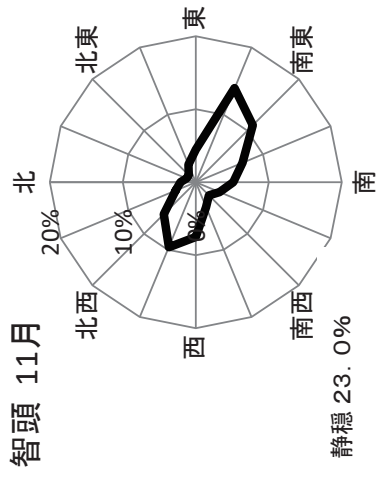
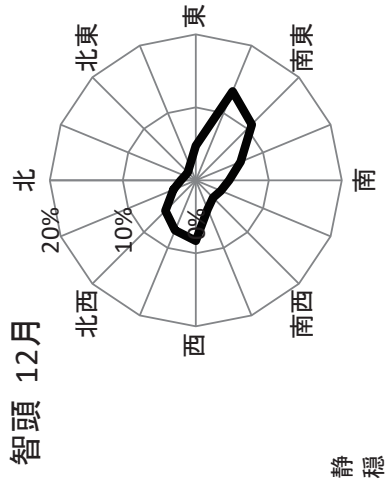
風向(出現頻度)

※静穏は風速0.3m/s未満

出典：鳥取地方気象台のデータをもとに時間ごとの風向(16方位及び静穏)を統計処理

②風向出現頻度分布図(智頭)





8 参考資料

(1) 島根県広域避難計画において鳥取県内を通過する避難地域

※島根県広域避難計画において、避難ルートに鳥取県内道路を含むものを抜粋。

市	避難地域			避難先
	地区名	人口	想定車両台数(1台あたり2.5人乗車と想定)	
松江市	島根	3,380	1,352	鳥根県 奥出雲町
	朝酌	2,000	800	玉野市
	本庄	640	256	早島町
	上本庄町以外	1,860	744	倉敷市
	持田	3,950	1,580	倉敷市
	美保関	5,180	2,072	倉敷市
	川津	16,200	6,480	岡山市
				岡山県
				岡山県
				岡山県

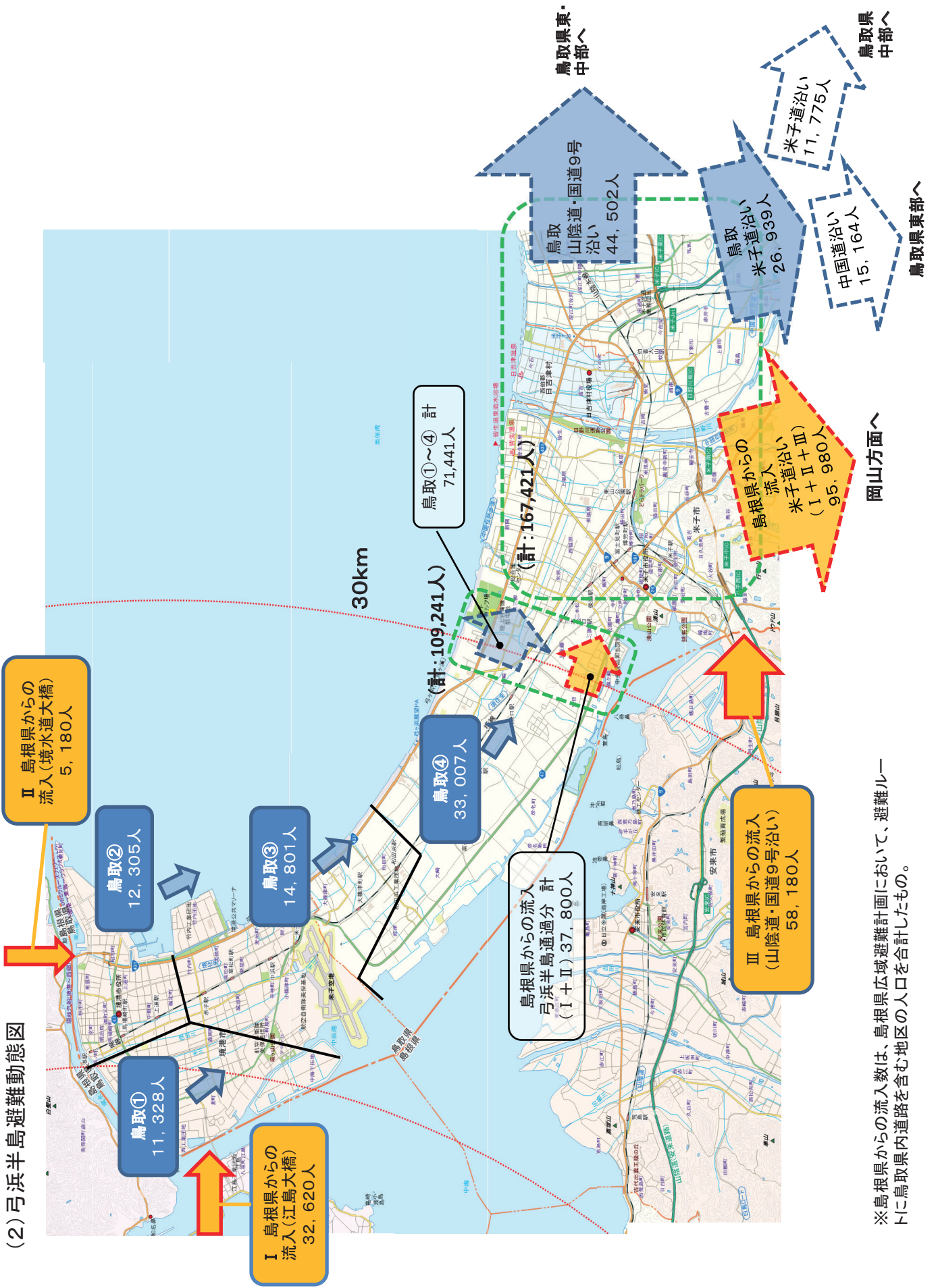
安来市	十神	-	(社会福祉施設)	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号 ②山陰道(安来IC)⇒米子自動車道(江府IC)⇒国道181号	新庄村
			(社会福祉施設)	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道429号⇒国道373号 ②山陰道(安来IC)⇒米子自動車道(津山IC)⇒国道429号⇒国道373号	
安来市	赤江	-	4,150	1,660	赤磐市
				①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道484号⇒国道27号岡山吉井線 ②山陰道(安来IC)⇒米子自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(山陽IC)⇒国道27号岡山吉井線	
安来市	荒島	-	3,780	1,512	真庭市
				①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道179号⇒国道374号 ②山陰道(安来IC)⇒米子自動車道(美作IC)⇒国道374号	
安来市	飯梨	-	1,450	580	美咲町
				①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道482号 ②山陰道(安来IC)⇒米子自動車道(藤山IC)⇒国道482号	
安来市	能義	-	1,440	576	鏡野町
				①市道沢田瀬線⇒国道102号米子広瀬線⇒国道9号安来伯太日南線⇒国道181号⇒国道179号 ②市道沢田瀬線⇒国道102号米子広瀬線⇒国道9号安来伯太日南線⇒国道181号⇒国道179号⇒国道53号	
安来市	大塚	-	960	384	勝央町
				①国道9号米子広瀬線⇒国道9号安来伯太日南線⇒国道181号⇒国道179号 ②国道102号米子広瀬線⇒国道9号安来伯太日南線⇒国道181号⇒国道179号⇒国道53号	
安来市	吉田	-	480	192	久米南町
				①国道9号米子広瀬線⇒国道9号安来伯太日南線⇒国道181号⇒国道179号 ②国道102号米子広瀬線⇒国道9号安来伯太日南線⇒国道181号⇒国道179号⇒国道53号	
安来市	宇賀荘	-	1,710	684	和気町
				①国道9号安来伯太日南線⇒国道179号⇒国道374号 ②国道9号安来伯太日南線⇒国道179号⇒国道374号	
安来市	島田	-	2,560	1,024	美作市
				①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道(江府IC)⇒国道374号 ②国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道(美作IC)⇒国道374号	
安来市	安田	-	830	332	奈義町
				①国道102号米子広瀬線⇒国道9号安来伯太日南線⇒国道181号⇒国道179号⇒国道53号 ②国道102号米子広瀬線⇒国道9号安来伯太日南線⇒国道181号⇒国道179号⇒国道53号	
計			95,980	38,392	

鳥取県内への計画上の最大通過台数*

通過ルート	人口	車両	地区
江島大橋	32,620	13,048	松江市(島根、本庄の一部、川津、朝酌、八束)
境水道大橋	5,180	2,072	松江市(美保関)
R9・山陰道方面	58,180	23,272	上記を除く地区
計	95,980	38,392	

*鳥根県広域避難計画において、避難ルートに鳥取県内道路を含む地区の人口を合計したものの。

(2) 弓浜半島避難動態図



※島根県からの流入数は、島根県広域避難計画において、避難ルートに鳥取県内道路を含む地区の人口を合計したものです。

付録3 連絡先一覧

<防災行政無線のかけ方>

◇県内へかける場合

県庁一般電話機から 17-局番-内線番号

総合事務所電話機から 7-局番-内線番号

◇県外へかける場合

県庁一般電話機から 17-5-局番-内線番号

総合事務所電話機から 7-5-局番-内線番号

1 鳥取県

機関名	所在地	電話番号	備考等
危機管理局 原子力安全対策課	〒680-8570 鳥取市東町 1-271	(防無 5200-7873) 0857-26-7873	
西部総合事務所 地域振興局	〒683-0054 米子市糺町一丁目 160	(防無 5240-9634) 0859-31-9634	
西部総合事務所 福祉保健局	〒683-0802 米子市東福原一丁目 1-45	(防無 5240-9305) 0859-31-9305	
西部総合事務所 生活環境局	〒683-0054 米子市糺町一丁目 160	(防無 5240-9307) 0859-31-9307	
西部総合事務所 米子県土整備局	〒683-0054 米子市糺町一丁目 160	(防無 5240-9710) 0859-31-9710	
衛生環境研究所 原子力環境センター	〒682-0704 湯梨浜町南谷 526-1	0858-35-5414	大気・地球環境室

2 周辺市

機関名	所在地	電話番号	備考等
米子市総務部 防災安全課危機管理室	〒683-8686 米子市加茂町 1-1	(防無 5310-5337) 0859-23-5337	
境港市総務部 自治防災課	〒684-8501 境港市上道町 3000	(防無 5330-1071) 0859-47-1071	

3 島根県内

機関名	所在地	電話番号	備考等
島根県防災部 原子力安全対策課	〒690-8501 松江市殿町 1	(防無 032-300 -2-5278) 0852-22-5278	
島根県原子力防災セン ター (オフサイトセンター)	〒690-0873 松江市内中原町 52	0852-22-5278 (島根県原子力安全対策課)	
島根県原子力環境セン ター	〒690-0122 松江市西浜佐陀町 582-1	0852-36-4300	

4 国関係

(1) 中央省庁等

機関名	所在地	電話番号	備考等
内閣府 政策統括官 (原子力防災担当)	〒100-8970 千代田区永田町 1-6-1	03-3581-3463	
原子力規制庁	〒106-8450 港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル	03-3581-3352	
消防庁 国民保護・防災部 防災課	〒100-8927 千代田区霞ヶ関 2-1-2	(防無 048-500 -9043114) 03-5253-7525	
原子力規制庁 島根原子力規制事務所	〒690-0873 島根県松江市内中原町 52	0852-22-1947	島根県原子力防災 センター内
(国研)日本原子力研究 開発機構 原子力緊急 時支援・研修センター	〒311-1206 茨城県ひたちなか市 西十三奉行 11601 番地 13	029-265-5111	
(公財)原子力安全技術 センター	〒112-8604 文京区白山 5-1-3-101	03-3814-7600	

(2) 中国管内

機関名	所在地	電話番号	備考等
中国四国管区警察局 (広域調整第二課)	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-6411	
中国四国厚生局 (総務課)	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30	082-223-8181	
中国経済産業局 (電力事業課)	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30	082-224-5736	
中国地方整備局 (企画部企画課)	〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30	082-221-9231	

(3) 鳥取県内

機関名	所在地	電話番号	備考等
鳥取運輸支局 (総務企画課)	〒680-0006 鳥取市丸山町 224	0857-22-4154	
美保空港事務所 (管理課)	〒684-0055 境港市佐斐神町 2064	(防無 5200-37890) 0859-45-6111	
境海上保安部 (警備救難課)	〒684-0034 境港市昭和町 9-1	(防無 5200-37880) 0859-42-2531	
鳥取地方气象台 (防災業務課)	〒680-0842 鳥取市吉方 109	(防無 5200-37770) 0857-29-1313	

5 消防関係

機関名	所在地	電話番号	備考等
鳥取県西部広域行政管 理組合消防局	〒683-0851 米子市両三柳 5452	(防無 5530-60) 0859-35-1951	
鳥取中部ふるさと広域 連合消防局	〒682-0922 倉吉市福守町 415-2	(防無 5520-60) 0858-29-5119	

鳥取県東部広域行政管理組合消防局	〒680-0864 鳥取市吉成 640-1	(防無 5510-260) 0857-21-0119	
------------------	--------------------------	-------------------------------	--

6 警察関係

機関名	所在地	電話番号	備考等
鳥取県警察本部 警備第二課	〒680-8520 鳥取市東町 1-271	0857-23-0110	
米子警察署	〒683-0004 米子市上福原 1266-4	0859-33-0110	
境港警察署	〒684-0033 境港市上道町 1891-3	0859-44-0110	
琴浦大山警察署	〒689-2501 東伯郡琴浦町赤碕 1919-21	0858-49-8110	

7 自衛隊関係

機関名	所在地	電話番号	備考等
陸上自衛隊 中部方面総監部防衛部 防衛課	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1 番 地 1 号	0727-82-0001 (内線 : 2356)	
陸上自衛隊 第 8 普通科連隊	〒683-0853 米子市両三柳 2603	(防無 5600-11) 0859-29-2161	第 3 科
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	〒625-0087 舞鶴市余部下 1190 番地	0773-62-2250 (内線 : 2222)	
航空自衛隊 第 3 輸送航空隊	〒684-0053 境港市小篠津町 2258	0859-45-0211 (内線 : 231)	
自衛隊 鳥取地方協力本部	〒680-0845 鳥取市富安 2-89-4	0857-23-2251	

8 被ばく医療関係

機関名	所在地	電話番号	備考等
(国研) 量子科学技術 研究開発機構	千葉市稲毛区穴川 4 丁目 9-1	042-206-3189	高度被ばく医療支援 センター
国立大学法人広島大学 (緊急被ばく医療推進 センター)	広島市南区霞一丁目 2-3	082-257-5398	高度被ばく医療支援 センター 原子力災害医療・総合 支援センター
鳥取大学医学部附属病 院	米子市西町 36-1	(防無 5240-180) 0859-33-1111	
鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730	0857-26-2271	
済生会境港総合病院	境港市米川町 44	0859-42-3161	
博愛病院	米子市両三柳 1880	0859-29-1100	
山陰労災病院	米子市皆生新田 1-8-1	0859-33-8181	
米子医療センター	米子市車尾 4 丁目 17- 1	0859-33-7111	
西伯病院	西伯郡南部町倭 397	0859-66-2211	
日野病院	日野郡日野町野田 332	0859-72-0351	
日南病院	日野郡日南町生山 511-7	0859-82-1235	

鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150	0858-22-8181	
清水病院	倉吉市宮川町 129	0858-22-6161	
野島病院	倉吉市瀬崎町 2714-1	0858-22-6231	
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町 117	0857-24-8111	
鳥取市立病院	鳥取市的場 1 丁目 1	0857-37-1522	
岩美病院	岩美郡岩美町浦富 1029-2	0857-73-1421	
智頭病院	八頭郡智頭町智頭 1875	0858-75-3211	

9 輸送関係

機関名	所在地	電話番号	備考等
西日本旅客鉄道株式会社米子支社	〒683-0036 米子市弥生町 2	(防無 5200-37921) 0859-32-8126	
一般社団法人鳥取県バス協会	〒680-0006 鳥取市丸山町 246-10	0857-22-2724	
一般社団法人鳥取県バス協会	〒680-0006 鳥取市丸山町 246-10	0857-22-2724	
日本交通株式会社 米子営業所	〒683-0035 米子市目久美町 3 6 - 6	0859-33-9111	
日ノ丸自動車株式会社 米子支店	〒683-0047 米子市祇園町 2 丁目 241	0859-32-2121	
隠岐汽船株式会社	〒685-0013 隠岐の島町中町目貫の 4	08512-2-1122	
西日本高速道路(株) 米子高速道路事務所	〒689-3515 米子市赤井手 962-2	0859-27-2181	

10 中国電力(株)関係

機関名	所在地	電話番号	備考等
中国電力(株) 島根原子力本部	〒680-0324 松江市鹿島町片匂 654-1	0852-82-2220	
中国電力(株) 鳥取支店	〒680-0812 鳥取市新品治町 1 番地 2	(防無 5200-34840) 0857-24-2241	

鳥取県広域住民避難計画 (島根原子力発電所事故対応)

別紙計画一覧

1	避難実施計画	・・・ 1
2	情報計画	・・・ 13
3	島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画	・・・ 37
4	原子力災害時における学校、保育所、幼稚園の避難計画 マニュアル	・・・ 51
5	食糧、生活関連物資供給計画	・・・ 123
6	住民避難輸送計画	・・・ 149
7	原子力災害医療計画	・・・ 179
8	広域避難所運営計画	・・・ 191
9	動員計画	・・・ 227
10	広報・情報伝達計画	・・・ 243

1 避難実施計画

令和2年3月改定
鳥取県危機管理局

避難実施計画

1 計画の位置づけ

この計画は、鳥取県広域住民避難計画に基づき作成される住民避難の具体的要領について定めた住民避難に関する細部計画である。

2 状況

(1) 計画の範囲

島根原子力発電所において、プラント事故が発生し、緊急時活動レベルが推移し、鳥取県内のUPZに対して避難指示が発出され、住民避難が開始されてから指定された避難所への移動が完了するまで（一部避難準備段階の対応を含む。）を記述する。

なお、UPZ外においては、UPZ内と同様に事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。また、避難等の防護措置が必要となった場合には、UPZと同様のフレームワークによりこの計画を適応し対応する。

避難行動要支援者の避難等については、別紙「避難行動要支援者避難計画」による。

(2) 前提となる事項

ア 警戒事態（EAL1）から鳥取県への避難指示までを24時間と仮定し、この間に避難準備が完了したものとする。

イ 津波被害を想定し、鳥取県内の国道431号の一部区間を使用不可とする（ただし、通行可能が確認された場合を除く）。

付紙2「主要避難経路及び予備経路（弓ヶ浜半島部）」参照。

ウ 自家用車避難者の割合は、90%とする。

(3) 特に重視すべき情報

ア 段階区分毎の重視すべき情報

段階区分		特に重視すべき情報
避難準備段階	島根原子力発電所関連	・施設敷地緊急事態から全面緊急事態への発展の可能性、及び発展する場合の猶予時間
		・PAZ避難指示発出後、事態が進展し、鳥取県UPZ圏内への避難指示発出の可能性、及び発出までの猶予時間
		・緊急事態宣言後、鳥取県UPZ圏内への避難指示発出の可能性、発出した際の態様（全域、一部）
		・ブルーム発生の可能性、風向・風速
		・モニタリング結果等の避難経路への影響の度合い
	避難住民関連	・自主避難の状況、特に自家用車等車両を使用した自主避難による交通（渋滞）状況
		・一時集結所に集めた集結所毎の避難者数
		・避難等に使用可能なバス等輸送車両数
		・国道431号の使用可否判断に係る確認状況
		・島根県から避難住民の受入要請の有無
	複合災害（地震・津波等）関連	・県全般としての被災状況、特に人命救助のための即時救援活動の必要性
		・境港、鳥取港、米子空港、鳥取空港、国道431号、境水道大橋、江島大橋、JR（境線・山陰本線）の被災状況
・主要避難経路等の被災状況（積雪状況も含む。）		
・避難受入市町村の予定避難所等の被災状況及び使用状況（受入避難所としての使用の可否）		
避難実施間	・米子市・境港市の一時集結所の被災状況（集結所としての使用の可否）	
	・島根県内から鳥取県を通過して避難する住民の状況、特に米子自動車道・国道181号沿いの交通状況、米子駅の状況、避難退域時検査実施の有無	
	・避難経路上の交通（渋滞）状況（避難退域時検査会場付近の状況も含む。）	

イ 情報の収集

避難経路に係る情報収集計画による

3 構想

(1) 方針

県は、国の避難指示に基づき、自家用車・バスによる避難を基本とし、山陰道・国道 9 号沿い、米子自動車道・国道 181 号沿い、米子自動車道～中国自動車道沿いの 3 経路を使用して、鳥取県中部及び東部地域への安全かつ円滑な住民避難を実施する。

この際、早期の避難準備の実施と段階的な避難の実施による U P Z 圏外への迅速な移動と、避難間の住民への支援に留意する。

(2) 実施要領

ア 住民の避難

(ア) 避難手段及び住民への理解・啓発事項

a 避難手段

自家用車による避難のほか、自家用車利用ができない住民等はバスによる避難とする。

この際、補完的手段として列車、船舶、航空機、ヘリコプター等による避難についても関係機関に要請する。

b 住民への理解・啓発事項

自家用車避難による渋滞防止及び被ばくリスク低減の観点から、自主避難を避け「避難スケジュール」に従って段階的避難を行う。自家用車による避難の際は、「1 家族 1 台」を基本とする。また、被ばく防止の観点から、避難開始までの間、屋内退避等の防護措置を実施するとともに避難の際は合羽やマスクの着用や着替え用の衣服等を持参すること等について、住民の理解を得るための啓発を行う。

(イ) 避難パターン

a 段階的避難

(a) 実施の条件

P A Z 避難に続いて（あるいは P A Z 避難と同時期）、国又は県・市から U P Z 全域に避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。

(b) 避難区分

段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じ、次に示す区分により行う。

弓浜半島内の U P Z のこの区分は、米子市及び境港市において避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる地区的単位であり、避難指示の基礎単位である。

区分	避難区域	市	区域内町等
鳥取①	A-①	境港市	外江町、清水町、弥生町、芝町、西工業団地
	A-②		渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘 2 丁目、森岡町
鳥取②	A-③		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町
鳥取③	A-④	米子市	竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘 1 丁目
	B-①		大篠津町、和田町
鳥取④	B-②		葭津、大崎、大篠津町（一部）、彦名町（一部）
	B-③		富益町、彦名町、安倍、上後藤（一部）、旗ヶ崎（一部）
	B-④	夜見町、河崎、両三柳（一部）	

(c) 避難スケジュール

避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了(30km圏からの100%避難が完了)する。

UPZ (10~20 km) の避難指示が発出された時点「H時」とする。

時間的推移	避難等の状況
警戒事態 (EAL1) H-24h	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態 (EAL2)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (EAL3)	原子力緊急事態宣言。国の原子力災害対策本部の設置。
	(事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国が避難を指示) 予防的防護措置(屋内退避の実施、避難に必要な移動手段の確保等の避難準備や安定ヨウ素剤の配付準備)の指示
H	UPZ (10~20 km) の避難指示 鳥取①の避難開始 → H+5h UPZ外への避難完了
H+5h	鳥取②の避難開始 → H+10h UPZ外への避難完了
H+10h	鳥取③の避難開始 → H+15h UPZ外への避難完了
H+15h	鳥取④の避難開始 → H+20h UPZ外への避難完了
H+20h	鳥取県内UPZ外への避難完了

24時間
(想定)
20時間

- ・ 避難指示発出に伴い、上記避難スケジュールにより避難を開始する。避難開始までの間、自宅等にて屋内退避を実施する。(属紙「避難区域及び主要経路」参照。)
- ・ 避難の実施状況(特に交通状況)を踏まえ次段階の避難を指示する。
段階的な避難指示においては、住民の準備時間を考慮し、少なくとも1時間前までに指示するものとする。
- ・ 施設敷地緊急事態に引き続き原子力緊急事態宣言が予想される場合や施設敷地緊急事態発生以降、住民の大量の自主避難が予想される場合等には、早期に住民避難のための準備を開始し、住民避難開始前までに、避難退域時検査会場、避難支援ポイント、避難所等を開設するよう努める。この際、特に避難退域時検査会場の開設を優先する。

(d) 自家用車以外による避難

- ・ 自家用車が利用できない住民等については、一時集結所に集合して屋内退避を実施し、バスにより避難を開始する。
- ・ JRについては、事業者運行の継続、運行時間の延長、臨時列車の運行等を要請し、観光客の早期避難や通勤者、通学者が自宅に帰宅するまでの移動手段として使用する。また、避難の際の補完的手段として使用する。
この際、住民等に対して、運行情報の周知を行う。特に通学者に対しては学校等を通じて確実に周知を行う。
- ・ 船舶については、船舶(境港~鳥取港)の確保が可能であり、波高が1.5m以下と見込まれる場合に、自家用車が使えない近隣の住民等の輸送に使用する。
- ・ 航空機及びヘリコプターについては、確保が可能な場合に、遠距離かつ緊急に搬送が必要な要配慮者(重篤な入院患者等)等の輸送に使用する。ヘリコプターは、避難が遅れた住民等や避難行動要支援者などの救出、搬送に使用する。
※ただし、飛行できない場合に備え、予備手段を準備しなければならない。

b 住民の輸送

避難指示発出に伴い、住民に対しては出発時間・避難経路を示す。

バスを利用する住民に対しては一時集結所へ集結し、市の誘導等によりバスで移動する。

イ 避難経路

(ア) 主要避難経路及び予備経路の指定

主要避難経路及び予備経路を指定し、経路沿いに住民避難を実施する。この際、経路上、あるいはその近傍において、避難退域時検査や避難住民の支援を実施する。

付紙1「主要避難経路、予備経路及び避難退域時検査会場等」

付紙2「主要避難経路及び予備経路（弓ヶ浜半島部）」

(イ) 避難経路の変更

放射性物質の拡散状況（風向）や道路渋滞状況、避難経路の被災状況等により、必要な場合は速やかに避難経路を変更する。

(ウ) J R等の避難経路

a J Rによる避難に当たって、通勤・通学・観光客の利用時間については通常運行を基本とする。また、鉄道により避難を行う場合には、後藤駅や米子駅等まで輸送する。なお、列車により倉吉駅、鳥取駅等に輸送が可能な場合は、引き続き列車で輸送を行う。

b 船舶や航空機（ヘリコプターを含む。）で避難する場合は、鳥取港・鳥取空港等に輸送する。

ウ 避難退域時検査

(ア) 自家用車による避難

a 主要避難経路沿いあるいはその近傍に避難退域時検査会場を設置し、避難住民の避難退域時検査を行うとともに必要に応じて簡易除染を実施する。

付紙1「主要避難経路、予備経路及び避難退域時検査会場等」

b 住民等の身体等への放射性物質の付着が確認された場合は、原則として、被服の脱衣や簡易な拭き取り等、避難住民自らで簡易除染を行うものとするが、困難な場合は補助する。また、簡易除染によりO I L 4以下にならない場合は、必要に応じて原子力災害拠点病院に移送する。

c 身体等への放射性物質の付着が確認された避難住民が、犬や猫等の家庭動物（ペット）を随伴している場合は、家庭動物（ペット）の除染を推奨する。また、家庭動物（ペット）の簡易除染を希望する避難住民についても、避難住民で簡易な拭き取り等を行い、家庭動物（ペット）の簡易除染を実施するものとする。

(イ) 鉄道・船舶・航空機による避難

a J Rによる避難の場合は、到着地（倉吉駅・鳥取駅等）近傍の避難所に併設された避難退域時検査会場において、避難退域時検査を実施し、必要に応じて簡易除染を実施する。

b 航空機（ヘリコプターを含む。）や船舶で避難する場合は、到着地近傍の避難所等に併設された避難退域時検査会場において避難退域時検査を実施する。

エ 避難所等への移動

(ア) 自家用車・バス等による移動のための目的地

a 避難退域時検査会場

避難住民は、避難退域時検査を実施するために、主要避難経路上あるいはその近傍に設置された避難退域時検査会場を当初の目的地（中間目的地）として避難する。

付紙1「主要避難経路、予備経路及び避難退域時検査会場等」

b 避難所（駐車場）

避難退域時検査を終了した避難住民は、次いで避難所（駐車場）を目的地（最終目的地）として避難する。避難所と駐車場が離れている場合は、必要に応じてシャトルバスを運行する。

c 目的地近傍における誘導

主要避難経路から避難退域時検査会場への誘導については県、県警等が行う。避難所の近傍（駐車場）から避難所への誘導は受入れ市町村が担任する。

d 避難住民への事前周知事項

米子市・境港市は自家用車による避難を予定する住民に対し、あらかじめ避難先となる避難所（駐車場）及び経路上の避難退域時検査会場や避難所等に併設された避難退域時検査会場等を周知し、住民避難に伴う混乱を防止する。

(イ) J R等による移動の場合

到着地（倉吉駅又は鳥取駅等）から避難所までは、バス等により移送する。

オ 避難指示発出前の自主避難対策

(ア) 各市町村は、住民に対し、被ばくリスク低減のための屋内退避等の防護措置や避難退域時検査の実施が有効であり、渋滞を防止し円滑な住民避難を可能にするためには段階的避難が重要であることを広報し、避難指示発出前の自主避難の大量発生を防止を図る。

(イ) 自主避難者に対しては、道路情報や災害情報等を提供し、渋滞緩和を目指す。

(ウ) 各市町村は、やむを得ず自主避難を行う場合には、避難者自らが安否確認等のため、避難元の市町村に対し自主避難先や連絡先を通報することを事前に広報することにより徹底する。

4 各機関等の役割

鳥取県広域住民避難計画による。

5 後方支援

(1) 動員

別紙8「動員計画」参照

(2) 避難支援ポイントの開設等

自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、特に避難住民の滞留が予期される主要避難経路沿いあるいはその近傍に設置された避難退域時検査会場に避難支援ポイントを併設設置し、避難途中の住民に対し、支援を行う。

なお、積雪期間中については避難経路上におけるチェーン等滑り止めの要否を情報提供する。併せて住民避難を支援するため、既存のコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、J A F等に対し協力を求める。

ア 情報等の提供

- ・民間企業開設の災害用伝言ダイヤル等の周知
- ・県が保有する各種情報（道路情報、避難所情報、ガソリンスタンド情報等）の提供
- ・相談対応

イ 物資等の提供

- ・食料、飲料水等の提供
- ・トイレの提供

付紙1「主要避難経路、予備経路及び避難退域時検査会場等」

(3) 輸送力（バス・J R・自衛隊等）の調整

ア 災害対策本部事務局において、所要輸送力の把握、国等他機関への輸送力の要請、輸送力の配分を実施する。

イ 当面の輸送力の配分

住民避難実施中は、当面の輸送力を一元的に運用し、自家用車により避難を行う住民以外の避難住民のU P Z圏外への避難を最優先して輸送力を配分する。この際、適時必要な輸送力を見積り、不足分を国、中国5県のバス及びハイヤータクシー協会、関西広域連合等に要請し確保を図る。

なお、県内の路線バスについては、県民の通常活動を維持するため、避難用車両として使用することを想定しない。

ウ バスへの乗車人数

バス乗車人数については、1台あたり3名乗車を基本として避難に必要な車両数を算出する。
ただし、大型バスの進入が困難な一時集結所等については、マイクロバス等の手配を行う。

エ バス等の手配に関するタイムライン

明朝、午前8時に避難開始を行う場合のタイムライン

時間等		活動内容	
		避難に必要な各種見積の作成（対象者数、必要車両数、避難退域時検査会場及び避難所の開設見込み、食糧物資の手配可能数）	
前日	15時	避難実施要領（案）の作成	
	17時	県、市災害対策本部会議において、避難実施要領に基づき、翌日、午前8時から避難を開始することを決定	
	18時	・住民広報の実施 ・バス会社等への車両手配依頼（運行指示書の作成）	
当日	6時	S時－2時間	バス等の避難用車両出発（防護服、ポケット線量計等の配付）
	7時	S時－1時間	バス等の避難用車両の一時集結所到着
	8時	S時	一時集結所から出発
	13時	S時＋5時間	UPZ（30km圏）外に移動
	14時	S時＋6時間	避難退域時検査会場着
	16時	S時＋8時間	避難退域時検査会場発
	19時	S時＋11時間	避難所到着

別紙5「住民避難輸送計画」参照

(4) 物資等の調整

ア 災害対策本部事務局内において、所要物資等の把握、国等他機関への物資等要請、取得物資等の配分を実施する。

イ 当面の物資等の配分

別紙4「食料、生活関連物資供給計画」参照

(5) 避難経路にかかる統制・支援

ア 保守・整備（除雪を含む。）

地震や津波等の複合災害時においては、主要避難経路（予備経路・代替経路を選定した場合は予備経路・代替経路）、次いで避難退域時検査会場への接続道・駐車場、避難退域時検査会場を併設する避難所への接続道・駐車場、その他の避難所への接続道・駐車場を重視（優先順）して、保守・整備するとともに、積雪時は除雪を優先して実施する。この際、国や関係市町村、NEXCO西日本との連携を図る。

なお、津波による国道431号の被災状況により、住民の避難開始までに保守・整備が可能な場合は最優先として整備する。

付紙1「主要避難経路、予備経路及び避難退域時検査会場等」

イ 交通規制等

(ア) 県警察及び道路管理者と連携し、原子力施設におけるトラブル発災以降、必要に応じて現場措置による被災地への車両の流入規制等を実施するほか、複合災害時は避難経路の被災状況を確認するとともに、交通整理（誘導）等渋滞対策を実施して、災害応急対策及び住民避難に万全を期する。

また、住民避難実施中は、UPZ圏内及びその周辺部を重視して交通規制を実施する。

なお、島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民が本県を通過し避難を行うとともに、本県住民が岡山県内の道路を使用して避難を行うことから、県境を越えた広域的な

交通管制が必要であり、中国地方全体で交通規制を実施する。

(イ) 緊急点検の実施

県警察及び道路管理者と連携し、複合災害を予期して、避難経路における橋梁（ジョイント部を含む。）、上方に高架が設置されている箇所等、避難に支障をきたすおそれのある場所をあらかじめ選定し、発災後速やかに緊急点検を実施する。

(ウ) 渋滞対策の実施

a 交通事項等

県警察及び道路管理者の協力を得て、交通情報提供を受けるとともに、必要に応じて信号機の避難経路優先制御や経路路上の主要交差点（渋滞ポイント）における交通整理（誘導）等により、渋滞を防止し避難の円滑化を図る。

b 交通事故の問題処理

住民避難実施中の交通事故発生に際しては、交通規制は必要最小限とし、事故車両等の早期路肩移動、あるいは迂回路の設定等により渋滞を防止する。

(エ) 国道431号への誘導

国道431号の一部区間の通行可能が確認された場合、交通を分散し渋滞を緩和するため、あらかじめ設定した迂回路により、国道431号に避難車両を誘導する。

(オ) 緊急交通路（災害対策基本法第76条第1項に基づき一般車両の通行を禁止、又は制限する道路）の指定

県警察は、県と調整の上、高速自動車国道、自動車専用道（以下「高速道路等」という。）及び高速道路等に連絡する道路の中から、適宜、緊急交通路を指定する。住民避難実施中は、避難経路との競合が予期されることから、被災地方向に向けての片側車線のみを指定し、逆方向は避難経路として活用を図る。

この際、高速道路等の主要なインターチェンジや緊急交通路となる主要幹線道路が交差する箇所に、県警察の協力を得て交通検問所を設置（設置しない場合は閉鎖）する等、緊急交通路の実効性を確保する。

ウ 実動組織現地合同調整所の設置

県及び県警察は、琴浦大山警察署に実動組織現地合同調整所を設置し、広域的な交通規制・統制等を行うとともに、実動組織の円滑な活動調整及び情報共有等を図る。

そのため、平素から共通の基準及び活動要領を確立し、実動機関共同調整システム、通信機器等を整備する。

(6) 広報（住民広報）

ア 国、島根県、市町村及び防災関係機関等と連携しつつ、適時必要な情報を広報し、住民等の心理的動揺や混乱を防止して、円滑な住民避難の実施に寄与する。

この際、広報内容の程度・長短に応じた様々な広報媒体を使用して、注意喚起、概要広報、詳細広報の3段階による広報の実施に留意する。

(ア) 注意喚起

住民等に対し、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、防災行政無線、エリアメール、道路情報板、広報車等を使用して、事故発生や屋内退避の指示、避難指示等、重要な情報を広報する。

(イ) 概要広報

住民等全般に対し、注意を喚起するとともに、テレビやラジオ等を使用して、事故の概要や、指示等に応じた住民の行動について、その概要を広報する。

(ウ) 詳細広報

異常を知った住民等に対し、インターネットやコミュニティFM・ハイウェイラジオ等を通じて、内容的あるいは地域的に詳細な情報を広報する。

イ 問い合わせ窓口の設置

避難住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた相談窓口を県及び市の災害対策本部事務局に設置する。

ウ 別紙9「広報・情報伝達計画」参照

6 O I Lによる避難等について

「原子力災害対策指針」においては、UPZにおける避難及び一時移転の措置について、「原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。」と規定されている。

段階的避難によらず、O I Lによる避難を実施する場合、O I L 1またはO I L 2を超える区域が特定された場合の避難区域については、以下のとおりとする。

避難〔O I L 1 (500 μ S v/h)〕及び一時移転〔O I L 2 (20 μ S v/h)〕

基準値を超えた場合モニタリングポストの所在するエリアに対して避難及び一時移転の指示を発出する。

市	ポスト設置箇所	局の種別	ポスト位置	指示エリア
境港市	外江公民館	可搬局	A-①	A-①
	渡駐在所	可搬局	A-②	A-②
	境港市役所	固定局	A-③	A-③
	余子公民館	可搬局	A-④	A-④
	中浜公民館	可搬局		A-④
米子市	大篠津公民館	可搬局	B-①	B-①
	和田公民館	可搬局		B-①
	大崎駐在所	可搬局	B-②	B-②
	彦名公民館	可搬局	B-③	B-③
	旗ヶ崎交番	可搬局		B-③
	夜見公民館	可搬局	B-④	B-④
	河崎小学校	固定局		B-④

- ・エリア内に複数ポストがある場合には、どちらか一方で基準を超えた場合は、所在エリアに避難及び一時移転を指示。
- ・本県内のUPZについては、弓浜半島という地形的特性があり、主要避難経路（国道431号、県道米子境港線、米子空港境港停車場線）の全てが避難指示エリアに含まれた場合、弓浜半島の先端区域が孤立することが想定される。その場合、国・県がこの地域への物資供給を行い、屋内退避の継続が可能となるよう支援を行うこととする。

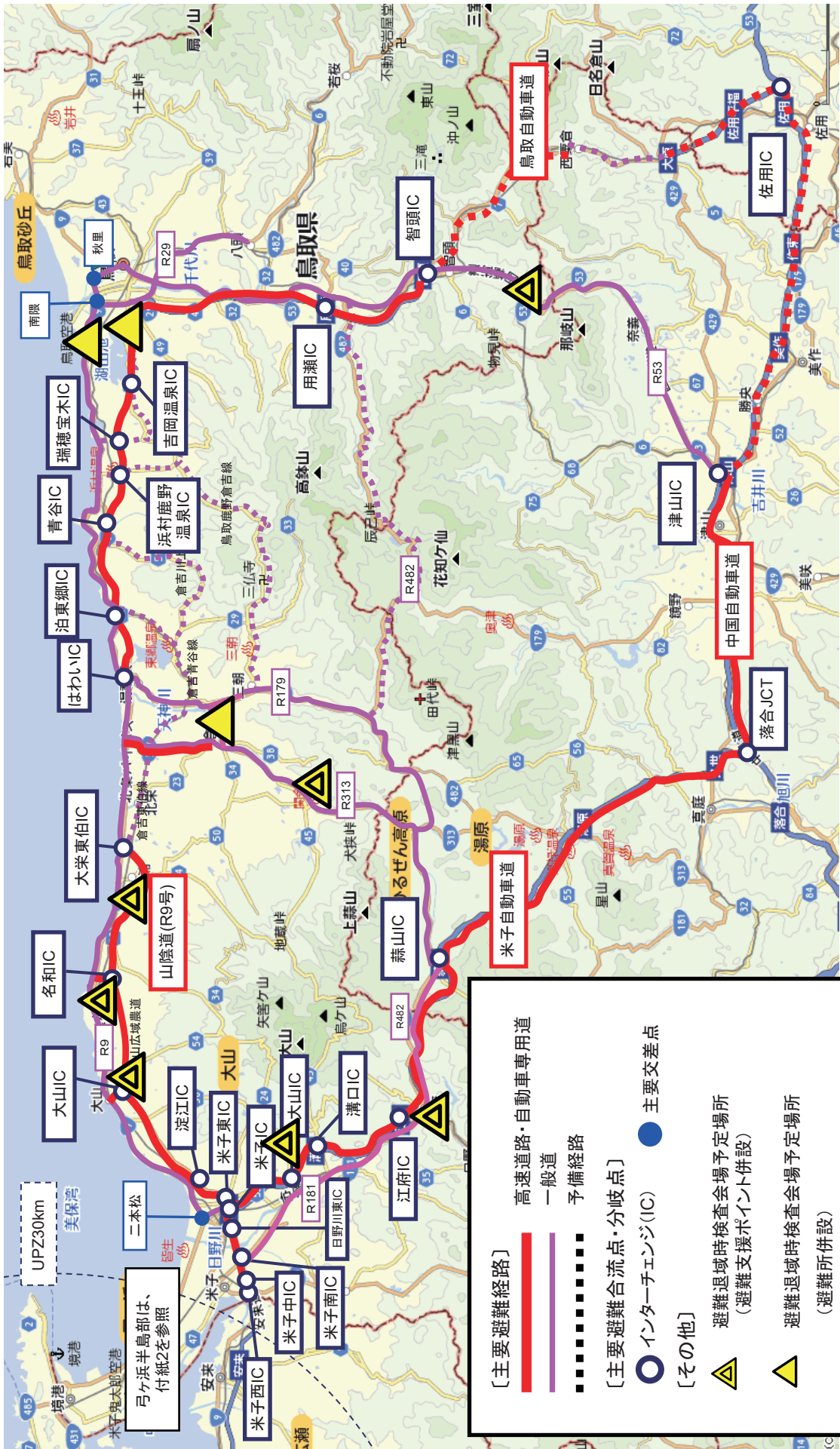
※O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

添付書類：付紙1「主要避難経路、予備経路及び避難退城時検査会場等」

付紙2「主要避難経路及び予備経路（弓ヶ浜半島部）」

主要避難経路、予備経路及び避難退域時検査会場等

付紙 1



● 主要避難合流点より、主要避難経路沿いに前進し、主要避難分岐点あるいは主要避難経路沿いより、逐次、避難所（駐車場）に移動する。この間、避難退域時検査会場において避難退域時検査を受ける。

● 交通渋滞状況、複合災害時の道路被災状況等に応じて予備経路を使用させることがある。

主要避難経路及び予備経路 (弓ヶ浜半島部)

弓ヶ浜半島南北道方向に避難経路を選定し、米子市中心部の渋滞を緩和しつつ、米子自動車道・国道181号及び山陰道・国道9号方向に避難車両を誘導する。

国道431号(点線部分)は津波による被害がなく、使用できる場合に使用する。
【早期に使用の可否を判断】

国道317号は国道431号(実線部分)が使用できない場合に使用する。

幸神町交差点
交通渋滞に特に留意する
ポイント

— 主要避難路線
- - - 予備路線



2 情報計画

令和2年3月
鳥取県危機管理局

1 計画の目的

この計画は、原子力災害時における陸路避難（車両による避難）において、避難の各段階における避難の実施に影響を及ぼす道路等の状況を明らかにして、円滑な住民避難に必要な状況判断に資することを目的とする。

2 計画の位置づけ

この計画は、情報運用の構築、情報資料を有する各機関等の役割、各機関に対する要求・要請、情報業務の運用要領等の必要な事項を定める。

その他計画に明記していない事項については、鳥取県地域防災計画〔災害予防編（共通）〕第3部情報通信広報計画による。

3 計画の範囲

（1）時間的範囲

警戒事態から避難完了までを時間的範囲とし、表1「期区分」のとおり避難準備間と避難実施間に期を区分する。

・表1「期区分」

ア 第1期（避難準備間）

島根原子力発電所において、原子力災害対策指針の警戒事態を判断するEALに該当する施設の故障が発生した場合から、全面緊急事態に至り、避難等の指示があるまでの間とする。

さらに、第1期を全面緊急事態に至る間（1-1期）と全面緊急事態において避難指示等（OIL2）が出されるまでの間（1-2期）とに区分する。

なお、1-1期については、警戒事態（自然災害のみを起因とした場合を除く）から全面緊急事態に至る間を24時間と設想する。

イ 第2期（避難実施間）

避難指示から避難完了までの間とする。

表1 期区分

期 区 分	第1期			第2期
	1-1期		1-2期	
緊急事態区分	EAL1	EAL2	EAL3	OIL2
	24時間		24時間	
設 想	24時間		24時間	168時間

（2）地理的範囲

津波・地震動・液状化等の影響により避難路への影響が懸念される弓浜半島内の以下に示す主要避難経路及び国道431号とし、UPZ内の避難に影響を及ぼす米子市街地等を含む島根原子力発電所から概ね40kmの区域を地理的範囲とする。

なお、弓浜半島内におけるその他避難路線への影響を早期に把握し、避難路線の決定等の判断に資する。

- ・ 国道431号（上道町～二本木）
- ・ 県道47号（米子境港線（上道町～加茂町））
- ・ 県道285号（米子空港境港停車線）

- ・その他迂回路となる県道・市道等

(3) 情報収集基準

ア 自動的な情報収集

自然災害が発生し、原子力災害対策指針の警戒事態を判断するEALに該当する施設の故障が発生した場合、本計画に基づいて自動的に情報収集を開始する。

イ その他県災害対策本部長が必要と判断した場合

4 情報収集要領

段階に応じて、組織的かつ継続的に情報収集し、常に最新の情報を明らかにする。

段 階	第 1 期		第 2 期
	1 - 1 期	1 - 2 期	
主 要 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 431 号は避難経路として使用できるか、使用できなければその復旧に要する時間 ・ 避難経路の検討に必要な道路被害状況（通行止め区間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討した避難経路の修正に必要な道路被害状況（通行止めの解除状況） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難を阻害する避難経路の渋滞状況 ・ 避難実施状況
そ の 他 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害箇所の程度と復旧に要する時間 ・ 迂回路に使用できる道路とその被害状況 ・ 道路工事による通行止め区間（応急仮復旧状況） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路復旧状況（通行止め解除状況） ・ 移動手段の確保状況 ・ 避難所の準備状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋滞を避けるための迂回路に関する情報 ・ 道路被災箇所の復旧状況（通行止め区間の解除状況） ・ 交通規制状況
収 集 手 段	車両（道路パトロール） ヘリコプター 道路監視カメラ ドローン 他道路管理者	車両（道路パトロール） ヘリコプター 道路監視カメラ ドローン 他道路管理者	道路監視カメラ 誘導員 車両（道路パトロール） ヘリコプター ドローン 他道路管理者

5 情報収集機関等

(1) 情報収集機関

機関	情報収集手段	要求・要請
国（中国地方整備局）	車両（道路パトロール）	道路被害情報
	ヘリコプター	道路被害情報、渋滞情報
県（西部総合事務所）	県現地対策本部	交通規制情報
	車両（道路パトロール）	道路被害情報
	誘導員	渋滞情報
	道路監視カメラ	道路被害情報、渋滞情報

県（県土整備部）	他道路管理者情報	道路被害情報、渋滞情報、交通規制情報
県（危機管理局）	ヘリコプター	道路被害情報、渋滞情報
	ドローン（自隊機）	道路被害情報、渋滞情報
	ドローン（民間機）	道路被害情報、渋滞情報
	自衛隊情報	道路被害情報
	対策本部	避難所開設状況、移動手段確保状況、交通規制情報（OFC）
警 察	本部	交通規制状況
	パトカー	道路被害情報、渋滞情報
	誘導員	渋滞情報
	ヘリコプター	道路被害情報、渋滞情報
	道路監視カメラ	道路被害情報、渋滞情報
	ドローン	道路被害情報、渋滞情報
米子市・境港市	市対策本部	避難実施状況、交通規制情報、避難状況

（2）収集項目

ア 第1期

発災後速やかに避難経路の管理施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否（復旧に要する時間）等の状況について情報収集を行い、避難実施計画が直ちに使用できるように準備する。

1－1期においては避難実施計画の概成に必要な情報を収集し、1－2期においては概成した避難実施計画を拡充して、必要に応じて所要の修正を加え、最終的な避難実施計画を完成させるのに必要な情報を収集する。

この際、区間通行止めが想定される場合は、迂回路に関する情報も収集する。

イ 第2期

関係機関が連携し避難車両等による渋滞の有無及び程度、交通規制及び緊急交通路指定等による通行制限の有無、使用の可否、避難状況等について情報収集を行う。

また、避難を状況の変改に対応して円滑に行うため、避難計画の充実（修正）に必要な避難実施状況及び状況の変化に関する情報を収集する。

（3）収集計画

県と関係機関は連携し、多様な情報収集手段により情報収集を行う。

	1－1期	1－2期	第2期
国（中国地方整備局）	◎	◎	◎
県（西部総合事務所）	◎	◎	◎
県（県土整備部）	○	○	○
県（危機管理局）	○	◎	○
警 察	○	○	◎
米子市・境港市	◎	◎	◎

6 情報収集の優先順位

あらかじめ計画された避難経路の情報収集を優先的に行うものとし、その優先順位については以下のとおりとする。

(1) 第1期

道路管理者等は弓ヶ浜半島内（UPZ内に加え、米子市街地等のUPZ内の避難に影響を及ぼす隣接する区域を含む）の避難経路について、被災の有無、通行の可否等を優先して情報収集を行うものとする。

この際、地震による警戒事態に該当した場合は、国道431号の避難経路としての使用の可否を早期に判断するため、国道431号に関する情報収集を優先する。

(2) 第2期

避難指示発出後、渋滞予想箇所等の避難経路上において渋滞の恐れがある地点の情報収集を優先して行うものとする。

渋滞の恐れがある地点は避難経路決定時にあらかじめ県と関係機関等で共有する。

7 主要避難経路の情報収集における留意点

(1) 主要避難区間

主要避難経路を図1のとおり17区画に分け、区間ごとに重点確認箇所を定め、特にヘリコプター等による航空偵察及び関係機関からの円滑な情報入手の資とする。

・ 図1「主要避難区間」

(2) 通行に支障を及ぼす恐れのある構造物等（第1期）

ア 通行に支障を及ぼす恐れのある構造物

道路管理者等の情報収集機関は、効率的に確認を行うため、あらかじめ指定した被災した場合に道路通行に支障を及ぼす恐れがある構造物について、道路の被災情報の情報収集を行う際に留意する。

イ 主要避難経路における構造物

構造物を県が委託した「弓ヶ浜半島防災幹線道路液状化対策等検討業務委託」報告書（平成26年8月、日本工営株式会社）に基づき、橋梁、地下道、マンホール、地下埋設管の道路横断箇所（下水道、上水道、工業用水、電力ケーブル、ガス管、電線共同溝、NTT、中海ケーブルテレビ）に基づき、表2及び図2～13のとおり区間ごとに指定する。

情報収集では、表3の各構造物の被災事例を参考にして効率的に行う。

・ 表2「主要避難経路における構造物」

・ 表3「構造物の被災事例」

・ 図3～13「構造物位置」

ウ 津波による通行への支障

地震による原子力災害の場合は、東側に位置し日本海沿いとなる国道431号について優先的に情報を収集する。

津波による通行の支障について、道路の直接被災（決壊、流出、破損等）及び間接被災（路上湛水、泥土堆積、漂流物堆積、流送物、沿道の火事等）についての情報を収集する。

この際、津波の襲来は時間差・地域差をもって発生するため、情報収集時の安全及び情報収集時期の適切について留意しなければならない。

・ 図2「津波浸水想定」

(3) 避難に影響を及ぼす渋滞発生予想箇所（第2期）

あらかじめ渋滞が予想される箇所を国土交通省中国地方整備局の「地域の主要渋滞箇所」に基づき選定し、渋滞状況をモニタリングする。

・表4「渋滞予想箇所」

8 報告

(1) 共通

報告系統等の報告要領は、地域防災計画に定める報告要領を基本とする。

報告は、定期的かつ状況の緩急に応じて随時に、各段階の情報の要求に応じて適時適切に行うものとし、また地図を用いるなど努めて簡明にするとともに、必要な事項は漏れなく包含し、時宜に適するようにしなければならない。

収集した情報及び情報資料は、一元的に処理を行い、情報として避難関係機関に提供する。位置に関する情報はUTM座標を使用するものとする。

(2) 第1期

各道路管理者（国、県、市）は収集した情報に基づく道路規制等情報（通行止め区間、交通規制期間、現場規制要領、開通見込み）について県（危機管理局）へ所定の様式により報告する。

情報収集活動は各機関の計画により発災後速やかに開始し、否定情報を含めて情報を入手の都度報告し、警戒事態（自然災害のみを起因とした場合を除く）に至ってから24時間以内に報告を完了すること。

(3) 第2期

県、警察本部、関係機関等は避難時に発生している渋滞、交通規制等避難に影響を及ぼす情報について確認の都度、速やかに県（危機管理局）へ所定の様式により報告する。

なお、報告にあたっては収集した情報（被災の有無及び程度、使用の可否、渋滞の有無及び程度等）をできるだけ詳細に報告することとし、交通規制等行う場合は地図等により区間等を簡潔に表すこととする。

9 情報の集約

(1) 共通

地域防災計画に定める集約方法を基本とする。

(2) 第1期

県（原子力班）は、県災害対策本部へ報告された道路状況等の情報を集約する。原子力班は集約された情報を基に渋滞、交通規制等に考慮し避難経路案等を決定する。

また、その後の被災箇所の復旧に伴う通行止め区間の解除等に基づき、決定した避難経路を必要に応じて修正する。

(3) 第2期

県（原子力班）は、県災害対策本部、OFC、実動組織現地合同調整所等へ報告された道路状況及び渋滞状況等の情報を集約する。原子力班は集約された情報を基に警察等の関係機関と調整を行い、必要に応じ迂回路を決定する。

(4) 情報の共有

集約した情報は、収集した機関及び国の現地対策本部と共有する。

表2 主要避難経路における構造物

※各構造物の位置等については、図2から図13までを参照

避難経路			区間	道路区分	浸水想定	点状構造物・埋設物			線状地下埋設物（道路横断箇所数）								
経路1	経路2	経路3				橋梁	地下道	マンホール	上水	下水	工水	電力	ガス	共同溝	N T T	テレビ	
○			区間1	国道 431号	—	5	0	24	13	9	2	7	6	0	3	0	
○			区間2		—	1	4	0	3	1	0	2	5	0	1	0	
○			区間3		浸水	4	2	4	8	1	3	3	2	0	1	0	
			区間4		浸水	9	0	1	6	3	0	0	0	0	0	0	
			区間5		浸水	5	0	3	5	9	5	1	0	0	1	0	
	○	○	区間6	米子 境港 線 (県道 47号)	(一部浸水)	1	0	21	9	5	0	1	0	0	4	0	
	○	○	区間7		—	0	0	0	4	0	0	3	0	0	2	0	
	○	○	区間8		—	0	0	0	5	1	0	0	0	0	1	0	
	○	○	区間9		—	0	0	7	8	8	0	1	0	0	7	2	
	○	○	区間10		—	0	0	0	3	0	0	2	0	0	1	0	
	○	○	区間11		—	0	0	23	9	6	0	3	0	0	5	0	
	○	○	区間12		—	1	0	52	13	25	0	6	7	5	8	0	
			計				27	6	135	86	68	10	29	20	5	34	2
			被災により構造物が道路通行に及ぼす影響の程度				大	大	中	小	小	小	小	小	小	小	小

表3 構造物の被災事例

構造物	要因	被災事例	対象となる構造物
道路	地震動	・ 揺れが大きな地域では、道路に大きなクラックが生じたり、部分的な隆起や陥没が生じる。特に、レンガ舗装道路は部分的にレンガがめくり上がる。	・ 国道431号、(主)米子境港線(全域)
	液状化	① 液状化し、マンホールや上下水道管、電話線管等の地下埋設物が浮き上がり、それに伴い道路にクラックや段差が発生。	・ 国道431号、(主)米子境港線 ・ マンホール ・ 地下道 ・ 地下埋設管の道路横断箇所(工業用水、上水、下水、電力、ガス、共同溝、NTT、中海テレビ)
		② 道路直下の地盤が液状化して、道路の沈下・陥没が発生。また、緩やかな傾斜がある場所では、側方流動を起こす。	
		③ 液状化に伴い噴砂が生じて、車のタイヤが埋まる程の土砂が堆積。また、噴砂後に道路の隆起や沈下・陥没が発生。	
		④ 液状化に伴い地下埋設物の水道管が破損し、道路上に水が溜まる(冠水状態)。	
		⑤ 道路盛土を貫通するボックスカルバートの両脇で盛土の沈下と道路の陥没が生じる。ボックスカルバートの結合部分に10cm程度の隙間が生じる。	
		⑥ 堤防直下の基礎地盤が液状化し、それに伴い堤防天端はクラックを生じ、堤体が滑る。	
	津波	① 津波によって道路の洗掘が発生。また、部分的にアスファルトコンクリートが剝離。	・ 国道431号(区間3～区間5)
		② 津波後に海水の浸水が発生し、海水が引かない状態が継続。特に、満潮時は浸水範囲が広範囲に及ぶ。(津波だけでなく、地震動による広域地盤沈下も要因の1つと考えられる。)	
		③ 津波により流されてきた流送物(瓦礫、土砂、倒木、車、漁船、家屋等)によって道路が塞がれる。	
		④ 津波によって河川堤防が決壊して堤内側に海水が浸入している。また、津波による河川堤防の洗掘が発生。	
	橋梁	地震動	① (※S55以前の基準、耐震補強なし) RC橋脚の軸方向鉄筋の段落し部に損傷。施工時に鉄筋の本数縮減をした段落し部では、損傷が著しい。
② (※S55以前の基準、耐震補強なし) 軸方向鉄筋の少ないRC下部構造の躯体の損傷。軸方向鉄筋が入っていない箇所もしくは少ない箇所については、大きなひび割れが発生。			
③ (※S55以前の基準、耐震補強なし) 支承本体の破損(破断やズレ等)。			
④ (※S55以前の基準、耐震補強なし) 支承取付周辺部位の損傷。また、支承下部の橋座に大きなせん断ひび割れが発生し、支承と上部構造の境界部でせん断破壊が発生。			
⑤ (※S55以前の基準、耐震補強なし) 上部構造の横溝や弦材の損傷。また、地震の揺れによる座屈や鋼材の破断等が発生。			
⑥ (※兵庫県南部地震以降の基準) ゴム支障の破断やズレ等の被害が発生。			
⑦ (※兵庫県南部地震以降の基準) 橋台背面の盛土の沈下が発生し、橋と道路の間で段差や隙間が発生。			
液状化	・ 橋台背面の盛土が液状化して、橋と道路の間に段差ができ、橋台周辺の地盤から噴砂が発生。また、橋台周辺にクラックが発生。	・ 橋梁	
津波	① 橋梁の上部構造が流出。	・ 橋梁(区間3～区間5)	
	② 橋梁の下部構造が流出、転倒。		
	③ 橋台の背面土(盛土)が流出。		
	④ 橋脚周辺や橋梁の基礎が洗掘。		
	⑤ 側道橋(歩道橋・側道橋)が流出。		

表4 渋滞予想箇所

区間名		箇所名 (UTM座標)
1	国道 181 号 (麴町地区～富士見町地区)	① 総合事務所前(491218)
		② 公会堂前(489222)
2	国道 431 号 (大篠津地区～米子 I C)	① 大篠津町(427294)
		② 鉄工団地入口(464264)
		③ 河崎(467258)
		④ 卸団地入口(488250)
		⑤ 新開 2 丁目(500246)
		⑥ 皆生(509243)
		⑦ 労災病院入口(516241)
		⑧ 日吉津東(535235)
		⑨ 二本木(538233)
		⑩ 米子自動車道入口(546214)
3	国道 9 号 (陰田町～二本木)	① 陰田町(475199)
		② 加茂町 2 丁目(489213)
		③ 西福原 1 丁目(494230)
		④ 中島中央入口(503224)
		⑤ 車尾小学校入口(510223)
		⑥ 車尾(513222)
		⑦ 熊党(524218)
		⑧ 大山入口(537226)
		⑨ 日吉津入口(537230)
4	県道 317 号	① 米原(483238)
5	県道 157 号	① 錦町 3 丁目(481231)
		② 義方町ローソン前(480230)
		③ 米子食品団地入口(474226)
6	県道 28 号	① 米子駅前(489213)
7	県道 285 号	① 幸神町(404304)
		② 下水道センター入口(414302)
8	米子市道	① 長田産婦人科(470240)

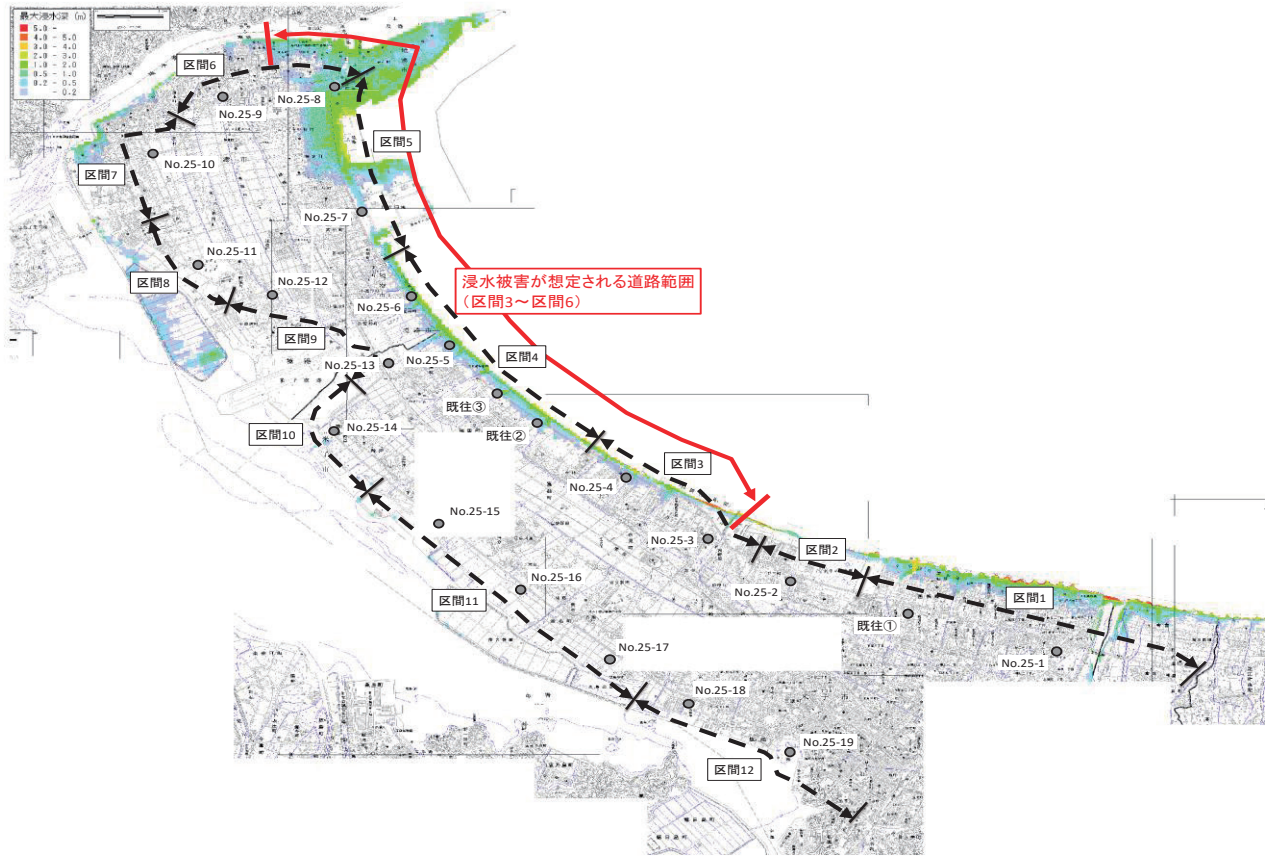
図1 主要避難区間



区間	道路区分	区間境界線上の交差点 (UTM座標)	
		起点	終点
区間 1	国道 431 号	二本木交差点 (538233)	卸団地入口交差点 (488250)
区間 2		卸団地入口交差点 (488250)	両三柳団地交差点 (473255)
区間 3		両三柳団地交差点 (473255)	富益町交差点 (446276)
区間 4		富益町交差点 (446276)	新屋町交差点 (414313)
区間 5		新屋町交差点 (414313)	上道町交差点 (407343)
区間 6	米子境港線 (県道 47 号)	上道町交差点 (407343)	芝町 (384334)
区間 7		芝町 (384334)	渡公民館前交差点 (381320)
区間 8		渡公民館前交差点 (381320)	竜が山公園前の交差点 (395306)
区間 9		竜が山公園前の交差点 (395306)	大篠津町交差点 (412289)
区間 10		大篠津町交差点 (412289)	県道 300 号との交差点 (416271)
区間 11		県道 300 号との交差点 (416271)	米子水鳥公園入口前交差点 (450240)

区間 1 2		米子水鳥公園入口前の交差点 (450240)	加茂町 2 丁目交差点(489213)
区間 1 3	県道 2 号	昭和町交差点(408346)	米子空港境港停車場線 (391348)
区間 1 4	県道 285 号 県道 271 号 県道 178 号	米子空港境港停車場線(391348) 米子鬼太郎空港(408302) 下水道センター入口(414302)	米子鬼太郎空港(408302) 下水道センター入口(414302) 大篠津線交差点(421289)
区間 1 5	県道 246 号	大根島入口 (渡余子停車場線) (380240)	島根県県境
区間 1 6	境港市道	米子空港境港停車場線(389347)	西工業団地入口交差点(378332)
区間 1 7	米子市道	大篠津線交差点(412289)	鉄工団地入口交差点(464264)

図2 津波浸水想定



区間	道路区分	箇所	最大浸水深
区間 1	国道 431 号	—	—
区間 2		—	—
区間 3		○	3.0m～4.0m
区間 4		○	2.0m～3.0m
区間 5		○	2.0m～3.0m
区間 6	米子境港線 (県道 47 号)	○	2.0m～3.0m
区間 7		—	—
区間 8		—	—
区間 9		—	—
区間 10		—	—
区間 11		—	—
区間 12		—	—
計		4	

図3 橋梁位置



区間	道路区分	箇所数	位置 (UTM座標)
区間1	国道431号	5	1-1(526237)、1-2(526238)、1-3(522239)、1-4(518240)、1-5(490245)
区間2		1	2-1(475254)
区間3		4	3-1(465261)、3-2(457269)、3-3(452272)、3-4(447275)
区間4		9	4-1(438282)、4-2(432287)、4-3(429291)、4-4(426295)、4-5(432298)、4-6(419303)、4-7(417307)、4-8(415310)、4-9(414313)
区間5		5	5-1(411320)、5-2(408330)、5-3(407333)、5-4(407340)、5-5(407343)
区間6	米子境港線 (県道47号)	1	6-1(392343)
区間7		0	—
区間8		0	—
区間9		0	—
区間10		0	—
区間11		0	—
区間12		1	12-1(477223)
計		26	

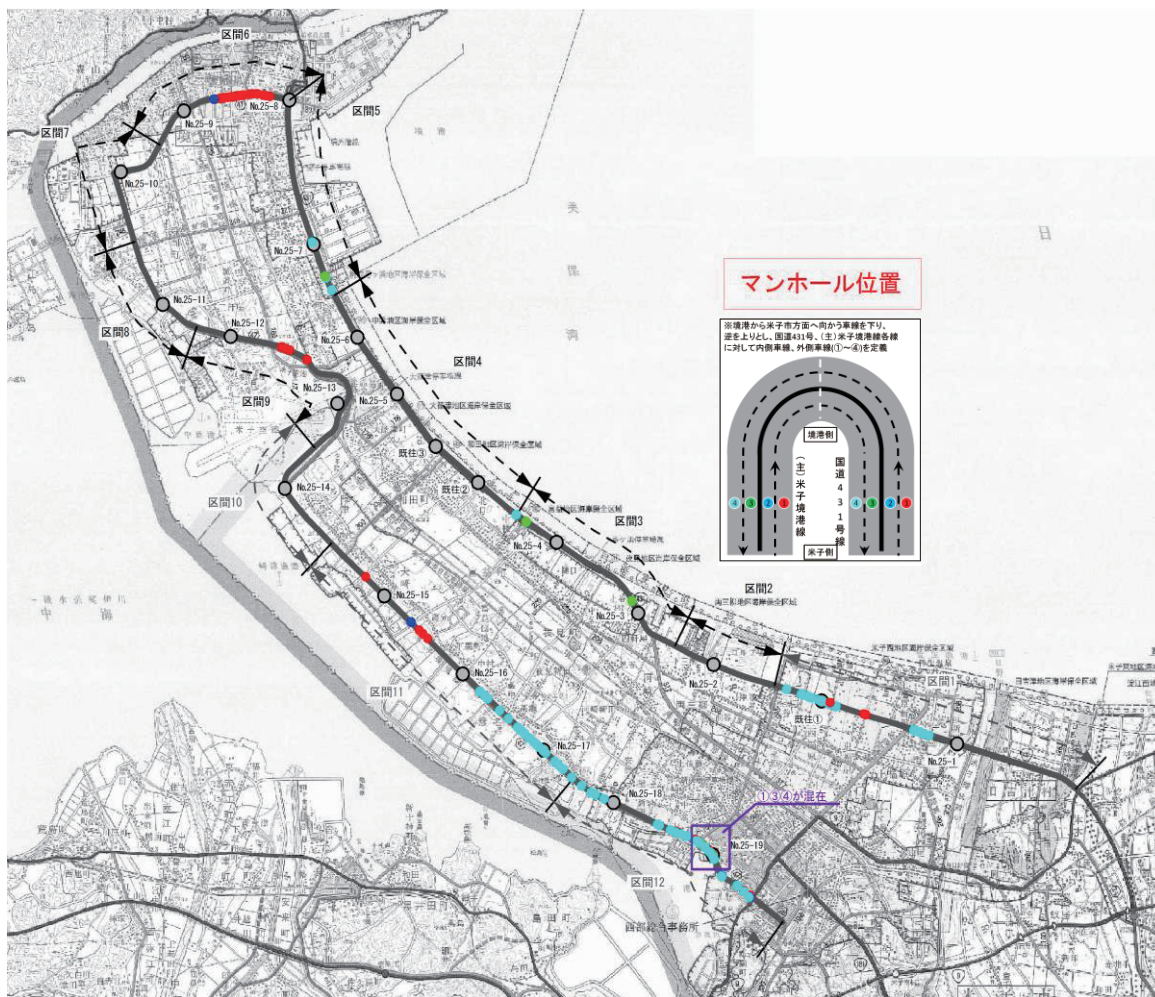
※地点重複を含む

图4 地下道位置



区間	道路区分	箇所数	位置 (UTM座標)
区間 1	国道 431 号	0	—
区間 2		4	2-1(485250)、2-2(478253)、2-3(475255)、2-4(473255)
区間 3		2	3-1(470257)、3-2(467258)
区間 4		0	—
区間 5		0	—
区間 6	米子境港線 (県道 47 号)	0	—
区間 7		0	—
区間 8		0	—
区間 9		0	—
区間 10		0	—
区間 11		0	—
区間 12		0	—
計		6	

図5 マンホール位置



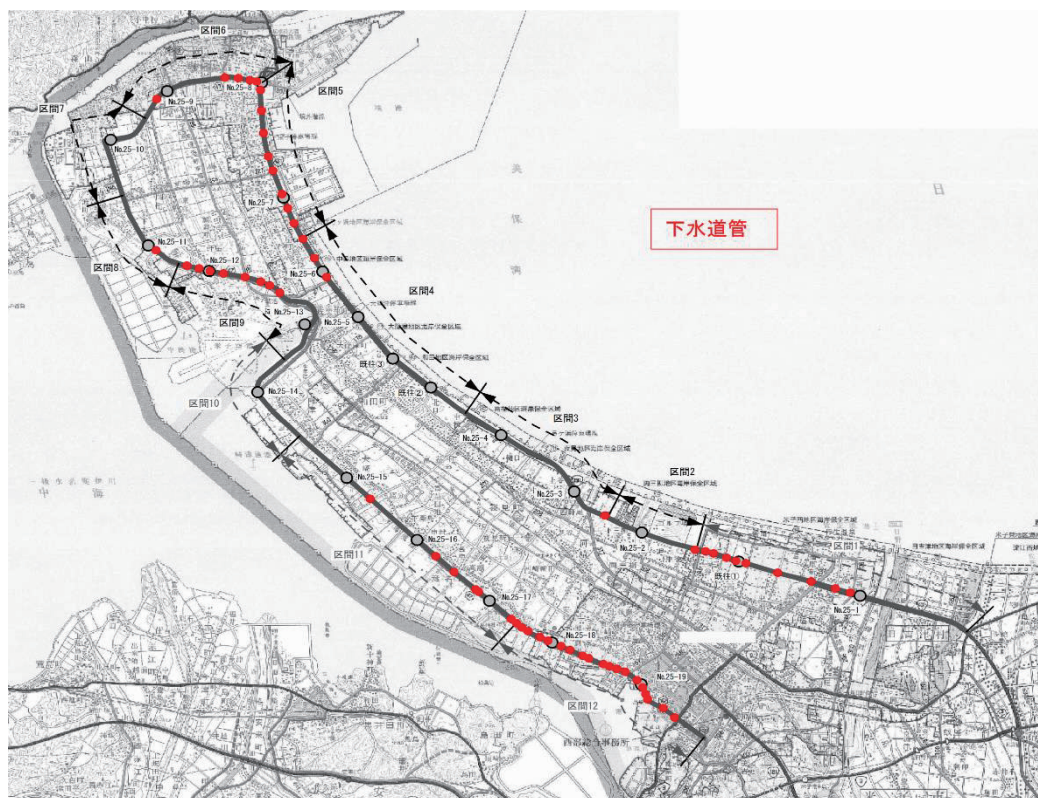
区間	道路区分	箇所数	位置 (UTM座標)
区間 1	国道 431 号 米子境港線 (県道 47 号)	2 4	(510243)、(506244)、(493248) 付近に点在
区間 2		0	—
区間 3		4	3-1・2(463263)、3-3・4(446276)
区間 4		1	4-1(445276)
区間 5		3	5-1(414312)、5-2(413315)、5-3(410321)
区間 6		2 1	(405343)～(394343) 間に点在
区間 7		0	—
区間 8		0	—
区間 9		7	(404304)～(410301) 間に点在
区間 10		0	—
区間 11		2 3	(419268)、(426260) 付近、(435252)～(449239) 間に点在
区間 12		5 2	(449239) から (483217) に点在
計		1 3 5	

図6 上水道（道路横断箇所）



区間	道路区分	箇所数	位置 (UTM座標)
区間 1	国道 431 号 米子境港線 (県道 47 号)	1 3	(518240) ~ (488250) に点在
区間 2		3	2-1 ~ 3 (473255) 付近
区間 3		8	3-1 ~ 4 (467258) 3-5 ~ 6 (463264) 3-7 (459268) 3-8 (448274)
区間 4		6	4-1 (435285)、4-2 (427293)、4-3・4 (420302) 4-5・6 (416309)
区間 5		5	5-1 (413314)、5-2 (409325)、5-3 (408329)、5-4 (407336)、5-5 (407343)
区間 6		9	(404343) ~ (386337) に点在
区間 7		4	7-1 (384334)、7-2・3 (377331)、7-4 (380324)
区間 8		5	8-1 (381320)、8-2 (381318)、8-3 (387310)、8-4 (390307)
区間 9		8	9-1・2・3 (398305)、9-4・5・6 (404304)、9-7 (410301)、9-8 (414291)
区間 10		3	10-1 (411288)、10-2・3 (408278) 付近
区間 11		9	11-1 (410275)、11-2 (419268)、11-3・4 (426260)、11-5 (435252)、11-6 (439248)、11-7 (444244)、11-8 (446242)、11-9 (448240)
区間 12		1 3	(449239) から (483217) に点在
計		8 6	

図7 下水道（道路横断箇所）



区間	道路区分	箇所数	位置 (U T M座標)
区間 1	国道431号	9	1-1(516241)、1-2(513242)、1-3(509243)、1-4(504245)、1-5~9(492248) 付近
区間 2		1	2-1(487250)
区間 3		1	3-1(470257)
区間 4		3	4-1(419304)、4-2(417307) 4-3(414312)
区間 5		9	5-1(413315)、5-2(412318)、5-3(411321)、5-4(409325)、5-5(408328) 5-6(407333)、5-7(407337)、5-8(407342)
区間 6	米子境港線 (県道47号)	5	6-1~4(406343~404343) 付近、6-5(388340)
区間 7		0	—
区間 8		1	8-1(390307)
区間 9		8	9-1~4(395306~400305) 付近、9-5~8(404304~410302) 付近
区間 1 0		0	—
区間 1 1		6	11-1(415271)、11-2(439248)、11-3(442246)、11-4・5(446242) 11-6(448240)
区間 1 2		2 5	(449239) から (483217) に点在
計		6 8	

※地点重複を含む

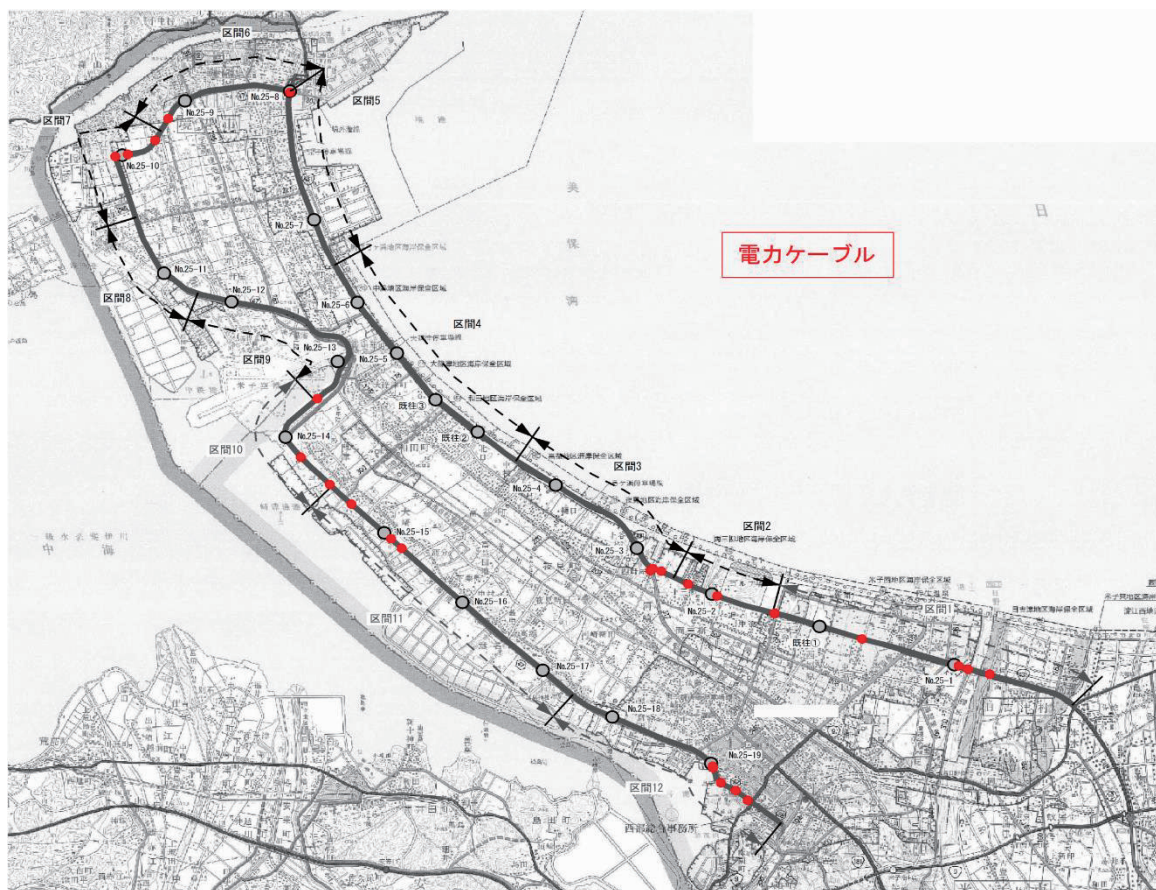
図8 工業用水（道路横断箇所）



区間	道路区分	箇所数	位置 (UTM座標)
区間 1	国道 431 号 米子境港線 (県道 47 号)	2	1-1(504249)、1-2(490250)
区間 2		0	—
区間 3		3	3-1・3-2(466360)付近、3-3(447275)
区間 4		0	—
区間 5		5	5-1(413315)、5-2(411320)、5-3(407333)、5-4(407340)、5-5(407343)
区間 6		0	—
区間 7		0	—
区間 8		0	—
区間 9		0	—
区間 10		0	—
区間 11		0	—
区間 12		0	—
計		10	

※地点重複を含む

図9 電力ケーブル（道路横断箇所）



区間	道路区分	箇所数	位置 (UTM座標)
区間1	国道 431 号	7	1-1 (524234)、1-2 (520240)、1-3 (519240)、1-4 (504245)、1-5 (488250)
区間2		2	2-1 (475254)、2-2 (473255)
区間3		3	3-1・2・3 (467258)
区間4		0	—
区間5		1	5-1 (407343)
区間6	米子境港線 (県道 47 号)	1	6-1 (386337)
区間7		3	7-1 (384334)、7-2・3 (378332)
区間8		0	—
区間9		1	9-1 (411288)
区間10		2	10-1 (408278)、10-2 (411275)
区間11		3	11-1 (416271) 11-2 (422264)、11-3 (425262)
区間12		6	12-1 (476224)、12-2 (478221)、12-3 (481219)、12-4 (482218)
計		29	

※地点重複を含む

図10 ガス管（道路横断箇所）



区間	道路区分	箇所数	位置 (UTM座標)
区間1	国道431号	6	1-1(516241)、1-2・3(509243)、1-4(507244)、1-5(504245)、1-6(488250)
区間2		5	2-1~5(435254~472256)
区間3		2	3-1(469257)、3-2(467258)
区間4		0	—
区間5		0	—
区間6	米子境港線 (県道47号)	0	—
区間7		0	—
区間8		0	—
区間9		0	—
区間10		0	—
区間11		0	—
区間12		7	12-1(452237) 12-2・3(458233)、12-4(474226)、12-5(476224)、12-6(478220)、12-7(481219)
計		20	

※地点重複を含む

図 1 1 共同溝（道路横断箇所）



区間	道路区分	箇所数	位置 (UTM座標)
区間 1	国道 431 号	0	—
区間 2		0	—
区間 3		0	—
区間 4		0	—
区間 5		0	—
区間 6	米子境港線 (県道 47 号)	0	—
区間 7		0	—
区間 8		0	—
区間 9		0	—
区間 1 0		0	—
区間 1 1		0	—
区間 1 2		5	12-1~5(476223~483217)
計		5	

※地点重複を含む

図 1 2 NTT (道路横断箇所)



区間	道路区分	数	座標 (UTM)
区間 1	国道 4 3 1 号	3	1-1(509243)、1-2(496247)、1-3(488250)
区間 2		1	2-1(473255)
区間 3		1	3-1(467258)
区間 4		0	
区間 5		1	5-1(410320)
区間 6	米子境港 線 (県道 4 7 号)	4	6-1(407343)、6-2(400344)、6-3(397348)、6-4(390342)
区間 7		2	7-1(384334)、7-2(377332)
区間 8		1	8-1(381320)
区間 9		7	9-1~5(404304~410302)、9-6(414291)、9-7(411288)
区間 1 0		1	10-1(408278)
区間 1 1		5	11-1(410275)、11-2(415271)、11-3・4(425262)、11-5(442246)
区間 1 2		8	12-1(449239)、12-2(452237)、12-3(464230)、12-4(474226)、 12-5・6・7(478220) 付近、12-8(483217)
計		3 4	

※地点重複を含む

図 1 3 中海ケーブルテレビ（道路横断箇所）



区間	道路区分	箇所数	位置 (UTM座標)
区間 1	国道 431 号	0	—
区間 2		0	—
区間 3		0	—
区間 4		0	—
区間 5		0	—
区間 6	米子境港線 (県道 47 号)	0	—
区間 7		0	—
区間 8		0	—
区間 9		2	9-1(415300)、9-2(417296)
区間 10		0	—
区間 11		0	—
区間 12		0	—
計		2	

3 島根原子力発電所に係る 「避難行動要支援者」避難計画

令和元年 7 月
鳥取県福祉保健部

目 次

I 総論	
1 避難行動要支援者とは	39
2 本計画と他計画との関係	39
3 本計画の対応期間	39
II 避難指示・避難	
1 避難情報の伝達	39
2 在宅の避難行動要支援者情報の把握	39
3 県と市町村との役割分担	39
4 避難行動要支援者の関係団体との連携	39
5 避難行動要支援者の避難パターン	40
6 避難退域時検査	40
7 U P Z 外の防護措置	41
III 広域福祉避難所	41
IV 輸送	43
V 避難支援者の確保	44
VI 避難対策	
1 「避難行動要支援者」避難支援センター	45
2 県保健医療福祉対策本部	48
3 関係機関等連絡先	49

<留意>

県では障がいのある方の思いを大切にし、共生社会の実現を推進するという観点から、「障害」を「障がい」と表記することとしています。

なお、法律名、条例名、法律等で使用されている用語、固有名詞などには適用していません。ことから、本計画において「障害」「障がい」の記載があります。

< I 総論 >

1 避難行動要支援者とは

本計画における「避難行動要支援者」とは、島根原子力発電所（以下「島根原発」という。）に係る緊急時防護措置を準備する区域（概ね半径30km）（以下「UPZ内」という。）に所在する社会福祉施設・医療機関に入所または入院中の者及び在宅の自ら避難することが困難な者（社会福祉施設への通所者も含む。）であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

2 本計画と他計画との関係

本計画は、「鳥取県地域防災計画」及び「鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）」（以下「両計画」という。）に基づき、避難行動要支援者の避難に係る支援について定めるものである。

本計画に定めのない事項は両計画及び関連する他の計画に準じるものとする。

3 本計画の対応期間

本計画は、避難行動要支援者の避難生活段階のうち災害発生後概ね1か月について定めたものである。

避難が1か月を超える長期の場合の避難者支援は、避難者及びその家族の意向をふまえ、米子市及び境港市（以下「両市」という。）と県関係所管課が、施設入所者については避難前に入所していた施設を含め、対応を検討するものとする。

< II 避難指示・避難 >

1 避難情報の伝達

避難行動要支援者への避難指示の伝達は、両市が行う。

避難行動要支援者のうち施設に入所・通所又は入院・通院している者については、両市が当該入所・通所又は入院している施設（以下「入所等施設」という。）の管理者に対して伝達する。

また、在宅の避難行動要支援者については、両市が避難行動要支援者の身体状況等に配慮した伝達方法により伝達を行う。（例：手話、要約筆記、聴覚障がい者へのメール活用や視覚障がい者への声かけによる情報伝達など）

なお、県・両市は島根原発から概ね30キロメートルの入所等施設に対し、情報入手に万全を期すため、あんしんトリピーメールの登録など複数の入手手段を確保することを平常時より注意喚起する。

2 在宅の避難行動要支援者情報の把握

両市は、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得て、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、個人情報の適切な運用に努める。

3 県と市町村との役割分担

- (1) 県は、両市に対して、避難手段の確保、避難に必要な人員や車両の派遣、避難先情報の提供などを通じて、避難行動要支援者の避難を支援する。
- (2) 両市は、在宅の避難行動要支援者へ避難指示を行い、直接又は一時集結所を経て広域避難所へ避難させる。
- (3) また、両市は、避難対象の施設の管理者に対して避難指示を行い、入所者の広域福祉避難所への避難や通所施設利用者の家族等への引き渡しが行われるようにする。

4 避難行動要支援者の関係団体との連携

両市は、必要に応じて避難行動要支援者の関係団体等の協力を得て、避難が円滑に行われるよう努め

る。

放射線防護対策施設を整備している施設においては、状況に応じ放射線防護対策施設を利用する。

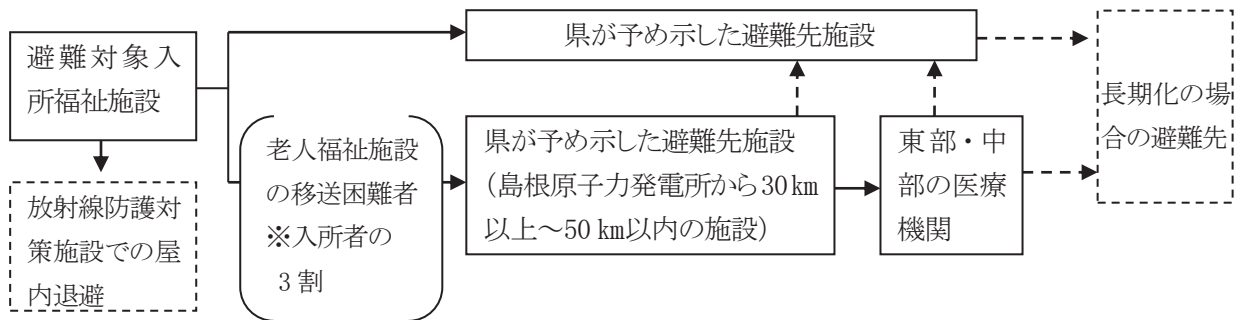
5 避難行動要支援者の避難パターン

避難行動要支援者の避難は、次により行うことを基本とする。

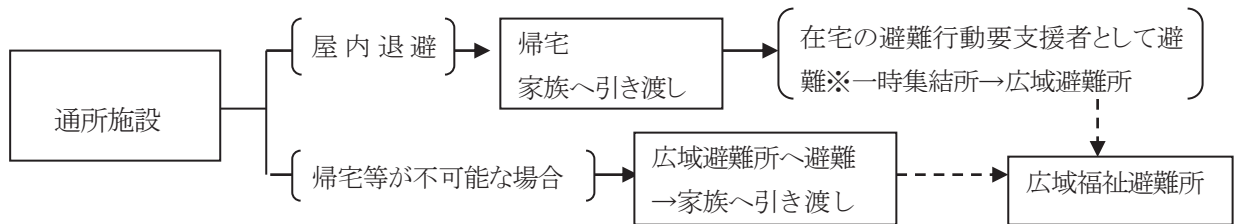
なお、避難対象の入所福祉施設（以下「避難対象入所福祉施設」という）の入所者以外の避難行動要支援者は、広域避難所において広域福祉避難所への輸送が望ましいと判断された者のうち、その身体状況等に応じて優先順位の高い者より輸送する。

※避難の際は適宜時点修正する別途作成の避難先一覧等参照

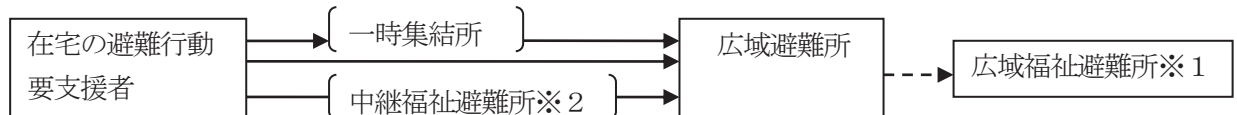
□パターン1（福祉施設の入所者の避難）



□パターン2（在宅の避難行動要支援者：通所施設利用時における避難）



□パターン3（在宅の避難行動要支援者の避難）



※1 広域福祉避難所へ避難する者は、広域避難所において広域福祉避難所への輸送が望ましいことが確認された者に限る。

※2 県は、境港市在住の在宅の避難行動要支援者のうち長時間の移動が困難な者のため、避難経路上の大山町、伯耆町内に一時的に立ち寄り可能な福祉避難所（以下「中継福祉避難所」という。）を確保する。

□パターン4（医療機関入院者の避難）

避難対象医療機関 → マッチング先医療機関（重症者が中心）※

※避難に当たり早期退院が可能な者は、自宅に帰宅した後に広域避難所への避難も想定。

6 避難退域時検査

避難等の際に、避難される方の汚染状況を確認することを目的として、避難退域時検査を行う。検査は次のとおり行うこととするが、避難行動要支援者に対しては、健康上の配慮が必要であり、この検査によって健康リスクが高まると判断される場合には、避難先等にそのまま向かい、そこで健康上の配慮

を行いつつ検査を行うものとする。なお、放射性物質の放出前に予防的に避難した場合には、検査は要さない。

(1) 在宅の避難行動要支援者

避難支援者とともに避難する際に、避難経路上に設けられた会場にて実施する。

(2) 施設等入所者

避難経路上に設けられた会場にて実施する。

7 UPZ外の防護措置

UPZ外においては、UPZ内と同様に事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。また、避難等の防護措置が必要となった場合は、UPZ内と同様の枠組により対応を行う。

<Ⅲ 広域福祉避難所>

(1) 設置

長期的な避難の必要性等が確定するまでの間、一時的に介護等の支援が必要な避難行動要支援者を受け入れるため、県は東部地区・中部地区の市町に予め広域福祉避難所を確保し、広域福祉避難所の開設計画に基づき、該当市町に開設を依頼する。

県は、境港市在住の避難行動要支援者のうち長時間移送が困難な者がある場合は、大山町及び伯耆町に対し、1～2日程度滞在可能な中継福祉避難所の開設を依頼する。

(2) 受入対象者

なお、避難行動要支援者のうち社会福祉施設の入所者については、輸送が入所者の負担にならないよう配慮し、一般の住民と異なり、原則、米子市は東部地区の、境港市は中部地区の予め定めた広域福祉避難所に避難することとする。

在宅の避難行動要支援者については、介護職員の確保など受入体制を一斉に確保することが困難なことが想定されることから、両市が各自治会区に割り当てた広域避難所において、介護の度合、家族状況、身体状況等により優先度の高い者から広域福祉避難所へ輸送される。

(3) 運営

広域福祉避難所は避難先市町が設置運営し、避難元の両市及び県が当該避難所の運営に協力する。

また、市町のみで広域福祉避難所が不足するときは、県は県営施設に広域福祉避難所を開設し、管理運営する。ただし、当該広域福祉避難所が、広域避難所に併設される場合は、両市は運営に協力する。併せて県は、民間の宿泊施設を広域福祉避難所として確保する。

(4) 対象者

広域福祉避難所は、原則、以下に該当する避難行動要支援者を受け入れる。

ア 避難前に次の福祉施設等に入所していた者

特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム（高齢者）、ケアハウス、短期入所生活介護施設、障害者支援施設、グループホーム（障がい者）

イ 在宅の避難行動要支援者のうち、次に該当し広域避難所では生活が困難な者

- ・広域避難所の建物の構造上、生活に支障をきたす者

例：車いす利用者であるが指定の広域避難所には障がい者用トイレがない、段差が多いなど

- ・介護を要する度合いの高い者（概ね要介護度4以上）

- ・その他病気、障がい等により特別な配慮を要する者（ただし、治療や医療的ケアが必要な者は医療機関を利用する）

- ・精神障がい等により集団生活が困難な者
- ・妊産婦、2歳未満の乳幼児及びその母親（もしくは母親に代わる保護者）

（５）運営と体制

ア 避難対象入所福祉施設の職員

避難対象入所福祉施設の管理者は、職員に対して避難先の広域福祉避難所（入所福祉施設等）における介護などについて協力を求める。

広域福祉避難所における円滑な受入及び入所者への環境変化の影響等を考慮し、避難後一定期間は必ず職員を配置するものとする。

イ その他県内施設の職員

避難対象区域外に所在する入所・通所施設は、広域福祉避難所と広域避難所又は広域福祉避難所間における避難行動要支援者の輸送に必要な車両の提供及び職員の派遣について協力する。

ウ 避難先市町

- ・避難先の市町は、広域福祉避難所（大山町及び伯耆町においては中継福祉避難所）を運営する。
- ・避難先の市町は、広域避難所に避難した者のうち広域福祉避難所への輸送が必要な者（以下「広域福祉避難所輸送者」という。）について、両市とともに確認を行う。

エ 避難元市（両市）

- ・両市は、広域福祉避難所に職員を配置し、その運営に協力する。境港市は、中継福祉避難所に職員を配置し、その運営に協力する。
- ・両市は、広域避難所で広域福祉避難所への輸送者について確認し、輸送先の広域福祉避難所が決定された場合に、広域福祉避難所への輸送者及びその家族と調整を行う。
- ・両市は、避難先施設と避難元施設の施設種別が異なる入所者について、県が施設種別を是正するため他施設への移動を求めた場合は、本人又は家族と調整する。
- ・両市は、在宅の避難行動要支援者のうち入所施設への輸送が不可欠な者が生じたときは、避難先施設の入所者の中で調整を検討し、調整結果を県に報告する。
- ・両市は、避難先施設に避難している施設入所者が、特別な事情等により東部、中部の区域を越えた避難先施設の変更が生じた場合は、両市間で調整の上、調整結果を県に報告する。

オ 県

県は鳥取県社会福祉協議会と連携し、「避難行動要支援者」避難支援センター（以下「避難支援センター」という。）を設置し、以下のとおり担当する。

- ・県は市町が運営する広域福祉避難所の設置・運営に協力するほか、受入施設が不足する場合は、県営施設を利用して広域福祉避難所の管理運営を行う。
- ・県は広域福祉避難所で必要な食糧、資器材等を調達する。
- ・県は、広域福祉避難所で不足する介護職員等の確保に努める。
- ・県は、在宅の避難行動要支援者の広域福祉避難所での円滑な受入を図るため、両市と協力し広域避難所において、広域福祉避難所への輸送者の有無を確認する。併せて、輸送先となる広域福祉避難所と受け入れに係る調整を行う。
- ・県は広域福祉避難所（入所福祉施設）から相談等を受け付ける。
- ・県は、広域福祉避難所所在の市町と連絡調整を行い、避難行動要支援者の避難生活に支障が生じないよう努める。
- ・県は、県内の広域福祉避難所に係る情報を収集するとともに、広域福祉避難所（入所福祉施設）が不足する場合に備え、他県を通じて避難先入所施設の情報を収集する。

カ 鳥取県社会福祉協議会

県と連携し、「避難行動要支援者」避難支援センターを設置し、以下のとおり担当する。

- ・広域福祉避難所の運営が円滑に行われるよう、不足する介護職員等に係る県内施設への派遣依頼及び調整や必要な資器材等の対応について県と連携して行う。
- ・在宅の避難行動要支援者のうち、広域避難所から広域福祉避難所への輸送者の輸送に必要な車両の調整を行う。
- ・広域福祉避難所で必要な運営ボランティアの確保、派遣調整を行う。

(6) 費用負担

- ア 広域福祉避難所（中継福祉避難所含む）の管理運営及び避難対象入所福祉施設の避難（輸送）時に要する費用は、避難先の市町が支弁するものも含め、原則、県（又は両市）が負担する。
- イ 広域福祉避難所が入所福祉施設である場合は、避難対象入所福祉施設の入所者の受入に要した経費は、介護サービス費や自立支援給付費が給付されることをふまえ、受け入れた入所福祉施設と避難対象入所福祉施設が協議し負担するものとする。（避難対象入所施設が入所福祉施設以外の広域福祉避難所に避難した場合は、原則、介護サービス費、自立支援給付費、その他公的支援の対象にはならない。）
その他経費及び手続等は、平成23年4月15日付け厚生労働省老健局総務課事務連絡「東日本大震災による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」により、対応するものとする。
- ウ 県内外の自治体から派遣された応援職員に係る費用は、災害救助法の規定に基づき求償される費用（時間外勤務手当・旅費）を除き、派遣元の自治体が負担する。

(7) 広域福祉避難所の確保

- ア 県は市町及び民間等宿泊施設の協力を得て、広域福祉避難所（中継福祉避難所を含む。）として利用できる施設を確保するため、東部・中部の市町に対し、広域福祉避難所として利用可能な施設の選定を予め依頼する。広域福祉避難所は、原則、次の設備等を備えた避難所等から市町が選定する。
- 【必須条件】
- ・段差がないか、またはスロープがある。
 - ・冷暖房設備が完備している。
 - ・障がい者に対応したトイレがある。
- 【あると望ましい条件】
- （複数階の建物にあっては）エレベータ、居室、湯沸かし、シャワー
- イ 県は、市町が広域福祉避難所として選定した施設及び県が選定した民間等宿泊施設について、別途広域福祉避難所利用計画を策定し、併せて広域福祉避難所を設置する市町に対し通知する。
- ウ 県は、避難先施設が不足する場合に備え、他県を通じて避難先の情報を収集する。

(8) 配慮事項

- 県は避難行動要支援者の状況に応じて、次のような人員配置の配慮を行う。
- ・保健師
 - ・手話通訳者
 - ・外国語通訳者（要介護等に該当する外国人は、本計画に含める。）
 - ・その他必要な援助が提供できる者

<IV 輸送>

県は、鳥取県広域住民避難計画第2章第2（6）避難の優先に基づき、予め県が確保することとして計画している輸送車両（以下「計画輸送車両」という）を、避難対象入所福祉施設等の避難指示時刻の2時間前までに施設に派遣する。

(1) 入所等施設の役割

避難対象入所福祉施設は、入所者を避難させるに当たり、計画輸送車両では対応できない場合及び30～50kmの範囲にある入所福祉施設へ避難する場合に必要な輸送車両の確保及び輸送方法を予め検討するものとする。

通所施設は、原則、屋内退避までに利用者を帰宅させるか施設において家族等に引き渡すが、引き渡し等ができなかった場合は、利用者の居住自治会区の広域避難所へ避難させることとし、輸送方法や輸送車両の確保について予め検討するものとする。

(2) 両市の役割

両市は、在宅の避難行動要支援者のうち一時集結所への移動が困難な者又は一時集結所を経由しないで広域避難所（境港市においては中継福祉避難所含む。）への避難が適当な者に係る輸送方法及び輸送車両を確保する。

(3) 県の役割

県は、以下（4）に掲げる関係団体に協力を依頼するとともに、国に対して確保を要請し、輸送手段を手配する。

(4) 関係機関への協力要請

ア 県内に所在する避難元施設以外の施設

県（福祉保健部）は、県内に所在する避難元施設以外の社会福祉施設等に対しても、必要に応じ車両の提供及び車両運転手の派遣について協力を求める。

イ バス

県（地域づくり推進部）はバス事業者等に対して、必要な車両の提供及び車両運転者の派遣について協力を求める。

ウ 福祉タクシー

県（福祉保健部）は福祉タクシーを保有する企業等に対して、当該車両の提供及び車両運転者の派遣について協力を求めるほか、福祉タクシーの保有状況及び派遣について中国運輸局に協力を求める。

エ 自衛隊

県（災害対策本部等）は、自衛隊に対して、保有する輸送資機材の提供及び必要に応じ前記のバス及び福祉タクシーの運転者の派遣について協力を求める。

オ 海上保安庁

県（災害対策本部等）は、海上保安庁に対して、その保有する船舶を利用した避難について協力を求める。

カ 中国電力株式会社

県（災害対策本部）は、避難行動要支援者の円滑な避難のため、中国電力に対して、輸送のための福祉車両等や運転手の確保について協力を求める。

<V 避難支援者の確保>

(1) 避難対象入所福祉施設

避難対象の入所福祉施設の管理者は、次のとおり入所者の避難にあたり必要な職員を確保するように努める。

- ・避難に用いる避難元施設の輸送車両の運転者
- ・避難時の同行者（以下「避難同行者」という。）

避難対象入所福祉施設の管理者は、予め定められた避難先施設へ県が派遣したバスにより輸送する場合は、高齢者施設については入所者5人につき、原則、1人以上の避難同行者（避難対象入所者が5人

未満であっても避難先一施設につき1人以上)を同行させるものとする。

また、避難対象入所福祉施設においては、避難先までの移動中に医療的なケアを要する入所者等がいる場合は、輸送時に必要な対策を講じるものとする。

なお、避難同行者自身が避難者となる場合も想定されることから、避難同行者は、避難区域外に居住する職員を優先させるなど、予め定めておくよう努める。また、避難同行者が不足するときは、同一法人内の他施設からの応援や県へ派遣を要請する。

(2) 両市の役割

両市は、独居もしくは避難時に家族等が不在の在宅の避難行動要支援者の円滑な避難のため、必要な協力体制を確保するよう努める。

(3) 県の役割

県は、避難対象の入所福祉施設の入所者の輸送(30～50kmの施設への移送困難者の輸送は除く)を円滑、迅速に行うため、サポートのための職員(原則4人1グループ)を東・中部地区の受入施設に派遣し、降車等の支援を行う。

<VI 避難対策>

1 「避難行動要支援者」避難支援センター

避難行動要支援者(医療機関入院者を除く。)の円滑な避難のために、県は県社協とともに「避難支援センター」を設置する。

(1) 避難支援センターの組織

避難支援センターの組織は次のとおりとし、事務局は社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に置き、その統括本部を県庁に置く。

- ・センター長 : 福祉保健部長 (県災害対策本部詰め)
- ・統括本部 : 県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課、長寿社会課、障がい福祉課 (県福祉保健部詰め)
- ・事務局長 : 県社協常務理事 (避難支援センター詰め)

(2) 避難支援センターの役割

避難支援センターは、避難行動要支援者の避難状況に係る情報を把握し、円滑な避難のために人員・資機材・車両の確保、広域福祉避難所の確保及び運営支援、避難先の調整を通じて両市を支援する。

ア 避難先施設に係る情報収集

避難先施設に係る次の情報を収集する。

- ・受入可能数
- ・避難対象入所福祉施設の入所者の受入にあたり不足する資機材(毛布、簡易ベッド、車椅子、備品、消耗品など)の数量
- ・受入にあたり必要な介護・看護職員の状況(職員派遣要請の有無等)

イ 避難対象入所福祉施設に係る情報収集

避難対象入所福祉施設に係る次の情報を収集する。

- ・避難する入所者の状況
- ・必要な支援者(運転士、介護職員、看護師等)の人数
- ・施設で対応できない場合の車両の状況(種別、台数、目的地)
- ・県が派遣する車両の施設到着状況
- ・避難状況(出発等の遅延、輸送中の事故等)

ウ 避難対象の施設のうちイ以外の施設に係る情報収集

通所施設利用者及び有料老人ホーム等入所者の避難状況に係る情報を収集する。

エ 在宅の避難行動要支援者に係る調整

在宅の避難行動要支援者の広域福祉避難所への輸送に当たり次の調整を行う。

- ・避難行動要支援者のうち広域福祉避難所への輸送者の集計及び輸送先施設のマッチング、調整
- ・広域福祉避難所への輸送手段の確保、広域福祉避難所（中継福祉避難所含む。）との連絡調整

オ 広域福祉避難所（民間宿泊施設）に関する情報収集

広域福祉避難所として利用する民間宿泊施設の空室状況に関する情報の収集

カ 応援可能情報の収集

県内施設から広域福祉避難所に対し応援を要請するにあたり、次の情報を収集する。

- ・提供が可能な資機材の内容と数量
- ・応援派遣が可能な職種と人数
- ・応援車両の派遣可能台数

キ 連絡調整

避難支援センターは、関係先と次のとおり情報伝達及び調整を行う。

（ア）避難先市町

避難行動要支援者の受入に関する連絡調整

（イ）避難元市

避難行動要支援者の避難に関する連絡調整

（ウ）災害対策本部

避難行動要支援者（避難対象施設入所福祉施設の入所者）の避難に必要な車両、避難及び広域福祉避難所で必要な人員の派遣、資器材等の確保に関する連絡調整

（エ）避難元施設

- ・避難指示時間内に避難ができない場合や不測の事態が発生した場合に関する連絡調整
- ・避難先が公共施設等である場合の避難生活に関する連絡調整
- ・施設の管理部門の移転先が確保できない場合について、福祉人材研修センターでの一時受入に関する連絡調整

（オ）広域福祉避難所

- ・避難行動要支援者の受入に関する連絡調整
- ・運営に係る連絡調整（介護・看護職員等、運営ボランティア、資器材の確保、問合せ等）

ク 県外施設への避難のための支援

（ア）情報の収集と提供

- ・県外施設への受入依頼に関する調整
- ・上記に係る情報を避難元市及び避難元施設に提供

（イ）避難の支援

- ・必要な車両、人員等の調整
- ・上記に係る応援の要請

ケ ボランティアセンターとの連携

広域福祉避難所の運営に必要なボランティアをボランティアセンターと連携して確保、派遣する。

（3）避難支援センターの人員配置 ※広域福祉避難所等現地で活動する職員は除く。

ア 原発事故等発生から避難指示後5日目まで

- ・統括本部：県職員8人1組で2交代制（24時間対応）
- ・避難支援センター：県職員4人1組で2交代（24時間対応）、県社協3人

イ 6日目以降～10日目まで

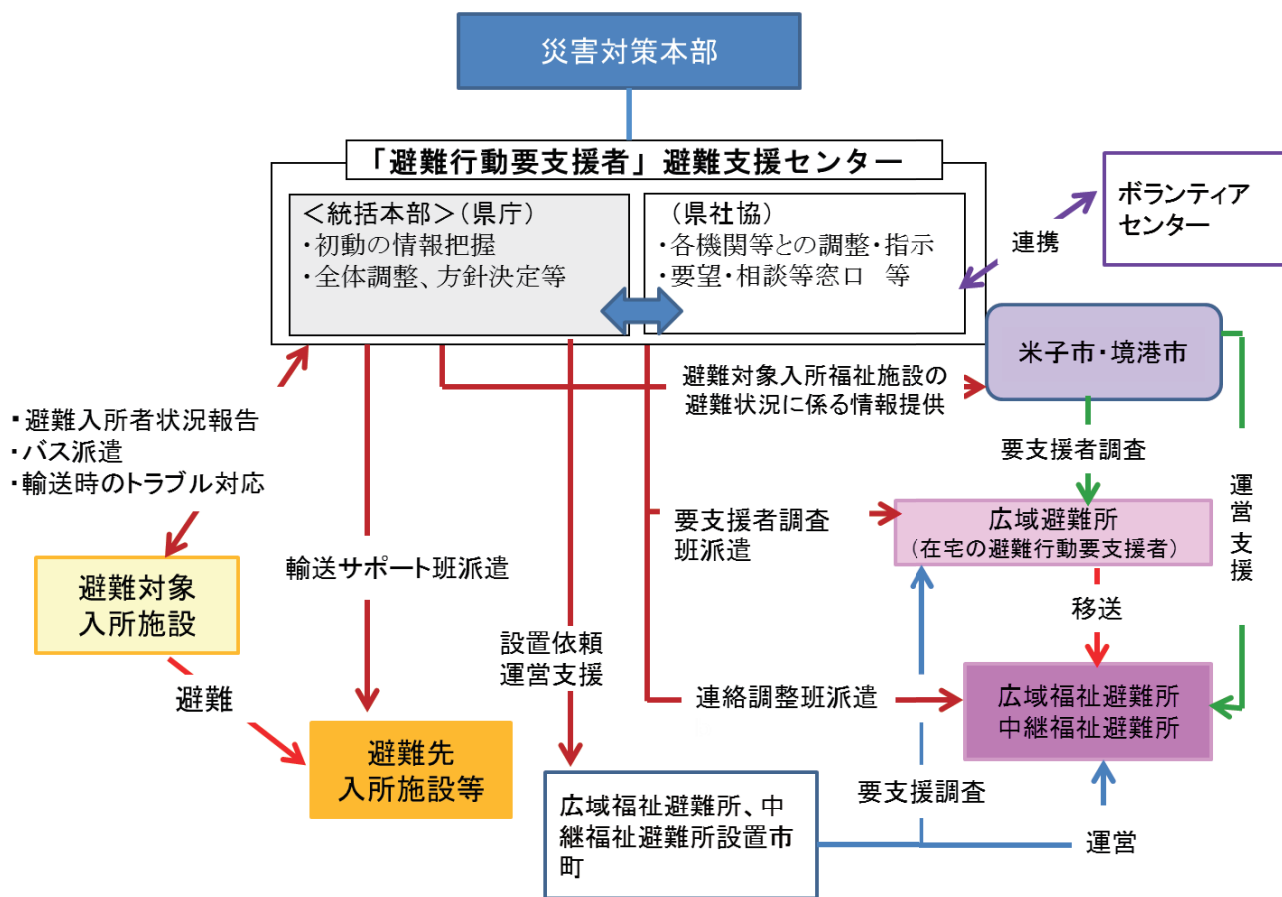
- ・統括本部：8人1組で2交代制（24時間対応）
- ・避難支援センター：県職員4人1組で2交代制（24時間対応）、県社協4人
※場合によって両市社協に協力を依頼

ウ 11日目を以降～1か月

- ・統括本部：6人1組で3交代制（24時間対応）
- ・避難支援センター：県職員4人1組（12時間対応：8：00～20：00）、県社協4人

<支援体制>

避難支援体制と主な流れ



<関係機関ごとの主な事務分担>

区分	～避難完了まで	避難後
県（統括本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象入所福祉施設等の避難状況管理 ・広域福祉避難所の設置依頼 ・避難先入所施設の資機材等要望対応 ・広域福祉避難所（宿泊施設）の受入調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域福祉避難所の運営支援 ・広域避難所における要支援者調査の支援 ・要支援者調査の結果による避難先の調整 ・広域福祉避難所の資機材の調達
東部：福祉保健部 中部：中部総合事務所福祉保健局 西部：西部総	【中部】 ・中部地区内の県機関の職員に係る、動員計画に基づく広域福祉避難所への連絡調整班の派遣に係る調整、管理	【中部・西部】 ・各地区内の県機関の職員に係る次の事項 ①動員計画に基づく広域福祉避難所への連絡調整班の派遣に係る調整、管理 ②動員計画に基づく要支援者調査班の広域避難所への派遣に係る調整、管理

合事務所福祉保健局	【東部・中部】 ・受入先の施設へ輸送サポート班として派遣 ・各広域福祉避難所への連絡調整要員としての派遣	【東部・中部・西部】 ・各広域福祉避難所への連絡調整要員としての派遣 ・各広域避難所への要支援者調査要員としての派遣
	【西部】 ・通所施設の避難状況とりまとめ	
避難支援センター(県社協)	・避難支援センターの設置 ・避難元施設の管理部門の受入調整 ・介護職員派遣に係る調査	・介護職員、ボランティア等の派遣・調整 ・広域福祉避難所の資機材等の要望とりまとめ ・広域福祉避難所移送者に係る輸送手段調整等
米子市・境港市	・在宅の避難行動要支援者の避難 ・広域福祉避難所の設置準備支援	・広域福祉避難所(中継福祉避難所含む。)の運営支援 ・広域避難所における広域福祉避難所輸送者の有無の確認
避難先市町	・広域避難所、広域福祉避難所の設置	・広域避難所、広域福祉避難所の設置・運営 ・広域避難所における広域福祉避難所への輸送者の確認

2 県保健医療福祉対策本部

(1) 県保健医療福祉対策本部の設置

県は、県保健医療福祉対策本部を設置し、医療活動等の実施の一つとして医療機関に入院している避難行動要支援者（以下「入院者」という。）の円滑な避難の調整を行う。

本部長：福祉保健部長（災害対策本部詰め）

(2) 保健医療福祉対策本部（入院者の避難に係るもの）の役割

保健医療福祉対策本部は、入院者の円滑な避難のために次の業務に取り組む。

ア 避難先情報の収集

- ・受入れ可能人数

イ 避難元情報の収集

- ・避難者数
- ・必要な支援者（運転士、医療スタッフ等）の人数
- ・必要な資器材等
- ・必要な専用車両の種別と台数

ウ 応援可能情報の収集

県内施設による避難元施設に対する応援のため、次の情報を収集する。

- ・避難支援者の派遣可能人数
- ・提供可能な資器材等
- ・応援車両の派遣可能台数

エ 連絡調整

保健医療福祉対策本部は、関係先と次のとおり情報収集及び調整を行う。

(ア) 避難元市

避難行動要支援者の避難に関する連絡調整

(イ) 災害対策本部

避難に必要となる車両、人員などの派遣要請

オ 最終避難のための支援

最終的な避難先の確保のため、次のとおり支援を行う。

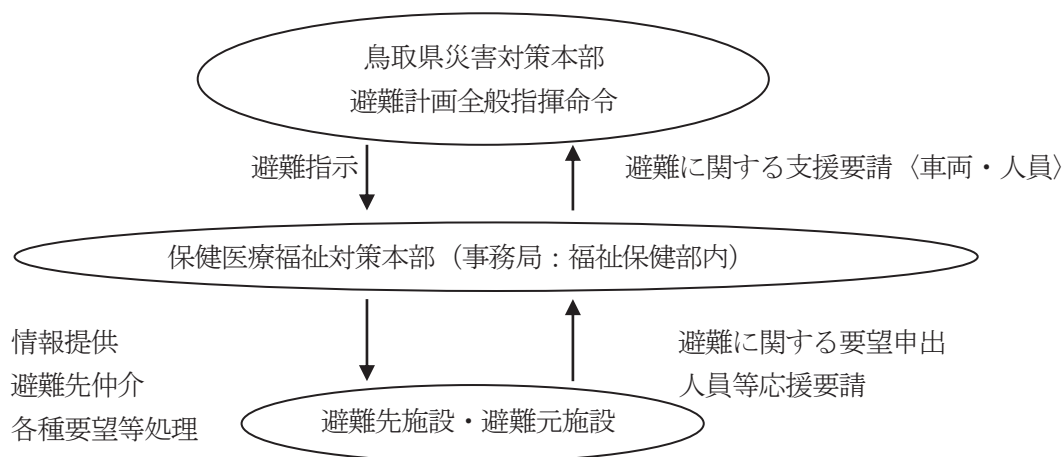
(ア) 情報の収集と提供

- ・ 県内外施設の受入れ可能者数
- ・ 上記に係る情報を避難元市及び避難元施設に提供

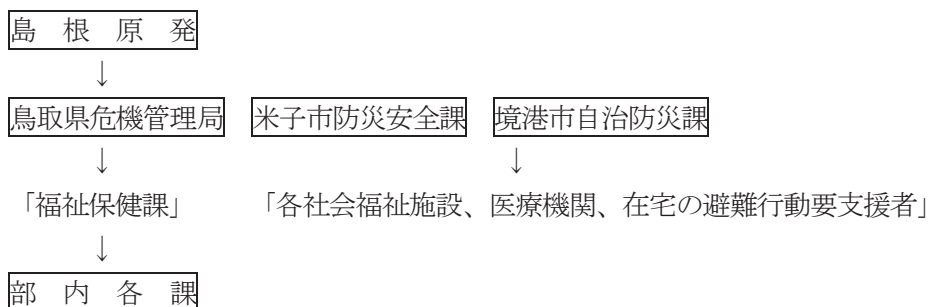
(イ) 避難の支援

- ・ 必要な車両、人員等の確認
- ・ 最終避難に係る応援の要請

(3) 保健医療福祉対策本部と関係先との連携イメージ



【避難情報の緊急連絡体制】



3 関係機関等連絡先

所属	連絡先 (電話)	備考
米子市防災安全課	0859-23-5328	住民避難
同上各施設所管課		
境港市自治防災課	0859-47-1070	住民避難
同上各施設所管課		
鳥取市地域福祉課	0857-20-3451	避難行動要支援者の避難者受入
岩美町福祉課	0857-73-1333	同上
若桜町総務課	0858-82-2211	同上
智頭町福祉課	0858-75-4101	同上
八頭町町民課	0858-76-0205	同上

倉吉市福祉課	0858-22-8118	同上
三朝町子育て健康課	0858-43-3520	同上
湯梨浜町総合福祉課	0858-35-5373	同上
琴浦町福祉あんしん課	0858-52-1706	同上
北栄町福祉課	0858-37-5852	同上
日吉津村福祉保健課	0859-27-5952	同上
大山町福祉介護課	0859-54-5207	同上
南部町総務課	0859-66-3112	同上
伯耆町総務課	0859-68-3111	同上
鳥取県社会福祉協議会	0857-59-6331	避難行動要支援者避難支援センター (災害ボランティア・避難マッチング)
鳥取県社会福祉施設経営者協議会	0857-59-6331	広域福祉避難所、職員派遣
鳥取県老人福祉施設協議会	0857-59-6331	同上
鳥取県老人保健施設協会	0859-24-0007	同上
鳥取県児童福祉入所施設協議会	0857-59-6331	同上
県危機管理政策課	0857-26-7584	災害救助法の適用
県危機対策・情報課	0857-26-7878	広域住民避難
県原子力安全対策課	0857-26-7974	避難対策総括
県福祉保健課	0857-26-7142 0857-26-7158	県福祉保健部内の連絡調整 災害救助法適用後の事務 避難行動要支援者の避難総括
県障がい福祉課	0857-26-7193	障がい者施設所管
県長寿社会課	0857-26-7174	高齢者施設所管
県家庭支援課	0857-26-7893	児童養護施設所管
県子ども発達支援課	0857-26-7865	障がい児施設所管
県健康政策課	0857-26-7153	避難退域時検査
県医療政策課	0857-26-7188	原子力災害医療全般
県医療・保険課	0857-26-7636	安定ヨウ素剤
県中部福祉保健局	0858-23-3121	避難行動要支援者避難関連
県西部福祉保健局	0859-31-9315	同上
海上保安庁境海上保安部	0859-42-2531	避難行動要支援者輸送
陸上自衛隊第8普通科連隊	0859-29-2161	避難行動要支援者輸送
鳥取県ハイヤータクシー協会	0857-24-4689	避難行動要支援者輸送
島根県健康福祉総務課	0852-22-5249	避難行動要支援者輸送

4 原子力災害発生時における 学校・保育所等・幼稚園・認定こども園 の避難計画作成マニュアル

令和2年3月
鳥取県子育て・人財局
鳥取県教育委員会

目 次

第 1 章 総則

- 1 避難計画の範囲 53
- 2 島根原子力発電所事故の想定 53

第 2 章 原子力災害発生時の対応

- 1 対応の要点 55
- 2 災害発生状況別の基本的対応 56
 - (1) 警戒事態が発生した場合の対応（施設敷地緊急事態発生前まで） 56
 - (2) 在園・在校時の対応（施設敷地緊急事態発生から避難指示発出前まで） .. 57
 - (3) 在園・在校時の対応（全面緊急事態・避難指示発出後） 58
 - (4) 登降園・登下校時の対応 59
 - (5) 園外・校外活動時の対応
（施設敷地緊急事態発生から避難指示発出前まで） .. 60
 - (6) 園外・校外活動時の対応（全面緊急事態・避難指示発出後） 61
 - (7) 在宅時（勤務時間外）の対応 62
- 3 行動の重点 63
 - (1) 段階別の留意事項 63
 - (2) 学校等別の留意事項 63
 - (3) 学校等の実態に即したものにするために 64

巻末資料

- 島根原発UPZ内の学校・保育所・幼稚園の避難所等一覧 65

第1章 総則

福島第一原子力発電所における原子力事故への対応を踏まえ、原子力災害特別措置法や鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の策定等、原子力防災に関する抜本的な見直しが行われているところです。

島根原子力発電所の近くに立地している本県においても、原子力災害が発生した時を想定した児童（保育所・幼稚園等に入所している乳幼児を含む。以下同じ）・生徒の避難計画を策定しておく必要があります。

そこで、原子力災害が発生した際に教職員等が個別に対応する時の参考となるよう、基本的な対応の手順を本書にまとめました。

なお、本書は一般的に想定されている原子力災害への対応の大まかな目安として作成していますので、本書及び他の有効な情報を参考にして、各施設ごとの実態（規模、校種、立地場所、教職員数、児童・生徒数等）に応じ、独自の具体的な行動計画を作成していただく必要があります。

また、様々な状況下での原子力災害を想定した訓練を実施し、教職員及び児童・生徒の危機管理意識を啓発していただくことが望まれます。

1 避難計画の範囲

（1）時間的な範囲

島根原子力発電所で事故が発生し、避難が開始されてから完了するまでの間

（2）地理的な範囲

UPZ内（鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）で設定される、島根原子力発電所からおおむね半径30km圏内の地域）に所在する保育所等（地域型保育事業所、届出保育施設を含む。）、幼稚園、認定こども園、公立・私立の小学校、中学校、高等学校、**高等専門学校**及び特別支援学校（以下「学校等」という。）

（3）避難対象者の範囲

UPZ内の学校等の教職員及び児童・生徒

2 島根原子力発電所事故の想定

（1）事故の推移

- 島根原子力発電所で、警戒事態が発生
- 警戒事態が施設敷地緊急事態に進展
- オフサイトセンターが立ち上がり、国現地対策本部がオフサイトセンター内に設置
- 施設敷地緊急事態が全面緊急事態に進展
- UPZ内に避難指示が発出

【原子力災害特別措置法（抜粋）】

第10条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生

の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

第15条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

（2）住民避難シナリオ

避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的・段階的に避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難が完了）する。

時間的推移	避難状況
H	UPZ (10~20km)の避難指示、鳥取①の避難開始、H+5h避難完了
H+5h	鳥取②の避難開始、H+10h避難完了
H+10h	鳥取③の避難開始、H+15h避難完了
H+15h	鳥取④の避難開始、H+20h避難完了
H+20h	鳥取県内UPZ避難完了

*鳥取①、鳥取②、鳥取③、鳥取④は鳥取県広域住民避難計画に定める段階的避難における区分を示す。

（3）児童・生徒の避難

全面緊急事態に進展後、学校等が所在する地域に避難指示が出た場合は、直ちに学校等ごとに避難所（米子市・境港市の避難計画に定める避難所のほか、学校等单位であらかじめ設定する一時避難所を含む。以下「避難所等」という。）まで移動し、その後、保護者へ引き渡す。

【巻末資料 鳥根原発UPZの学校・保育所・幼稚園の避難所等一覧を参照のこと】

また、施設敷地緊急事態又は施設敷地緊急事態に発展するおそれのある警戒事態が発生した場合は、直ちに休園・休校とし、屋内退避等により児童・生徒の安全を確保するとともに、速やかに状況把握及び保護者との連絡調整に努めることとする。

ただし、高校生にあっては、①当該生徒の自宅がUPZ外にある、②津波等の複合災害の危険性がない、③自宅までの移動手段が確実にある、④生徒の自宅帰着後の安否が確認できる場合に限り、保護者の迎えを待たず帰宅させることができるものとする。

第2章 原子力災害発生時の対応

1 対応の要点

児童・生徒の状況	原子力災害発生まで	災害発生時	災害発生後
在園時 在校時	<ul style="list-style-type: none"> ○所在場所に応じた安全確保の方法を訓練する。 ○避難時の行動方法の訓練を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかに休校等措置をとる。 ○児童・生徒の安全確保のための的確な指示をする。(屋内に退避する、窓を閉めるなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の人員を確認し、経過観察する。 ○不安を和らげる配慮をする。 ○負傷者の応急手当をする。 ○園内・校内を巡回し校舎の状況把握と残留者の発見・救出をする。 ○災害の規模、地域状況等の情報を収集し、児童・生徒に説明する。 ○保護者・関係機関へ連絡等を行う。 ○災害の規模、状況を勘案し、児童・生徒の保護者への引き渡しを開始するとともに、避難指示が出た場合の避難所等への移動に備える。 ○保護者への引き渡しができなかった児童・生徒を保護する。
登降園時 登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○登降園・登下校の状況に応じた安全確保の方法を訓練する。 ○危険箇所の確認と安全な避難場所等を周知・徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○園内・校内にいる児童・生徒の安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の安否を確認する。(園内・校内巡視、通園・通学路巡視、自宅確認など) ○保護者・関係機関へ連絡または情報収集を行う。 ○園内・校内にいる児童・生徒の避難又は保護者へ引き渡しを行う。
園外・校外 活動時	<ul style="list-style-type: none"> ○下見の時に、見学施設の避難経路、避難場所等の確認をする。 ○学校等への連絡方法を事前に確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の安全確保のための的確な指示をする。 ○安全な場所へ避難誘導をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の設置管理者の指示に従う。 ○児童・生徒の人員を確認し、経過観察する。 ○不安を和らげる配慮をする。 ○学校等へ連絡をし、以後の行動について指示を仰ぐ。
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の程度に応じた教職員の配備計画を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分と家族の安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の所在・安否確認をする。

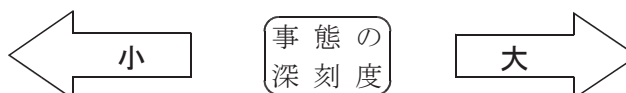
※事前に、災害発生時における県や市町村の対応内容、情報伝達経路、児童・生徒が取るべき行動等を把握しておく。

※避難に当たっては、県及び市町村の指示に従う。

2 災害発生状況別の基本的対応

災害の大きさ・指示の内容・学校等の状況に応じて、以下の表に定める計画により、避難等を実施する。

なお、原子力災害は、地震・津波等の複合災害として発生することがあり、学校等が被災することがあるほか、行政自体が被災し、機能不全となる事も想定されるため、学校等の長は、行政からの指示がない場合であっても、災害の状況や学校等の被災状況等を勘案して、必要に応じて避難を開始する必要がある。



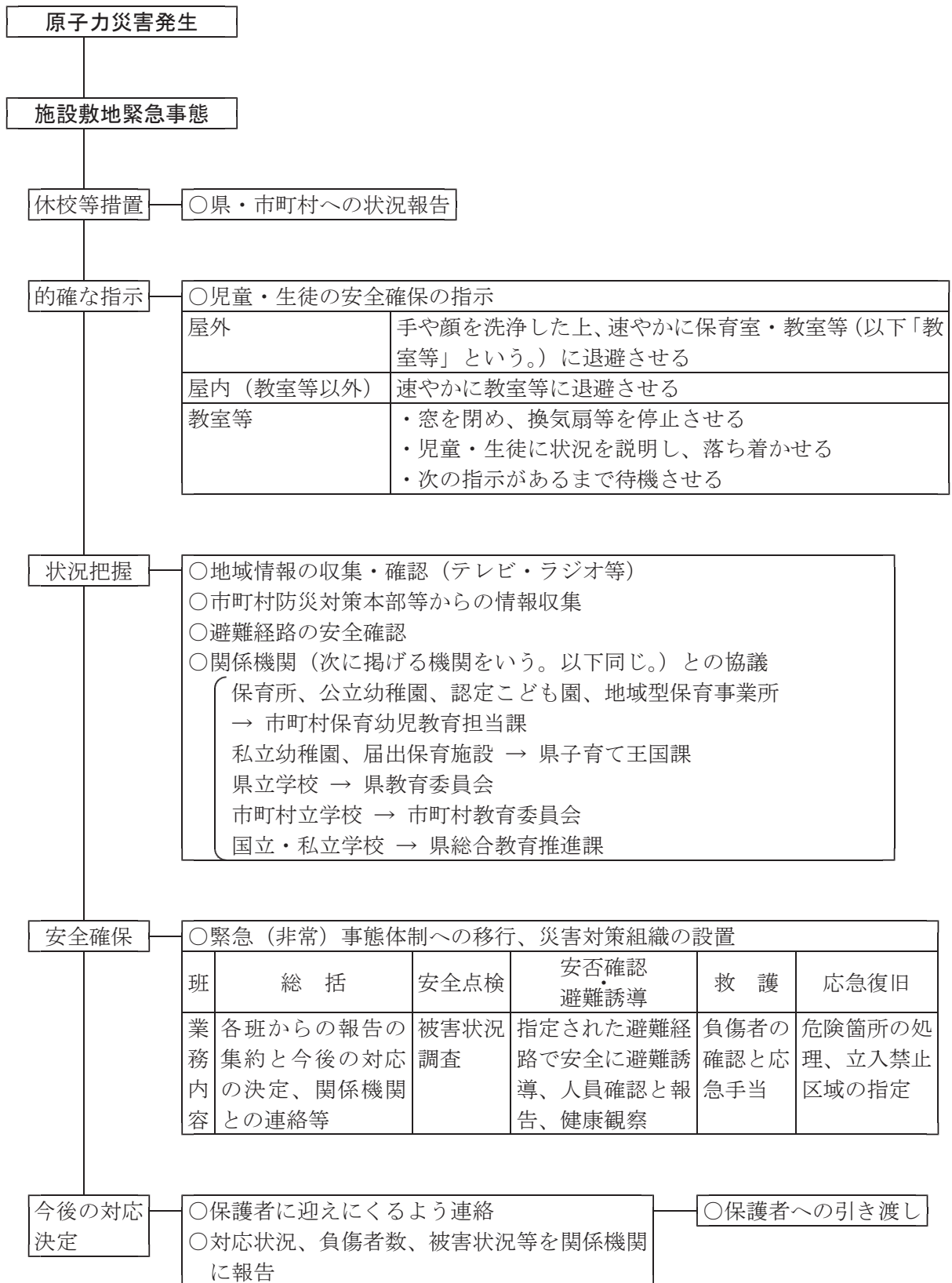
災害発生状況 学校等の状況	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	学校が所在する地域 に避難指示
在園・在校時	第2章2(1)	第2章2(2)		第2章2(3)
登降園・登下校時		第2章2(4)		
園外・校外活動時		第2章2(5)		第2章2(6)
在宅時(勤務時間外)		第2章2(7)		

(1) 警戒事態が発生した場合の対応(施設敷地緊急事態発生前まで)

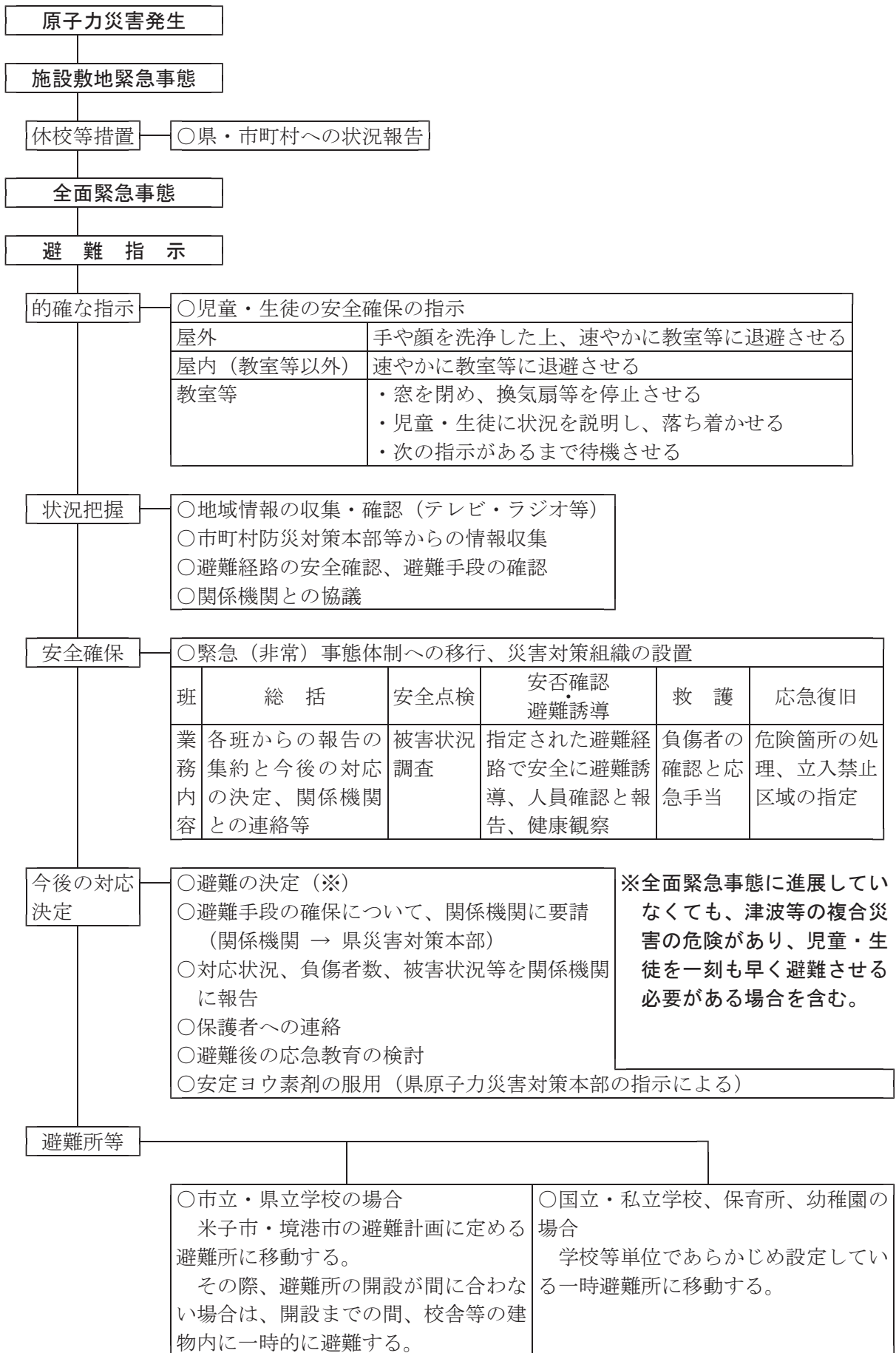
この時点において特別な対応は必要ないが、県・市から提供される情報に留意するとともに、テレビ・ラジオの情報を収集し、事態が進展した場合の対応について、あらかじめ手順の確認や準備をしておく。

なお、施設敷地緊急事態に発展するおそれのある警戒事態が発生した場合は、速やかに「施設敷地緊急事態」の対応に移行する。

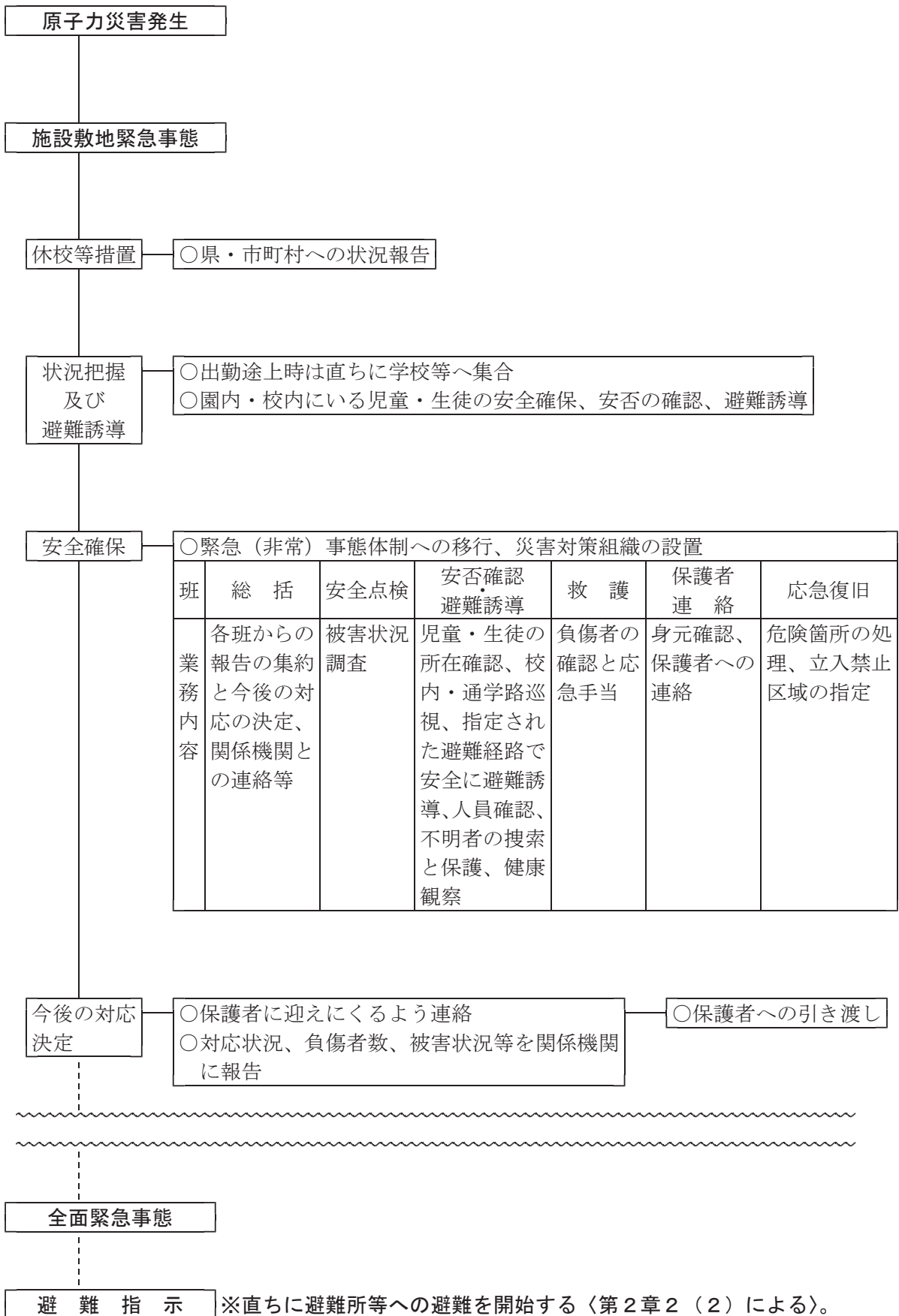
(2) 在園・在校時の対応（施設敷地緊急事態発生から避難指示発出前まで）



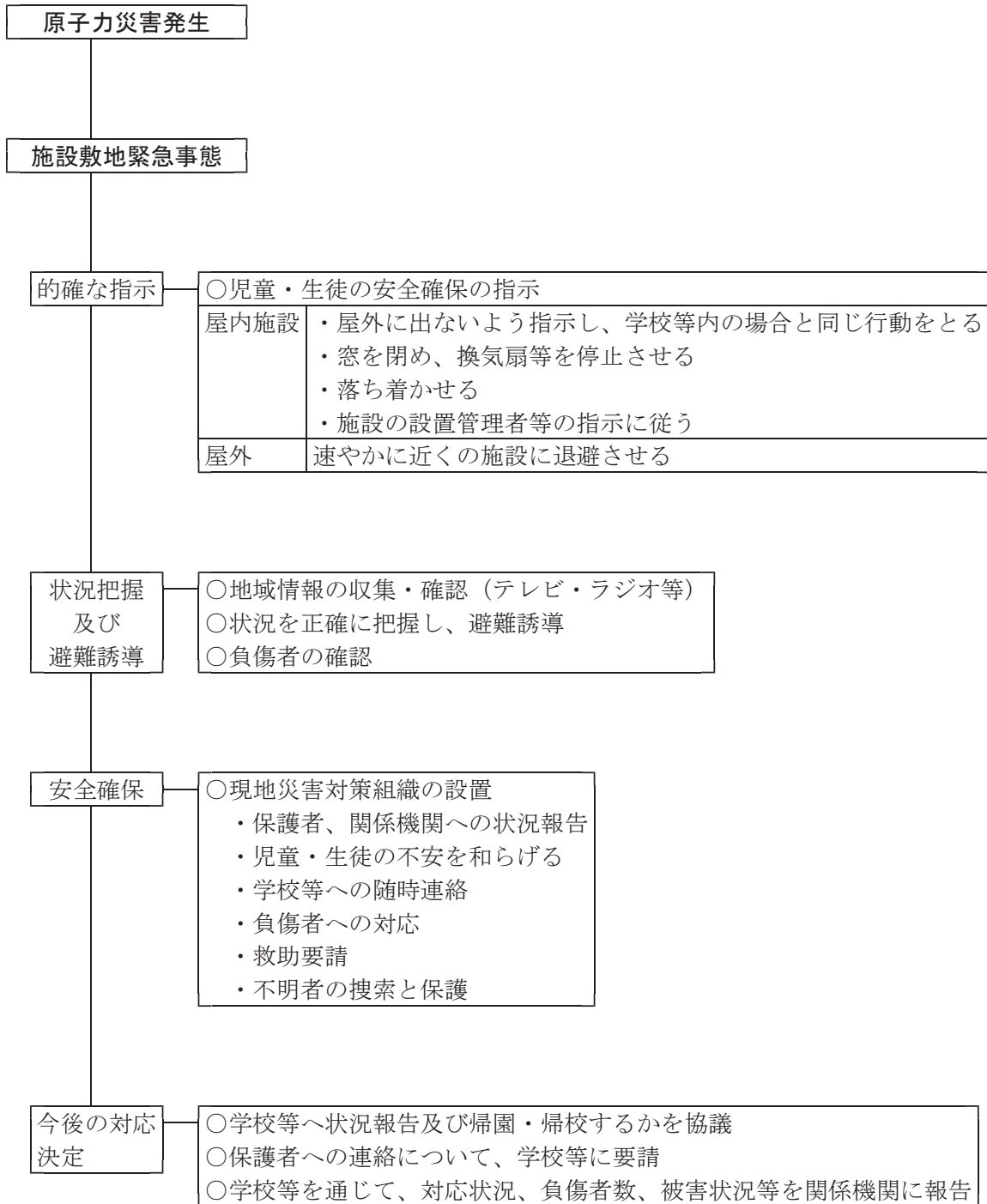
(3) 在園・在校時の対応（全面緊急事態・避難指示発出後）



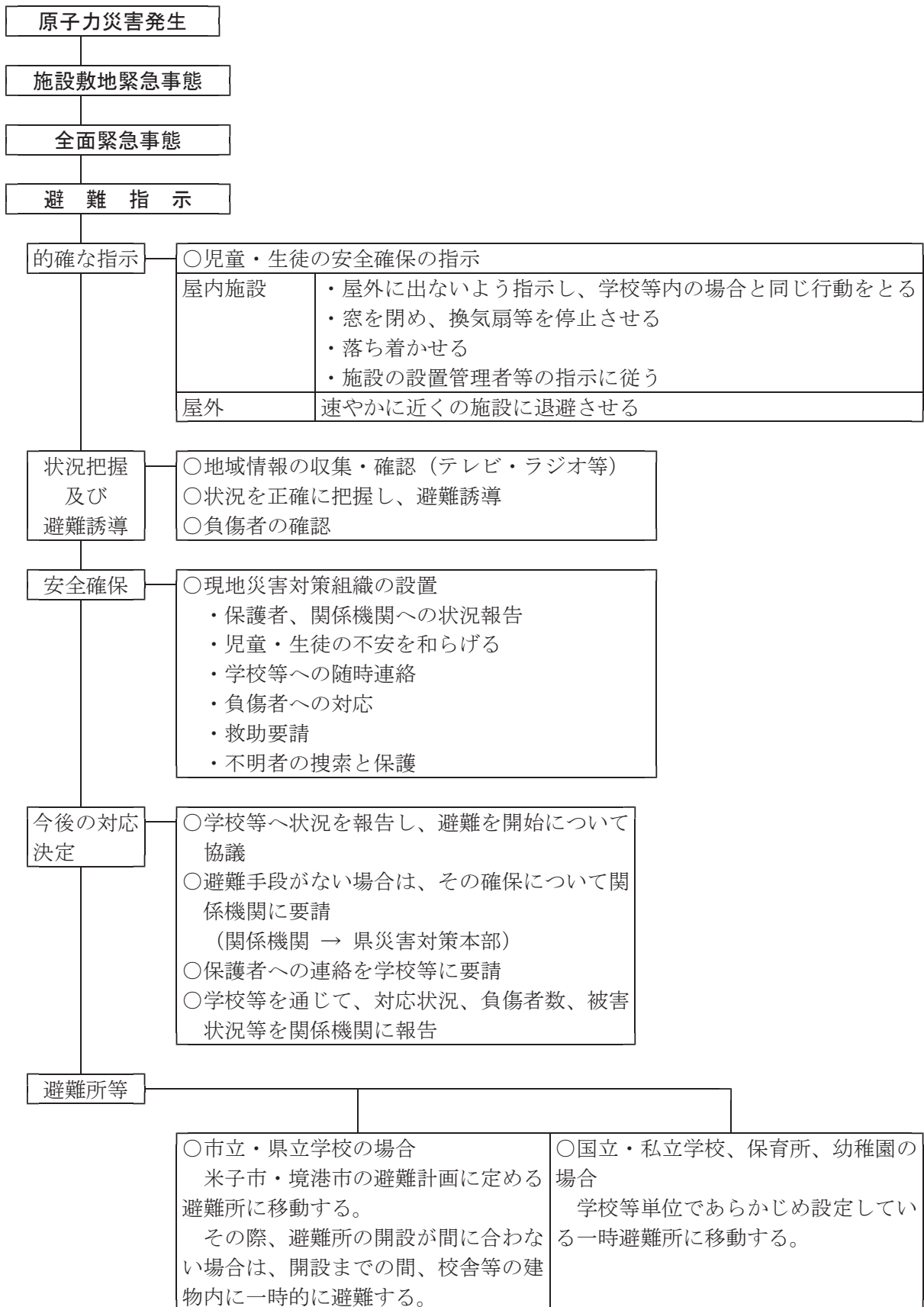
(4) 登降園・登下校時の対応



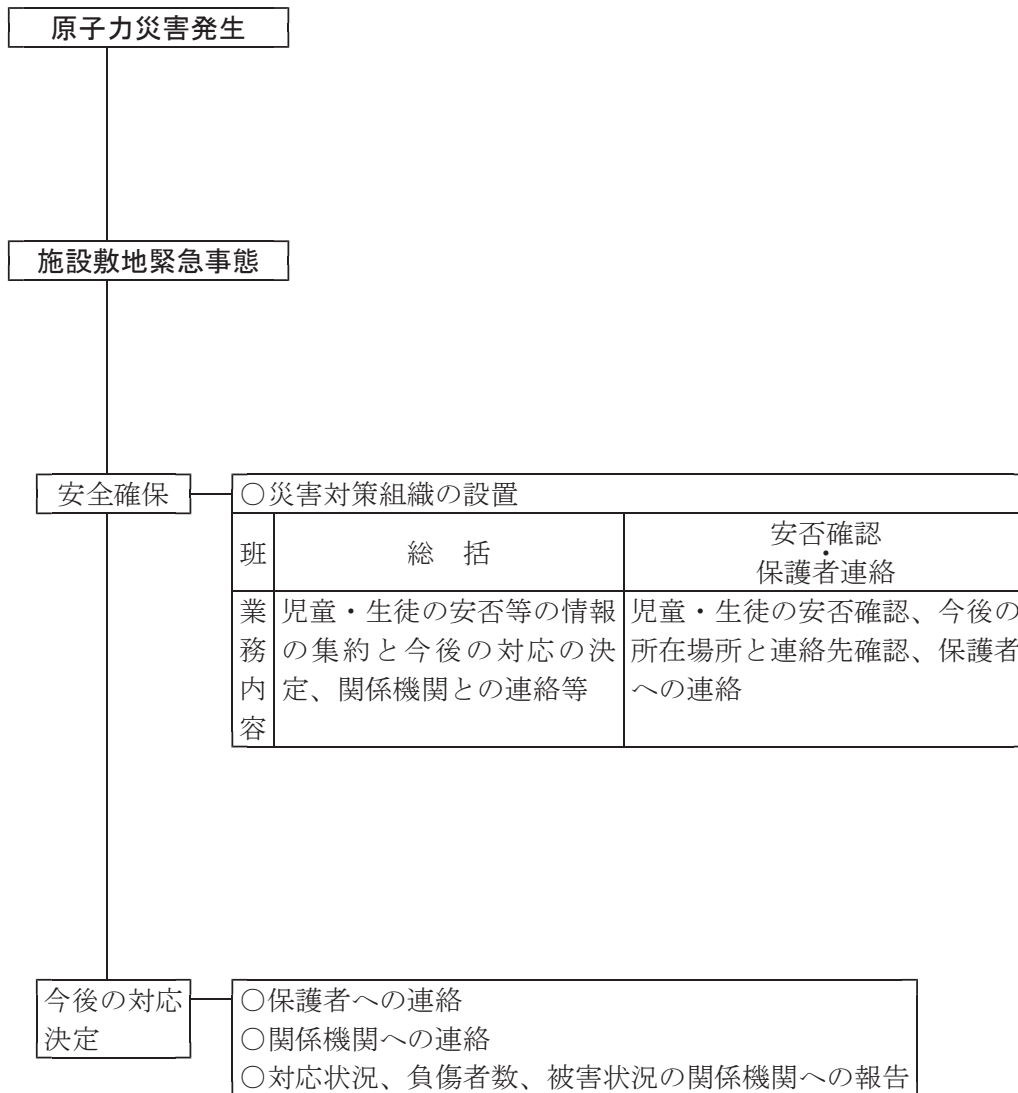
(5) 園外・校外活動時の対応（施設敷地緊急事態発生から避難指示発出前まで）



(6) 園外・校外活動時の対応（全面緊急事態・避難指示発出後）



(7) 在宅時（勤務時間外）の対応



3 行動の重点

(1) 段階別の留意事項

- ①的確な指示……児童・生徒の安全を最優先に、安全確保に向けた指示を行う。
- 児童・生徒が全員がいるか、確実に確認すること。
 - 放射性物質を施設内に持ち込まないように十分配慮すること。
→児童の手や顔の水洗いを徹底し、窓を閉める。
 - 児童・生徒の不安を助長することがないように注意すること。
→教職員は、できるだけいつもと同じように行動する。
- ②状況把握……現在、起こっている状況を正確に把握する。
- 情報は、テレビ・ラジオ、行政への問い合わせにより入手し、不確実な情報（デマ、聞き込み情報）に基づいた行動はとらないこと。
 - 避難経路が現在使えるかどうか、関係機関への問い合わせにより確認すること。

【関係機関一覧】

施設	関係機関
保育所、公立幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所	市町村保育幼児教育担当課
私立幼稚園、届出保育施設	県子育て王国課
県立学校	県教育委員会
市町村立学校	市町村教育委員会
国立・私立学校	県総合教育推進課

- ③安全確保……学校等内に災害対策組織を立ち上げ、教職員全員で安全確保を継続する。
- 災害対策組織における職員ごとの役割を明確にすること。
 - 学校等によってはローテーション勤務になっているので、曜日や時間帯に応じた組織構成にしておくこと。
- ④今後の対応決定……災害情報等に基づき避難をするかどうかを決定し、行動に移す。
- 関係機関を通じて、県災害対策本部に移動手段の手配を依頼する。
 - できるだけ早く県東部・中部の避難所等に移動し、児童・生徒を保護者に引き渡す。
 - 災害発生時の混乱で、保護者に連絡が取れないことが想定されるため、学校等ごとの避難所等や保護者が迎えに来られない場合の対応など、事前に保護者と協議しておく。
 - 保護者への引渡し完了までの間、児童・生徒は在籍校・園の管理下にあるものとし、健康管理、安全管理に十分留意するものとする。

(2) 学校等別の留意事項

【保育所・幼稚園・認定こども園】

- ・ひとりでは避難できない児童がいるため、乳児等を運ぶための「だっこひも」、3歳未満を運ぶ「避難車」を確保しておくなど、事前の準備が必要となる。
- ・避難所に粉ミルクや紙オムツ等がない、あるいは十分な備蓄がなされていない可能性があるため、保育所・幼稚園・認定こども園が保有するものは、可能な限りいっしょに持ち出す。
- ・状況に応じた的確な行動がとれない場合があるので、職員は具体的で分かりやすい指示をする。

- ・集団で行動をする場合には、落ち着いた行動となるよう徹底する。
(例)「お・は・し・か」**お**さない、**は**しらない、**し**ゃべらない、**か**ってなこうどうをしない)
- ・児童の不安を和らげるよう配慮する。
- ・避難の際の移動手段は、用意できる台数に限りがあるため、通園バス等を保有している幼稚園・保育所等にあっては、当該車両を最大限活用する。

【小学校】

- ・状況に応じた的確な行動がとれない場合があるので、教職員は具体的で分かりやすい指示をする。
- ・集団で行動をする場合には、落ち着いた行動となるよう徹底する。
(例)「お・は・し・か」**お**さない、**は**しらない、**し**ゃべらない、**か**ってなこうどうをしない)
- ・児童の不安を和らげるよう配慮する。

【中・高等学校】

- ・パニックとならないように、的確な指示と情報を提供する。
- ・心理的不安を取り除くよう努める。
- ・生徒が単独行動をとらないよう注意する。
- ・公共交通機関を利用する通学者に対して、交通機関の運行状況等の的確な情報提供を行う。

【特別支援学校】

- ・ひとりでは避難できない児童・生徒がおり、教職員間の役割分担等も複雑になるため、他の学校等以上に研修・訓練を充実させる必要がある。
- ・心理的不安を取り除くよう努める。
- ・各児童・生徒の通学方法・家庭状況を把握し、下校時に立ち往生した場合の保護や保護者への引き渡し迅速に行えるようにしておく。
- ・外出時、登下校時には連絡先を記したカードを携行するよう指導しておく。

(3) 学校等の実態に即したものにするために

- 基本行動や状況別の行動指針を参考にするなどして、学校等の立地条件や人員体制に応じた対応計画を定めておく必要がある。
- 避難を開始する場合は、学校等単位で避難所等まで移動することとなるため、避難の方法や交通手段の確保、避難所等との連絡調整など定期的に確認・検討しておく必要がある。
- 都市部の核家族世帯が多い学校等では、保護者との連絡方法を確認しておく。
- 学校等のほか、周辺の避難できる建物（公民館等他の公共建物）を想定しておく必要がある。
- 園外・校外活動や屋外活動の際は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ避難できる施設等を調べておくとともに、通信連絡手段や避難場所からの移動手段等を想定しておく必要がある。
- 環境中に放出された放射性物質の拡散状況によって、段階的に住民避難指示が出されることになるため、災害発生から2時間以内を目途に保護者への引き渡しが完了することを想定しておく必要がある。

巻末資料 島根原発UPZ内の保育所・幼稚園の避難所等一覧

区分	避難元の施設 (島根原発30km圏内)		所在地	児童数	一時避難所
認定こども園	1	境港市 美哉幼稚園	境港市明治町175	136	鳥取短期大学 認定こども園鳥取短期大学 附属こども園
幼稚園	1	境港市 聖心幼稚園	境港市中町106	119	
	2	米子市 かもめ幼稚園	米子市夜見町2568	178	
	3	米子市 にしき幼稚園	米子市河崎町1660	118	
	4	米子市 良善幼稚園	米子市安倍65	136	
保育所	1	境港市 外江保育園	境港市外江町1770-1	93	
	2	境港市 わたり保育園	境港市渡町1342-1	112	
	3	境港市 育成保育園	境港市芝町494-1	63	
	4	境港市 みなと保育園	境港市中野町2055	42	
	5	境港市 夕日ヶ丘保育園	境港市夕日ヶ丘1-66	79	
	6	境港市 梅檀保育園	境港市東本町83	108	
	7	境港市 あがりみち保育園	境港市中野町168	104	
	8	境港市 あまりこ保育園	境港市福定町216	133	
	9	境港市 つばさ保育園	境港市幸神町1695	86	
	10	境港市 なかはま保育園	境港市小篠津町820	90	
	11	米子市 小鳩保育園	米子市大篠津町758-1	61	
	12	米子市 崎津保育園	米子市大崎1444	58	
	13	米子市 のぞみ保育園	米子市和田町2002-1	14	
	14	米子市 和田保育園	米子市和田町3271-6	74	
	15	米子市 富益保育園	米子市富益町628	81	
	16	米子市 彦名保育園	米子市彦名町4500-36	79	
	17	米子市 夜見保育園	米子市夜見町1679-8	77	
	18	米子市 河崎保育園	米子市河崎394-3	141	
地域型保育事業	1	境港市 夕日ヶ丘ひまわり保育園	境港市夕日ヶ丘2-27	21	
	2	境港市 サンライズキッズ保育園	境港市中野町5561	11	
	3	米子市 ベビーハウス向井	米子市安部717-1	19	
	4	米子市 小規模認可保育園 はじめの一步	米子市富益町650	13	
	5	米子市 ベビーエルルR431加茂	米子市両三柳4349	15	
届出保育施設	1	境港市 境ひまわり保育園	境港市上道町2171-1	26	
	2	米子市 養和病院院内保育所 キッズハウス	米子市上後藤3-5-1	3	
	3	米子市 米子西センター にこにこ園	米子市両三柳1517-1	4	
	4	米子市 住吉クローバー保育園	米子市旗ヶ崎2322	50	
	5	境港市 済生会境港総合病院院内託 児所 なでしこルーム	境港市米川町44	5	病院全体が避難するときに 一体として避難

(注)園児数は、幼稚園は令和元年5月1日、保育所・地域型保育事業・届出保育施設等は平成31年4月1日の数値。

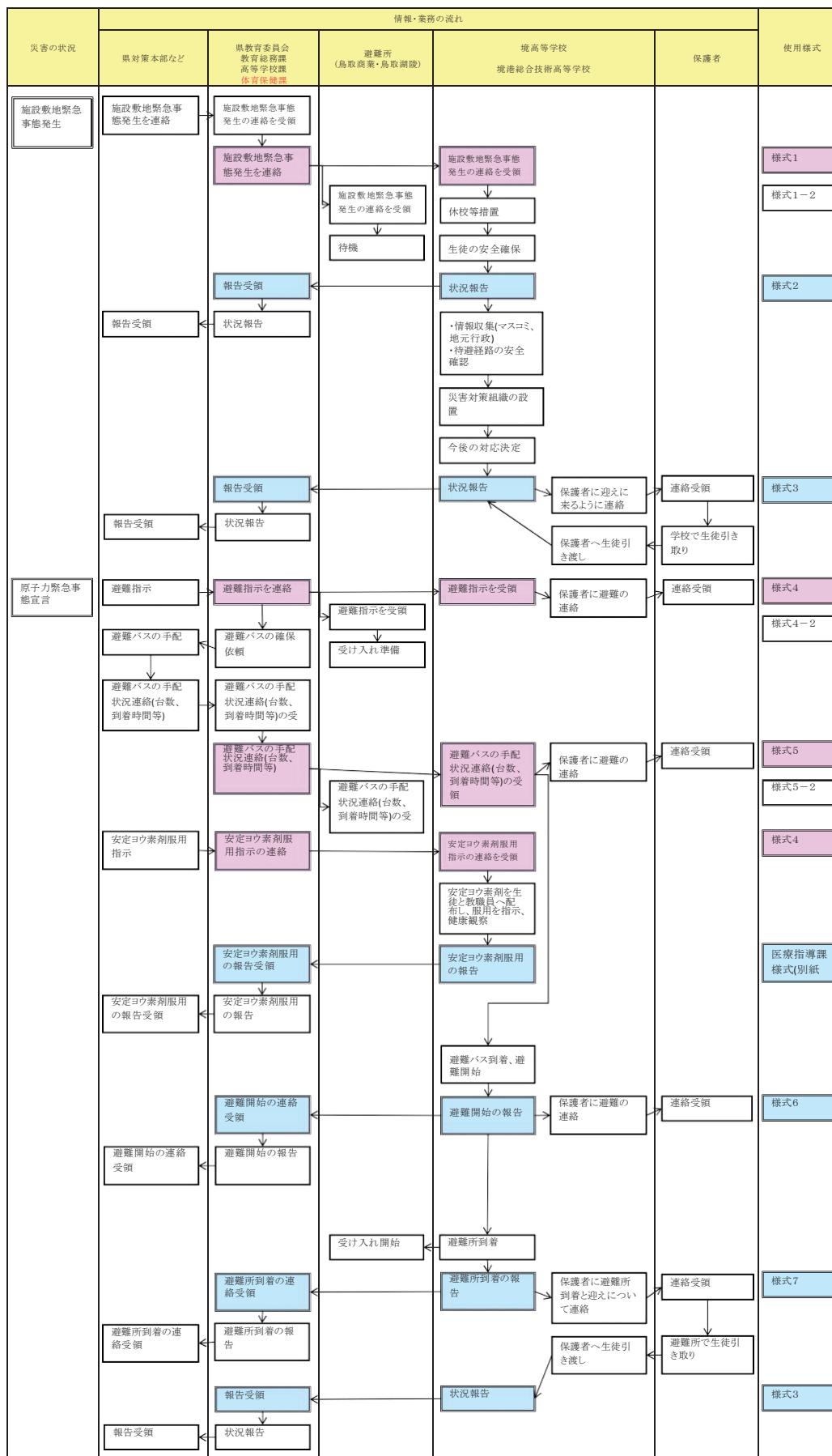
原子力災害発生時における学校・保育所等・幼稚園
・認定こども園の避難計画作成マニュアル（別冊）

原子力災害発生時における 児童生徒避難の県と学校間の 情報伝達フロー及び様式集

県立学校版

鳥取県教育委員会

原子力災害発生時における児童生徒避難の県と学校間の情報伝達フロー 県立学校版



緊急・重要

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式1】

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

境・境港総合技術高等学校長 様

境港市・米子市教育委員会 様

鳥取県教育委員会事務局教育総務課長

(情報共有:高等学校課、小中学校課、体育保健課、西部教育局)

原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生の連絡がありました。

事故等の概要は以下のとおりです。今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。また、学校の状況について【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式】により、速やかに県立学校は高等学校課へ、市教育委員会は西部教育局へ報告してください。(ファクシミリ、電子メール、電話等、使用可能な手段でお願いします) 生徒・教職員の安全確保について適切な対応をお願いします。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

島根原子力発電所()で、
()により、
()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は(放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された)
今後()方面への、影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)
健康への影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、
(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難 ・ 安定ヨウ素剤服用)を指示。

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式1-2】

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

鳥取商業・鳥取湖陵高等学校長 様

鳥取市・倉吉市・岩美町・八頭町・湯梨浜町・北栄町教育委員会 様

鳥取県教育委員会事務局教育総務課長

(情報共有: 高等学校課、小中学校課、体育保健課、東部・中部教育局)

原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生の連絡がありました。今後の推移によっては、UPZ内に所在する境港市・米子市小中学校、県立高等学校に避難指示が出され、貴校・貴市町の学校へ避難することが見込まれます。

今後とも状況に応じ随時、情報を伝達しますので、避難指示が出た場合の対応をお願いします。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

島根原子力発電所()で、
()により、
()が発生。
島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は(放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された)。
今後()方面への、影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。
健康への影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、
(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難 ・ 安定ヨウ素剤服用)を指示。

緊急・重要

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式2】

原子力災害発生時 状況報告(第 報)

学校名 (○を付けてください)	境 港総合技術
報告時刻	月 日 時 分(24時間表示)
発信者名	

※ 以下、時刻は24時間表示で記載。

1 学校の対応状況(該当するもの全てに○を付けてください)

- ア 屋内退避 (時 分完了)
イ コンクリート屋内退避 (時 分完了)

2 生徒の安否情報

① 全校生徒のうち、本日の出席の生徒数	出席 名(全校生徒数 名)
② 安否が確認できている生徒数	()名(確認時刻 日 時 分)
③ 安否が確認できていない 生徒数とその理由	()名 (理由)
④ 安否が確認できた生徒の状況 (負傷者数、負傷者の状況)	負傷者数 ()名 (負傷者の状況)

3 教職員の安否情報

⑤ 教職員数	出勤 名(全教職員数 名)
⑥ 安否が確認できている教職員数	()名(確認時刻 日 時 分)
⑦ 安否が確認できていない 教職員とその理由	()名 (理由)
⑧ 安否が確認できた教職員数の 状況(負傷者数、負傷者の状況)	負傷者数 ()名 (負傷者の状況)
⑨ 管理職所在の有無(在校している場合は○)	校長・副校長・教頭(/)事務長

4 通信手段の状況

固定電話	使用 可・不可
ファクシミリ	使用 可・不可
電子メール	使用 可・不可(担当の職・氏名、アドレス)
インターネット	使用 可・不可
携帯電話	使用 可・不可(担当の職・氏名、番号)
MCA無線	使用 可・不可

5 校舎等の状況(安否確認終了時点で判明している範囲。通学路など周辺の状況が分かればそれも含む。)

- 【校舎】確認 済み・未了
被害無し・一部損壊 ・ 半壊 ・ 全壊 (状況)
- 【体育館】確認 済み・未了
被害無し・一部損壊 ・ 半壊 ・ 全壊 (状況)
- 【トイレ】確認 済み・未了
被害無し・一部損壊 ・ 半壊 ・ 全壊 (状況)
- 【通学路・学校周辺の状況】

生徒の保護者への引き渡し状況(第 報)

学 校 名 (○を付けてください)	境 境港総合技術
報告時刻	月 日 時 分(24 時間表示)
発信者名	

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

(1) 連絡日時、手段

月 日 時、()により連絡。

(2) 連絡内容(該当するものに○を付けてください)

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 学校の被害状況
- ウ 学校による生徒の安全確保状況(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)の説明
- エ 生徒の迎えを依頼
- オ その他()

2 引き渡しの状況

(1) 引き渡し場所

学 校 避難所

(2) 引き渡した生徒数

事故発生時点の出席生徒数()名

日 時	引き渡しが済んだ生徒数 (※)	待機中の生徒数
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		

※ 自宅が UPZ 外にあり、自ら帰宅した生徒数は、内数で()書きとすること。

<県立学校→高等学校課→教育総務課・体育保健課>

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式4】

緊急・重要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

境・境港総合技術高等学校長 様

境港市・米子市教育委員会 様

鳥取県教育委員会事務局教育総務課長

(情報共有:高等学校課、小中学校課、体育保健課、西部教育局)

原子力災害対策特別措置法第15条 **原子力緊急事態宣言**について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態が宣言されたとの連絡がありました。

事故等の概要は以下のとおりです。今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。また、学校の状況について、【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式】により、状況の進展に応じ当課へ報告してください。(ファクシミリ、電子メール、電話等、使用可能な手段でお願いします)

生徒・教職員の安全確保・避難について適切な対応をお願いします。

なお、避難用のバス等の確保は、当課から県災害対策本部に依頼し、状況は、随時、伝達します。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所()で、

()により、

()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は(放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された)。

今後()方面への、影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

健康への影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、

(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難 ・ 安定ヨウ素剤服用)を指示。

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

鳥取商業・鳥取湖陵高等学校長 様

鳥取市・倉吉市・岩美町・八頭町・湯梨浜町・北栄町教育委員会 様

鳥取県教育委員会事務局教育総務課長

(情報共有:高等学校課、小中学校課、体育保健課、東部・中部教育局)

原子力災害対策特別措置法第15条 **原子力緊急事態宣言** について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態が宣言されたとの連絡がありました。

これを受けて、UPZ内に所在する境港市・米子市小中学校、県立高等学校に避難指示がでましたので、受け入れの用意をお願いします。

今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所()で、

()により、

()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は(放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された)。

今後()方面への、影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

健康への影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、

(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難 ・ 安定ヨウ素剤服用)を指示。

緊急・重要

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式5】

避難バス手配状況（第 報）

宛先 (○を付けてください)	境 港総合技術
報告時刻	月 日 時 分(24 時間表示)
発信者名	鳥取県教育委員会事務局教育総務課長 (情報共有: 高等学校課)

※ 以下、時刻は 24 時間表示。

鳥取県災害対策本部からの連絡です。

月 日 時 分に

大型(30 人以上) 台

中型(29 人以下) 台

小型(10 人以下) 台

種別不明 台の避難用バスが、

()市から出発(しました - 予定)。

月 日 時 分頃に、学校へ到着予定。

避難の状況(第 報)

宛先 (○を付けてください)	鳥取商業 - 鳥取湖陵
報告時刻	月 日 時 分(24 時間表示)
発信者名	鳥取県教育委員会事務局教育総務課長 (情報共有: 高等学校課)

※ 以下、時刻は 24 時間表示。

鳥取県災害対策本部からの連絡です。

月 日 時 分に

大型(30 人以上) 台

中型(29 人以下) 台

小型(10 人以下) 台

種別不明 台の避難用バスが、

()市から出発(しました - 予定)。

月 日 時 分頃に、避難元学校へ到着し、
貴校へ出発予定。

避難予定人数

生徒 _____ 名、教職員 _____ 名

緊急・重要

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式6】

避難状況(第 報)

学校名 (○を付けてください)	境	-	境港総合技術
報告時刻	月	日	時 分(24 時間表示)
発信者名			

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

(1) 連絡日時、手段

月 日 時、()により連絡。

(2) 連絡内容(該当するものに○を付けてください)

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 学校の被害状況
- ウ 学校による生徒の安全確保状況(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)の説明
- エ 生徒の迎えを依頼
- オ その他()

2 避難の状況

避難開始時点の出席生徒数()名、在校教職員数()名

	生徒		教職員	
	出発	待機中	出発	待機中
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				

<県立学校→高等学校課→教育総務課・**体育保健課**>

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式7】

避難所到着の状況（第 報）

学 校 名 (○を付けてください)	境 境港総合技術
報告時刻	月 日 時 分(24 時間表示)
発信者名	

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

(1) 連絡日時、手段

月 日 時、()により連絡。

(2) 連絡内容(該当するものに○を付けてください)

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 学校の被害状況
- ウ 学校による生徒の安全確保状況(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)の説明
- エ 避難所へ生徒の迎えを依頼
- オ その他()

2 避難所到着の状況

避難開始時点の出席生徒数()名、在校教職員数()名

	生徒	教職員
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		

< 県立学校→高等学校課→教育総務課・体育保健課 >

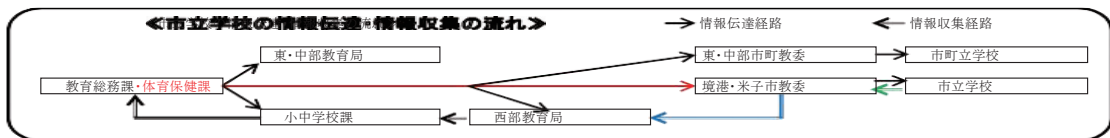
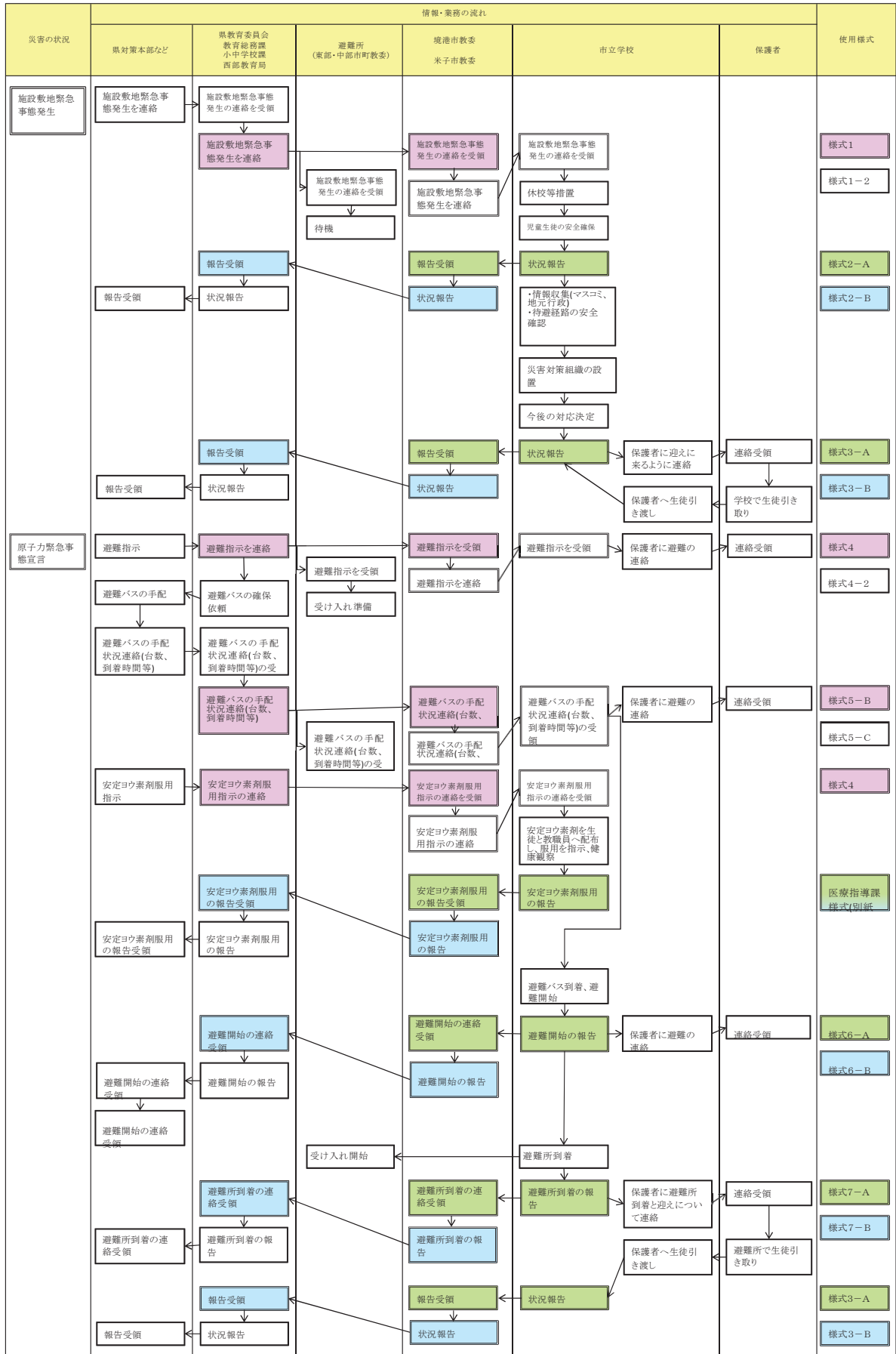
原子力災害発生時における学校・保育所等・幼稚園・
認定こども園の避難計画作成マニュアル（別冊）

原子力災害発生時における 児童生徒避難の県と学校間の 情報伝達フロー及び様式集

市立学校版

鳥取県教育委員会

原子力災害発生時における児童生徒避難の県と学校間の情報伝達フロー 市立学校版



緊急・重要

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式1】

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

境・境港総合技術高等学校長 様

境港市・米子市教育委員会 様

鳥取県教育委員会事務局教育総務課長

(情報共有：高等学校課、小中学校課、体育保健課、西部教育局)

原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生の連絡がありました。

事故等の概要は以下のとおりです。今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。また、学校の状況について、【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式】により、速やかに県立学校は高等学校課へ、市教育委員会は西部教育局へ報告してください。(ファクシミリ、電子メール、電話等、使用可能な手段をお願いします) 生徒・教職員の安全確保について適切な対応をお願いします。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所()で、

()により、

()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は(放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された)。

今後()方面への、影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

健康への影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、

(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難 ・ 安定ヨウ素剤服用)を指示。

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

鳥取商業・鳥取湖陵高等学校長 様

鳥取市・倉吉市・岩美町・八頭町・湯梨浜町・北栄町教育委員会 様

鳥取県教育委員会事務局教育総務課長

(情報共有：高等学校課、小中学校課、体育保健課、東部・中部教育局)

原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生の連絡がありました。今後の推移によっては、UPZ内に所在する境港市・米子市小中学校、県立高等学校に避難指示が出され、貴校・貴市町の学校へ避難することが見込まれます。

今後も状況に応じ随時、情報を伝達しますので、避難指示が出た場合の対応をお願いします。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所()で、

()により、

()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は(放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された)。

今後()方面への、影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

健康への影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、

(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難 ・ 安定ヨウ素剤服用)を指示。

緊急・重要

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式2-A】

原子力災害発生時 状況報告（第 報）

学 校 名	
報 告 時 刻	月 日 時 分 (24 時間表示)
発 信 者 名	

※ 以下、時刻は24 時間表示で記載。

1 学校の対応状況(該当するもの全てに○を付けてください)

- ア 屋内退避 (時 分完了)
- イ コンクリート屋内退避 (時 分完了)

2 生徒の安否情報

① 全校児童生徒のうち、本日の出席の児童生徒数	出席 名 (全校児童生徒数 名)
② 安否が確認できている児童生徒数	() 名 (確認時刻 日 時 分)
③ 安否が確認できていない児童生徒数とその理由	() 名 (理由)
④ 安否が確認できた児童生徒の状況 (負傷者数、負傷者の状況)	負傷者数 () 名 (負傷者の状況)

3 教職員の安否情報

⑤ 教職員数	出勤 名 (全教職員数 名)
⑥ 安否が確認できている教職員数	() 名 (確認時刻 日 時 分)
⑦ 安否が確認できていない教職員とその理由	() 名 (理由)
⑧ 安否が確認できた教職員数の状況 (負傷者数、負傷者の状況)	負傷者数 () 名 (負傷者の状況)
⑨管理職所在の有無 (在校している場合は○)	校長 ・ 副校長 ・ 教頭

4 通信手段の状況

固定電話	使用 可 ・ 不可
ファクシミリ	使用 可 ・ 不可
電子メール	使用 可 ・ 不可 (担当の職・氏名 、アドレス)
インターネット	使用 可 ・ 不可
携帯電話	使用 可 ・ 不可 (担当の職・氏名 、番号)

5 校舎等の状況 (安否確認終了時点で判明している範囲。通学路など周辺の状況が分かればそれも含む。)

【校 舎】確認 済み・未了 被害無し ・ 一部損壊 ・ 半壊 ・ 全壊 (状況)	
【体育館】確認 済み・未了 被害無し ・ 一部損壊 ・ 半壊 ・ 全壊 (状況)	
【トイレ】確認 済み・未了 被害無し ・ 一部損壊 ・ 半壊 ・ 全壊 (状況)	
【通学路・学校周辺の状況】	

<市立学校→境港市・米子市教育委員会→西部教育局→小中学校課→教育総務課・体育保健課>

緊急・重要

緊急・重要

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式2-B】

原子力災害発生時 状況報告(第 報) 報告時刻 _____ 発信者 境港市・米子市

区分	現小	上道小	奈子小	中浜小	砥通小	渡小	外江小	第1中	第2中	第3中	小計	崎津小	大磯津小	和田小	彦名小	与ヶ坂小	初崎小	美保中	与ヶ坂中	小計	合計	
1 学校の対応状況																						
ア 屋内退避																						
イ エンブレード屋内退避																						
2 児童生徒の安全情報																						
(1) 本日出席の児童生徒数											0										0	
(2) 安全が確認できた児童生徒数											0										0	
(3) 安全が確認できない児童生徒数											0										0	
(4) 安全が確認できた児童生徒のうち負傷者数											0										0	
3 教職員の安全情報																						
(5) 本日出席の教職員数											0										0	
(6) 安全が確認できた教職員数											0										0	
(7) 安全が確認できない教職員数											0										0	
(8) 安全が確認できた教職員のうち負傷者数											0										0	
(9) 管理職所在の有無																						
校長																						
副校長																						
教頭()																						
教頭()																						
事務長																						
4 通達手段の状況																						
固定電話																						
ファクシミリ																						
電子メール																						
インターネット																						
携帯電話																						
MCA無線																						
5 校舎等の状況																						
校舎																						
体育館																						
トイレ																						

※様式2-A(学校からの状況報告)を添付して、西部教育局へ報告すること。<境港市・米子市教育委員会→西部教育局→小中学校課→教育総務課>

緊急・重要

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式3-A】

児童生徒の保護者への引き渡し状況(第 報)

学校名	
報告時刻	月 日 時 分(24 時間表示)
発信者名	

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

(1)連絡日時、手段

月 日 時、()により連絡。

(2)連絡内容(該当するものに○を付けてください)

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 学校の被害状況
- ウ 学校による児童生徒の安全確保状況(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)の説明
- エ 児童生徒の迎えを依頼
- オ その他()

2 引き渡しの状況

(1)引き渡し場所

学 校 ・ 避難所

(2)引き渡した児童生徒数

事故発生時点の出席児童生徒数()名

日 時	引き渡しが済んだ 児童生徒数	待機中の児童生徒数
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		

<市立学校→境港市・米子市教育委員会→西部教育局→小中学校課→教育総務課・体育保健課>

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式3-B】

児童生徒の保護者への引き渡し状況(第 報)報告時刻

発信者 境港市・米子市

緊急・重要

緊急・重要

区分	境小	上道小	余子小	中浜小	誠道小	渡小	外江小	第1中	第2中	第3中	小計	崎津小	大瀬津小	和田小	彦名小	ウケ浜小	美保中	ウケ浜中	小計	合計	
1 引き渡しの状況																					
ア 事故発生時点の出席児童生徒数											0										0
イ 引渡し済んだ児童生徒数											0										0
エ 学校にて待機中の児童生徒数											0										0
											0										0

※様式3-A(学校からの状況報告)を添付して、西部教育局へ報告すること。<境港市・米子市教育委員会→西部教育局→小中学校課→教育総務課>

緊急・重要

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式4】

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

境・境港総合技術高等学校長 様

境港市・米子市教育委員会 様

鳥取県教育委員会事務局教育総務課長

(情報共有：高等学校課、小中学校課、体育保健課、西部教育局)

原子力災害対策特別措置法第15条 **原子力緊急事態宣言** について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態が宣言されたとの連絡がありました。

事故等の概要は以下のとおりです。今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。また、学校の状況について、【原子力災害発生時（教委・学校間）連絡様式】により、状況の進展に応じ当課へ報告してください。（ファクシミリ、電子メール、電話等、使用可能な手段でお願いします）

生徒・教職員の安全確保・避難について適切な対応をお願いします。

なお、避難用のバス等の確保は、当課から県災害対策本部に依頼し、状況は、随時、伝達します。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所（ ）で、

（ ）により、

（ ）が発生。

島根原子力発電所では、（ ）

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は（ 放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された ）。

今後（ ）方面への、影響が（ 予想される ・ 予想されない ・ 不明 ）。

健康への影響が（ 予想される ・ 予想されない ・ 不明 ）。

3 県災害対策本部の指示

（ ）を対象に、

（ 屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難 ・ 安定ヨウ素剤服用 ）を指示。

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

鳥取商業・鳥取湖陵高等学校長 様

鳥取市・倉吉市・岩美町・八頭町・湯梨浜町・北栄町教育委員会 様

鳥取県教育委員会事務局教育総務課長

(情報共有：高等学校課、小中学校課、体育保健課、東部・中部教育局)

原子力災害対策特別措置法第15条 **原子力緊急事態宣言**について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態が宣言されたとの連絡がありました。

これを受けて、UPZ内に所在する境港市・米子市小中学校、県立高等学校に避難指示がでましたので、受け入れの用意をお願いします。

今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所()で、

()により、

()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は(放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された)。

今後()方面への、影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

健康への影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、

(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難 ・ 安定ヨウ素剤服用)を指示。

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式5-B】

避難バス手配状況(第 報)

報告時刻

発信者 鳥取県教育委員会
(情報共有:西部教育局、小中学校課)

緊急・重要

緊急・重要

鳥取県災害対策本部からの連絡です。

貴市の避難元学校へ避難バスが以下のとおり出発(しました・する予定)ですので、避難準備をお願いします。

区分	現小	上通小	糸子小	中浜小	誠通小	渡小	外江小	第1中	第2中	第3中	小計	崎津小	大篠津小	和田小	彦名小	与ヶ坂小	初崎小	美保中	与ヶ坂中	小計	合計	
1 避難バスの手配情報																						
バス出発(予定)時刻																						
出発地																						
① 大型(30人以上)台数											0										0	0
② 中型(29人以下)台数											0										0	0
③ 小型(10人以下)台数											0										0	0
④ 種別不明台数											0										0	0
バス到着予定時刻																						

<教育総務課→境港市・米子市教育委員会>

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式5-C】

避難の状況(第 報)

報告時刻

発信者 鳥取県教育委員会
情報共有:小中学校課、東部・中部教育局

緊急・重要

緊急・重要

鳥取県災害対策本部からの連絡です。

UPZ内に所在する境港市・米子市小中学校から、避難バスが貴市・町の避難先学校へ以下のとおり出発しますので、児童生徒、教職員の受入れ準備をお願いします。

避難元学校名	境小	上道小	余子小	中浜小	砥道小	渡小	外江小	第1中	第2中	第3中	小計	崎津小	大篠津小	和田小	彦名小	ウケ坂小	河崎小	美保中	ウケ坂中	小計	合計	
1 避難バスの手配情報																						
1 避難先学校に向いたバス出発(予定)時刻																						
田発班																						
① 大型(30人以上) 台数											0										0	0
② 中型(29人以下) 台数											0										0	0
③ 小型(10人以下) 台数											0										0	0
④ 種別不明 台数											0										0	0
バス到着予定時刻																						
避難元学校へのバス到着予定時刻																						
2 避難予定人数																						
① 児童生徒数											0										0	0
② 教職員数											0										0	0
③ 合計											0										0	0
避難元学校名	高草中	湖山西小	津ノ井小	中央中	若美北小	明徳小	静風小	湖東中	若美中	鳥取西中		倉吉西中	玉木小	上灘小	河北小	羽合小	大栄小	倉吉東中	北原中			

<教育総務課→鳥取市・倉吉市・岩美町・八頭町・湯梨浜町・北栄町教育委員会>

緊急・重要

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式6-A】

避難状況（第 報）

学 校 名	
報 告 時 刻	月 日 時 分（24 時間表示）
発 信 者 名	

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

(1) 連絡日時、手段

月 日 時、() により連絡。

(2) 連絡内容(該当するものに○を付けてください)

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 学校の被害状況
- ウ 学校による児童生徒の安全確保状況(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)の説明
- エ 児童生徒の迎えを依頼
- オ その他 ()

2 避難の状況

避難開始時点の出席児童生徒数 () 名、在校教職員数 () 名

	児童生徒		教職員	
	出発	待機中	出発	待機中
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				

<市立学校→境港市・米子市教育委員会→西部教育局→小中学校課→教育総務課・体育保健課>

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式6-B】

避難状況(第 報)

報告時刻

発信者

境港市・米子市

緊急・重要

緊急・重要

1. 避難の状況	境小	上運小	奈子小	中浜小	磯道小	渡小	外江小	第1中	第2中	第3中	小計	崎津小	大藤津小	和田小	彦名小	弓ヶ浜小	河崎小	美保中	弓ヶ浜中	小計	合計	
ア 避難開始時点の出席児童生徒数											0											
イ 避難バスで出発済みの児童生徒数											0											
ウ 学校に待機中の児童生徒数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エ 避難開始時点の教職員数											0											
オ 避難バスで出発済みの教職員数											0											
カ 学校に待機中の教職員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※様式6-A(学校からの状況報告)を添付して、西部教育局へ報告すること。<境港市・米子市教育委員会→西部教育局→小中学校課→教育総務課>

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式7-A】

緊急・重要

避難所到着の状況（第 報）

学 校 名	
報告時刻	月 日 時 分（24 時間表示）
発信者名	

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

（1）連絡日時、手段

月 日 時、（ ）により連絡。

（2）連絡内容（該当するものに○を付けてください）

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 学校の被害状況
- ウ 学校による児童生徒の安全確保状況（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等）の説明
- エ 避難所へ児童生徒の迎えを依頼
- オ その他（ ）

2 避難所到着の状況

避難開始時点の出席児童生徒数（ ）名、在校教職員数（ ）名

	児童生徒	教職員
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		

<市立学校→境港市・米子市教育委員会→西部教育局→小中学校課→教育総務課・体育保健課>

【原子力災害発生時(教委・学校間)連絡様式7-B】

避難所到着の状況(第 報)

報告時刻

発信者

境港市・米子市

緊急・重要

緊急・重要

区分	現小	上道小	奈子小	中張小	誠通小	渡小	外上小	第1中	第2中	第3中	小計	崎津小	又藤津小	和田小	彦名小	弓ヶ浜小	美保中	弓ヶ浜中	小計	合計		
1 避難所到着の状況																						
ア 避難開始時点の出席児童生徒数											0										0	
イ 避難所へ到着した児童生徒数											0										0	
エ 避難開始時点の教職員数											0										0	
オ 避難所へ到着した教職員数											0										0	

※様式7-B(学校からの状況報告)を添付して、西部教育局へ報告すること。 <境港市・米子市教育委員会→西部教育局→小中学校課→小中学校課→教育総務課>

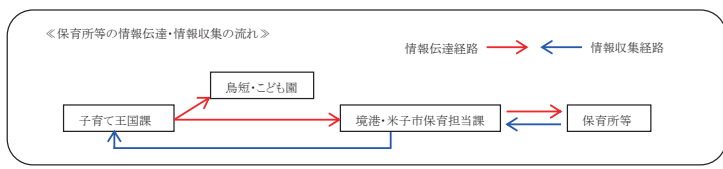
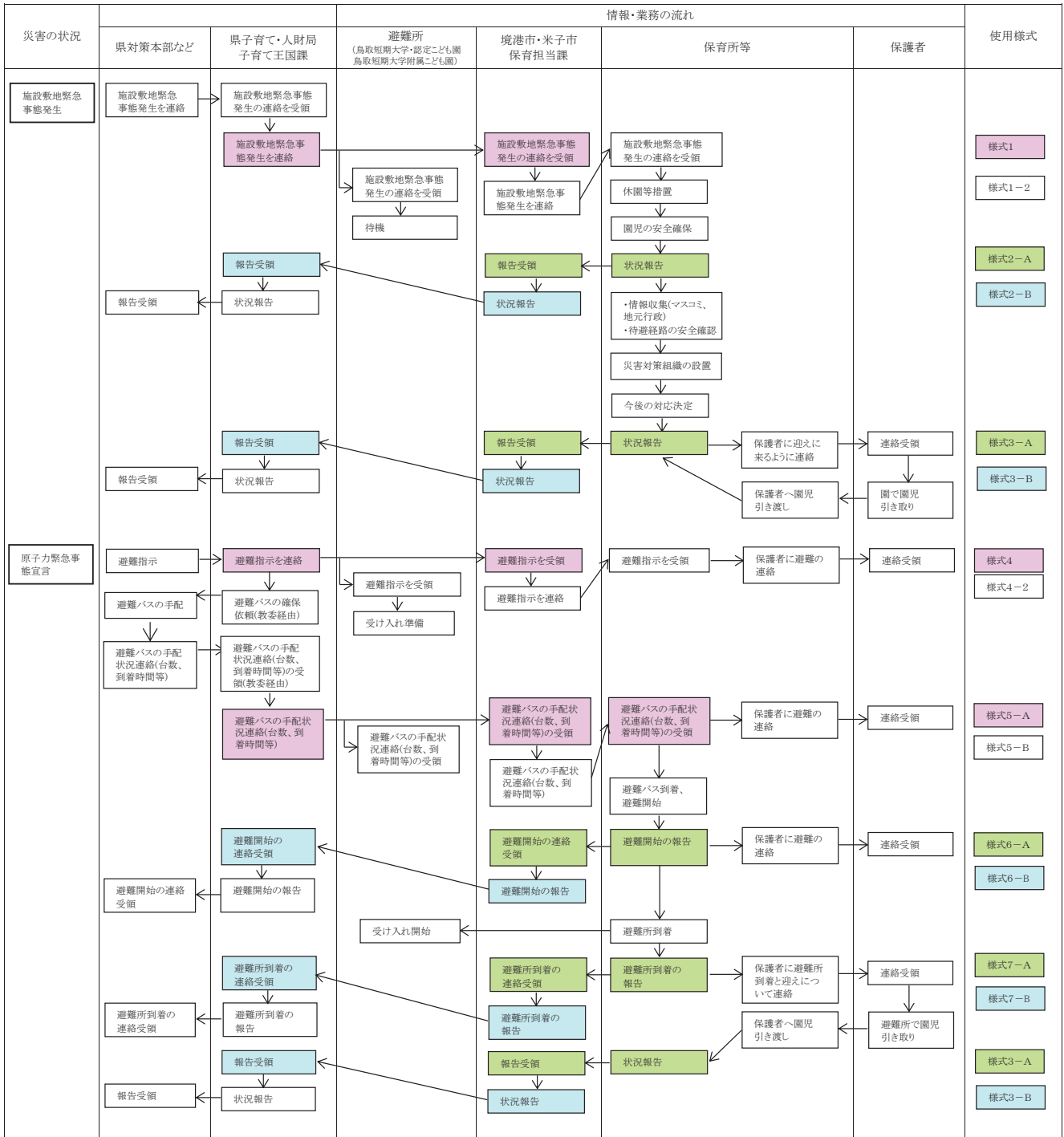
原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園
・認定こども園の避難計画作成マニュアル（別冊）

原子力災害発生時における 園児避難の県と保育所等間の 情報伝達フロー及び様式集

保育所等版

鳥取県子育て・人財局
子育て王国課

原子力災害時における園児避難の県と保育所等間の情報伝達フロー 保育所等版



緊急・重要

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式1】

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

境港市・米子市保育幼児教育担当課長 様

鳥取県子育て・人財局子育て王国課長

(情報共有：鳥取県教育委員会事務局体育保健課)

原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生の連絡がありましたので、貴下保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）へご連絡ください。また、併せて、園児・職員の安全確保について適切な対応をお願いしてください。

事故等の概要は以下のとおりです。今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。また、貴下保育所等の状況について、【原子力災害発生時（子育て・保育所等間）連絡様式2-A・連絡様式3-A】により報告を求め、取りまとめて、【原子力災害発生時（子育て・保育所等間）連絡様式2-B・連絡様式3-B】により速やかに子育て王国課へ報告してください。（ファクシミリ、電子メール、電話等、使用可能な手段でお願いします）

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、
島根原子力発電所（ ）で、
（ ）により、
（ ）が発生。
島根原子力発電所では、（ ）

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は（ 放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された ）。
今後（ ）方面への、影響が（ 予想される ・ 予想されない ・ 不明 ）。
健康への影響が（ 予想される ・ 予想されない ・ 不明 ）。

3 県災害対策本部の指示

（ ）を対象に、
（ 屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難 ）を指示。

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式1-2】

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

鳥取短期大学 学長 様

認定こども園鳥取短期大学附属こども園長 様

鳥取県子育て・人財局子育て王国課長

(情報共有：鳥取県教育委員会事務局体育保健課)

原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生の連絡がありました。今後の推移によっては、UPZ内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業所に避難指示が出され、貴校(園)へ避難することが見込まれます。

今後も状況に応じ随時、情報を伝達しますので、避難指示が出た場合の対応をお願いします。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所()で、

()により、

()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は(放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された)。

今後()方面への、影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

健康への影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、

(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難)を指示。

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式2-A】

緊急・重要

原子力災害発生時 状況報告（第 報）

保育所等名	
報告時刻	月 日 時 分（24 時間表示）
発信者名	

※ 以下、時刻は24 時間表示で記載。

- 1 学校の対応状況(該当するもの全てに○を付けてください)
- ア 屋内退避（ 時 分完了）
 - イ コンクリート屋内退避（ 時 分完了）

2 園児の安否情報

① 全園児のうち、本日の在園園児数	在園 名（全園児数 名）
② 安否が確認できている園児数	（ ）名（確認時刻 日 時 分）
③ 安否が確認できていない園児数とその理由	（ ）名 （理由）
④ 安否が確認できた園児の状況（負傷者数、負傷者の状況）	負傷者数（ ）名 （負傷者の状況）

3 職員の安否情報

⑤ 職員数	出勤 名（全職員数 名）
⑥ 安否が確認できている職員数	（ ）名（確認時刻 日 時 分）
⑦ 安否が確認できていない職員とその理由	（ ）名 （理由）
⑧ 安否が確認できた職員数の状況（負傷者数、負傷者の状況）	負傷者数（ ）名 （負傷者の状況）
⑨管理職所在の有無（在園している場合は○）	園長 ・ 副園長（ 人）

4 通信手段の状況

固定電話	使用 可 ・ 不可
ファクシミリ	使用 可 ・ 不可
電子メール	使用 可 ・ 不可（担当の職・氏名 、アドレス）
インターネット	使用 可 ・ 不可
携帯電話	使用 可 ・ 不可（担当の職・氏名 、番号）

5 園舎等の状況（安否確認終了時点で判明している範囲。通園路など周辺の状況が分かればそれも含む。）

【園 舎】	確認 済み・未了 被害無し ・ 一部損壊 ・ 半壊 ・ 全壊（状況）	）
【トイレ】	確認 済み・未了 被害無し ・ 一部損壊 ・ 半壊 ・ 全壊（状況）	）
【通園路・園周辺の状況】		

< 保育所等→境港市・米子市保育幼児教育担当課→子育て王国課 >

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式2-B】

原子力災害発生時 状況報告(第 報) 報告時刻

発信者 境港市・米子市

緊急・重要

区分	美哉幼稚園	外江保育園	わたり保育園	育成保育園	夕日ヶ丘保育園	柘檀保育園	あがりみち保育園	あまこ保育園	つばさ保育園	なかはま保育園	夕日ヶ丘ひまわり保育園	サンライズキッズ保育園	小計	小鴨保育園	崎津保育園	のぞみ保育園	和田保育園	富益保育園	彦名保育園	夜見保育園	河崎保育園	ベビーハウス向井	小規模認可保育園はじめの一歩	ベビーエールR431賀茂	小計	合計			
1 園の適用状況																													
ア 屋内退避																													
イ コンクリート屋内退避																													
2 園児の安否情報																													
① 本日の園児数																													
② 安否が確認できた園児数																													
③ 安否が確認できない園児数																													
④ 安否が確認できた園児のうち負傷者数																													
3 職員の安否情報																													
⑤ 本日出勤の職員数																													
⑥ 安否が確認できた職員数																													
⑦ 安否が確認できない職員数																													
⑧ 安否が確認できた職員のうち負傷者数																													
⑨ 管理職所在の有無 園長																													
副園長(人)																													
4 通信手段の状況																													
固定電話																													
ファクシミリ																													
電子メール																													
インターネット																													
携帯電話																													
MCA無線																													
5 校舎等の状況																													
園舎																													
トイレ																													

※様式2-A(保育所等からの状況報告)を添付して、子育て王国県へ報告すること。<保育所等→境港市・米子市保育幼児教育担当課→子育て王国県>

緊急・重要

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式3-A】

園児の保護者への引き渡し状況 (第 報)

保育所等名	
報告時刻	月 日 時 分 (24 時間表示)
発信者名	

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

(1) 連絡日時、手段

月 日 時、() により連絡。

(2) 連絡内容(該当するものに○を付けてください)

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 保育所等の被害状況
- ウ 保育所等による児童生徒の安全確保状況(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)の説明
- エ 園児の迎えを依頼
- オ その他 ()

2 引き渡しの状況

(1) 引き渡し場所

保育所等 ・ 避難所

(2) 引き渡した園児数

事故発生時点の在園園児数 () 名

日 時	引き渡しが済んだ 園児数	待機中の園児数
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		

< 保育所等→境港市・米子市保育幼児教育担当課→子育て王国課 >

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式3-B】

緊急・重要

園児の保護者への引き渡し報告(簿 報) 報告時刻 発信者 境港市・米子市

区分	美哉 幼稚園	外江 保育園	わたり 保育園	育成 保育園	夕日ヶ 丘保育園	柚檀 保育園	あがり みち保 育園	あまこ 保育園	つばさ 保育園	なかは ま保 育園	夕日ヶ 丘ひま わり保 育園	サンライ ズスキ ップ保 育園	小計	小鴨 保育園	崎津 保育園	のぞみ 保育園	和田 保育園	富益 保育園	彦名 保育園	夜見 保育園	河崎 保育園	ベビー ハウス 向井	小規模認可 保育園はじ めの一歩	ベビーエ ルR431 賀茂	小計	合計	
1 引き渡しの状況																											
ア 事故発生時点の在園園児数																											
イ 引き渡しが済んだ園児数																											
ウ 学校に待機中の園児数																											

※様式3-A(保育所等からの状況報告)を添付して、子育て王国課へ報告すること。<境港市・米子市保育幼児教育担当課→子育て王国課>

緊急・重要

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式4】

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

境港市・米子市保育幼児教育担当課長 様

鳥取県子育て・人財局子育て王国課長

(情報共有：鳥取県教育委員会事務局体育保健課)

原子力災害対策特別措置法第15条 **原子力緊急事態宣言** について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態が宣言されたとの連絡がありましたので、貴下保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）へご連絡ください。また、併せて、保育所等に園児・職員の安全確保・避難について適切な対応をお願いしてください。

事故等の概要は以下のとおりです。今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。また、保育所等の状況について、状況の進展に応じ、【原子力災害発生時（子育て・保育所等間）連絡様式6-A・連絡様式7-A・連絡様式3-A】により報告を求め、取りまとめて、【原子力災害発生時（子育て・保育所等間）連絡様式6-B・連絡様式7-B・連絡様式3-B】により、速やかに子育て王国課へ報告してください。（ファクシミリ、電子メール、電話等、使用可能な手段でお願いします）

なお、避難用のバス等の確保は、貴課と調整のうえ、当課から県教委を通して県災害対策本部に依頼し、状況は、随時、伝達します。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所（ ）で、

（ ）により、

（ ）が発生。

島根原子力発電所では、（ ）

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は（ 放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された ）。

今後（ ）方面への、影響が（ 予想される ・ 予想されない ・ 不明 ）。

健康への影響が（ 予想される ・ 予想されない ・ 不明 ）。

3 県災害対策本部の指示

（ ）を対象に、

（ 屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難 ）を指示。

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

鳥取短期大学 学長 様

認定こども園鳥取短期大学付属こども園長 様

鳥取県子育て・人財局子育て王国課長

(情報共有：鳥取県教育委員会事務局体育保健課)

原子力災害対策特別措置法第15条 **原子力緊急事態宣言** について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態が宣言されたとの連絡がありました。

これを受けて、UPZ内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業所に避難指示ができましたので、受け入れの用意をお願いします。

今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所()で、

()により、

()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は(放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された)。今

後()方面への、影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

健康への影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、

(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難)を指示。

緊急・重要

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式5-A】

避難バス手配状況(第 報)

報告時刻

発信者 鳥取県子育て王国課
(情報共有:鳥取県教委体育保健課)

鳥取県災害対策本部からの連絡です。

貴市の避難元(保育所等)へ避難バスが以下のとおり出発(しました・する予定)ですので、避難準備をお願いします。

区分	美哉幼稚園	外江保育園	わたり保育園	育成保育園	夕日ヶ丘保育園	梅瀬保育園	あがりみち保育園	あまりこ保育園	つばさ保育園	なかはま保育園	夕日ヶ丘ひまわり保育園	サンライズスキップ保育園	小計	小鴨保育園	崎津保育園	のぞみ保育園	和田保育園	豊益保育園	彦名保育園	夜阜保育園	河崎保育園	ベビースハウス向井保育園	小規模認可保育園はじめの一步	ベビーエールR431賀茂	小計	合計			
1 避難バスの手配情報																													
バス出発(予定)時刻																													
出発地																													
① 大型(30人以上)台数																													
② 中型(29人以下)台数																													
③ 小型(10人以下)台数																													
④ 種別不明台数																													
バス到着予定時刻																													

<子育て王国課→境港市・米子市保育幼児教育担当課>

緊急・重要

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式5-B】

避難の状況(第 報)

報告時刻

発信者 鳥取県子育て王国課
(情報共有:鳥取県教委体育保健課)

鳥取県災害対策本部からの連絡です。

UPZ内に所在する保育所等から、避難バスが貴校(園)へ以下のとおり出発しますので、園児、職員の受け入れ準備をお願いします。

区分	美哉幼稚園	外江保育園	わたり保育園	育成保育園	夕日ヶ丘保育園	梅樽保育園	あがりみち保育園	あまこ保育園	つばさ保育園	なかはま保育園	夕日ヶ丘ひまわり保育園	サンライズステップ保育園	小計	小鴨保育園	崎津保育園	のぞみ保育園	和田保育園	霽益保育園	彦名保育園	夜見保育園	河崎保育園	ベビーハウス向井	小規模認可保育園はじめの一步	ベビーステップR431賀茂	小計	合計
1 避難バスの手配情報																										
避難先に向けたバス出発(予定)時刻																										
出発地																										
① 大型(30人以上)台数																										
② 中型(29人以下)台数																										
③ 小型(10人以下)台数																										
④ 種別不明 台数																										
バス到着予定時刻																										
避難元保育所等へのバス到着予定時刻																										
2 避難予定人数																										
① 園児数																										
② 職員数																										
③ 合計																										
避難先	鳥取短期大学 認定こども園鳥取短期大学附属こども園											鳥取短期大学 認定こども園鳥取短期大学附属こども園														

<子育て王国課→鳥取短期大学・認定こども園鳥取短期大学附属こども園>

緊急・重要

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式6-A】

避難状況（第 報）

保育所名、認定こども園名 又は地域型保育事業所名	
報告時刻	月 日 時 分（24 時間表示）
発信者名	

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

(1) 連絡日時、手段

月 日 時、() により連絡。

(2) 連絡内容(該当するものに○を付けてください)

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 保育所等の被害状況
- ウ 保育所等による園児の安全確保状況(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)の説明
- エ 園児の迎えを依頼
- オ その他 ()

2 避難の状況

避難開始時点の在園園児数 () 名、在園職員数 () 名

	園児		職員	
	出発	待機中	出発	待機中
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				

<保育所等→境港市・米子市保育幼児教育担当課→子育て王国課>

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式6-B】

緊急・重要

避難状況(第 報)

報告時刻

発信者

境港市・米子市

1	避難の状況	美哉 幼稚園	外江 保育園	わたり 保育園	育成 保育園	夕日ヶ 丘保 育園	梅檀 保育園	あがり みち保 育園	あまりこ 保育園	つばさ 保育園	なかは ま保 育園	夕日ヶ ひまわり 保育園	サンライ ズキッズ 保育園	小計	小鴨 保育園	崎津 保育園	のぞみ 保育園	和田 保育園	富益 保育園	彦名 保育園	夜見 保育園	河崎 保育園	ベビー ハウス 向井	小規模認可 保育園はじ めの一歩	ベビーエ ルR131 賀茂	小計	合計
	了																										
	イ																										
	ウ																										
	エ																										
	オ																										
	カ																										
	バス到着予定時刻																										

※様式6-A(保育所等からの状況報告)を添付して、子育て王国課へ報告すること。<境港市・米子市保育幼児教育担当課→子育て王国課>

緊急・重要

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式7-A】

避難所到着の状況（第 報）

保育所名、認定こども園名 又は地域型保育事業所名	
報告時刻	月 日 時 分（24 時間表示）
発信者名	

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

(1) 連絡日時、手段

月 日 時、() により連絡。

(2) 連絡内容(該当するものに○を付けてください)

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 保育所等の被害状況
- ウ 保育所等による園児の安全確保状況(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)の説明
- エ 避難所へ園児の迎えを依頼
- オ その他 ()

2 避難所到着の状況

避難開始時点の在園園児数 () 名、在園職員数 () 名

	園児	職員
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		

< 保育所等→境港市・米子市保育幼児教育担当課→子育て王国課 >

【原子力災害発生時(子育て・保育所等間)連絡様式7-B】

緊急・重要

避難到着の状況(第 報) 報告時刻 発信者 境港市・米子市

区分	美哉 幼稚園	外江 保育園	わたり 保育園	育成 保育園	夕日ヶ 丘保育園	梅檀 保育園	あがり みち保 育園	あまりこ 保育園	つばさ 保育園	なかは ま保 育園	夕日ヶ 丘 ひまわり 保育園	サンライ ズキッズ 保育園	小計	小鴨 保育園	崎津 保育園	のぞみ 保育園	和田 保育園	富益 保育園	彦名 保育園	夜見 保育園	河崎 保育園	ベビー ハウス 向井	小規模認可 保育園はじ めの一歩	ベビーエ ルR431 賀茂	小計	合計
1 避難所到着の状況																										
ア 避難開始時点の在園園児数																										
イ 避難所に到着した園児数																										
ウ 避難開始時点の職員数																										
エ 避難所に到着した職員数																										

※様式7-A(保育所等からの状況報告)を添付して、子育て王国県へ報告すること。<境港市・米子市保育幼児教育担当課→子育て王国県>

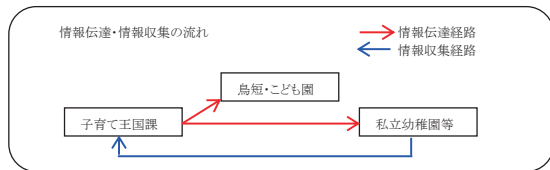
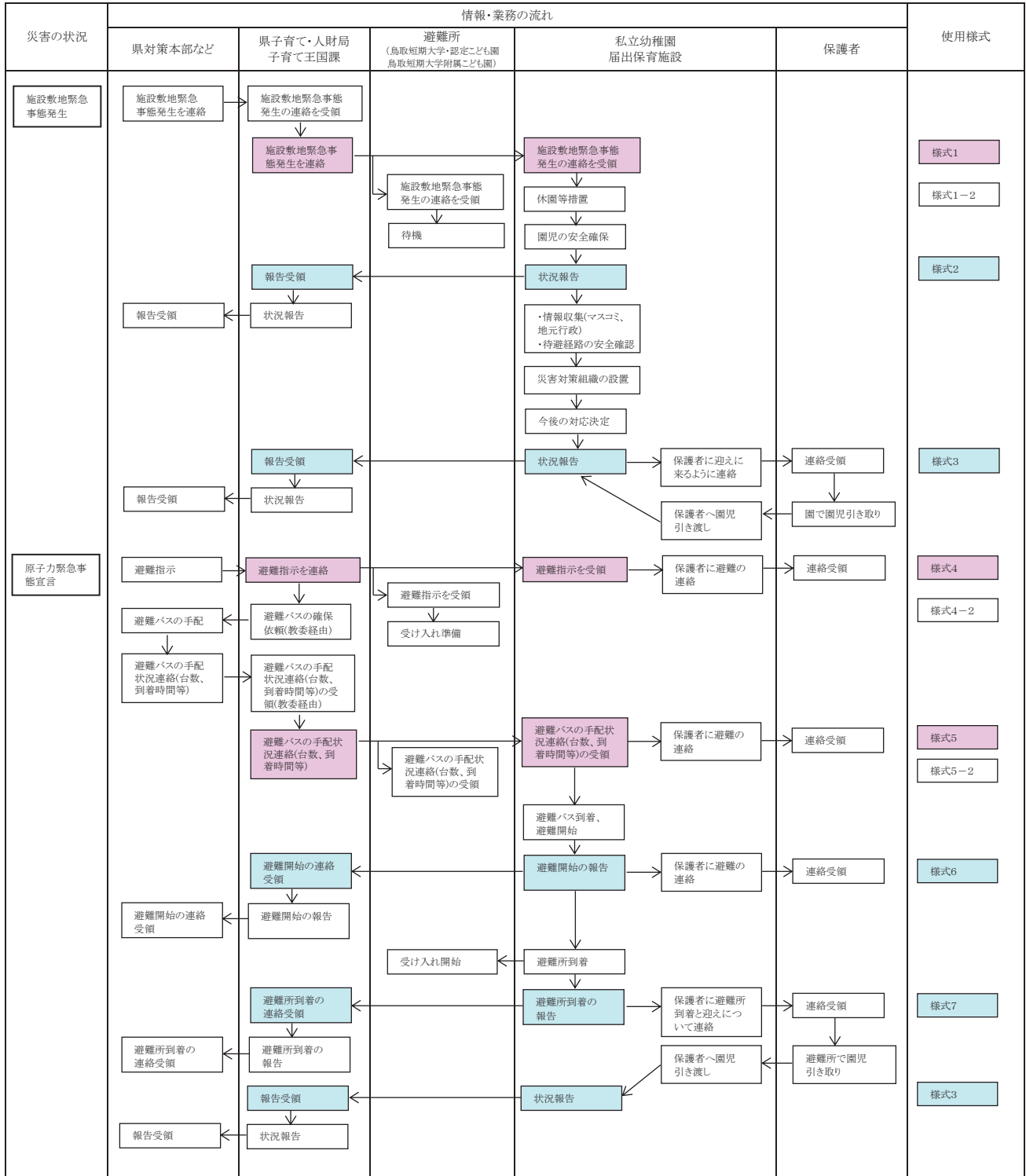
原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園
・認定こども園の避難計画作成マニュアル（別冊）

原子力災害発生時における 園児避難の県と私立幼稚園等 間の情報伝達フロー 及び様式集

私立幼稚園等版

鳥取県子育て・人財局
子育て王国課

原子力災害時における園児避難の県と私立幼稚園等間の情報伝達フロー 私立幼稚園等版



緊急・重要

【原子力災害発生時(子育て・幼稚園等間)連絡様式1】

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

各私立幼稚園長 様

各届出保育施設長 様

鳥取県子育て・人財局子育て王国課長

(情報共有:鳥取県教育委員会事務局体育保健課)

原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生の連絡がありました。

事故等の概要は以下のとおりです。今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。また、施設の状況について、【原子力災害発生時(子育て・幼稚園等間)連絡様式2・連絡様式3】により、速やかに子育て王国課へ報告してください。(ファクシミリ、電子メール、電話等、使用可能な手段でお願いします)

園児・職員の安全確保について適切な対応をお願いします。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所()で、

()により、

()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は(放出されず・微量放出された・放出された)。

今後()方面への、影響が(予想される・予想されない・不明)。

健康への影響が(予想される・予想されない・不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、

(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難)を指示。

【原子力災害発生時(子育て・幼稚園等間)連絡様式1-2】

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

鳥取短期大学 学長 様

認定こども園鳥取短期大学附属こども園長 様

鳥取県子育て・人財局子育て王国課長

(情報共有:鳥取県教育委員会事務局体育保健課)

原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第10条による施設敷地緊急事態発生の連絡がありました。今後の推移によっては、UPZ内に所在する私立幼稚園、届出保育施設に避難指示が出され、貴校・貴園へ避難することが見込まれます。

今後も状況に応じ随時、情報を伝達しますので、避難指示が出た場合の対応をお願いします。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所()で、

()により、

()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、放射性物質は(放出されず・微量放出された・放出された)。

今後()方面への、影響が(予想される・予想されない・不明)。

健康への影響が(予想される・予想されない・不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、

(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難)を指示。

緊急・重要

【原子力災害発生時(子育て・幼稚園等間)連絡様式2】

原子力災害発生時 状況報告（第 報）

私立幼稚園名又は 届出保育施設名	
報告時刻	月 日 時 分（24時間表示）
発信者名	

※ 以下、時刻は24時間表示で記載。

- 1 園の対応状況(該当するもの全てに○を付けてください)
- ア 屋内退避（ 時 分完了）
 - イ コンクリート屋内退避（ 時 分完了）

2 園児の安否情報

① 全園児のうち、本日の在園園児数	在園 名(全園児数 名)
② 安否が確認できている園児数	()名(確認時刻 日 時 分)
③ 安否が確認できていない 園児数とその理由	()名 (理由)
④ 安否が確認できた園児の状況 (負傷者数、負傷者の状況)	負傷者数 ()名 (負傷者の状況)

3 職員の安否情報

⑤ 職員数	出勤 名(全職員数 名)
⑥ 安否が確認できている職員数	()名(確認時刻 日 時 分)
⑦ 安否が確認できていない 職員とその理由	()名 (理由)
⑧ 安否が確認できた職員数の状 況(負傷者数、負傷者の状況)	負傷者数 ()名 (負傷者の状況)
⑨管理職所在の有無(在園している場合は○)	園長・副園長(人)

4 通信手段の状況

固定電話	使用 可・不可
ファクシミリ	使用 可・不可
電子メール	使用 可・不可(担当の職・氏名、アドレス)
インターネット	使用 可・不可
携帯電話	使用 可・不可(担当の職・氏名、番号)
MCA無線	使用 可・不可

5 園舎等の状況(安否確認終了時点で判明している範囲。通園路など周辺の状況が分かればそれも含む)

【園舎】確認 済み・未了	
被害無し・一部損壊	・ 半壊 ・ 全壊 (状況)
【トイレ】確認 済み・未了	
被害無し・一部損壊	・ 半壊 ・ 全壊 (状況)
【通園路・園周辺の状況】	

<私立幼稚園・届出保育施設 → 子育て王国課>

園児の保護者への引き渡し状況(第 報)

私立幼稚園名又は 届出保育施設名	
報告時刻	月 日 時 分(24 時間表示)
発信者名	

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

(1) 連絡日時、手段

月 日 時、()により連絡。

(2) 連絡内容(該当するものに○を付けてください)

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 幼稚園(届出保育施設)の被害状況
- ウ 幼稚園(届出保育施設)による園児の安全確保状況(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)の説明
- エ 園児の迎えを依頼
- オ その他()

2 引き渡しの状況

(1) 引き渡し場所

幼稚園(届出保育施設) ・ 避難所

(2) 引き渡した園児数

事故発生時点の在園園児数()名

日 時	引き渡しが済んだ園児数	待機中の園児数
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		

<私立幼稚園・届出保育施設 → 子育て王国課>

緊急・重要

【原子力災害発生時(子育て・幼稚園等間)連絡様式4】

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

各私立幼稚園長 様

各届出保育施設長 様

鳥取県子育て・人財局子育て王国課長

(情報共有:鳥取県教育委員会事務局体育保健課)

原子力災害対策特別措置法第15条 **原子力緊急事態宣言** について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態が宣言されたとの連絡がありました。

事故等の概要は以下のとおりです。今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。また、幼稚園(届出保育施設)の状況について、【原子力災害発生時(子育て・幼稚園等間)連絡様式6・連絡様式7・連絡様式3】により、状況の進展に応じ当課へ報告してください。(ファクシミリ、電子メール、電話等、使用可能な手段でお願いします)

園児・職員の安全確保・避難について適切な対応をお願いします。

なお、避難用のバス等の確保は、当課から県教委を通して県災害対策本部に依頼し、状況は、随時、伝達します。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所()で、

()により、

()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、**放射性物質**は(放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された)

今後()方面への、影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)

健康への影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、

(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難)を指示。

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)

鳥取短期大学 学長 様

認定こども園鳥取短期大学附属こども園長 様

鳥取県子育て・人財局子育て王国課長

(情報共有:鳥取県教育委員会事務局体育保健課)

原子力災害対策特別措置法第15条 **原子力緊急事態宣言**について

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)鳥取県災害対策本部から、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態が宣言されたとの連絡がありました。

これを受けて、UPZ内に所在する私立幼稚園、届出保育施設に避難指示がでましたので、受け入れの用意をお願いします。

今後も状況に応じ随時、情報を伝達します。

記

1 事故の概要

令和 年 月 日 時 分(24時間表示)、

島根原子力発電所()で、

()により、

()が発生。

島根原子力発電所では、()

2 放射性物質の状況

今回の事故により、**放射性物質**は(放出されず ・ 微量放出された ・ 放出された)。今

後()方面への、影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

健康への影響が(予想される ・ 予想されない ・ 不明)。

3 県災害対策本部の指示

()を対象に、

(屋内退避 ・ コンクリート屋内退避 ・ 避難)を指示。

緊急・重要

【原子力災害発生時(子育て・幼稚園等間)連絡様式5】

避難バス手配状況（第 報）

宛 先 (施設名を記載する)	
報告時刻	月 日 時 分(24 時間表示)
発信者名	鳥取県子育て・人財局子育て王国課長 (情報共有:鳥取県教育委員会事務局 体育保健課)

※ 以下、時刻は 24 時間表示。

鳥取県災害対策本部からの連絡です。

月 日 時 分に

大型(30 人以上) 台

中型(29 人以下) 台

小型(10 人以下) 台

種別不明 台の避難用バスが、

()市から出発(しました ・ 予定)。

月 日 時 分頃に、貴園(所)へ到着予定。

【原子力災害発生時(子育て・幼稚園等間)連絡様式5-2】

避難の状況(第 報)

宛 先	鳥取短期大学 認定こども園鳥取短期大学附属こども園
報告時刻	月 日 時 分(24 時間表示)
発信者名	鳥取県子育て・人財局子育て王国課長 (情報共有:鳥取県教育委員会事務局 体育保健課)

※ 以下、時刻は 24 時間表示。

鳥取県災害対策本部からの連絡です。

月 日 時 分に

大型(30人以上) 台

中型(29人以下) 台

小型(10人以下) 台

種別不明 台の避難用バスが、

()市から出発(しました ・ 予定)。

月 日 時 分頃に、避難元幼稚園(届出保育施設)へ到着し、貴校(園)へ出発予定。

避難予定人数

園児 名、職員 名

【原子力災害発生時(子育て・幼稚園等間)連絡様式6】

緊急・重要

避難状況(第 報)

私立幼稚園名又は 届出保育施設名	
報告時刻	月 日 時 分(24 時間表示)
発信者名	

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

(1) 連絡日時、手段

月 日 時、()により連絡。

(2) 連絡内容(該当するものに○を付けてください)

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 幼稚園(届出保育施設)の被害状況
- ウ 幼稚園(届出保育施設)による園児の安全確保状況(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)の説明
- エ 園児の迎えを依頼
- オ その他()

2 避難の状況

避難開始時点の在園園児数()名、在園職員数()名

	園児		職員	
	出発	待機中	出発	待機中
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				

<私立幼稚園・届出保育施設 → 子育て王国課>

避難所到着の状況(第 報)

私立幼稚園名又は 届出保育施設名	
報告時刻	月 日 時 分(24 時間表示)
発信者名	

※ 以下、時刻は 24 時間表示で記載。

1 保護者への連絡状況

(1) 連絡日時、手段

月 日 時、()により連絡。

(2) 連絡内容(該当するものに○を付けてください)

- ア 原子力発電所の事故の概要
- イ 幼稚園(届出保育施設)の被害状況
- ウ 幼稚園(届出保育施設)による園児の安全確保状況(屋内退避、コンクリー
ト屋内退避、避難等)の説明
- エ 避難所へ園児の迎えを依頼
- オ その他()

2 避難所到着の状況

避難開始時点の在園園児数()名、在園職員数()名

	園児	職員
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		
月 日 時 分		

<私立幼稚園・届出保育施設 → 子育て王国課>

5 食糧、生活関連物資供給計画

令和2年3月

鳥 取 県

目 次

第1章 総則

1 計画の目的	125
2 計画の位置付け	125
3 計画の対象	125
4 計画の見直し	125
5 連携する計画	125
6 計画における被害想定	125

第2章 物資等の調達・供給の主な構成

1 物資等の調達・供給体制の基本的な流れと業務担当	126
2 物資等の調達・供給に係る組織体制	126
3 物資等の種類と説明	128

第3章 各論（物資の調達・供給の実務）

I 避難概要

1 避難完了までの流れ	129
2 避難者数および避難先	130

II 実務概要

1 物資等の調達・供給の流れ	131
2 物資等の調達・供給体制の構築	131

III 県物資集積拠点

1 人員の動員	135
2 県物資集積拠点の設置	135
3 県物資集積拠点の運営	135

IV 物流専門家の派遣

1 物流専門家の派遣体制	138
--------------	-----

V 物資等の調達・供給

1 物資等の調達・供給体制	139
2 物資種別ごとの基本的な供給経路	139
3 物資等の調達・供給の流れ	139

VI 物資の輸送

1 物資の輸送体制	144
2 具体的な輸送要請の流れ	145
3 輸送経路	148

第1章 総則

1 計画の目的

この計画は、島根原子力発電所において過酷事故（シビアアクシデント）等が発生した場合に、食糧及び生活関連物資（以下、まとめて呼称する際は「物資等」という。）の迅速な調達と避難住民への適切な供給を行うことにより、避難住民の安全・安心と健康の確保を目的とする。

2 計画の位置付け

この計画は、「鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）」に基づく災害応急対策として、避難者に対する物資等の調達・供給方法を定めるものである。

3 計画の対象

この計画は、島根原子力発電所において過酷事故等が発生し、防護対策として住民の避難が指示された場合の、広域避難所に到着した避難者を対象とする。

4 計画の見直し

この計画は、「鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）」、「鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）」、関係法令等の改正が行われた場合、新たな知見が得られた場合等に、必要に応じて見直しを行うものとする。

5 連携する計画

本計画は、以下の計画に準拠するとともに、細部について規定されていない事項について定めるものである。本計画に定めのない事項については、以下の計画の規定が適用される。

NO.	計画名
1	鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）
2	鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）
3	広域避難所運営計画

6 計画における被害想定

特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により、特定のプラント事故が発生したとせず、何らかのプラント事故により、防護措置としてのUPZ内の住民避難が必要になったと想定する。

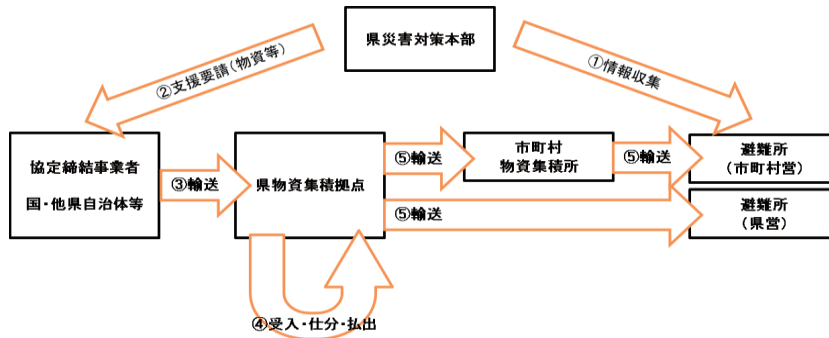
ただし、この計画において、津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路の使用について制限を受ける条件（鳥取県津波対策検討委員会検討結果による）を設定する。

（出典：鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応））

第2章 物資等の調達・供給の主な構成

1 物資等の調達・供給体制の基本的な流れと業務担当

＜図表 2-1 物資等の調達・供給体制イメージ＞



【業務担当内訳】

業務内容		業務担当
①情報収集		広域避難所運営チーム（総務部人事企画課）
②支援要請（物資等）		物資班
③輸送（事業者→県物資集積拠点）		物資提供事業者、物資班
④受入・仕分・払出		県物資集積拠点班
⑤輸送	県物資集積拠点→市町村物資集積所	物資班
	県物資集積拠点→広域避難所（県営）	
	市町村物資集積所→広域避難所（市町営）	市町村

2 物資等の調達・供給に係る組織体制

それぞれの業務を効率的かつ的確に実施するため、広域避難所運営チーム（総務部）が開設されると同時に物資班を編成し、県物資集積拠点の開設が決定されると同時に県物資集積拠点班を編成し業務にあたる。

（1）物資班

構成	事務分掌
○班長 くらしの安心推進課長	1 応急救助（物資等の供与等）の実施に関すること 2 物資等の確保に関すること（協定締結先等） 3 物資等の輸送に関すること 4 義援金（物資）及び支援物資の受入及び配分に関すること 5 被災者等に対する資金等のあっせん等に関すること
○副班長 通商物流課長 生産振興課長 庶務集中課長	
○班員 消防防災課、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、会計管理者	

（鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）より）

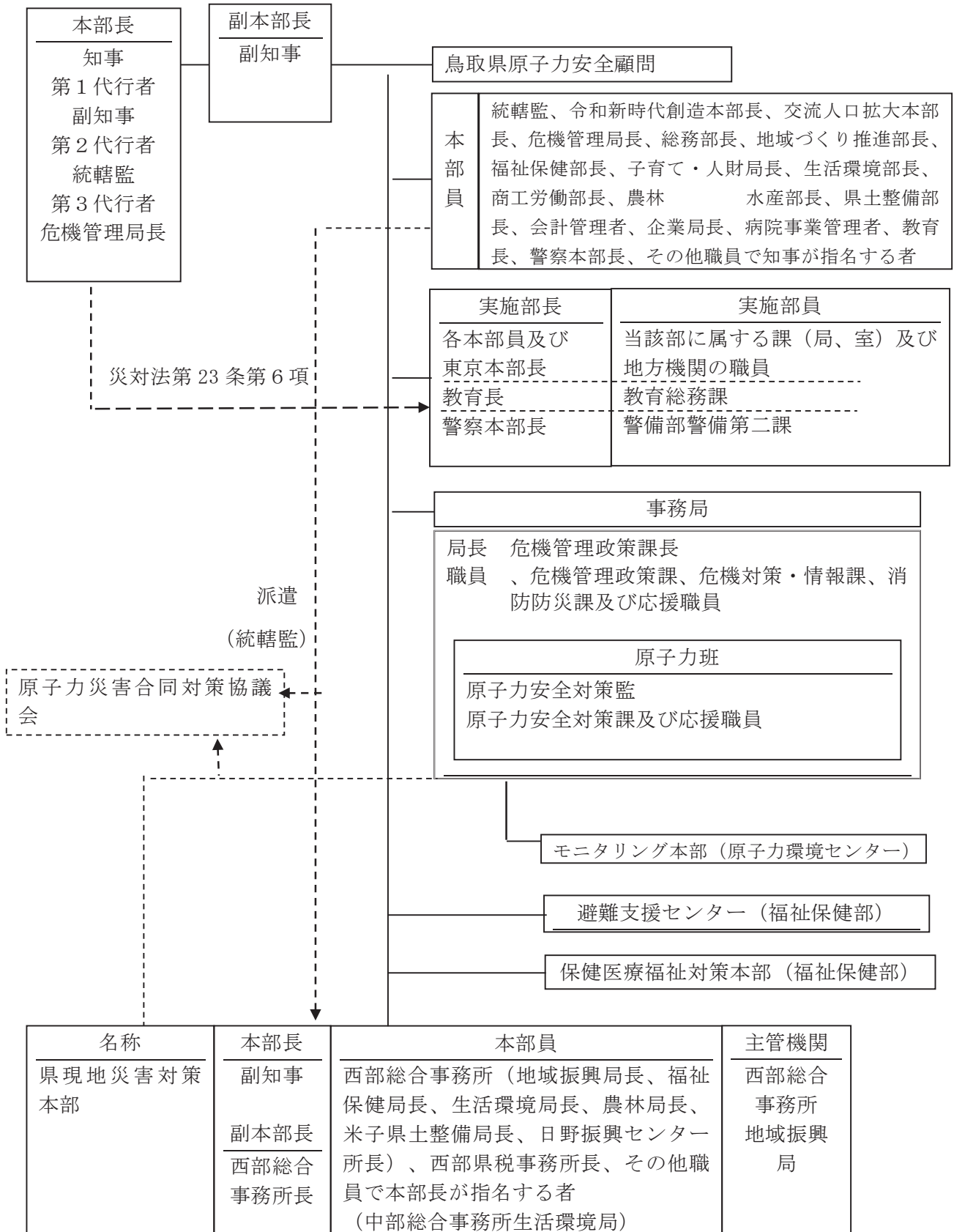
物資班（担当別）

区分	責任者	担当班員	事務分掌
調達	くらしの安心推進課長 生産振興課長	生活環境部、農林水産部	物資等の確保に関すること
輸送	通商物流課長	商工労働部、会計管理者	物資等の輸送に関すること
上記に属さないこと	くらしの安心推進課長	危機管理局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、会計管理者	応急救助（物資等の供与等）の実施に関すること

（2）県物資集積拠点班

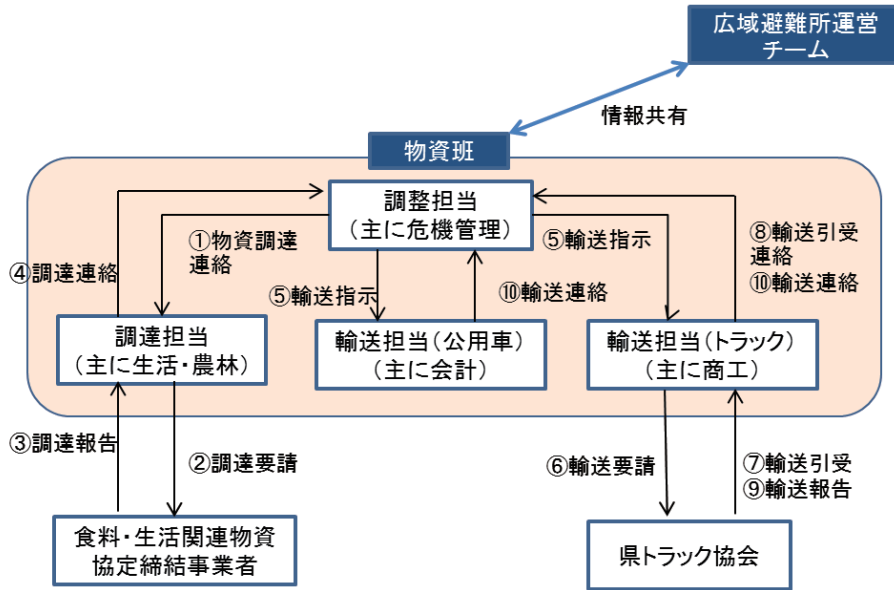
構成	事務分掌
総合事務所職員等（ボランティア含む）	県物資集積拠点の設置・運営に関すること

<図表 2-2 県災害対策本部体制図>



※その他の総合事務所には支部を置く。

<図表 2-3 物資班（県災害対策本部事務局）体制図>



3 物資等の種類と説明

(1) 備蓄物資

県及び市町村が、災害時に備えて備蓄をしている物資等をいう。

(2) 調達物資

県が民間事業者等とあらかじめ協定等を結び調達する食料や飲料水、毛布等の生活必需品のことをいう。基本的には調達費用等の対価が生じるものをいう。

(3) 義援物資

被災地外の都道府県、住民、民間企業、団体等から善意で寄せられる物資等のことをいう。基本的には調達費用等の対価が生じないものをいう。

第3章 各論（物資の調達・供給の実務）

本章では第2章で概要を示した物資の調達・供給に係る実務内容について記述する。
 なお、本章は6つの大項目に分類されており、それぞれ「Ⅰ 避難概要」「Ⅱ 実務概要」「Ⅲ 県物資集積拠点」「Ⅳ 物流専門家の派遣」「Ⅴ 調達・供給」「Ⅵ 輸送」とする。

Ⅰ 避難概要	… 災害発生から避難完了までの流れ
Ⅱ 実務概要	… 災害発生から物資等の調達・供給体制構築までの流れ
Ⅲ 県物資集積拠点	… 拠点の設置及び運営の詳細
Ⅳ 物流専門家の派遣	… 物流専門家の派遣手順の詳細
Ⅴ 調達・供給	… 物資等の調達・供給実務の詳細
Ⅵ 輸送	… Ⅴで調達した物資等の輸送業務の詳細

I 避難概要

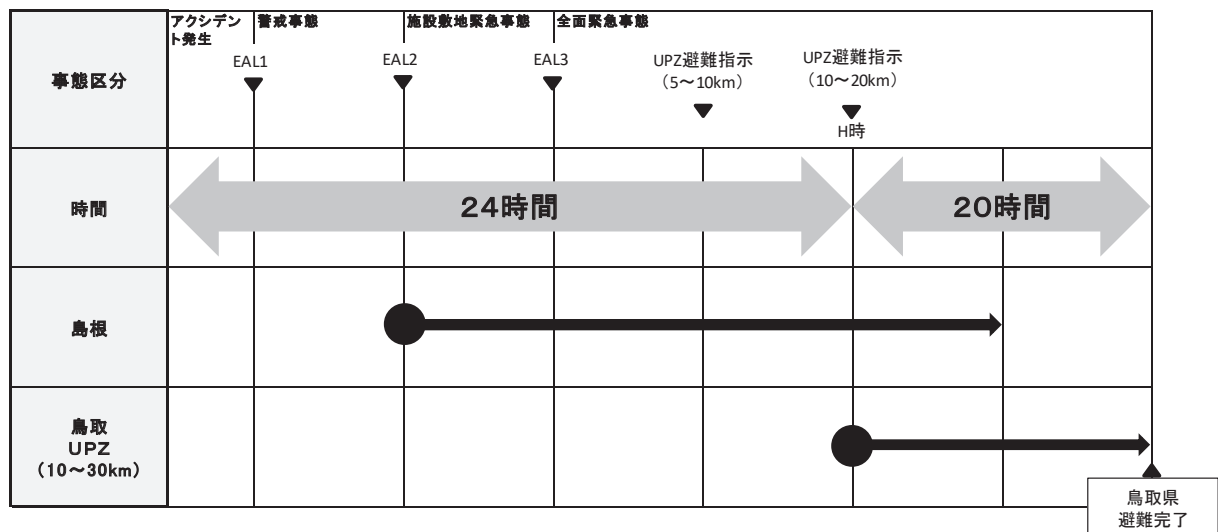
1 避難完了までの流れ

島根原子力発電所にシビアアクシデントが発生してから本県住民が避難を完了するまでの流れは図表 3-1 のとおりである。

なお、これ以降本計画においては、次に示す条件において記載を進めて行くものとする。

- (1) シビアアクシデント発生から本県が避難指示を発出するまでの所要時間は 24 時間とする。
- (2) 本県が避難指示を発出する時間を「H時」とする。
- (3) H時から本県の住民が避難を完了するまでの時間は 20 時間（H時+20h という。）とする。

<図表 3-1 避難完了までの流れ>



- EAL1 (警戒事態) … その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階
- EAL2 (施設敷地緊急事態) … 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
- EAL3 (全面緊急事態) … 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

2 避難者数および避難先

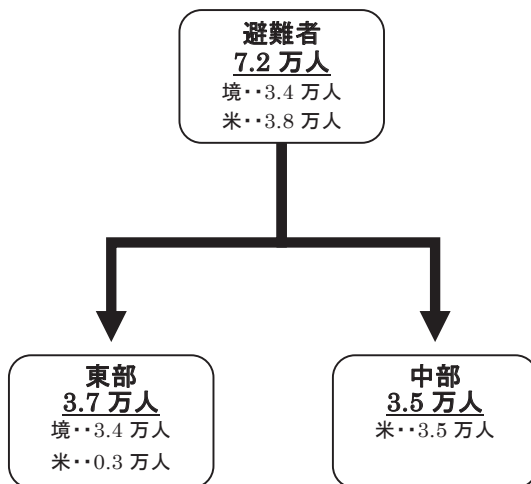
避難者数については広域住民避難計画において次のとおり想定されている。

- (1) 境港市から3.4万人、米子市から3.8万人（合計7.2万人）が避難すること。
- (2) 避難先は鳥取県東部および中部地域であり、東部地域に3.7万人、中部地域に3.5万人が避難すること。

*避難者数内訳イメージは図表3-3のとおり。

*避難区域毎の避難スケジュールは図表3-4のとおり。

<図表3-3 避難者内訳イメージ>



〔 境・・境港市からの避難住民の意
米・・米子市からの避難住民の意 〕

<図表3-4 避難区域毎の避難スケジュール>

区域内町等		避難スケジュール				
		H時 避難開始	H時+5h	H時+10h	H時+15h	H時+20h 避難完了
境港市 12,000人	外江町、清水町、弥生町、渡町、芝町、西工業団地、中海干拓地、夕日ヶ丘(2)、森岡町	屋内退避 ・避難準備	避難 【東部へ】			
境港市 13,000人	浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町	屋内退避 ・避難準備	避難 【東部へ】			
境港市 11,000人 米子市 5,000人	(境港市) 竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒家町、小篠津町、財ノ木町、夕日ヶ丘(1) (米子市) 大篠津町、和田町	屋内退避 ・避難準備		避難 【東部・中部へ】		
米子市 32,000人	靉津、大崎、富益町、彦名町、安倍、上後藤(一部)、旗ヶ崎(一部)、夜見町、河崎、両三柳(一部)	屋内退避 ・避難準備			避難 【中部へ】	
前述の7.3万人のうち境港市・米子市内の児童生徒等の人数 (児童生徒等の教職員含む) 9,000人程度		屋内退避 ・避難準備	避難 【東部・中部へ】	適宜、後発避難の保護者避難所へ合流		

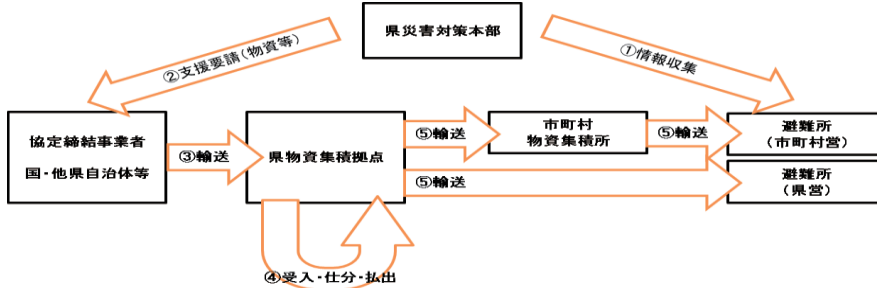
*それぞれが避難する避難所の詳細については、広域住民避難計画を参照のこと。

Ⅱ 実務概要

1 物資等の調達・供給の流れ

物資等の調達・供給は鳥取県災害対策本部内に編成される「物資班」(生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長を班長とする。)を中心として行う。

物資等の調達・供給の概要は既に示しているが、以下に再掲する。



2 物資等の調達・供給体制の構築

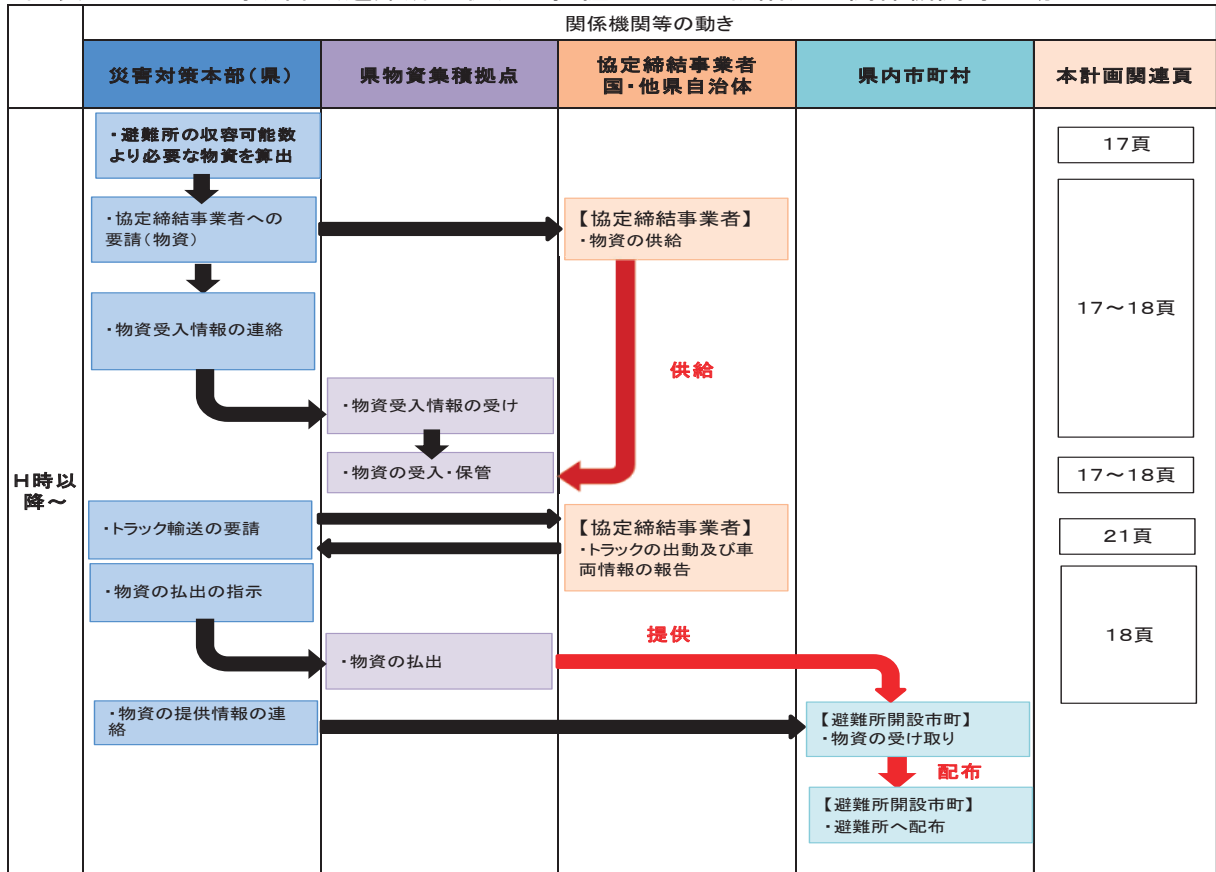
前述の図表で示したとおり、物資等の調達・供給には種々の関係機関等による調達・供給体制の構築が必要である。なお、避難指示発出後早い段階で広域避難所に到着する避難者もある(参考：図表 3-4) ことから、本計画ではH時(シビアアクシデント発生から 24 時間後)までに図表 3-5-1 を参考に構築しておくこととする。

<図表 3-5-1 H時までの関係機関等の動き>

		関係機関等の動き				
		災害対策本部(県)	県物資集積拠点	協定締結事業者 国・他県自治体	県内市町村	本計画関連頁
EAL1 24h ↓ H時	物資班編成					2頁
	発災の時期・想定避難者数から必要物資等品目・数量の推定					9頁
	・備蓄物資の調達要請	→			【県内市町村】 ・備蓄物資の確認 ・備蓄物資の輸送準備	16頁
	・協定締結事業者へ調達可能品目・数量の確認(必要に応じて他県等にも確認)	→		【供給事業者】 物資等の調達可能品目・数量を回答	避難所開設 次第輸送開始	16頁
	・協定締結事業者(トラック協会)へ事前連絡(トラック・物流専門家)	→		【トラック協会】 トラック・物流専門家の確保		14頁 21頁
	・県物資集積拠点の開設場所の選定					11頁
	・協定締結事業者への要請(物資・物流専門家)	→		【供給事業者】 ・物資の供給 【トラック協会】 ・物流専門家の派遣	14頁 17頁	
	・県物資集積拠点班の編成	→				2頁
派遣	→	・県物資集積拠点の設営 ・受入体制の整備	供給・派遣		11頁	
・避難所、市町集積所の情報把握	→		情報共有	【避難所開設市町】 ・市町集積所の設営 ・受入体制の整備	17頁	

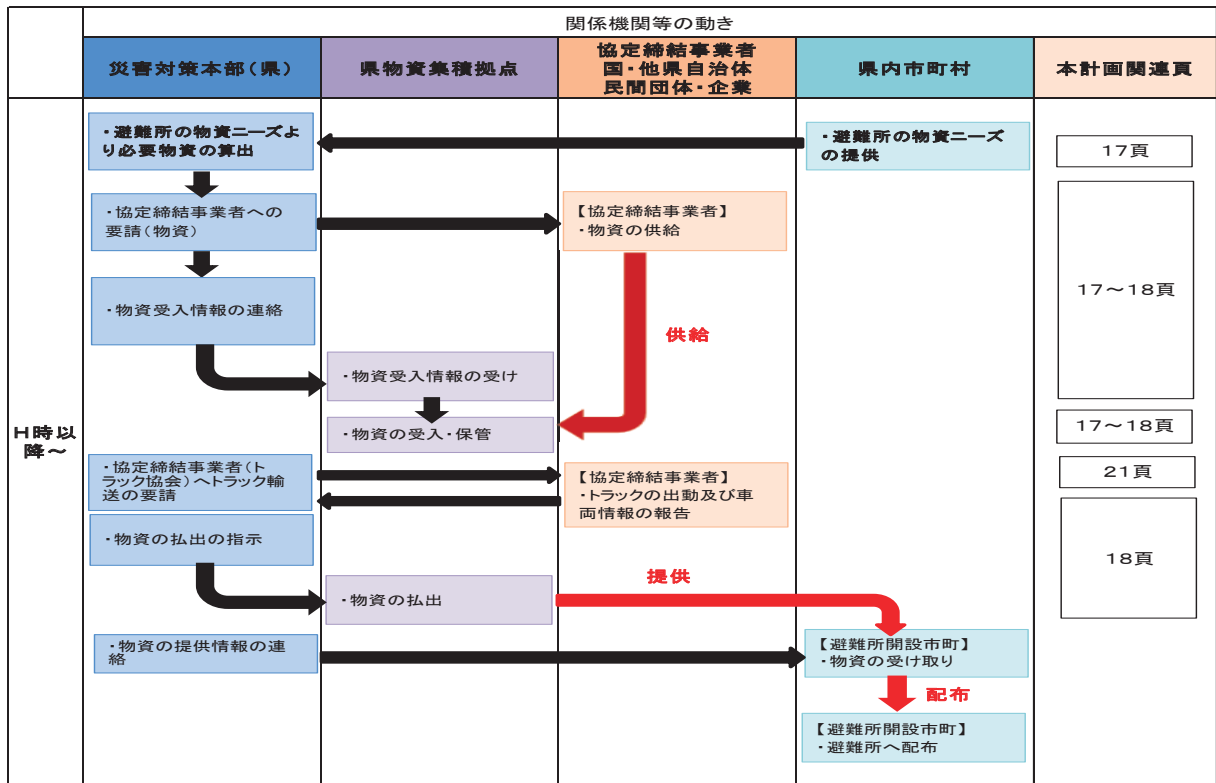
→ : 情報の流れ
→ : 人材等の流れ

<図表 3-5-2 H時以降（避難所の状況が把握できない段階）の関係機関等の動き>



: 情報の流れ
 : 人材等の流れ

<図表 3-5-3 H時以降（避難所の状況が把握できる段階）の関係機関等の動き>



: 情報の流れ
 : 人材等の流れ

【図表 3-5 に係る補完情報】

＜必要物資等の品目・数量の推定＞

○必要物資品目について（「鳥取県地域防災計画（災害応急対策編（共通））」より）

必要時期	需要	必要物資（共通）	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、粉ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ゴミ袋、カセットコンロ	* 冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ	
	低	筆記用具	
2～3日 目	高	食料品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	* 冬季 暖房機器、燃料 * 夏季 冷房機器、 反射シート * 出水期 防水シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク	
	低	筆記用具	
4日目以降	高	食料品（炊き出し、弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、トイレットペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク、燃料	
	低	衛生用品（石けん、シャンプー、爪切り、洗剤）、筆記用具	

○必要物資等数量（連携備蓄の考え方を参考に算出【記載数量は1日分】）

品目	備蓄対象人数	全体数量
①保存食（乾パン等）	7.2万人	154,833食
②災害時要援護者用保存食（アルファ米がゆ等）	7.2万人	64,167食
③粉乳・ミルク	7.2万人	408缶
④保存水（ペットボトル）	7.2万人	219,000ℓ
⑤飲料水用ポリタンク	7.2万人	24,832個
⑥哺乳ビン	7.2万人	1,314個
⑦トイレットペーパー	7.2万人	2,920ロール
⑧生理用品	7.2万人	17,624個
⑨毛布	7.2万人	73,000枚
⑩紙おむつ（大人用）	7.2万人	51,992枚
⑪紙おむつ（子供用）	7.2万人	11,957枚
⑫救急医療セット	7.2万人	2,482セット
⑬防水シート（グラントシート）	7.2万人	36,500枚
⑭ロープ（シート張り、救助用）	7.2万人	3,650巻

○時間的推移・物資区分ごとの輸送

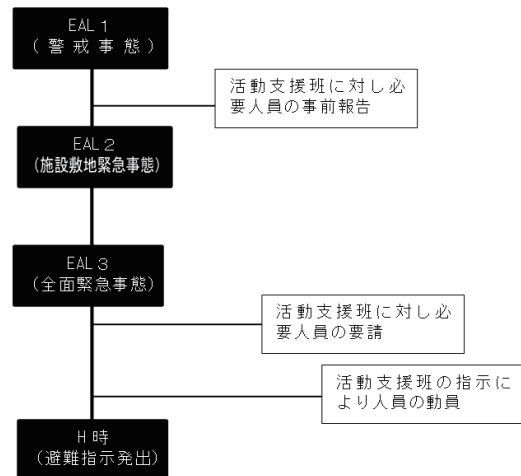
時間的推移	物資区分	物資所有者	輸送手段	発地点	経由地点	着地点	輸送者	想定される品目		
発災当日 ～3日目	備蓄物資	県	陸路	県備蓄保管場所	—	広域避難所 (県・市町村)	県	毛布、石油ストーブ、投光器等		
		県内市町村	陸路	市町村備蓄保管場所	—	広域避難所 (県・市町村)	所有市町村	食糧、生活関連物資		
	調達物資	食糧 (消費期限表示の物)	協定締結事業者、国・他都道府県等	陸路	供給者	—	広域避難所 (県・市町村)	供給者	弁当等	
		食糧 (賞味期限表示の物)	協定締結事業者、国・他都道府県等	海路・空路	供給者	上流の拠点	下流の拠点	供給者	缶詰、乾パン等	
				陸路		—				
		生活関連物資	協定締結事業者、国・他都道府県等	海路・空路	供給者	上流の拠点	下流の拠点	供給者	毛布、衣類等	
				陸路		—				
		生活関連物資	協定締結事業者、国・他都道府県等	—	供給者	下流の拠点	—	市町村物資集積所・広域避難所(県)	県 (県トラック協会へ要請)	缶詰、乾パン等
	—			下流の拠点		—				
	4日目以降～	調達物資	食糧 (消費期限表示の物)	陸路	供給者	—	広域避難所 (県・市町村)	供給者	弁当等	
			食糧 (賞味期限表示の物)	協定締結事業者、国・他都道府県等	海路・空路	供給者	上流の拠点	下流の拠点	供給者	缶詰、乾パン等
					陸路		—			
生活関連物資			協定締結事業者、国・他都道府県等	海路・空路	供給者	上流の拠点	下流の拠点	供給者	毛布、衣類等	
				陸路		—				
生活関連物資			協定締結事業者、国・他都道府県等	—	供給者	下流の拠点	—	市町村物資集積所・広域避難所(県)	県 (県トラック協会へ要請)	毛布、衣類等
		—		下流の拠点		—				
義援物資		食糧 (賞味期限表示の物) ※消費期限表示の物は受取拒否	国、他都道府県、企業、民間団体	海路・空路	供給者	上流の拠点	下流の拠点	供給者	缶詰等	
				陸路	供給者	—	下流の拠点			
		生活関連物資	国、他都道府県、企業、民間団体	海路・空路	供給者	上流の拠点	下流の拠点	供給者	毛布、衣類等	
				陸路		—				
		生活関連物資	国、他都道府県、企業、民間団体	—	供給者	下流の拠点	—	市町村物資集積所・広域避難所(県)	県 (県トラック協会へ要請)	缶詰等
	—			下流の拠点		—				

Ⅲ 県物資集積拠点

1 人員の動員

物資班は、全面緊急事態（EAL3）に至り、避難者に対する物資等の供給のために県物資集積拠点を開設する必要があると判断された場合は、拠点の設営に必要な人員の確保を活動支援班（人事企画課）へ要請し、これにより動員した職員に物流専門家・ボランティア等を加えた「県物資集積拠点班」を編成する。

なお、全面緊急事態に至る恐れがある場合は、事前に活動支援班に対して、県物資集積拠点を編成することを前提として、①動員職員の従事場所、②必要な人員数、③従事業務内容を報告する。



2 県物資集積拠点の設置

物資班は、「県物資集積拠点班」に物資の輸送拠点である「県物資集積拠点」の設置にあたらせると共に、各市町村と市町村物資集積所の設営状況について密に情報共有を図るものとする。

なお、県物資集積拠点はその性質から以下の2つに分類される。

(1) 下流の拠点

陸路によって調達した物資等の集積拠点並びに市町村が開設する物資集積所及び広域避難所（県営）への輸送拠点であり、災害時の倉庫の状況等を鑑み以下の施設から、東部・中部にそれぞれ1箇所ずつH時までには設置する。（状況等により2箇所の設置が困難な場合は、1箇所とする。）

【下流の拠点】

- ・農協施設
- ・公有施設

(2) 上流の拠点

海路、空路による国、県外の自治体・企業等からの調達物資・義援物資の受入れが必要であると認める場合に設置する拠点であり、以下の2箇所にそれぞれ設置するもの。

【上流の拠点】

- ・鳥取空港
- ・鳥取港

3 県物資集積拠点の運営

「県物資集積拠点班」は以下のとおりに人員を分配し、その運営にあたらせるものとする。

(1) 県物資集積拠点（下流）

県物資集積拠点（下流）には、以下の3担当（計10名程度）を配置し、それぞれ作業にあたらせるものとする。（参考：図表3-6）

原則、管理担当は県職員を配置し、それ以外の担当はボランティア等の配置とし、県有施設以外を使用する場合は、施設の職員の協力を検討していく。（今後、調整が必要）

管理担当

①災害対策本部との情報交換

災害対策本部との連絡調整窓口として、災害対策本部（物資班）が事業者に対し行った支援要請内容や作成した配分案等の情報を把握し、当該情報を受払等担当と共有する。

②調達物資の在庫数量管理

毎日、受入数量・払出数量等から拠点の在庫数量を算出し、災害対策本部（物資班）に報告する。

受払等担当

①担当の配置および各スペースの確保

受払等担当は、さらに受入担当・仕分担当・払出担当に人員を区分し配置する。また、物資等の適正な数量管理のため仕分スペース・保管スペース・配送スペースを設置する。

②受入・検収・検品

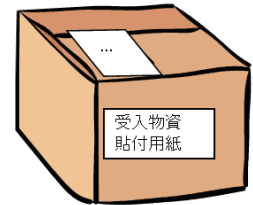
受入担当は、輸送されてきた調達物資・義援物資を受け入れ、調達物資の場合は、要請した内容（品名・数量等）に合致しているか検収を行い、義援物資の場合は支援に適した状態であるか等の検品を行う。

検収・検品において、問題がなければ仕分スペースに保管する。なお、検収において問題があった物資等については廃棄物資とし、別に区画して保管する。

③仕分

仕分担当は、②において仕分スペースに保管された物資等について、それぞれの物資等を品目毎に仕分けを行い（例：衣類・寝具・介護用品等）、保管スペースに保管する。

なお、仕分後は内容物資、数量が把握できるように箱の上面、側面の2か所に「受入物資貼付用紙（様式1）」を貼り付ける。



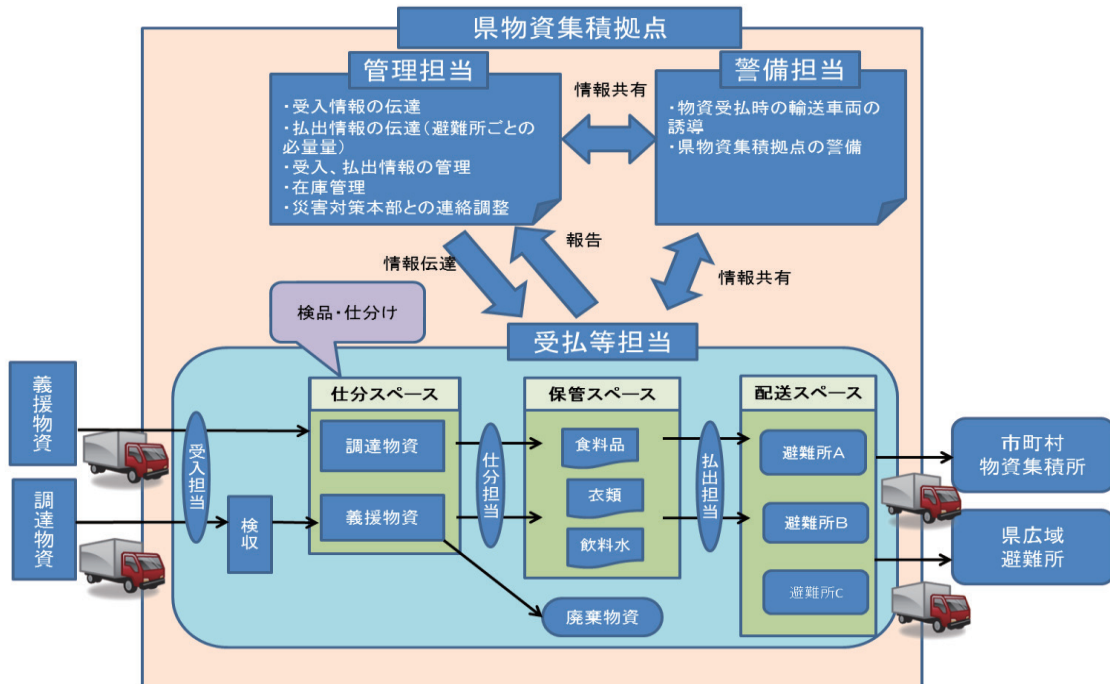
④払出

払出担当は、③において保管スペースに仕分けされた物資等について、各広域避難所毎の必要数量に分配し、配送スペースに保管する。

警備担当

物資等受払時の輸送車両の誘導、県物資集積拠点の警備にあたる。

<図表 3-6: 県物資集積拠点（下流）のイメージ図>
県物資集積拠点の役割

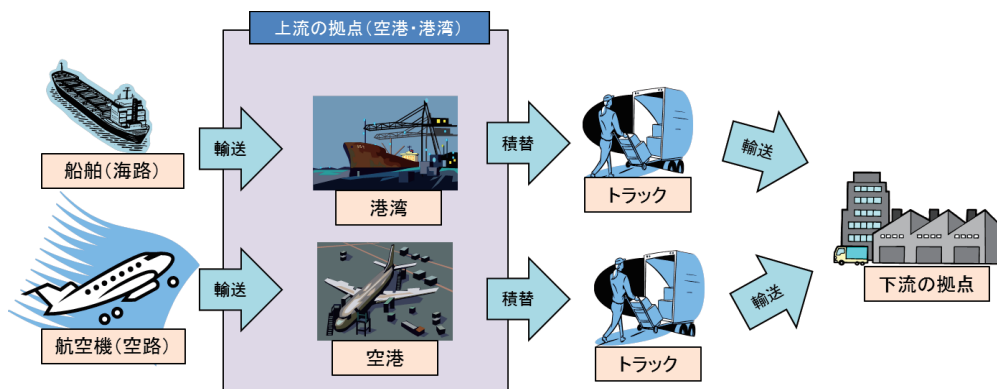


(2) 県物資集積拠点（上流）

県物資集積拠点（上流）は、海路・空路により輸送された物資等のトラック等への積み替え、及び県物資集積拠点（下流）への輸送の拠点となるものであり、積み替えの作業は原則として供給者自らが実施するものとする。（参考：図表 3-7）

ただし、物資班との連絡調整、及び現場指揮のため県物資集積拠点班から担当（計 2 名程度）を配置し、作業にあたるものとする。

<図表 3-7: 県物資集積拠点（上流）のイメージ図>



IV 物流専門家の派遣

1 物流専門家の派遣体制

(1) 連絡窓口

鳥取県トラック協会及び鳥取県倉庫協会に対する物流専門家の派遣要請の窓口は物資班長とする。

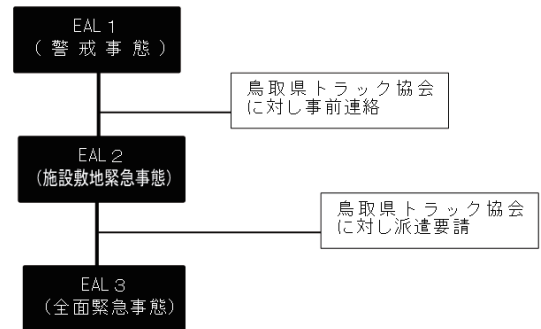
(2) 派遣要請までの流れ

①派遣要請前の事前連絡

物資班は警戒事態（EAL1）に至った場合、口頭により鳥取県トラック協会及び鳥取県倉庫協会に対し、県災害対策本部事務局及び下流の拠点へ派遣が必要な物流専門家の人数を伝える。

②派遣要請

物資班は、施設敷地緊急事態（EAL2）に至った場合、「災害発生時等の物流の輸送、保管等に関する協定書」に基づき、鳥取県トラック協会及び鳥取県倉庫協会に対し、県災害対策本部事務局及び下流の拠点へ物流専門家の派遣を要請する。ただし、緊急時など文書によって要請するいとまがないときには口頭により要請し、その後、速やかに文書を発行するものとする。



(3) 物流専門家の役割

①県災害対策本部事務局

物資の受払の管理、輸送車両の確保等に係る助言・調整

②下流の拠点

下流の拠点における物資の受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送に係る助言

V 物資等の調達・供給**1 物資等の調達・供給体制****(1) 担当職員の構成**

物資等の調達・供給は、物資班（調達担当）が実施する。（備蓄物資除く。）

なお、物資等のうち「食糧」については「農林水産部生産振興課長」が、「生活関連物資」については「生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長」が中心となるものとする。

(2) 連絡体制の構築

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、農林水産部生産振興課は日頃から、物資等協定締結事業者と連絡窓口等の情報交換を行い、連絡体制の構築に努めるものとする。

2 物資種別ごとの基本的な供次の給経路**(1) 備蓄物資**

区分	陸路	空路・海路
県備蓄物資	県備蓄物資保管倉庫→広域避難所（県・市町営）	—
市町村備蓄物資	市町村備蓄物資保管倉庫→広域避難所（県・市町営）	—

(2) 調達物資

区分	陸路	空路・海路
消費期限（※1）表示の食糧（弁当、おにぎり等）	供給者→広域避難所（県・市町営） ※供給者から直送	—
賞味期限（※2）表示の食糧（保存食、缶詰等）及び生活関連物資	供給者→下流の拠点→広域避難所（県営）及び市町物資集積所→広域避難所（市町営）	供給者→上流の拠点（空港・港湾）→下流の拠点→広域避難所（県営）及び市町物資集積所→広域避難所（市町営）

(3) 義援物資 ※原則、個人からの義援物資は受け取らない

区分	陸路	空路・海路
消費期限（※1）表示の食糧（弁当、おにぎり等）	原則、受け取らない	原則、受け取らない
賞味期限（※2）表示の食糧（保存食、缶詰等）及び生活関連物資	供給者→下流の拠点→広域避難所（県営）及び市町物資集積所→広域避難所（市町営）	供給者→上流の拠点（空港・港湾）→下流の拠点→（下流の拠点）→広域避難所（県営）及び市町物資集積所→広域避難所（市町営）

※1 消費期限：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

※2 賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

3 物資等の調達・供給の流れ

広域避難所の避難住民に対して供給する物資等は、備蓄物資と調達物資が主であり、それぞれの調達・供給の流れは以下のとおりである。

(1) 備蓄物資

<調達・供給の流れ>

①必要物資等の選定（物資班）→②備蓄物資要請（総括班又は物資班）→③輸送（市町村）

①必要物資等の選定

物資班は、備蓄物資の中から状況に応じた必要物資等を選定する。

②備蓄物資要請

物資班は総括班と①で選定した備蓄物資について情報共有を行い、総括班又は物資班は、備蓄物資の備蓄量から各広域避難所へのマッチング案を作成し、作成後は速やかに各市町村へ備蓄物資の供給を要請するものとする。

③輸送

②により備蓄物資の供給要請を受けた市町村は、各広域避難所へ備蓄物資を直送するものとする。なお、備蓄物資保有市町村の輸送力が不足する場合は、県（物資班）へ要請を行うことができる。

(2) 調達物資

調達物資は、避難所の状況が適切に把握できる前後で以下のとおり供給体制が異なる。

	供給形態
避難所の状況が確認できない段階	物資等：食糧（保存期間の長いもの）・毛布 供給：プッシュ型供給（需要をあらかじめ見込んで、実需が発生する前に行う供給業務）
避難所の状況が確認できる段階	物資等：広域避難所の需要に応じる 供給：プル型（需要に伴い行う供給業務）

●プッシュ型供給（避難所の状況が把握できない段階）

<調達・供給の流れ>

①必要物資等の選定（物資班）→②物資等要請（物資班）→③受入・検収・検品（県物資集積拠点班）→④配分案作成（物資班）→⑤配分（県物資集積拠点班）→⑥輸送（物資班）

①必要物資等の選定

物資班は、被害状況に応じた必要物資等を選定する。（選定については、P. 9を参考とする。）

（食糧（保存期間の長いもの）、毛布を基本とする。）

*②～⑧は以下に示すプル型供給に準じる。

●プル型供給（避難所の状況が把握できる段階）

<調達・供給の流れ>

①広域避難所の状況把握（広域避難所運営チーム）→②物資等要請（物資班）→③受入・検収・検品（県物資集積拠点班）→④配分案作成（物資班）→⑤配分（県物資集積拠点班）→⑥輸送（物資班）

（なお、物資等のうち食糧であり且つ消費期限の短いもの（弁当、おにぎり等）は③～⑤の県物資集積拠点を經由するステップを踏まず直接広域避難所へ輸送する。）

①広域避難所の状況把握

物資班は、県災害対策本部内に設置された広域避難所運営チームと情報交換を密に行い、広域避難所における必要物資等品目・数量について把握を行うものとする。
また、物資班は総括班から各市町物資集積所の開設情報を収集するものとする。

②物資等の要請

⑦物資班は「①広域避難所の状況把握」の工程で得られた情報を基に、協定に基づき協定締結事業者（UPZ内の事業者は除く。）に対して、県物資集積拠点（下流）に調達物資を提供するよう要請を行うものとする（注）。（要請書は各協定書に即した様式により行うことを原則とするが、状況に応じて物資供給要求書（様式2）を用いる。）

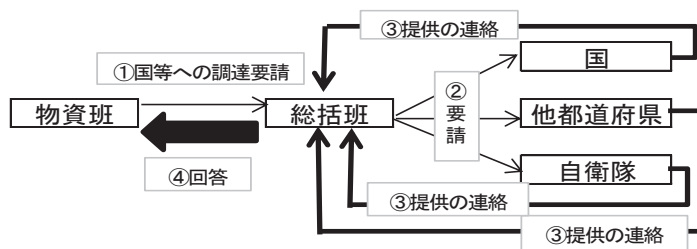
なお、調達物資の供給者が県物資集積拠点までの輸送手段を確保出来ない場合は、県（物資班）へ要請を行うことができる。

⑧前段⑦の要請を行った際は、要請内容を物資受入一覧（様式3）に記載の上、県物資集積拠点班（管理担当）に情報提供し情報共有を図るものとする。

なお、協定締結事業者のみでは必要数量の調達が達成できないときは、国、県外の自治体等に対して、物資等の調達要請を行うものとする。この場合は、物資班は必要な数量等を取りまとめ、総括班を通して、国、県外の自治体等へ調達要請を行う。（参考：図表3-8）

ただし、総括班から物資班が直接窓口になるよう指示を受けた際は、この限りではない。

<図表 3-8: 国、他都道府県への調達経路>



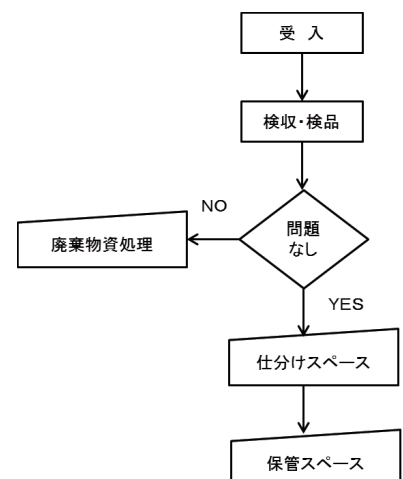
③受入・検収・検品

県物資集積拠点班（受払等担当）は、「②物資等の要請」により物資班が調達を要請した物資等の受入を行い、県が要請した内容（品目・数量等）に合致しているか検収を行うものとする。（義援物資について支援に適した状態であるか等の検品を行う）

検収・検品において、問題がなければ仕分けスペースに保管し、問題があった物資等は廃棄物資とし、支援物資と混合しないように明確に区画して保管する。

また、県物資集積拠点班（受払等担当）は、前段の検収において「問題なし」とした物資等について品目毎に仕分けを行い、保管スペースに保管する。なお、保管スペースに保管した物資等の品目・数量については、県物資集積拠点班（管理担当）が物資受入一覧（様式3）に記録し、物資班へ情報提供をするものとする。（参考：図表3-9）

<図表 3-9: 受入・検収のフロー図>



④配分案の作成

物資班は、「③受入・検収・検品」において物資集積拠点班（管理担当）から入手した調達物資品目・数量の情報を基に物資配分案（*）（様式4）を作成し、県物資集積拠点ごとに物資の払出情報を記した物資払出一覧（様式5）を作成のうえ、該当する県物資集積拠点班（管理担当）に提供する。

（*）**配分案**：実際に調達できた物資等から、各広域避難所へ何をいくつ供給するのかを明確にした配分計画のこと。作成にあたっては、広域避難所の状況を総合的に把握している物資班が担当するものとする。

なお、配分案は、広域避難所の需要を満たすように配分することが望ましいが、調達数量が需要を満たしていない場合等においては、緊急度・優先度を勘案しつつ作成するものとする。

⑤配分

物資集積拠点班（受払等担当）は、「④配分案の作成」により物資班が作成した物資の払出情報を基に、保管スペースに仕分けされた物資等を、各広域避難所毎の必要数量に分配し、配送スペースに保管するものとする。

⑥輸送

「⑤配分」により配送スペースに保管した物資等は、少なくとも1日1回は、輸送するものとする。なお、県営広域避難所へは直接、市町営広域避難所へは市町物資集積所を通して間接的に輸送を行うことを原則とするが、市町物資集積所を経由するいとまがないときは、各広域避難所への直接輸送も検討する。

なお、輸送に当たっては、物資等と併せて配分案（前述）を輸送班に依頼する。

（輸送の詳細は「VI 物資の輸送」に記載）

⑦在庫管理

県物資集積拠点班（管理担当）は、輸送を行った物資等の品目・数量を物資払出一覧（様式5）に記録するとともに、保管スペースに仕分けられた物資等の品目・数量等から、在庫数量を物資管理表（様式7）に記録し、在庫の把握に努めるものとする。

また、1日1回は物資在庫表（様式8）で在庫数量を管理し、物資班に情報提供を行い情報の共有を図るものとする。

⑧一時保管

「⑦在庫管理」で算出した在庫物資等については、広域避難所に即時供給する必要がない場合、又は中継のため必要がある場合には、県物資集積拠点に一時的に保管するものとする。

なお、物資等の一時的な保管をする県及び市町村は供給するまでの間は、警備等の十分な配慮を物資集積拠点班（警備担当）が実施するものとする。

（3）義援物資

①周知方法

物資班は、市町村が受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、総括班、広報班を通して国の原子力災害対策本部、他都道府県、民間企業・団体等へ募集する義援物資の種類、数量、送り先を周知する。

なお、個人からの義援物資は原則として受入れず、個人に対しては、義援金での支援をお願いする。

義援物資の提供方法

品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分に配慮した方法とするよう努めるものとする。【鳥取県地域防災計画】

②義援物資の提供

他都道府県、民間企業・団体等から義援物資の提供連絡があった際は、物資班は提供者に対し、県が指定する場所まで義援物資を輸送するよう調整する。

また、提供内容を物資受入一覧（様式3）に記載の上、県物資集積拠点班（管理担当）に情報提供し情報共有を図るものとする。

なお、義援物資の提供者が県物資集積拠点までの輸送手段を確保出来ない場合は、県（物資班）へ要請を行うことができる。

*③～⑧は上記に示す調達物資に準じる。

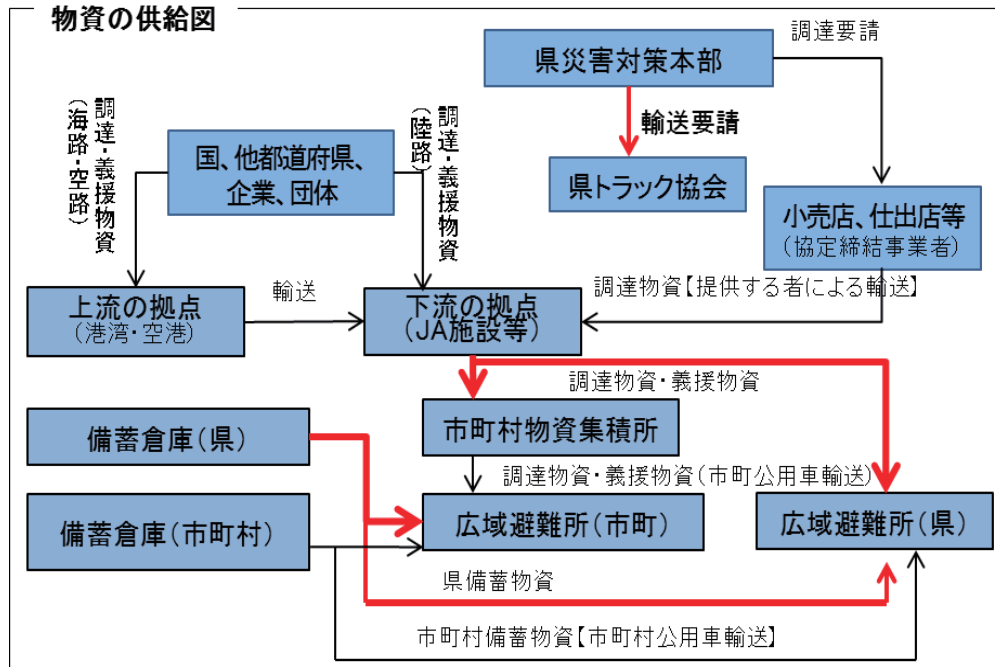
VI 物資の輸送

本内容は原則、次の部分の輸送について記載（下図太線部分）

(1) 県備蓄物資保管倉庫から広域避難所【県備蓄物資】

(2) 下流の拠点（市町村配布前の物資仮置き）から県営広域避難所及び市町物資集積所【調達物資、義援物資】

※その他の部分の輸送については、供給者または市町の輸送とする。



1. 物資の輸送体制

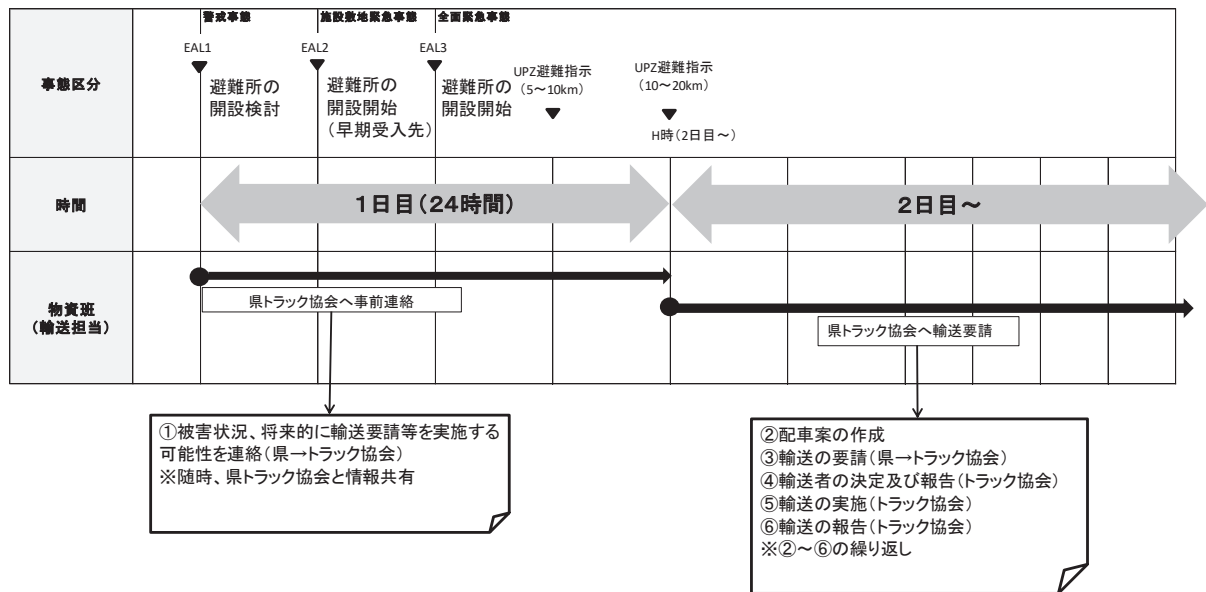
(1) 担当職員の構成

物資等の輸送は、物資班のうち「商工労働部通商物流課長」が中心となるものとする。

(2) 連絡体制の構築

商工労働部通商物流課は日頃から、鳥取県トラック協会と情報交換を行い、連絡体制を構築するものとする。

2. 具体的な輸送要請の流れ



<避難指示前>

①トラック協会への事前連絡

物資班（輸送担当）は、警戒事態（EAL1）の発生があった場合は、鳥取県トラック協会に対し、事故状況、住民の避難状況、道路の被災情報等を連絡するとともに、今後、施設敷地緊急事態（EAL2）、全面緊急事態（EAL3）に至った場合は、緊急支援物資の輸送要請を行う可能性があることを予め伝える。

また、初動時の物資輸送を円滑にするため、あらかじめ県トラック協会に対し車両の待機を依頼する。

<避難指示後>

②配車案の作成

物資班（調整担当）は、輸送する物資の種類・数量・寸法・重量・輸送先を基に輸送に必要な車両種類及び車両数を積算した配車案を作成する。なお、配車案の作成の際は、物流専門家へ相談することとする。

なお、輸送量が少量の場合等、県公用車による輸送の方が有利と判断する場合は公用車の輸送を検討する。

③輸送の要請

物資班（輸送担当）は、必要とする車両・輸送内容等を記した「緊急・救援物資等輸送要請書」により鳥取県トラック協会へ輸送の要請を行う。

ただし、緊急時など文書によって要請するいとまがないときには口頭により要請し、その後、速やかに文書を発行するものとする。

【鳥取県トラック協会への輸送要請方法】

物資班は、配車案において必要な車両数を積算の上、「緊急・救援輸送に関する協定書」を基に鳥取県トラック協会へ要請する。この際の要請時には、物資の種類・数量、集荷日時、配送日時、積込場所、積下場所を明確にする。

なお、鳥取県トラック協会への要請は緊急・救援輸送に関する協定書の要請書に輸送情報書（様式6）を添付して提出する。

④輸送者の報告

鳥取県トラック協会は輸送者が決定した場合は、輸送事業者名、運転者名、連絡先（携帯電話番号）、輸送車両等の情報を輸送情報書（様式6）の該当欄を用いて物資班（輸送担当）へ報告する。

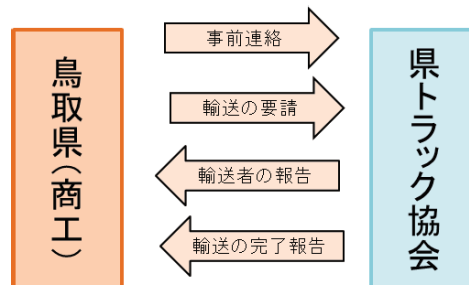
物資班（輸送担当）は、随時、物資班（調整担当）と情報共有を行う。

⑤輸送の実施

物資班から輸送の要請を受けた鳥取県トラック協会は、輸送する物資の種類・数量、集荷日時、配送日時、積込場所、積下場所を確認のうえ、輸送を実施する。

⑥輸送の完了報告

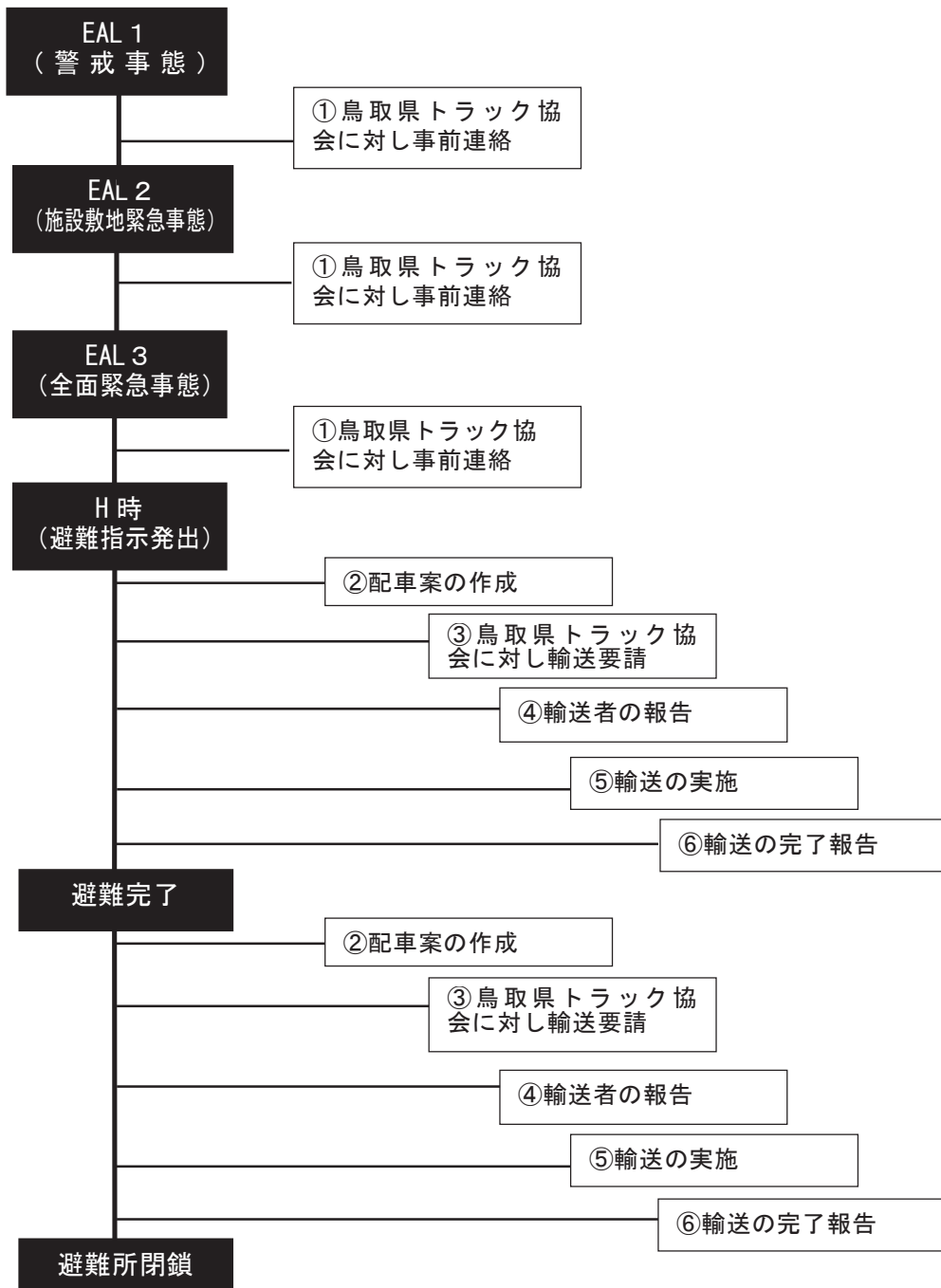
鳥取県トラック協会は輸送が完了した場合は、輸送完了日時を輸送情報書（様式6）の該当欄を用いて物資班（輸送担当）へ報告する。



図表 緊急・救援輸送に関する出動可能車両数（鳥取県トラック協会調べ）

平成30年3月12日現在

区分	東部地区				中部地区			
	2 t	4 t	10 t	計	2 t	4 t	10 t	計
平ボディ	1	6	5	12	1	4	8	13
平ボディ（クレーン付）	0	4	0	4	1	4	0	5
バン	5	1	1	7	3	0	0	3
ウイング	0	9	27	36	0	4	15	19
冷凍冷蔵車	1	1	1	3	0	0	1	1
その他	0	0	0	0	0	0	2	2
合計	7	21	34	62	5	12	26	43



3. 輸送経路

①輸送ルートを選定

輸送路の選定にあつては、鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】にある輸送路を優先するが、被害の状況等により輸送路の使用の可否が左右されることから、物資班（調整担当、輸送担当）は道路の被害状況を把握し、県トラック協会へ情報を提供する。

②道路の被災状況の把握

トラック輸送の際は、物資班（調整担当、輸送担当）は、県災害対策本部事務局総括班から道路の被災状況等を情報収集する。

緊急輸送道路（出典：鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】）

ア 県は、県庁、広域防災拠点、市町村災害対策本部等、物資受入港等及び隣接県の主要路線と接続する路線を、緊急輸送道路に指定する。

イ 緊急輸送道路の設定の考え方

ルート	種別
第1次ルート	県庁及び県内外の地方中心都市を連絡し、それらと重要港湾、空港を結ぶ道路
第2次ルート	第1次ルートと市町村役場及び主要な防災拠点を連絡する道路 [災害医療拠点、災害時の臨時ヘリポート、港湾、物流拠点（物資の集配施設）、各市町村を結ぶルート]
第3次ルート	1次・2次ルートの代替機能を有する道路

鳥取県

防災幹線道路ネットワーク



6 住民避難輸送計画 (島根原子力発電所事故対応)

※本計画は民間事業者（バス・鉄道）による一般住民の避難輸送計画である。

令和2年3月
鳥 取 県

目 次

1	計画の基本的事項	
1-1	本計画の目的	151
1-2	本計画の位置付け	151
1-3	本計画の性格	151
2	避難輸送にあたっての基本的な考え方	
2-1	避難輸送にあたっての基本的な考え方	152
2-2	避難輸送計画の運用上の確認	152
3	計画の対象範囲	
3-1	要避難地域と避難先地域	152
3-2	避難経路	154
3-3	避難先地域	156
4	避難スケジュール	157
5	住民の避難輸送	
5-1	車両等の手配	158
5-2	輸送計画	158
5-3	民間企業の運転手等の被ばく防護対策	160
5-4	避難輸送経路	160
6	保育所、学校施設等からの児童等の輸送	161
7	避難行動要支援者の輸送	161
8	避難完了の報告等	161
	資料	
1	関係機関連絡先一覧	162
2	避難時の輸送車両一覧	163
3	様式集	
	・避難確認チェックリスト	164
4	関西広域連合、中国5県バス協会、タクシー協会との協定書	165

1 計画の基本的事項

1-1 本計画の目的

平成 23 年 3 月に東日本大震災をきっかけに発生した東京電力福島第一原子力発電所における事故を受けて、平成 23 年 11 月に国の原子力安全委員会（当時）において、原子力災害対策の対象区域として、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」、「緊急時予防措置を準備する区域（UPZ）」が設定された。

また、平成 24 年 9 月に発足した原子力規制委員会において、原子力災害が発生した場合の対応策として「原子力災害対策指針」が定められ、対象となる自治体では、緊急時等の対策が必要とされた。

鳥取県（以下「本県」という。）は、県域の西部が島根原子力発電所から 30 km 圏内にあり、UPZの圏域に含まれることとなったため、原子力災害対策及び原子力災害発生時の住民避難計画を定めることが必要となった。

この住民避難輸送計画（島根原子力発電所事故対応）（以下、「本計画」という。）は、島根原子力発電所において緊急事態等が発生した場合の一般住民の避難計画のうち公共交通機関（バス・JR）を利用した避難輸送計画の実施について必要な事項を定めるものである。

1-2 本計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づく「鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）」の一部を構成するものである。

なお、本計画は、国の原子力災害対策指針、指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。

1-3 本計画の性格

原子力災害発生時の緊急事態における防護対策は、事前準備段階、初期対応段階、中期対応段階、復旧段階に分けることができる。

各段階の主な取り組みとして、準備段階では緊急時を想定した計画の検討、初期対応段階では極めて短期間のうちに原子力災害の影響を可能な限り最小限に抑えるための迅速な対応を行うことである。中期対応段階では初期の防護措置の変更や解除、長期防護措置の検討を行うこと、復旧段階では被災地域の長期的な復旧計画の策定、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行うことである。

特に初期対応段階においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、住民等への影響発生を回避するため、原子力施設から一定の範囲の地域において避難等の予防的防護措置を講じなければならない。

この初期対応段階における予防的防護措置を混乱なく円滑に実行するため、本計画は、島根原子力発電所での事故の連絡を受けた直後から避難輸送完了までの対応を定めるものである。

2 避難輸送にあたっての基本的な考え方

2-1 避難輸送にあたっての基本的な考え方

- ① 島根原子力発電所から半径 30 km 圏内の住民のうち自家用車など自己の手段により、県の指定する広域避難所に移動できない住民を対象とする。
- ② 実際の運用にあたっては、原子力発電所における事故等の状況に応じ、国が示す判断基準に基づき、国及び鳥取県が行う緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果により、本計画を柔軟に応用して対応する。

2-2 避難輸送計画の運用上の確認

国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示が発出された場合は、原子力発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、公共交通機関事業者、米子市、境港市等とそれぞれ協議の上、避難輸送を行う。

3 計画の対象範囲 [避難対象区域・一時集結所・避難所]

3-1 要避難地域と避難先地域

広域避難計画において計画されている要避難地域及び避難先地域は、広域避難計画に基づいてマッチングされており、その状況は、「表 1 要避難地域と避難先地域」に示すとおりである。

要避難地域となる米子市及び境港市に対応する避難先地域は、東部地区、中部地区の 8 市町である。

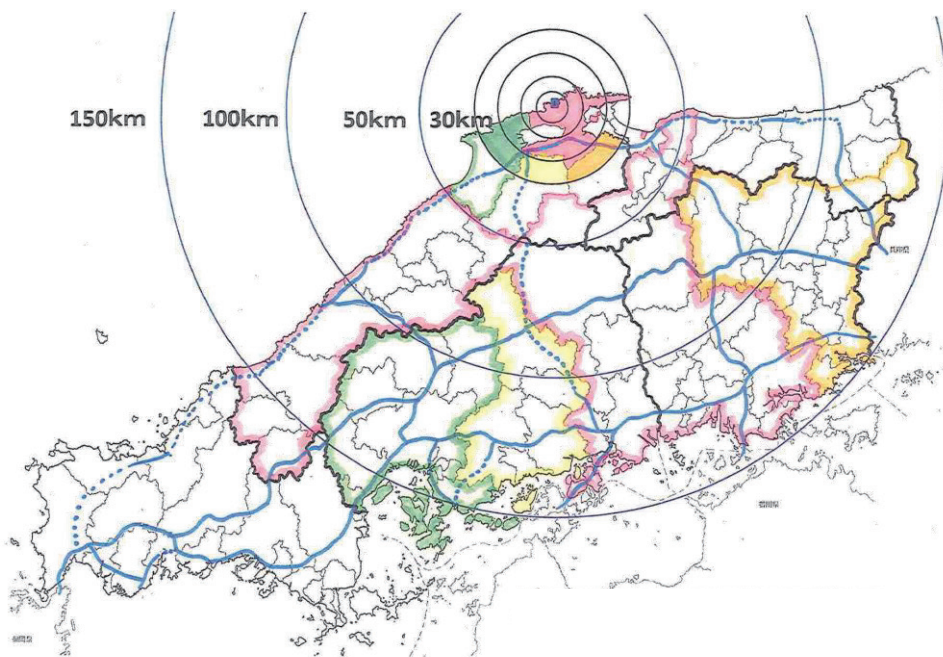
なお、その他の町村は、島根県より同県からの避難住民の受入れに関する要請があった場合など、県内外からの避難者等が上記地域において受け入れきれない場合に避難者を受け入れる予備地域とする。

避難者総数は、約 7.2 万人である。

表1 要避難地域と避難先地域

要避難地域		避難者数		避難先地域
20 km圏内	〔境港市〕 西工業団地、外江町、渡町、中海干拓地、清水町、芝町、弥生町、森岡町、夕日ヶ丘2丁目	11,500人	11,500人	鳥取市（気高町、鹿野町を除く）、岩美町、八頭町
20～25 km	〔境港市〕 米川町、浜ノ町、中野町、蓮池町、上道町、大正町、福定町、明治町、馬場崎町、三軒屋町、夕日ヶ丘1丁目、小篠津町、竹内町、京町、松ヶ枝町、栄町、湊町、新屋町、日ノ出町、本町、末広町、相生町、中町、佐斐神町、元町、誠道町、東本町、朝日町、入船町、高松町、東雲町、幸神町、花町、岬町、昭和町、美保町、竹内団地、財ノ木町、麦垣町、	22,500人	30,000人	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町）、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町
	〔米子市〕 大篠津町、葭津、大崎、和田町、彦名町（一部）	7,500人		
25～30 km	〔米子市〕 富益町、彦名町、夜見町、河崎、安倍、旗ヶ崎（一部）、上後藤（一部）、両三柳（一部）		30,500人	
計			72,000人	

(参考) 島根原子力発電所と鳥取県の位置



3-2 避難経路

避難経路

(ア) 避難経路の設定

避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路を避難経路に設定する。

(イ) 避難経路

経路1	山陰道・国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路
経路2	米子自動車道・国道181号沿い	米子自動車道から蒜山ICを経由した県中部地域への避難経路
経路3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山ICを経由した県東部地域への避難経路

なお、複合災害時における大規模な通行止めの際には、経路の変更を行い、通常は通行止め箇所について警察官等の指示により迂回を行うことを基本とする。

(ウ) 避難経路図（概要）



経路 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→（米子 JCT）→山陰道東進 ・ 県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東進
経路 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（溝口 IC、江府 IC）→（萩山 IC）→国道 482 号→国道 313 号
経路 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（溝口 IC、江府 IC）→（落合 JCT）→中国自動車道→（津山 IC）→国道 53 号

3-3 避難先地域

(1) 市町村間のマッチング

広域避難計画において計画されている避難所の設置と運営主体の市町村別の状況は、「表2 市町村別避難所数」のとおりである。

「表2 市町村別避難所数」

避難先地域	要避難地域	避難所（箇所）			収容可能者数（人）	避難者数（人）	備考
		県営	市町村営	計			
鳥取市	境港市 米子市	9	123	132	32,000	29,500	
岩美町	境港市	1	12	13	4,000	7,500	
八頭町	境港市	1	10	11	5,000		
倉吉市	米子市	8	41	49	19,000	35,000	
三朝町	米子市	-	8	8	2,500		
湯梨浜町	米子市	1	21	22	6,500		
琴浦町	米子市	-	19	19	6,500		
北栄町	米子市	1	10	11	4,000		
小計		21	244	265	79,500	72,000	
若桜町	（予備施設）	-	5	5	2,000	(5,000)	
智頭町	（予備施設）	1	5	6	3,000		
日吉津村	（予備施設）	-	3	3	1,000	(10,000)	
大山町	（予備施設）	-	17	17	6,000		
南部町	（予備施設）	-	14	14	3,000		
伯耆町	（予備施設）	-	6	6	3,000		
日南町	（予備施設）	-	15	15	1,000		
日野町	（予備施設）	-	7	7	1,000		
江府町	（予備施設）	-	16	16	2,000		
小計		1	88	89	23,000	(15,000)	
合計		27	310	337	97,000	(88,000)	

(2) 避難者と避難所のマッチング

広域避難計画に基づいて、自治会あるいは小学校区を単位とするコミュニティ単位で各避難所とマッチングされており、その計画に基づき、避難者の輸送を行う。

4 避難スケジュール

広域避難計画及び避難計画において示されている避難シナリオ・スケジュールは次のとおりである。

(1) 避難のパターン

島根原子力発電所において、避難が必要な事態が発生し、事態のレベルにより、EAL¹またはOIL²によるUPZ避難が開始されたものとする。

(2) 避難シナリオ

避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏から100%避難が完了）する。

UPZ（10～30km）避難指示が出された時点をH時とする。

※放射性物質は放出されておらず、EALの基づき避難指示が出されたものとする。

図2 避難スケジュール

時間的推移	避難等の状況
警戒事態(EAL1) H-24h	注意喚起、観光客等の一時滞在者への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態 (EAL2)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (EAL3)	(原子力緊急事態宣言。国の原子力災害対策本部の設置。) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国が避難を指示 予防的防護措置（屋内退避の実施、避難に必要な移動手段の確保等の避難準備や安定ヨウ素剤の配付準備）の指示
H	UPZ（10～20km）の避難指示 鳥取①の避難開始 →H+5h 避難完了
H+5h	鳥取②の避難開始 →H+10h 避難完了
H+10h	鳥取③の避難開始 →H+15h 避難完了
H+15h	鳥取④の避難開始 →H+20h 避難完了
H+20h	鳥取県内UPZ避難完了

※表中の○数字は、表3の「区分」による。

¹ EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)。緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。

² OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)。防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などにより求めたレベル。

5 住民の避難輸送

県は、自家用車など自力で避難区域外へ移動できない住民のためバス等の移動手段を確保する。

※対象人数は避難対象区域の概ね10%、約7,200人と想定する。

5-1 車両等の手配

一時集結所から避難先（避難所）への住民輸送の手段は、県は指定地方公共機関である鳥取県バス協会、県バス協会会員等に依頼し輸送車両（バス）を準備する。

なお、避難に利用する車両はバスを原則とし、鉄道の利用が可能で、なおかつ、列車での避難が効率的である場合は列車も利用する。

※JR境線を利用した列車による避難輸送は、UPZ圏外である米子駅まで輸送した後、広域避難所までバスによる輸送、または、JR山陰本線等を利用して広域避難所の最寄り駅まで移動した後、広域避難所までバスによる輸送が必要であるなど、輸送効率を今後さらに精査する必要がある。

また、必要なバス等の車両のうち県内の事業者の保有する車両で不足するものについては、中国4県のバス協会及び関西広域連合各府県のバス協会への要請により車両を確保する。

さらに、避難車両及び運転手の確保が困難な場合は、国への要請や自衛隊に避難の災害派遣を要請する。

県は、原子力防災避難オペレーション支援システムにより、対象エリア内の人口や避難行動要支援者数（在宅、高齢者施設、障がい者施設等）、必要な車両数等を速やかに算出し、運行指示書を作成し、円滑かつ計画的な輸送を実施する。

5-2 輸送計画

一時集結所からの避難輸送は、「図3 細部避難区域」毎に次の四段階に分けて実施する。

第一段階（避難指示から5時間以内）

- ・細部避難区域のA-1及びA-2：約1,130人
- ・必要なバス車両数：約33台

第二段階（避難指示から10時間以内）

- ・A-3区域：約1,230人
- ・必要なバス車両数：約36台

第三段階（避難指示から15時間以内）

- ・A-4及びB-1区域の約1,480人
- ・必要なバス車両数：約43台

第四段階（避難指示から20時間以内）

- ・B-2、B-3及びB-4区域：約3,320人

・必要なバス車両数：約95台

なお、事故発生時の実際の避難輸送対象人数や調達車両にあわせて、バス事業者等と協議のうえ運行計画を立てて避難輸送を行う。

図3 細部避難区域



表 3 避難区分

区分	避難区域	市	町名等
鳥取①	A-①	境港市	外江町、清水町、弥生町、芝町、西工業団地
	A-②		渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町
鳥取②	A-③		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町
鳥取③	A-④	米子市	竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目
	B-①		大篠津町、和田町
鳥取④	B-②		葭津、大崎、大篠津町（一部）、彦名町（一部）
	B-③	富益町、彦名町、安倍、上後藤（一部）、旗ヶ崎（一部）	
	B-④	夜見町、河崎、両三柳（一部）	

5-3 民間企業の運転手等の被ばく防護対策

県は避難輸送業務にあたる民間企業の運転手等については、防護服、個人線量計を提供するとともに雇用主に対し、モニタリングポストの観測結果など情報提供を行う。

雇用主は、運転手等の被ばく線量が国の定めた基準を超えないよう管理を行う。

民間企業の従業員による輸送業務には次のような制限がある。

「共通課題についての対応方針（平成25年10月9日）原子力防災会議連絡会議コアメンバー」

- 1 運転手等の被ばく線量の管理目安は、ICRP勧告における平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを基本とする。
- 2 管理の目安を越えて被ばくすることがないように、運転手等には、防護服や個人線量計等の装備を自治体から提供し、運転手等の雇用者は、個人線量計による被ばく線量が1ミリシーベルトを越えないよう管理する。

※ICRP勧告：平時の一般公衆の被ばく線量限度は1ミリシーベルト／年

5-4 避難輸送経路

UPZ圏内からの避難経路はあらかじめ定められた経路を使用しての輸送とするが、事故発生時の状況により別途関係者と協議して決定する。

6 保育所、学校施設等からの児童等の輸送

在校園中において原子力災害が発生し、「避難指示」が出され、各教育施設から県教育委員会に要請があった場合は、教育委員会と連絡調整の上、園児、児童生徒及び学校関係者バス輸送を行い、一時集結所または避難所で保護者に引き渡す。

7 避難行動要支援者の輸送

市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。福祉車両等の特別な避難手段の確保に時間を要する場合は、一時的な屋内避難の実施も検討する。

社会福祉施設の入所者については、県があらかじめ示した避難先施設に避難を行うものとする。

8 避難完了の報告等

（1）一時集結所

各一時集結所で避難活動を支援する県または市の職員は、避難輸送車両の出発の状況、乗車人数等を災害対策本部に報告する。

また、一時集結所の全ての避難対象者の出発が完了した場合は、災害対策本部にその旨報告する。

（2）広域避難所

各広域避難所は、到着したバス毎に乗車（受入）人数を確認し、災害対策本部に報告する。

（3）避難完了の確認

一時集結所の乗車人数と広域避難所の受入人数の一致をもって、避難輸送の完了とする。

1 関係機関連絡先一覧

(1) バス関係

名 称	住 所	電話番号	FAX
(公社) 福井県バス協会	福井市西谷 1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1730	0776-34-1748
(公社) 三重県バス協会	津市雲出長常町 1190-1	059-234-1101	059-234-0616
(一社) 滋賀県バス協会	守山市木浜町 2298-4 グリーンルーフ	077-585-8333	077-585-8335
(一社) 京都府バス協会	京都市伏見区竹田向代町 51-5 京都自動車会館	075-691-6517	075-681-9499
(一社) 大阪バス協会	大阪市北区堂島浜 2-1-25 中央電気倶楽部	06-6341-8006	06-6348-9500
(公社) 兵庫県バス協会	神戸市中央区下山手通 4-15-8	078-391-0543	078-331-2495
(公社) 奈良県バス協会	奈良市三条町 511-3 奈良交通第 2 ビル	0742-25-2110	0742-23-0208
(公社) 和歌山県バス協会	和歌山市湊 1106	073-422-8090	073-433-4049
(一社) 徳島県バス協会	徳島市応神町応神産業団地 1-6	088-641-3617	088-641-3627
(一社) 鳥取県バス協会	鳥取市丸山町 246 - 10	0857-22-2724	0857-22-2726
(一社) 島根県旅客自動車協会	松江市馬潟町 64 - 3	0852-37-0334	0852-37-1158
(公社) 岡山県バス協会	岡山市北区富吉 5301 - 8 (株)岡山自動車会館	086-259-5582	086-259-5506
(公社) 広島県バス協会	広島市東区上大須賀町 1 - 16 交通会館ビル	082-261-3238	082-261-1743
(公社) 山口県バス協会	山口市葵 1 - 5 - 58	083-922-5031	083-925-8242

(2) 鉄道関係

名称	住所	電話番号	FAX
西日本旅客鉄道 (株)	米子市弥生町 2	0859-32-0255	0859-32-8028

（３）タクシー関係

名称	住所	電話番号	FAX
（一社）鳥取県ハイヤータクシー協会	鳥取市丸山町 246 - 10	0857-24-4689	0857-21-8670
（一社）島根県旅客自動車協会	松江市馬潟町 64 - 3	0852-37-0334	0852-37-1158
（一社）岡山県タクシー協会	岡山市中区旭東町 2 - 10 - 8	086-272-3451	086-273-7475
（一社）広島県タクシー協会	広島市西区観音新町 1 - 7 - 71	082-233-9155	082-293-9296
（一社）山口県タクシー協会	山口市葵 1 - 5 - 58	083-922-5110	083-922-4303

２ 避難時の輸送車両一覧

バス保有状況（令和元年 12 月現在）

会社名等	車 両 数			
	乗 合	貸 切		
		大 型	中 型	小 型
日ノ丸自動車（株）	1 6 3	2 1	4	—
日本交通（株）	1 4 0	4 3	1 3	1 0
その他	6	3 3	3 2	5 2
計	3 0 9	9 7	4 9	6 2

避難確認チェックリスト

一時集結所				広域避難所					
場	所	車両番号	出発時刻	乗車避難人数	場	所	到着時刻	受入避難人数	乗車・受入の突合

原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書

島根県及び鳥取県（以下「県」という。）と、島根県旅客自動車協会、鳥取県ハイヤータクシー協会、岡山県タクシー協会、広島県タクシー協会及び山口県タクシー協会（以下「県タクシー協会等」という。）は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 1 条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、原子力災害時等に県が県タクシー協会等の協力を得て、その会員の福祉タクシー（道路運送法第 4 条の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者であって、一般タクシー事業者が使用する福祉の用に供する自動車。以下同じ。）による緊急輸送等の協力を求めるときの必要事項について定めるものとする。

（要請）

第 2 条 県は、原子力災害時等において、第 4 条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、県タクシー協会等又はその会員に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書で協力要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- 2 前項に規定する要請は、緊急輸送等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の安全確保に配慮し、また放射線防護措置等の安全対策を行った上で行うものとする。
- 3 県タクシー協会等の会員は、第 1 項の規定により県から協力要請を受けたときは、県が必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

（要請の基準）

第 3 条 原子力災害時等において、県は、従事者の業務の実施による被ばく線量の予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である 1 ミリシーベルトを下回る場合に、前条の規定により県タクシー協会等の会員に対して協力を要請するものとする。

（業務内容）

第 4 条 この協定により、県が県タクシー協会等又はその会員に対し協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 避難する要配慮者等の輸送業務
- (2) その他県が必要とする福祉タクシーによる支援業務

（業務報告）

第 5 条 県タクシー協会等の会員は、前条の業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を県タクシー協会等を経由して、要請を行った県（以下「要請県」という。）に文書で報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、電話その他の方法により報告し、事後において文書を提出するものとする。

(費用負担)

第6条 第2条第1項の規定により県タクシー協会等の会員が実施した業務に要した費用は、要請県が負担するものとし、その費用は通常の実費として要請県と県タクシー協会等が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 県タクシー協会等の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について要請県に請求するものとする。

2 要請県は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等への対応)

第8条 県タクシー協会等の会員又は従事者が第4条の業務実施中において、福祉タクシーの故障、事故等により運行できなくなったときは、速やかに県タクシー協会等に連絡し、代替車両を手配するなど緊急輸送等の継続に努めるものとする。

2 県タクシー協会等は、前項の事故等が発生したときは、要請県に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第9条 県タクシー協会等又はその会員が第4条の業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又はその業務に使用した車両が汚損し、若しくは損傷したときは、要請県は、次に掲げる場合を除き、当該県の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

- (1) 当該損害が従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、県タクシー協会等、その会員又は従事者が締結している損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- (4) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 県タクシー協会等は、その会員に対して前項の補償の責任を負わないものとする。

(県が実施する事項)

第10条 県は、県タクシー協会等の会員の原子力災害時等における緊急輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県と県タクシー協会等、その会員及び従事者間の緊急輸送等にかかる連絡体制の整備並びに常時連絡を取るための通信手段の確保
- (2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会の提供
- (3) 県タクシー協会等の会員に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の配布体制の整備
- (4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等住民等の緊急輸送等に必要な情報その他関連する情報の県タクシー協会等の会員への迅速な提供

- (5) 緊急輸送に従事する車両の明示及び車両の円滑な誘導等の実施
 - (6) 従事者の被ばく検査の実施
 - (7) 業務に使用した車両のスクリーニング及び除染の実施
- 2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、県は県タクシー協会等と事前に協議するものとし、県タクシー協会等は県に協力するものとする。

（資料提供等）

第11条 県と県タクシー協会等は相互に必要な資料や情報を提供することとし、県タクシー協会等は、保有する福祉タクシーの台数等の資料を毎年度1回県に提出するものとする。

（連絡担当者）

第12条 この協定の実施に当たり、県と県タクシー協会等はあらかじめ連絡担当者を定め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（個別協定等との関係）

第13条 この協定は、県が福祉タクシーによる緊急輸送に関して、県タクシー協会等と個別に締結する協定等の効力を妨げるものではない。

（有効期間）

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、県又は県タクシー協会等からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、県、県タクシー協会等が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有し、県タクシー協会等の会員は本書の写しを保有するものとする。

平成29年7月24日

島根県

島根県知事 溝口 善兵衛

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

一般社団法人島根県旅客自動車協会

会長 大谷 厚郎

一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会

会長 船越 克之

一般社団法人岡山県タクシー協会

会長 梶川 政文

一般社団法人広島県タクシー協会

会長 小野 正博

一般社団法人山口県タクシー協会

会長 森橋 律夫

原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書

島根県及び鳥取県（以下「県」という。）と、広島県バス協会、鳥取県バス協会、島根県旅客自動車協会、岡山県バス協会及び山口県バス協会（以下「県バス協会等」という。）は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、原子力災害時等に県が県バス協会等の協力を得て、その会員のバスによる緊急輸送等の協力を求めるときの必要事項について定めるものとする。

（要請）

- 第2条 県は、原子力災害時等において、第4条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、県バス協会等又はその会員に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書で協力要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 2 前項に規定する要請は、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の安全確保に配慮し、また放射線防護措置等の安全対策を行ったうえで行うものとする。
- 3 県バス協会等の会員は、第1項の規定により県から協力要請を受けたときは、県の必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

（要請の基準）

第3条 原子力災害時等において、県は、従事者の業務の実施による被ばく線量の予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に、前条の規定により県バス協会等の会員に対して協力を要請するものとする。

（業務内容）

- 第4条 この協定により、県が県バス協会等又はその会員に対し協力を要請する業務は次のとおりとする。
- (1) 避難住民等の輸送業務
 - (2) その他県が必要とするバスによる支援業務

（業務報告）

第5条 県バス協会等の会員は、前条の業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を文書で要請を行った県（以下「要請県」という。）に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、電話その他の方法により報告し、事後において文書を提出するものとする。

(費用負担)

第6条 第2条第1項の規定により県バス協会等の会員が実施した業務に要した費用は、要請県が負担するものとし、その費用は通常の実費として要請県と県バス協会等が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 県バス協会等の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について要請県に請求するものとする。

- 2 要請県は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第8条 県バス協会等の会員が供給したバスが第4条の業務実施中において、故障、事故その他の理由により運行できなくなったときは、県バス協会等又はその会員は、速やかに代替バスを手配するなど、運行の継続に努めるものとする。

- 2 県バス協会等は、第4条の業務の実施に際し事故等が発生したときは、要請県に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第9条 県バス協会等又はその会員が第4条の業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又はその業務に使用した車両が汚損し、若しくは損傷したときは、要請県は、次に掲げる場合を除き、当該県の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

- (1) 当該損害が従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、県バス協会等及びその会員又は従事者が締結している損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- (4) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

- 2 県バス協会等は、その会員に対して前項の補償の責任を負わないものとする。

(県が実施する事項)

第10条 県は、県バス協会等の会員の原子力災害時等における緊急輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県と県バス協会等間の連絡体制の整備及び県バス協会等の会員が緊急輸送等を行う際に関係者と従事者とが常時連絡を取るための通信手段の確保
- (2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会の提供
- (3) 県バス協会等の会員に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備

- (4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等住民等の緊急輸送等に必要な情報その他関連する情報の県バス協会等の会員への迅速な提供
 - (5) 車両の円滑な誘導等の実施
 - (6) 従事者の被ばく検査の実施
 - (7) 業務に使用した車両のスクリーニング及び除染の実施
- 2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、県は県バス協会等と事前に協議するものとし、県バス協会等は県に協力するものとする。

（資料提供）

第11条 県バス協会等は、保有するバスの台数等の資料を毎年度1回県に提出するものとする。

（連絡担当者）

第12条 この協定の実施にあたり、県と県バス協会等はあらかじめ連絡担当者を定め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（個別協定等との関係）

第13条 この協定は、県がバスによる緊急輸送に関して、県バス協会等と個別に締結する協定等の効力を妨げるものではない。

（有効期間）

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、島根県又は鳥取県、県バス協会等からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、県、県バス協会等が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有し、県バス協会等の会員は本書の写しを保有するものとする。

平成29年4月17日

島根県

島根県知事 溝口 善兵衛

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

公益社団法人広島県バス協会
会長 椋田 昌夫

一般社団法人鳥取県バス協会
会長 澤 志郎

一般社団法人島根県旅客自動車協会
会長 大谷 厚郎

公益社団法人岡山県バス協会
会長 小嶋 光信

公益社団法人山口県バス協会
会長 河内 秀夫

大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、福井県バス協会、三重県バス協会、滋賀県バス協会、京都府バス協会、大阪バス協会、兵庫県バス協会、奈良県バス協会、和歌山県バス協会、鳥取県バス協会及び徳島県バス協会（以下「府県バス協会」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合におけるバスによる緊急輸送に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が府県バス協会の協力を得て、その会員のバスを使用して緊急輸送を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、府県バス協会又はその会員に対し協力を要請するものとし、府県バス協会の会員は、可能な限りこの要請に応じる。

- 2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、その暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。
- 3 府県は、第1項の規定により、府県バス協会の会員に直接要請したときは、府県バス協会に対しその旨を報告する。
- 4 府県は、大規模広域災害時において、府県バス協会に対し協力を要請したときは、本協定に基づくものか否かに関わらず、広域連合に対しその旨を報告する。
- 5 府県は、他の府県のバス協会又はその会員に対し協力を要請する必要があるときは、広域連合に対し他の府県との調整を要請することができる。
- 6 広域連合は、前項の要請を受けたときは、各府県の避難計画等を踏まえ、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に通知する。なお、広域連合が行う他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。
- 7 応援府県は、前項の通知を受けたときは、当該府県のバス協会又はその会員に対し協力を要請する。
- 8 第1項後段、第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（業務内容）

第3条 本協定により府県が府県バス協会又はその会員に対し協力を要請する業務は、次

のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (3) ボランティアの輸送業務
- (4) その他バスによる支援業務

（業務報告）

第4条 府県バス協会の会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、文書によりその業務内容を、要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に報告する。

- 2 要請府県は、前項の規定により業務報告を受けたときは、府県バス協会に対しその旨を報告する。

（費用負担）

第5条 第2条の規定により、府県バス協会の会員が実施した業務に要した費用は、要請府県が負担する。

- 2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請府県と府県バス協会が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第6条 府県バス協会の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について要請府県に請求する。

- 2 要請府県は、前項の請求があったときは、内容を確認し、当該府県の規定により、その費用を府県バス協会の会員に支払う。

（事故等）

第7条 府県バス協会の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、府県バス協会は速やかに当該バスを交換してその供給を継続しなければならない。

- 2 府県バス協会は、バスの運行に際し事故が発生したときは、要請府県に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第8条 府県バス協会又はその会員は、バスの運行に際し、府県バス協会の責に帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負う。

（従事者の災害補償）

第9条 この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した府県バス協会の会員の従業員が、負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、府県は、次に掲げる場合を除き、当該府県の規定に準じて、その損害を補償する。

- (1) 当該損害が業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、府県バス協会及びその会員又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（支援体制の整備）

第10条 府県バス協会は、大規模広域災害時における広域的な連携を確保するため、広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努める。

（協力会員名簿の提出）

第11条 府県バス協会は、その会員の連絡先を記載した名簿と各会員が所有するバス車両台数の一覧を毎年度1回、府県及び広域連合に提出する。

（個別協定との関係）

第12条 この協定は、府県がバスによる緊急輸送に関して、府県バス協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、府県、広域連合、府県バス協会のいずれからも改廃の申し出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、府県、広域連合、府県バス協会が協議して定める。

（雑則）

第15条 第12条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第4項から同条第8項の規定を除く。）。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月 2日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人福井県バス協会
会長 天 谷 幸 弘

公益社団法人三重県バス協会
会長 雲 井 敬

一般社団法人滋賀県バス協会
会長 喜多村 樹美男

一般社団法人京都府バス協会
会長 脇 博 一

一般社団法人大阪バス協会
会長 塩 川 耕 士

公益社団法人兵庫県バス協会
会長 長 尾 真

公益社団法人奈良県バス協会
会長 中 村 憲 兒

公益社団法人和歌山県バス協会
会長 井 上 慎 治

一般社団法人鳥取県バス協会
会長 澤 志 郎

一般社団法人徳島県バス協会
会長 沼 守 則 幸

7 鳥取県原子力災害医療計画

平成30年3月
鳥 取 県

目 次

第1章 総則

1 目的	181
2 計画の位置づけ	181
(1) 計画の根拠	181
(2) 計画の範囲	181
3 計画の対象	181
4 計画の改正	181

第2章 原子力災害医療体制の整備（平時の準備）

1 原子力災害医療体制の確立	182
(1) 原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の登録	182
(2) 広域災害・救急医療情報システムの活用	182
(3) 医療救護班の整備	183
(4) 原子力災害時の搬送体制の整備	183
(5) 広域的医療体制の整備	183
(6) 避難退域時検査実施体制の整備	183
(7) 心身の健康相談体制の整備	184
2 原子力災害医療設備等の整備	184
(1) 原子力災害医療設備の整備	184
(2) 医薬品等の確保	184
(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	184
3 人材育成等	184
(1) 人材の確保及び育成	184
(2) 訓練の実施	184

第3章 原子力災害医療体制（発災時の対応）

1 原子力災害医療体制	185
(1) 原子力災害医療体制	185
(2) 医療救護対策本部の設置	185
(3) 医療救護対策支部の設置	186
(4) 原子力災害医療・総合支援センターへの要請等	186
2 原子力災害医療処置	186
(1) 避難退域時検査	186
(2) 原子力災害医療機関等における医療処置	187
(3) 被ばく患者の搬送	188
(4) 原子力災害医療機関及び搬送機関等における汚染及び被ばくの防止	189
(5) 原子力災害医療の情報の共有化	189
(6) 安定ヨウ素剤の服用	189

第1章 総則

1 目的

この計画は、島根原子力発電所の事故に伴い原子力災害が発生した場合、総合的な判断と統一された見解に基づき医療処置を行うことが重要であることから、原子力災害時における医療（以下「原子力災害医療」という。通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療対応を含む。）体制を確立し、適切な原子力災害医療活動の実施により、住民及び原子力事業所の従業者の生命、身体を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

この計画は、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「地域防災計画」という。）に基づくものであり、この計画に定めのない事項は、鳥取県地域防災計画の規定に準拠する。

(2) 計画の範囲

この計画は、島根原子力発電所の事故に伴う原子力災害対策のうち、原子力災害医療について、平時における体制整備及び災害発生時の医療活動について定めたものである。

3 計画の対象

この計画は、鳥取県、県内の市町村、県内の関係機関及び事故発生時に県内で活動する機関等を対象とする。

4 計画の改正

この計画は、鳥取県地域防災計画、関係法令及び関係規程等の見直しが行われた場合並びに新たな知見が得られた場合は、見直しを行う。

第2章 原子力災害医療体制の整備（平時の準備）

1 原子力災害医療体制の確立

原子力災害に係る専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要など原子力災害医療体制の充実が必要なことから、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関及び高度被ばく医療支援センター並びに原子力災害医療・総合支援センターとの連携体制、広域的医療体制及び住民に対する心身の健康相談体制の整備を図る。

なお、体制整備に当たっては、島根県からの原子力事業所の従事者及び住民等の受入も想定されることから、島根県と連携し体制の確立を図る。

（1）原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の登録

県は、原子力災害医療機関として、原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害医療協力機関を登録する。

ア 原子力災害拠点病院においては、次の機能を有するとともに、必要な施設、設備及び人員を有するよう整備するものとする。

（ア）原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者又は被ばく患者（以下「被ばく傷病者等」という。）の受入れを行う。

（イ）原子力災害時において重篤な傷病者等に対して高度な診療を提供する。

（ウ）被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、被ばくに対して必要な集中治療等の診療を提供する。

（エ）原子力災害医療派遣チームを保有し、原子力災害が発生した被災地において救急医療等を行う。

（オ）原子力災害に対する専門的な知識及び技能を有する人材を配置するとともに、自施設及び自施設以外の関係者に対する研修を行う。

イ 原子力災害医療協力機関においては、次の機能のうちいずれかを実施し、必要な人員、設備等が整備され、県が行う原子力災害対策に協力を行う機関を登録するものとする。

（ア）被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行える。

（イ）被災者の放射性物質による汚染の測定を行える。

（ウ）原子力災害派遣チームを保有し、その派遣体制がある。

（エ）救護所へ医療救護班又は医療関係者の派遣を行える。

（オ）避難退域時検査実施のための検査チームの派遣を行える。

（カ）県が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行える。

（キ）その他、原子力災害発生時に必要な支援を行える。

（2）広域災害・救急医療情報システムの活用

県は、災害時において、医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、県、医療機関、搬送

機関並びに広島大学、放射線医学総合研究所のほか、放射線障害専門病院等とのネットワーク化を図るものとする。

(3) 医療救護班の整備

県は、原子力災害医療派遣チーム及び医療救護班を円滑に派遣する体制を整えることとする。

(4) 原子力災害時の搬送体制の整備

傷病者等の搬送が迅速かつ円滑に行われるとともに、搬送機関及び搬送される医療機関に必要な情報が的確に伝達される体制を整備することとする。

①搬送経路の確保

県は、搬送手段を所有している関係機関と連携し、傷病者、医療救護班等医療スタッフ及び医薬品等の医療用物資等の原子力災害時に係る搬送体制を整備するものとする。

特に、原子力災害時には、ヘリコプターによる搬送が効果的であることから、県消防防災ヘリコプター、自衛隊等が所有するヘリコプターの運用について関係機関等と連携を図るものとする。

②通報連絡体制の整備

県、搬送機関及び医療機関等は、原子力災害時における被ばく及び汚染を伴う患者（以下「被ばく患者」という。）が発生した場合の通報連絡様式をあらかじめ統一的に定めるものとする。

③協力体制及び情報交換

被ばく患者の搬送に備えて、県、搬送機関及び医療機関等は、日頃から訓練を通じて、関係機関相互の協力体制を整えることとする。

また、県、搬送機関及び医療機関等においては、搬送用資機材等の整備について相互に情報交換を行い、被ばく患者の搬送等に当たって、原子力災害医療の専門家から助言を得て、体制を整備するものとする。

(5) 広域的医療体制の整備

県は、原子力災害の広域性及び本県の地域性を考慮し、他府県等と協力した広域的医療体制の整備を図るものとする。

(6) 避難退域時検査実施体制の整備

ア 県は、住民に対する避難退域時検査に備え、関係機関等と日頃から訓練等を通じて、関係機関相互の協力体制を整えることとする。

イ 県は、事前に指定した検査会場について、閉鎖や会場の改修及び周辺の道路状況等に変更がないか施設の管理者と連携して適宜確認を行い、迅速な開設ができるよう努める。また、指定した検査会場以外の会場でも、検査業務に支障が生じないよ

う設営基準の平準化を図る。

ウ 県は、検査に必要な放射線測定資機材等の維持・整備に努め、これらの操作を行う者の確保と研修、訓練を行うものとする。

エ 県は、避難指示等が出されることが想定される住民等に対し、あらかじめ、事故発生時の被ばくを避けるための注意事項等について啓発を行う。

(7) 心身の健康相談体制の整備

県は、国及び市町村とともに、避難住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

2 原子力災害医療設備等の整備

(1) 原子力災害医療設備の整備

県は、原子力災害医療機関等と連携し、原子力災害時における原子力災害医療に対応するため、国から整備すべき医療資機材等に関する情報を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資機材等の維持・整備に努めるものとする。

(2) 医薬品等の確保

県は、医療救護班等が行う医療活動実施のために必要な医薬品やその他医療救護に必要な医薬品及び衛生材料を円滑に供給できるよう、医薬品等卸売業者等から必要な医薬品等を確保する体制を整えることとする。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

ア 安定ヨウ素剤の整備

県は、原子力災害時において、住民を放射性ヨウ素による甲状腺被ばくから防護するため、屋内退避から避難区域外に移動するまでの間、UPZ圏内の住民が服用するのに必要な量の備蓄を行い、迅速な配布体制を整備する。必要量の算定に当たっては、住民避難計画と整合がとれた量とする。

イ 安定ヨウ素剤の事前配布

緊急時に速やかな配布を受けることができないなどの一定の事由に基づき事前配布を希望する住民に対し、説明会で問診を実施したうえで、事前配布を実施する。

3 人材育成等

(1) 人材の確保及び育成

県は、被ばく患者の発生に適切に対応するために、原子力災害医療に関する知識と技術を備えた医療関係者の確保に努めるものとする。また、医療関係者等の研修を定期的に行い、人材の育成に努めるものとする。

(2) 訓練の実施

県は、搬送機関及び医療機関等と連携し、避難退域時検査、救急処置を必要とする被ばく患者に対する措置等の訓練を行うものとする。

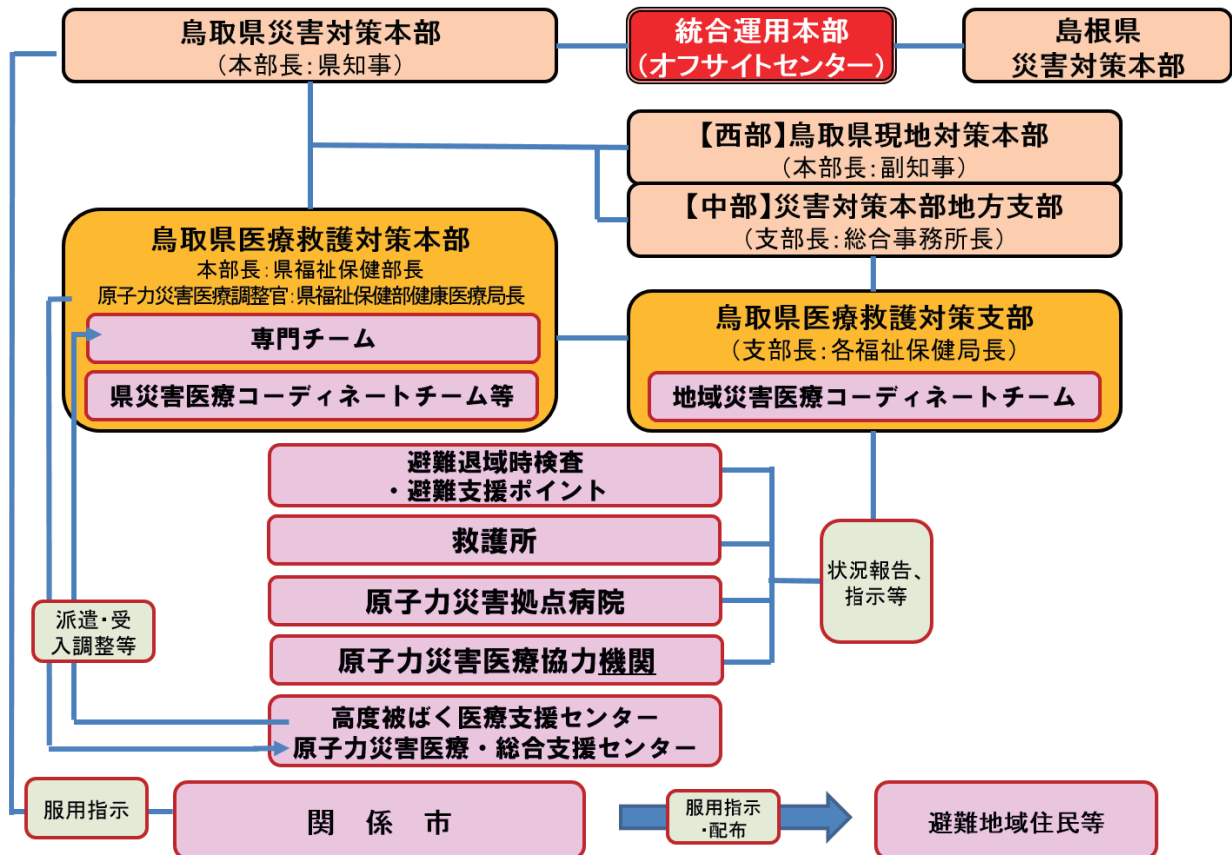
第3章 原子力災害医療体制（発災時の対応）

1 原子力災害医療体制

（1）原子力災害医療体制

原子力災害時には、図1のような組織を整備し、実効性の向上に努めるものとする。

図1 原子力災害医療体制



（2）医療救護対策本部の設置

ア 県は、県災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、県災害対策本部のもとに県医療救護対策本部を設置する。

イ 県医療救護対策本部長は県福祉保健部長とし、当該本部に原子力災害医療調整官（以下「調整官」という。）を置く。調整官は県福祉保健部健康医療局長とし、次の事項を行う。

- （ア）医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を指示する。
- （イ）他の道府県等に対する原子力災害医療派遣チームの派遣要請に係る調整を、原子力災害医療・総合支援センターを通じて行う。
- （ウ）国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を投与するように関係機関へ伝達する。

ウ 県は、県医療救護対策本部のもとに、各災害医療関係機関の長から推薦され県に登録された「県災害医療コーディネーター」（調整役は県福祉保健部健康医療局長とする。）を招集するとともに、「県災害医療コーディネートチーム」を設置し、原子力災害医療調整官への助言、医療救護班の派遣調整等を行うものとする。

（３）医療救護対策支部の設置

ア 県は、県医療救護対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、各福祉保健局に県医療救護対策支部を設置する。

イ 県は、県医療救護対策支部のもとに、各災害医療関係機関の長から推薦され県に登録された「地域災害医療コーディネーター」を招集し、「地域災害医療コーディネートチーム」を設置し、医療救護班の配置調整等を行うものとする。

（４）原子力災害医療・総合支援センターへの要請等

ア 県医療救護対策本部は、原子力災害医療に係る活動の支援が必要な場合は、原子力災害医療・総合支援センターに対し、他県からの原子力災害医療派遣チームの派遣調整を依頼するものとする。

イ 県医療救護対策本部は、必要に応じ、医療関係者等に対する個人防護、作業環境の放射線測定、被ばく患者の線量評価・診療等に関する指導、助言及び援助を行う専門チームの派遣を、高度被ばく医療支援センターに要請するものとする。

2 原子力災害医療処置

（１）避難退域時検査

ア 目的

県は、O I L（防護措置の実施の判断基準）に基づく防護措置として避難した避難住民等を対象に放射性物質の体表面汚染の有無を確認するとともに、必要に応じて簡易除染を行い、住民の不安の軽減・解消に努めるものとする。

イ 検査の開始

検査の実施は、島根原子力発電所において放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合に行う。なお、事態区分に応じて、検査会場や資機材の事前確認、関係職員の待機指示等の対応を行い、迅速な検査開始に努めるものとする。

ウ 検査の実施

検査は、主要な避難経路沿いの予め定められた県内の施設で、避難住民が避難所に入るまでの間に実施する。

エ 簡易除染

検査により体表面の被ばく線量が基準に適合しない場合は、会場内で簡易除染を行う。

オ 原子力災害時の医療機関への搬送

簡易除染によっても基準に適合しない場合は、原子力災害医療機関に搬送する。

カ 検査の手順等

検査の具体的な実施方法等については、国が定めた手順書に準拠したマニュアルを別に定めるものとする。

(2) 原子力災害医療機関等における医療処置

ア 救護所

県及び市町村が設置する避難所等に必要に応じて救護所を設置し、傷病者の応急処置を行うものとする。

イ 原子力災害医療協力機関

被ばく傷病者等への初期診療及び救急医療の実施、救護所等における健康管理、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布、その他県等が行う原子力災害発生時の必要な対応への支援を行う。

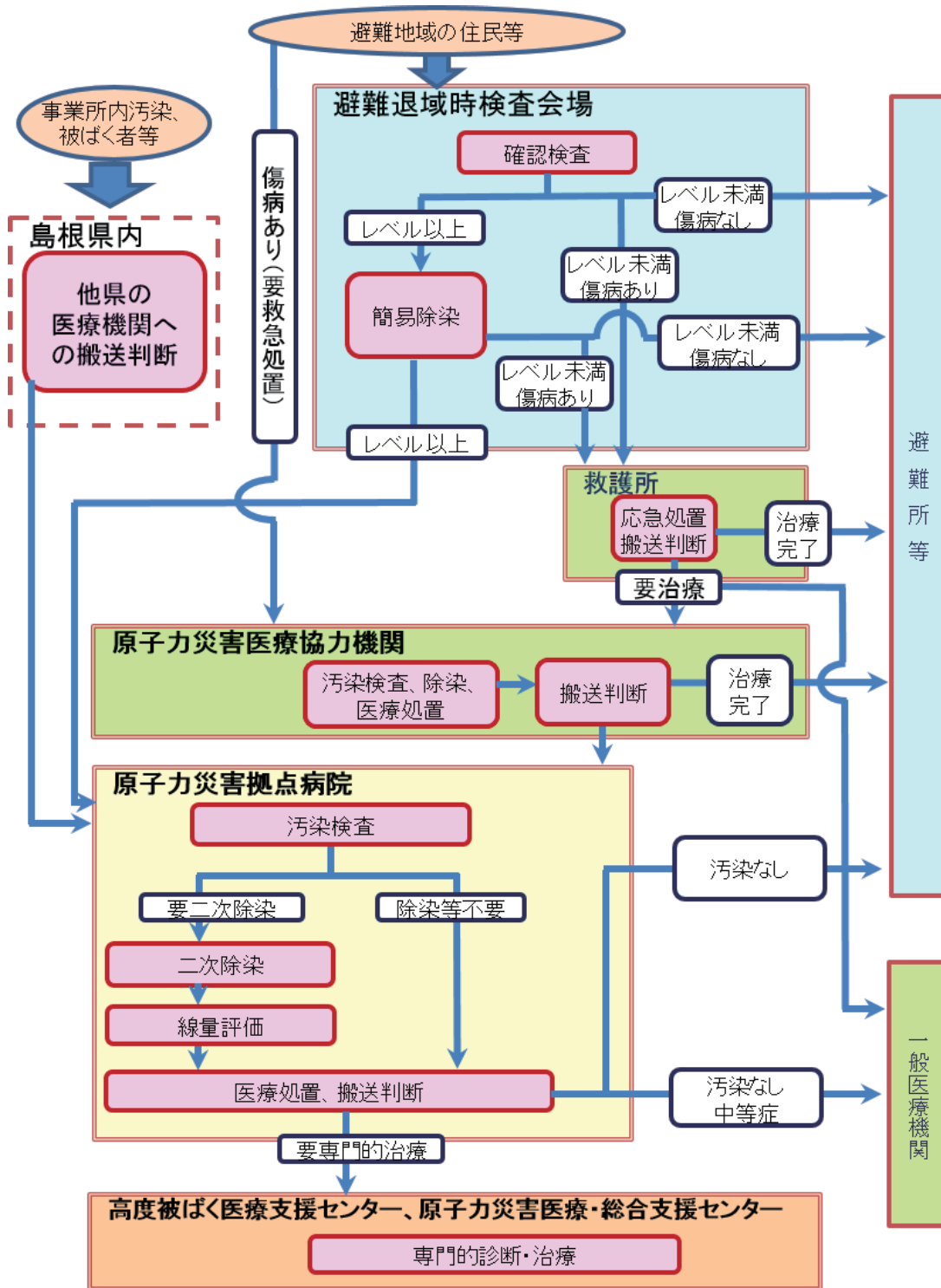
ウ 原子力災害拠点病院

原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受入れを行うとともに、重篤な傷病者等に対して高度な診療を提供するものとする。また、原子力災害医療派遣チームを派遣し、被災地において救急医療等を行う。

エ 高度被ばく医療支援センター等

原子力災害拠点病院での医療処置の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、本県を担当地域とする高度被ばく医療支援センター、又は原子力災害医療・総合支援センターに搬送し、治療を行う。

図2 原子力災害医療措置の標準的なフロー



(3) 被ばく患者の搬送

ア 医療機関への搬送

原子力災害医療機関等に搬送する患者が発生し、各施設において搬送先医療機関が確保できない場合は又は救急搬送手段の確保が困難な場合は、県医療救護対策支部等に搬送先医療機関又は搬送手段の確保を要請し、県医療救護対策支部等は、その確保に努めるものとする。

イ 搬送先・転院先の判断

被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、明らかにある程度の被ばくをしたと考えられる者に対しては、原子力災害医療協力機関を経ずに、原子力災害拠点病院や高度被ばく医療支援センター、又は原子力災害医療・総合支援センターによって対応を行うことが有効である。この場合、それぞれの医療機関の医療水準や医療資源のバランスを見ながら、県医療救護対策支部等は、適切な搬送先や転院先を判断するものとする。

ウ 高度被ばく医療支援センター等への搬送

県医療救護対策本部は、被ばく患者の高度被ばく医療支援センター、又は原子力災害医療・総合支援センターへの搬送を必要と認めるときは、県災害対策本部に県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプター等による被ばく患者の搬送を要請するものとする。

(4) 原子力災害医療機関及び搬送機関等における汚染及び被ばくの防止

被ばく患者の診療及び搬送に際して、医療関係者及び搬送関係者の二次汚染及び被ばくを防止する。また、一般の患者の不安を軽減するとともに、一般の患者等に対して、汚染及び被ばくを防止するものとする。

(5) 原子力災害医療の情報の共有化

原子力災害医療機関及び避難退域時検査会場等で得られた情報は、速やかに県医療救護対策本部を含む関係機関に伝達するとともに、県医療救護対策本部で得られた原子力災害医療を実践するために必要な情報は、原子力災害医療機関及び避難退域時検査会場等に提供するものとする。

(6) 安定ヨウ素剤の服用

ア 服用指示

国原子力災害現地対策本部長の指示により、県災害対策本部長（知事）が米子市長・境港市長に対し安定ヨウ素剤の服用を指示する。

イ U P Z 圏用での備蓄及び服用場所

・一時集結所

乳幼児ゼリー剤、丸剤、液剤（必要時に調剤されているもの）

・学校、福祉入所施設等

丸剤

※事前配布を受けている者は個々に服用

ウ 避難退域時検査会場又は避難所での服用

自動車による避難者等で一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取らず、服用しないまま避難する者に対し、避難退域時検査会場又は避難所において、県立病院に保管している安定ヨウ素剤及び県立病院で調剤した液剤を県職員により配送し、そこで服用するものとする。

8 広域避難所運営計画

令和2年3月
鳥取県

広域避難所運営計画 目 次

I 総則		V 避難所の設置・開設	
1 計画の目的	193	1 方針	213
2 計画の範囲と根拠	193	2 避難所の開設	213
3 計画の適用	193	3 職員の動員	216
4 計画の対象	194	4 市町村の支援	217
5 計画の想定する状況	194		
6 関係する計画等	195	VI 避難所の管理・運営	
7 教育訓練	195	1 方針	218
8 計画の見直し	196	2 実施体制	218
9 修正意見の提出	196	3 避難所の管理・運営要領	218
		4 職員の動員	218
II 状況		5 物資の供給	
1 島根原子力発電所からの距離	197	(食糧、生活関連物資)	218
2 避難の概況	198	6 市町村への支援	219
3 避難所	199	7 民間活力の活用	220
4 避難スケジュール	200	8 医療、衛生	220
		9 安否情報	220
III 整備・運営計画		10 行政サービスの提供	221
1 基本方針	203	11 応急教育	221
2 実施要領	203	12 安全の確保	221
3 役割分担	203	13 要配慮者への配慮	221
4 実施体制	205		
5 避難所の設置・運営	206	VII 避難所の撤収	
6 職員の動員	207	1 方針	222
7 物資の供給	207	2 実施要領	222
8 民間活力の活用	208		
9 指揮命令系統	208	VIII 参考資料	
10 情報連絡体制	209	1 県直営避難所に係る	
		避難者マッチング計画	223
IV 避難所の整備		2 県直営避難所一覧	224
1 方針	210	3 E A Lの定義(原子力災害	
2 県直営避難所の整備	210	対策指針より抜粋)	225
3 市町村営避難所の整備	211	4 O I Lと防護措置(原子力	
4 資料の整備	212	災害対策指針より抜粋)	226
5 避難所における救援	212		

I 総則

1 計画の目的

この計画は、島根原子力発電所で緊急事態が発生した場合に、原子力災害特別措置法（原災法）及び災害対策基本法（災対法）に基づき、避難者の一時的な居住の確保を図るため、県が県有施設における広域避難所を迅速かつ的確に開設し、適切な運営管理を行うことにより、避難住民の安全と安心を確保することを目的とする。

2 計画の根拠と範囲

(1) 計画の根拠

この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ¹（緊急防護措置を準備する区域。概ね島根原子力発電所から30km。）内の避難について定めた「鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）」の別紙計画として定めるものである。

この計画に定める事項は、災対法に基づく地域防災計画に規定する災害応急対策として実施する。

(2) 計画の範囲

この計画は、島根原子力発電所の緊急事態に伴う原子力防災対策のうち、防護対策の1つとして行われる避難措置のうち県が行う広域避難所の開設・運営と市町村が行う広域避難所運営との連携について定めたものである。

したがって、この計画の適用範囲は、平素における広域避難所の整備及び広域避難所の開設運営から閉鎖されるまでの間とする。

3 計画の適用

この計画は、以下の場合に適用する。なお、本計画においては、国民保護法に基づく避難措置（緊急対処事態等における原子力発電所の被災を原因とするもの）についても、原災法による避難と同様に扱う。

(1) 原災法に基づく避難が指示されたとき

島根原子力発電所で原子力災害が発生し、放射性物質放出後のモニタリング結果に基づく、国からの避難等の防護措置が指示された場合等の広域避難所に関することに適用する。

(2) 国民保護法に基づく避難が指示されたとき

島根原子力発電所に係る「武力攻撃対処事態等」、「緊急対処事態」が認定され、避難措置の指示が行われた場合の広域避難所に関することに適用する。

¹ 緊急防護措置を準備する範囲（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）。放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急防護措置を準備する区域。

4 計画の対象

(1) 対象とする避難所

島根原子力発電所における原子力災害の発生等に伴い、県内に開設する広域避難所（以下、「避難所」という。）を対象とする。

(2) 対象とする避難住民

島根原子力発電所における原子力災害の発生等により避難指示の対象となった区域の住民及び滞在者を対象とする。

(3) 責任転移の時期

避難者が避難所に到着してから、帰宅、仮設住宅等への転居など避難所を離れるまでの間を対象とする。

5 計画の想定する状況

(1) 状況

島根原子力発電所で、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣より「原子力緊急事態宣言」が発出された。その後、放射性物質が放出され、O I Lに基づく避難指示がU P Z全域に出された。

事前の避難計画に基づき、住民の避難誘導と輸送が行われ、県東部・中部に避難所の開設運営が必要となった。

(2) 計画作成に当たっての仮定

この計画の前提となる条件を以下のとおり仮定する。

計画の実際の適用にあたっては、仮定により作成した部分を実際の状況に合わせて補備、修正等を行い使用する。

＜仮定事項＞

- 1 天候及び外部環境は、避難及び避難所の運営に影響がない。
- 2 避難所の運営に関する市町村との分担の協議は整っている（県は県有施設、市町村はその他施設）。
- 3 原子力緊急事態宣言後は、県庁においては、BCPに基づいた非常時優先業務の実施体制がとられている（避難所運営に関する業務についても、非常時優先業務とする。）。
- 4 避難住民は、避難計画のとおり避難してくるものとする（時間、場所、人数）。
- 5 避難は自治会単位で実施され、あらかじめマッチングされた避難所へ避難する（避難者の再編の必要はない）。
- 6 避難住民に対しては、避難所に入る前に、避難退域時検査及び簡易除染が行われる（一部の避難所において、避難退域時検査等未実施者への対応を行う）。
- 7 安定ヨウ素剤は、別途策定される計画により配布、投与が実施されている。
- 8 避難所は、少なくとも3箇月間開設される（順次、仮設住宅、公営住宅等

<p>へ移動する)。</p> <p>9 警戒事態の発生 (EAL 1²) から鳥取県内UPZ (10~20km) の避難指示までの時間を 24 時間とする。</p> <p>10 避難指示に基づき、計画的に段階的避難が開始され、避難指示後 20 時間で 30km 圏からの避難が全て完了する。</p>
--

6 関係する計画等

(1) 関係する計画等との関係

本計画に定めなき事項が発生した場合は、以下の計画の規定の趣旨に添って解釈し、運用する。

(2) 関係する計画等

No.	計画名	略称
1	鳥取県地域防災計画 (原子力災害対策編)	地域防災計画
2	鳥取県国民保護計画	国民保護計画
3	鳥取県広域住民避難計画 (島根原子力発電所事故対応)	広域避難計画
4	鳥取県版事業継続計画 (BCP) 策定推進に関する基本指針	BCP 基本指針
5	鳥取県庁業務継続計画 (BCP)	BCP

7 教育訓練

(1) 教育訓練の計画と実施

総務部 (人事企画課) は、職員及び組織の能力を向上・維持し、避難所の的確かつ迅速な開設と適切な管理運営に資するため、研修、実動等の訓練を計画的かつ定期的に行う。

(2) 教育訓練の管理

訓練実施に当たっては、訓練目的を明確にし、訓練目的に適合した訓練方法 (研修、図上訓練、実動訓練、個人の訓練、組織の訓練、総合訓練) を適切に選定して、最小の資源で最大の効果を上げるようにすると共に、訓練評価を適切に行う。

また、訓練実施に当たっては、危機管理局 (原子力安全対策課、危機対策・情報課) と連携し、他の防災訓練等との連携を考慮し、効率的に実施する。

(3) 訓練成果の反映

総務部 (人事企画課) は、訓練成果をとりまとめ、本計画、関連するマニュアル等の修正に活用するとともに、関連する部局等及び市町村に成果を伝達する。

² EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)。原子力施設の状況に応じて、緊急事態を警戒事態 (EAL1)、施設敷地緊急事態 (EAL2) 及び全面緊急事態 (EAL3) の 3 つに区分し、緊急事態の深刻さを検知するため、原子力施設における設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態等に基づいて設定された基準。

8 計画の見直し

この計画は、訓練、実際の災害対処、その他得られた知見により、継続的かつ計画的に見直す。

9 修正意見の提出

この計画の修正に関する意見は、行財政改革局長（人事企画課長付）に提出するものとする。

Ⅱ 状況

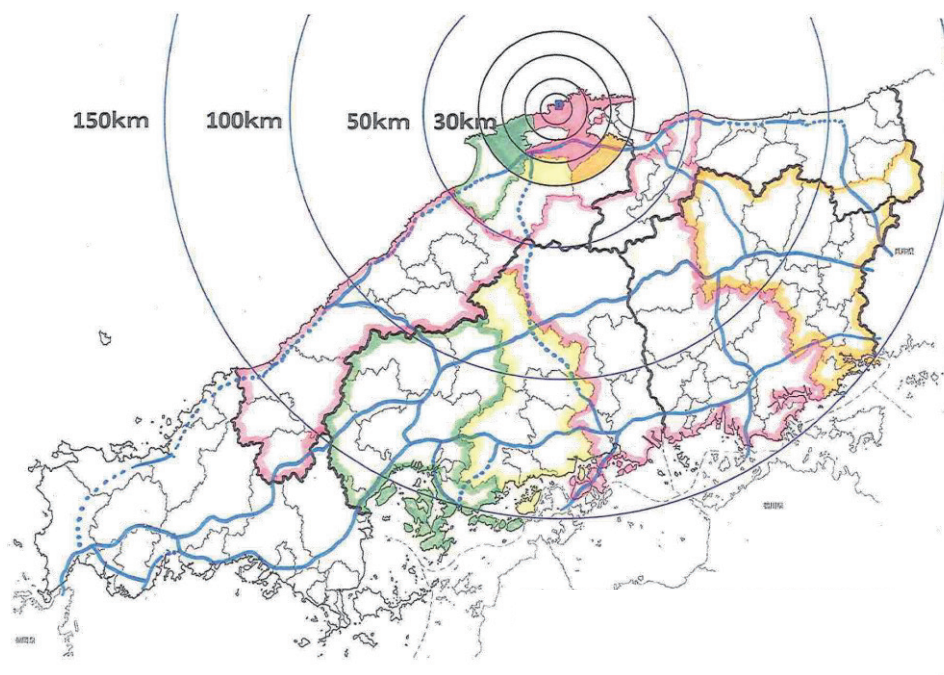
1 島根原子力発電所からの距離

島根原子力発電所からの距離を「図 2.1 島根原子力発電所からの位置関係」において、同心円図で示す。

鳥取県内では、境港市及び米子市の一部が、島根原子力発電所の 30 km圏内に含まれる。

鳥取県内に開設する避難所は、全て島根原子力発電所から、30 km圏以遠から 150 km圏以内にある。

図 2.1 島根原子力発電所からの位置関係



2 避難の概況

(1) 要避難地域と避難先地域

広域避難計画において計画されている要避難地域及び避難先地域は、広域避難計画に基づいてマッチングされており、その状況は、「表 2.1 要避難地域と避難先地域」に示すとおりである。

避難者総数は、約 7.2 万人である。

表 2.1 要避難地域と避難先地域

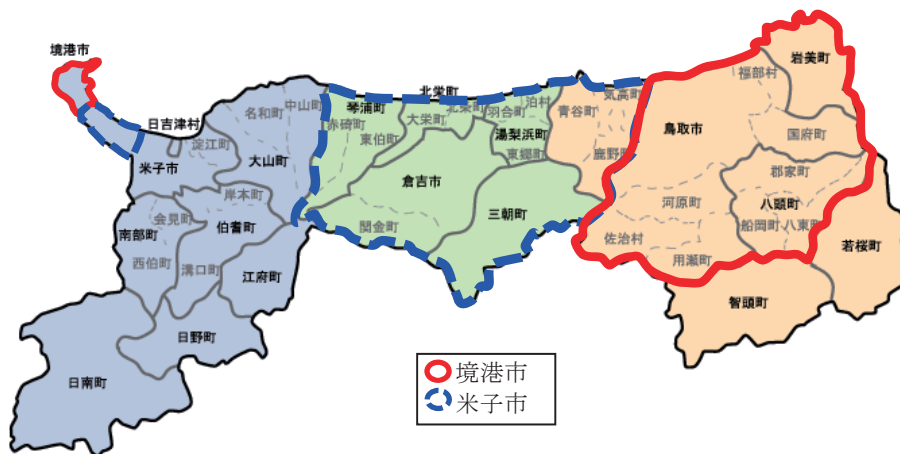
要避難地域		避難者数		避難先地域
20 km圏内	〔境港市〕 西工業団地、外江町、渡町、中海干拓地、清水町、芝町、弥生町、森岡町	11,500 人	11,500 人	鳥取市(気高町・鹿野町除く)、岩美町、八頭町
20～25 km	〔境港市〕 米川町、浜ノ町、中野町、蓮池町、上道町、大正町、福定町、明治町、馬場崎町、三軒屋町、夕日ヶ丘1丁目、夕日ヶ丘2丁目、小篠津町、竹内町、京町、松ヶ枝町、栄町、湊町、新屋町、日ノ出町、本町、末広町、相生町、中町、佐斐神町、元町、誠道町、東本町、朝日町、入船町、高松町、東雲町、幸神町、花町、岬町、昭和町、美保町、竹内団地、財ノ木町、麦垣町、潮見町	22,500 人	30,000 人	鳥取市青谷町・気高町・鹿野町、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町
	〔米子市〕 大篠津町、葭津、大崎、和田町	7,500 人		
25～30 km	〔米子市〕 富益町、彦名町、夜見町、河崎、安倍、旗ヶ崎、上後藤、加茂		30,500 人	
計			72,000 人	

(2) 避難先地域

要避難地域となる米子市及び境港市に対応する避難先地域は、「図 2.2 避難先地域」に示すとおり、東部地区、中部地区の 8 市町である。

なお、その他の市町村は、県内のUPZ外で避難が必要になった場合や島根県より同県からの避難住民の受入れに関する要請があった場合など、県内外からの避難者等が上記地域において受け入れきれない場合に避難者を受け入れる予備地域とする。

図 2.2 避難先地域



3 避難所

(1) 市町村間のマッチング

広域避難計画において計画されている避難所の設置と運営主体の市町村別の状況は、「表 2.2 市町村別避難所数」のとおりである。

表 2.2 市町村別避難所数

避難先地域	要避難地域	避難所（箇所）			収容可能者数(人)	避難者数(人)	備考
		県営	市町村営	計			
鳥取市	境港市	9	123	132	32,000	29,500	
	米子市						
岩美町	境港市	1	12	13	4,000	7,500	
八頭町	境港市	1	10	11	5,000		
倉吉市	米子市	8	41	49	19,000	35,000	
三朝町	米子市	-	8	8	2,500		
湯梨浜町	米子市	1	21	22	6,500		
琴浦町	米子市	-	19	19	6,500		
北栄町	米子市	1	10	11	4,000		
小計		21	244	265	79,500		72,000
若桜町	(予備施設)	-	5	5	2,000	(5,000)	
智頭町	(予備施設)	1	5	6	3,000		
日吉津村	(予備施設)	-	3	3	1,000	(10,000)	
大山町	(予備施設)	-	17	17	6,000		
南部町	(予備施設)	-	14	14	3,000		
伯耆町	(予備施設)	-	6	6	3,000		
日南町	(予備施設)	-	15	15	1,000		
日野町	(予備施設)	-	7	7	1,000		
江府町	(予備施設)	-	16	16	2,000		
小計		1	88	89	23,000	(15,000)	
合計		27	310	337	97,000	(88,000)	

(2) 避難者と避難所のマッチング

広域避難計画に基づいて、自治会単位で各避難所とマッチングされており、その計画に基づき、避難者の移動（輸送）が行われる。

予備施設の使用に当たっては、事前のマッチングは行われなことから、その都度調整を行う。

4 避難スケジュール

広域避難計画において示されている避難シナリオ・スケジュールは下記のとおりである。

(1) 避難のパターン

島根原子力発電所において、避難が必要な事態が発生し、国の指示を受け、EALまたはOIL³によるUPZ全域の避難が開始されたものとする。

島根県民の避難受け入れが必要な場合、島根県知事からの要請に基づき受け入れを行う。

(2) 避難シナリオ

避難指示に基づき、計画的に段階的避難を開始し、20 時間でUPZ全域の避難を完了する。

UPZ（10～20km）の避難指示が発出された時点を「H時」とする。

時間的推移	避難の状況
H時	UPZ（10～20km）避難指示の発出 鳥取①の避難開始 →H時+5 時間で避難完了
H時+5 時間	鳥取②の避難開始 →H時+10 時間で避難完了
H時+10 時間	鳥取③の避難開始 →H時+15 時間で避難完了
H時+15 時間	鳥取④の避難開始
H時+20 時間	鳥取県内UPZ避難完了

³ OIL (Operation Intervention Level: 運用上の介入レベル)。防護措置の実施を判断するため、空間放射線量や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。

図 2.3 避難スケジュール

事象区分	警戒事態		施設敷地緊急事態		全面緊急事態		備考
	EAL1	EAL2	EAL3	UPZ避難指示 (5~10km)	UPZ避難指示 (10~20km)	H	
時間	※ 24時間と仮定						
住民	鳥取①	避難準備			5h	鳥取①避難開始	境港市：A-① A-② 避難者数約11,500人
	鳥取②	避難準備			5h	鳥取②避難開始	境港市：A-③ 避難者数約12,300人
	鳥取③	避難準備			5h	鳥取③避難開始	境港市：A-④ 米子市：B-① 避難者数約15,000人
	鳥取④	避難準備			5h	鳥取④避難開始	境港市：B-② B-③ B-④ 避難者数約33,200人

図 2.4 細部避難区域



表 2.3 段階的避難における区分

区分	避難区域	市	区域内町等
鳥取①	A-①	境港市	外江町、清水町、弥生町、芝町、西工業団地
	A-②		渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町
鳥取②	A-③		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町
鳥取③	A-④	米子市	竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒家町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目
	B-①		大篠津町、和田町
鳥取④	B-②	米子市	葭津、大崎、大篠津町（一部）、彦名町（一部）
	B-③		富益町、彦名町、安倍、上後藤（一部）、旗ヶ崎（一部）
	B-④		夜見町、河崎、両三柳（一部）

Ⅲ 整備・運営計画

1 基本方針

県は、島根原子力発電所における原子力災害の発生に伴う住民の避難指示に際して、県有施設において避難所を開設・運営するとともに、市町村営の避難所において、市町村が実施する救援を支援し、避難者を迅速かつ的確に保護することで、広域避難計画に示す 30 km圏内の全住民の避難完了を達成する。

2 実施要領

(1) 実施時期による区分

次のとおり、実施時期により 4 期に区分して、実施内容等を計画する。

	実施時期	計画の要点（方針等）
第 1 期	<p><避難所の整備> 島根原子力発電所において異常が認められない平常期間。</p>	<p>避難所開設に必要な施設、資機材の整備等の準備と関係市町村、機関等との連携・支援体制を整備し、訓練等を通じて実効性を高める。 ⇒計画は、「Ⅳ」の項に示す。</p>
第 2 期	<p><避難所の設置・開設> 警戒事態（EAL1）の発生から、避難所の設置が完了して、避難者の受入が可能になるまでの期間。</p>	<p>警戒事態の発生後、避難スケジュールに合わせて、各避難所を速やかに開設し、避難者の受入れ準備を完了する。 ⇒計画は、「Ⅴ」の項に示す。</p>
第 3 期	<p><避難所の管理・運営> 避難者が避難所に到着した後、避難所で生活する期間。</p>	<p>避難者の避難生活を救援するとともに、避難所の運営を避難者が自主的に行える体制づくりを目指す。 また、外部の人的資源の活用などで、段階的に効率的な運営を検討する。 ⇒計画は、「Ⅵ」の項に示す。</p>
第 4 期	<p><避難所の撤収> 避難者が、すべて転出等により不在となった後、避難所を閉鎖し、撤収するまでの期間。</p>	<p>避難者の状況に応じて、段階的に避難所を集約し、避難者がいなくなった段階で最終的に避難所を閉鎖、撤収し、現状復帰する。 ⇒計画は、「Ⅶ」の項に示す。</p>

3 役割分担

(1) 関係機関の役割

※広域避難所運営に係る事項に限定

鳥 取 県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広域避難所運営の統括 2. 県有施設における避難所の開設、運営 3. 市町村営避難所に対する救援の支援
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> 4. 避難所への食糧及び生活関連物資の供給 5. 県内のUPZ外の地域への避難指示や島根県から要請があった場合における避難住民の受入れに関する調整等
要避難地域市町村 (米子市、境港市等)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難住民の把握 2. 避難住民への行政サービスの提供 3. 県及び避難先市町村が行う広域避難所の運営支援
避難先市町村	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設、運営 2. 要避難地域市町村が行う行政に対する支援
島 根 県	<ul style="list-style-type: none"> 1. 県に対する避難者受入の要請 2. 島根県から避難した者についての連絡調整（島根県からの要請により同県から県内に避難者を受入れた場合）
島 根 県 内 要避難地域市町村	<ul style="list-style-type: none"> 1. 島根県から避難した住民の把握（島根県からの要請により同県から県内に避難者を受入れた場合） 2. 島根県から避難した住民への行政サービスの提供（島根県からの要請により同県から県内に避難者を受入れた場合）
消 防 機 関	<ul style="list-style-type: none"> 1. 救護所との連携 2. 避難所の消防用設備に関する助言
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣（避難者に対する生活支援）
鳥 取 県 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難所の救護所運営の支援
鳥 取 県 歯 科 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難所の救護所運営の支援
鳥 取 県 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難所の救護所運営の支援
鳥 取 県 看 護 協 会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難所の救護所運営の支援
鳥 取 県 社 会 福 祉 協 議 会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難所運営に係るボランティアの受入及び派遣

(2) 県の各部局の役割

※広域避難所運営に係る事項に限定

対 策 本 部 (危機管理局)	<p><緊急事態応急対策の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 避難に係る方針決定、連絡調整、オペレーション
総 務 部 (行財政改革局)	<p><広域避難所運営チームの設置></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 広域避難所運営の統括 2. 避難所の確保と資機材の整備 3. 避難所運営計画の管理（PDCA）と普及 4. 避難所運営に関するオペレーション 5. 県有施設における避難所の開設、運営 6. 資源（職員等）の配分と動員 7. 避難所に係る事務の総括 8. 市町村が運営する避難所に対する支援（人員、資機材） 9. 避難者の避難所への受入・避難所からの送り出し調整（要避難地域、避難先地域） 10. 各避難所の状況の把握（当初の状況不明時）

地域づくり推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村営の避難所の全般状況の把握 2. 市町村との連絡調整 3. 避難所に係る安否情報の収集、とりまとめ 4. 避難所運営に係るボランティアの受入の調整
福祉保健部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所における医療の提供 (・福祉避難所の運営)
生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活関連物資の調達、供給 2. 旅館・ホテルとの調整 3. 入浴に関する調整 4. 避難所における家庭動物(ペット)の健康管理 5. 食品衛生、食中毒予防対策
商工労働部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 物資の輸送
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食糧の調達、供給
総合事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員応援体制の整備 2. 避難所における情報のとりまとめ 3. 県直営避難所に対する全般支援
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童生徒に関する状況等の把握 2. 応急教育 3. 学校が避難所になった場合の避難所運営支援
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所における治安維持

4 実施体制

(1) 組織・体制の整備

避難所の開設・運営を的確かつ迅速に実施するため、対策本部等及び各部局における事務分担、職員の配置等を定めるなどその体制を整備する。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災などにより職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保等に関し必要な事項も定めるとともに、職員に周知し、徹底を図る。

避難所の開設運営の円滑な実施を図るため、訓練、研修制度などによる人材の育成に努める。

(2) 活動体制の確立

ア 広域避難所運営チームの設置

総務部(行財政改革局)は、対策本部における実施部のプロジェクトチームとして、広域避難所運営チームを対策本部内に設置し、広域避難所運営に関し必要なオペレーションを行う。

広域避難所運営チームは、対策本部において、各実施部及び関係機関等と連携協力し、島根原子力発電所の被害状況等に関する情報の共有、一元的な連絡及び調整を行い、広域避難所運営に関する総合的な推進を図る。

イ 編制

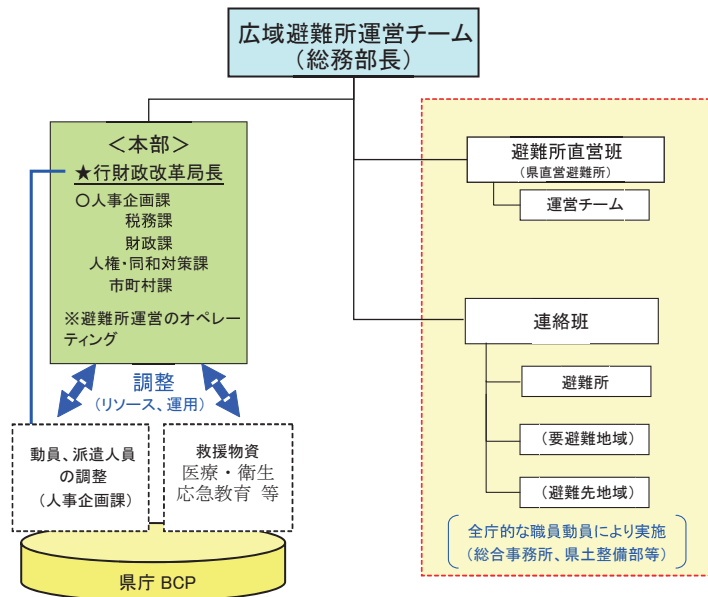
広域避難所運営チームは、本部、避難所直営班、市町村避難所支援班、連絡班

で構成する。

本部は、行財政改革局長を長とし、人事企画課、税務課、財政課、人権・同和対策課、市町村課で構成する。各班は、総務部（人事企画課）の計画により各部局等より動員された職員で編成する。

編制は、「図 3.1 広域避難所運営チーム編成表」に示すとおりである。

図 3.1 広域避難所運営チーム編成表



※総務部長を長とする、いわゆる災对本部内のPT体制

ウ 各班の役割

本 部	1. 広域避難所のオペレーション 2. 対策本部内及び関係機関との連絡調整
避難所直営班	1. 県有施設における避難所の開設、運営
連絡班	※状況により支援員を避難所または市町村役場に派遣 1. 市町村が運営する避難所との連絡調整 2. 市町村が運営する避難所の状況の把握

5 避難所の設置・運営

(1) 設置・運営の分担

県と市町村は、避難所の設置・運営について分担し、県は、県有施設における避難所の設置・運営を担当する。

不測の事態等で、予定した避難所が確保できない場合は、他の施設の使用、旅館・ホテル等の借り上げ、テント等の仮設収容施設の設置、あるいは県災害対策本部等を通じた他都道府県に対する避難者の受入要請を検討する。

(2) 設置・運営の方法

避難所の設置・運営は、別途定める広域避難所運営マニュアルに準拠することを

原則とする。ただし、各施設の状況及び避難の状況により、柔軟に対応する。

(3) 避難所における救援

ア 物資

食糧及び生活関連物資の調達、供給は、競争を避け、効率的に実施するため、県が統制し、一括して行う。

イ その他

入浴については、公衆浴場、旅館・ホテル等を利用するものとし、必要に応じて、自衛隊に野外浴場の設営を要請する。

必要に応じて、避難所に家庭動物（ペット）の収容スペースを設置する。

6 職員の動員

(1) 動員の指示

避難指示あるいは避難に関する準備の指示が発出された場合は、総務部（人事企画課）は、別途定める動員計画に基づき職員の動員を行う。

動員に際しては、緊急事態発生時の状況により必要な場合は、動員計画を修正するとともに、不測の事態等により職員が不足する場合は、非常時優先業務に対する業務調整結果に基づき、新たに職員を動員する。

(2) 職員の派遣

各部局は、事前に、動員計画に示されている人数に基づき、あらかじめ職員を指定し、周知しておく。

動員の指示が発出された場合、すみやかに当該職員を派遣する。

この際、当該職員が出張等で不在の場合は、代替職員を部局内で調整し派遣する。

(3) 事前の準備

総務部（人事企画課）は、派遣予定職員に対する研修の実施と派遣に必要な事項（諸注意、心構え、個人携行品等）を周知する。

総務部（人事企画課）は、避難所で業務を行う派遣職員の体力・気力を回復するため、ホテル・旅館等の宿泊場所を確保し、これら施設を必要に応じて回復場所として設置する。

総務部（人事企画課）は、各部局が行う避難所に関する業務の民間企業・団体等への移行に関する調整を把握する。

7 物資の供給

(1) 全般

大規模避難のため、資源の獲得競争が予想され、全体として各種資源の入手が遅れる等の支障を来すおそれが懸念される。

このため、市町村営避難所の食糧及び生活関連物資についても、県で統制し、県直営避難所分とあわせて一括取得する。

なお、市町村営避難所分の生活関連物資については、各市町村の集積所に配送する。

ただし、運送事業者との協定等により、各避難所に直接配送することが有利な場

合は、この限りでない。

(2) 食糧の供給

農林水産部（生産振興課）は、県内市町村に設置される避難所及びU P Z内の児童（保育所・幼稚園等に入所している乳幼児を含む。）・生徒が施設単位で避難を行う場合の一時避難所に対する食糧の調達、供給を行う。

(3) 生活関連物資の供給

生活環境部（くらしの安心推進課）は、県内市町村に設置される避難所及びU P Z内の児童（保育所・幼稚園等に入所している乳幼児を含む。）・生徒が施設単位で避難を行う場合の一時避難所に対する生活関連物資の調達、供給を行う。

(4) 物資の輸送

商工労働部（通商物流課）は、避難所において必要とされる物資の輸送を行う。

県の輸送担任は、県直営避難所については直送とし、市町村営避難所については市町村が設置する物資集積所までとする。なお、市町村営避難所についても直送が有利な場合は、この限りでない。

また、物資の輸送業務については、県が保有する輸送手段に加え、民間輸送業者への業務委託を行う。

8 民間活力の活用

(1) ボランティアの受入

地域づくり推進部（県民参画協働課）は、避難所の運営に関し、積極的に県内外のボランティアを受け入れるため、福祉保健部（福祉保健課）及び県社会福祉協議会と連携し、ボランティアを受け入れるための仕組み及び体制を整備する。

(2) 避難所運営に関する業務の委託

各部局は、関係する民間企業・団体、ノウハウのあるN P O・N G O等への業務の委託について検討・協議するとともに、委託できる環境を整備する。

9 指揮命令系統

(1) 対策本部

県内に設置された避難所の統制は、広域避難所運営チームで行う。

広域避難所運営に関するオペレーション、各実施担当部局、総合事務所、関係機関への指示及び総合調整は、対策本部のスキームの中で行う。

広域避難所運営に必要な後方支援は、実施部、総合事務所と連携して実施する。

(2) 調整メカニズム

県直営避難所に対する指示及び連絡調整については、各避難所に派遣した避難所直営班を通じて行い、市町村営の避難所については、市町村役場を通じて行う。

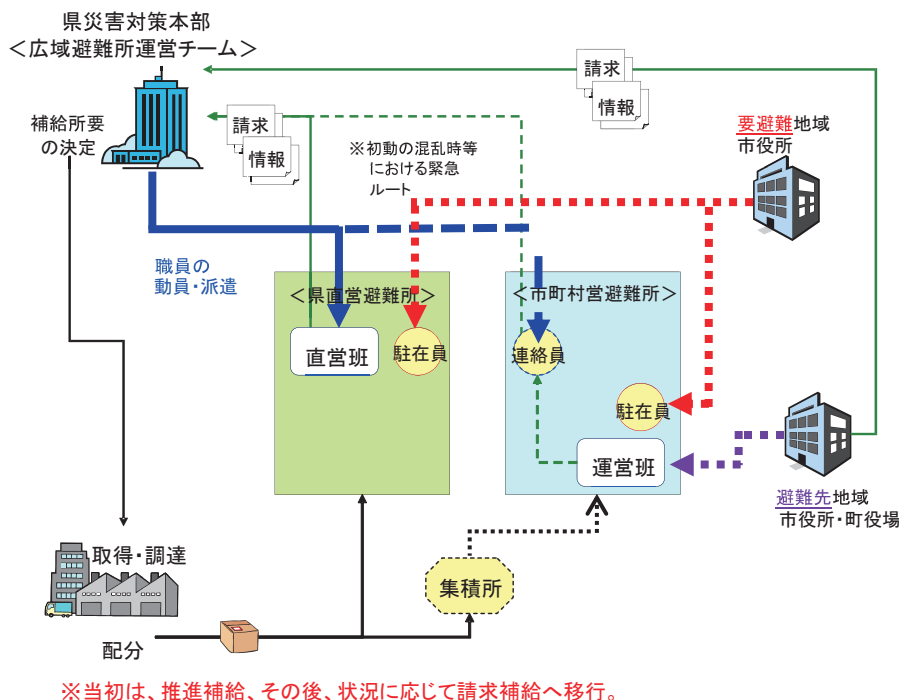
また、児童・生徒等の一時避難所との連絡調整については、教育委員会（教育総務課）を通じて行う。

なお、初動段階で、市町村の体制が整わず混乱している場合は、派遣した連絡班を通じて行う。

(3) 指揮命令系統の流れ

避難所の運営に関する指示等の流れは、「図 3.2 指揮命令系統図」に示すとおりである。

図 3.2 指揮命令系統図



10 情報連絡体制

(1) 全般情報

島根原子力発電所の事故対策に係る全般情報については、対策本部内で情報を共有する。

(2) 避難所の情報

ア 情報の共有

避難所等に係る情報については、広域避難所運営チームで収集・分析し、対策本部内で共有する。

イ 避難所情報

避難所の状況、ニーズ等の情報の収集と避難所との連絡調整

県直営避難所	1. 避難所直営班を通じて行う
市町村営避難所	1. 市町村役場を通じて行うことを基本 2. 役場が機能していない場合は、連絡班を通じて行う
児童・生徒等一時避難所	1. 教育委員会（教育総務課）を通じて行う。

IV 避難所の整備

1 方針

避難所開設に必要な施設、資機材の整備等の所要の準備を行うとともに、関係する市町村、機関等との間の連携・支援体制を整える。

2 県直営避難所の整備

(1) 避難所の確保

総務部（人事企画課）は、広域避難計画に基づき指定された県直営避難所について、当該施設の管理者と連携し、状況等を確認する。

この際、国民保護法施行令（第35条）で定める基準と併せて、自主避難者及び自家用車避難者のための駐車場の状況についても確認する。

<国民保護法施行令>

（避難施設の基準）

第三十五条 法第四百四十八条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
- 二 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- 三 速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 四 火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 五 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

※都道府県避難施設一覧（内閣官房国民保護ポータルサイト）

<http://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html>

(2) 避難所の運営管理

ア 広域避難所運営マニュアル

総務部（人事企画課）は、避難所の適切かつ県下斉一な運営管理を行うため、避難所の管理運営について継続的に研究し、研究成果に基づき、広域避難所運営マニュアル（標準モデル）を作成する。その作成に当たっては、「避難所運営マニュアル（鳥取県標準モデル）」（平成23年3月福祉保健部作成）及び「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」（平成30年3月危機管理局作成）を参考にし、原子力災害特有の状況等を踏まえるものとする。

また、研究成果は、本計画の修正に反映させるとともに、避難所を運営する市町村にも伝える。

イ 各避難所の開設計画の作成

各県直営避難所施設の管理者は、総務部（人事企画課）が作成する広域避難所運営マニュアル（標準モデル）を基準として、各県直営避難所の開設計画（マニュアル）を作成する。その作成に当たっては、各避難所の施設、立地条件等を反映したものにする。

(3) 避難所の改善措置

総務部（人事企画課）は、県直営避難所について、実際の使用可能度を調査・把握し、必要に応じて計画的に改善の措置を検討する。

この際、危機管理局（危機対策・情報課）が所掌している国民保護避難施設の調査と連携する。

(4) 必要資源（人的・物的）の整備

ア 職員の動員

総務部（人事企画課）は、BCP及び原子力災害特有の非常時優先業務との整合性に十分留意して、職員の動員計画を策定する。

なお、動員計画の実効性を確保するため、交代要員の確保を含めて、動員計画を最新の状態に維持するものとし、動員計画の作成に当たっては、V 避難所の設置・開設で見積もる必要職員数を考慮するものとする。

イ 資機材の整備

総務部（人事企画課）及び危機管理局（原子力安全対策課、危機管理政策課）は、県直営避難所の調査結果に基づき、避難所の的確かつ迅速な開設と運営に必要な資機材の整備を検討する。

この際、自然災害に対する避難所の整備と連携させるとともに、外部資源の利用を計画するなど、効率的かつ現実的な整備に努める。

3 市町村営避難所の整備

(1) 市町村営避難所の確認

地域づくり推進部（市町村課）は、広域避難計画に基づき指定された市町村営避難所について、計画的に避難所の状況を確認し把握する。また、改善等が必要な場合、市町村に対して、避難所の適切な整備等について依頼する。

(2) 技術的支援

地域づくり推進部（市町村課）は、避難所の県下斉一な管理運営レベルを維持するため、市町村に必要な事項について技術的支援を行う。この際、総務部（人事企画課）及び危機管理局（原子力安全対策課、危機管理政策課）と連携する。

(3) 連絡体制の構築

ア 地域づくり推進部（市町村課）は、要避難地域及び避難先地域の自治体について、避難に関する連絡先及び市町村が運営する避難所の連絡方法及び連絡先等を常に把握する。

イ 把握すべき自治体

	担当	鳥取県	島根県
要避難地域	対策本部	—	島根県庁、市町村
	市町村課	米子市、境港市	—
避難先地域	市町村課	上記を除く市町村 市町村営避難所	—

4 資料の整備

危機管理局（原子力安全対策課）は、避難所として指定された施設の管理者と連携し、施設状況や周辺生活情報の地誌資料を整備する。

5 避難所における救援

総務部（人事企画課）は、避難所に対する救援（食糧・生活関連物資の供給、医療の提供、入浴）方法についてあらかじめ計画する。

V 避難所の設置・開設

1 方針

避難指示後、計画された避難所運営班を派遣して避難スケジュールに合わせて各避難所を速やかに開設し、避難実施までに開設作業が完了するよう、避難者の受入れ準備を完了する。

2 避難所の開設

(1) 開設の決定

ア 開設の準備

警戒事態（EAL1）の発生があった場合は、総務部長は、「広域避難所運営チーム」を設置して避難所開設の検討及び準備を開始する。この際、要避難地域に該当すると想定される市町村長にも同様の趣旨を連絡する。

あわせて、避難所に対する食糧等の供給についても、担当部局において検討及び準備を開始する。

イ 開設の指示

知事は、施設敷地緊急事態（EAL2）の発生があった場合は、早期に避難を行う鳥取①、鳥取②区域の避難者を受け入れる避難所について、開設作業の実施を指示する。この際、避難先市町村長にも同様の要請を行う。

また、全面緊急事態（EAL3）に進展し、放射性物質が放出された後、OILに基づく国からの「避難の指示」があった場合は、知事は、あらかじめ計画した県有施設における県直営避難所の開設を決定し、総務部長に指示する。あわせて、地域づくり推進部（市町村課）を通じて、市町村へ避難所の開設を要請するとともに、開設状況について把握する。

(2) 避難所の開設準備

ア 広域避難所運営チームの設置

警戒事態（EAL1）の発生の連絡を受けた総務部長は、直ちに実施部横断チームとして、「広域避難所運営チーム」を設置し、チーム統轄を行う本部を編成する。

なお、施設敷地緊急事態（EAL2）が発生し、知事が避難所開設作業の実施を指示したときは、「広域避難所運営チーム」は災害対策本部内のチームとして機能するものとする。

イ 避難状況の把握

広域避難所運営チーム本部は、開設した避難所への避難者の受入を円滑に行うため、対策本部において、避難者の避難状況を逐次把握する。

この際、バス等の公共交通機関による避難者の輸送状況及び自家用車等による避難者の避難状況を重点的に把握する。

なお、市町村の体制が整っていない、あるいは状況が錯綜していて避難状況に関する情報の入手が困難な場合は、必要に応じて現地に連絡員を派遣して現地の情報を収集する。

(3) 避難所の開設基準

ア 基準

総務部（人事企画課）は、県直営避難所毎に作成されている開設計画（マニュアル）に準拠して、各避難所を開設する。

この際、県下斉一の救援レベルの維持について留意する。

イ 原子力災害特有の基準

原子力災害による避難の特性を考慮した配慮を行う。

除染しきれない被ばく患者等の搬送について確認する。

具備すべき機能	内 容
避難退域時検査と簡易除染	一部の避難所においては、避難退域時検査（放射性物資による汚染の有無の確認）、簡易な除染及び健康相談を行うことにより、住民の不安を解消する。
安定ヨウ素剤の配布	一部の避難所において、安定ヨウ素剤の配布等を受けていない避難者に対応する。

(4) 避難所の開設

ア 避難所開設のスケジュール

島根原子力発電所において発生した事態の推移に応じて段階的な避難を行うことから、当該避難スケジュールに対応した避難所開設を行う。

なお、UPZ内の小、中、高等学校等の児童・生徒については、避難指示後に即時避難を行うことを想定し、一部の避難所は避難指示後直ちに開設できるよう警戒事態（EAL1）の発生段階から開設準備を行っておく。

避難所開設に要する目標作業時間は12時間とし、早期開設避難所及び早期の避難区分（鳥取①、鳥取②）に該当する避難所は施設敷地緊急事態（EAL2）の段階で開設作業に着手し、他の避難区分（鳥取③、鳥取④）に該当する避難所については早期開設避難所の開設準備完了後、順次、開設作業に着手することを原則とする。

避難所運営チームは、避難所開設のスケジュール及び当時の状況に基づき、避難所開設に必要な人的資源の最適な投入方法について検討する。

また、開設準備に時間的余裕がないことが予想されるため、まず居住スペースの確保など最小限の機能を準備し、事後段階的に機能を向上させる方法とする。

図 4.1 避難所開設スケジュール

事態の区分			警戒事態 (EAL1)	施設敷地非常事態 (EAL2)	全面緊急事態(EAL3)					避難受入 人数想定
避難区分	避難先地域	0h			H時 24h	H+5h 29h	H+10h 34h	H+15h 39h	H+20h 44h	
早期開設	先行避難者(児童・生徒等)	倉吉市、鳥取市								0.9万人
鳥取①	境港市からの避難者	鳥取市								1.15万人
鳥取②	境港市からの避難者	鳥取市								1.23万人
鳥取③	境港市・米子市からの避難者	鳥取市、倉吉市、岩美町、八頭町								1.5万人
鳥取④	米子市からの避難者	鳥取市、倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、琴浦町								3.32万人

: 避難所開設準備
 : 避難所開設作業(受入準備) : 避難実施

イ 避難住民の受入

(ア) バス等による避難者

避難住民の避難所への受入に際しては、避難者リスト等の情報を引き継ぐとともに、避難退域時検査等の実施状況についても確認する。

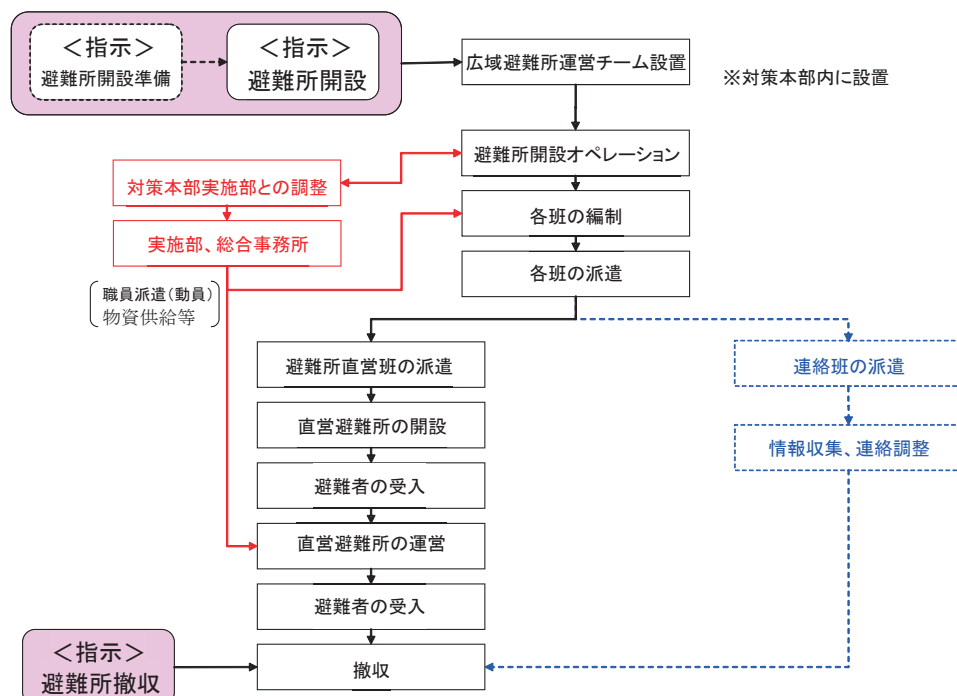
(イ) 自家用車等による避難者

自家用車により移動した避難者の受入に際しては、避難者の登録を行うとともに、避難退域時検査実施状況の確認を行い、必要に応じて、避難退域時検査を実施している避難所を案内し、避難者の汚染の有無を確認する。

(5) 避難所開設のフロー

避難所開設の流れは、「図 4.2 開設のフロー」に示すとおりである。

図 4.2 避難所開設のフロー



3 職員の動員

(1) 指示等

総務部（人事企画課）は、事前の動員計画に基づき、対策本部を通じて各部局に動員を指示する。

各部局は、動員の指示に基づき、職員を派遣する。この際、職員が出張等で不在の時は、部局内で調整する。

(2) 職員の見積

県直営避難所の運営に要する人員数は、「表 4.1 県直営避難所運営に係る人員見積り」に示すとおりである。

この見積りは、避難所規模、開設スケジュール及び開設後の時期に応じて、避難所の運営に必要なと思われる職員数を計算したものであり、それぞれの避難所の状況に応じて必要な調整を行う。

避難が指示された場合は、緊急時モニタリングや避難退域時検査、住民の避難誘導など多くの応急対応業務が発生し、職員数が不足することが想定されるため、他の自治体やボランティア、避難住民による自主運営など職員以外の人員を動員できるよう「広域避難所運営マニュアル」の整備等を行う。

表 4.1 県直営避難所運営に係る人員見積り

区分	1箇所あたり職員数(人)		避難所数	避難所運営に必要な職員数(人)					備考
	開設段階	運用段階		開設段階				運用段階	
				警戒事態(EAL1)	施設敷地緊急事態(EAL2)	全面緊急事態(EAL3)	鳥取県内避難指示(H時)	避難指示発出後11日目以降	
広域避難所運営チーム			—	5	5	5	5	5	
避難所直営班	16~23人	8~11人	22箇所	0	199	395	395	196	早期開設予備施設1を含む
計			22箇所	5	204	400	400	201	
				広域避難所運営チームによる事前準備開始	早期開設避難所、鳥取①、鳥取②の開設作業開始	鳥取③、鳥取④の開設作業開始	全避難所の開設	全避難所の運営	

注1: 避難所数には予備施設を含む。

注2: 鳥取県内避難指示発出後10日間程度を開設段階、以降を運用段階とした。

注3: 避難所は避難スケジュールに応じて順次開設される前提で見積もっている。

(早期開設避難所は児童・生徒の避難対応施設等6箇所を想定。)

(3) 人員の調整等

ア 職員の融通

職員の不足については、総務部（人事企画課）が作成する動員計画に基づき、総合事務所間及び本庁からの派遣により対応する。

イ 不足する人員への対処

現時点における人員の不足については、本庁の業務について、BCPにおいて定める非常時優先業務の精査、市町村や民間との役割分担、避難所運営業務を含む非常時優先業務のアウトソーシング、自衛隊の災害派遣などにより、人員を確保する。

なお、必要な人員が充足できない中で緊急対応が必要な場合は、早期開設避難所の開設作業実施後、当該避難所運営に最低限必要な人員を残し、他の避難所の開設作業に順次移行する。また、避難所施設の職員の協力を得るなどの対応も検討する。

ウ 留意事項

当初想定していない不測の業務が発生する可能性があるため、融通性のある職

員を確保した動員計画の作成が必要である。

また、市町村の体制が整わないなどの場合は、市町村対策本部等への連絡員の派遣が想定される。この場合における最大追加見積りは以下のとおりであり、さらに19人の職員が見込まれる。

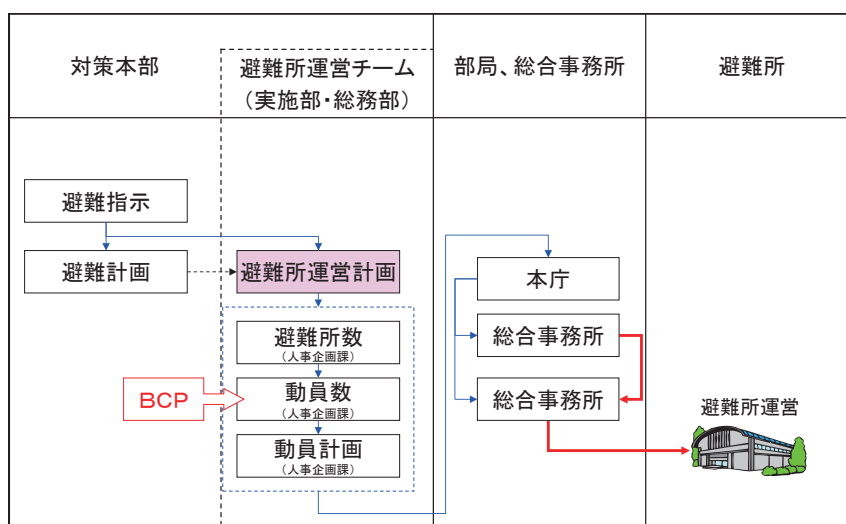
あわせて、県や市町村で対応できない業務が発生した場合でも対処できるように、今後、自衛隊の災害派遣についても計画しておく。

	1 箇所あたり	箇所数	必要人数	備考
連絡員	1 人	19 市町村	19 人	

(4) 職員動員の流れ

職員動員の流れは、「図 4.3 職員動員の流れ」に示すとおりである。

図 4.3 職員動員の流れ



4 市町村の支援

(1) 人員の支援

県は、市町村の避難所開設状況を把握し、必要があると認められる場合は連絡員を派遣し、状況を把握する。

(2) 食糧等の供給

県は、避難指示に基づく避難所の開設・設置にともない、食糧及び生活関連物資の供給準備を行う。

VI 避難所の管理・運営

1 方針

避難者が、できるだけ不便のない避難生活を送ることができるような救援を実施するとともに、自治会単位等の避難の特性を活かして、避難所の運営を避難者が自主的に行える自立的な体制づくりを目指す。

また、運営・管理に際しては、順次、ボランティアなど民間の外部人的資源を活用することなどで、段階的に自立的な運営を検討する。

2 実施体制

県直営避難所の管理運営の統括は、対策本部内に設置した広域避難所運営チームで行い、物資の供給など運営に必要な事項は、各実施部及び総合事務所と連携して行う。

また、広域避難所運営チームは、対策本部が行う市町村が運営する避難所に対する食糧供給及び物資供給などの「各種救援の支援」について業務支援する。

3 避難所の管理・運営要領

広域避難所運営チーム避難所直営班は、それぞれ担任する県直営避難所の管理・運営を「広域避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

4 職員の動員

総務部（人事企画課）は、職員の動員体制を引き続き維持する。

国・自治体に対して応援を要請し、避難所運営に携わる職員を逐次これら職員と交代させることに留意する。

この際、NPO、NGO等をはじめとする民間団体との協力についても検討する。

また、職員の健康上からも、逐次交代することを計画する。交代要員については、派遣元部局等内からの交代を原則とする。

5 物資の供給（食糧、生活関連物資）

(1) 構想

ア 当初の状況不明時

避難所開設当初については、状況不明が予想され、食糧や生活関連物資の必要数が判明せずに、正確を期した場合、結果として遅れるおそれがある。

このため、避難計画に基づき、計画された避難者分に対する数量を推進補給する（プッシュ型の物資等の供給）。この際、避難者数に関する非常に精度の高い情報が入手できた場合は、物資供給に遅れが生じないことを前提に、数量を調整する。

イ 避難所の状況が把握できた場合

避難者数や避難者の状況が把握できるようになった段階で、避難所からの請求による物資の供給に変更する。

なお、避難所からの請求は、「広域避難所運営マニュアル」において定める統

一的な様式に基づいて実施する。

(2) 実施体制

広域避難所運営チームは、避難所からの情報等に基づき、必要量を取りまとめ、所管する実施部に調達と供給を依頼する。

項目	主担当
食糧	農林水産部（生産振興課）
生活関連物資	生活環境部（くらしの安心推進課）
物資の配送	商工労働部（通商物流課）

(3) 県直営避難所への物資供給

物資は、県の物資集積拠点を經由して各避難所へ供給する。

ただし、消費期限の短い食糧等、集積拠点を經由することがなじまないもの、メーカー等からの直接配送が有利であるものについては、必要に応じて各避難所への直接供給を行う。

6 市町村への支援

(1) 人員の支援

ア 人員支援に当たっての基本的考え方

市町村が運営する避難所支援のための初動における職員派遣は、県の原子力災害に係る非常時優先業務に投入すべき人的資源が逼迫していることから、市町村長からの要請により対応が可能な範囲内で派遣する。

なお、県から避難所運営支援の職員を派遣した場合においても、応援の他自治体やボランティア、NPO等の団体に支援業務を早期に移行する。

また、地域づくり推進部（市町村課）は市町村に対して、平素より、避難所開設を迅速に行えるための体制づくりを依頼する。

イ 避難所の運営

本部長（知事）は、市町村からの避難所支援に関する人員の派遣要請があったときは、当該市町村に応援の職員を対応が可能な範囲内で派遣する。

ウ 避難所との連絡調整

市町村の混乱等により、避難所の状況が入手できず、県として市町村が運営する避難所の支援に支障を来すおそれがあると判断されるときは、当該市町村役場に連絡員を派遣し、状況の把握と県の方針を連絡する。

この際、連絡員に対する通信手段の確保に留意する。

(2) 食糧等の供給支援

県は、避難指示に基づく避難所の開設・設置にともない、食糧及び生活関連物資の供給を開始する。

このため、市町村営避難所の必要分を取りまとめて、県直営避難所分とあわせて調達する。

当初は、避難所における人数を確定することが困難であり、数量把握による食糧等の供給の遅れを防止するため、計画に基づく数量を準備し、供給する。

食糧については、消費期限表示の食糧（弁当等）は供給者が避難所に直送し、賞味期限表示の食糧（缶詰等）は、供給者が県の物資集積拠点へ輸送し、県が物資集積拠点から市町村集積所へ輸送する体制とする。

生活関連物資については、市町村が各避難所に配送することを基本とするため、各避難先地域市町村が設置する集積所への配送を基本とする。しかし、県と同様に各避難所への直接配送が有利な場合は、必要に応じて直接配送を行う。

なお、避難所及び避難所開設市町村からの物資要求は、「広域避難所運営マニュアル」において定める統一的な様式に基づいて実施する。

7 民間活力の活用

(1) ボランティアの受付

地域づくり推進部（県民参画協働課）は、県社会福祉協議会と連携して県内外のボランティアの受付を行い、総務部（人事企画課）に情報を提供する。

総務部（人事企画課）は、提供された情報に基づき、必要な場合、避難所に派遣している職員数を調整する。

(2) 避難所運営に関する業務の委託

総務部（人事企画課）は、民間企業・団体、ノウハウのあるNPO・NGO等への業務委託が行われる場合は、避難所に派遣している職員数を調整する。

8 医療、衛生

(1) 救護所の設置

福祉保健部（医療政策課）は、総務部（人事企画課）と連携して、県直営避難所に必要に応じて救護所を設ける。設置に際しては、医療機関、消防署との連携を図る。

福祉保健部（医療政策課）は、必要に応じて医療救護班を避難所に派遣し、救護所の業務を補完する。

(2) 健康管理

各県直営避難所の責任者は、福祉保健部と連携し、健康診断、予防接種、精神衛生等の衛生業務を実施し、避難者の健康を良好に維持する。

(3) 防疫

各県直営避難所の責任者は、福祉保健部及び生活環境部と連携し、各避難所における消毒、水質検査、食品衛生指導等の防疫業務を実施し、感染症及び食中毒の予防・撲滅を図る。

9 安否情報

(1) 安否情報の収集、整理

避難所の運営責任者は、要避難地域の市町村職員と連携して情報の収集に協力する。また、各避難所にいる避難住民等について、事前に定めた項目について安否情報を収集し、整理し、対策本部の広域避難所運営チームに報告する。

広域避難所運営チームは、報告を受けた安否情報を地域づくり推進部に提供し、地域づくり推進部は該当する市町村に情報を提供する。

(2) 安否情報の提供

避難住民の家族等からの安否情報の照会に対する回答は、要避難地域市町村役場、避難先地域市町村役場、対策本部（地域づくり推進部）、各避難所で行う。

(3) 留意事項

この際、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行う。

10 行政サービスの提供

総務部（人事企画課）及び地域づくり推進部（市町村課）は、要避難地域の自治体が避難所において行う行政サービスの提供を支援する。

このため、各避難所に対する要避難地域の自治体の連絡員の派遣を要請するとともに、当該連絡員に対する行政サービス提供上の必要な支援を行う。

11 応急教育

教育委員会は、児童生徒の把握、市町村が行う小中学生に対する応急教育の支援、高校生の応急教育を行う。

12 安全の確保

(1) 防犯対策

警察は、施設運営責任者と連携して、避難所における避難者の安全確保に努める。

(2) 安全管理

各避難所の運営責任者は、施設の管理者と連携し、避難所が原因となる災害事故の原因を合理的に除去するため、適切な処置を講じるとともに、安全規律の維持に努める。

13 要配慮者への配慮

各避難所の運営責任者は、多様な特性に配慮した情報伝達や居住スペースの優先的な確保など要配慮者に配慮した避難所運営に努める。

VII 避難所の撤収

1 方針

自治会単位等で形成されている避難所のコミュニティを崩さない範囲で、避難者の状況に応じて、段階的に避難所を集約し、避難者がいなくなった段階で最終的に避難所を閉鎖し、撤収し、現状復帰する。

この段階については、当時の状況によるところが大きいため、大綱のみを計画しておく。

2 実施要領

仮設住宅への移動等により、避難所から避難者がいなくなった段階において、避難所撤収の指示に基づき、避難所を閉鎖し、撤収する。

撤収に際しては、施設管理者と協議し、すみやかに現状に復帰させる。

Ⅷ 参考資料

1 県直営避難所に係る避難者マッチング計画

市名	地区名	避難元	避難先		
		一時集結所	市町名	施設名	避難区分
境港市	渡地区	渡公民館・第三中学校・渡小学校	鳥取市	鳥取県立県民文化会館	A-②
			鳥取市	鳥取東高等学校	
	誠道地区	誠道小学校	岩美町	岩美高等学校	A-④
	上道地区	上道小学校	鳥取市	鳥取商業高等学校	A-③
	外江地区	市民体育館	鳥取市	鳥取産業体育館	A-①
	境地区	境小学校・境公民館	鳥取市	布勢総合運動公園	A-③
			鳥取市	鳥取湖陵高等学校	
	上道地区	第一中学校	鳥取市	鳥取緑風高等学校	A-③
余子地区	境高等・市民体育館	鳥取市	鳥取工業高等学校	A-③	
中浜地区	中浜公民館	八頭町	八頭高等学校	A-④	
米子市	崎津地区	崎津公民館・崎津小学校・美保中学校	鳥取市	青谷高等学校	B-②
			倉吉市	倉吉西高等学校	B-②
	和田地区	和田公民館・和田小学校	倉吉市	倉吉未来中心	B-①
	富益地区	富益公民館・弓ヶ浜中学校・弓ヶ浜小学校	湯梨浜町	東郷湖羽合臨海公園	B-③
	彦名地区	彦名公民館・彦名小学校	倉吉市	倉吉農業高等学校	B-③
			倉吉市	倉吉総合産業高等学校	
	河崎地区	河崎公民館・河崎小学校	北栄町	鳥取中央育英高等学校	B-④
	住吉地区	住吉公民館・住吉小学校・後藤ヶ丘中学校	倉吉市	倉吉東高等学校	B-③
倉吉市			倉吉体育文化会館		
加茂地区	加茂公民館・加茂小学校・加茂中学校	倉吉市	倉吉養護学校	B-④	
倉吉市	鳥取県立農業大学校				

2 県直営避難所一覧

NO	施設名	郵便番号	住所	避難退域時 検査 実施想定	早期開設 想定
1	鳥取県立県民文化会館	680-0017	鳥取市尚徳町101-5		○
2	鳥取県立鳥取産業体育館	680-0847	鳥取市天神町50-2		
3	布勢総合運動公園	680-0944	鳥取市布勢146-1	○	○
4	鳥取東高等学校	680-0061	鳥取市立川町5丁目210		
5	鳥取商業高等学校	680-0941	鳥取市湖山町北2丁目401		○
6	鳥取工業高等学校	689-1103	鳥取市生山111		
7	鳥取湖陵高等学校	680-0941	鳥取市湖山町北3丁目250		○
8	鳥取緑風高等学校	680-0945	鳥取市湖山町南3丁目848		
9	青谷高等学校	689-0595	鳥取市青谷町青谷2912		
10	岩美高等学校	681-0003	岩美郡岩美町浦富708-2		
11	八頭高等学校	680-0492	八頭郡八頭町久能寺725		
12	鳥取県立倉吉未来中心	682-0816	倉吉市駄経寺町212-5		○
13	鳥取県立倉吉体育文化会館	682-0023	倉吉市山根529-2	○	
14	鳥取県立農業大学校	682-0402	倉吉市関金町大鳥居1238		
15	倉吉東高等学校	682-0812	倉吉市下田中町801		
16	倉吉西高等学校	682-0925	倉吉市秋喜20		
17	倉吉農業高等学校	682-0941	倉吉市大谷166		
18	倉吉総合産業高等学校	682-0044	倉吉市小田204-5		
19	倉吉養護学校	682-0836	倉吉市長坂新町1231		
20	鳥取中央育英高等学校	689-2295	東伯郡北栄町由良宿291-1		
21	東郷湖羽合臨海公園	689-0706	東伯郡湯梨浜町藤津650		
22	智頭農林高等学校	689-1402	八頭郡智頭町智頭711-1		○

3 EALの定義（原子力災害対策指針より抜粋）

警戒事態	<p>警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない災害時要援護者等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p>
施設敷地緊急事態	<p>施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。</p>
全面緊急事態	<p>全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。</p>

4 OILと防護措置（原子力災害対策指針より抜粋）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※6}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

9 動 員 計 画

鳥取県総務部行財政改革局
人事企画課

平成25年3月15日 作成
平成26年3月14日 改訂
平成30年5月21日 改訂
令和2年3月24日 改訂

目 次

1	計画の目的	229
2	動員計画策定の考え方	229
3	職員動員の必要数	230
(1)	職員動員必要人数の見積もり	230
(2)	職員動員人数	231
(3)	県内市町村への支援	231
(4)	その他	231
4	職員の動員	232
(1)	動員の準備	232
(2)	動員数の調整	232
(3)	関係計画所管課との連絡調整	233
(4)	動員の指示	233
(5)	関係計画の動員必要人数及び各部局への割当て	233
(6)	職員動員に当たっての事前準備	235
(7)	動員者の健康管理	235
(8)	民間活力等の活用	235
(9)	他県等への派遣要請	235
5	今後の課題	235
6	関係機関連絡先一覧	236
(1)	関係機関	236
(2)	広域住民避難計画に係る別紙計画関係	236

(参考資料)

- ①各関係計画の必要動員人数内訳
- ②動員計画基礎データ（所属別）

1 計画の目的

この計画は、島根原子力発電所において過酷事故（シビアアクシデント）が発生した場合に、防護措置としての避難を迅速かつ的確に実施し、住民の安全安心を確保するために策定した鳥取県広域住民避難計画（以下「広域住民避難計画」という。）に基づき、具体の各種計画（以下「関係計画」という。）の実施に際して必要となる本県の職員（知事部局、企業局、病院局、教育委員会局（公立高等学校の教職員を含む。）、県議会及び各種委員会の職員をいう。以下同じ。）の動員をあらかじめ策定することを目的とする。

【関係計画】 広域住民避難計画において定めることとされている計画

平常時モニタリング計画、緊急時モニタリング計画、避難計画、児童・生徒等避難計画、広域避難所運営計画、災害時要援護者避難計画、福祉避難所運営計画、食糧・生活物資等供給計画、輸送計画、緊急被ばく医療計画、動員計画、広報・情報伝達計画、損害賠償計画、対策本部計画

2 動員計画策定の考え方

広域住民避難計画においては、島根原子力発電所の事故発生から、被災した地域の原子力緊急事態解除宣言後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでを範囲としているところである。

この計画については、特に迅速な対応が求められる事故発生から1ヶ月間に必要な職員動員について定めることとし、事故発生1ヶ月後以降の動員計画については、複合災害を含めた被災状況や関連計画の進捗状況等を踏まえた上で、より実情に即したものとなるよう職員動員数等を見直していくこととする。

3 職員動員の必要人数

(1) 職員動員必要人数の見積り

職員動員必要人数は、【表①】及び【表③】のとおり、避難時間推計シミュレーションに基づく警戒事態発生時点（緊急時活動レベル1（EAL1））から緊急時防護措置を準備する区域（UPZ（およそ5～30km））の避難指示が発出された日（H）+3日の間においては、最大で2,884人、H+10日時点では1,373人、H+20日時点では844人、H+30日時点では798人が必要である。

※動員必要人数は、関係計画ごとに必要となる職員の動員必要人数を取りまとめたもので、EAL～H+3日間については24時間体制で対応するものは2交替勤務で計上

【表①】職員動員必要人数(EAL～H+3の間を2交替勤務とした場合)

(単位:人)

区分	動員必要人数							
	EAL1~3	H	H+1	H+2	H+3	H+10	H+20	H+30
総数 a	1,536	2,623	2,884	2,784	2,200	1,373	844	798
職員総数	5,665							
職員動員可能人数 b	1,205							
差引不足数 b-a	▲311	▲1,418	▲1,679	▲1,579	▲995	▲168	361	407

※職員総数は、知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び各種委員会の職員総数

※職員動員可能人数は、医療福祉施設、緊急時対応所属、西部地区の所属及びBCP等を考慮した上での動員可能な職員総数

(2) 職員動員人数

職員の動員必要人数に対して、医療福祉機関、緊急時対応所属、西部地区（米子市・境港市）の所属及びBCP（業務継続計画）等を考慮した上での職員動員可能人数は1,205人であり、EAL～H+3日時点において最大で1,679人の不足が生じることとなる。

これらの不足数については、行財政改革局人事企画課（以下「人事企画課」という。）が、事故発生後速やかに災害時応援協定に基づき、【表②】のとおり近隣県へ派遣要請を行い、動員人数の確保に努める。

【表②】:他県への派遣要請人数(EAL～H+3)

(単位:人)

派遣要請必要数	派遣要請県(要請人数)	備考
約400人	兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県 高知県(それぞれ50～60人程度派遣要請)	災害時応援協定に基づく応援要請

また、職員の動員や他県からの派遣要請以外にも、迅速かつ円滑な住民避難が遂行できるよう、県内で活動する災害救援を行うボランティア団体等に対して協力を要請するとともに、その他のボランティアの受入れを行うなど民間活力を最大限活用する。

これらの他県からの派遣職員や民間活力の活用により、動員者の健康管理にも配慮した動員計画となるよう適宜見直しを行う。

なお、これらの動員必要人数には、救護所等における医療活動等に必要な医師、看護師等の人数は含まれていない。これらの資格専門職については、関係計画所管課においてあらかじめ関係機関等を通じて人員確保策を講じているところであるが、必要に応じて人事企画課においても他県への派遣要請を行う。

【表③】関係計画ごとの職員動員必要人数

(単位:人)

関係計画	動員必要人数							
	EAL1~3	H	H+1	H+2	H+3	H+10	H+20	H+30
計	1,536	2,623	2,884	2,784	2,200	1,373	844	798
緊急時モニタリング計画	55	55	55	55	55	55	55	55
避難計画	80	80	80	80	80	80	0	0
広域避難所運営計画	527	527	527	527	527	475	257	257
災害時要援護者避難計画	18	18	18	18	18	18	18	18
福祉避難所運営計画	134	134	134	134	134	134	134	134
食糧、生活物資等供給計画	48	54	54	54	54	78	78	62
輸送計画	4	4	4	4	4	0	0	0
原子力災害医療計画	166	761	860	760	712	163	82	82
広報・情報伝達計画	40	40	40	40	40	60	60	30
広域住民避難計画	324	810	972	972	432	162	0	0
損害賠償計画	0	0	0	0	4	8	20	20
対策本部計画	140	140	140	140	140	140	140	140

(3) 県内市町村への支援

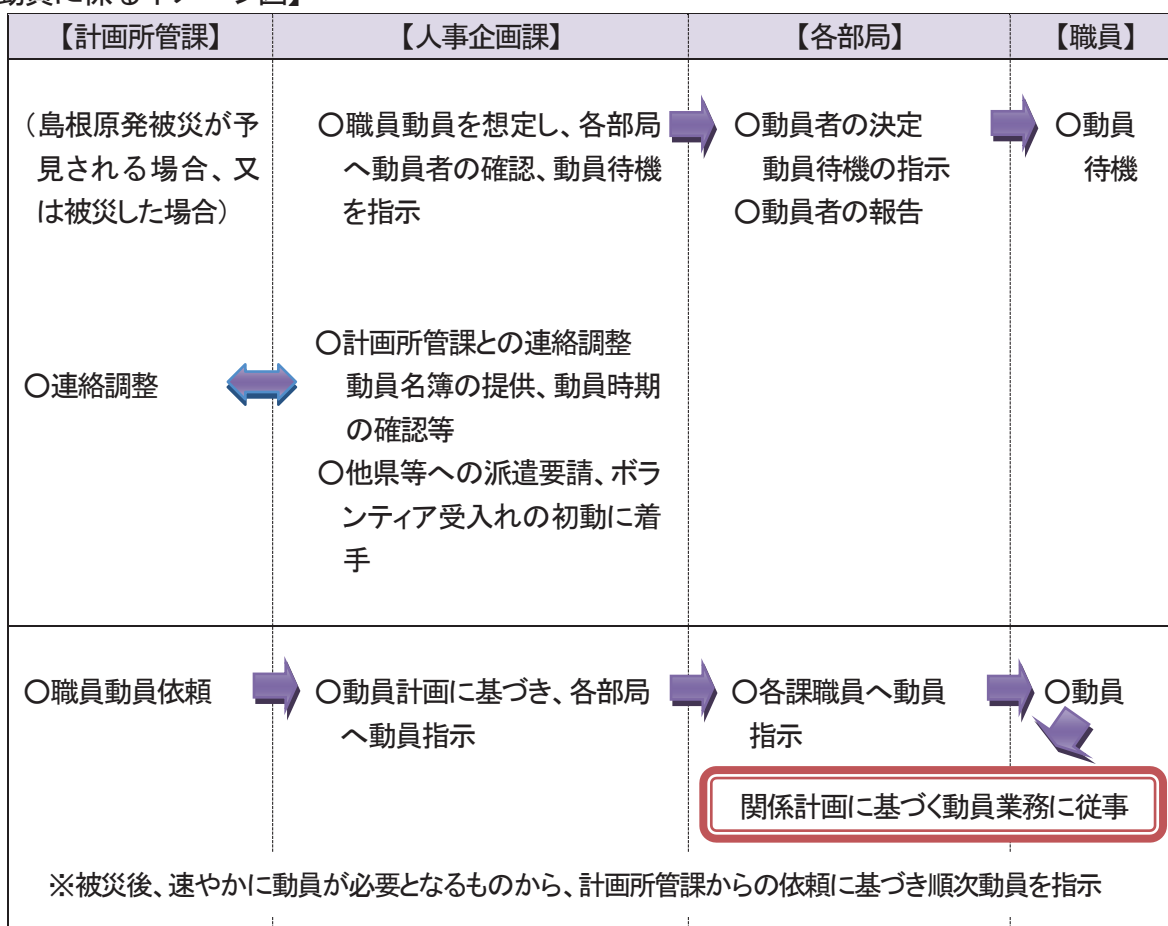
本県が分担する業務以外にも、住民避難に関して米子市及び境港市が分担する業務、又はその他の県内市町村が避難所運営等で分担する業務について、当該市町村において対応すべき職員が不足する場合は、原則として各市町村において必要数を確保するものの、他県からの職員派遣の受入れ状況やボランティアの活用により、余力が生じる場合にあっては各市町村からの要請を受けて可能な範囲内で職員を派遣する。

(4) その他

原子力災害以外の災害が併せて生じた場合にあっては、本計画との優先順位を踏まえた上で、他災害への職員動員についても対応措置を講じる。

4 職員の動員

【動員に係るイメージ図】



(1) 動員の準備

人事企画課は、島根原子力発電所の被災が予見される場合、又は被災した場合、災害対策本部からの職員動員指示の発出前に職員動員を想定し、各部局に対して、動員者の決定及び動員待機を指示する。

各部局は、動員者の決定後、速やかに人事企画課に動員者を報告する。

(2) 動員数の調整

各部局における職員動員数は【表④】のとおりとする。

なお、(1)により部局内の調整をもってしても所要人数を確保できない場合は、各部局は速やかに人事企画課に報告する。

人事企画課は、当該報告があった場合には部局間での動員人員を調整する。

【表④】 各部局における職員動員数 (単位：人)

区分	職員定数	職員動員数	区分	職員定数	職員動員数
令和新時代創造本部	64	26	会計管理局	43	15
交流人口拡大本部	83	22	中部総合事務所	233	93
危機管理局	49	0	西部総合事務所	373	0
総務部	252	84			
地域づくり推進部	142	53	知事部局 計	2,715	759
福祉保健部	350	79	企業局	43	15
子育て・人財局	112	31	病院局	1,278	2
生活環境部	173	50	教育委員会	1,573	407
商工労働部	97	36	県議会事務局	23	9
農林水産部	452	154	各種委員会	33	13
県土整備部	292	116	総計	5,665	1,205

(参考)各部局への動員人数配分の考え方

医療福祉施設(総合療育センター、皆成学園、中央病院、厚生病院)、緊急時対応所属(危機管理局各課、衛生環境研究所、原子力環境センター)、西部地区に所在する所属及びBCPIに必要な職員数は、動員の基礎となる職員定数から控除した上で、各課各部局における動員人数を設定

(3) 関係計画所管課との連絡調整

人事企画課は、各部局への動員の準備と併せて、関係計画所管課に対して、動員業務の開始時期、動員者の集合場所その他必要事項を確認するとともに、動員者名簿を提供する。

(4) 動員の指示

人事企画課は、関係計画所管課から動員要請があった場合、各部局を通じて職員へ動員を指示する。

(5) 関係計画の動員必要人数及び各部局への割当て

EAL 1～H+3日における関係計画の動員必要人数に対して、各部局が受け持つ担当は【表⑤】のとおりとする。また、H+3日以降の割当てについても、原則として関係計画ごとに割り当てた担当部局の職員で対応する。

【表⑤】関係計画ごとの必要動員数及び部局割当て（EAL1～H+3日）

（単位：人）

関係計画	動員必要人数 a					部局配分	計 b	差引 b-a (H)	備考 (計画所管課)
	EAL1~3	H	H+1	H+2	H+3				
計	1,536	2,623	2,884	2,784	2,200		1,205	▲ 1,418	
緊急時モニタリング計画	55	55	55	55	55	生活環境部 25	25	▲ 30	原子力安全対策課
避難計画	80	80	80	80	80	交流人口拡大本部 22 会計管理局 15	37	▲ 43	原子力安全対策課
広域避難所運営計画	527	527	527	527	527	総務部 54 農林水産部 149 中部総合事務所 93	296	▲ 231	人事企画課
災害時要援護者避難計画	18	18	18	18	18	福祉保健部 10	10	▲ 8	福祉保健課
福祉避難所運営計画	134	134	134	134	134	福祉保健部 30 子育て・人財局 31 企業局 15 各種委員会 13	89	▲ 45	福祉保健課
食糧、生活物資等供給計画	48	54	54	54	54	生活環境部 25 商工労働部 5 農林水産部 5	35	▲ 19	くらしの安心推進課 通商物流課 生産振興課
輸送計画	4	4	4	4	4	地域づくり推進部 2	2	▲ 2	地域交通政策課
原子力災害医療計画	166	761	860	760	712	福祉保健部 39 県土整備部 66 病院局 2 教育委員会 200	307	▲ 454	健康政策課 医療政策課 医療・保険課
広報・情報伝達計画	40	40	40	40	40	令和新時代創造本部 10 地域づくり推進部 10	20	▲ 20	広報課 県民参画協働課
広域避難所運営計画	324	810	972	972	432	令和新時代創造本部 16 地域づくり推進部 41 県土整備部 50 教育委員会 207	314	▲ 496	原子力安全対策課
損害賠償計画	0	0	0	0	4	—	0	0	政策法務課
対策本部計画	140	140	140	140	140	総務部 30 商工労働部 31 県議会 9	70	▲ 70	原子力安全対策課
※ H+3日以降も、各計画ごとに割り当てた担当部局の職員を動員									
※ 動員必要人数の概ね5割を配分									
※ 不足数は、他県からの派遣職員、ボランティア等を充当									

(6) 職員動員に当たっての事前準備

関係計画所管課は、動員者を業務に従事させるに当たり、事前に動員者に対して業務内容の説明、その他動員に必要な事項（諸注意、心構え、個人携行品等）について周知する。

なお、業務内容の説明その他動員に必要な事項、及び動員業務に従事するに当たって必要な被服等並びに動員業務の従事場所への移動手段については、あらかじめ関係計画所管課が準備、確保しておくものとする。

(7) 動員者の健康管理

関係計画所管課は、動員者の健康管理に留意した上で、動員業務に従事させる。

なお、健康管理上支障が生じた場合にあっては、行財政改革局職員支援課（以下「職員支援課」という。）にその旨報告する。

職員支援課は、関係所管課に対して職員の健康管理面における必要な助言、指導を行うとともに、人事企画課に当該状況等を報告する。

人事企画課は、職員支援課の助言・指導内容等を踏まえ、必要に応じて動員者の交替や動員人数等の見直しを行う。

(8) 民間活力等の活用

令和新時代創造本部県民参画協働課は、人事企画課からの依頼に基づき、災害救援関係のボランティア団体及びNPO団体に協力の可否の確認を行うとともに、鳥取県社会福祉協議会等と連携して県内外のボランティアの受付を行い、当該受付状況等を人事企画課に報告する。

人事企画課は、提供された情報に基づき、動員者の交替や動員人数等の見直しを行う。

(9) 他県等への派遣要請

人事企画課は、事故発生後すぐに行う派遣要請以外にも、被災状況や職員動員状況等を踏まえ、動員要請が必要な場合にあっては、業務内容、派遣期間、派遣人数、希望する職種等必要な条件を把握した上で、速やかに他県等へ職員の派遣要請を行う。

5 今後の課題

・必要動員人数の迅速な確保

先述のとおり、事故発生直後から多数の職員動員が必要となるが、本計画では不足が生じている状況である。

避難地域住民が安全かつ迅速に避難できるよう、県職員、他県やボランティアの応援だけでなく、県内に所在する公的機関（国、市町村）や大学、民間企業など、より多くの団体と災害時における応援協定を締結し、災害時、緊急時に連携・対応できる体制づくりを検討することが必要である。

6 関係機関連絡先一覧

(1) 関係機関

項目	担当部署(連絡先)
(事故発生時の派遣要請) 災害時応援協定に基づく派遣要請	兵庫県企画県民部管理局人事課(078-362-3077) 岡山県総務部人事課(086-226-7217) 広島県総務局人事課(082-513-2239) 徳島県経営戦略部人事課(088-621-2041) 香川県総務部人事・行革課(087-832-3037) 愛媛県総務部人事課(089-912-2175) 高知県総務部人事課(088-823-9163)
国への派遣要請	総務省自治行政局公務員部公務員課(03-5253-5542)
全国知事会への派遣要請	全国知事会調査第二部(03-5212-9131)
中国地方知事会への派遣要請	広島県総務局人事課(082-513-2239)
関西広域連合への派遣要請	関西広域連合広域防災局(078-362-9818)
ボランティアの活用	地域づくり推進部県民参画協働課(0857-26-7070) 鳥取県社会福祉協議会(0857-59-6331)
本県における災害全般	危機管理局危機対策・情報課(0857-26-7278)
動員全般に関すること	総務部行財政改革局人事企画課(0857-26-7032)

(2) 広域住民避難計画に係る別紙計画関係

関係計画	担当部署(連絡先)
平常時モニタリング計画	生活環境部環境立県推進課星空環境推進室(0857-26-7206)
緊急時モニタリング計画	危機管理局原子力安全対策課(0857-26-7873)
避難計画	危機管理局原子力安全対策課(0857-26-7873)
児童、生徒等避難計画	教育委員会事務局体育保健課(0857-26-7526)
広域避難所運営計画	総務部行財政改革局人事企画課(0857-26-7884)
災害時要援護者避難計画	福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課(0857-26-7174)
福祉避難所運営計画	福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課(0857-26-7142)
食糧、生活物資等供給 計画	生活環境部くらしの安心推進局くらしの安心推進課(0857-26-7593) 商工労働部通商物流課(0857-26-7850) 農林水産部農業振興戦略監生産振興課(0857-26-7279)
輸送計画	地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課(0857-26-7098)
原子力災害医療計画	福祉保健部健康医療局健康政策課(0857-26-7857) 福祉保健部健康医療局医療政策課(0857-26-7188) 福祉保健部健康医療局医療・保険課(0857-26-7636)
広域住民避難計画	危機管理局原子力安全対策課(0857-26-7873)
動員計画	総務部行財政改革局人事企画課(0857-26-7032)
広報・情報伝達計画	令和新時代創造本部広報課(0857-26-7020) 地域づくり推進部県民参画協働課(0857-26-7752)
損害賠償計画	総務部政策法務課(0857-26-7494)
対策本部計画	危機管理局原子力安全対策課(0857-26-7873)

動員計画基礎データ(所属別)

【動員可能人数試算】

○緊急時対応所属、医療福祉関係機関、西部地区所在の所属は対象外

○BCP対応に必要なとなる職員数は各所属とも6割とし、動員可能数は動員対象外控除後定数×0.4とする

所属名	R1.7予算定数	動員対象外	動員対象外 の理由	動員対象外 控除後定数	動員可能数 (×0.4)
新時代創造課	13	0		13	5
政策調整課	8	0		8	3
広報課	12	0		12	5
女性活躍推進課	5	0		5	2
統計課	22	0		22	9
男女共同参画センター	4	0		4	2
令和新時代創造本部 計	64	0		64	26
ふるさと人口政策課	11	0		11	4
東京本部	15	15	県外	0	0
関西本部	10	10	県外	0	0
名古屋代表部	2	2	県外	0	0
観光交流局 観光戦略課	16	0		16	6
観光交流局 国際観光誘客課	9	0		9	4
観光交流局 交流推進課	15	0		15	6
観光交流局 まんが王国官房	5	0		5	2
交流人口拡大本部 計	83	27		56	22
危機管理政策課	10	10	緊急時対応	0	0
危機対策・情報課	12	12	緊急時対応	0	0
原子力安全対策課	13	13	緊急時対応	0	0
消防防災課	8	8	緊急時対応	0	0
消防防災航空センター	1	1	緊急時対応	0	0
消防学校	5	5	西部地区	0	0
危機管理局 計	49	49		0	0
総務課	18	0		18	7
財政課	20	0		20	8
政策法務課	11	0		11	4
税務課	12	0		12	5
営繕課	16	0		16	6
行政監察・法人指導課	11	0		11	4
情報政策課	10	0		10	4
行財政改革局 人事企画課	22	9	緊急時対応	13	5
行財政改革局 職員支援課	8	0		8	3
行財政改革局 資産活用推進課	9	0		9	4
行財政改革局 職員人材開発センター	5	0		5	2
人権局 人権・同和対策課	10	0		10	4
総合事務センター 庶務集中課	10	0		10	4
総合事務センター 物品契約課	5	0		5	2
公文書館	8	0		8	3
東部県税事務所	30	0		30	12
中部県税事務所	17	0		17	7
西部県税事務所	30	30	西部地区	0	0
総務部 計	252	39		213	84
市町村課	23	0		23	9
県民参画協働課	16	0		16	6
文化政策課	10	0		10	4
スポーツ課	15	0		15	6
中山間・地域交通局 中山間地域政策課	10	0		10	4
中山間・地域交通局 地域交通政策課	7	0		7	3
中山間振興統括本部	0	0		0	0
文化財局 文化財課	8	0		8	3
文化財局 とっとり弥生の王国推進課	15	0		15	6
東部地域振興事務所	17	0		17	7
埋蔵文化財センター	13	0		13	5
むきばんだ史跡公園	8	8	西部地区	0	0
地域づくり推進部 計	142	8		134	53
ささえあい福祉局 福祉保健課	22	0		22	9
ささえあい福祉局 福祉監査指導課	8	0		8	3
ささえあい福祉局 障がい福祉課	25	0		25	10
ささえあい福祉局 子ども発達支援課	7	0		7	3
ささえあい福祉局 長寿社会課	14	0		14	6

所属名	R1.7予算定数	動員対象外	動員対象外 の理由	動員対象外 控除後定数	動員可能数 (×0.4)
健康医療局 健康政策課	18	0		18	7
健康医療局 医療政策課	17	0		17	7
健康医療局 医療・保険課	14	0		14	6
皆成学園	63	63	医療福祉関係	0	0
総合療育センター	95	95	医療福祉関係	0	0
鳥取療育園	17	0		17	7
中部療育園	9	0		9	4
精神保健福祉センター	10	0		10	4
鳥取看護専門学校	9	0		9	4
倉吉総合看護専門学校	22	0		22	9
福祉保健部 計	350	158		192	79
子育て王国課	20	0		20	8
家庭支援課	10	0		10	4
総合教育推進課	9	0		9	4
福祉相談センター	26	0		26	10
倉吉児童相談所	12	0		12	5
米子児童相談所	18	18	西部地区	0	0
喜多原学園	17	17	西部地区	0	0
子育て・人財局 計	112	35		77	31
環境立県推進課	25	0		25	10
衛生環境研究所	27	27	緊急時対応	0	0
原子力環境センター	3	3	緊急時対応	0	0
循環型社会推進課	11	0		11	4
緑豊かな自然課	20	0		20	8
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	7	0		7	3
くらしの安心局 くらしの安心推進課	16	0		16	6
くらしの安心局 消費生活センター	5	5	西部地区	0	0
くらしの安心局 住まいまちづくり課	18	0		18	7
くらしの安心局 水環境保全課	14	0		14	6
食肉衛生検査所	12	12	西部地区	0	0
東部建築住宅事務所	15	0		15	6
生活環境部 計	173	47		126	50
商工政策課	12	0		12	5
立地戦略課	9	0		9	4
産業振興課	12	0		12	5
企業支援課	10	0		10	4
通商物流課	9	0		9	4
雇用人材局 雇用政策課	8	0		8	3
雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター	2	0		2	1
雇用人材局 産業人材課	8	0		8	3
雇用人材局 鳥取県立鳥取ハローワーク	5	0		5	2
雇用人材局 鳥取県立倉吉ハローワーク	2	0		2	1
雇用人材局 鳥取県立米子ハローワーク	2	2	西部地区	0	0
雇用人材局 鳥取県立境港ハローワーク	1	1	西部地区	0	0
産業人材育成センター	17	8	西部地区(米子校分)	9	4
商工労働部 計	97	11		86	36
農林水産総務課	13	0		13	5
農業大学校	16	0		16	6
経営支援課	13	0		13	5
農地・水保全課	19	0		19	8
農業振興戦略監 とっとり農業戦略課	21	0		21	8
農業振興戦略監 生産振興課	17	0		17	7
農業振興戦略監 畜産課	14	0		14	6
試験場統括本部	0	0		0	0
森林・林業振興局 林政企画課	11	0		11	4
森林・林業振興局 県産材・林産振興課	9	0		9	4
森林・林業振興局 森林づくり推進課	12	0		12	5
水産振興局 水産課	16	0		16	6
東部農林事務所	77	0		77	31
農業試験場	23	0		23	9
園芸試験場(本場)	30	0		30	12
園芸試験場(分場)	13	0		13	5
鳥獣対策センター	4	0		4	2
病害虫防除所	0	0		0	0
畜産試験場	22	22	西部地区	0	0
中小家畜試験場	12	12	西部地区	0	0

所属名	R1.7予算定数	動員対象外	動員対象外の理由	動員対象外 控除後定数	動員可能数 (×0.4)
鳥取家畜保健衛生所	6	0		6	2
倉吉家畜保健衛生所	15	0		15	6
西部家畜保健衛生所	10	0	西部地区	10	4
林業試験場	14	0		14	6
境港水産事務所	13	13	西部地区	0	0
水産試験場	18	18	西部地区	0	0
栽培漁業センター	13	0		13	5
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	13	0		13	5
市場開拓局 食のみやこ推進課	8	0		8	3
農林水産部 計	452	65		387	154
県土総務課	22	0		22	9
技術企画課	15	0		15	6
道路企画課	21	0		21	8
道路建設課	12	0		12	5
河川課	17	0		17	7
治山砂防課	15	0		15	6
空港港湾課	15	0		15	6
鳥取県土整備事務所	108	0		108	43
八頭県土整備事務所	61	0		61	24
鳥取港湾事務所	6	0		6	2
県土整備部 計	292	0		292	116
会計指導課	13	0		13	5
統括審査課	18	0		18	7
工事検査課	7	0		7	3
米子工事検査事務所	5	5	西部地区	0	0
会計管理局 計	43	5		38	15
地域振興局	19	0		19	8
福祉保健局	37	0		37	15
生活環境局	30	0		30	12
農林局	71	0		71	28
県土整備局	76	0		76	30
中部総合事務所 計	233	0		233	93
地域振興局	31	31	西部地区	0	0
福祉保健局	53	53	西部地区	0	0
生活環境局	49	49	西部地区	0	0
農林局	63	63	西部地区	0	0
米子県土整備事務所	86	86	西部地区	0	0
日野振興センター日野振興局	37	37	西部地区	0	0
日野振興センター日野県土整備局	54	54	西部地区	0	0
西部総合事務所 計	373	373		0	0
知事部局 計	2,715	817		1,898	759
経営企画課	12	0		12	5
工務課	5	0		5	2
東部事務所	19	0		19	8
西部事務所	7	7	西部地区	0	0
企業局 計	43	7		36	15
総務課	6	0		6	2
中央病院	840	840	医療福祉関係	0	0
厚生病院	432	432	医療福祉関係	0	0
病院局 計	1,278	1,272		6	2
教育総務課	20	0		20	8
教育環境課	12	0		12	5
教育人材開発課	20	0		20	8
教育センター	17	0		17	7
小中学校課	10	0		10	4
特別支援教育課	4	0		4	2
高等学校課	9	0		9	4
いじめ・不登校総合対策センター	2	0		2	1
社会教育課	8	0		8	3
図書館	25	0		25	10
人権教育課	8	0		8	3
博物館	28	0		28	11
体育保健課	10	0		10	4
東部教育局	7	0		7	3
中部教育局	6	0		6	2
西部教育局	7	7	西部地区	0	0
船上山少年自然の家	3	0		3	1

所属名	R1.7予算定数	動員対象外	動員対象外 の理由	動員対象外 控除後定数	動員可能数 (×0.4)
大山青年の家	3	3	西部地区	0	0
鳥取東高	73	0		73	29
鳥取西高	65			65	26
鳥取商業	49			49	20
鳥取工業	59			59	24
鳥取湖陵	69			69	28
鳥取緑風	39			39	16
青谷	39			39	16
岩美	37			37	15
八頭	71			71	28
智頭農林	45			45	18
倉吉東	70			70	28
倉吉西	37			37	15
倉吉農業	63			63	25
倉吉総合産業	57			57	23
鳥取中央育英	51			51	20
米子東	92	92	西部地区	0	0
米子西	72	72	西部地区	0	0
米子	50	50	西部地区	0	0
米子南	50	50	西部地区	0	0
米子工業	62	62	西部地区	0	0
米子白鳳	31	31	西部地区	0	0
境	54	54	西部地区	0	0
境港総合技術	96	96	西部地区	0	0
日野	43	43	西部地区	0	0
※特別支援学校は除く					
教育委員会 計	1,573	560		1,013	407
総務課、議事・法務政策課	23	0		23	9
県議会事務局 計	23	0		23	9
監査委員事務局	14			14	6
人事委員会事務局	11			11	4
労働委員会事務局	8			8	3
各種委員会 計	33	0		33	13
総計	5,665	2,656		3,009	1,205

各関係計画の必要動員人数内訳（EAL1～H+3日の間は2交替勤務で試算）

関係計画	種類	動員必要人数							
		EAL1~3	H	H+1	H+2	H+3	H+10	H+20	H+30
計	総数	1,536	2,623	2,884	2,784	2,200	1,373	844	798
	うち、外部人材の活用	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(96)	(236)	(236)
緊急時モニタリング計画	総数	55	55	55	55	55	55	55	55
	うち、外部人材の活用	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)
避難計画	総数	80	80	80	80	80	80	0	0
	うち、外部人材の活用	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
広域避難所運営計画	総数	527	527	527	527	527	475	257	257
	うち、外部人材の活用	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(130)	(130)
災害時要援護者避難計画	総数	18	18	18	18	18	18	18	18
	うち、外部人材の活用	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
福祉避難所運営計画	総数	134	134	134	134	134	134	134	134
	うち、外部人材の活用	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(67)	(67)	(67)
食糧、生活物資等供給計画	総数	48	54	54	54	54	78	78	62
	うち、外部人材の活用	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(20)	(20)	(20)
輸送計画	総数	4	4	4	4	4	0	0	0
	うち、外部人材の活用	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
原子力災害医療計画	総数	166	761	860	760	712	163	82	82
	うち、外部人材の活用	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
広報・情報伝達計画	総数	40	40	40	40	40	60	60	30
	うち、外部人材の活用	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
広域住民避難計画	総数	324	810	972	972	432	162	0	0
	うち、外部人材の活用	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
損害賠償計画	総数	0	0	0	0	4	8	20	20
	うち、外部人材の活用	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(10)	(10)
対策本部計画	総数	140	140	140	140	140	140	140	140
	うち、外部人材の活用	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

10 広報・情報伝達計画

令和2年3月
鳥取県

目 次

I 総則

1 計画の目的	245
2 計画の位置付け	245
3 計画の範囲	245
4 計画の対象	245
5 計画の見直し	245
6 各機関の役割分担	246

II 広報・情報伝達の実施

1 実施方針	246
2 広報・情報伝達手段	247
3 広報・情報伝達項目	248
4 関係機関との連携	250
5 報道機関との連絡調整	252
(1) 報道資料提供	252
(2) 公共情報コモンズ	252
(3) 放送要請	252
(4) 記者会見	253
6 要配慮者、一時滞在者への広報・情報伝達	253
(1) 障がい者、高齢者への広報・情報伝達	253
(2) 外国人への広報・情報伝達	253
(3) 観光客等一時滞在者への広報・情報伝達	253
7 相談窓口の設置	255
(1) 相談窓口の実施体制	255
(2) 相談窓口設置に係る広報	255

III 段階区分ごとの広報・情報伝達

1 警戒事態発生時（警戒本部設置）	255
2 施設敷地緊急事態の発生後から避難段階までの期間（対策本部設置）	256
(1) 施設敷地緊急事態時の対応	256
(2) 全面緊急事態時の対応	257
3 避難生活段階	258
(1) 広報・情報伝達	258
(2) 避難住民からの相談・問合せ対応	258

I 総則

1 計画の目的

この計画は、島根原子力発電所（以下、「島根原発」という。）において事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出等が発生した場合に、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「地域防災計画」という。）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）（以下、「広域住民避難計画」という。）に基づき住民等に対する広報・情報伝達を迅速かつ的確に実施し、住民の安心と安全を確保することを目的とする。

2 計画の位置付け

この計画は、広域住民避難計画の別紙計画（細部実施要領）として、住民等に対する広報・情報伝達に係る内容・方法を定める。

3 計画の範囲

この計画は、住民等への広報・情報伝達の迅速かつ的確な実施に必要となる内容等について、県災害警戒本部（以下、「警戒本部」という。）又は県災害対策本部（以下「対策本部」という。）が行う実施内容をベースに、関係機関との連携等について定める（警戒本部設置以前の対策については、危機管理局原子力安全対策課において対応する）。

従って、各関係機関における個別の実施内容は、それぞれの機関において別に定めるものとする。

また、本計画は、島根原発の事故等の発生に伴う広報・情報伝達の緊急度が特に高い、原子力災害対策を重点的に実施する地域（境港市全域及び島根原発から概ね 30 km圏内で米子市の地域防災計画（原子力災害対策編）に定める区域）の住民等への広報等を主な目的とするが、事故が起きた場合は、実際に住民広報が必要である全ての地域を対象とする。

4 計画の対象

本計画では、広域住民避難計画で定める各段階のうち、「避難準備段階」、「避難段階」、「避難生活段階」を対象とし、「復帰段階」及び「生活再建段階」の広報は、平常時の広報に準じて対応することとする。

5 計画の見直し

この計画は、地域防災計画、広域住民避難計画等の見直しが行われた場合や訓練により新たな知見が得られた場合等、必要に応じて随時見直しを行う。

6 各機関の役割分担

(1) 国（原子力事故対策本部又は原子力事故現地対策本部〔島根オフサイトセンター内設置〕）（以下、「OFC」という。）、鳥取県、境港市及び米子市の役割分担

OFC	<ul style="list-style-type: none">・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広範囲に広報する。・政府現地対策本部における記者会見等の調整、現地の記者からの問合せ対応・関係地方公共団体が実施する一般からの問合せへの対応支援
鳥取県	<ul style="list-style-type: none">・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット、原子力防災アプリ等を通じて県民に広報する。・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。
境港市 米子市	<ul style="list-style-type: none">・緊急事態、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。

(2) 警戒本部設置後の県内部における役割分担

- ・警戒本部又は対策本部事務局は、島根原発等から異常や事故に関する情報、通報等を受けた場合、関係機関へ直接又は県の各部局に伝達をする。
- ・各部局は、警戒本部又は災害対策本部事務局から伝達された島根原発に係る異常や事故に関する情報等を所管する関係機関等へ伝達する。

II 広報・情報伝達の実施

1 実施方針

警戒本部広報担当及び対策本部広報班（以下、「広報班」という。）は、広報に関するOFC、境港市、米子市との役割分担に基づき、災害概要、行動指示、県が実施する防災活動等について、一定時間間隔（概ね3時間（ただし、状況の変化によっては随時）を目安として状況に応じて判断）で、関係機関を通じて広報するとともに、地元報道機関、インターネット、原子力防災アプリ等の広報手段を駆使して、正確かつわかりやすい内容で迅速に広報するものとする。

この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。また、避難中の住民に対して、必要な情報（空間放射線量、避難所情報等）などの各種情報を提供する。

なお、広報活動の際には、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や外国語への自動翻訳を前提として表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障

い者等への情報伝達にも配慮する。

また、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞による広報等を実施するものとする。

2 広報・情報伝達手段

県、境港市及び米子市等は、島根原発におけるトラブル発生以降の経過（事象の変化）に応じて、次の広報手段等を効果的に活用して広報を行う。

表1 広報・情報伝達手段

区分	広報手段	広報主体 (伝達先)	県の所管部署 (伝達元)
報道機関に対するもの	①放送要請(テレビ・ラジオ)	報道機関	広報班
	②資料提供	報道機関	広報班
	③公共情報コモンズ(Lアラート)	報道機関	広報班
県が行うもの	①あんしんトリピーメール	広報班	同左
	②ツイッター	広報班	同左
	③フェイスブック	広報班	同左
	④とりネット(県公式ホームページ)	広報班	同左
	⑤とりネットモバイル (モバイル版県公式ホームページ)	広報班	同左
	⑥原子力防災アプリ	広報班	同左
	⑦道路情報板(県管理分)	県土整備部	同左
	⑧交通情報板	警察本部	同左
	⑨パトカー等での広報	警察本部	同左
	⑩県所管観光施設での直接広報	施設管理者	観光交流局
	⑪避難所(県営)での直接広報	総務部	同左
境港市、米子市等が行うもの	①防災行政無線	境港市、米子市	対策本部
	②広報車	境港市、米子市	対策本部
	③緊急速報(エリア)メール	境港市、米子市	対策本部
	④市所管施設での直接広報	境港市、米子市	対策本部
	⑤避難所(市町村営)での直接広報	避難所運営市町村	対策本部
その他の機関が行うもの	①道路情報板(国等管理分)	国土交通省、西日本 高速道路(株)	県土整備部
	②緊急情報配信(MICS)	境海上保安部	広報班
	③漁業無線	県漁業無線協同組合	農林水産部

3 広報・情報伝達項目

国等との役割分担に基づき、県（広報班）は、表2の広報時期ごとに必要な広報事項を速やかに関係機関に直接又は県の各部局を通じて情報伝達するとともに、表3の事項について報道機関へ情報提供を行い、あわせて、独自媒体による住民に対する広報を行う。

表2 住民に対する広報時期及び広報事項

広報時期	広報事項<必要最低限の情報>
警戒事象発生時、施設敷地緊急事態発生時、全面緊急事態発生時 (上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示等、状況に変化があった場合に、必要に応じて広報を実施)	島根原発の状況(今後の見込み) 放射性物質の放出の有無 身体・環境等への影響(モニタリング結果) 住民の方がとるべき行動 (警戒事業発生時:特別な対応は必要ないこと) (施設敷地緊急事態発生時:屋内退避の準備) (全面緊急事態発生以降:屋内退避の実施、避難準備、避難、安定ヨウ素剤の服用、スクリーニングの実施、飲食物の摂取制限等)
避難生活段階、復帰段階、生活再建段階	島根原発の状況(今後の見込み) 環境への影響(モニタリング結果) 被災者に対する生活支援(物資供給、ライフラインの状況等)に関する事 原子力災害医療に関する事 飲食物の摂取制限 各種相談窓口(住宅、生活資金、教育等)の情報

表3 報道機関への情報提供事項

事象等	情報提供事項<詳細情報>
警戒事象、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	施設の概要 事故等の状況(発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し) 環境への影響(モニタリング結果) 傷病者の発生状況 県の対応状況(現地確認、本部体制、本部会議の開催等) 住民への周知事項

避難生活段階、復帰段階、生活再建段階情報	島根原発の状況（今後の見込み） 事故等の状況（発生からの経過、今後の見通し） 環境への影響（モニタリング結果） 傷病者の状況等 県、市等の対応状況（本部体制等） 避難所の設置状況及び避難者数 被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関する事 原子力災害医療に関する事 飲食物の摂取制限 各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報
----------------------	---

警戒本部情報収集担当及び対策本部情報収集班（以下、「情報収集班」という。）は、国、島根県、市町村、関係機関等と連携して、災害等に係る各種情報の入手・整理を行い、対策本部等での情報共有を図るとともに、住民や報道機関への広報・情報提供事項を取りまとめ、広報班へ提供する。

（参考） 各種入手情報及び入手先

主な入手情報事項	情報入手先
①事故等の発生状況及び対応状況等	原子力事業者
②県・関係市町村の災害対策本部等の設置状況（住民からの問合せ先等含む）	境港市、米子市、県内市町村、島根県、OFC
③放射線モニタリングの測定結果	原子力事業者、県モニタリング本部（原子力環境センター）、島根県、OFC、EMC
④医療機関、救護所の開設状況	福祉保健部
⑤ 住民がとるべき措置（決定した防護対策） ア 屋内退避・避難準備 内容・区域の範囲・退避期間、立入り制限区域等 イ 避難 内容〔勧告・指示〕・区域の範囲・避難元地区、安定ヨウ素剤の服用指示、立入り制限区域等	OFC
⑥道路等の被害、交通規制・渋滞、迂回路の状況	県土整備部、警察本部
⑦バス、JR等の公共交通機関の運行状況、	地域づくり推進部

⑧避難車両（バス、JR）の進捗状況等 ・避難開始段階エリア（一時集結所）ごとの輸送運行の状況	地域づくり推進部
⑨安定ヨウ素剤の配付・服用状況	福祉保健部
⑩スクリーニングの実施状況	福祉保健部
⑪児童・生徒の避難に関する情報	教育委員会
⑫ライフライン（電気、ガス、水道等）の状況	各市町村
⑬飲料水、飲食物の摂取制限	O F C
⑭農林水産物の出荷制限	農林水産部
⑮避難所ごとの開設・運営情報 ・避難元地区、避難者数情報 等	各市町村(市町村営)、 総務部（県営）
⑯安否情報	地域づくり推進部
⑰生活物資配給、配食・給水等に関する情報	生活環境部、農林水産部
⑱教育等に関する情報	教育委員会
⑲各種相談窓口の情報	境港市、米子市、県各 部局
⑳自衛隊の活動状況	自衛隊

4 関係機関との連携

県（対策本部）は、広報・情報伝達の実施に当たっては、発信する内容のくいちがいにより住民に混乱が発生しないよう、国や境港市・米子市等関係機関との連携を密にし、広報すべき情報・時期を調整の上、関係機関へ直接又は県の各部局に情報を伝達する。

県の各部局は、対策本部から広報・情報伝達すべき情報を受けた場合は、所管する関係機関等へ情報を伝達する。

（1）市町村・防災関係機関への連絡

県（対策本部）は、市町村・防災関係機関に対して、事故等の発生状況、県等の対応状況、放射性物質の放出の有無及び放射線モニタリングの測定結果等について情報を伝達する。

（2）施設管理者等への連絡

県（各部局）は、県の所管する施設管理者・団体等に対して、事故等の発生状況、県等の対応状況、放射性物質の放出の有無及び放射線モニタリングの測定結果等について情報を伝達する。県から情報を受けた施設管理者・団体等は、施設利用者等

に対して事故等の発生情報、県等の対応状況等の情報を伝達する。

(3) 道路管理者への連絡

県（県土整備部）は、国土交通省等の道路管理者に対して、事故等の発生状況、県等の対応状況、放射性物質の放出の有無及び放射線モニタリングの測定結果、交通状況、避難経路・迂回路等について情報を伝達し、道路情報板を活用した住民等への広報を依頼する。

5 報道機関との連絡調整

県（広報班）は、事故等の発生状況、県等の対応状況、放射性物質の放出の有無及び放射線モニタリングの測定結果情報及び防護対策等の状況等について、報道機関に対して定期的に情報提供を行うとともに、緊急にテレビ、ラジオを通じた住民への広報が必要なときは、災害時における放送の要請に関する協定（以下、「放送要請協定」という。）を締結している放送事業者に対して放送要請を行う。

また、特に必要がある場合は、知事等による記者会見を実施する。

（1）報道資料提供

県（広報班）は、時間を定めて定期的（概ね3時間ごと）に報道機関に対して資料提供を行う。また、報道機関に提供した資料については、県公式ホームページにおいて情報提供を行う。

- ① 情報収集班は、原子力事業者、OFC、島根県、市町村、各部局等から入手した情報を情報伝達・情報提供用資料として取りまとめ、広報班へ提供する。
- ② 広報班は、情報収集班が取りまとめた資料を基に報道提供用の資料を作成し、報道機関に対し手渡し及びファクシミリにより資料提供する。

（2）公共情報コモンズ

県（広報班）は、時間を定めて定期的（概ね3時間ごと）に、（1）の報道提供資料の概要版的な位置づけとして被害件数等のテキストデータを報道機関に対して鳥取県災害情報システム（以下「システム」という。）を介して公共情報コモンズへ配信を行う。

- ① 情報収集班は、原子力事業者、OFC、島根県、市町村、各部局等から入手した情報を公共情報コモンズ配信用のテキストデータとして、システム内の「被害状況即報」画面において取りまとめ、広報班へ連絡する。
- ② 広報班は、情報収集班が取りまとめたテキストデータを報道提供用の資料として、システム内の「被害状況即報」画面において公共情報コモンズへ配信する。

（3）放送要請

施設敷地緊急事態発生後最初に開催される対策本部会議後、全面緊急事態発生後最初に開催される対策本部会議後、その他災害対策本部が必要と認めたときは、すみやかに放送要請協定に基づき、放送事業者に対し、住民に広報すべき事項（島根原発の状況（今後の見込み）、放射性物質の放出の有無、身体・環境への影響（モニタリング結果）、住民の方がとるべき行動）について、放送するよう要請する。

なお、放送事業者への要請は、以下により行う。

- ① 広報班は、住民への広報文案を作成し、対策本部会議に諮る。

- ② 広報班は、対策本部会議で了承された広報文案を添付した災害対策基本法第57条に基づく放送要請文を各放送事業者へファクシミリで送信の上、口頭（電話）により放送要請をする

(4) 記者会見

県は、事故等の状況を踏まえ、必要に応じて、知事又は危機管理局長による記者会見を行う。

なお、記者会見は、以下により行う。

- ① 対策本部において記者会見の実施を決定したときは、開始時間、会見内容、会見場所（災害対策本部室の近隣に臨時会見室を確保）等を定め、記者会見の開催について報道機関へ資料提供する。
- ② 記者会見中の司会進行は、広報班長が行う。
- ③ 記者会見で報道機関へ提供する資料は、「(1) 報道資料提供」と同様の役割分担により作成する。

6 要配慮者、一時滞在者への広報・情報伝達

(1) 障がい者、高齢者への広報・情報伝達

県（広報班）は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、認知症などにより情報の取得や理解が困難な方がいることを踏まえ、境港市、米子市及び関係機関等と連携して、広報車、防災行政無線、ラジオ等による音声情報やメール、ツイッター、原子力防災アプリ、ホームページ等による文字情報、音声読み上げ機能により、住民に広報すべき事項（島根原発の状況（今後の見込み）、放射性物質の放出の有無、身体・環境への影響（モニタリング結果）、住民の方がとるべき行動）について、迅速かつ滞りなく伝達する。

(2) 外国人への広報・情報伝達

県（広報班）は、観光交流局と連携して住民に広報すべき事項（島根原発の状況（今後の見込み）、放射性物質の放出の有無、身体・環境への影響（モニタリング結果）、住民の方がとるべき行動）について、とりネット（県公式ホームページ）を活用して、外国語（英語、韓国語、中国語）による情報の伝達を行う。その際、「やさしい日本語」や、外国語への自動翻訳を前提とした表現を使用する。

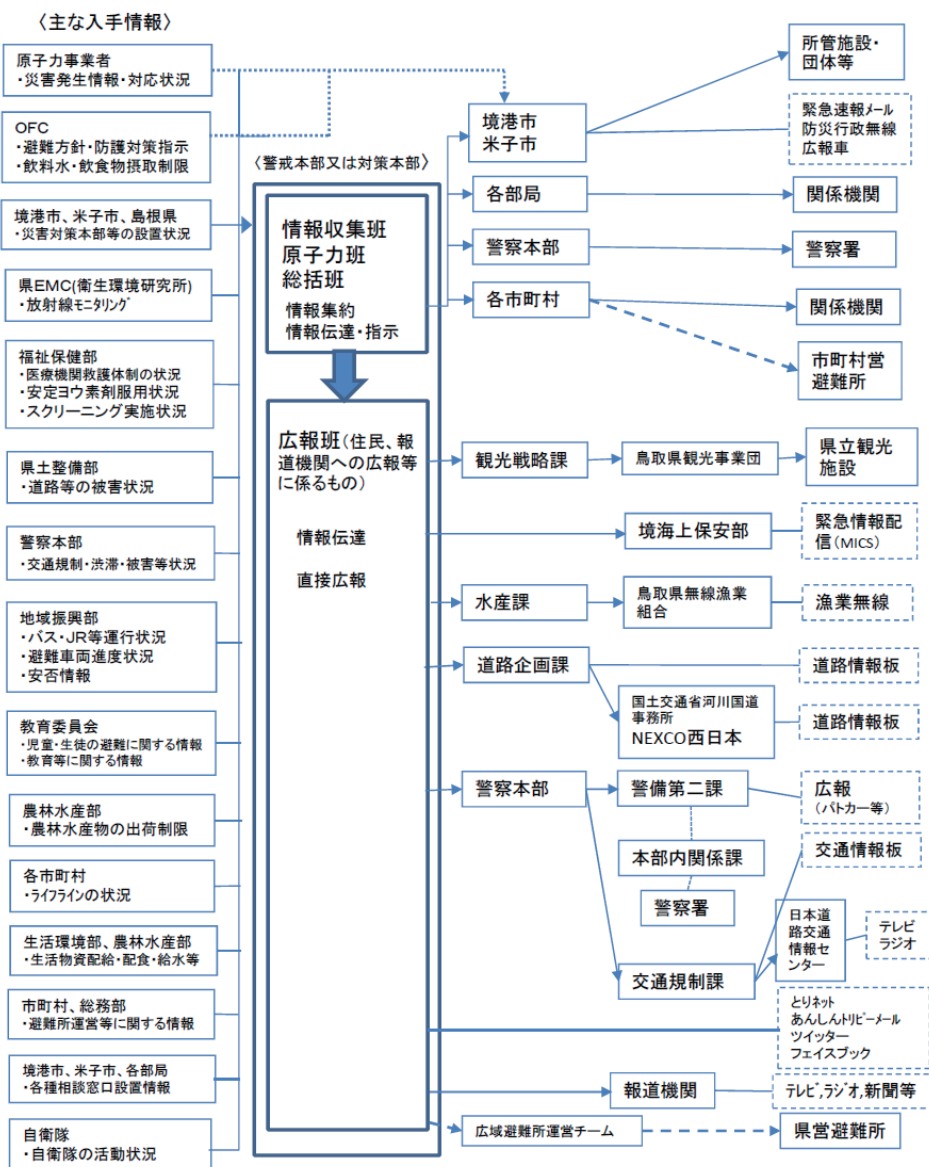
(3) 観光客等の一時滞在者への広報・情報伝達

県（交流人口拡大本部）は、所管する関係団体等を通じて、観光施設等において観光客等へ広報するとともに、旅行業者等に対して、観光客等への情報の提供を要請する。

特に外国人観光客に対して確実に情報が伝わるよう、以下の点に留意して情報の伝達を行う。

- ① 県（交流人口拡大本部）は、は、所管する関係団体等への情報伝達の際に、英語、韓国語及び中国語等の外国語による広報文案の作成に協力する。
- ② 関係団体等は、管理・運営する観光施設等において、施設内での放送や案内板等を活用して外国語による広報を行う。
- ③ 県（交流人口拡大本部）は、国際定期路線等の運航会社に対し、利用者向けの帰国便に係る情報提供、相談窓口の設置及び県等関係機関への情報提供を依頼する。

図 情報伝達経路概要図(警戒本部又は対策本部設置)



7 相談窓口の設置

県は、対策本部設置後、早期に専用電話を備えたワンストップの相談・問合せ窓口を広報班内に開設して住民等からの各種問合せに対応する。

(1) 相談窓口の実施体制

- ① 県（広報班）は、県公式ホームページの専用サイト内に相談窓口に関するコーナーを設けて、予想される相談内容に関する情報や国、県、市町村等に設置される各種相談窓口の連絡先等の情報を提供する。
- ② 相談窓口には、あらかじめ相談内容に対するQ&A集を準備するとともに、日々の相談実績を踏まえてQ&A集を充実し、相談の早期解決を図る。
- ③ 相談窓口には、相談・問合せニーズに対応できる人員体制を確保するとともに、外国人からの相談・問合せ等の状況を見極めながら、必要に応じて、英語、韓国語、中国語に対応できる職員の配置を検討する。

(2) 相談窓口設置に係る広報

県（広報班）は、対策本部内への相談窓口設置について、あんしんトリピーメール、ツイッター、原子力防災アプリ及び県公式ホームページ等の県広報媒体や報道機関への情報提供等により、住民等へ広報する。

Ⅲ 段階区分ごとの広報・情報伝達

各段階区分の住民等への広報・情報伝達においては、速やかに住民等へ事故の発生を知らせ、また心理的動揺や混乱を防ぐため、即時性と必要最低限の事実を確実に伝える注意喚起、詳細な情報を広く周知する詳細広報の実施を心がけ、その目的に応じて広報手段を選定する。

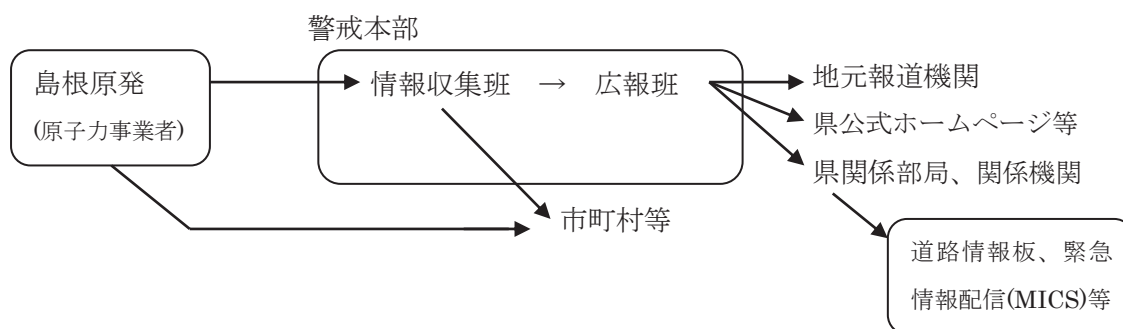
1 警戒事態発生時（警戒本部設置）

- ① 島根原発からトラブル発生の連絡があり、原子力規制委員会が警戒事態に該当すると判断した場合には、県民に対して必要な情報が確実に伝達されるよう、広報・情報伝達体制の整備に着手するとともに、以下の広報・情報伝達を行う。
- ② 島根原発からの警戒事態発生情報については、情報収集班が受信し整理の上、広報班へ提供する。
- ③ 広報班は、報道機関への資料提供、公共情報コモンズやあんしんトリピーメール、ツイッター、フェイスブック、原子力防災アプリ及び県公式ホームページ等による独自広報の実施、道路(交通)情報板、緊急情報配信(MICS)、漁業無線、県立観光施設での直接広報等に係る県の関係部局や関係機関への情報伝達を行う。

広報班からの情報発信は、基本的に3時間ごと（ただし、被害等の状況によっては随時）に行う。

- ④ 情報の伝達を受けた県の関係部局や関係機関等は、それぞれの広報手段の特性に合わせて、住民等への注意喚起や観光客等の一時滞在者へ帰宅の呼びかけを行う。

◆警戒事態発生時(警戒本部設置)



2 施設敷地緊急事態の発生後から避難段階までの期間（対策本部設置）

施設敷地緊急事態進展後は、住民等への注意喚起や一時滞在者への帰宅の呼びかけを引き続き実施するとともに、住民の屋内退避への準備等が着実に行われるよう、テレビ、ラジオや県公式ホームページ等による詳細広報を実施する。

また、住民等からの問合せに対応する窓口を整備する。

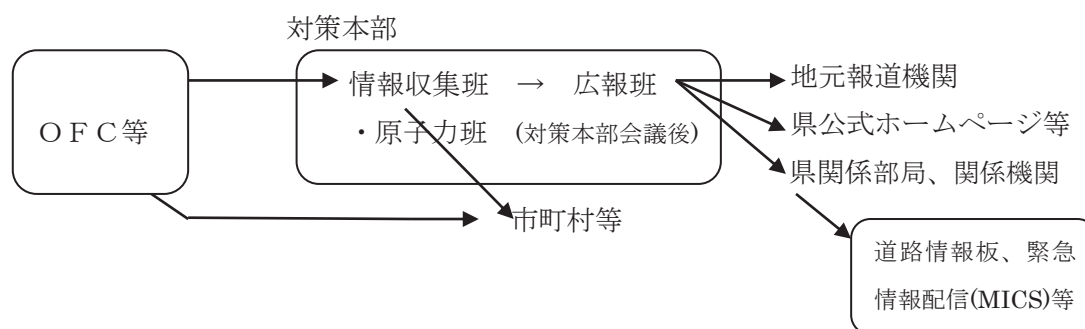
(1) 施設敷地緊急事態時の対応

- ① 原子力事業者、OFC、島根県等からの情報について情報収集班が受信し整理の上、広報班へ提供する。
- ② 広報班は、対策本部総括班（以下、「総括班」という。）及び対策本部原子力班（以下、「原子力班」という。）と連携して住民広報の文案を作成し、対策本部会議に諮る。
- ③ 広報班は、対策本部会議後、速やかに放送事業者に対して放送要請協定に基づく放送要請を行うとともに、報道機関への資料提供、公共情報コモンズやあんしんトリピーメール、ツイッター、フェイスブック、原子力防災アプリ及び県公式ホームページ等による独自広報の実施、道路(交通)情報板、緊急情報配信(MICS)、漁業無線、県立観光施設での直接広報等に係る県の関係部局や関係機関への情報伝達を行う。

なお、放送事業者への放送要請、県の関係部局や関係機関への情報伝達の際には、対策本部会議で了承された住民広報文を添付する。

- ④ 情報の伝達を受けた県の関係部局や関係機関等は、送付された住民広報文を基に、それぞれの広報手段の特性に合わせて住民等への注意喚起や観光客等一時滞在者への帰宅の呼びかけを行う。
- ⑤ 対策本部は、本部設置後早期に、専用電話を備えた相談・問合せ対応を行う場所を確保し、広報班は、当該場所にワンストップの相談・問合せ窓口を開設して住民等からの各種問合せに対応する。

◆施設敷地緊急事態時（災害対策本部設置）



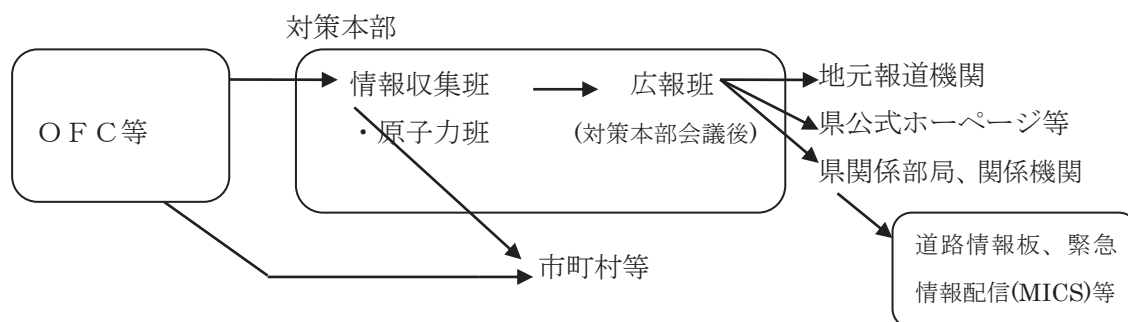
(2) 全面緊急事態時の対応

- ① 原子力事業者、OFC、島根県等からの情報について、情報収集班又は原子力班が受信し、情報収集班で整理の上、広報班へ提供する。
- ② 広報班は、総括班及び原子力班と連携して住民広報の文案を作成し、対策本部会議に諮る。
- ③ 広報班は、対策本部会議後、速やかに放送事業者に対して放送要請協定に基づく放送要請を行うとともに、報道機関への資料提供、公共情報 commons やあんしんトリピーメール、ツイッター、フェイスブック、原子力防災アプリ及び県公式ホームページ等による独自広報の実施、道路(交通)情報板、緊急情報配信(MICS)、漁業無線、県立観光施設での直接広報等に係る県の関係部局や関係機関への情報伝達を行う。

なお、放送事業者への放送要請、県の関係部局や関係機関への情報伝達の際には、対策本部会議で了承された住民広報文を添付する。

- ④ 情報の伝達を受けた県の関係部局や関係機関等は、送付された住民広報文を基に、それぞれの広報手段の特性に合わせて住民等への注意喚起や観光客等一時滞在者への帰宅の呼びかけを行う。
- ⑤ 広報班は、班内に開設した相談・問合せ窓口において、住民等からの各種問合せに対応する。

◆全面緊急事態時情報発信体制



3 避難生活段階

(1) 広報・情報伝達

避難生活段階は、避難住民の生活支援についての広報が中心となるため、避難所への紙媒体による情報提供、報道機関への情報提供、公共情報コモンズやホームページ等による詳細広報が主となる。また、避難生活の長期化等の状況を踏まえ、必要に応じて、臨時広報誌等の発行を検討する。

なお、各避難所への情報の伝達は、次により行う。

- ① 県営避難所：総務部（広域避難所運営チーム）を通じて行う。
- ② 市町村営避難所：対策本部から各市町村を通じて行う。

(2) 避難住民からの相談・問合せ対応

避難住民の多様なニーズに応じた個別の情報提供を行うため、広報班に設置した相談窓口において、各種の相談窓口と連携を図りながら避難住民からの相談・問合せに対応する。

なお、被害の収束状況や避難住民からの相談・問合せの収束状況を見ながら、相談窓口体制の縮小や平常時の体制への移行を判断する。

表4 広報体制(全体概要)

事象等	体制	区分等	資料作成者	情報収集班の対応事項		広報班の対応事項		各部署の対応事項
				関係先への アクション送信	米子市、 境港市の 対応	広報班が 直接対応 するもの	米子市、 境港市の 対応	
トラブル発生時	情報連絡室	トラブル発生通報等の連絡 (原子力事業者→県)	原子力事業者 (島根原発)	(原子力)安全 対策課 関係係課 米子市、境港市 県内市町村、 自衛隊、消防局、 指定公共機関、 指定地方公共機関	-	-	-	-
※		【トラブルに関する報道機関への資料提供】 ①施設の概要 ②事故等の状況(発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し) ③環境への影響(モニタリング結果) ④負傷者の発生状況 ⑤県の対応状況(情報連絡室設置、現地確認等)	原子力安全 対策課	(原子力)安全 対策課対応 報道機関 米子市、境港市 県内市町村、 自衛隊、消防局、 指定公共機関、 指定地方公共機関	-	-	-	-
警戒事象発生時	災害警戒本部	警戒事象発生通報等の連絡 (原子力事業者→県)	原子力事業者 (島根原発)	島根県、OFC、 米子市、境港市 県内市町村、 自衛隊、消防局、 指定公共機関、 指定地方公共機関	①防災行政無線 ②広報車 ③緊急速報(エリ ア)メール ④市所管の観光 施設等	①ホームページ ②トリビュメール ③ツイッター ④フェイスブック	①ホームページ ②トリビュメール ③ツイッター ④フェイスブック	①各社会福祉施設(長寿社会課) ②各医療機関(医療政策課) ③県薬剤師会(医療指導課) ④県放射線技師会(健康政策課) ⑤県医師会(福祉保健課) ⑥障がい者団体(障がい福祉課) ⑦市町村教育委員会(教育総務課) ⑧市町村保育担当課(子育て応援課) ⑨国立・私立学校(教育・学術振興課) ⑩食糧・生活物資協定締結事業者(生産振興課、くらしの安心推進課) ⑪県トラック協会(通商物流室) ⑫県バス協会、JR(交通政策課)等
警戒事象発生時		【事故等に関する報道機関への資料提供】 ①施設の概要 ②事故等の状況(発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し) ③環境への影響(モニタリング結果) ④負傷者の発生状況 ⑤県、市等の対応状況(本部体制、本部会議の開催等) ※本部会議開催の場合は、開催及び開催結果報告 【住民広報文】 ①島根原子力発電所の状況(今後の見込み) ②放射性物質の放出の有無 ③身体・環境への影響(モニタリング結果) ④住民の方が取るべき行動(特別な対応は必要ありませんが、県・市からの情報に注意してください)	広報班(情報収集班、原子力班) ※総括班 広報班(総括班、原子力班)	①報道機関への資料提供 ②公共情報サービス ③ホームページ	①道路情報板(道路企画課) ②交通情報板(交通規制課) ③パトカー等広報(警備第二課等) ④県立観光施設(観光戦略課) ⑤緊急情報配信(MICS)(境海上保安部) ⑥漁業無線(水産課)	①ホームページ ②トリビュメール ③ツイッター ④フェイスブック	①防災行政無線 ②広報車 ③緊急速報(エリ ア)メール ④市所管の観光 施設等 ※本部会議を開催しない場合	

※「トラブル発生時」は、危機管理原子力安全対策課対応となるが、広報体制の全体像を示すため参考記載した。

事象等	体制	区分等		情報収集班の対応事項			広報班の対応事項			各部局の対応事項		
		広報事項	資料作成者	関係先への アクションミソ送信	米子市、 境港市の 対応	広報班が 直接対応 するもの	米子市、 境港市の 対応	広報班が担当課等に情 報提供し対応するもの	県の各部局が本部会議の結果等 に基づき必要に応じて関係先に情 報提供するもの(主なもの)			
施設敷地緊急事態発生時	災害対策本部	施設敷地緊急事態発生通報等の連絡 (原子力事業者、OFC、島根県等一県)	原子力事業者、OFC、島根県等	県主管課 米子市、境港市 県内市町村、 自衛隊、消防局、 指定公共機関、 指定地方公共機関	①防災行政無線 ②広報車 ③緊急速報(エリ アメール) ④市所管の観光 施設等	①ホームページ ②トリビュター ③ツイッター ④フェイスブック	-	-	①各社会福祉施設(長寿社会課) ②各医療機関(医療政策課) ③県薬剤師会(医療指導課) ④県放射線技師会(健康政策課) ⑤県医師会(福祉保健課) ⑥障がい者団体(障がい福祉課) ⑦市町村教育委員会(教育総務課) ⑧市町村保育担当課(子育て応援課) ⑨国立・私立学校(教育・学術振興課) ⑩食糧、生活物資協定締結事業者(生産振興課、くらしの安心推進課) ⑪県トラック協会(通商物流室) ⑫県バス協会、JR(交通政策課) 等			
		【事故等に関する報道機関への資料提供】 ①施設の概要 ②事故等の状況(発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し) ③環境への影響(モニタリング結果) ④負傷者の発生状況 ⑤県、市等の対応状況(本部体制、本部会議の開催等) ⑥住民への周知事項 ※本部会議開催の場合は、開催及び開催結果報告	広報班(情報収集班、原子力班) ※総括班	島根県、OFC、 米子市、境港市 県内市町村、 自衛隊、消防局、 指定公共機関、 指定地方公共機関	①防災行政無線 ②広報車 ③緊急速報(エリ アメール) ④市所管の観光 施設等 ※本部会議を開催する場合	①放送要請 ②ホームページ ③トリビュター ④ツイッター ⑤フェイスブック	①防災行政無線 ②広報車 ③緊急速報(エリ アメール) ④市所管の観光 施設等 ※本部会議を開催しない場合	①道路情報板(道路企画課) ②交通情報板(交通規制課) ③パトカー等広報(警備第二課等) ④県立観光施設(観光戦略課) ⑤緊急情報配信(MICS)(境海上保安部) ⑥漁業無線(水産課) ※担当課等は、広報の実施又は関係機関へ広報を依頼	①各社会福祉施設(長寿社会課) ②各医療機関(医療政策課) ③県薬剤師会(医療指導課) ④県放射線技師会(健康政策課) ⑤県医師会(福祉保健課) ⑥障がい者団体(障がい福祉課) ⑦市町村教育委員会(教育総務課) ⑧市町村保育担当課(子育て応援課) ⑨国立・私立学校(教育・学術振興課) ⑩食糧、生活物資協定締結事業者(生産振興課、くらしの安心推進課) ⑪県トラック協会(通商物流室) ⑫県バス協会、JR(交通政策課) 等			
全面緊急事態発生時、避難段階	災害対策本部	全面緊急事態発生通報等の連絡 (原子力事業者、OFC、島根県等一県)	原子力事業者、OFC、島根県等	県主管課 米子市、境港市 県内市町村、 自衛隊、消防局、 指定公共機関、 指定地方公共機関	①防災行政無線 ②広報車 ③緊急速報(エリ アメール) ④市所管の観光 施設等 ※本部会議を開催する場合	①ホームページ ②トリビュター ③ツイッター ④フェイスブック	-	-	①各社会福祉施設(長寿社会課) ②各医療機関(医療政策課) ③県薬剤師会(医療指導課) ④県放射線技師会(健康政策課) ⑤県医師会(福祉保健課) ⑥障がい者団体(障がい福祉課) ⑦市町村教育委員会(教育総務課) ⑧市町村保育担当課(子育て応援課) ⑨国立・私立学校(教育・学術振興課) ⑩食糧、生活物資協定締結事業者(生産振興課、くらしの安心推進課) ⑪県トラック協会(通商物流室) ⑫県バス協会、JR(交通政策課) 等			
		【事故等に関する報道機関への資料提供】 ①施設の概要 ②事故等の状況(発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し) ③環境への影響(モニタリング結果) ④負傷者の発生状況 ⑤県、市等の対応状況(本部体制、本部会議の開催等) ⑥住民への周知事項 ※本部会議開催の場合は、開催及び開催結果報告	広報班(情報収集班、原子力班) ※総括班	島根県、OFC、 米子市、境港市 県内市町村、 自衛隊、消防局、 指定公共機関、 指定地方公共機関	①防災行政無線 ②広報車 ③緊急速報(エリ アメール) ④市所管の観光 施設等 ※本部会議を開催する場合	①放送要請 ②ホームページ ③トリビュター ④ツイッター ⑤フェイスブック	①防災行政無線 ②広報車 ③緊急速報(エリ アメール) ④市所管の観光 施設等 ※本部会議を開催しない場合	①道路情報板(道路企画課) ②交通情報板(交通規制課) ③パトカー等広報(警備第二課等) ④県立観光施設(観光戦略課) ⑤緊急情報配信(MICS)(境海上保安部) ⑥漁業無線(水産課) ※担当課等は、広報の実施又は関係機関へ広報を依頼	①各社会福祉施設(長寿社会課) ②各医療機関(医療政策課) ③県薬剤師会(医療指導課) ④県放射線技師会(健康政策課) ⑤県医師会(福祉保健課) ⑥障がい者団体(障がい福祉課) ⑦市町村教育委員会(教育総務課) ⑧市町村保育担当課(子育て応援課) ⑨国立・私立学校(教育・学術振興課) ⑩食糧、生活物資協定締結事業者(生産振興課、くらしの安心推進課) ⑪県トラック協会(通商物流室) ⑫県バス協会、JR(交通政策課) 等			

事象等	区分等		資料作成者	情報収集班の対応事項		広報班の対応事項		各部署の対応事項
	体制	広報事項		関係先への フックシミ送信	米子市、 境港市の 対応	広報班が 直接対応 するもの	米子市、 境港市の 対応	
避難生活段階 災害対策本部		原子力発電所の状況連絡 (原子力事業者、OFC、島根県等一県)	原子力事業者 者、OFC、島根 県等	県主管課 米子市、境港市 県内市町村、 自衛隊、消防局、 指定公共機関、 指定地方公共機関	-	①ホームページ ②トリビーマール ③ツイッター ④フェイスブック	各避難所での広報(広 域避難所運営チー ム等)	県の各部署が本部会議の結果等 に基づき必要に応じて関係先に情 報提供するもの(主なもの)
		【事故等に関する報道機関への資料提供】 ①施設の概要 ②事故等の状況(事故発生からの経過、今後の見通 し) ③環境への影響(モニタリング結果) ④負傷者の状況等 ⑤県、市等の対応状況(本部体制、本部会議の開催 等) ⑥避難所の設置状況及び避難者数 ⑦被災者に対する生活支援(物資供給、ライフライン の状況等)に関する事 ⑧被災者に対する医療に関する事 ⑨飲食物の摂取制限 ⑩各種相談窓口(住宅、生活資金、教育等)の情報 ※本部会議開催の場合は、開催及び開催結果報告 【住民への広報事項】 ①島根原案の状況(今後の見込み) ②環境への影響(モニタリング結果) ③被災者に対する生活支援(物資供給、ライフライン の状況等)に関する事 ④被災者に対する医療に関する事 ⑤飲食物の摂取制限 ⑥各種相談窓口(住宅、生活資金、教育等)の情報	広報班(情報収 集班、原子力 班)	島根県、OFC、 米子市、境港市 県内市町村、 自衛隊、消防局、 指定公共機関、 指定地方公共機関	-	①報道機関への 資料提供 ②公共情報コモ ン ス ③ホームページ	各避難所での広報(広 域避難所運営チー ム等)	①各社会福祉施設(長寿社会課) ②各医療機関(医療政策課) ③障がい者団体(障がい福祉課) ④市町村教育委員会(教育総務 課) ⑤市町村保育担当課(子育て応援 課) ⑥国立・私立学校(教育・学術派 興課) ⑦食糧、生活物資協定締結事業 者(生産派興課、くらしの安心推進 課) ⑧県トラック協会(通商物流室) ⑨県バス協会、JIR(交通政策課) ⑩各避難所(広域避難所運営チー ム)

